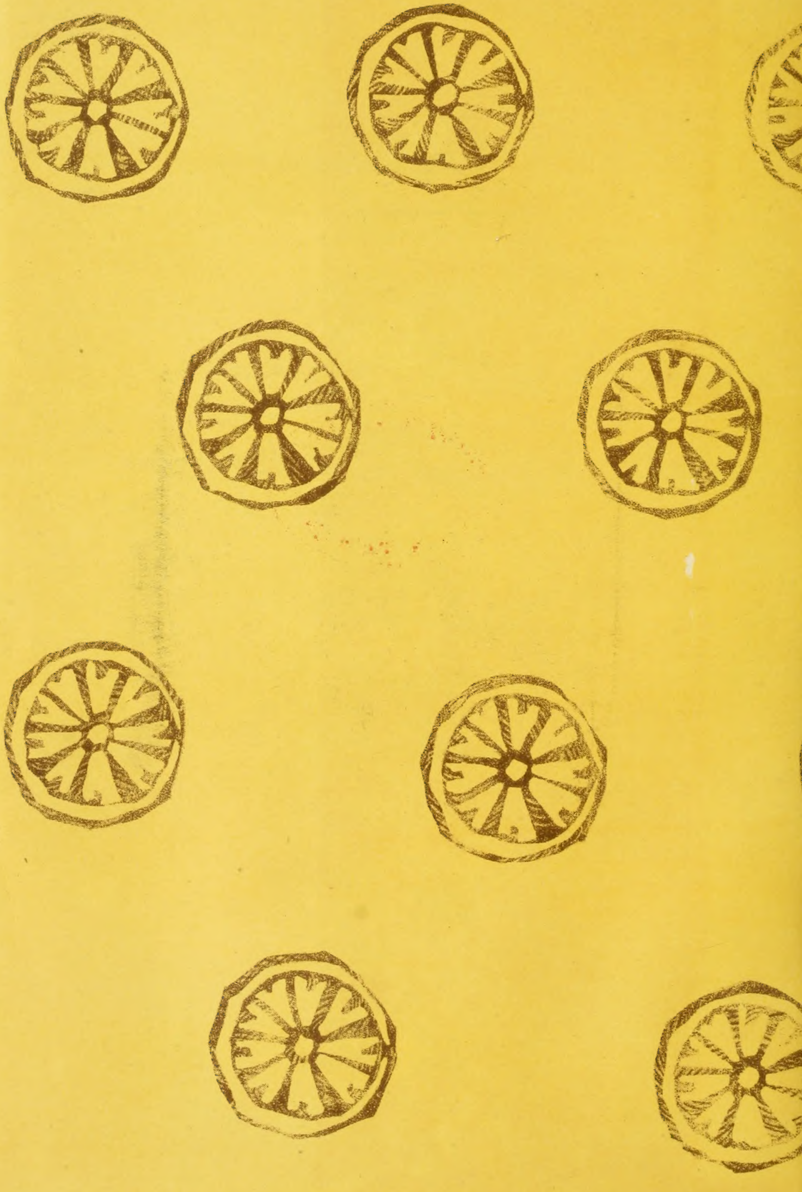




國譯大藏經

論部

第十一巻

目次

卷の第二

卷の第三

巻の第四

巻の第五

卷の第六

卷の第七

卷の第八

以　上

國譯阿毗達磨倶舍論序文

改めて言ふまでもなく、佛教學に於ける倶舍論の地位は極めて重要なものではあるけれども、有體に言へば、この論は決して理解し易きものではない。組織は整然としてゐるけれども、何分にも元來煩瑣なる教理、而もその圓熟し切つた有部の教相を背景として、その精要を殘らず、捕捉せんとした上に更に論部の教理に照らして、その長短を批評せんとした所もあるから、勢ひその教相の複雜にして難解なるを免れぬものがあるからである。ここを以てか、初め譯者が、この論の國譯を擔當することとなるや。正直に云へば可なりに躊躇せざるを得ざるものがあつた。

先づ第一に果して其任に堪へ得るや否やに就てであつた。勿論、一通りは倶舍の教相を理解してもゐれば、亦その背景となれる主なる經論も通讀して居り、殊に註釋となれば、光記、寶疏は勿論、稱友(Yaśomitra) の梵文註釋にも渉つてゐることなれば、大體上よりすれば、必ずしも其任に堪へざるものとは思はなかつた。乍併、微細の點に於て、而も古來より幾多の疑義を差挾まれ來れる法相に對して、果して間違なしに理解し、説明し、批評し得るやに就ては、所謂倶舍論專門家ならざる吾等としては、些か疑懼せざるを得なかつたのである。

第二に、假令、漢文に就ては、之を理解し說明し得るとしても、之を和譯することによりて、果して其眞を傳へ且つ和文としての體裁を備へ、而も讀者をして漢文よりも容易に理解せしめ得べきかに就て、疑懼し躊躇したのであつた。蓋し俱舍の漢譯は、その文體に於て可なりに窮屈を免れざるものあれば、之を直譯することとなれば、稍稍もすれば、和文としての體を失ひ、從つて往往にして、漢文のままよりも却て其意味を捕へ難からしむるの個所を生じはしまいかとの恐があるからである。

乍併、更に翻つて考ふるに、國譯の目的は元來、所謂、專門家を相手取りて俱舍研究の新機軸を發表せんとするのではない。寧ろ之より新に專門に進まんとするものの、手引として、若くは獨學にて一通り俱舍本論を理解せんとする者の爲めに、その道を開いてやる處に、その仕事の意義が存する、然らば、必ずしも一一、古來より論究し來られたるが如く、微に入り細に亙りて之を註解し批判するの必要もなかるべく、讀者に於ても、必ずしも之を要求しまい。從つて吾等の俱舍に關する知識を以てその解說に當るも必ずしも不適當でもあるまいではないかといふのが、即ち右の第一點に關する自己辯明であつた。又第二點に關しては、いかにも漢譯を更にそのまま和譯することとなれば、平明なる和文を得難いに相違がないけれども、それにしても、多少の注意を拂はば、漢文のままよりは、少くも通讀し易からしむる上に於て偉大なる效果があらう、若しそのまま通し難き個所あらば脚註に別にその文意を說明せば、其缺點を補ふことが出來るであらうとは、同じくその自己辯明であつた。

かくして、ともかく一旦の疑懼を排除して、出來得る限りの用意をととのへ、渡邊文學士の補助を仰いで和譯し註解した結果は、卽ちこの國譯俱舍論となつたものである。今や稿成り、印刷に附せんとするに當りて、少しく其用意に關して左に開陳して置かう。

一、**本典**。俱舍論の梵文原典は已に散逸したから、最早それに據ることが出來ぬ。この國譯の本典として撰んだのは漢譯に二種ある中、所謂、新譯と稱せらるる玄奘譯の三十卷本である。これ、新譯成つてからは俱舍の研究といへば必ずそれに據つたもので眞諦譯の所謂舊論はただ參考に供せらるるに過ぎぬといふ學風になつたからである。且つ現行の版本は誤字あること二三にして止らざれば此等は藏經中の高麗本の文に依り、麗本も尙ほ誤字あるときは稱友の引用せる本論の原文に照して訂正したり、而も其の訂正せる部分を註記せし處もあれど、寧ろ註記せざる方を多しとす、此の事は現行本を對讀せば自ら了解すべし。

但し、舊論にも亦採るべき所がある許りではなく、新舊を對照して研究することは、極めて必要な用意と思ひ、譯出に當りては始終、之を參照し、特にその頌文は、參考の意味にて、悉く之を脚註の中に出して置いた。

二、**譯文の體**。大抵、漢文を直譯して意味の變更を防ぐことにした。蓋し、前にも述べた如く俱舍の文體は極めて嚴密であるから、之を少しく碎くことによつても、その意味を失ふの恐があるか

らである。乍併、和文としても、出來得る限りなだらかにして且つ分り易からしむる爲めに、句讀の切り方には可なりに注意したつもりである。時に括註を施して文章の連絡を計つたり、意味の明瞭を助けた所もある。

尙ほ訓讀の仕方に就ては、多は佐伯旭雅師校定の冠導俱舍論のそれに據つたことを、ここに明記して同師の靈に感謝したいと思ふ。但し稱友の釋に依り其意義を勘へて古來の讀み方を更めた所も往往にしてあることを附記して置く。

三、註釋。俱舍論は、たとひ、之を和譯したりとて、註釋なしには容易に理解し得べきものではない。ここを以て、本譯に於ては出來得る限り、註解の勞を惜まず、少しく難解と思はるる文章や敎相に對しては殆ど漏さず、一通りの註脚を附することにしたのである。而も、之を成るべく現代的表現を以てせんと期したけれども、亦、之に依て意味の變更せんことを恐れて、昔流の術語にて解釋した所も尠くはない。何分にも、紙數に制限がある爲めに、思ふやうに註解し、批判しかねたのは、譯者の最も遺憾とする所であるけれども、本來、講義と銘打つた仕事ではないから止むを得ぬことと、讀者の諒察を乞ふ次第である。

尙は、註釋に際しては、種種の註書を參照したけれども、本譯の最も多く依憑したのは、普光の俱舍論記（光記）、圓暉の俱舍論頌疏、Yaśomitra（稱友）の Vyākhyā（釋）等にして、亦、普寂の要

解、林常の法義等にも負ふ所の尠くないことを記して置きたい。

四、科段。倶舍論は九品に別れてゐるけれども、そは眞の大綱で、各品は亦、種種の題目に分れてゐる。然れども、本文中には、之に關して別段に章節の區分を施してゐないので初學者にありては動もすれば個個の文意を解しながらも全體としての問題の所在を失ふの矛盾を來すの恐がある。そこで、本譯にありては、この弊を救ふの一助として、各品の中に、更に章節を設け、各章各節には各各題目を附して、豫め其問題の所在を知らしむることにした。蓋し、或る意味からすれば倶舍論の內容に對する一種の見出し、又は索引ともならうと思ふ。

科段の切り分は、概ね光記、頌疏等に據りたるも、必ずしも之に拘泥しないで、問題の性質と紙數の分量とより割り出して適當に案配せんことを期したものである。而してその題名を、古來よりの命名をそのまま用ゐた所もあれば、新に今風の命名を下した所もありて、必ずしも一定せぬことにした。所詮、科段や題名は讀者の理解を助くるの便宜的方法に外ならぬから、强ひて古條に泥むの必要がないと信じたからである。

五、國譯補助者。本論を國譯するに當り、我等は先輩及び同學の人人より幾多の援助を受けた。就中、前にも述べた如く。文學士、渡邊楳雄君には負ふ所最も多い。本文の和譯、脚註、さては校正に至るまで殆ど一として君の手を煩はさぬものがないと言つても然るべき程である。これ、君

は大學を卒業するに當りて俱舍論を卒業論文として提出し、卒業後、大學院にありても原始佛教と共に、始終、この攻究を廢せられざるの因緣に基くものである。ここに之を記して謹んで同君に感謝の意を表する次第である。又、文學士靑原慶哉君よりも種種の援助を受け、特に最後の三卷の完成に就ては、最も多く君の力を煩はした事を、記して同じく感謝の意を致したいと思ふ。

以上の用意を用ゐ、第五項の補助者を得て、ともかく、本譯書の成立を告ぐるに至つたことは、兩譯者の國民文庫刊行會と共に喜悅禁じ得ざる所である。乍併、有體に告白すれば、譯者は決して之を以て完全なるもの成功したるものとは考へて居らぬ。努力は隨分致した積りではあるけれども、何分にも豫定の期間が迫れる上に、兩譯者共に公私多忙の身であり、殊に木村にありては洋行の期日も切迫するといふ事情を控へての仕事であるから、時に精錬を缺いだ所あり、時に前後不整の個所あるを免れなかつたことは、自ら十分認識する所である。乍併斷じて好い加減にやつたものでないことは、譯者の飽くまで讀者に理解を求めんとする所である。

最後にこれに對する評言は、吾等の大に歡迎する所である。

大正八年十月

譯者　荻原雲來　木村泰賢　識

阿毘達磨倶舍論解題

一　説一切有部の一班に就て

阿毘達磨倶舍論（Abhidharma kośa śāstra）は――稍、傍系ではあるけれども――説一切有部宗（Sarvāstivādin）に屬する一聖典であるから、その意義なり、地位なりを理解するためには、順序として、先づ、その説一切有部とは、如何なる宗派なるかを知らねばならぬ。以下、數項に渉りてその一班を述ぶることにしよう。

教會的地位

先づ教會的地位から述ぶるに、抑、佛教は、佛陀の滅後、約一百年にして、上座部（Sthavira-vāda）と大衆部（Mahāsaṃghika）との二部に分派し、更に年代を經るに從つて、右の根本兩部より數多の支派を生ずるに到つたことは、(一)種種の分派史の吾人に告ぐる所である。此中、上座部は總じて正統派を以て任ずるもので、大衆部は自由主義を標榜して起れるものである。而して、問題の説一切有部は、兩部の中には、上座部系に屬する一派にして、之を説一切有部と名くる所以は、後に明なるが如く、この派はその根本教理として、所謂、三世實有、法體恆有とて、極端なる實在論を主張し、以て佛陀の眞意を得たとしてゐる所から來たものであるといふ。即ち、簡單に

【一】分派史に關しては別冊、異部宗輪論を見よ。

言へば、この派は小乘教諸派中にて、その正統派を以て自任する一派で、而も教理の立場によりて派名としたものであるといふべきである。

然しながら、同じ上座部にても、傳に從へば十派内外の支派ある中、此派はいかなる敎會史的地位を占むるかに關しては所傳によりて可なりの相違がありて、必ずしも一定してはゐない。異部宗輪論(有部の所傳)などに從へば、これは上座部中、最も古き地位を占むるもので、初め上座部が有部と雪山部とに分れ、而も餘他の上座部系の諸派は凡て――化地部でも犢子部でも――有部の支派といふことになつてゐるけれども、錫蘭所傳の島史(Dīpavaṁsa)や大史(Mahāvaṁsa)によれば上座部は初め、(二)跋闍子部(Vajjiputtaka)と化地部(Mahiṁsāsaka)とに分れ、更に化地部の下より有部と法藏部とが分派したといふことになつて居る、即ち有部は、上座部の分派史に於て、第二次的地位を占むるもので、犢子部や化地部の下位につくものとしてゐるのである。試みに必要な點だけに就て兩傳を表示して見よう。

【二】南傳で跋闍子部といへるは北傳の犢子部(Vātsīputrīya)と同一。

北傳(異部宗輪論)

- 大衆部(八支派)
- 雪山部(本上座部)
- 法上部
- 賢冑部

- 上座部（十支派）
  - 有部
    - 犢子部
      - 正量部
      - 密林山部
    - 化地部
      - 法藏部
    - 飲光部
    - 經量部（一名說轉部）

南傳（島史、大史）

- 大衆部（五支派）
- 上座部（十一支派）
  - 跋闍子部（犢子部）
    - 正量部
    - 密林山部
    - 賢冑部
    - 法上部
  - 化地部
    - 法藏部
    - 有部—飲光部—說轉部—經量部

即ち圏點のある部を比較して見よ、いかに、その地位に相違あるかに驚くであらう。況して、此外にも、正量部の所傳や、大衆部のそれや、義淨三藏の報告などには。それぞれ、別種の地位を占むることになり居り、その何れが眞なるかは容易に判じ難きものあるに於てをや。（是等の點に關して詳しきことは、別冊、宗輪論解題を見よ）。蓋し、分派史は元來、公平なる史實を傳ふるよりも、寧ろ之によつて各派各派が、各各自らの史的地位を高めんとする企圖の下に編まれたものであるから、その所傳に異りあるも亦怪むに足らぬ所である。從つて少くも今の所、大體上、有部宗は上座部の一派

であるといふことだけは分るも、それ以上に詳しき史的地位となれば判然せぬといふが最も安全の判定であらうと思ふ。從前は、宗輪論を唯一の權威として、無批判的に有部を上座部中の最高位に置くの風があつたからして、特に此事を注意して置くのである。但しこの有部がその支派として經量部(又は說轉部)を有することだけは、諸傳が一致する許りではなく、敎理上の關係も明であるから、疑ふべからざる事實とせねばならぬ。而も此事は、倶舍論の立場を理解するに必要な點であることも忘れてはならぬ。

成立年代

然らば、この有部は、いつ頃、部派として成立したかといふに、その敎會史的地位の不明なるに應じて、此點も亦、明ではないけれども、種種の徵證上、大凡、佛滅後二百五十八年頃、即ち西曆紀元前三世紀の中葉と見て大差なからうと思ふ。蓋し、宗輪論に從へば、上座部が有部と雪山部とに分れたのが滅後、二百年の初めであるが、その說は前陳の次第で、そのまま信用することが出來ぬとしても、阿育王時代(西紀前二七二—二二六在位)の作と傳へらるる〔三〕論事 (Kathā vatthu) 中には明かに有部の宗義を述べて批評してゐるからである。即ち北傳に明示せる年代と南傳に表はれたる思想的記錄とを照合し、且つ當時の一般敎會の空氣やその敎理の種種相などを勘考すれば、大凡、その位の年代と定め得ようと思ふのである。勿論その思想的傾向を辿りて遡れば、尚は古き所にその源泉を求め得べく、亦、敎會

【三】この論事の全體が果して阿育王時代の作なるかに關しては大に疑はしき節あれど、ここでは暫らく之を許すとして。

として大に勢力を振ひ始めた時代を求むれば、一層、新しくならうけれども、ともかく敎會史的に認めらるるに到つたのをこの派の成立と見ての立言である。遮莫、此派の特徵たる論部偏重主義の著しく表はれたのは滅後三百年の初に、迦陀衍尼子（Katyayaniputra）が、有名なる發智論（八犍度論ともいふ）を作つてからのことで、或る意味からすれば迦陀衍尼子によりて有部宗が確立したと言つても然るべきことを銘記して置かねばならぬ。

地理的分布

次ぎにこの派の地理的分布を考ふるに、勿論、後に到れば、全印度のみならず竺外にも及んだけれども、その初の中心地は疑もなく、北印度で、その根源地も恐らく、北方であつたらうと思ふ。此事は、迦陀衍尼子が發智論を作つたのは〔四〕支那僕底（Cinabhukti）で、世友が品類足論を作れるは犍陀羅國、五百の聖者が大毘婆沙論を編輯したのは迦濕彌羅國といふが如く、有部の主なる聖典は凡て北方に起つた事實に徵しても明であらう。その原因に關して、宗輪論は、初め根本兩部の分れたのは摩訶陀の華氏城であつたけれども、摩訶陀は大衆部の中心地となつた爲めに上座衆全體を擧げて迦濕彌羅に移住した爲であると、解釋してゐるけれども、かくの如きは所詮有部を以て、上座部の大本家たるの地位を占めしめんとした傳說で、事實は寧ろ、初め有部思想は北方に起つたのが、次第に隆盛になつたものと見るべきが至當であらう。蓋し南方所傳に從へば、少くも阿育王時代に於ける華氏城の公認佛敎は矢張、上座部で、而もそは、そのまま錫

【四】支那僕底は迦濕彌羅國の南方に位す。

蘭島に傳へられたことになつて居り、到底、宗輪論の說を丸呑みに採用し得ざるものがあるからである。惟ふに、初め北方に萌芽を發した有部思想は、一方には引き續いて、有力な論師達を輩出してその敎理を開展すると同時に、他方には迦尼色迦王を中心としての月支王朝の政治的勢力と結び付いて次第に勢力を增した結果は遂に上座部の大本家たるの要求を提出するまでに進んだものであらうとは吾等の想像する所である。

かくして有部は、北方を中心としながらも、次第に勢力を增し、殊に大毘婆沙論の編輯によりて有部を中心としての佛敎の百科全書ともいふべき一大叢書を完成するに及びて、大に發展の度を進め、遂には、全印度のみならず、竺外にまで流行するの盛運を來たしたのである。玄奘の西域記によれば西紀七世紀頃に印度西域地方に涉りて、小乘佛敎中、最も盛に行はれてゐたのは、有部と正量部の二派のみにて、他は、ただ總括的に上座部とか大衆部とか稱せられて、特殊的派名を傳へられぬ程であつた。殊に八世紀の義淨時代となれば、一層有部の勢力が盛になり、印度及び南海に於ける敎勢の分布は次ぎの如くであつたといふことである。

中天(摩揭陀附近)。　有部最も隆盛、續いて正量部、上座部、大衆部

西天。　正量部最も隆盛、續いて有部、大衆部、上座部

北天(迦濕彌羅、犍陀羅地方)。　獨り有部

南天。　上座部
獅子洲。　獨り上座部
東天。　諸部雜行
南海十餘國。　獨り有部

即ち有部の行はれざる地方には、僅か南天とセイロン島(ここは分別上座部の中心地)のみにて、その他の地方は、悉く多少に關らず有部的感化を受けぬ所がなかつたといふ有樣となつたのである。後に支那日本に來りて小乘派といへば、直ちに毘曇宗若くは倶舍宗といふが如く、有部的教理を指すやうになつたのも、亦實に、偶然ではないのである。

然らば、この有部宗に於て、倶舍論は如何なる地位を有する聖典であるか。之を知る爲めには、先づ有部宗の聖典、特にその論部に就て知らねばならぬ。

二　有部の聖典特に論部に就て

部派と三藏

凡そ一部派が、その獨立の體系を具備する爲めには、種種の條件があるけれども、最も必要なるはその派に完全なる三藏聖典(經、律、論)を具備することである。蓋し、小乘教派は大乘派と異り、一

經一論によりて佛陀の本懷を得んとするものではなく、必ず三藏全體を通して佛陀の全體的教法を實現するを目的とするものであるからである。然るに、その三藏聖典たるや、その源は言ふまでもなく佛陀より發したものではあるけれども。纒まれる聖典的形式をとるに到れるは、數回の(五)結集を經た結果で、而もその結集は傳承によりて多少、異れるものがあるから、出來上れるものとしては、自然部派によつて所傳を異にし、體裁や內容に於て幾分かづつ、異るものとなるや言ふまでもない所である。否、逆に言へば、傳承の異る三藏を奉ずることが軈て同一佛教を異部に分れしめた主なる原因であつたといふことも出來るのである。かくして、原則としては、小乘教各派、各各その派特有の少くも公認の三藏聖典を有すること、恰も婆羅門教に於て、同一吠陀を奉じながらも、枝派(Śākhā)の相違によつて多少異れる集錄(Saṁhitā)、梵書(Brāhmaṇa)、經書(Sūtra)を傳持すると同班であつたのである。

乍併、實をいへば、こは原則上の議論で、實際としては、必ずしも諸部全體がその通りに行つてゐるのではない。諸部中には三藏中の何れかを共通にして、その一藏又は二藏に於て異るものもあれば時に三藏の何れかのみを重視して他を輕視するものもあり、又假令、一時は特有の三藏を有したりとしても、その部派の衰退と共に次第に散佚して、今日にてはその縱跡の分らぬものもあるなど、眞に原則通りに行つたものは恐らく餘り多くなかつたらうと思はれるのである。少くも今日に到るまで完

【五】結集史の大體に就ては宗輪論の解題に述べて置いた。

全に之を保存してゐるのは、僅かに南方に傳はる分別上座部（Vibhajja-vāda）のみに過ぎぬ。卽ち巴利文にて傳はれる所謂、經（Sutta）律（Vinaya）論（Abhidhamma）の三藏のみにて、此外には一も、同一部派にて傳持したる三藏聖典が殘つてゐないのである。

有部との經藏

然らば、有部の場合はいかにといふに、種種の徵證上、流石に、有部は三藏聖典全體に涉りて、其特有のものを嘗て傳持したことがあつた。就中、その經藏に關しては、婆沙論、倶舍論等を讀むに所謂、契經の引用に就て、他部と議論するに當つて屢屢、汝の派にては、この經を傳持すれど、我派にては、之を認めずとか、或は、某經の某文句は、我經と汝の經と異るとか、乃至、某派の經にはかかる說があるとか、いふが如き記事に遭遇する所を以て判ずれば、疑もなく有部には有部自身の契經集（經藏）があつたものと認定せねばならぬ。乍併、不幸にして、今日にては、明瞭に有部所傳の契經と見るべきものは、原本は勿論譯本としても見出すことが出來ぬ。巴利文の五尼柯耶（Pañca nikāya）の、之に當らぬのは、言ふまでもなく、漢譯の四阿含も、少くも全體としては、斷じて有部所傳のものとは言はれぬのである。何んとなれば、この中には、有部が他部の經なりと明言したものも含むことが鮮くはないからである。尤も、大體よりすれば、漢譯の方は巴利文よりも有部所傳に近きものあり、現に倶舍論稽古（五）の如きは中阿含と雜阿含とは、有部所傳であらうと言つてゐる位ではあるけれども、それにした所で增一は大衆部のそれに近く、長阿含は化地部のそれに近いと言へば、到底・

全體としては有部のものと言はれぬのである。蓋し、かくの如きは、有部の特長は元來、その論部にあるので、支那に之を傳ふるに當りても、文字通りに、所謂、毘曇宗を主として、その經の分をば餘り注意しなかつた中に、梵本の分も散佚して、遂に纏まれるものを得るに由なしといふことになつたものであらう。遮莫、阿含部聖典はたとひ、その所傳を異にしても、元來、共通のものから來つたものであるから、大體の立場からすれば、現存の四阿含を以て、有部の所依に一致すると言ふも、必ずしも間違つた說でもないことを忘れてはならぬ。

有部の律

明に有部宗の銘を打つて傳へられてあるのは律と論とである。

有部律に於て、最も能く纏まれるは、言ふまでもなく十誦律である。羅什によつて譯出せられ、而も一時は可なりに盛に行はれたものである。然しながら有部律の研究、翻譯に最も多くの功献をしたのは唐の義淨三藏で諸部の律書中にて、有部關係の律の一番多く傳へられたるは一に彼の力による。

左に主なる有部律を列記しよう。

十誦律　六十五卷　後秦　弗若多羅、鳩摩羅什共譯
根本說一切有部毘那耶雜事　四十卷　唐義淨譯
根本說一切有部毘那耶破僧事　廿卷　同前
根本說一切有部苾芻尼毘那耶　五十卷　同前

根本說一切有部毘那耶　五十卷　同前
根本薩婆多律攝　十四卷　世友作、同前
薩婆多毘尼毘婆沙　八卷　同前

等である。乍併、律も、必ずしも有部の特長を代表するものではないから、かく多數の律書ありながらも、少くも支那に於ては、遂に四分律の勢力に及びかねたことを忘れてはならぬ。

有部の論

說一切有部の特長は、度度述べた如く、何んと言つてもその論部であるから、少しく之を詳して述べるの必要がある。

一體、阿毗達磨（Abhidharma）、卽ち論は、もと經と律の內容たる法（Dharma）を組織的に分類的に說明せんとして起れる、言はば神學書であるから、その聖典的地位よりすれば、佛陀の直說と傳へらるる經律に比して疑もなく第二次的地位を占むべきものである。乍併、その學問的價値よりすれば、苟も佛教を徹底的に而も調整的に學ばんとする限り、論部聖典は經律に比して一層、勝れるものであることを忘れてはならぬ。何んとなれば經と律とは、專ら機根に應じて教誡を主として、必ずしも盡理を期せぬから、稍もすれば、整調を缺いたり、徹底を缺いたりする所あるに反し、論部聖典は其等の教誡的福音的說法を統制し、その教理に基礎附けることを目的としたものであるからである。加ふ

るに部派の相分るるに至れる原因を教理的に尋ぬれば、もと經と律との內容、即ち法に對する各自の見解の相違に歸せらるべきであるが、その見解を纏めたものは、即ち論部であるから、少くも部派を立場として考ふる限り、その派の論部は軈てその經律に對する指導的精神を代表するものと言はねばならぬことになる。これ即ち、阿毗達磨は、元來第二次的聖典なりしにも關らず、三藏聖典の一とせらるるに至れる所以で、其極、遂には、三藏聖典中、眞に佛意を得たるは論部に外ならぬと主張する派をさへ生ずるやうになつたのである。宗輪論などに從へば鷄胤部（Kaukutika）などは、公然、之を主張したといふことであるが、有部宗も亦、實にその一派に屬するもので、支那で毘曇宗即ち阿毗達磨宗の名を得たのも全く之が爲めである。（この學風に反對して經を主とすべきを主張して、有部より分れたのは即ち經量部である。）

かくして、有部に屬する論部聖典は、非常に多數を生じたけれども、其中、根本中の根本とも言ふべきは、有名なる發智六足の七論と、それに大毘婆沙論を加へて八論であらねばならぬ。勿論、嚴格に云へば、前にも述べた如く、有部をして論宗たらしめた主なるものは、發智論と、その釋たる大毘婆沙論とであつて、他の六足論の中には、必ずしも有部の專屬と見ることの出來ぬものもあるけれども、ともかく、有部宗は之を自宗の聖典として、神聖無過と取扱ふ限り、其等も矢張、有部の根本聖典と見做さるべきものである。

以下、少しく右の八論に就て說明しよう。

イ　六　足　論

集異門足論 (Saṅgīti paryāya śāstra)　廿卷　舍利弗造　玄奘譯

こは稱友 (Yaśomitra) に從へば、大倶絺羅 (Mahā kauṣṭhila) の作となつてゐるけれども、支那の所傳に舍利弗の造とせるは、蓋し、こは舍利弗の代說にかかる衆聚經（こは又十增上經と同類のものであるからである。乍併、實をいへば之を舍利弗自身の作とするは誤りで、此中には目乾連の作と稱せらるる法蘊足論を利用した所がある許りではなく、その第十四卷には、諸長老を數へた中に舍利弗自身をも擧げてあるなど、到底、彼自身の作と見難い徵證があるからである。恐らく、舍利弗の弟子などが、その師說の衆聚經に基いて之れを造つたから、根源にもとして、舍利弗の作と傳へたものであらう。その內容は要するに、一法から十法に至るまでの諸問題を、法數的に說明したもので、言はば增一阿含經の稍〻阿毗達磨化したものに外ならぬ。南傳の人施設論 (Puggala paññatti) は之に似たもので、疑もなく阿毗達磨としては、早き時期に屬するものである。(六)

【六】この集異門足論の外に舍利弗阿毘曇論三十卷、(姚秦、曇摩耶舍、曇摩崛多共譯)あり。こは集異門足論よりも一層阿毘達磨風に進めるもので、寧ろ可なりに有部の法相に近いものがあるけれども、龍樹によれば(智度論第二)こは犢子部所傳にして有部のそれにあらずといふ。勿論、之も擬作である。

法蘊足論 (Dharma skandha śāstra)　十卷　目乾連作　玄奘譯

稱友は又之を舍利弗の作なりと傳へてゐるけれども、何れにしても確な著者は分らぬ。こは種種の問題に對する佛說を編輯したやうなもので、言はば論と經との合の子の如き體裁の書である。內容は廿一品より成り、概ね修養に關する題目を明にしたるものなれど、第十七品以後の五品となれば廿二根、五蘊、十二處、十八界等の人生及び世界の組成要素を論じてゐる。

阿毘達磨施設足論（Prajñapti śāstra）　佛弟子迦旃延子作　未翻

こは玄奘の譯せざる所なれば、その內容を明にし難いけれども、法護、維淨の共譯になる施設論（七卷）はこの施設足論の一部分である。倶舍、婆沙等に引用せらるる所謂施設足論の文を法護譯のそれに對照するに、合する部分は僅少にして合せざるものの方が多く、全部が翻譯されて居ないから其の全體の組織內容を知ることが出來ぬのである。（七）

【七】尙ほ迦旃延子の作と傳へらるるものに、智度論第二に蜫勒論（Petakopadeśa śāstra）といふものがある。こは南天竺に行はれてゐるといふ（往一、18a）

以上の三部は、佛弟子の作と傳へらるるだけ——假令、それは擬作らしきも——とにかく阿毘達磨としては可なり古い方である。從つて未だ特別に有部宗の先驅思想を代表するといふ特徴を發揮して居らぬのも勿論で言はば何れにも通じ得る論部である。唯迦陀衍尼子が發智論を作つた時に、其等を自派に引き入れた點に於て、後に到つて有部專屬の根本聖典とするに到つたものである。

阿毘達磨識身足論（Vijñānakāya śāstra）　十六卷　提婆設摩作　玄奘譯

作者、提婆設摩（Devaśarman）は、通例、滅後一百年頃の人と傳へられてゐるけれども、果して然るや否やに關しては些か疑はしきものがある。蓋し此論を見るにその阿毘達磨的特徴が著しく進み、開卷先づ阿毘達磨の功能を高調したるを初めとして、初品、目乾連品にありては、目乾連の説なりとて、過未は無體、現在と無爲とは有體なりといふ主張を擧げて之を駁し、更に第二品の補特伽羅品にありては勝義我を認むる派に對して性空論者の立場を明にする等、一百年頃の狀勢としては餘りに進み過ぎたる感がするからである。而もその論法も可なりに緻密にして南傳の論事（Kathā vatthu）を思ひ起さしむるものがあるなど、旁旁傳説通りを受納し得ざるものがある。乍併、何時頃の作であるかは、今俄かに判斷し得ざれば、暫らく不信を表し置くに止めよう。品題は六品より成り、第一目乾連品、第二補特迦羅品、第三因緣品、第四所緣緣品、第五雜品、第六成就品である。即ち已に一定の問題に就て論究するといふ風になりたるに應じて一定の敎理的主張も明となり、法相も可なりと複雜になつて來たのである。殊に目乾連品にて過未無體、現在有體を駁する邊り、已に朧げながらも有部の最大特徴たる三世實有論の萌芽を發したものを言ふべきであらう。

　阿毘達磨界身足論　（Dhātukāya śāstra）　三卷　世友作　玄奘譯

稱友は之を佛弟子富樓那（Pūrṇa）の作と傳へ居れど、滅後三百年の世友といふ從來の説の方が正しからう。內容は專ら心作用を論じたるものにして、第一の本事品にあつては、十六地法、十煩惱地法、

小煩惱地法等を論じ、第二の分別品にありては、是等の諸心所とその相應とを分別したるものである。稍、南傳の法集論（Dhamma saṅgaṇi）に似たものがある。蓋し心理觀として從前の諸論中、最も發達したる見解であらう。

阿毘達磨品類足論　（Prakaraṇapāda śāstra）　世友作　玄奘譯
（異譯。衆事分阿毘曇論　十二卷　求那跋陀羅。菩提耶舍共譯）

西域記第二卷に從へば、この論は乾陀羅國に於いて作られたものであるといふ。作者たる世友（Vasumitra）は前の識身足論のそれと同一にして、滅後三百年頃の人である。品題は八品に分れ、第一分別五法品、第二智品、第三諸入品、第四七事品、第五諸使品、第六攝品、第七千問論品、第八攝擇品の順序になつてゐる。この論は、六足論中最も能く有部的に纏まれるもので、有部の分類法たる五位說もここに初めて表はれ、不相應法思想もここに來つて確立し、其他、種種の問題に關する分類や取扱方も概ね圓熟して來たのである。世親の如きは、時に之を發智論以上に重じたこともある程で、有部聖典中、最も重要なるものの一つになつてゐる。

ロ　發智新論

阿毘達磨發智論　（Jñānaprasthāna śāstra）　廿卷　迦陀衍尼子造　玄奘譯
（異譯、八犍度論　三十卷　符秦僧伽提婆。竺佛念共譯）

こは、屢屢述べた如く、有部聖典中、最も重要なるものにして、有部の徒に從へば、前の六論を足とすれば、こはその身幹に相當するものであるといふ所から、發智身論と名くる程である。著者の年代に關しては、種種の異論もあるけれども、西域記第四には滅後三百年といひ、光記には三百年末といひ、三論玄義には三百餘年とある所からすれば大凡、三百年代と見て大差なからうと思ふ。その內容は八品(蘊)四十四章より成り、第一雜蘊にては修行の階級より說き初めて種種の教義に論及し、第二結蘊は煩惱の事を論じたるものにて、第三智蘊は聖智に關する說明を下したるもの、第四業蘊は業の事を論じ、第五大種蘊は四大の事を說明したるもの。第六根蘊は廿二根を論じたるもの、第七定蘊は禪定の事を說き。第八見蘊は前の餘論とも名くべきものである。是等の事柄は俱舍の本論を讀めば、大體、分ることであるから多くの說明を下すまい。

八　大毘婆沙論

發智六足の七論は有部宗に於ける絕對的權威であつて、世親も俱舍論に於て之を本論とよび、之に達ふは卽ち有部の異論とした程である。有部の論師を特に阿毘達磨論師といひ、又、有部を阿毘達磨宗といふも。實に右の七阿毘達磨を最高權威とする所から來たのである。

然るに、この七論に比すれば、聖典的地位に於ては、稍〻劣るけれども、學問的には寧ろ一層重要の地位を占むるは、卽ち

阿毗達磨大毘婆沙論（Abhidharma mahāvibhāṣā śāstra）二百卷　五百羅漢造　玄奘譯
（異譯。阿毘曇毘婆沙論　八十二卷　北涼浮陀跋摩、道泰共譯）

である。こは、もと發智論を解釋し廣說したものであるけれども、或る意味からすれば殆ど有部宗に基く百科全書と言つても然るべき程のものにて種種の論師があらゆる問題に涉りて微に入り細に涉りて論究した記錄の編輯である。傳に從へば（西域記第三）〔九〕滅後四百年、迦膩色迦王が乾陀羅國（Gandhāra）に王たる時、脇尊者（Pārśva）から、有部宗の勝れたるを聞き、世友（Vasumitra）を上首として五百の有部學者を迦濕彌羅國に集めて發智論を中心として阿毗達磨を解釋したるは卽ちこれであるといふ。〔一〇〕然し、この傳說には疑ふべき餘地が澤山にあるから、之をそのまま信用することが出來ぬけれども、ともかく迦濕彌羅國に多數の學者の參會して結集したものであるといふことだけは疑なき事實である。而して、其等の論師達が種種の問題に對して、種種の意見を提出し評議したものを載錄してある所は、此論の學問的價値の存する點である。有部宗が學問的に大に發展し、全般の學界より認めらるるに至つたのも、前の七論よりも、寧ろこの大毘婆沙の完成に負ふ所が多いと言はねばならぬ。現に

【九】舊婆沙の序には六百年とある。

【一〇】世親傳によれば、迦多衍尼子が發智論を作るや自ら之を携へてカシフミラ國に行き五百の羅漢と五百の菩薩を集めて之を廣釋したるは大毘婆沙であるといふ。然れどもこは信じ難き傳說である。何んとなれば大毘婆沙の第一卷に發智論の作者に關する異論あるが、若し作者自身が、その會座にゐたとすればかかる議論の起るべき餘地がないからである。

所謂、外道にて有部の宗義を批評する際は、概ね之を毘婆沙師(Vaibhāṣika)の名を以てするに徴しても此事は明であらう。その品題は、勿論發智論と同じことで雜蘊以下の八蘊に分たれてゐるのであるが、しかし、この組織は極めて雜駁なものであるから、更に整理し直すの必要が起る。之を企てたのは卽ち、有部宗に屬する綱要的論部である。

二　綱要的論部

前述の如く六足、發智、婆沙に至りて、有部宗の教理も聖典も殆ど完成し、最早、加ふべき所のない程に進んだ。乍併、其等の聖典は何分にも浩瀚である上に、說明法も可なりに亂雜である爲めに、その綱領を遺憾なしに、把握するといふことは容易のことではなかつた。そこで、卓越したる有部學者の任務は、更に其等を簡單に解說し、順序立てて、學徒の爲めに、所謂、教科書を作るといふことになつたのも亦、自然の數であらねばならぬ。倶舍論も實に、この要求に應じて產出せられたものであるが、それ以前にもかかる種類の論部は鮮くはなかつたのである。試みにその重なるものを擧げて見る。

阿毗達磨甘露生味論　二卷　瞿沙(妙音)造　失譯(但し晉魏代)

こは婆沙〔二〕四評家の一人たる妙音の作であつて、十六品よりなり、種種の法相を簡單に述べたもの

〔二〕四評家とは世友(Vasumitra)法救(Dharmatrāta)妙音(Ghoṣa)覺天(Buddhadeva)の四人をいふ。婆沙會中の大立物である。

である。

阿毘曇心論（Abhidharma hṛdaya śāstra）　四卷　法勝造　東晉僧伽提婆・慧遠共譯

光記第一に從へば、作者法勝（Dharma Śreṣṭhi）は、土火羅國（Tukhāra-balkh）にて此論を作つたといふことである。とにかく婆沙以後の作で、極めて簡單ながらも、有部の綱要書として能く纏まれるものである。十品よりなり、界品、行品、業品、使品、賢聖品、智品、定品を本體とし、それに契經品、雜品、論品の三品を附論として成立したものである。

阿毘曇心論經　六卷　法勝作、優波扇多釋

高齊那連提耶舍造前の阿毘曇心論を優波扇（Upśānta）の釋したもので、心論の餘りに簡單なるに對して、釋だけ詳しき取柄あり。

雜阿毘曇心論（Saṃyuktābhidharma hṛdaya śāstra）　十一卷　法救造　僧伽跋摩譯

とは、法勝毘曇が餘りに簡單であり、毘婆沙の餘りに複雜で、共に學習に便ならざるを慨き、その中間をとりて、法勝毘曇を基礎として、訂正し、增補したものであるといふ（三）。作者、法救は、婆沙會中のそれとは異なり、光記第一に從へば、滅後六百年（三論玄義によれば千年）頃の人あつて、西域記第二によれば乾陀羅國の布色羯羅伐底城（Puṣkaravatī）附近にて、之を作つたものであるといふことである。品題は阿毘曇心論と同じく十品よりなれど、内容となれば、遙かに豐富と嚴正とを加へてゐ

【三】この序文によれば、世親が之に記釋したことになつてゐるけれども、この世親を、有世親と解するが通例である。

る。蓋し、倶舎論以前に於ける有部の綱要書として最も卓越したるもので、後に述ぶるが如く倶舎論は實に之に慣つて造れるものである。

五事毘婆沙論　二卷同上法救造　玄奘譯

こは品類足論第一品五事品を釋したもので、特に五位(色、心、心所、心不相應、無爲)を詳說したるものである。

入阿毗達磨論　二卷　悟入造　玄奘譯

世親の師と言はるる悟入(Skandila)の作にて七十五法を說明したるものである。

三　倶舎論の製作と其意義

以上、倶舎論を說明する爲めの一應の準備が整ふたから、彌〻本題に入りて倶舎その者を說くことにしよう。

抑〻、有部宗はその聖典の完備と之に伴へる教理の發展によつて、小乘教派として非常の勢力を張つたけれども、乍併、その餘りに精緻にして煩雜なる教理は、軈てその間に種種の意味に於て異流を生ずべきは自然の數であらねばならぬ。已に同じ宗内に於ても、迦濕彌羅論師と乾陀羅論師との間には、種種の點に於て意見の相違のあつたことは、婆沙論中に表はれてゐる。殊に教理史上、最も注意

すべきことは、前にも已に觸れて置いた如く、この中より、經量部（Sautrāntika）を出したことである。

經量部

蓋し經量部は、傳に從へば、滅後四百年の初に、有部より分派したもので、有部の論部を中心とするに對して、經を中心とすべきを主張した所が、この派の特徴として經量部の名を得た所以である、而してその教理としては、有部の三世實有論なるに對して過未無體、現在一刹那說を主張し、有部の靜的機械的なるに對して何れかといへば動的總合的で、殊に、有部の認めざる一種の我體（之を細意識といふ）を立つるはこの派の特徴として、一名、說轉部（Saṅkrāntika）とも稱せらるる所以である。その中心地は恐らく、矢張乾陀羅地方にありて、宗教的勢力としては餘り能くは分らぬけれども、少くも佛教の神學派としては、可なりに有力となつたもので、後の唯識說の如きも實にこれより發展したものに外ならぬ。

倶舍論と有部經部

この經量部思想の著しき感化を受け、元來稍〻有部中の異流に屬する乾陀羅派のそれを基礎として、有部中の所謂、自由思想家の立場より、主として迦濕彌羅國の毘婆沙師の教理に依り阿毗達磨の綱要を提示したのは、實に今の問題たる世親（Vasubandhu）の

阿毗達磨倶舍論（Abhidharma kośa śāstra）三十卷　玄奘譯

（異譯。阿毗達磨倶舍釋論　廿二卷　眞諦譯）

である。

世親と倶舍

世親論師は、乾陀羅國の——即ち、世友が品類足論を作り、法救が雜阿毘曇心論を作り、而して經部の盛であつた、その乾陀羅國の——丈夫城(Puruṣapura)今のアフガニスタンのペシャワル)に生れた人である。姓は婆羅門で、兄弟三人あり、長兄を無著(Asaṅga)といひ、末を比隣持跋沙(Piliṅdivatsa)といひ、兄弟三人共に(三)初は有部にて出家したけれども、後には無著が先づ大乘に轉じたる因緣上、世親も大乘家となるに到つたのであるといふ。その年代に關しては種種の異論があるけれども、大凡、西紀三五〇—四五〇年と見て大差なからうと思ふ。

言ふまでもなく、論師の佛敎史上に於ける地位は非常に大なるものにして、小乘より大乘に及び、殆ど當時の佛敎學にて彼の指を染めざるものがないと言つても然るべき程である。その中、倶舍論は彼の小乘時代の而も代表的作物で、亦或る意味からすれば、彼の小乘より大乘に轉向すべき運命を寓するの作物と言ふことが出來るのである。

初め、彼は有部にて出家したれど、前にも述べた如く、當時乾陀羅地方には、經量部も盛に行はれてゐたので、自然その方をも研究することとなり、早くも、有部のみに滿足し得ざるに到つたのである。然れども尙は深く、之を研究するの必要があるとして、當時、有部、特に毘婆沙有部の中心地た

【三】無著は初め化地部にて出家したといふ傳說あるが、無著の思想よりすればこの方は眞に近いやうである。

る迦濕彌羅國に留學し、悟入(Skandila)の門に入りて約四十年間、大毘婆沙の研究に從事した。而も此間にあつても屢屢經部の側に立ちて、有部を批難して同學者を驚かしたことがあると傳へられてゐる。かくして、彼は留學を終りて乾陀羅に歸るや、大毘婆沙の講演を開き、一日講じたる大要を頌文に製し遂に六百行としたのは卽ち俱舍論の頌文である。彼は之を銅版に刻して迦濕彌羅國に送りてその批評を乞ひたるに、師たる悟入が之を見て、純粹の有部宗を述べたるものにあらずと看破して論師に之の釋(散文)を乞ひたるに應じて作れるは卽ちその長行で、俱舍論とは、その頌文と長行(散文)とを合したるものを指すのである。——俱舍成立の傳說的因緣はかうである。

雜心論と俱舍論

併し、ここで吾人の注意せねばならぬことは、俱舍論を以て、直ちに大毘婆沙論の綱要と解してはならぬことである、前說に從へば、いかにも此論は大毘婆沙の本文を批判して、その要領を纏めたもののやうに思はるるけれども、實はその順序に於て大毘婆沙の本文とは、殆ど無關係と言つて然るべき程の相違のあることを忘れてはならぬ。毘婆沙の順序は、發智のそれと同じく、雜、結、智、業、大種、根、定、見のであることは、前に述べた通りであるけれども、俱舍のそれは界品、根品、世間品、業品、隨眠品、賢聖品、智品、定品の順序にて殆ど少しも一致する所がないのである。故にたとひ、傳說通りにこは婆沙論の講述によりて得たる結果とするも、その婆沙論講述の仕方は可なりに達意的のもので、斷じて本文解釋ではなかつたと言はねばならぬ。

吾人を以て見るに、――(四)林常も少しは觸れてゐるが――世親がこの俱舍論を作るに當りて、最も多く依憑したるは、疑もなく法救の雜阿毘曇心論であらねばならぬ。已に其體裁に於て阿毘曇心論は界品、行品、業品、使品、賢聖品、智品、定品を主要部としてそれに契經品、雜品、論品(問答品)を加へたる十品よりなること、前に述べた如くであるが、之を俱舍論の界、根、世間、業、隨眠(使)賢聖、智、定の八品の順序を比較せよ、殆ど兩者相一致し、俱舍の方は僅かに雜心を整理し結束したものに外ならぬことは容易に氣附き得べきことではないか。況して之を內容に徵するに、雜心論の頌文と俱舍のそれとの間に一致するもの極めて多く、一一數へ立つるならば、實に驚くべき程多數に上るであらうと思ふ。隨つて法相の解釋に於ても、俱舍の雜心論に負ふ所多く一例を擧ぐれば、俱舍が有漏を定義して「彼に於て漏の隨增するもの」として增の義によつて有漏を說きたるも、全く雜心論の「若增諸煩惱是聖說有漏」といへる所から來たものであることは、已に古き註釋家の言つてゐる所である。蓋し、雜心以前にありては、ただ煩惱を生ずる者を有漏といひ、別に增の義を言はなかつたけれども、それのみにては、法相上、種種の不都合を來たすとて、增生としたのは、實に雜心論が初めであるからである。其外、かかる例を拾ひ集むれば、外にも澤山にあつて、俱舍本文中には、それとは名指さぬながらも、雜心論から脫化したと思はるる說き方が尠くはないのである。今はこの問題に深入りしてゐる暇がないから、此位にして置く

【四】俱舍法義第一卷を參照せよ。

が要するに倶舍の著作に於て雜心論が有力なる原型的參考となつたといふことは到底、否定し得べからざる事實とせねばならぬ。これ雜心論は、もと乾陀羅國にて造られたるものであるから、早くから有部の綱要書として盛に流行してゐたのを世親も之を熟讀玩味して、その一流の阿毘達磨綱要を作るに當りて、主として之に依憑したものであらうと思ふ。蓋し倶舍（Kośa）とは、六ヶ敷く解すれば種種の意義あれど、要するに綱要（Outline or essence）といふ義に歸するもので、つまり倶舍論は世親の見たる阿毘達磨要義を纏めたものであるから、その先驅中にて最も有力なる雜心論に依憑したるも亦怪むに足らぬ所とせねばならぬ。この意味に於て、吾人は倶舍を以て婆沙の講義より脫化したものといふ傳說に對しては、餘り多くの意義を置くことを欲せざるもので、寧ろ卒直に發智六足婆沙等の繁雜なるを、雜心論を手本として、之に一流の批評眼と組織力とを應用して作製したものであると言つた方が至當であらうと思ふ。此事は吾人の知れる限り、餘り先輩の言はぬ所であるから特に數言を費やしたのである。

倶舍論の特長

扨て然らば、かくして成立したる倶舍論にいかなる特長あるかといふに――

先づ第一に擧ぐべきは、言ふまでもなく組織の極めて整然たることである。六足發智等の組織の極めて不完全なるは、已に述べた所であるが、雜心論となれば、能く秩序立てゐるけれども、矢張、未だ全體を系統立てる題目に分類しかねて契經品、雜品、論品の如き附錄樣の題目を設けて、その遺漏

を補綴した始末にて、未だ眞の方法論的說明法にまで進みかねたのである。然るに、倶舍論となれば雜心論から脫化したとは言ひながら、その八品の分類的說明法は能く四諦の精神に契ひ、學術的論證の順序を追ひて、而も能くあらゆる問題を詮攝したる所、眞に嘆稱に價すべきものがあるのである。

試みに之を圖表して見よう。

- (一)原理論
  - 界品(諸法の體を明にしたる部門)
  - 根品(諸法の用を明にしたる部門)
- (二)事的實世界觀
  - 世間品(果としての世界)――苦
  - 業品(世界の因)
  - 隨眠品(世界の緣)
    - (業品・隨眠品)――集
- (三)理想的世界
  - 賢聖品(理想界)――滅
  - 智品(理想界への因)
  - 定品(理想界への緣)
    - (智品・定品)――道
- (四)附論　破我品

卽ち初め界根二品にて、萬有の組成要素としての諸法の體用を說明したるは、總論、又は原理論に當る部門である。次ぎの世間、業、隨眠の三品は、宗教的に云へば迷界、哲學的に云へば吾等に對する(Die Welt-für-uns)を果、因、緣の三に分て論じたる者にして、四諦觀よりすれば苦集の二門を明にしたる部門で。賢聖、智、定の三品は、宗教的に云へば悟界、哲學的に云へば應當(Sollen)の世界

を同じく、果、因、縁の三に分けて說いたもので、四諦よりすれば滅道の二諦を明したる部門である。第九品としての破我品は言はば附錄ではあるけれども、對治邪執を主としたものであるから、雜心論の後三品の如き仕方無しの附錄ではないのである。即ち、前後貫通し、首尾相應して一品として拔き差しすることの出來ぬ程の嚴重なる系統の上に立つてゐるものと言はねばならぬ。加ふるに、個個の問題に對しても、その說述、論證の仕方は極めて嚴密で努めて冗長を避け重複を去りて出來得る限り簡明にせんとした所、恐らく、諸論中にて此論に及ぶものがなからうと思ふ。製作と同時に早くも聰明論の名を博して、佛敎徒は勿論異道者と雖も爭うて之を研究したといふことも、決して過當の傳說ではあるまいと思ふ。

第二に、本論の特長とすべきは、その中に批判的精神の汪溢してゐることである。純粹有部の立場を主張する際でも、發智六足の所謂、本論に對しては仕方なく敬意を表してゐるけれども、已に毘婆沙師の說となれば、決して無批判的には之に盲從せぬといふ位の見識を發揮してゐるが、況して經部の神學によりて有部を批判する際の如きとなれば、飽くまで之を窮地に推しこまねば承知しかぬるといふ意氣込でかかつてゐるのである。而もその經部思想が至る所に發揮せられ紹介せられて敬意を拂はれてゐるのが、この論が特殊の立場を占むる所以である。爲めに後世の註釋家となれば、此書の地位を判じて有部とすべきか經部とすべきかに關して迷うた程であるけれども、要するに有部を立場と

しながらも、他方には自由思想家として、經部を藉りて、その弱點を示したと見るべきが至當であらう。この論を目して、理長爲宗であるとは、能く註釋家の言ふ所であるが、此の評語は、些か廣義に失するの嫌ひもあるけれども、之れを批判的精神の意味と解するならば、強ち過當の評でもあるまいと思ふ。

有部に對する此論の影響

右の二特長を有することによりて此論の盛に行はれたるに應じて、有部宗に對する影響も亦決して鮮少ではなかつた。蓋し世親の如き有力者がかかる有力の論を著はして、而もそは、必ずしも正統思想を正直に祖述したものではないとすれば、之によりて教界の動搖を來たすも自然の數であるからである。卽ち此論は一方には幾多の倶舍學徒(自由思想家)を養成したと同時に、他方には、之に對する激烈なる反對論を挑發し、かくて遂には有部の學風を一變するまでに到つたのである。

倶舍に對する駁論

倶舍論贊成派のことは別に說くを要せぬ處であるが、その反對派の著しきものを擧ぐるならば、言ふまでもなく、その代表者は衆賢論師（Saṁgha Bhadra. 西藏所傳にては彼は世親の師なりしと云へり)であらねばならぬ。彼は悟入の弟子にて、從つて或る意味に於て世親と兄弟弟子であるが、倶舍論の出現するや、大に之を憤慨し、一大駁擊を加へんとして十二年間の拮据勉勵を經て、遂に有名なる二論を作製したのである。

卽ちそれは

阿毘達磨顯正理論（Abhidharma nyāyānusāra śāstra）　八十卷　玄奘譯
阿毘達磨顯宗論（Abhidharma samayapradīpikā śāstra）　四十卷　玄奘譯

である。此中、前論は、倶舍の頌文をそのまま用ゐて、長行に於て世親の正しからざる所を指摘し論難せんとしたもので、後論は大體に於ては矢張、倶舍の頌を採用しながらも、氣に入らぬ所は之を改めて、專ら有部自身の正意を明にせんとしたものである。流石に多年の苦心を經たるだけに、堂堂たる論部なれど、已に頌文に於て倶舍を襲踏した點に於て、何んと言つても、倶舍の下風に立たねばならぬが、その有部の宗義も、餘りに倶舍の難を通せんとした爲めに、却つて往往にして毘婆沙の意を逸した所も尠くはないといふことになつてゐる。

倶舍と新古有部

とにかく、かかる有樣にて、倶舍論の述作は有部の宗義學史に於いて、一時期を劃したもので、倶舍論以後の有部の作物に在つては、直接なり間接なり、倶舍の影響を受けぬものがないと言つても然るべき程である。この意味に於いて、古來より、倶舍以前の有部を舊薩婆多（舊有部）と名け、倶舍論以後のそれを新薩婆多（新有部）と名けて、倶舍論を以て新舊の境を附したるも、所以ある區劃法と言ふべきであらう。

＊　＊　＊　＊　＊

倶舍註

最後にこの倶舍論に對する印度の註釋を擧ぐれば、光記（一餘丁十八、及び二の丁十）に從へば、安慧（S-

tiramati)の倶舍釋と世友(Vasumitra)の倶舍釋とあつたといふことであるけれども、惜い哉一つも傳はらぬ。今日梵本のままで殘り居るは稱友(Yaśomitra)の倶舍釋のみである。しかし、こは漢譯せられざるは勿論、梵本としても、未だに寫本のままで傳はるのみであるから、參考のために少しく之を說明して置かう。

稱友の倶舍釋

稱友の倶舍釋は、詳くは對法藏明了義釋(Sphuṭārthābhidharma kośa vyākhyā)といふ。その分量は或る梵本には二萬五千頌とあれど、こは大數にて、ラーヂェンドララーラ、ミトラ氏(Rājendralāla mitra)は、之を一萬九千二百六十六頌と計算したるが、その方は眞に近いやうである。西藏に譯されたものは一萬八千頌あり、若し之を漢譯したとすれば、大約、倶舍本論の二倍半位にはなるであらうと思ふ。

此註書の出來た年代は、西藏所傳によるに、著者稱友は、玄奘の師たる戒賢論師と同時代であつたといふ所から判ずれば、大凡、西紀、六七世紀の頃と見て、大差なからうと思ふ、稱友が、この釋を作れる目的は、彼に從へば前揭の世友や(一五)德慧(Guṇamati)の倶舍釋の往往にして字義を逸し世親論主の眞意を誤まれる所あるを訂正して、眞義を發揮せんが爲めであるといふ。不幸にして、世友の釋も德慧のそれも安慧のそれも傳らぬので、其等に對して、この釋は何れだけの特長を發揮したかを確

【一五】この德慧の倶舍釋を作れることは支那に傳はらぬ。安慧(Sthiramati)の救倶舍を作れることは獨り光記のみならず、唯識疏(一本十丁左)にも明示する所である。

むることが出來ぬけれども、ともかく、之あるによりて、俱舍論原典の體裁を知ることも出來れば、亦、支那の註たる光寶等の正不正をも判じ得る等、俱舍論研究上に於ける一大指南車たるや言ふまでもない所である。

尙ほ、この書の出版に就ては、荻原、之れを擔當してペトログラドなる佛教文庫刊行會にて、印刷發行する豫定であつたけれども、例の露西亞の內亂の爲め、今にその目的を達しかねてゐる次第である。

四　支那日本に於ける俱舍論の流布と其主なる註釋書

支那

支那に於て、初めて阿毗達磨の翻譯を見たのは兩晉時代である。卽ち東晉の時、罽賓(迦濕彌羅)の僧伽跋澄(Saṁghavardhana 381 A. D. 來長安)が毘婆沙論十四卷を譯し、同國の僧伽提婆(Saṁghadeva)が八犍度論(發智論)廿卷を譯したのは抑の初であつたのである。これより、次第に舍利弗阿毘曇論三十卷(曇摩耶舍 Dharmayaśas 398 A. D.)雜阿毘曇心論十卷(僧伽跋摩 Saṁghavarman 434 A.D)等の譯出ありて、所謂、毘曇宗なるものを生じたのである。併乍、梁陳に至るまでは俱舍論の渡來なく、毘曇學者と雖も恐らくその名さへ聞かなかつたらうと思ふ。

俱舍の二譯

俱舍論の初めて支那に譯されたのは、陳代に於て、眞諦三藏（Paramārtha）が俱舍釋論の名を以て

之を廿二卷に譯出したに始まる。時に、陳の文帝天嘉四年(563 A. D.)にして、廣州の制止寺に於て譯文の筆をとつたのである。外に、同師の譯にかかる本論偈文(一卷)あつたことになつてゐるけれども傳らぬ。

その第二譯は卽ち、唐の玄奘三藏による新譯三十卷で、永徽二年より稿を起して同五年に終つたものであるといふ。眞諦師の方を舊譯といふに對して、この分を新譯といひ、爾來、倶舍論といへば、專ら此の新譯をとることになつたのである。

右の二譯を對照するに、勿論、その完全なるは、新譯の方ではあるけれども、所謂、新譯家の貶するが如く、舊譯は爾かく不完全なものではない。少くも稱友を通して見る限り、舊譯の方は却つて梵文の體裁に近いものであつたと思はしむるので。倶舍の研究には是非とも之を參照するの必要があるのである。とにかく、右の二譯によりて、倶舍本文の原典は、已に散佚して求むるとが出來ぬけれども、今日に於いて。略ぼ遺憾なく倶舍を研究し得ることは、吾等の深く諦師奘師に謝せねばならぬ所である。

主なる註

かくして、この論が譯出せらるるや、忽ちに從來の毘曇學に代るの地位を占め、諦師の下よりも特に奘師の下よりは幾多の倶舍論專門家を出し、從つて有名なる註釋も尠からず輩出した。その重なるものを擧ぐれば、先づ舊譯の方からすれば。

倶舍義疏　六十卷　眞諦撰
倶舍疏　八十三卷　陳　智愷撰
同　三十卷　唐　惠淨撰
同　廿二卷　道長撰

である。然しながら、實は、是等は單に名稱の傳はるのみにて、不幸にして今日にては一部も現存せぬのである。蓋し新譯成るに及んで。舊家は新家の爲めに全く壓倒せられた結果で、眞諦の說の如きは僅かに光寶などの引用に間ま見ゆるに過ぎぬことになつた。

次ぎに新譯の註を擧ぐれば、最も古きは、

倶舍論疏　三十卷　神泰撰

を第一に推さねばならぬ。けれども、大部分は散佚して、現存する者は僅か五卷に過ぎぬ。之に次ぐは有名なる、

倶舍論記　三十卷　普光撰

で、世に光記といふは卽ちこれである。傳に從へば、普光は玄奘の門下として、而も特に阿毘達磨に精通し、且つ倶舍に對する印度諸家の說をば玄奘より傳授せられて、この記を著したといふことである。實に倶舍論研究の指南として、唯一の權威を以て目せらるるものであるけれども、ただあまりに

多說を並列して、動もすれば決斷を缺くが缺點である。これに對して、決斷的解釋を與へんとしたのは、

　倶舍論疏　三十卷　法寶撰

で、所謂、寶疏と喚ばるるものである。これは舊譯を參酌し、正理顯宗に涉りて、論主の眞意を確めんとしたもので、所論のきびきびした所にその特長がある。前の光記と並べられ、所謂、光寶二疏として爾後長く倶舍論註中の二大明星とせらるるに到つたけれども、その果斷を愛しながらも、亦、光記に比して獨斷を免れぬとして餘り欣ばぬ人もある。この光寶よりも約百年許りも遲れて倶舍學の促進に大に功獻したのは、

　倶舍論頌疏　廿九卷　圓暉撰

である。これは、倶舍本論の文が窮屈過ぎる程堅い上に、時時傍論として極めて煩瑣なる問題に觸れ辯難攻擊に亙ることとあるが爲に、初學者にとりて、有部の研究に便宜でないとして、多少世親が倶舍製作の本意に遠ざかるも純ら毘婆沙宗の要義を味はしめむがために、倶舍の頌文を擧げて其意味を成るべく、本論の文にて、而も本論程、嚴密な文章でなく、能く分り易く說いたものである。その依る所は主として光記ではあるけれども、亦直ちに發智、婆沙、順正等によつて時に本論以上に論じた所も尠くはないのである。爲めに非常に歡迎せられ、我が日本に於ても、一時は、倶舍の研究は頌疏

によりてのみせられ、亦本論に附くものなしといふ學風をさへ生じたことがあつた程である。之には遁麟の頌疏記十二卷、惠暉の頌疏義鈔六卷の末註があり、近頃、佛教大系刊行會にて、兩註を割入して頌疏を刊行してゐるが、蓋し便利な企てといふべきであらう。亦、日本の叡山の源信僧都はこの頌疏の誤りを指摘して頌疏正文一卷を著してゐるが、參考すべきものがある。

かくして、倶舍論は支那に於て、大に盛に研究せられたけれども、乍併、それは最早、有部宗としてでもなく、亦、宗教的意義に於ける倶舍宗としてでもなく、要するに、佛教の基礎的神學として、殊に唯識學研究の階梯としてであつて、之を信奉する宗教團體の生じたことのなかつたといふことは忘れてはならぬ所である。

日本

次ぎに日本に就て述ぶるに、倶舍の日本に初めて渡つたのは奈良朝時代で、元興寺の道昭が孝德帝の白雉四年に入唐して、玄奘に就て、唯識と共に之を學んで來たのがその初傳である。これより五年遲れて同じく元興寺の智通智達の兩師が玄奘に就て、唯識、因明などと共に倶舍を傳へたのはその第二傳である更に亦これより五六十年遲れて例の玄昉僧正が入唐して樸陽の智周に就て之を學び、殊にその際、光、寶、泰等の疏を將來したのがその第三傳である。以上の三傳を、南都の傳と名け、内地にありては、行基、勝虞、護命等の研究によりて法相宗に伴ひて大に倶舍學が盛になつたのである。

この南都の傳に對して北嶺の傳といふべきものがある。それは即ち智證大師圓珍の傳で、彼は入唐し

て天台、眞言を學べる側ら、亦福建の開元寺存式に逢ひて倶舍を學び頌疏とその兩疏を將來したことが、將來目錄に出てゐるのである。

かくして奈良朝時代より平安朝の初にかけて倶舍に關する主なる書籍は、全部日本に傳はるに從つて獨り法相宗に限らず、諸寺諸院の學寮に於て倶舍の研究は盛に行はるることになつた。彼の清少納言の枕の草紙にも、彼女が長谷寺に參拜したるに、僧侶達が高い一本齒の足駄をはいて、倶舍の頌文を誦しながら、丸木橋を渡つてゐるのを見て、驚いたといふことが書いてある程で、いかに當時の若き學生達がこの研究に熱心したかといふことは、之によりても推測し得らるるのである。ただ平安朝の末に、平氏が東大寺興福寺を燒くに及びて、之に關する貴重の書籍も、灰燼に歸したもの多く、爲めにその研究も一時、頓挫した有樣であつたが徳川時代に及びて、徳川氏が僧侶の學問を奬勵した爲めに、この研究も再び盛になつたのである。而もこの倶舍學は、奈良の六宗の一に數へられてゐるけれども、元來、學問としてであつたから、宗派の拘束なき爲めに、諸宗一般に研究せられた結果として各宗から有名な倶舍學者を輩出するに到つたのである。今日、普通に行はれゐる倶舍の末註は概ね徳川時代に於て諸宗派の學者によりて出來たものであるの一事に徴しても、此事は明であらう。今、主なる註釋を擧ぐるならば

大乘對倶舍抄　十四卷　横川源信撰

これは倶舍と法相大乘とを比較したるものである。

倶舍論圖記　四卷　野山秀翁撰（元祿時代）

これは倶舍の文意や法相を圖解せしものにて、複雜なる敎相を總攬するに極めて便利なる書である。

倶舍論稽古　二卷　美濃法幢撰（寶暦年間）

これは倶舍論中に引用の出所を考證したるものにして、學術的研究を資くること尠くはない。

倶舍論指要鈔　十卷　泉涌寺湛慧撰

多く寶疏によれるものにて、決定的なれど誤謬も鮮くはない。

倶舍論要解　十卷　長泉院普寂撰（安永年間）

極めて批評的にして、間ま獨創に富める好著である。

倶舍論法義　三十卷
同　略法義　三卷
（以上）豐山快道林常撰（天明年間）

著眼深く且つ廣く諸書を涉りて、論斷する所、恐らく、種種の註釋中、此右に出づるものがあるまい、眞に敬服に堪へざる著書である。但し、この書の極めて批評的なるに應じて、吾等がこの書を利用するにも亦、批評的であらねばならぬのも勿論である。

冠導阿毗達磨倶舍論　十卷　佐伯旭雅編（明治時代）

これ、泉涌寺の佐伯旭雅師が、本論に冠註や傍註を附して編輯したもので、本論研究の定本として、現に行はれつゝあるものである。

此外、倶舍關係の註疏類を數へ立つるならば、實に所謂汗牛充棟も啻ならずといふべき程なれど煩を恐れて擧げぬが、要するに、數ある佛教書中にて、三國に渉りて、恐らく此の論程、長く廣く、而も緻密に研究されたものはあるまいと思ふ。以て、佛教學に於ける此の論の價値を推知し得べきではないか。

五　倶舍論の教理大綱

倶舍論の一般的立場、及びその教理の組織的原理に關しては、簡單ながらも已に述べた所である。乍併、初めて、この論を讀まん人にありては、あれだけにては、この論の教理内容に對する概念を構成する上に、尚ほ不足であらうと思ふから、特に改めてこの一項を設くることにした。

五位七十五法

抑も有部の根本立脚地は三世實有、法體恆有說にあることは、已に述べた所であるが、倶舍論も有部殊に其の一層進展せる毘婆沙師の立場に立つ限り、矢張、之をその根本主張とするや勿論である。（經部の立場からは之に反對するけれども）。然らば毘婆沙師はその恆有と見る法體の數を幾何とするかといふに、其の要を採れば約七十五法ありとす、是れ此の宗の法體觀にて、つまり、この七十五種

の要素が、それぞれ無數にありて、地位は異れど、過去、現在、未來に渉りてその存在を失はぬといふのが、卽ち三世實有說であるのである。而して、毘婆沙にては、――恐らく世友の品類足論が初めであらうと思ふが――この七十五法を更に五類に分類して、卽ち五位七十五法とする。五位とは、色(Rupa)心(Citta)、心所(Caitasika)、心不相應行(Cittaviprayukta-saṃskāra)無爲(Asaṃskṛta)である。此中、色とは物質の義で、之に十一法を攝し、心とは、言はば心作用の中心體をいひ一(或は六)ありとなし、心所とは種種の心作用を抽象して體化したもので、四十六を攝し、心不相應とは、物質にもあらず心法にもあらずして、而も兩者に跨る關係、狀態等を體化したもので之に十四法あり、最後に無爲とは、不變不動の常有體にして、三種ありといふ。卽ち五位、合して七十五となるのである。而して此の宗に從へば、人生宇宙の種種相は、凡てこの五位七十五法の配合關係のいかんによりて定まるもので、之を然らしむる原動力としては、因緣、業智等あるけれども、そは唯だ體或は體の上にある用の見方にして、要素としては、この七十五法以外に、何物も存せぬといふが、その教理の大體論である。

便宜上、左に五位七十五法の名目を表示しよう。(この論、殊に界品根品を讀む際には、常に此表を座右に控へ置くを便利とする。)

五位七十五法表

Saṃskṛtā dharmāḥ

(1) Rūpāṇi (色法十一)

Cakṣur indriya	眼根
Śrotra	耳
Ghrāṇa	鼻
Jihvā	舌
Kāya	身
Rūpārtha	色境
Śabda	聲
Gandha	香
Rasa	味
Spraṣṭavya	觸
Avijñapti	無表色

(2) Citta (心法一)

(3) Caitta dharmāḥ (心所有法四十六)

Mahābhūmikāḥ (大地法十)

Vedanā	受
Saṃjñā	想
Cetanā	思
Sparśa	觸
Chanda	欲
Prajñā	慧
Smṛti	念
Manaskāra	作意
Adhimukti	勝解
Samādhi	三摩地

Kuśalamahābhūmikāḥ (大善地法十)

Śraddhā	信
Vīrya	勤
Upekṣā	捨
Hrī	慚
Upatrāpya	愧
Alobha	無貪
Adveṣa	無瞋
Ahiṃsā	不害
Araśrabdhi	輕安
Apramāda	不放逸

Kleśamahābhūmikāḥ (大煩惱地法六)

Avidyā	無明
Pramāda	放逸
Kausīdya	懈怠
Āśraddhyao	不信
Styāna	惛沈
Auddhatya	掉舉

Akuśalamahābhūmikāḥ (大不善地法二)

Ahrīkya	無慚
Anapairāpya	無愧

Upakleśabhūmikāḥ (小煩惱地法十)

Krodha	忿
Mrakṣa	覆
Mātsarya	慳
Īrṣyā	嫉
Pradāsa	惱
Vihiṃsā	害
Upanāha	恨
Māyā	誑
Śāṭhya	諂
Mada	憍

Aniyatabhūmikāḥ (不定地法八)

Kaukṛtya	惡作
Middha	睡眠
Vitarka	尋
Vicāra	伺
Rāga	貪
Pratigha	瞋
Māna	慢
Vicikitsī	疑

(4) Cittaviprayuktāḥ saṃskārāḥ (心不相應法十四)

Prāpti	得	Jāti	生
Aprāpti	非得	Sthiti	住
Sabhāgatu	同分	Jarā	異
Āsaṃjñika	無想果	Anityatā	滅
Asaṃjñisamāpatti	無想定	Nāmakāya	名身
Nirodhasamāpatti	滅盡定	Padakāya	句身
Jīvita	命根	Vyañjanakāya	文身

(5) Asaṃskṛtā dharmaḥ (無爲三)

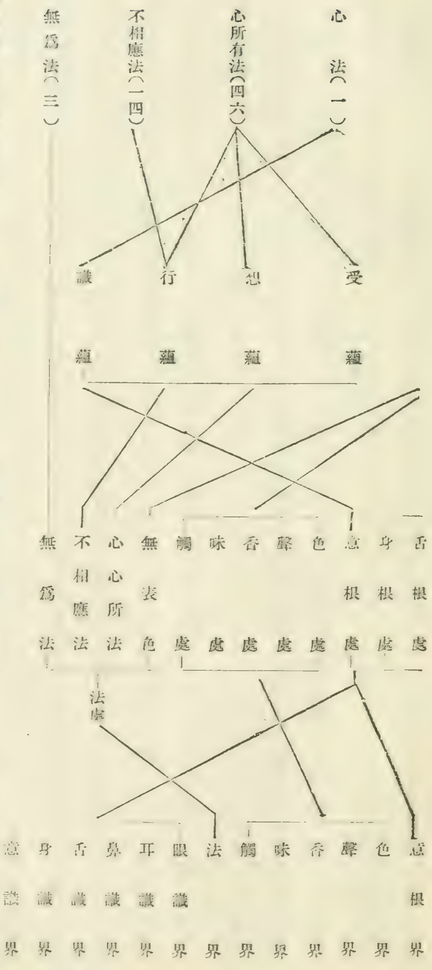
Ākāśa	虛空無爲
Pratisaṃkhyānirodha	擇滅無爲
Apratisaṃkhyānirodha	非擇滅無爲

三科の配當

位の七十五法を五位に分類することは、毘婆沙師の特徴て、而も、可なりに科學的の趣もあるけれど、俱舍論は、必ずしも之を說明の標目とせぬ。俱舍論の好んで用ゐた分類法は、寧ろ古來(佛時代)より襲踏し來れる五蘊、十二處、十八界の所謂、三科の分類である。蓋し、五位の分類法は比較的新しき論部に表はれたるに反し、三科による說明法はその本源が已に契經にあり、且つ法蘊足論(目連作)辺りから、阿毘達磨の依順し來れるものなれば、主としてそれに從つたものであらう。即ち俱舍に從へば、萬法(七十五)は狹くすれば五蘊に攝せられ(但し嚴格に云へば五蘊中には三無爲を攝せず)、中程にすれば十二處に攝せられ、廣くすれば十八界に攝せらるるといふのである。この、五蘊、十二處、十八界の、一一の說明はここでは略すとして、三科配當の次第を、左に圖表して置く。(この表は界品を讀む際には特に必要である。)

三科配當表

五位	五蘊	十二處	十八界
色法(十一)	色蘊	眼根處	眼根界
		耳根處	耳根界
		鼻根處	鼻根界
			舌根界
			身根界



各品の大要

前述の分類法を基礎として、打ち立てられた、本論組織の原理に關しては、簡單ながらも、第三項の中に述べて置いたから、ここでは、直ちに各品の内容を紹介して、以て、その手引にしよう。

界品

一　界品（一――二卷）。所謂、諸法の體を明にするを目的としたと言はるる部門である。先づ萬有の二分法ともいふべき有爲、無爲の分類より提唱し初め、色、受、想、行、識の五蘊の順序で諸法を說明し行きて、十二處、十八界の分類に漕ぎつくるといふ說明法をとつたのは、第一卷の大要である。

故に概括的に云へば、已にこの中に七十五法、全部が舉說された譯であるけれども、實際に於ては主として、色、心、無爲の三位のみが詳しくせられ、心所と心不相應とは次ぎの根品に廻されてゐる。第二卷は所謂、諸門分別の部にて、十八界を二十二種の異れる標準に照らして攷究したもので、所謂、阿毘達磨式を發揮して可なりに煩はしきものがある。之を界品と名くる所以は蓋し主として十八界を基礎として諸法の體を攷究した部門であるからであらう。

二　根品（二―七卷）。所謂、諸法の用を明すを目的とした部門と言はるるもので、前の界品の專ら靜的分析的觀察を主としたるに反し、此品は何れかといへば、總合的動的觀察に重きを置いてゐる。四十六心所、十四不相應、六因四緣等の如き、作用、狀態、關係等に關するものは凡てこの品にて說かれてゐるのである。勿論、嚴密に云へば、心所、不相應等は、用ではなく、體ではあるけれども、それ自身は元來、用的である上に、此品にては特に之を諸法の俱生といふことに關連して說くので、之を用を明したる部門といふのである。

この品を根品と名くる所以は根は增上の作用を意味す。此品に主として廣く諸法の用を明すを以て名を得たり。先づ最初に（第三卷に於て）廿二根――有情の組成要素で而も輪廻と解脫の因たる要素までも含む廿二法――に就て說明した。乍併、實をいへば、この廿二根論は、古き阿毘達磨の問題であつた關係上、倶舍も矢張問題としたまでで、五位又は三科を基礎として觀察する毘婆沙師の教相から

すれば、要するに附論に過ぎぬと言ふも不可なきものである。

以上の二品は前にも述べた如く、言はば原理論に屬するものであるが、以下の六品は、右の原理が事實世界となり理想世界となりて活動する樣を明にしたものである。

世間品

三　世間品（八―十一卷）。與へられたままの事實世界を明にしたる部門で、所謂宇宙論（Cosmology）である。この中には宇宙發生論もあれば宇宙形態論もあり、又その中に住する有情の種類や、その輪廻の樣などを詳しく說いたものである。須彌山、地獄、天堂、四部などの說明は凡てこの品の中にあり、殊に中有論十二因緣論の如きは最も詳細に論究せられてゐる。九品中にて最も分り易く且つ興味ある部分であるから、初學者にありては、先づこの品を讀みて、初の界品に移るもよからうと思ふ。

業品

四　業品（十三―十八卷）。佛敎に從へば、世界存在の意義は、要するに、吾等に對して輪廻及び解脫の道場たる所にあるから、吾等を離れては、世界なしといふも敢て不可がない。この品は世界をして吾等の世界（Die Welt-für-uns）たらしむの所以の根本原動力は、要するに、業卽ち吾等の行爲（表業）としての行爲の餘習（無表業）とにありといふ立場から、種種の方面より行卽ち行爲を明にしたる部門である。先づ第一に業の體性のいかなるものなるかを明し、次いで種種の業の名稱を說明し、最後に經論に表はれて來る種種の業說を取り雜ぜて說明したのが此品の大要である。卽ちこの中には律儀のことも不律儀のことも、表業も無表業も、十善業も三昧業も、苟も業に關することは、凡て論究

せられし說明せられてゐるのである。

隨眠品

五　**隨眠品**(十九—廿一卷)、業、殊に惡業の原因としての煩惱を明にしたる部門である、十種の根本惑より初めて九十八隨眠に及び、所謂見惑、修惑を明にし、最後には斷惑の事にまで及んでゐる。但し、この品は餘りに諸經論にある煩惱說に觸るる爲に全體を貫いた煩惱論としては、極めて印象の薄き感あるを免れざることを忘れてはならぬ。

尙ほ、此品にて注意すべきは、その第廿卷に、有部の三世實有說に對する四大論師の意見が紹介せられ、且つ實有論反對の經部の意見も纏めて紹介せられてゐることである。

以上の三品は、前にも述べた如く、四諦說中、前二諦卽ち苦集諦を廣說したものであるが、以下の三品は、その滅道諦を明にする部分である。卽ち前の迷界の因果に對して、悟界の因果を明にする部門である。

賢聖品

六　**賢聖品**(廿二—廿五卷)、煩惱を滅して次第に賢者聖者になり行く道法と行者とを明にしたる部門である。卽ち行法としては順解脫分(停心、別想念住、總想念住)より順決擇分(煗・頂、忍世、第一)に進み、見道より修道、修道より無學道に進むの道程を明にし、行者としては三賢、四善根、有學者(前三果)、無學者(羅漢)を明にし、而も道法と行者の機根によつて生ずる聖者の種種相をも論究してゐるのである。これ、前の世間品の與へられる事實世界に對して、求むべき理想界を標示した

るものと解すべきである。

智品

七　智品(廿六—廿七卷)。賢者聖者となるの因としての智を明にしたる部門である。即ち世間品に對する業品の格である。内容は前卷(第廿六)にて十智を說き、後卷にて、その智想に依存して生ずる佛の不共法、羅漢の六通などの功德を明にしたものである。

定品

八　定品(廿八—廿九卷)。智慧を獲る爲の條件としての禪定を明にした部門で、業品に對する隨眠品の格である。初めに四禪四無色の八等至より、種種の禪定法を說き、後にその定に所依して生ずる四無量心、八解脫などの功德を說いてある。

破我品

九　破我品(第三十卷)。こは言はば附論にて、俱舍の組織よりすれば、無くとも多くの不都合を感ぜぬ部分である。體裁も前廿九卷と異り、頌文なくただ長行より成立してゐる。その目的とする所は、要するに、前廿九卷にて已に無我の理を明にしたれば、之を纏めて積極的に他の有我論を破析せんとする所にある。而してその對手に擇ばれたるは、佛教では犢子部の非即非離蘊我の說で、外道では勝論と語典學者との二派である。

初學者の參考書

以上にて、不完全ながらも俱舍敎理の大綱を必要と思ふだけ、述べたつもりであるが、尚ほ最後に言はば婆心を以て、一言注意して置きたいことがある。それは、即ち、全くの初學者であるならば、こ

の論を讀むに先ちて、簡單に纏まれる有部宗大要なり倶舍綱要なりを讀みて、然る後にこの論に移るべしといふことである。蓋しいかに國譯し註解し科段を附したりとて、何分にも三十卷もありて而もその中に種種の問題を含み、時に可なりに横道に走る場合もあるので、初めにその大綱を會得してかからねば、稍々もすれば、要領を失するの恐があるからである。然らば、その手引用として、いかなる參考書があるかといふに、種種あるけれども、暫らく二書を推薦して置かうと思ふ。その一つは有宗七十五法記である。こは漢文にて書かれたもので、古來より倶舍論の入門として珍重され來つたものである。乍併、已に漢文である上に、この中には六因四緣の說明を缺くなど、稍々物足らぬ所もあるから、不適當と言ふならば、梶川乾堂氏著、倶舍大綱(法盟社出版)を推薦したい。こは、學林の教科用書として作られたもので、初學者にとりて、最も便宜の書であると思ふからである。

大正八年十月八日

譯者　荻原雲來
　　　木村泰賢　識

國譯阿毘達磨倶舍論

卷の第一

總序

一、歸敬序

(一)諸の、一切種と、諸々の冥を滅し、衆生を拔いて、生死の泥を出でしむ。足の如き、如理の師を敬禮して、對法藏論を、我れ當に說くべし。

二、發起序

論じて曰はく、今、論を造らんと欲して、自師の、其の體、尊高にして、諸の聖衆に超ゆることを顯はさんが爲めの故に、先づ德を讚へまつりて、敬禮を申ぶ。

【一】總て四句を以て一頌と名づく、以下第四段までの三頌は、全體の論文にして、必ずしも界品のみに附屬するものにあらず。

yaḥ sarvathā sarvahat āndhakāraḥ saṃsārapaṅkāj jagad ujjahāra tasmai namaskṛtya yathārthaśāstre śāstraṃ pravakṣyāmyabhidharmakośam

同舊譯(眞諦)

一切種智滅諸冥、拔出衆生生死泥、頂禮大師如理教、對法倶舍我當說、

此れは序分、正宗分流通分の三中、序分に配す可きものにして、古來更に前三句を歸敬序と稱し、後一句を發起序と稱せり。何れにしても對法倶舍の論を將に說かんとして、大恩教主釋迦世尊に歸敬し、世尊の教に順つて此の論を編述すべき意圖を表明する一文なり。第一句は世尊自利の德圓滿せることを表し、第二句は利他の德具足することを明

「頌に」(二)「諸」の言の表はす所は、謂はく、佛世尊なり。此は、能く、闇を破するが故に冥を滅すと稱す。

「頌に」(三)「一切種と、諸との冥を滅す」と言ふは、諸の境と、一切品との冥を滅するの謂なり。

諸の(四)無知は、能く、(五)實義を覆ひ、及び、眞見を障ふるを以ての故に、說いて、冥と爲す。

唯、佛世尊のみ、永く、對治することを得て、一切境と、一切種との冥に於いて、不生の法を證するが故に、稱して、「滅」と爲す。

(六)聲聞と、獨覺とは、諸冥を滅すと雖も染汚無知をのみ畢竟じて斷ずるを以ての故に、一切種には非ず。

所以は何ん。

(七)佛法と極遠の時と處と、及び諸の義類の、

し、第三句はかくの如き世尊に歸順することを表し、第四句はかくして、俱舍三十卷を說かんとする意志を表す。即ち、一切の方面に於ける一切の無知冥妄を、無上等正の覺慧にて打破し、生死流中に頭出頭沒して、自ら遂に出期なき一切衆生を拔濟し、之れに如實如理の正教を與へて、涅槃の彼岸に到達せしむる大師世尊に歸命し、一切法に關する正見を表明する爲めに、ここに對法藏論を說かんとの謂なり。

【二】諸。Yaḥ(=any one who & C.)「云云の人は何人にても」の意なれども、二冥を滅せる者は佛の他に無き故諸の字は軈がて佛を指すこととなる。

【三】舊譯には曰く、滅ニ一切冥一、由ニ一切種智一、於ニ一切法一無明者、能障レ見ニ眞實義一故、稱爲レ瞑、此無明於ニ佛世尊一、由レ得ニ永對治一故、一切種。於ニ一切法一永不生、法故、故稱爲レ滅、云云

【四】無知には染汚無知(Kliṣṭa-ajñāna)と不染汚無知(Akliṣṭa-ajñāna)との二種あり。染汚無知とは煩惱性の法にして、法の實相を知ること能はずして諸の妄見を起し生死に執著して解脫することを不可能ならしむるもの、即ち無明をいひ、不染汚無知は煩惱性の法に非ず、從つて出離生死の妨とならざる無知なり、此れ亦た無明の一種なるも普光は是を劣慧と名づけたり。

【五】實義云云は眞諦の譯に「能障見眞實義故、稱爲瞑。」とあり、稱友 Yaśomitra も同意義に釋す、梵文は新舊兩譯何れの意義にも解することを得。

無邊の差別に於いて、不染無知の、猶未だ斷ぜざるに由るが故なり。

已に、世尊の自利の德の滿ちたることを讃へたり。次に、當に、佛の利他の德の圓かなることを讃ふべし。

「頌に」「衆生を拔いて生死の泥を出でしむ」とは、彼の生死は、是れ諸の衆生の、沈溺する處なるに由るが故に、(八)出でんことの難き故に、所以に泥に譬ふ。

衆生は、其の中に倫沒して、(九)救ふもの無し。世尊、「是れを」哀愍し、「其の機に」隨ひて、所應の正法の敎手を授け、拔濟して、出でしむ。

已に佛の德を讃へたり。次に敬禮を申ぶべし。

「頌に」「是の如き、如理の師を敬禮す」とは、稽首して、足を接するが故に、敬禮と稱し、諸有の、前の「如き」、自他利の德を具する者「を意味するが」故に、「是の如き」と言ひ、如實無倒に敎授誡勗するを如理の師と名く。

(10)如理の師と言ふは、利他の德を顯はす。能く方便を以つて、如理の正

【六】聲聞 Śrāvaka 獨覺 Pratyeka-buddha に此の二無知中畢竟じて斷ずるは染無知のみにして不染無知は現行することあり、故に一切種智を得ず、唯佛のみは兩者を畢竟じて斷じて、一切種智を得たり。

【七】佛法とは佛の不共法（此論二十七參照）極遠の時と極遠の處とは、光等によれば八萬劫の外、三千大千世界の外とあれど、稱友にはかかる說なし、「義類の無邊の差別とは、佛法以外の色等の境に就て世界の生物の種類發生等の千差萬別の事物をいふ。

【八】出でんこと云云。舊譯卷一には生死是世間耽著處故、難レ可レ度故、云云と譯せるは能く原文に合す、稱友の釋に依るに耽著處なれば卽ち出でんこと難きなり、又は不正の見疑橫溢すれば、又に佛陀に

教を說き、[以て]生死の泥より、衆生を拔いて、出でしむればなり。(一一)威力と、願と、神通とに由るにあらず。

三、對法とは何ぞや

如理の師を[敬禮]して、何の所作を欲するや[の答として]「對法藏論を、我れ、當に說くべし、」といふ。

學徒を教誡するが故に、稱して、(一二)論と爲す。其の論とは何ん。

謂はく、(一三)對法藏なり。

何をか對法と謂ふや。

頌に曰はく、

(一四)淨慧と、隨行とを對法と名く。及び、能く此れを得る諸の慧と論となり。

論じて曰はく、慧とは(一五)擇法を謂ひ、淨とは、(一六)無漏を謂ふ。[而して]、此の淨慧の眷屬を、名けて隨行と曰ふ。

のみ依つて出づべきなれば出でんこと難きなり。

【九】救ふもの無しとは救濟の求むべきなき意。

【一〇】如理の師 yathāśāstr

【一一】威力等。佛は如理の師には唯正教に由て衆生を拔濟し、生死を出でしむ。特殊の力や大自在天が衆生の願をかなへるが如き、毘瑟奴が所有ゆる形相を示現するが如き他力的手段に由らず。(稱友による)

【一二】論 Śāstra

【一三】對法藏 Abhidharma-kośa

【一四】頌の舊譯、淨智助伴名二對法一、能得二此法一諸智論、

淨慧 Prajñāmalā

隨行 Anucaran

對法 Abhidharma

此の二句は對法の三字を釋す。若し之れを本然の意味に於て曰はば(勝義)涅槃の最高理想に入らしむ可き無漏の至上慧

是の如く、總じて、(一七)無漏の五蘊を說いて、名けて、對法と爲す。

此れ、則ち、(一八)勝義の阿毗達磨なり。

若し、(一九)世俗の阿毗達磨を說かば、即ち能く此れを得べき諸の慧と、及び論となり。

慧とは謂はく、此れを得る(二〇)有漏の修慧と、思と、聞と、生得との慧と、及び「其れ等の」隨行となり。

論とは、謂はく、傳へて無漏の慧を生ずる敎なり。

此の、諸の慧と、論とは、是れ彼の「勝義の淨慧を生ずる」資糧なるが故に、亦阿毗達磨と名け得。

此の「阿毗達磨」の名を釋せば、能く自相を持するが故に、名けて、(二一)法と爲す。「而して」、

を指すも、下りて世俗の意義にては、かくの如き至上の慧を生する資糧たる、有漏の修慧・思・聞・生得等、先天的及び後天的の智慧、及び此等を能く生ずべき正敎を傳ふる敎としての論をいふ。今用ふる意義は此れ等二者を併て一方に宇宙萬有を通貫支配せる四諦の法相を知得對觀し之れによりて勝義至上の法、究竟の理想たる涅槃(Nirvāṇa; Nibbāna)に誘導すべき有漏無漏の智慧を指して對法といふ。但しこの內に有漏の慧を含むか否かに關しては、本文中の「此れは能く(涅槃に)對向し」云々の「此れは」の下に註せる如く、光、寶異釋有りと雖も、世俗勝義二つの法を認めたる文上にあるが故に、此にも亦有無漏の二を含むと解するを至當とせん。稱友も同義なり。

【一五】 擇法 Dharma pravicaya.

【一六】 無漏 Anāsrava (anāsava)

【一七】 無漏の五蘊 Anāsravāḥ pañcaskandhāḥ とは煩惱無き色受想行識の義にして畢竟心身全體の義。其の中無漏の色蘊とは煩惱に順應せざる身體中に生ずる一種の力（之れを道共戒の無表といふ）を指す。即ち前の淨慧と隨行とは之れを分類すれば、五蘊全體に亘るが故に、總じて無漏の五蘊を對法と爲すといへるなり。

【一八】 勝義阿毘達磨 Pāramārthikābhidharma 本義又は眞義(Essential meaning)ほどの意。

【一九】 世俗阿毗達磨 Sāṃketikābhidharma 第二義、俗義 secondary meaning の意

【二〇】 有漏の修慧等。此の論二十二參照。

【二一】 法＝達磨 Dharma (from verb dhṛ。二義有り。

若し(三二)勝義の法ならば、唯是れ(三三)涅槃なれども、若し法相の法ならば、(三四)四聖諦に通ず。「而して」、(三五)「此れは能く「涅槃」に對向し、或は、能く「法相の法なる四聖諦を」對觀するが故に、對法と稱す。

四、對法藏の意義

已に對法を釋したり。

何が故に、此の論を對法藏と名くるや。

頌に曰はく、

(三六)彼の勝義を攝すると、彼れに依るとの故に、此に對法倶舍の名を立つ。

論じて曰く、(三七)彼の對法論中の勝義は、此れに入れて攝するが故に、此れに藏の名を得。

(一)各に自性を能持する義。

(二)軌として物體を生ずる義。

〔三二〕勝義の法 (Paramārtha)。最勝なる智の對境、或は最勝なる對境。

〔三三〕涅槃(Nirvāṇa)。至上究竟の理想、煩惱の繫縛を遠離せる所に得たる佛教の Summum Bonum (最上善)にして、倶舍にては之れは擇滅無爲と同一なり。

〔三四〕四聖諦 (Catvāryāryasatyāni)。所謂苦集滅道之れ也。蓋し、苦集の二は世間(事實世界)の因果を明にしたるもの滅道の二は出世間(理想世界)の因果を明にせるものにして四聖諦は總て事實と理想との全體を包括表明せる佛教教理の根本體系なり。

〔三五〕此れはの字、光寶異解す。光は上に謂へる無漏及び有漏の慧と諸の論となりとし、寶は唯無漏慧に局れり。

〔三六〕頌の舊譯に曰く、「由レ義對法入レ此攝、論依二對法一名二倶舍一」是れ藏Kośaを釋す。二樣の解有り。一は六足發智婆沙諸論中の勝義を凡て拉し來りて此の全品に置く故に、此れは即ち彼の諸論の勝義を攝する藏なりとの謂にして、二は此の論は彼の七論婆沙に依從し、專ら彼の諸論より資を仰ぎて編む所なるが故に、彼の七論婆沙なる對法を藏とするの義なり。參照。本論一に曰く「能く攝するに由る故に藏と無く。」順正理論一に曰く「藏は謂く堅實(精要)の義なり。」

〔三七〕彼の對法論等。此の中多くの彼、此、是等の字有り。その彼は七論婆沙にして、此、是は此の倶舍を意味す。

或は、此れは、彼れに依り、彼れより引生し、是れは彼れの藏する所なるが故に、亦藏と名く。

是の「如き義に由るが」故に、此の論を、對法藏と名く。

五、對法藏の所依及び佛陀の說因

何に因りて、彼の阿毗達磨を說くや。

誰か、復た、先に、阿毗達磨を說き、而して、今、「それが」論を作りて、恭敬して解釋するや。

頌に曰はく、

(二八)若し擇法を離れては、定んで餘の、　能く諸惑を滅する勝方便無し。

惑に由りて、世間は、有海に漂ふ。　此れに因りて、佛は、對法を說けりと傳ふ。

論じて曰はく、若し擇法を離れては、勝方便の、能く諸惑を滅すべきもの無し。

〔二八〕頌文の舊譯、離二簡擇法一更不レ有下爲レ寂二靜惑一別方便上世間由レ惑轉二有海一、爲レ此傳二佛說二對法一。

此の一頌は、此の對法藏論を說く所以、及び對法の由來を說く。

抑も有情の諸法を見るや、常に「自己」なる色彩を附し、從て如實無倒に觀察すること能はず—一言にして盡さば、我等に惑即ち煩惱有るに由りて我れと物、—更に俱舍に適切に言はば、有情物器二世間は互働的 Reciprocal に相拘束し、從て我等は不斷に輪廻轉生して、無常遷流の有海に沈淪す。而して、是の如き苦海より超脫して永劫安穩の境に至らんには、唯擇法の無漏智によりて諸の惑を打破滅盡する外無し。故に佛は此の理由に坐して對法を說き、以て世

諸惑は、能く世間を生死の大海に輪轉せしむ。

此れに因りて、佛は彼の對法を說きたりと傳ふ。世間をして、擇法を得しめんと欲したるが故なり。

對法を說くことを離れては、弟子は、諸の法相に於いて、如理に揀擇すること能はず。

然るに、佛世尊の、處處に阿毗達磨を散說したるを大德、(二九)迦多衍尼子等の諸大聲聞「等」結集安置したり。

「是れは」、猶し、大德(三〇)法救が集むる所の無常品等の(三一)鄔柁南の頌の如し。

(三二)毗婆沙師の傳說するところは此の如し。

本論第一(三三)界品

第一章　萬有分類の基礎——有漏無漏及び有爲無爲

間一切の衆生をして擇法の無漏智を得しめ、永く輪廻轉生の苦海より斷たしめんと欲せるもの也。而して佛は是の如き對法を經律二藏の諸處に散說したるが、後之れを迦多衍尼子 Kātyāyanīputra (佛滅三百年) 等結集安置し、途に發智等の諸論を爲すに至れりと毘婆沙師は主張するの意。

【二九】 迦多衍尼子 Kātyāyanīputra.

【三〇】 法救 (Dharmatrāta)。法救に三人有り今のは其中、最古の者にして佛滅後三百年の出世なり。(次は婆沙會中の法救にて佛滅四百年の人、第三は雜心論の法救にして佛滅六百年の出世なり。)

【三一】 鄔柁南 (Udānam)。無問自說と翻じ、佛が感興に乘じて說ける敎文、頌文の經にして法救等が是等感興論經を無

何の法を名けて、彼の所揀擇となし此れに因りて、佛の對法を說けるを傳ふるや。

頌に曰はく、

有漏、無漏 有爲、無爲

(二四) 有漏と、無漏との法なり。 道を除いて、餘の有爲は、
彼れに於いて、漏、隨增す。 故に、說いて、有漏と名く。
無漏は謂はく道諦と、 及び三種の無爲となり。
謂はく虛空と二滅となり。 此の中、空は無礙なり。
擇滅は謂はく離繫なり。 繫の事に隨ひて各別なり。
畢竟して、當生を礙ふるに、 別に非擇滅を得す。

第一節 有漏法及び有漏の意義

一、總說

論じて曰はく、一切の法を說くに、略して二種有り。謂はく、有漏と無漏となり。

二、有漏

有漏の法は云何。

常品等に分類して編輯したるをいふ。卽ち是れ法集要頌經なり。

【二二】 毘婆沙師 Vaibhāṣika. 俱舍論中に「傳說」とあるは常に論主が內心に讃成せざることを示す。

【二三】 界品。—界品は次の根品と俱に佛教哲學の本體論にして、次の世品以下は現象論なり、本體論の中にて初の界品は主として諸法の體を明し、次の根品は主として諸法の用を明す。蓋し界とは體の義、品は品類差別の義。

【二四】 頌の舊譯は、有流無流法、有爲除二聖道一、有流。於レ中流、由レ隨二增長一故。無流法聖道、及三種無爲、虛空及二滅、此中空無礙、擇滅謂永離、各各對二諸法一、但遮レ欲レ生生一、別有二非擇滅一、

この頌文に總じて綱要を標し

謂はく、道諦を除ける餘の有爲法なり。

三、有漏の意義

所以は何ん。

(三五)諸漏の、「その」中に於いて、(三六)等しく隨增するが故なり、(三七)滅道、二「諦を緣ずるも、諸漏は生ずと雖も、而も(三八)隨增せざるが故に、「此の二は」有漏に非ず。隨增せざる義は、(三九)隨眠品の中に自ら當に顯說すべし。

第二節　無漏法及び無漏の意義

一、無漏法

已に有漏を辯じたり。無漏は云何。

謂はく、道聖諦及び三無爲なり。

何等を三とするや。

(四〇)虛空と二滅となり。

二滅とは何ぞ。

(四一)擇、(四二)非擇の滅なり。

たるものにして、有漏無漏の二分法によりて萬有を分類し該攝したるものとす。萬有の中の煩惱に順應し、之を增長せしむる力あるものを有漏(Sāsrava)といひ、煩惱に順應せざるものを無漏(Anāsrava)と名く。蓋し萬有の分類は必ずしも有漏無漏に限らざるも染汚と清淨の二部を覺了して染汚の部を斷じ清淨の部を習ひて無上善に到達するが、論の目的なるを以て、特に之を分類の標準としたるなり。頌の大要は、四諦法中、道滅以外、卽ち苦集法は有漏にして道諦は無漏なるも、有爲卽ち變化法に屬し、第三の滅諦は無漏にして且つ無爲卽ち不變化的存在なり、この滅諦と同じく非擇滅及び虛空の二無爲も亦無漏なり、といふにあり、一一の相は長行にあり。

【三五】漏（Āsrava）。漏泄するものの義、六根門より漏泄するもの卽ち煩惱を指す。

【三六】等しく隨增す(Samanuserate)。隨順增長の意味にして、煩惱はいかなるものを對象としても生ずれど情淨法に對しては、增長することなきに反し、不情淨法に對すれば更に隨順增長す。この隨順增長の因となるものを有漏法とは名くるなり。蓋しこの法諦は法救(佛滅六百年)の雜阿毗曇心論に初まれるを世親の採用せる者。

【三七】滅道諦 Nirodha-mārga-satye.

【三八】隨增 Anuśerate.

【三九】隨眠品は此論第十九、二十、二十一の三卷に明す。

【四〇】虛空 Ākāśa.

【四一】擇滅 Pratisaṃkhyānirodha.

二、無漏の意義

此の虚空等三種の無爲及び、道聖諦を無漏法と名く。

所以は何ん。

諸漏、〔其の〕中に於いて、隨增せざるが故なり。

第三節　特に三無爲に就て

一、虚空無爲

〔右に〕略して説ける所の三無爲の中に於いて、(四三)虚空は但だ無礙を以て性とす。〔かく〕無障なるに由るが故に、(四四)色、其の中に於いて行ず。

二、擇滅無爲

(四五)擇滅は、卽ち、(四六)離繫を以て性とす。

諸の有漏法の、繫縛を遠離して、證得せる解脱を名けて、擇滅と爲す。擇は、謂はく、揀擇なり。卽ち慧の差別なり。

〔是の如き無漏の慧は〕、各別に、四聖諦を揀擇するが故なり。擇力所得の滅を名けて擇滅となす。牛に駕する所の車を名けて牛車と曰ふが如し。〔但だ〕中の言を略し去るが故に、是の説を作すなり。

三、擇滅の數

一切有漏の法は同一擇滅なりや。

【四二】 非擇滅 Apratisaṃkhyāni-rodha

【四三】 虚空無爲とは、言はば絶對空間に相當する實在にして生滅變化に涉らざるが故に無爲とせらる、其特相は、有部に從へばただ無得 (Anāvaraṇa) 卽ち物體の存在行動を障へざる所にありといふ。

【四四】 色、其の中に於て行ずといふは、希臘哲學に於て原子論者 Atomisten. (Leukippos: Demokritos) が萬有の變化、運動、數多(Veränderung; Bewegung & Vielheit) を説明せんが爲めに非有 (Nichtseiende, μὴ ὄν) を說けると相通じ、且つ、有部が虚空を實在と主張するは、又之れ等が「無の存在するや、有の如く然り」(Das Nichts existiert ebenso sehr wie das ichtso.) と言へると完く趣同し。

爾らず。

云何。

繋の事に隨ひて別なり。謂はく、繋の事の量に隨ひて、離繋の事も亦爾り。若し、爾らざれば、(四七)見苦所斷の煩惱の滅を證する時に於いて應に一切所斷の諸の煩惱の滅をも證すべし。若し是の如くならば、餘の　(四八)對治〔道〕を修することは則ち無用とならん。

難　(四九)〔已に爾らば、擇滅は同類有るべきなり。〔然るを〕何の義に依りて、〔經には〕滅に同類無しと說くや。

答　(五〇)滅には、自に同類因無き義と、亦、他の爲にも、〔同類因となること〕あらざるに依りて、是の說を作す。同類無しとの〔謂〕には非ず。

【四五】擇滅。擇は揀擇にして無漏慧の用なり。此の用に由りて、四諦を各別に揀擇し、以て煩惱を斷盡する時、有情は其時解脫を證得す、これは本來恒有にして、寂靜、清淨且つ無爲なるものなり。之れ即ち擇滅なり。

俱舍は此の擇滅を涅槃と即一視せるが其の數に至りて、婆沙論は或は一といひ、或は二(見、修所斷に應ず)といひ、乃至或は五(見四、修一)或は十一(見八、修三)或は三十五(見八、修三界各九)或は八十九(見八、修九地各九)等種種の說有れども何れも過失あるを以て、評家は有漏法の量に應ずと說く。而して俱舍も亦此の評家の說に從へり。

【四六】離繋 Visaṃyoga.

【四七】見苦所斷云云。煩惱に見道所斷の惑(見惑といふ)と修道所斷の惑(修惑といふ)とあり。前者は理に迷ふ所の智的惑にして、後者は、事に迷ふ所の情意的惑なり。見惑は苦集滅道の四諦の一一にありて總じて八十八種あり、修惑はその惑力の强弱によりて之を九品に分け、三界九地に配置して九九、八十一品となす(詳しくは隨眠品)。今難ずる所は、若し、擇滅無爲は一ならば、已に見道所斷中の見諦下の惑を滅する時、餘の集滅道下の見惑及び修惑も同時に斷ぜらるることになり、他の修行は無用に歸せん、然るに八十八種、八十一品と分けて次第に修行して之を解脫する所以は、惑に應じてその離繋も各別なるに由るといふ意を明にせんが爲なり。

【四八】對治 Pratipakṣa (反對の側、反對すること)

已に擇滅を說きたり。

〔五一〕永く、當生を礙へて、非擇滅を得す、謂はく、能く、永く、未來法の生ずるを礙へ、滅を得すること、〔五二〕前の〔擇滅に〕異なれば、非擇滅と名く。

四、非擇滅無爲

〔是れを〕得することは、〔慧の揀〕擇に因らず。但だ闕緣に由る。〔例せば〕眼と〔五三〕意と、一色に專らなる時、餘の〔五四〕色聲香味觸〔五五〕等は謝し、彼の境界を緣ずべき五〔五六〕識身等は、未來世に住し、畢竟じて生ぜざるなり。〔五七〕是れ、彼の〔五識身等は〕、過去の境を緣ずること能はざるに由る。

〔五八〕緣の具はらざるが故に、非擇滅を得するなり。

五、擇滅非擇滅の四句分別

法の、滅を得するに於いて、〔五九〕四句を作るべ

【四九】正量部 (Saṃmitīya) の難中阿含五十八に「滅に同類無し」と有る文證を以てする也。

【五〇】滅には云云。前の難に對する答也。經に同類なしとあるは同じ種類のものなしといふ義にあらず。擇滅無爲には同類因、等流果の因果關係なしといふ義なり。同類因、等流果とは同じ性質のものが因となりて、同じ性質の果を惹くといふ因果關係なるが（詳しくは後の根品）擇滅無爲は不動なるを以て左る關係なき旨を終文に明にしたるなり。

【五一】永く等。非擇滅を釋す。萬有の中、因緣和合せざれば、現在前すること無く、畢竟じて未來世に住するもの有り。之れ非擇滅なる無爲法爾の一法に依る。

【五二】擇滅を得するときとの異を云はば、

（一）擇滅は擇力に由りて得するも、非擇滅は闕緣に由りて得す。

（二）擇滅は善性なれども非擇滅は無記なり。

故に二者は相異る。

【五三】意 Manas は意處にして今は眼識を指す。

【五四】色 Rūpa, 聲 Śabda, 香 Gandha, 味 Rasa, 觸 Spraṣṭavya, 之れを五境 Pañcārthāḥ と稱す。

【五五】等は所謂ゆる向內等にして前の物を指す、色乃至觸の外の物を指すに非ず。

【五六】識身 Vijñāna-kāya 等は前と同じく向內等なり。

【五七】〔是れ〕云云。有部 Sarvâsti-vāda にては二識併起を認めず。故に眼識起りて一色を緣する時は餘の五識等は現在前すること能はず。凡て未來に住し、畢竟不生に了る。蓋

し。

〔六〇〕或は、諸法に於いて、唯、擇滅を得する

第一句單　あり。謂はく、諸の有漏の過、現、生の法なり。

第二句單　或は、諸法に於いて、唯、非擇滅を得するあり。謂はく、不生の法の無漏の有爲なり。

第三句俱　或は、諸法に於いて、俱に二滅を得する有り。謂はく、彼の不生なる諸の有漏法なり。

第四句非　或は、諸法に於いて、俱に二滅を得せざる有り。謂はく、諸の無漏の過、現、生の法あり。

第四節　有爲法及び其の異名

是の如く、已に三種の無爲を說きたり。

前に道〔諦〕を除いて、餘の有爲法を、是れ、有漏と名くと說きたり。〔此に〕何をか有爲と謂ふや。

し、眼識が其の活動を止めたる時には、餘の五識の對境たる者も、亦過去に落謝し去るべきが故なり。

【五八】緣の云云。所緣即ち對境の緣闕くるなり、婆沙論三十二曰、若爾(不レ由ニ擇力ー)由レ何而得、答、由ニ闕緣ー故、如レ對ニ一方ー、余方所有色聲香味觸解境滅、於レ彼能緣心心所法由ニ闕緣ー故畢竟不生、由ニ此不生ー、得ニ非擇滅ー云云。

【五九】四句分別(Catuṣkoṭika)。佛教に於て二事の範圍の互に交錯する場合の分別法として通例四句分別といふ方法を用ふ。四句分別とは之を術語にて、單、單、俱、非と云ひ、唯一方に限りて他方に涉らざる場合は單句と稱して二句あり。兩方に亘る場合を俱句と稱して一つあり。更に兩方共に涉らざる場合を俱非といひて、同く一つ有り。此の關係を圖解せば次の如し。



【六〇】或は云云。右の四句分別によりて、擇滅、及び非擇滅を得する場合を撿すれば、次の如し。

(一)單。有漏の過去と現在と可生との法。擇滅は元來、有漏法に對して得せらるべきもの、而して已に過去、現在の已生と、未來可生の法といふ以上は、畢竟不生法の條件を缺くが故に、非擇滅を得せず。

(二)單。可生法の不生なる場合にのみ、非擇滅は得せらる、故に不生と云ひ有爲と云ふ、無漏は無過失にして斷す可らざるが故に擇滅を

頌に曰く、

(六一)又、諸の有為法は、謂はく、色等の五蘊なり。

亦は世路、言依、有離、有事等といふ。

一、五蘊

論じて曰はく、色等の五蘊とは、謂はく、初めの色蘊より、乃至識蘊なり。

二、有為の意義

是の如き五法は、具さに、有為を攝す。衆緣の、聚集して、共に作す所なるが故に。少法と［雖も］、一緣所生のもの有ること無し。(六二)是れも、彼れの類なるが故に、未來も妨なし。(六三)乳の如く。薪の如し。

三、有為の異名 世路

此の有為法は、亦、(六四)世路と名く。已行と、正行と、當行との性なるが故に。或は、無常

得せず。

(三)倶、有漏の不生法は有漏なる點に於て擇滅を得すべく、不生法の點に於て非擇滅を得す。

(四)倶非、無漏の過去、現在可生法の倶非なる所以は前三句より推知せよ。

［六一］ 頌の舊譯、

又諸有為法、謂色等五陰、說世路言依、有離及有類。

此の一段、有為 Saṃskṛta の意義(內包、外延)を釋す。有為法を、其の體の上より云はゞ、即ち、色 Rūpa (物質) 受 Vedanā (感情) 想 Saṃjñā (感覺及び觀念構成 Ideation, Vorstellemg) 行 Saṃskāra (意志等、向外的自發的心性活動一般)、識 Vijñāna (意識—認識の主體)、等所謂五蘊、(又は五取蘊—舊譯五陰—Pañca skandhāḥ; Panca upādāna-skandhāḥ) に外ならざれども、之れをその意義より云へば、Saṃ(com)+kṛta(kṛ=to make P.P.=composed) の字が示す如く、從て又有為の字が示す如く、衆くの因緣の和合して結成する所といふ意なり。但し、佛教にては吠陀其他の外道哲學に於ける如く生主 Prajāpati 其他の第一原理を許して、一切は其の一因の所生なりとは認めず。

是の如き有為法は種種の異名を有す。先づ世路(Advan)と云ふは、三世の法の、過去に行じ去り、現在行じつゝあり、又未來必ず行ずべく、而も世は有為法が經過すべき歷程なるが故に此を路と名づく。又言依(Kathāvastu)といふは、之れ等有為法が我等の言を以て表詮し得るものなる義より名く。即ち言は名を詮し、名

に呑食せらるゝが故に。

言依　或は、言依と名く。言とは謂はく、語言なり。此の所依は、即ち、(六五)名と俱なる義あり。

是の如き言依は、一切有爲法を攝す。若し、爾らずんば、(六六)品類足論の所説に違せん。彼に説けらく、言依は、十八界に攝すと。

有離　「有爲は」、或は、(六七)有離とも名く。離とは、謂はく、永離にして、即ち、是れ、涅槃なり。一切有爲「法」は、彼の離を有するが故に「此の名あり」。

有事　或は(六八)有事とも名く。因あるを以ての故に。事とは、是れ因の義なり。

毘婆沙師の(六九)傳説する所は、此の如し。

是の如き等の類は、是れ有爲法の差別の衆名なり。

は義を顯はす。又有離（San-nissāra）といふは、離は即ち無餘依涅槃のことにして、全然存在の狀態より解脱することを云ふ。又有事（Savastuka）とは因有る義にして、有爲法は衆緣和合して成ずるに依りて名く。但し此の有事の釋は有部の釋にして世親は必ずしも信ぜず。蓋し、經量部にては此の事を體の義に解し、有爲は有體の故に有事と名くと稱す。思ふに世親の意之れに朋ひたれば、傳説の二字を置けり。

【六二】是れもとは、次行の未來法を指す。彼れとは現在、及び過去の二法を指す。

【六三】乳の如く、薪の如しとは未來法を有爲と名くる所以の比喩なり。梵語に乳とは Dug-dha にして正しく乳房より出たるものをいひ、薪とは正しくは燃えつつある當體を指すものなれども、その可能性を認めて、房中にあるもの亦は燃料を、夫れ夫れ乳、薪と名くる如しとの意。

【六四】世路（Adhvan）。世路は過程の義なり、諸の有爲法は三世の過程にあるものなれば斯く名づく。又無常に呑食せらる Adyante とは、世路の語なる Adhvan に類似せる音の語 Adhvan（呑食す）を以て Adhvan を釋す。

【六五】名とは、梅花櫻花等の名。義とは梅花櫻花の各が表はす自體。言依 Kathāvastu

【六六】品類足論。舊譯は波伽羅那說に作る。品類足卷九曰、「言依事、十八界、十二處五蘊攝」、婆沙論十五、曰、問、言卽是語、彼依是名、但應一界一蘊所攝、何故言十八界十二處五蘊所攝耶、」

【六七】有離（Sanihsāra）。一切有

第五節　有漏の異名

此に說く所の有爲法中に於いて、

頌に曰はく、

（七〇）有漏を、取蘊と名く、亦、說きて、有諍となす。
及び、苦、集、世間、見處、三有等ともなす。

取蘊の意義

論じて曰はく、此れ何の（七一）所立ぞや。

謂はく、取蘊を立つ。

〔是れは〕、亦名けて、蘊と爲すも、或は、唯蘊にして、取蘊に非ざる有り。謂はく、無漏の行なり。

爲法は最後には遠離せらるべきものなるが故に有離と名く。

【六八】有事 savastuka 舊譯有類。

【六九】傳說といふは、經量部 sautrāntika が所有爲有體名二有事一と稱し、無爲無體名二無事一と稱して、事卽體に解せるに對し世親論に意を之に置けるが爲めなり。

【七〇】舊譯―
有流名二取蘊一、或說二有鬪爭一、苦集諸世說、見處及三有上
此の一段有漏 āsrava (āsava) の異名を明す。
上に說き來れる有爲法と有漏法との關係に至りては、有爲にして、有漏ならぬあり（無漏）。中に於いて、有爲にして有漏に攝する一類の法を取蘊 upādāna-skandha と稱す。
蓋し、取 upādāna とは煩惱 kleśa の義にして、此の取より（業を生じ、業によりて）蘊 skandha を生ずるが故に、又は、是れ取の所屬として、取に隨逐するが故に、又は、取の生ずるは蘊を緣として、倒想をなすによるが故に、有漏の法を取蘊と名くるなり。是の如き有漏法は、又善品を觸動し、自他を害し、煩惱を隨增せしむる故に有諍と稱し、聖心と反するが故に苦と稱し、苦を招く因たるが故に集と稱し、壞す可き運命を有し又た對治せらるべきものの故に世間（可壞の義）とも名け、又、其の中に住して隨眠迷執を隨增せしむるが故に見處と名け、又三有の因となり、三有の所依となり、又三有中に攝するものなるが故に三有とも名く。

【七一】所立 (siddha) とは成立の義、有漏を單に蘊と名く、有

煩惱を取と名く。而して蘊は、取より生ずるが故に、取蘊と名くること、「恰も草や糠より生ずる火を」草糠火といふが如し。

或は、蘊は、取に屬するが故に、取蘊と名く。帝王の臣の如し。

或は、蘊は、取を生ずるが故に、取蘊と名く。「恰も花と果とを生ずる樹を」花果樹といふが如し。

有諍

此の有漏法を、亦(七二)有諍と名く。煩惱を諍と名く。善品を觸動するが故に、自他を損害するが故に、諍を隨增するが故に、名けて、有諍と爲す。猶し有漏の如し。

苦

亦、名けて、(七三)苦と爲す。(七四)聖心に違するが故なり。

集

亦名けて、(七五)集と爲す。能く苦を招くが故な

漏と無漏とに通ず、今は無漏の蘊に非ずして有漏の蘊を成立せんとするなり。

【七二】有諍。舊譯有闘爭(sarana)に作る。雜心論一、曰、擾ニ亂心一故名レ諍、諍有ニ三種一、煩惱諍、陰諍、鬪諍、煩惱諍者百八煩惱、陰諍者死、鬪諍者各各相違、當レ知此中說ニ煩惱諍一、身見等諸煩惱生ニ諸有漏行一、從ニ煩惱一生、故說ニ煩惱一(林常法義)

【七三】苦 duḥkha.

【七四】聖心(舊譯、聖人意)。凡愚は是の苦たを知らず。聖のみ之れを知る故に苦と名く。逼迫所依處故、自性麁重不安穩故(順正理論)

【七五】集 samudaya.

【七六】世間 (Loka)

【七七】毀壞。lujyata iti loka iti (yaśomitra)

【七八】有對治(sa-pratipakṣa)。有漏即世間は遂に聖道によつて毀壞せらるべき故にいふ。

【七九】見處 (dṛṣṭi-sthāna)。五見住ニ其有漏蘊中一、隨ニ增諸煩惱一、住レ中之言、顯ニ所依處一」との論二十、曰、雖ニ諸煩惱亦隨增一、五見具ニ四義一殊勝故、故名見處、(五見とは、身見、邊執見、邪見、見取見、戒禁取見)。

【八〇】眠(anuśaya)。之れは單なる睡眠の意に非ず。汎く煩惱の異名なり。

【八一】三有(tribhava)。欲界(kāmadhātu)色(rūpa-dhātu)無色(ārūpya-dhātu)の三界也。

【八二】舊譯―色陰謂五根、五塵及無教。此れは有爲法＝色等五蘊を釋する中、第一に先づ色蘊を釋する一段なり。これに攝する者、五根＝眼耳鼻舌身等の根(感官)、五境＝眼等五根の對象、＝色聲香味觸無。

り。

世間 亦、(七六)世間と名く。(七七)毀壞すべきが故に。(七八)有對治の故に。

見處 亦、(七九)見處と名く。見、其の中に住して、(八〇)眼を隨增するが故なり。

三有 亦、(八一)三有と名く。有の因、有の依にして、「且つ」、三有に攝するが故なり。

是の如き等の類は、是れ有漏法の義に隨つての別名なり。

第二章 五蘊 附十二處十八界の分類

第一節 色蘊

上に言ふ所の如きは、色等の五蘊を有爲法と名く。

「所謂」色蘊とは何ん。

頌に曰はく、

(八二)色とは、唯、五根と、 五境と、及び無表となり。

表色の三類なり。

【八三】 五根(pañcaindriyāṇi)。眼(cakṣus)耳(śrotra)鼻(ghrāṇa)舌(jihvā)身(kāya)

【八四】 五境 pañcāyatanāni

【八五】 無表＝無表色(舊譯、無教及無教色 avijñapti-rūpa)

【八六】 唯此の云々 五根、五境、無表の十一のみといふ義。

【八八】 頌の舊譯―此識依淨色、說名ニ眼等根一。前掲五根を先づ釋す。兩釋有り。頌中の「彼」字の解釋に由りて別る。第一釋は「彼」を境に約して解する釋にて、彼の色境を緣する識の所依たる淨色を根と名くと說き、第二釋は、「彼」を解して、彼の眼根(前に說く所のと指示する意に解す)に依する識の所依たる淨色を眼根と名く(餘は知る可し)と說くものなり。註して、曰ふ。根に扶塵根(adhiṣṭhānendriya) 勝

五根

論じて曰はく、(八三)五根と言ふは、所謂、眼、耳、鼻、舌、身根なり。

五境

(八四)五境と言ふは、即ち、是れ、眼等の五根の境界にして、所謂色、聲、香、味、觸なり。

無表

〔頌に〕「及び(八五)無表」とは、謂はく、(八六)無表色なり。

唯、(八七)此の量に依りて、色蘊の名を立つ。

第二節　五根

此の中、先づ、應に五根の相を說くべし。

頌に曰はく、

(八八)彼の識の依たる淨色を、眼等の五根と名く。

論じて曰はく、「彼の」とは、謂はく、前に說ける色等の五境なり。

識とは、即ち色聲香味觸の識なり。

義根（paramārtha-indriya）の二根有り。前者は我等可見の感官にして、後者は玆に所謂淨色（透明の色法）なり。

【八九】淨色（rūpa-prasāda）。餘の扶根の四塵も體是れ色なりと雖も、光明隔有り五根は光明隔無きこと瑠璃等の如し。（惠暉）。

【九〇】その次第の如くとは、色識の所依たる淨色を眼根と名け、乃至、觸識の所依たる淨色を身根と名くといふ義。

【九一】世尊とは雜阿含經卷十三參照。

【九二】苾芻。舊譯比丘、bhikṣu (bhikkhu)、唐に乞士と翻す。

【九三】內處の四大所造の淨色。內處（Ādhyātmika āyatana）六識所依をいふ。今はその中の前五根の成立要素に就ていふ。

【九四】此の文は品類足論第一卷。

彼の識の所依たる五種の（八九）淨色は、（九〇）その次第の如く、知るべし、即ち、是れ、眼等の五根あり。

（九一）世尊の說くが如し。（九二）苾芻、當に知るべし、眼は謂はく、（九三）內處の四大所造の淨色を性とす、是の如く廣く說けり。

或は、復、「彼れ」とは、謂はく、前に說く所の眼等の五根にして、識とは即ち眼耳鼻舌身の識なり。彼の識の所依なる五種の淨色を眼等の根と名く。是れし、眼等の識の、所依止の義なり。

是の如きは、便ち、（九四）品類足論に順ふ。

彼の論に說くが如し。

云何ぞ、眼根なる。

眼識所依の淨色を性とす。

と。是の如く、廣く說けり。

【九五】舊譯ー色二、或二十、聲塵有二八種一、味六、香有レ四、觸塵十一種。

上段、五根を說きて、次にそれ等の對境たる五境を釋す。五境は前述の如く、色聲香味觸の五をいふ。

此に色といふは即物質の場合と異り、色と形(colour & form)とを包含しての意味也。佛教にては之れを顯色、形色(varṇa-rūpa saṃsthāna-rūpa)と稱するなり。更に之を開けば、顯色は四となり。また十二となり、形色は八となる。その顯色の十二、形色の八とを合して、頌に二十と云へるなり。今それを圖示せば次の如し。或師は空即ち空(nabhas)色を一個獨立の顯色と見做し之れを加へて二十一とするも有り。

色(rūpa) ＝ 20

- 顯色(varṇa) ＝ 12: 青(nīla)、黃(pīta)、赤(lohita)、白(avadāta)、影(chāyā)、光(ātapa)、明(āloka)、闇(andhakāra)、雲(abhra)、煙(dhūma)、塵(rajas)、霧(mahikā)
- 形色(saṃsthāna) ＝ 8: 長(dīrgha)、短(hrasva)、方(caturaśra)、圓(vṛtta)、高(unnata)、下(avanata)、正(śāta)、不正(viśāta)

聲には八種有り。先づ所發の因に約して二分し、（一）を知覺有る人等の身體より發する

第三節　五境

已に五根を說きたり。次に、五境を說くべし。

頌に曰はく、

(二一)色に二有り。或は二十なり。聲は、唯、八種あり。

味は六あり。香は四種。觸は、十一を性と爲す。

一、色(視境)の二種

論じて曰はく、「色に二あり」とは、一には顯〔色〕、二には形〔色〕なり。

顯色

顯色に四有り。青黄赤白〔是れ〕なり。餘の顯〔色〕は、是れ、此の四色の差別なり。

形色

形色に八有り。謂はく、長を初めとし、不正を〔最〕後とす。

「或は、二十」とは、即ち、此の色處を、復た、二十とも說くなり。謂はく、青、黄、赤、白、長、短、方、圓、高、下、正、不正、雲、煙、塵、

(有執受大種因)とし、(二)を知覺無き山川風林所發の聲(無執受大種因)とし、更に之れを聲そのものの用に約して二分す、(一)はその聲に表詮の意義有るもの、(二)は表詮の意義なきものなり。かくして四を得れども、之れを能聞者の心情に訴ふる快不快(可意不可意)によりて二分し八とするなり。

次に味には六有り。甘、酸、鹹、辛、苦、淡是なり。

次に香に四種有り。快不快によりて、好惡の二を分ち、身體を滋すると否とによりて等不等の二とするによる。

最後に觸は第五身根の對境にして、之れに十一有り、地、水、火、風、重、輕、滑、澁、冷、饑、渴、是れなり。

以上所謂五境は五根從て五識の各別の對境なるが、俱舍は

霧、影、光、明、暗なり。

二、空界の色

有る餘師は說けらく、空は一の顯色にして、第二十一なり、と。

此の中、正とは、謂はく、形の平等なるなり。形の平等ならざるを名けて、不正と爲す。

地より、水氣の騰る、是れを、說きて、霧と爲し、日焰を光と名け、月星火藥寶珠電等の諸焰を明と名け、光明を障えて、生じて、中に於いて、餘色の見る可きを影と名け、此れに翻ずるを、闇と爲す。

餘の色は、了じ易きが故に、今は釋せず。

三、顯色と形色の表れ方

或は、色處の、顯「色」有りて、形「色」無きもの有り。謂はく、青、黃、赤、白、影、光、明、暗、「是れ」なり。

或は、色處の、形「色」有りて、顯「色」無きも

其便に、二者の間の交渉即ち認識關係に關して、下に委しく解說する所有り。謂はく、眼識等は、青黃等の一事を緣じても起り、又多事を緣じても起る。前の場合には各個體の別相を確然明細に取り、後の場合には單に全體の概相を取るに過ぎず。眼等の五識が青、黃等の多事を同時に緣ずとせば五識は共相の境を取ると云ふべし、然るに本宗の規定として、五識は自相の境を取り、意識は共相の境を取るとす、如何にして其の相違を會すべきや、曰く、色處聲處等五境の處の自相に約して自相の境を取ると云ふより、青黃等の事の自相に約して云ふに非ざれば相違することなし。更に二根に、各ゝ境が同時に來り接する場合に於いては、その中の強盛なるものが先きに知覺せらる、但し、均平の場合には、例へば觸味の如きに在りては食欲を先きとす。

【九六】 長等云云。手足の屈伸の如きは、唯形に就て言ふのみにて、色を含まずといふ意。

【九七】 事（dravya）とは極微 paramāṇu（萬有組成の根本的原子）を意味す。而して有部にては顯形の極微各別なりと說けるが（婆沙論十三）世親は必ずしも之れに從はず、寧ろ經部が、形色は顯色の安布の差別と說くに朋黨する者なれば、之を心に置いて質問を試みたるなり。

【九八】 毘婆沙師の答。一の事に兩色ありとは兩色の存在といふよりは寧、兩色共に知るといふ意にして、對境よりは認識に重きを置いて說けりといふなり。

の有り。謂はく、(九六)長等の一分の身表業の性「是れ」なり。

或は、色處の、顯「色」有り、形「色」有るあり。謂はく、所餘の色なり。

有る餘師は説く。唯、光、明の色のみ、顯「色」有りて、形「色」無し。「所餘の、青、黄、赤、白、影、闇は爾らず」。現に世間を見るに、青等の色處にも、長等あるが故に、と。

四、顯形の關係

如何にしてか、一の(九七)事に、具さに、顯形の二色有るや。

(九八)「唯」、此の一事の中に於いては、「顯形の」、倶に、「相並びて」、可知なることあるに由るが故に、「是の説を爲せるのみ」。此の一事の中に、「顯形」有りとは、「唯」是れ有智の義にして、有境の義には非ず。

(九九)若し爾らば、身表「業」中にも、亦當に顯智有るべし。

五、聲の八種

已に色處を説きたり。當に、聲處を説くべし。

聲は唯八種有り。謂はく、(一〇〇)有執受、或は、(一〇一)無執受大種を因とすると、及び、(一〇二)有情名、(一〇三)非情名の差別とを門とし、此れに、復た、(一〇四)可意及び(一〇五)不可意を差別して、八と成す。

〔九九〕論主が前の答の不充分を明にしたるものにして、若し認識に就て、顯形の區別を説くならば前に説ける形のみありて、色なき場合の例たる身表業にも、實は白い手でとか黒い足でとかいふが如き色の認識もある故、無顯唯形と言はれざるべしといふ難詰なり。蓋しかく問答する所以は、有部の非理を示して經部によるべきことを暗示せんが爲なり。

【一〇〇】有執受大種 upātta-mahābhūta-hetuka.

【一〇一】無執受大種 anapātta-mahā-bhūtahetuka.

【一〇二】有情名 sattvākhya

【一〇三】非情名 asattvākhya

【一〇四】可意 (manojña)=快。

【一〇五】不可意 (amanojña)=不快。

此の聲處に關しては婆沙論十

執受の大種を因となすの聲とは、謂はく、言手等の所發の音聲なり。風林河等所發の音聲を無執受大種を因と爲すの「聲」と名く。有情名の聲とは、謂はく、語表業なり。餘の聲は、則ち是れ、非情名なり。

一説

有るは說く。或る聲は通じて有執受及び無執受の兩大種を因とす。「例せば」、手と鼓等と、合して、生ずる所の聲の如し、と。

論主評破

(一〇六)「然れども、毗婆沙師は」、一の顯色の極微は、「內外」二「種」の四大の造る所と許さざるが如く、聲も亦應に爾るべし。

已に、聲處を說きたり。當に、味處を說くべし。

六、味の六種

味に六種有り。(一〇七)甘、酣、鹹、辛、苦、淡の、別なるが故に。

已に、味處を說きたり。當に香處を說くべし。

七、香の四種

香に四種有り。(一〇八)好香、惡香、等香、不等香の差別有るが故なり。

(一〇九)本論の中には說く、香に三種有り。好香、惡香及び平等香「是れ」な

三に二説有り。其の前によれば、
(一)有執受大種爲〆因有情名可意聲。
(二)有執受大種爲〆因有情名不可意聲。
(三)有執受大種爲〆因非有情名可意聲。
(四)有執受大種爲〆因非有情名不可意聲。
(五)無執受大種爲〆因有情名可意聲。
(六)無執受大種爲〆因有情名不可意聲。
(七)無執受大種爲〆因非有情名可意聲。
(八)無執受大種爲〆因非有情名不可意聲。
の如くにして、後説に依れば、
(一)執受大種爲〆因可意聲。
(二)執受大種爲〆因不可意聲。
(三)非執受大種爲〆因可意聲。
(四)非執受大種爲〆因不可意

りと。

八、觸の十一種

已に香處を說きたり。當に觸處を說くべし。

觸に十一有り。謂はく、[二〇]四大種、滑性、澁性、重性、輕性、及び冷、饑、渴なり。

此の中、大種は、後に、當に、廣く說くべし。柔輭を滑と名け、麤强なるを澁とし、稱る可きを重と名け、此れに翻んずるを輕と爲す。煖欲を冷と名け、食欲を饑と名け、飮欲を渴と名く。

此の冷饑渴の三は、皆、因に於て果の名を立つるが故に、是の如き[冷、饑、渴]の說をなすなり。

有る頌に言ふが如し。

聲。
(五)有情數大種爲因可意聲。
(六)有情數大種爲因不可意聲。
(七)非情數大種爲因可意聲。
(八)非情數大種爲因不可意聲。
等なり。入阿毘達磨論上の說は前說に同じ、順正理論一の說は後說に同ず俱舍の今の所說はその前說に同ずるもの也。

【一六】一の顯色云云。こは論主が前の有人說を評破したるもの、即ち一の顯色の極微即ち分子(atom)はただ一組の大種に因つて存在して、別に他の一組を要することなし。然らば獨り聲のみ兩大種を因とするの理由なかるべしと有り。

【一七】甘(madhura)醋(amla)鹹(lavaṇa)辛(kaṭuka)苦(tikta)

【一八】好香 su-gandha 惡香(dur-gandha)等香 sama-gandha 不等香 viṣama-gandha.

一九 本論とは品類足論第一卷。

【二〇】四大種(mahā-bhūta)。地 pṛthivī 水 ap 火 tejas 風 vāyu なり。
滑性 ślakṣṇatva
澁性 karkaśatva
重性 gurutva
輕性 laghutva
冷 śīta
饑 jighatsā
渴 pipāsā.

【二一】舊譯―
諸佛生現樂、說正法亦樂、
大衆和合樂、衆集出家樂。
こはただ因に果の名を附する例に過ぎず。法相上、別段の意味あるにあらず。

【二二】色界に冷觸あるを信ぜざるを以て傳說の言に置いて、不信を表したるなり。論主は

(二二)諸佛の出現するは樂なり。正法を演說するも樂なり。衆僧の和合するも樂なり。同く修して勇進するも樂なり。

九、色界と觸

色界の中に於ては、饑渴の觸なきも、所餘の觸は有り。彼の界にては、衣服は、別には、秤る可からざれども、聚むれば、則ち稱る可し、「故に、重性、輕性有り」。冷觸は、彼に至りては、能く損ずること無しと雖も、而も能く益することは有り。

(二三)傳說すること、此の如し。

(二三)此の中、已に多種の色處を說きたり。

十、五境と感覺的認識

(二四)有る時には、眼識は、一の事を緣じて生ず。謂はく、爾る時には、各別に了別す。

(二五)有る時には、眼識は、多くの事を緣じて生ず。謂はく、爾る時には、

へらく、色界には唯だ定のみありて能く益すべし、何ぞ煖欲なる冷を須んや。

【二三】此の中云云。以下、色法の認識に關する議論。

【二四】有る時にに云云。青黃…等を個々に認識する場合は、その一々を區別す。

【二五】有る時には眼識云云。個々の色の集合を總體として認識する場合は一一に分たず。

【二六】有る餘師云云。五識の認識中、特に身識に關して異說あり、婆沙論第百二十七卷に三說あり一一緣ずと說くものと一乃至五を緣ずといふものと一乃至十一を緣ずといふものとなり。今はその第二師の說にしてその極限は堅濕煖動の四大と澁滑冷などの何れか一種とを加へて五にして、それ以上認識は不可能なりといふ說なり。

別に了別せず。〔例せば〕、遠く軍衆、山林〔等の〕無量の顯形〔色〕や、珠寶の聚等を觀察するが如し。

應と知るべし、耳等の諸識も、亦爾なり。

十一、身識（觸覺）に關する異論

（二六）有る餘師は說く。身識の極多なるは、五觸を緣じて起る。謂はく、四大種と及び、滑性等の隨一となり。

（二七）〔復た〕、有るひは說く。極多ならば、總じて、一切、十一の觸を緣じて起る、と。

（二八）〔問ふ〕。若し爾らば、五識は、總じて、境を緣ずるが故に、應に五識身は（二九）共相の境を取りて（三〇）自相の境〔を取る〕に非ざる可し。（三一）〔答ふ〕。處の自相に約して、五識身は自相の境を取ると許す。事の自相に〔約して言ふには〕非ず。〔然れば〕、斯れに、何の失かあらん。

【二七】〔復た〕云々。これ婆沙の第三師の說にて極限として十一觸全體の同時認識を許す、之を正義とす。

【二八】問の意は、前五識の認識の仕方は、ただその對象の自相を直感するのみにて、その普遍性（共相）を認識し得るものにあらず、然るに今五識は各各多數の對象も同時に認識し得と許すならば、之れ卽ち共相認識にして、自相認識にあらざるならんといふ難詰なり。

【二九】共相 sāmānya-lakṣaṇa

【三〇】自相 sva-lakṣaṇa

【三一】答の意は、自相に二種あり、一は六根六境の十二處の各自相にて、例へば、色、聲、香……等はそれぞれ一の自相たるが如し、第二は事の自相にて、處の自相の細分たる例へば色處中の長短、青、赤等の各自相をいふが如し。今五識身は自相を認識すといふ一般の規則は處の自相に就て言ふものにして、こゝに五識は總體的認識をなすとは、細分たる事の自相に就て立言したるものなればその間に矛盾なしといふ意。

婆沙論十三曰、云何身識緣二共相境一、以三五識身緣二自相一故、答自相有二二種一、一事自相、二處自相、若依二事自相一說者、五識身緣二共相一、若依二處自相一說、則五識身緣二自相一、云云、

【三二】境の云云。婆沙論百三十一曰、如下一兩鹽和二一兩麨一、置中舌上上、鹽生レ識麨生レ識微、此亦如レ是、水酢均和生二舌識一喩、針鋒鳥翮生二身識一喩、麁說亦爾。

【三三】取境 grahaṇa

【三四】無表色。舊譯無教色、avij-

十二、觸味の先後に就て

今應に、思擇すべし。身舌二根に、「觸味」兩境の、倶「時」に至るときは、何れの識か、先に起るとせんや。

(二三二)境の强盛なるに隨ひて、彼の識、先に生ず。境、若し、均平ならば、舌識、先に起る。貪欲の、身を引きて、相續せしむるが故なり。

第四節　無　表

已に、根境及び　(二三三)取境の相を説きたり。(二三四)無表色の相を、今次に、當に説くべし。

頌に曰はく、

(二三五)亂心と、無心等とに〔於いて〕　隨流して淨と不淨となり。
大種所造の性なり。　此れに因りて、無表

---

napti.

【二三五】舊譯―亂心無心耶、隨流淨不淨、依ニ止於ニ四大ー、何無教色説。

色法最後の一項として、玆に無表色を釋す。無表色とは、種種の行爲、即ち表業によりて吾等の身體中に一種の勢用を熏習して、そは、言はば、無意識的習慣となりて、吾等の行爲を規定するのみならず、後に到りてそれに應ずる果報を招くの因となるものをいふ從て無表の自性は善惡に限るとせらる。而してこの無表はそれ自身としては物質即ち色法にあらざれど、物質性の身體的表業によりて發起せられ身體の物質に依りて存在するものなれば、矢張、之を色法の一種となし、而も色法の如くに、表示する能はざれば之を無教又は無表色とはいふなり。扨て頌文の意を略説すれば、この無表色は亂心、無心、不亂心、有心の四位に在りて行ず。即ち別解脱の無表は四位を通じて轉じ、定生の無表は唯有心定の位に轉じ、不律儀の無表は亂不亂心の兩位によりて轉ず。

かくの如き無表に善（淨）惡（不淨）の別有りて、其體は四大種所造なり。

【二三六】亂心 (vikṣipta-citta)。前に無表を得せしとき其無表を引起せる心と異なる心を云ふ。謂はく、善の無表に對しては、善心は不亂心にして、餘の惡、無記は亂心なり。惡の無表には、惡心は不亂心にして餘の善、無記を亂心と爲す。

【二三七】此の餘とは、善(此の)に對ては、惡及無記。惡に對しては善及無記を意味す。

と說く。

論じて曰はく、(一二六)「亂心」とは、謂はく、(一二七)此の餘の心なり。

(一二八)無心とは、謂はく、(一二九)無想及び(一三〇)滅盡「二」定に入れる「位」なり。

「等」の言は、(一三一)不亂心と、(一三二)有心とを顯はす。

相似の相續を說きて、(一三三)隨流と名け、善、不善、「淨、不淨」と名く。

(一三四)諸の相似相續を簡ばんが爲めに、是の故に、復た、「大種の所造」と言ふ。

毗婆沙に說く、造は、是れ、因の義、と。謂はく、(一三五)生等の五種の因と作るが故に。名を立つる因を顯はさんが「爲めの」故に、「頌の中に」、「此

【一二八】無心(acittaka)とは無想定、滅盡定、定心には分別知を絕する故に名く。

【一二九】無想定(asaṃjñi-samāpatti)。第四靜慮の攝にして、解脫を目的とし、煩惱を斷せん爲めに、出離想の作意をなして無心定に入らんとする時、心想の生起は阻止せらる。之れを無想定と稱す。

【一三〇】滅盡定(nirodha-samāpatti)。無想定と趣近し。但し、前者は第四禪に攝するも、之れは、靜住を目的として、止息想の作意を方便とし、非想非非想處に攝す。共に不想應行の下參照。

【一三一】不亂心 avikṣipta-citta

【一三二】有心 sacittaka

俱に亂心の下、參照。

【一三三】隨流(pravāha)。隨とは隨順の義にして、性の相似るによつて云ひ、流は流轉の義にして相續して起るに名く、

【一三四】諸の相似相續云云。得(不相應行下參照)は相似相續すれど大種所造に非らざる故に之れを簡んでいふ。

【一三五】生等五種の因とは、

一、生因 janana-hetu

二、依因 niśraya-hetu

三、立因 pratiṣṭhā-hetu

四、持因 upastambha-hetu

五、養因 upabṛṃhaṇa-hetu

大種は總て所造の色に對して此の五因の義あるなり。

【一三六】有表業(vijñapti-karma)。思想が外的に發動せるものにして、所謂身口の二業なり。

【一三七】師宗の言云云。世親は、上に明せる如き種類の無表色を信ぜざるが故に、此の言を置く。此論第十三には廣く、經部の無表假立說を以て有部の實有說を破せり。

【一三八】大種。舊譯は大といふ。梵

れに由りて」と言ふ。

二、無表の體と其の意義

無表は、色業を以て性と爲すこと、(一三六)有表業の如しと雖も、而も、表示して、他をして、了知せしむるに非らず。故に、無表と名く。

「說く」とは、此れは是れ、(一三七)師宗の言なりと〔の意を〕顯はす。

略して說かば、表業と及び定との所生なる善不善の色を名けて、無表と爲す。

第五節　四大種

四大(四原素)に就て

已に、無表は大種の所造なりと言ふ。

(一三八)大種とは云何。

頌に曰はく、

(一三九)大種は、謂はく、四界なり。　卽ち

mahābhūta

【一三九】舊譯—諸大謂地界、及水火風界、於持等業成、堅濕熱動性。

此の一段、以上明し來れる色蘊組成の原理たる大種=四界を明す。

元來地水火風四大說は、其のまとまれる形にて初めて印度哲學中に現はれたるは奧義書 upaniṣad (chāndogya-up.) に在り。而も其の初めは、何れも現實可見の地水火風以外ならざりしが、時と共に分析と抽象との加はり來りて、佛敎時代に入りては、かかる分析運動の結果、一方、極微の概念に到達し、他方抽象作用の結果堅濕煖動の四性中心の地水火風の四大を得るに至れり。蓋し現實上の地水火風を物質の根本要素也と見るには、餘りに粗なりと考へたる結果として數論の五唯觀などに相當する堅濕煖動を以て大種の本質と見たるものならん。とにかく、この四大は、あらゆる物質現象の根本要素たるものにして、之を能造の四大と名くるなり。之を大と名る所以は、註釋家に從へば次ぎの特徵あるが爲めなりといふ。(歷史的に言へば大とは粗物質の義にして、細物質に對する名稱なりき)

(一)一切の所造の色の所依の性たるを以て其體の廣汎なること。

(二)形相顯且つ大なること、例せば大海大山の如き。

(三)種種の大業用をなすこと等、一般にその體相用の廣且つ大なるに約して云ふものなり。而して、之れ等は順に、

堅 khara, khakkhaṭa (地)

濕 sneha, drava (水)

地水火風なり。
能く持等の業を成ず。　堅濕煖動の性なり。

一、總説

論じて曰はく、地水火風は、能く自相及び所造の色を持す。故に名けて(一四〇)界と爲す。

是の如き四界を、亦大種と名く。一切の餘の色の所依の性なるが故に、體の寬廣なるが故に。或は、地等の增盛なる聚の中に於いて、形相の大なるが故に、或は、種種大事の用を起すが故に。

二、四大の業用

此の四大は、能く、何の業を成ずや。

其の次第の如く、能く、持、攝、熟、長の四の業を成ず。

地界は、能く持し、水界は、能く攝し、火界は、能く熟し、風界は、能く長ず。

長ずとは、謂はく、增盛する「謂」なり。或は、復た、流引の義なり。

三、四大の自性

業用、既に爾り。自性は云何。

其の次、第の如く、即ち堅、濕、煖、動を用て、性とす。「謂はく」、地

煖 uṣṇa (火)
動 īraṇa (風)
を性として、夫夫に、
任持 dhṛti
攝 saṃgraha
成熟 pakti
長養 vyūhana
等の用有り。萬有の持、攝、熟、長は凡て、其の組成の根本にかくの如き用あるに依る。

【一四〇】界 dhātu とは
地 pṛthivī 水 ap
火 tejas 風 vāyu.

【一四一】品類足論第二卷、雜阿含第十一卷

【一四二】輕き等しく云云 laghu-samudīraṇatva.

【一四三】地等とは、現實可見の地水火風なり。之れを假の四大と稱し、上の如き根本要素(urelement)としての、堅、濕、煖、動を實の四大といふ。

【一四四】舊譯ー

界は、堅性なり。水界は、濕性なり。火界は、煖性なり。風界は、動性なり。

此「の風界の動性」に由りて、能く大種と所造の色を引き、其をして、相續して生じ、餘方に至らしむ。「例せば」、燈光を吹くが如し。故に、名けて、動となす。

特に風に就て

(一四一)品類足論及び契經に言ふ。

云何んが、風界と名くる。

謂はく、(一四二)輕き、等しく動く性なり、と。「而して」復、輕性を説きては、所造の色と爲せり。故に、風界は動を自性と爲すべし。「唯、品類足論と契經とは」、業を擧げて、體を顯すが故に、亦、輕と言へるなり。

要素としての四大と現實的四大との區別

(一四三)地等と、地等の界との別は云何。

頌に曰はく、

【一四四】頌の舊譯――說地顯形色、由レ世立二名想一、水火亦復然、唯風界、亦爾。此一段は上の實の四大に對して、現實可見の假の四大を明し、二者の差別を明す。現實の地水火三大は顯(色)形二色を性とし、色處を體とす、實は所造の色に外ならず。佛は世間一般の習俗に順じて、現實の地等に實の四大の名を附したるに過ぎず。但し、風に至りては、異說ありて、一說には風は世間的にも動を體性と見做すが如く、世間の所謂、風が直ちに要素自體なりといひ、他の一說には風にも同じく、假の風と實の風との區別ありといふ。亦爾なりといへるは後說を指すものとす。

【一四五】黑風 kālikā-vāta

【一四六】團風 vātyā

【一四七】物質卽ち色法を何故に色

(一四四)地は、謂はく、顯形の色なり。世の想に隨つて、名を立つ。

水火も、亦、復、然り。風は、卽ち界なり。亦爾なり「ともいふ」。

論じて曰はく、地とは、謂はく、顯形なり。「是れは」、色處を體とす。「佛は」、世間の想に隨つて、假りに、此の「地等」の名を立てたるなり。諸の世間の、地を相示するものの、顯形の色を以て、相示すに由るが故なり。

水火も、亦爾なり。

風は、卽ち、風界なり。世間、動に於いて、風の名を立つるが故に。或は、地等を、「佛の」、世の想に隨ひて名けたるが如く、風も、亦、顯形ありともいふ。故に、「頌に」、「亦、爾なり」と言へるなり。世間の、(一四五)黑風、(一四六)團風と說くが如き、此れ、顯形を用て、風を表示するが故なり。

第六節 色の意義

物質を色と名くる所以に就て

一、變壞

(rūpa)と名くるか。これに二解あり、第一は變壞の義にして第二は變礙の義なりといふ。蓋し rūpa は語源的に云へば lup=rup (變る、破れる) より來れるものなれば、先づ之を變壞、卽ち變化破壞するものと解したるなり。更に物質の特徵を加へて變礙と解し、變化するものにして、亦質礙 (Pratighāta) 卽ち礙性 (impenetrability) を有すといふ點より、rūpa (色) と名づけらると說くに到れり。故に通例、色の解釋として、變壞、質礙といふを以て、阿毘達磨の精神に契へるものとなす。先づ變壞といふ方に重きを置くの立場より說く。雜阿含卷二の文を擧げて典據とす。故にこの引文は、ただ變壞するを色と名くといふ所に意味あるものとす。

(一四七)何が故に、此の「色蘊に於いて」、「眼等五根を初めとし」、無表を後とし、「終始」說きて、色と爲すや。

「是れは」、變壞「の義」に由るが故に。

世尊の說くが如し。――苾芻、當に知るべし、變壞に由るが故に、色取蘊と名く。誰れか、能く變壞す。謂はく、手の觸るゝが故に、便ち變壞すと。

乃至、廣く說けり。

變壞

(一四八)變壞は、卽ち、是れ惱壞す可き義なり。故に、(一四九)義品の中には、是の如き說を作せり。――

(一五〇)諸欲を趣求せん人は、常に、希望を起し、
諸欲、若し、遂げずんば、惱壞すること、箭に中るが如し。

と。

色は、復た、云何にして、欲に(一五一)惱壞せらるゝや。

「謂はく」、欲に擾惱せられ、變壞して、生ずるが故なり。

變礙と極微

(一五二)有るが說く。變礙するが故に、名けて、色を爲す、と。

(一五三)若し、爾らば、極微は、色と名けざるべし。變礙無きが故に。

【一四八】變壞の意義を單に物理的解釋に止めず、更に遡りて精神的意義に使用せることを示す。

【一四九】義品、光、寶、共に法救所集といへる巴利 pāli の經集 suttanipāta 中第四品なる義品 atthaka-vaggo なり、引く所の頌文は其の第二頌也、漢に義足經と云ふ、足の字は品の字の古き寫誤なり、但し今經の巴利原本は頌文のみなるも漢譯には行文を追加せるを異とす。

【一五〇】舊譯―求レ得二欲塵一人、愛尚所二染著一、若所求不レ遂、婁婆如レ被レ刺(婁波を婁彼に作るは不可なり)

【一五一】惱壞は舊譯の婁波にして梵に rūpyate と云ふ。此語を以て此の語と同源より出たる色 (rūpa) の語に亦た惱壞の

此の難は然らず。一極微は、各處にして〔獨〕住すること無く、衆微、〔常〕に聚集し、〔其處に〕變礙の義成ずればなり。

色と過去、未來

(一五四)過去と、未來とは、應に色と名けざるべし。

(一五五)此れも亦、曾と、當とに變礙有るが故に、及び、彼れの類なるが故に、〔色と名くるを妨げず〕。〔例せば〕、所燒の薪の如し。

變礙と無表色

(一五六)諸の、無表色は、應に、色と名づけざるべし。

第一說

(一五七)有るが釋す。表色に變礙有るが故に、無表も彼れに隨つて、亦、色の名を受く。譬へば、樹の動くとき、影も、亦、隨つて動くが如しと。

難

此の釋は(一五八)然らず。〔無表色の自體に〕、變礙無きが故に。

又、〔上の譬よりせば〕、表〔色〕の滅する時、無表〔色〕も、當に滅すべきなり。〔猶ほし〕、樹の滅する時、影の必らず、隨つて滅するが如し。

第二說

(一五九)有が釋すらく、所依の大種の、變礙するによるが故に、無表業も、亦、色の名を得と。

前師の難

(一六〇)若し爾らば、所依に變礙あるが故に、眼識等の五も、應に、亦、色と名くべし。

義あることを證す。

【一五二】有るが說く等。第二に變礙の義にて釋す。婆沙論七十五、及び五事論卷上、參照せよ。

【一五三】若し爾らば云云。此の文、(一)極微に約し、(二)無表に約して、所論を設けつゝ問答に依り次第に變礙の義によりて、色を釋す。

【一五四】過去と未來との色は、位置無きがゆゑに變礙の義ある可らず、即ち惱壞せず對礙せず。

【一五五】過去法、未來法には變礙の義なきも、過去法は嘗て其義を有し、亦未來法は將來にその義を有すべきが故に同じく色法と稱し得べし。亦、畢竟不生法には變礙なきも、生ずれば變礙あるべきものにして、即ちその變礙の類なるが

破後師の徒通す

(一六一)此の難は齊しからず。無表〔色〕の大種に依止して轉ずる時は、影の樹に依り、光の珠寶に依るが如きも、眼等五識の、眼等〔五根〕に依る時は、則ち、是の如くならず。〔根は〕、唯、能く、〔識〕の助生緣と作るのみなるが爲めの故なり。

前師の難

(一六二)此の影の樹に依り、光の寶に依るとの言は、且らく、毘婆沙の義に符順するに非ず。彼の宗にては、影等の顯色の極微は、各、自ら四大種に依止するが故に。

設ひ、影と光とが、樹と、寶とに依止すと許すとも、無表色「の依」は、彼れの依と同じからず。(一六三)彼の〔宗に〕は、所依の大種は、滅すと雖も、而も、無表色は、隨つて、滅せずと許すが故に。

故に、同じく色法と名け得べしといふ義。

【一五六】論主は元來、無表色の存在を信せざるが故に、折に觸れて徐ろにその難點を擧げて暗に其非理を示さんとせり、ここもその一例なり。

【一五七】有る云云。雜心論主の釋。

【一五八】能起の表に變礙あるも所起の無表には變礙なければ、能起の表變化すと雖も、所起の無表が其に隨つて變化すと云ふ可らず、故に樹動けば影亦た隨つて動くと云ふ譬は適當ならずとの謂。

【一五九】古世親 Vṛddhācārya-vasubandhu の釋。

【一六〇】前師の破。所依の大種に變礙あるが故に、能依の無表も亦、色といひ得るならば、所依の五根たる色法に變礙あるが故に、能依の五識も亦、色法と名け得べし。而も然らざるが故に、前の釋は非なり。

【一六一】古世親學徒の通釋。前師の例難は適當ならず。無表と色法との關係は密接不離なれど、五根と五識との關係は然らずといふ理由に基きて。

【一六二】前師、後師の喩の毘婆沙の宗義に當らざるを擧ぐ。蓋し有部宗の宗義上嚴格に論ずれば、樹によりて影あるにあらず、樹は樹、影は影と別別の極微によると立てざれば、その三世實有、法體恒有の多元論が徹底せざればなり。

【一六三】樹滅すれば、影も亦隨て滅すれど、無表色の場合は、所依の大種(表色)滅しても、無表殘ると立つるが故にその關係同じからずとなり。

【一六四】かく後師追窮せられたるを以て論主は有部の立場に立ちてその救釋法を示したり。その通難の仕方は眼等五識の

論主の釋

是の故に、言ふ所は、未だ、難を釋し〔得た〕りと爲すべからず。

(一六四)復た有るが、別に、彼の所難を釋して言はく、眼識等の五は、所依不定にして、或は、變礙有るあり。謂はく、眼等の根なり。或は、變礙無きあり。謂はく、無間の意〔根〕なり。〔而るに〕、無表の所依は、則ち是の如きにあらず。故に前の所難は、定んで、齊しからずと爲す、と。

變礙を色と名くること、〔其の〕理、成就するを得。

第七節　十處界の建立

〔次に〕頌に曰はく

(一六五)此の中、根と、境と、　即ち、十處界なりと許す。

論じて曰はく、此の前に說く所の、色蘊の性の中にて、即ち、根と境とを十處界と爲すと許す。謂はく、處門に於いて、立てゝ、十處と爲す。眼處、色處、廣說して、乃至、身處、觸處なり。

所依には五根と意根と二有り。從て所依不定なり。即ちその五根を所依とする點より云ふ時に所依に變礙の義有るも、其の意根を所依とする點より云ふ時は、所依に變礙の義無し。之れ即ち、常に變礙の色法を所依とする無表と異る點なり。

【一六五】頌の舊譯―
此根塵復說、十入及十界。
入とは處 āyatana の舊譯なり。
之れは以上說き來れる色蘊の五根五境を十二處十八界に割り當てる一段にて、之を十二處にて曰へば、五根五境は十處(意、法を除く)に、又十八界にては十界(意、法、及び六識を除く)に配す。

【一六六】頌の舊譯―
受陰總隨レ觸、想陰別執レ相、異レ四名ニ行蘊一、是受等三陰、

若し異門に於いてすれば、立てゝ、十界と爲す。眼界、色界、廣く說きて、乃至身界、觸界なり。

第八節　受想行三蘊

已に色蘊、幷びに、處、界を立つることを說きたり。當に受等の三蘊、「及びその」處、界を說くべし。

頌に曰はく、

(一六六)受は、領納す。觸に隨ふ。想は、取像を體となす。
四の餘を行蘊と名く。是の如き受等の三と、
及び無表と無爲とを法處、法界と名く。

一、受　論じて曰はく、(一六七)受蘊は、謂はく、領納す。觸に隨ふ。卽ち樂と及び苦と不苦不樂となり。此れを、復た分別すれば、(一六八)六受身と成る。謂はく、眼觸所生の受よ

或名ニ法入界、幷無教無爲、此には、第二受蘊 vedanā 第三想蘊 saṃjñā 第四行蘊 saṃskāra の三蘊を釋し、且つ、その處界を定む。

【一六七】受蘊 vedanā-skandha。受とは今日の言葉を以てすれば、感覺と感情とを合したる心作用なり。卽ち外界の刺激を受け、それに對して吾等の主觀が苦樂の反應を呈する作用全體を受と名くるなり。觸に隨ふとは、卽ちこの外界の刺激に應じて、その苦樂の形に於て受領するといふ意なり。

【一六八】六受身 (ṣaḍ vedanākāyā)。外界の刺激を感ずる感官に約していふ、卽ち眼、耳、鼻、舌、身、意の刺激に應ずる受なり。

【一六九】想蘊 (saṃjñā-skandha)。今

り、乃至意觸所生の受なり。

二、想　(一六九)想蘊は、謂はく、能く像を取るを體と爲す。卽ち、能く青黃長短男女怨親苦樂等の相を執取す。

此れも復た分別すれば、六想身と成る。當に、受の如く說くべし。

三、行　(一七〇)前及び後の色、受、想、識を除ける餘の一切の行を名けて、行蘊と爲す。

然るに、(一七一)薄伽梵の、(一七二)契經中に於いて、六思身を行蘊と爲すと說けるは、最勝に由れるが故なり。

所以は何ん。

行は造作に名く。思は是れ業の性にして、造作の義强し。故に最勝と爲す。是の故に、佛、說けらく、若し、能く、有漏、有爲を造作するを行取蘊と名くと。

若し爾らずんば、餘の(一七三)心所法、及び(一七四)不想應「法」は、蘊の攝に非ざるが故に「從つて」應に苦集に非ざるべし。「爾れば」則ち(一七五)應知應斷と

日の語を以てすれば想とは知覺又は表象に相當する語にして心の上に形(Bild)を構成する心作用なり。

【一七〇】行蘊 (saṃskāra-s.)。これは可なり漠然たる語なり。早き時代にありては專ら意志作用の義に用ゐたりしも、爾後、佛教の心理解剖の進むに從つて、種種の心作用を認むるに及ぶや、遂に受、想、識、三者の外は凡て此中に攝したるのみならず、有部に至れば萬有の關係や狀態を抽象して立てたる不相應法(根品を見よ)までも此中に入るといふ程其範圍を擴大したるなり。蓋し有爲法を五蘊に分類することは、已に佛時代より確定し之を變更し能はざる關係上、比較的、曖昧なる行の中に、種種の要素を含ませるに至れ

為すべからず。（一七六）世尊の、說くが如し。若し一法に於いて、未だ達せず。未だ知らずんば、我れ說く、（一七七）苦の邊際を作すこと能はず。未だ斷せず、未だ滅せざる〔時も〕、說くこと、亦是の如しと。

四、法處法界

是の故に、定んで、應に、四蘊を除ける餘の有爲の行を、皆、行蘊に攝すと許すべし。

即ち、此に說く所の、受想行蘊と、及び無表色と、三種の無爲と、是の如き七法を、處門の中に於いて、立てて法處と爲し、界門の中に於いて、立てて法界と爲す。

第九節　識蘊

已に受等三蘊と、〔その〕處界とを說きたり。

當に識蘊、幷びに、〔それを〕處界と立ること

るものならん。

【一七一】薄伽梵（Bhagavān）。佛の義。

【一七二】契經。雜阿含第三卷にあり。六思身とは、六根の刺激による意志的反應をいふ。思(cetanā)とは、正しく狹義の意志の義にして、この思を行といへるは、即ち行の原始的意義を暗示するものなり。

【一七三】心所法 (caitasika-dharma)。今日の語にて言ふ心の作用機能等を心所と名く。有部は四十六心所ありと說く。

【一七四】不相應行法 (citta-viprayukta-dharma)。俱舍―一般に有部が心色二法に非らざる、一種の原因法として立せるもの。得、非得、同分、無想定、無想果、滅盡定、命根、生、住、異、滅、名、句、文の十四あり。不相爲行の下參照。

【一七五】應知應斷。苦集の理を知り、それを御するは、佛敎の一大目的なり。從て苦集は知らるべきもの、斷ぜらるべきものとなる。

【一七六】雜阿含第八卷。

【一七七】苦の邊際を作すとは輪廻の繫縛を斷ちて、永遠不生の境に到ることなり。之には涅槃及無學果の二釋を擧ぐるも、要するに輪廻を斷ずといふ點に於て同一なり。

雜阿含八曰、我不ㇾ說ニ一法、不知不識而得ㇾ究ニ竟苦邊際一、……又曰、……我不ㇾ說ニ一法不知不斷而究ニ竟苦邊際一

【一七八】舊譯―

識陰對對視、或說爲ニ意入一、或說爲ニ七界一、謂六識意根。

第五識蘊（vijñāna-skandha）を明す。これ即ち心の主體にして、了別を共特相となし、個個の心作用を有する物を心所

を說くべし。

頌に曰はく、

(一七八)識は、謂はく、各各了別す。此れを卽ち意處と、及び七界と名く。應に知るべし、六識の轉ずるを、意と爲す。

一、識蘊

(一七九)論じて曰はく、各各、彼彼の境界を了別し、總じて境の相を取るが故に、識蘊と名く。此れも、復た差別すれば、六識身有り。謂はく、眼識身より意識身に至る。

二、意處七界

應に知るべし、是の如く說く所の識蘊を、處門の中に、立てて、意處と爲し、界門の中に於いては、立てて、七界と爲す。謂はく、眼識界より、意識界に至る。卽ち此の六識の轉ずるを、

と名くるに對して之を心王と名く。而して上を十二處に配當すれば、意處となり。十八界に配當すれば、六識なる意根の七界となるといふは頌文の大要なり。意根のことは長行にて說明す。

【一七九】識(vijñāna)は、あらゆる心作用の中心にして、廣く言へば心(mind)又は意識(consciousness)の義なれど狹く言へば悟性(Verstand)又は統覺(Apperception)の意味に用ゐらるるを通例とす。今の場合はその狹義の識を取扱ひて、之れに確定的意義を與へんとしたるものにして、即ち之に從へば識は六根に依止して生じ、特に五感を通じて來る認識資料に對して、一般的判定を與ふるをその役目となすといふにあり。蓋し、有部はこの識の外に、種種の心作用を心所として獨立體と認むるを以て、識の作用をば專ら認識上の一般的判定と限り、之に關する特殊的判定は心所の司る所としたるものとす。本論に「總じて境相を取る」といへるは卽ち此の義にして、之に對して心所は「別相を取る」といふ。然とも實をいへば、總相、別相の確然たる限界は明ならず、元來、離すべからざる心作用を心體より分離せしめて、その作用の區別を說くことは非常に困難なればなり。尙ほこの識の體の一か多かといふことは、專門學者の間に種種の異說を生じたれど有部の宗義上よりすれば、矢張、眼、耳、鼻、舌、身、意の六識が各各別體なりと見るが至當ならん。

【一八〇】以上、五蘊を明す序でに十二處、十八界の分類に及べ

意界と爲し、〔第七とす〕。

附　三科の配當

五蘊十二處十八界

(一八〇)是の如く、此の中に說く所の五蘊を、十二處、幷びに十八界と爲す。

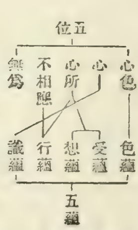
謂はく、無表を除ける諸餘の色蘊を、卽ち、十處と名け、又十界と名け、受想行蘊と、無表と、無爲とを、總じて、法處と名け、亦、法界と名く。

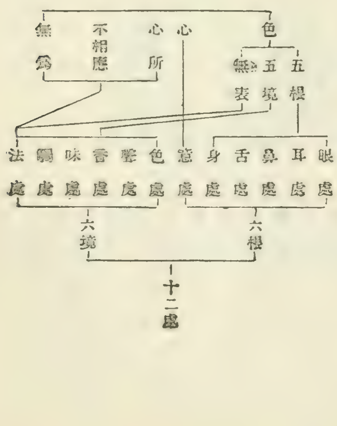
應に知るべし。識蘊を、卽ち、意處と名け、亦、七界と名く。謂はく、六識界と、及び意界となり。

第十節　特に意界に就て

豈に、識蘊は、唯、六識身のみにあらずや。

り、之を三科の分類と稱す。蓋し有部自身の重ずる所は寧ろ五位の分類に存すれども、この三科の分類は根本經典に初まるを以て、論主は先づこの分類法に從てその說を進めたるものとす。便利上之を圖表すれば次の如し。





此れに異にして、何を說きて、復た、意界と爲すや。

更に異法〔有ること〕無し。卽ち、此の中に於いて、

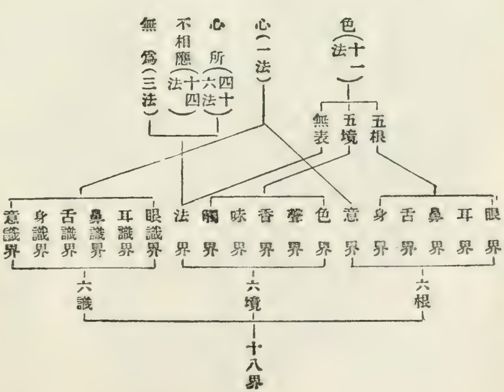
頌に曰はく、

一、意とは何ぞや

(一八一)卽ち、六識身の、無間に、滅するに由りて、意と爲す。

(一八二)論じて曰はく、卽ち、六識身の、無間に滅し已りて、能く後識を生ずるが故に、意界と名く。謂はく、此れ子なれども、卽ち餘〔の人〕の父と名くるが如く、又、此れ果なれども、卽ち、餘の種と名くるが如し。

(一八三)若し爾らば、實の界は、應に、唯、十七、



【一八一】舊譯—六中無間謝、說レ識名二意根一。

【一八三】前に述べたるが如く有部は六識の外に意根界を立つ。

意根とは眼等の六識が識域を去りて、過去に落謝せる時の位に名けたるもの。こは能く後識を引いて現在前せしむる

或は、十二なるべし。六識と、意［根］とは、更に相攝するが故に。「爾れば」、何に縁りて、十八界を立て得るや。

頌に曰はく、

（一八四）第六の依を成ずるが故に、　十八界なること、應に知るべし。

二、意界建立の理由

論じて曰はく、五識界の如きは、別に、眼［根］等五界ありて、［其の］依と爲るも、第六意識は、別の所依無し。［故に］、此の依を成ぜんが爲めの故に、意界を說く。

是の如くにして、所依と、能依と、境界と、當に知るべし、各六にして、界は十八となる。

若し爾らば、（一八五）無受の最後念の心は、意界

の作用あること、恰も家長が隱居することによりて、次ぎの家長を立つるが如き關係あるを以て、特に獨立の一界となしたるなり。蓋し有部は一刹那に二識倶起することを認めざるを以て、或る識が現在前する爲めには、必ず前の識が識域を去らざるべからずといふ消極的理由と更にその去れる識が來らんとする識依止となるとの積極的理由よりして、之を建立したるものとす。故に、術語にて、之を開導依と名く。但し現在の識には六識の區別あれど、意根にはその區別なく、いかなる識にても、過去に落謝せる時は意根たるの作用を呈すといふ所より之を六界とせずに一界としたるなり。

【一八三】六識と意根とは別體ならざるが故に、六識を立つれば意根界無用となりて、十七界となるべく、意界を立つれば六識無用となりて十二界となるべしとの難なり。

【一八四】舊譯—爲レ成二第六依一故界成二十八一。此の一段、十八界建立の理を明す。六識の中、眼等前五識は各別に所依の根有り。曰く、眼識は眼根を所依とする等の如し。然るに第六識は別に所依の根を有せず。故に之れが所依を成ぜん爲めに意界を建立す。かくて、所依の根に六有り。能依の識に六有り。且つ、所緣の境に六有り。合して十八界と成る。

【一八五】無受（asaikṣa）。所作已に辦じ、梵行已に立ちて、最早や後有を受けず。阿羅漢位に入れる聖者、その無餘涅槃に入らんとする最後の

に非ざるべし。此れは、無間に滅して、後識生せず。意界に非ざるが故に。

爾らず、此〔の最後念の心〕は、(一八六)已に意の性に住するが故に。唯だ餘緣を闕ぐが故に、後識の生せざるのみ。

第三章　三科分類の規準

第一節　一切法の相攝及其の規準

蘊、處、界の分類法に就て

此の中、蘊には、一切の有爲〔法〕を攝し、取蘊には、唯、一切の有漏〔法〕を攝し、處と界とには、一切の法を攝し盡したり。

別に攝することは、是の如し。

總じて攝せば、云何。

頌に曰はく、

刹那の心心所法は後識を生ずること無し。從て開導依となることなきが故に意根界にあらざるべしとの難なり。

【一八六】意根たるの資格あれど、心識の起るには他の條件を要するに、羅漢の最後心には、この條件を缺くを以て、起らざるのみと會通す。

【一八七】舊譯—略攝二一切法一由二一陰入界一同自性類故、離二餘法性類一。以上、萬法を分析し來つて五蘊十二處十八界等所謂三科に配(別攝)し來れるが、是の如く、分析、科別し來れる一切法を更に、簡單に統攝(總攝)せば色蘊、意處、法界の三原理に攝盡し得。蓋し、一切法は色、心、心所、不相應、無爲の五位に過ぎざるが、中に於いて、色法は色蘊に、心王は意處に、心所、不相應、無爲の三は、法界に攝するが故なり。而して之等相攝に際して原理とする處は、唯自性の二字に在り。卽ち相互に相通ずる共通の徵表 (attribute) に順ずる者にして、かくの如き共通性なきもの (餘性、他性) は、同一下に、攝せらるること能はず。

【一八八】一の色蘊等。

- 色蘊←九根、五境、無表色。
- 意處←六識、意根。
- 法界←心所、不相應行、無爲。

【一八九】法とは自性任持の義にして、一切法は、凡て他と混入し得べからざる自身の特相を有す。分類、相攝の原理は、ここに存するものにして、一面に於ては同性を殘らず攝すると同時に、他一面に於ては異性を排拒するにあらざれば共の相攝とは稱せられずといふ義なり。

一切法の相攝とその原理

(一八七)總じて、一切法を攝すること、一の蘊と、處と界とに由る。
自性を攝して、餘に非ず。他性を離るるを以ての故に。

論じて曰はく、(一八八)一の色蘊と、意處と、法界とに由りて、應に知るべし、總じて、一切の法を攝し盡す。

相攝の原理

謂はく、〔佛は〕、諸處に於いて、勝義に就きて說くときは、唯、自性を攝して、他性を攝せずとす。

所以は何ん。

(一八九)法は、他性〔の法〕と、恒に、相離るるが故に。此〔の法〕は彼〔の法〕を離る。而るを、攝すといふは、其の理、然らず。

且らく、眼根の如きは、唯、色蘊と、眼處と、眼界と、苦集〔二〕諦等とに攝す。是れ、彼れの性なるが故なり。〔曾て〕、餘蘊、餘處、〔餘〕界等に攝せず。彼れの性を離れたるが故なり。(一九〇)若し、諸處に於いて、世俗に就きて說くときは、應に知るべし、亦餘法を以て、餘〔法〕を攝すといふ、

【一九〇】相攝といふことは嚴格に云へば、右の通りなれど、佛は諸處に同性のものにあらざるも相攝を說くは、所詮、通俗的意義によれるなり。

【一九一】四攝事(catvāri saṃgrahavastūni)とは、
(一)布施(dāna)
(二)愛語(priyavaditā)
(三)利行(arthacaryā)
(四)同事(samānārthatā)
婆沙論五十九に曰く、
又餘經に說く、世尊、彼の平長者に告げて言はく、汝何の法を以てか、自の徒衆を攝し、徒衆云何か汝が所攝を受くるやと。平長者の言はく、世尊、我が爲めに四攝の事を說きたり。一には布施、二には愛語、三には利行、四には同事なり。我れ、此の四攝を以て、自分の徒衆を攝し、徒衆は此れに由りて、我が所攝を

（一九一）四攝事の、徒衆等を攝するが如し。

第二節　十八界

一、十八界の數に就ての疑

眼、耳、鼻の三處に、各二有り。〔然るを〕、何に緣りて、界の體は、二十一に非ざるや。

右の疑問に對する答

此の難は、理に非ず。

所以は何ん。

頌に曰はく、

（一九二）類と、境と、識とは同じきが故に、二なりと雖も、界の體は一なり。

論じて曰はく、「類同じ」とは、謂はく、二處の、同じく是れ眼の自性なるが故なり。

「境同じ」とは、謂はく、二處の、同じく、色を以て境と爲すが故なり。

受く云云。

【一九二】舊譯―

類境識同故、雖レ二成ニ一界一。

如上三科の別攝及び總攝に附隨して疑問となるべきは、眼耳鼻の三が各二有るを以て、十八界は增して二十一となるべしといふに在れども、之れ等は

(一) 體類同じく、

(二) 所取の對象も同じく、

(三) 能依の識も同一なるが故に、各合一して一とし、別とせず。從て十八界の建立に際しても、開きて、二十一となすこと無し。

【一九三】舊譯―

若爾云何二、爲ニ莊嚴一生レ二。

此の一段、眼耳鼻各二有る理由を釋す。二說有り。

(一) に曰く、身相を端嚴ならしめん爲めと。然れども、世親は之れを信ぜず、非議して、

二、眼耳鼻根に二處ある所以

「識同じ」とは、謂はく、二處の、同じく、眼識の爲めに依と爲るが故なり。

此れに由りて、眼界は、二なりと雖も、而も、「體は」一なるなり。

耳、鼻も、亦、應に是の如く、安立すべし。

若し爾らば、何に縁りて、依を生ずること、二處なるか。

頌に曰はく、

(一九三)然るに、端嚴ならしめん爲めに、　眼等に、各二を生じぬ。

論じて曰はく、所依の身相をして、端嚴ならしめんが爲めに、界の體は、一なりと雖も、而も、兩處に生ず。若し、眼耳の根にして、處は唯一を生じ、鼻にして二穴無からんか、身、端嚴ならざらん。

(一九四)此の釋は、然らず、若し本來爾らば、誰か醜陋と言はん。又、猫鵄等は、二處を生ずと雖も、何の端嚴かあらん。

若し爾らば、(一九五)三根は、何に縁りて二を生じたるや。

元來唯一のみ有るときは決して醜陋と見ゆることなし。一を醜と見、二なるを美と見るは、唯習性のみと論じ、第二說を簡取せり。第二說とは、取境のことに便ならしめ、所發の識を明了にする必要に出でしものなりといふに在り。

【一九四】婆沙の釋に對して論主、之を難ずるなり。

【一九五】眼、耳、鼻。

【一九六】舊譯聚來門性義、陰入界三名。以上三科を明し來て、三科の名義を釋す。蘊(skandha)は聚(rāśi)の義。色法の如き、品類種種に差別して過現未、內外、麁細勝劣等の別有れども、略して色蘊といふ類、概念の下に一聚として攝し、他の受想行識も亦是の如き故也。處(āyatana)は生門(舊譯、來門)(āya-dvāra)の義なり。生

〔謂はく、〕所發の識をして、明了端嚴ならしめんが爲めなり。現に世間を見るに、一目等を閉づれば、色等を了別すること、便ち、分明ならず。是の故に、三根は、各二處を生ぜるなり。

第三節　蘊處界の意義

一、蘊の義

已に諸の蘊、及び處、界、攝〔等〕を說きたり。當に其の義を說く可し。此の蘊、處、界の別義は云何。頌に曰はく、

(一九六)聚と、生門と、種族とは是れ、蘊、處、界の義なり。

論じて曰はく、諸の有爲法の、和合聚の義、是れ、蘊の義なり。(一九七)契經に言ふが如し。「諸所有色は、若しくは過去、若しくは未來、若しくは現在、若しくは

門とは生長門の義にして、六根六境が、一は所依となり、一は對境(所緣)となりて、能く心心所を生長せしむるが故なり。(但し、爰に生長と云ふも、心心所の體は三世に亘り恒存なるが故に、唯其の用を生長する意味なり。)最後に界(dhātu)は種族(舊譯、性 gotra)の義なり。六根六識六境の十八法が種類、自性各相別れて、同じからざるが故なり。

【一九七】雜阿含第二十五、M. N. iii. p. 16. S. N. iii. p. 47 にあり。この聖句は三世實有論の根據ともなり、又無表色實在の據としても引用せらるる句にて極めて重要なる意義を有す。蓋し、若しくは過去若しくは未來とあるは、三世實有の證とり、若しくは麤、若しくは細といへる細は無表色存在

內、若しくは外、若しくは麤、若しくは細、若しくは劣、若しくは勝、若しくは遠、若しくは近、是の如き一切を、略して、一聚と爲し、說きて、色蘊と名く」と。

此に由りて、聚の義は、蘊の義なることを成ずるを得。

（一九八）此の經の中に於て、無常の、已に滅せるを（一九九）過去と名け、若し未だ已に生ぜざるを（二〇〇）未來と名け、已に生じて、未だ、謝せざるを、（二〇一）現在と名く。

自身を、（二〇二）內と名け、所餘を、（二〇三）外と名く。

（二〇四）或は、處に約しても辨ず。

（二〇五）有對なるを、（二〇六）麤と名け、（二〇七）無對なるを、（二〇八）細と名く。

（二〇九）或は、相待して立つ「ることも有り」。

麤細を相對的と見るに對しての難會通

若し、相待と言はば、麤細は成ぜざらん。

此の難は、然らず。所待の異るが故に。「謂はく」、彼れに待して麤なるものは、未だ嘗て、「彼れに待して」細ならず。彼れに待して細なるものは、未だ嘗て、「彼れに待して」麤ならざるなり。猶ほし、（二一〇）父子、苦集

の證となると有部は論ずるなり。Kathā vatthu I. 6. 50參照。但し、ここには單に色の種種の存在を見て色といふ一概念に攝するといふ證として引用したるのみ。

【一九八】上引の經の中、品類差別の色法の意義を釋す。大體二說を揭ぐ、一は毘婆沙の說にて、二には法救の說なり。前者は客觀的分類と稱すべく後者は主觀的認識論的分類と稱すべし。文解し易し。

【一九九】過去（atīta）

【二〇〇】未來（anāgata）

【二〇一】現在（pratyutpanna）

【二〇二】內（ādhyātmika）

【二〇三】外（bāhya）

【二〇四】或は等。十二處に約して、分つものにして、五根を內、六境を外と名く。是れは色に就きて內外を分つものなれば、六根の中、意根を除き、

諦等の如し。

（三一一）染汙〔色〕を（三一二）劣と名け、不染汙なるを、（三一三）勝と名くるが如し。

去來を、（三一四）遠と名け、現在を、（三一五）近と名く。

乃至、識蘊も、應に知るべし、亦然なり。而れども、〔亦、自ら〕、差別有り。

謂はく、〔識に在りては〕、五根に依るを麤と名け、唯、意根に依るを、細と名く。

或は、（三一六）地と約しても辯ず。

毗婆沙師の說く所は、是の如し。

〔然るに〕、大德法救は、復た、是の言をなす。

〔謂はく〕、五根の取る所を麁色と名け、所餘を細色と名け、

（三一七）非可意なる者を劣色と名け、所餘を勝色と名け、

（三一八）不可見の處を遠色と名け、（三一九）可見の處に在るを近色と名く。

過去等の色は、自名の顯はすが如し。

受等も、亦、然り、（三二〇）所依の力に隨つて、應に遠近を知るべし。麤

五境に無表色を加へたり。

【三〇五】有對 (sa-pratigha)

【三〇六】麁 (audārika)

【三〇七】無對 (a-pratigha) 質礙 (impenetrability 不可入性) 有るを有對、無きを無對と稱す。前者は五根五境を指し、後者は無表色に關す。

【三〇八】細 (sūkṣma)

【三〇九】粗細を相對的に見る場合もあるとの義。

【三一〇】父子は同一人の所望不同に由る。苦諦集諦も是の如し。同一法を集なる因に望めて苦集と云ひ、久苦なる果に望めて集因と云ふ。

【三一一】染汙 (kliṣṭa)。煩惱あるを染汙と云ふ。

【三一二】劣 (hīna)

【三一三】勝 (praṇīta)

【三一四】遠 (dūra)

【三一五】近 (antika)

【三一六】地 (bhūmi)。三界々地を指

細は、前に「說く所」に同じと。

二、處の義

(三一)心心所法の生長門の義、是れ、處の義なり。詞を訓釋せば、謂はく、能く心心所法を(三二)生長するが故に、名けて、處と爲す。

是れは、能く、彼「の心心所法」の作用を生長する義なり。

三、界の義

(三三)法の種族の義、是れ、界の義なり、一の山中に、多くの銅鐵金銀等の族あるを、說きて、多界と名くるが如し。

是の如く(三四)一身、或は、一相續に十八類の諸法の種族有るを、十八界と名く。

界の第一義

(三五)此の中、種族とは、是れ、生本の義なり。

「然らば、」是の如くならば、眼等は、誰れの生本なるや。

謂はく、(三六)自らの種族の同類因なるが故に。

す。

【二七】可意 (mana-āpa) 非可意 (a-mana-āpa)

【二八】不可見 (adṛśya)

【二九】可見 (dṛśya)

【三〇】受等四心法は、處所無きが故に、直ちに遠近を辨すべからず。故に彼れ等の所起所、所依所の力に隨ひて遠近を辨ずべし。

【三一】心心所法等。婆沙論七十三に十二義有り。謂はく、生門義、生路義、藏義、倉義、經義、殺處の義、田義、池義、流義、海義、白義、淨義。中に於て生門是れ根本義にして他は派生的第二義なり。

【三二】舊譯には來增義といふ。

【三三】法の種族。婆沙論七十一、界の義に十一釋有り。謂はく、種族義、段義、分義、片義、異相義、不相似義、分齊義、種種因義、馳流義、住持義、長養義。且つ、婆沙同卷には種族を釋して、一、生本、二、種類の二義を出す。此論文下を見よ。

【三四】一身とは一有情身、即ち諸法の積集して成れる軀なり。

一相續 (eka-saṃtāna) とは心等の前後相續するなり。

【三五】先づ第一說。即ち生本の義より說く。

【三六】問、十八法悉く生本ならば、眼根等は何に對して、生本たるか。

答、後時に於ける自分の種族(即ち眼根)の生本なり、との意。之を同類因といひ、その果を等流果と名く。

【三七】種類とは、今日の genus 又は species に稍當る。

【三八】若し蘊等。蘊處界三科の假實を論ず。有部は三世實有、法體恒有說によりて、三科俱

若し爾らば、無爲は、界と名けざるべし。心心所法の生ずる本なるが故に、「名くること、妨げ無し」。

界の第二義 有るが説く。界の聲は、(二二七)種類の義を表す。謂はく、十八法は、「その」種類、自性各別にして、不同なれば、十八界と名くるなりと。

四、三科の假實 蘊は假なり (二二八)若し聚の義、是れ、蘊の義なりと言はば、蘊は應に假有なるべし。多實の積集して、共成ずる所の故に。聚の如く、「又」我の如し。

此の難は、然らず。一實の極微も、亦蘊と名くるが故に。

若し爾らば、聚の義は、是れ、蘊の義なりと言ふ可からず。一實の物に、聚の義は、有るに非ざるが故に。

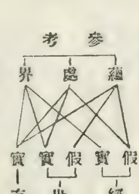
蘊義に關する一說 有るが説く、能く、果の重擔を荷ふの義、是れ、(二二九)蘊の義なり。此れに由りて、世間に、肩を説きて、蘊と名く。物の聚まる所なるが故にと。

他の一說 或は、有が説く、(二三〇)分段す可き義、是れ、蘊の義なり。故に、世に言ふ有り。

「汝、三蘊にして、「我れに」還せば、我れ、當に、汝に與ふべし」と。

實を主張し、經量部は蘊假界實說を取る。今は唯蘊實說を破して、十二處十八界實說を留保す。(左表參照)

又云ふ。聚の義、是れ、蘊の義とは、三科倶實と稱する有部に於いて、初めて、言ひ得る言なり。



【二二九】蘊の原語 skandha には、肩、身體等の義有り。前念の五蘊(身心)を緣として、後念の五蘊ありと云ふ意義を喩によせて果の重擔を荷ふと言へり。

【二三〇】分段 (pracheda)。skandha は、枝 branch、區分 division 等の義を有す、色蘊乃至識蘊と分段す可き義

右の二釋に對する批評

此の〔二〕釋は、〔倶に〕經に越ゆ、經には、「聚の義、是れ蘊の義なり」と、說くが故に。契經に言ふが如し。

毘婆沙師の救釋を敍す

「諸の所有の色、若しくは過去等」と、廣く說くこと、前の如し。若し、此の經は、過去等の、一一の、色等を、各別に、蘊と名くるに[illegible]を顯はす是の故に、一切の過去の色等、一一の實物を、各各蘊と名くべしと謂はば、此の執は理に非ず。

世親の結論

故に、彼の經に、是の如き一切を、略して、一聚となし、說きて、蘊と名くと、言ふが故に。

〔三一〕是の故に、聚の如く蘊も、定んで假有なり。

毘婆沙師の難

〔三二〕若し爾らば、應に、諸の〔三三〕有色處も、亦是れ、假有なりと許すべし。眼等の極微は、要らず、多く、積集して、生門を成ずるが故に。

世親通ず

此の難は、理に非ず。多く積集する中の、一一の極微に因の用有るが故に、〔積集して、能く、生門を、成ずるなり〕。

〔三四〕若し爾らずんば、根と境と、相助けて、共に、識等を生ずるなるべく、應に別の處に非ざるべし。是れ則ち十二處の別、無かるべし。

ありとす。

〔三一〕要之、毘婆沙師は蘊とは極微にも名け得べきものなれば實有なりといふに對し、論主は蘊とは飽くまで集合體の名なれば、假想的存在にして實在性を有するにあらずといふなり。

〔三二〕蘊は積聚を性とするが故に假なりと言はば十二處も亦應さに然るべし。然るに論主は十二處の實有を認むるは矛盾ならずやとの難なり。

〔三三〕有色は無色に簡ぶ。無色の心等は積集せざれども因の性あり、之に反して、眼等の有色法は、積集せざれば因性なし。

〔三四〕極微は積集せざる時は一一に因用なきも積集する時は一一に因用あり、若し積集せる物にのみ因用ありて、その時極微の一一に、根境たる因

論主蘊の假なることを明す

先に毘婆沙の說を出す

然るに、毘婆沙、是の如き說を作せり。

「對法の諸師は、若し、(三三五)假蘊を觀じては、彼れ[等は]、說く、極微は、一界、一處、一蘊の少分なりと。

「若し[假蘊を]觀ぜずして、[直ちに、極微を觀ずるとき]は、彼れ[等]は、說く、極微は、卽ち、是れ、一界、一處、一蘊なりと。

後に通釋す

(三三六)此は、應に[極微の一]分に於いて、假りに、有分と謂ふべし。[例せば]、少しく、衣を燒くも、亦[單に]衣を燒くと說くが如し。

第四節　蘊處界建立の理由

何が故に、(三三七)世尊は、所知の境に於いて、蘊等の門に由り、三種の說を作せるか。

頌に曰はく、

用なしとすれば、根と境と合して識等を生ずるを以て、根境合して方めて因用卽ち處の義あるべし、然らば六處ありて十二處無かるべし。

【三三五】假蘊(skandha-prajñapti)。聚合體なる假有なるもの。婆沙論七十四に、喩を擧げて曰ふ。於二穀聚上一取二一粒穀一問レ取二何物一、若觀二穀聚一答レ取二一粒穀一若不レ觀二穀聚一答二我取レ穀一云云。蓋し、穀聚は假蘊に喩へ、其の中の一極微を少分と稱せるなり。

【三三六】毘婆沙師が極微を指して直ちに一界、一處、一蘊といひ、之に蘊の名を附したる所以は、所詮、極微なる一分に暫らく積聚せる時の名を與へたるものにて、それ自身を指して云へるにあらずと通難したるなり。

【三三七】對象の義。何故に同一對象を蘊、處、界の三科と分類したるかとの問也。

【三三八】舊譯ー癡根樂三故、故說陰入界。此の一段、三科發起の因を明す。佛が上の如く蘊處界三科を設けて萬法を分類し敎化したるは蓋し三個の理由あり。一は有情の愚癡の種類に應ずるものにして、心の組織の愚なるものの爲めには、特に心的分類に重きを置ける五蘊を說き、色卽ち身的組織に暗きものの爲めには、物質的要素を細かに分類したる十二處を說き、色心の兩者に涉りて暗きものの爲めには、兩分を詳しくしたる十八界說を以てせり。その二は、有情の賢愚に應ずるものにして、賢なる者に對しては簡單に五蘊說を以てし、愚なるものには、十八

(三三八)愚と、根と、樂と、三の故に、蘊、處、界の三を說く。

論じて曰はく、所化の有情に三品有るが故に、世尊は、爲めに、蘊等の三門を說けり。

一、愚の種類に就て

傳說すらく、有情の愚に、三種有り。或は、心所に愚にして、總じて執して、我と爲すあり、或は、唯色に愚なるあり、或は、色心に愚なる有り。

二、機根に就て

根にも、亦、三種有り。謂はく、利と、中と、鈍となり。

三、希樂に就て

樂にも、亦、三種有り。謂はく、略と、中と、及び、廣との文を樂ふものとなり。

故に其の次弟の如く、世尊は、爲めに蘊、處、界の三を說けり。

第五節　特に五蘊の分類に就て——受想別立の理由

(三三九)何に緣りて、世尊は、餘の心所を說きては、總じて行蘊に置き、別して、受と、想とを分ちて、二蘊と爲せるか。

界說によりて詳細に示し、中なるものには十二處說を以てせり。最後に第三には、有情の希求に應ずるものにして略說を欲する者の爲めには、五蘊說を說き廣說を欲するものの爲めには十八界說を以てし、中間を欲する者の爲めには十二處說を以てしたるなりとの謂ひ也。

【三三九】五蘊の原始的意義は、前にも說明したるが如く、色(物質、特に身體)、受(感覺、感情)想(表象、知覺)、行(意志)、識(悟性、統覺)といふが如きものなりき。然るにその後に到りて心的分類法が大に進みて種種の心所を設くるに及びて、其等を凡て行蘊中に攝したるなり。ここに於てか受と想と行との間に内容上の權衡を失ふことになりたるを以て阿毘達磨の任務として、その

頌に曰はく、

(二三〇)諍根と、生死との因と、
及び、次第因との故に、
諸の心所法に於いて、
受と、想とを、別に蘊と爲す。

論じて曰はく、諍根に二有り。謂はく、諸欲に著すると、諸見に著するとなり。此の二は、受と、想とを、其の次第の如く、最勝の因と爲す。(二三一)味受の力の故に、諸欲に貪著し、(二三二)倒想の力の故に、諸見に貪著す。又、生死の法は、受、及び想を以て、最勝の因と爲す。〔謂はく〕、受に耽著し、〔又〕倒想を

理由を説明せざるべからざることとなれるなり。ここは即ち之を論じたるものとす。

【二三〇】舊譯―
諍根生死因、立次第因故、
心法中受想、分立爲別陰。
頌文の大要。――抑も四十六心所の中、受想の二を各一蘊とし、他の四十四を總攝して行蘊となすに關しては、三個の因有り。一には諍根の因、二には生死因、三には次第因之れなり。諍根 vivāda-mūla とは五欲の境に貪著すると、諸の妄見を執著すとの別有り。前者は受の心所有りて、五欲の境を領受するにより、後者は想の心所あつて倒想を起すに因る。かくの如く、此二心所は、我等の迷執、輪廻、從て苦に關聯して、特殊の位置と意義とを有する故に四十六心所中特別の待遇をなすものなり。又受と想とは、樂受に耽著し、倒想を起すことによつて、生死流轉の果を引起する最勝の因たり。故に又此の二に特殊の位置を認むるなり。
最後に、次段に明す如く、隨麤、隨染、隨器等の次第によりて、特に受想の二を別出し、以て受想行識と次第す。
以上三個の因に坐して、四十六心所中、受、想の二には特別なる意義と役割とを認め、五蘊中に各獨立の位置を與へ、他は凡べて一行蘊に攝せるなり。

【二三一】味受 (vedanāsvāda)
【二三二】倒想 (viparīta-saṃjñā)
【二三三】輪廻 (saṃsāra)
【二三四】次第因 (krama-kāraṇa)
【二三五】五蘊中に無爲法を攝せざる理由、
【二三六】舊譯―

起すに由るが故に、生死に（二三三）輪廻す。

此の二因と、及び、後に、當に説くべき（二三四）次第因とに由るが故に、知るべし、別に、受と想とを、立てて蘊と爲す。

其の次第因は、隣次に、當に、辯ずべし。

第六節　五蘊と無爲法

蘊に無爲を攝せざる理由

（二三五）何が故に、無爲は、處と界とに在りと説くも、蘊の攝には非ざるか。

頌に曰はく、

（二三六）蘊には、無爲を攝せず。　義の相應せざるが故に。

理由の一

論じて曰はく、三無爲法は、色等の蘊の中に在りと説くべからず。色等の義と相應せざるが故に。謂はく、「無爲は」、「其の」體、色に非ず。乃至蘊にも非ず。

理由の二

亦、説きて、第六の蘊とも爲すべからず。彼れは、蘊の義と相應せざる

陰中除無爲、義不相應故、此の一段、五陰中に無爲を攝せざることを釋す。蓋し、無爲は、その體色に非らず、又識に非らず。その用も相も之れ等と全く異り、一言にして、義の相應せず、何等共通せる徵表無きが故に蘊に攝せず。且つ、蘊は前述の如く、積集の義なれども、三無爲は過去等品類の差別なく、無爲、法爾の實在なるが故に、略して一聚と爲す能はず。故に亦、第六蘊とも立つべからず。

【二三七】取蘊 (upādāna-skandha) といへば、有漏の蘊にして罪過の起因たることを顯はし、亦無漏の蘊は無罪過法の起因たることを顯はす、即ち蘊の言は染汙か清淨かの起因たることを顯はすも、無爲は此の二義を顯はさず、故に無爲は蘊の義と相應せずとなり。

二　が故に。聚の義、是れ、蘊の〔義〕なること、前に、つぶさに説くが如し。謂はく、無爲法は、色等の如く、過去等の品類の差別有りて、略して一聚とし、無爲蘊と名くべきに非ざればなり。

理由の三　又、取蘊と言へば、染の依たることを顯はす。(二四七)染淨の二依は、蘊の言の顯はす所なり。〔而も〕、無爲〔法〕は、此の二義に於いて、都て無く、義の相應せざるが故に、蘊と立てず。

異說　有るが說く。瓶、破るれば、瓶に非ざるが如く、是の如く、蘊、息〔滅〕すれば、應に蘊に非ざるべし(二四八)と。

論主之を破す　(二四九)彼れは、處と界とに於て、例して、應に失を成ずべし。

第七節　五蘊の順序

已に、諸蘊の廢立を說きたり。當に、〔其の〕次第を說くべし。頌に曰はく、

(二五〇)麤と、染と、器等と、界別との次第に隨つて立つ。

【二四八】――故に蘊の滅に於いて顯はるる無爲は蘊に攝せずとなり。

【二四九】五蘊の息滅は無爲たるを以て蘊中に無爲を攝せずとならば、同様に十二處、十八界の息滅は無爲となるべし、從て十二處、十八界中にも無爲を攝せずといふ結論にならん。而も實は處、界には無爲を攝するを以て、前の釋に不當たりとは論主の說なり。

【二五〇】舊譯――復次第如麤、染器等義界。此の一段、蘊處界の名の次第順序を明す內、第一段として五蘊の次第を論ず。
その所說によれば、五蘊の順な色受、想、行識と次第するは、隨麤、隨染、隨器、隨界別の四次第による。
隨麤とは、體义は行相の麤より細に進むを順序として、色

一、隨界の次第

論じて曰はく、色は有對なるが故に、諸蘊の中にて麤なり。

(三一)無色の中にては、先づ麤なるは、唯、受の行相なり。故に、世に、我が手等痛む〔など〕の言を說く。

〔行と、識との二に〕待すれば、想は、麤なり。男女等の想は了別し易きが故に。

行は麤なること、識に過ぐ。貪瞋等の行は了知し易きが故に。

識は最も細なり。總じて境の相を取り、分別し難きが故なり。

此れに由りて、麤に隨ひて、蘊の次第を立つ。

二、隨染の次第

或は、無始の生死より已來、男女の色に於いて、相愛樂す。此れは、樂受の味に耽著するが故なり。

受に耽ることは、復た倒想に因りて生ずるが故なり。

此の倒想の生ずるは、煩惱に由るが故なり。

是の如き煩惱は、識に依りて生ず。〔而も〕、此〔の煩惱〕、及び前の三は皆識を染汙す。

乃至識の順を立すといふ意なり。

隨染とは、染は謂はば染著にて此の染著を起す次第順序に由る意なり。

隨器とは、食器、食物、助味、厨人、食者の譬喩に各蘊が各相應するによりて、順序次第を立すといふ謂なり。

隨界別とは、欲色無色三界中、色に欲界に、受は色界に、無色界中空無邊處、識無邊處、無所有處の三には空等の想、最も勝れ、第四非想非非想處には、此の處の業は能く八萬劫の果を感ずと爲すが故に、思最も勝れ、各共相、最も顯了にして、最後に識は細上四蘊を所住とすること、恰も田は所住にして、種子は能住の如くなるが故に、色受乃至識の順序を立つと說くものなり。

【三一】無色とは色法にあらざる

此れに由りて、染に隨ひて、蘊の次第を立つ。

三、隨器の次第

(二五二)或は、色は器の如く、受は飮食に類し、想は助味に同じ、行は厨人に似、識は食者に喩ふ。故に、器等に隨ひて、蘊の次第を立つ。

四、隨界別の次第

或は、界別に隨ひて、蘊の次第を立つ。謂はく、

(二五三)欲界の中には、諸の(二五四)妙欲ありて、色の相、顯了なり。

(二五五)色界の(二五六)靜慮には(二五七)勝喜等有りて、受の相、顯了なり。

(二五八)三無色の中には、空等の相を取り、想の相、顯了なり。

(二五九)第一有の中には、思、最も勝れ、行の相、顯了なり。

(二六〇)此[の色等の四]は卽ち、識の[所]住にして、識其の中に住す。世間の、田と種との次第に似たることを顯はす。

是の故に、諸蘊の次第は、是の如し。[而して亦]此れに由りて、五蘊に增減の過無し。

前段の補

(二六一)卽ち、是の如き、諸の次第因に由りて、行を離れて、別に受想の二蘊を立つ。

謂はく、受と想とは、諸の行の中に於いて、[その]相、麤にして、染を生

もの、卽ち心等の法の義にして、受想行識のことなり。

[二五二] 隨器の次第といふは、五蘊が吾等の身心生命を組成し維持することを、恰も食物が吾等の生命を長養するに似たりといふ點なり。食物調理の順に擬して色受想行識の次第を說かんとしたるものなり。

[二五三] 欲界 (kāma-dhātu)。欲の盛なる此の世界。

[二五四] 妙欲 (kāma-guṇa)。見聞齅味觸の五欲。

[二五五] 色界 (rūpa-dhātu)。色相顯了なる第一上界。

[二五六] 靜慮 (dhyāna)。寂靜籌慮する心的狀態。

[二五七] 勝喜。

初　靜慮――喜樂根顯了
第二靜慮――喜根顯了
第三靜慮――樂根顯了
第四靜慮――捨根淸淨顯了

[二五八] 三無色とは、

じ、食に類し、助〔味〕に同じく、(三六二)二界の中にて強し。故に、別して、蘊と立つ。

第八節　處界門に於ける次第

處、界、門の中にては、先づ、六根の次第を辯說すべし。斯れに由りて境と識との次第を知るべし。

頌に曰はく、

(三六三)前の五の境は、唯、現なり。四の境は、唯、所造なり。
餘は用の遠と、速と、明となり。　或は處の次第に隨ふ。

六根の順序

論じて曰はく、六根の中に於て、眼等の前五

一、認識の次第に就て

(一)空無邊處 (ākāśānantyāyatana)
(二)識無邊處 (vijñānānantyāyatana)
(三)無所有處 (ākiṃcanyāyatana)
の三なり。

【三五九】第一有=有頂天=非想非非想處 naivasaṃjñānāsaṃjñāyatana)

【三六〇】識を最後に置く所以は、識は恰も田に對する種子の如きものにて、色受想行の何れにも住するが故なり。

【三六一】前段、諸蘊の次第を說く條參照。「麤と染と器等と、界別に隨ひて次第を立す。」(頌文)等。

【三六二】色界無色界の二界に於て、それぞれ受想の二強しとなり。

【三六三】舊譯—前五現塵故、四所造塵故、餘遠急明事、復隨處次第。

此の一段は、處界の次第順序を說く。

その中にて今の一段は六根の順序を說き、六境六識の次第を推知せしむ。之れに二つの標準有り。(一)は根の取る所の對象に就きて論ずるものにして、前三頌に之を明かし、(二)は根の所依處の上下に就きて論定するものにして、第四頌、之れを明す。其の中、第一頌は意根を最後に說く理由を明せる一頌なるが、蓋し、眼耳鼻舌身の前五根は唯現在の對象をのみ緣取認識すれども、意根に至りては、過去、現在、未來の三世(有爲)及無爲に通じて緣取し、取境認識の用不定なるが故に定れる前五を前に說き、不定の意根を最後に說くといふ。

第二頌は前五根中、身根を最

は、唯、現〔在〕の境を取る。是の故に先に說く。

意の境は、定まらず。三世と無爲となり。或は、唯、一を取り、(二六四)或は、二、三、四〔を取る。〕」

言ふ所の、「四の境は、唯、所造なり。」とは、前〔の字、前頌より〕、此〔の頌〕に流至する〔意なり〕。〔謂はく〕、五〔根〕の中、(二六五)前の四の境は、唯、(二六六)所造〔色〕のみなり。是の故に先に說く。

身〔根〕の境は不定なり。或は、(二六七)〔能造の〕大種を取り、或は、〔所〕造色を取り、或は、二を倶に取る。

「餘」とは、謂はく、前四〔根〕なり。其の所應の如く、用の(二六八)遠と、(二六九)速と(二七〇)明となり。是の故に先に說く。

後に說く理由を明す。五根の中、前四の眼耳鼻舌は三の緣たる所の境、唯四大種所造の色たる色聲香味にて、定れども、身根は能造の大種たる地水火風(卽ち堅濕煖動の性)及び所造の輕重冷渇等の二に亘りて、又不定なるが故に、身根は亦不定の義によりて後に置く。

第三頌は前四根の順序を明す。眼根は四中、その功用、最も遠方に及び、且つ速なるが故に、最初に置き、耳之れにつぐ、故に次に置き、鼻舌は共に近境を取る中、鼻根の作用のより迅速にして、且つ、より明了なるが故に先に說く。

第四頌は、卽ち六根の所依處の上下によりて次第順序を定めたりとの解釋にして、六中眼は最上位に居し、耳鼻舌は之れにつぎ、身は頂上より下足に至る中に、大體において、前四より下方に居するもの多く、最後に、意根は如上の諸根に依止して、生ずる故に、最後に說くといふ。

【二六四】「或は二、三、四、〔を取る〕」とは、或は現在と過去とを認識する場合あり、或は過現未の三に涉る場合あり、或は三世と無爲との四に涉る場合あるをいふ。

【二六五】前の四とは、眼耳鼻舌の四根。

【二六六】所造色とは地水火風、卽ち堅濕煖動の性の四大種所造の色といふ意にして、色聲香味等所謂四塵を指す。

【二六七】能造大種は前註より推知すべき如く、地水火風、卽ち堅濕煖動の性をいふ。

【二六八】遠 (dūra)

【二六九】速 (āśu)

【二七〇】明 (vyakta?)

謂はく、（二七一）眼耳根は、遠境を取るが故に、〔鼻舌の〕二の先に在て說く。〔其の〕二の中には、眼は、〔その〕用、〔更に〕遠きが故に、先に說く。遠く山河を見るも、聲は聞えざるが故に。

又、眼の用は、速なり。先づ、遠く人の鐘鼓を撞擊するを見て、後に、聲を聞くが故に。

鼻舌の兩根は、〔其の〕用、倶に遠からず。〔中に於いて〕、先づ鼻を說けるは、〔其の用の〕速と明とに由るが故に。〔例せば〕香の美しき諸の飲食に對する時に、鼻、先づ香を齅ぎ、舌、後に味を嘗むるが如し。

二、根の場所に就て

（二七二）或は、身の中に於いて、所依の處に上下の差別あるに隨ひて、根の次第を說く。

謂はく、眼の所依は最も其の上に居り、次は耳、鼻、舌にて、身は、多く、下に居り、（二七三）意は方處無く、卽ち諸根に依止して生ずる者有るが故に、後に說く。

第四章　三科分類餘論

【二七一】眼、耳、鼻、舌、四根の認識作用中、眼耳の二は離中知とて對象と離れて初めて認識生じ、鼻舌の二は合中知とて對象と接觸して認識生ずといふは有部の言分なり。

【二七二】或は等。第二に、扶塵根の位置の上下によつて根の次第を立つる解を釋す。

【二七三】意は意處にして六識と意根とを攝す。此等は特別の形無く、且つ、何れといふ定位置（方處）もなく、加ふるに諸根に依止して生ずるが故に後に說くといふ意。（第六意識は五根に依りて生ずること無し。唯、意根に依る、前五識は別して五根に依り、通じて意根に依る）

【二七四】舊譯—

爲㆓簡別㆒勝故、攝㆓多勝法㆒故、唯一入名ㇾ色、及一入名ㇾ法。

此の一段は名の廢立を明す。

第一節　色處と法處

何に緣りて、十處は、皆、色蘊に攝するに、唯、一種に於いて、色處の名を立つるや。又、十二處の體は、皆、是れ、法なるに、唯、一種に於いて、法處の名を立つるや。

頌に曰はく、

（二七四）差別せん爲めと、最勝と、多と、
増上との法を攝するとの
故に、一處を色と名け、一を名けて、
法處と爲す。

論じて曰はく、「差別せん爲め」とは、境と、（二七五）有境との性の種種に差別せることを了別せ

十二處の中、五根五境は皆色蘊の所攝なるが故に、色と名くべく、又十二處は皆任持自性の義有る故に凡て法と名く可きに、唯五境の一たる眼根の對象に於てのみ色處と名け、又六根六境の中、第六意識の對境に於いてのみ法處の名を立つるは云何。蓋し、前の場合は二義によつて、唯眼根所取の境に色の名を立て、後の場合には三義によりて、唯意識所取の境に法の名を立つ。

前の場合の二義とは、一に、差別せん爲めの故なり。曰はく、五根五境の十處は同じく色法なりと雖も、通じて色と稱せんか、其の差別分明ならず、故を以て、餘の九處には各自、別名を立つるに對して、此の一には總名たる色の名を取りて別名とし、以て十處の差別を顯はすなり。之れを總卽別名と稱す。

二には最勝の故なり。謂はく、眼根所取の境は有對有見（質礙有り、可見なること）にして、庶人之を亦稱して色と爲し、色の義の義最も勝る。故に餘の九處には色の名を與へずして、獨り此の境に色の名を附す。

次に十二處中、唯意識所取の境をのみ法處と名くるは三義に由る。謂はく、

一には差別せん爲めなり。卽ち十二處は凡て是れ法なりと雖も、各自自性有つて差別するが故に、その差別を顯はし、有情をして了知せしめん爲めに、餘の十一處には各自の自性に順つて各別名を附し、唯此の一處に、總名を取りて、別名とし、以て差別を顯はす。

二には、多を攝する故なり。

しめんが爲めの故に、色蘊に於いて、差別の相に就きて、十處を建立し、總〔括〕して、一と爲さず。

若し、眼等〔九の〕差別の（二七六）想名無くして、而も、體、是れ、色なるものを、立て、色處と名く。此れは、〔他の〕眼等〔九の〕名に、簡別せらるるが爲めに、總稱を標すと雖も、而も、即別名たり。

又、（二七七）諸の色の中に、色處、最も勝る。故に、通名を立つ。〔謂はく〕、有對に由るが故に、平等の觸るる時は、即便ち變壞し、及び、（二七八）有見の故に、此に在り、彼に在りとて、差別を示す可し。

又、諸の世間は、唯、此の處に於いて、同じく、說きて、色と爲し、眼等に於いてするに非

謂はく、法處中には四十六の心所、十四の不相應行法、三種の無爲法、及び無表色、合計六十四の多數の法を攝するが故に、多法を攝する義によりて、法處と名く。三には增上の法を攝する故なり。增上法とは謂はく涅槃にして、此の法處の中に、此の涅槃をも攝するが故に、特に法處と名く云々。

【二七五】有境（viṣayin）。對象を有して、之れを緣取認識するもの即ち根（感官）の義なり。

【二七六】想名。想名は名稱と云ふに同じ。名は思想を作るものなれば想の名と云ふ意味にて想名と譯せるなり。

【二七七】諸の色とは五根五境を指す。

【二七八】有見（sanidarśana）。可見の義。舊譯は曰く、復次體相顯現、於二此彼處一易二指示一故、有二似影一故。云云。

【二七九】增上法。舊譯、最勝法に作る。涅槃は我れ等の究竟の理想にして、最高善（Summum Bonum）なるが故に、そは最勝增上の法なり。婆沙論七十三に曰はく、擇滅涅槃は是れ常、是れ善、不變、不易。生老病死も壞すること能はざる所、是れ勝義の法なり。彼の法の、唯、此の處に在りて攝せらるるが故に、獨り名けて法處と爲す云云。」

【二八〇】餘師とは異說を揭ぐ。雜心論一、及び、婆沙論七十三に出づ。全く今の文に同ず。色處の內には、青黃赤白長短等二十種の顯色形色を包攝し、而して諸法の中、之れ等は、最も廣にして、顯著であり、廣く、天眼、肉眼、聖慧眼に通じて取らるる故に、特に此一處に於いて、色處の名

ず。
又、差別せんが爲めに、一の法處を立つ。一切に於いてするには非ず。〔それは〕、色の如く應に知るべし。
又、此の中に於いては、受想等の、衆多の法を攝するが故に、應に通名を立つべし。
又、(二七九)增上法とは、所謂涅槃なり。〔而して、是れを〕此の〔法處〕の中に攝するが故に、獨り名けて法處と爲す。

異說

(二八〇)餘師有り、說けらく、色處の中には、(二八一)二十種の色有り。最も麤顯なるが故に、(二八二)肉、(二八三)天、(二八四)聖慧三眼の境なるが故に、獨り色の名を立つ。
(二八五)〔又〕、法處の中には諸法の名有るが故に(二八六)諸法の智あるが故に、獨り法の名を立つと。

な立つとの意。
【二八一】二十種とは青黄赤白、長短、方圓、高下、正不正、雲、煙、塵、霧、影、光、明闇なり。前文參照。
【二八二】肉眼 (māṃsa-cakṣus)。普通凡俗の肉眼、
【二八三】天眼 (divyaṃ cakṣus)。諸天の眼なり。
【二八四】聖慧眼 (āryaṃ prajñā-cakṣus)。聖者の四諦を緣する無漏の智なり。
【二八五】〔又〕、法處の中云云。同じく餘師の說にて、婆沙論七十三に出ず。又雜心論一に出づること同前。婆沙の文に曰はく、
名句文身詮ニ表顯ニ示諸法性相一、令レ易ニ解了一。彼三惟在ニ此處一攝。故獨名ニ法處一云云。
又曰く。
分ニ別諸法自相共相一、安ニ立諸法自相共相一、破ニ自性愚及所緣愚一、於ニ一切法一不增不減如レ實解慧唯此處攝、故名ニ法處一云云。
【二八六】諸法の智とは、上揭婆沙の文の如く、一切法を空、非我、無常變易法と觀ずる空解脫門の智なり。
【二八七】諸の契經。以下諸經所說の、蘊處界の異名を攝する問起の文。
【二八八】種種の蘊とは餘の八部の法蘊及び戒等無漏の五蘊。處界とは十遍處、八勝處、六十二界等。皆凡て後に詳し。
【二八九】舊譯―
如來說法陰、其數八十千、此但言及名、色行蘊所攝。
此の一段は、佛の說ける八萬の法蘊を五蘊の中に攝せんとするの頌なり。
佛所說の八萬の法蘊は、その體に關しては、或は語言を以て體とすと云ひ（是れ經部師

第二節　法蘊

(二八七)諸の契經の中には、〔此の〕餘の、(二八八)種種の蘊、及び處、界の名想の得べきもの有り。〔是れ等も〕卽ち此れに攝すと爲んや。此れを離ると爲んや。

彼れは、皆、此れに攝す。應の如く當に知るべし。

且らく、餘の諸蘊の名想を攝することを辯ずべし。

頌に曰はく、

(二八九)牟尼の說く法蘊は、數、(二九〇)八十千有り。
彼れの體は語、或は、名なり、此の色と行との蘊に攝す。

法蘊の體は語なり

論じて曰はく、諸の、佛の敎は、(二九一)語を體と爲すと說くものあり。彼れの說く法蘊は、皆、色蘊の攝なり。

名なり

諸の、佛の敎は、(二九二)名を體と爲すと說くものあり、彼れの說く法蘊

の說)、或ひは名句文（不相應行下參照）を以て體とすと云ふ、是れ餘部の說なり。若し、語言を以て體とすとなす說に從へば語言是れ音聲なる故に八萬の法蘊は悉く五蘊中の色蘊に攝すべく、又、名句文の說に從へば、名句文は、之れ不相應行法なる故に、八萬の法蘊は、凡て行蘊に攝すべきなり。

牟尼（Muni）は寂默の義にして、身語意三業に煩惱を離れたるに名く。聖者の異名にして、今は佛世尊を意味す。故に舊譯には如來 Tathāgata に作れり。

〔二九〇〕八十千＝八萬。餘部の經には八萬四千とあり。

〔二九一〕語（vāc）

〔二九二〕名（nāman）

〔二九三〕以上二解の中、婆沙論一百二十六卷には前說を正と許

は、皆、行蘊の攝なり（二九三）』

第三節　八萬四千の法蘊

此の諸の法蘊は、その量云何。

頌に曰はく、

（二九四）有るひとは言く、諸の法蘊は、量は、彼の論に説くが如しと。

或は、蘊等の言に隨ふと。　如實は、行の對治なり。

頌數に約して

論じて曰はく、有る諸師は言ふ。八萬の法蘊は、一一の量は、（二九五）法蘊足論に等しと。謂はく、彼れの一一に、六千頌有り。對法中の法蘊足〔論〕に説くが如し。

せるも、世親は決擇する所無し。

【二九四】舊譯—説如法陰量、陰等一一數、實判行對治、隨釋法陰爾。此の一段是の如き法蘊の量を明す。之れに三説あり。最後のを正義とするが故に頌中、特に如實(舊譯實判)の語を置けり。而して、その第一説は能詮の頌數に約して定め、第二説は所説の法門に約して量を定め、第三如實の説は用に約して＝所治の煩惱に約して定む。第一説に從へば、佛説八萬の法門の中の個個の法蘊は、六足論中の法蘊足論に六千頌あるが如く、凡て六千頌よりなるといふ。舊譯には、有餘師説、有一分阿毘達磨、名法陰、其量有六千偈、八十千中一一法蘊、其量皆爾云云、第二説に從へば文句の多少に關せず、一義門（例へば十二因縁等）を説き示すだけの説法の量を一法蘊の量と説くものにして、蘊、處、界等一一の教門を一法蘊とするものなり。第三の如實説は、所化の有情に各八萬の煩惱ある故に、此の八萬の煩惱を斷ぜん爲めに佛は八萬の法蘊を説けりと論ずるものにて、一法蘊の量は一煩惱を斷ずるだけの説法の量と説くものなり。

【二九五】法蘊足論（Dharma-skandha-pāda-śāstra）。漢譯にては目乾連の作と傳ふれど稱友（ヤショーミトラ）は舍利弗の作なりと傳ふ。

【二九六】この中に擧げたるは、種種の法數の名なれど煩はしければ、その一一を釋せず、論

所說の法門に約して

或ひは說く。法蘊は蘊等の言の一一、差別するに隨ひて、數、八萬有り。(二九六)謂はく、蘊、處、界、(二九七)緣起、(二九八)諦、(二九九)食、(三〇〇)靜慮、(三〇一)無量、(三〇二)無色、(三〇三)解脫、(三〇四)勝處、(三〇五)徧處、(三〇六)覺品、(三〇七)神通、(三〇八)無諍、(三〇九)願智、(三一〇)無礙解等、一一の敎門を、一法蘊と名くと。

所對治の煩惱に約して

(三一一)如實の說は、所化の有情に、貪瞋等八萬の行の別有り。彼の八萬の行を退治せん爲めの故に、世尊は八萬の法蘊を宣說せり。

彼の所說の八萬の法蘊は、皆、此の(三一二)五の中の二蘊に攝せらるるが如く、是の如く、餘處に說く蘊處界も、類して、亦、然るべし。

第四節　蘊相攝論結語

頌に曰はく、

(三一三)是の如く餘の蘊等は、各、其の所應に隨ひて、
攝して前に說く中に在り。應に審かに自相を觀ずべし。

文中自ら明了となる。

【二九七】緣起 (pratītyasamutpāda)
【二九八】諦 (satya)
【二九九】食 (āhāra)
【三〇〇】靜慮 (dhyāna)
【三〇一】無量 (apramāṇa)
【三〇二】無色 (ārūpya)
【三〇三】解脫 (vimokṣa)
【三〇四】勝處 (abhibhvāyatana)
【三〇五】徧處 (kṛtsnāyatana)
【三〇六】覺品 (bodhi-pakṣa)
【三〇七】神通 (abhijñā)
【三〇八】無諍 (araṇā)
【三一九】願智 (praṇidhi-jñāna)
【三一〇】無礙解 (pratisaṃvid)
【三一一】八萬の煩惱あるに應じて八萬の法門ありといふも、實はその八萬の煩惱といふは、所詮、大數なれば、之を一一定むる能はずと知るべし、多くの註釋家の說は概ね牽强附會の說たるのみ。
【三一二】五の中の二蘊とは、五蘊

論じて曰はく、餘の契經の中の、諸の蘊、處、界は、應に隨ひて、攝して、前の所說の中に在り。

此の論の中に說く所の蘊等の如く、應に、審らかに、(三四)彼れの、一一の自相を觀ずべし。

一、無漏の五蘊

且らく、諸の契經の中に說く餘の五蘊とは、謂はく、戒、定、慧、解脫、解脫知見の五蘊なり。

彼の中にて、(三五)戒蘊は、此の色蘊に攝し、(三六)彼れの餘の四蘊は、此の行蘊に攝す。

二、十遍處

又、諸經に說く、(三七)十遍處等は、「中に就て」前八遍處は、(三八)無貪の性なるが故に、此れ、法處の攝なり。若し(三九)助作を兼ぬれば、五蘊の性なるが故に、卽ち、此の意處、法處の

の中の、色、行、二蘊に攝する謂なり。卽ち、語言を以て體とすと解せば色蘊に、名句等を體とすと解せば行蘊に攝すること前文の如し。

【三三】舊譯―

如ㇾ此餘應ㇾ理、陰入及界等、於二前說中一攝、熟二思彼性類一。

此の一段、無漏の五蘊、十遍處、地水火風空識の諸界等を一纒にして明す。之れ等は各、その所應に隨つて、戒等無漏の五蘊は、此の五蘊中に、又十遍處は此の十二處中に、地水等諸界は十八界中に攝す。謂く餘經に說く無漏五蘊中戒蘊は道共戒の無表なるが故に此の色蘊の中に攝し、定蘊は、定の心所を體とし、慧蘊及び解脫智見蘊は慧の心所を體とし、解脫蘊は勝解の心所(各心所は後に細說)を體とするが故に、此の行蘊に攝す。

又十遍處の中、地水火風、青黃赤白の八は無貪を性と爲すが故に、此の十二處の中、法處に攝すべく(助作を兼ぬる時は、意處法處に攝す)、又空識二邊處は無色なるが故に此の十二處中の意處と法處とに攝す。

乃至、地水火風等六十二界を且らく、地水火風空識の六界に就きて分別せば、前四界は此の十八界中觸界に攝し、又空界は色界に、識界は意及六識の七心界に攝す。

【三四】彼れの一一の自相を觀ずべし。餘の蘊、處、界は、一一其の自性を審査して次の如く今論に明す所の蘊、處、界の中に攝せしむべしとの意。

【三五】戒蘊(舊戒陰 sīla-skandha)。その體は道共戒の無表なり。故に色蘊に攝す。

所攝なり。

三、八勝處

(三〇)八勝處を攝することも、應に知るべし、亦爾なり。

四、四無色處

空、識(二七)遍處と、(三一)空無邊等の四無色處とは、(三二)四蘊の性なるが故に、卽ち此の意處と法處とに攝せらる。

五、五解脫處

(三三)五解脫處は慧を性と爲すが故に、此の法處に攝す。

若し、助伴を兼ぬれば、卽ち此の聲と意と法との處に攝せらる。

六、無想有情天と非想非非想處

復た、二處有り。謂はく、(三四)無想有情天處と、及び非想非非想處となり。

初の處は、卽ち此の(三五)十處に攝せらる。香味なきが故なり。後の處は、卽ち此の意と法との處に攝す。四蘊の性なるが故なり。

【二六】彼れの餘の四蘊とは、定蘊―定の心所を體とす。故に行蘊に攝す。慧蘊―慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。解脫蘊―勝解の心所を體とす。故に行蘊に攝す。解脫知見蘊―慧の心所を體とす。故に行蘊に攝す。定、慧、勝解等は心所にして、心所は凡て行蘊の攝なること前掲の如くなればなり。

【二七】十遍處は靑黃赤白、地水火風、空無邊所識無邊所をいふ。禪的觀念法の名なり。此の論二十九、婆沙論八十五に廣說するが如し。

【二八】前八遍處以㆓無貪善根㆒爲㆓自性㆒、對㆓治貪㆒故、(婆沙論八十五)。

【二九】助伴とは相應隨轉をいふ。―婆沙論八十五曰、卽欲界者以㆓四蘊㆒爲㆓自性㆒、色界者以㆓五蘊㆒爲㆓自性㆒云云。故に意處法處に攝するなり。

【三〇】八勝處とは、
一、內有㆓色想㆒觀㆓外色少㆒、
二、內有㆓色想㆒觀㆓外色多㆒、
三、內無㆓色想㆒觀㆓外色少㆒、
四、內無㆓色想㆒觀㆓外色多㆒、
五―八、內無㆓色想㆒觀㆓外靑、黃、赤、白、等をいふこと前註の如く、又此の論二十九に廣說するが如し。

【三一】空無邊等の四無色處とは
一、空無邊處
二、識無邊處
三、無所有處
四、非想非非想處

【三二】四蘊は色以外の四蘊なり。前三は心所及び不相應にして、法處に攝し、後一は(識)心王にして、意處に攝す。

【三三】五解脫處 (pañca vimukty-āyatanāni)。聞法、讀誦、說法、思惟修定をいふ、

又、(三三六)多界經に、界の差別を説くに、六十二有り、其の所應に隨ひて、當に知るべし、皆、此の十八界に攝す。

第五節　空界と識界

且らく、彼の經の中に説く所の六界〔の中〕、地水火風の四界は、已に説きたり。空識の二界は、未だ其の相を説かず。

卽ち、(三三七)虛空を名けて、(三三八)空界と爲すと爲んや。〔或は又〕一切の識を、(三三九)識界と名くと爲んや。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

【三三四】無想有情天處 (asaṃjñi-sattva-devāyatana)。色界第四禪天に在り。

【三三五】十處とは、六根、四境なり。聲を恒に成就し、而も香味を缺く故に。

【三三六】多界經 (bahu-dhātuka-sūtra) とは中阿含四十七 (昃七)、婆沙論七十一曰、佛於二彼多界經中一、說二界差別一有二六十二一、彼亦攝二在此十八界一、卽所依等三事攝故。問、何故世尊爲レ衆說二彼六十二界一。答、爲レ對外道、身見爲レ本、有二六十二見趣別一故。又世尊告二天帝釋一言、憍尸迦、當レ知世有二種種界一、隨二各所想一而各執著、隨二各執著一而說レ之。各言二此實、餘皆虛妄一。彼亦攝二在此十八界一云云。

【三三七】虛空 (ākāśa)。三無爲の條參照。

【三三八】空界 (ākāśa-dhātu)

【三三九】識界 (vijñāna-dhātu)。婆沙論七十五曰、虛空與二空界一有二何差別一。答、虛空非レ色、空界是色。虛空無見、空界有見。虛空無對、空界有對。虛空無漏、空界有漏。虛空無爲、空界有爲云云。」

【三四〇】舊譯曰—
竅穴名二空界一、彼言謂光闇、識界卽是識、有流生所依。
前二頌は空界を釋し、後二頌は識界を釋す。
空界といふは、外界の門窓、内界の鼻口等の穴隙に名けしもの。而してかくの如き竅隙卽ち空界の體は、有部に從へば是れ明暗なれども、經部宗にては假法にして別體無し、唯だ有礙の物の無を空とすと主張す。而も、世親の意、例によりて經部に在るが故に有部の義に對して、唯傳說とのみ言へり。

一、空界と識界

（三〇）空界は、謂はく、竅隙あり。傳說すらく、是れ、明闇なりと。識界は有漏の識なり。有情の生の所依なり。

二、空界

論じて曰はく、諸有の門、牕、及び口、鼻等の內外の（三一）竅隙を、名けて、空界と爲す。是の如きの竅隙は、云何が應に知るべき。傳說すらく、竅隙は、卽ち是れ明闇なり。明闇を離れては、竅隙として取るべきもの非ざるが故に、空界は、明暗を體とすと說く。應に知るべし、此の體は、晝夜を離れずと。卽ち、此れを說きて、（三二）隣阿伽色と名く。傳說すらく、阿伽は、謂はく、積集の色にし

空界と虛空とに關しては婆沙に五異を示せり。上に引けるが如し。識界に關しては、識に有漏無漏二種の別有る中唯有漏なるを識界と稱して無漏を攝せず。六界は是れ諸の有情の所依となり、續生の初より、命終に至るまで一期の間、恆に生を持するものに就きて建立すればなり。順正理論三曰、六界於二有情生一生養長因差別轉故、是生所依。生因謂識界、續生因故、養因謂大種、生依止故、長因謂空界、容二受生一故云云。有漏識のみを六界の中の識界とす。故に婆沙論七十五には若法能長二養諸有一、攝二益諸有一、任二持諸有一者立二六界中一、而るに、無漏の識に至りては諸有を損減し、散壞し、破滅して、有情の生の所依とならざるが故に識界と名けて、六界に攝せず（オルデンベルヒ氏、佛陀參照。）

【三一】竅隙。すきま。婆沙論七十五曰、有二眼穴空一、（乃至）有二指間等空一、是名二空界一、法蘊足論九曰、眼穴耳穴鼻穴面門咽喉心腹腸肚等穴……所餘身內各別空性穴類是名二內空界一、……此身外諸外所攝……是名二外空界一云云。

【三二】隣阿伽色（Agha-sāmanta-ka）。阿伽 Agha (bad, impure) に二義有り。一は分子の積集せる物體の義にして、二は無形の空界の義なり。今も亦此二說を揭げたり。世親は其の後說を取る。毘婆沙師は有形物質に隣りする（Sāmanta）空隙を空界又は隣阿伽色と名くる

て、極めて能く礙を爲す。故に、阿伽と名く。〔而して〕此の空界の色は、彼れと相隣りす。是の故に、〔此れを〕說きて、隣阿伽色と名くと。

論主の自義

有るが說く、阿伽は、即ち空界の色にして、此の〔空界〕の中の、無礙なるが故に、阿伽と名くと。

即ち、阿伽色は、餘の礙と相隣る。是の故に、說きて、隣阿伽色と名くるなり。

三、識界

諸の有漏の識を名けて識界と爲す。

云何にして、諸の無漏の識を說きて、識界と爲さざるや。

(三三)六界は、是れ諸の有情の生ずる所依なりと許すに由るが故に。〔即ち〕是の如き諸界は、(三四)續生の心より、命終の心に至るまで、恆に生を持するが故に、〔是の故に、有漏の識を名けて、識界と爲せども〕、(三五)諸の無漏の法は、則ち是の如くならず。〔故に、名けて、識界とは爲さず。〕

彼の六界の中、前の四は、即ち此の觸界に攝せらる。第五は即ち此の色界に攝せらる。第六は即ち此の七心界の攝なり。

(三六)彼の經の餘の界は、其の所應の如く、皆、即ち、此の中の十八界の攝なり。

なり。而して此中に暗に今のエーテル的存在の意味を含むことは、ウパニシャッド以來の通規とす。

【三三】六界とは、地水火風空識。

【三四】續生等中阿含三度經、以二六界合一故、便生二母胎一云云、(昃五、十六右)

增一阿含二十九曰、云何名二六界之法一、比丘、應レ知、六界之人稟二父母精氣一而生云云。(昃二、四六左)

【三五】諸の無漏の法等茲には一般に法と言へども、直接此に關係するは無漏の法なり。

【三六】彼の經とは多界經。

第五章　十八界の法の(二)諸門分別

第一節　有見無見等の三門

問起

(三)復た次に、前に說く所の十八界の中に於いて、幾か有見、幾か無見なるや。幾か有對、幾か無對なるや。幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。

頌に曰はく、

一は有見、謂はく色なり、　十の有色は有對なり。

此に色と聲とを除いて「餘の」八は、　無記なり、餘は三種なり。

【一】諸門分別とは十八界に攝する一切萬有を種種の見地より反照して、其の內包外延を詳細に規定する施設なり。

【二】復た次に云云。十八界につきての諸門分別の第一に有見無見、有對無對、及び三性の三門を明す、問起文なり。

頌文の舊譯

於レ中一有顯、謂色。十有礙。有色（純色性のみの界）。八無記。是諸除ニ色聲一、餘三性。

これは二十二門分別中、有見無見、有對無對、善惡無記の三門に涉るの分別を明にしたる頌なり。

一、有見無見

〔三〕論じて曰はく、十八界の中、色界は有見なり。此れ、彼れの差別を示現すべきを以てなり。此の義に由り、准じて餘を無見と說く。

是の如く、已に有見無見を說きたり。

二、有對無對

唯、色蘊に攝する十界のみ〔四〕有對なり。對とは、是れ、礙の義なり。

三種の有對

此れに、復た、三種あり。障礙と、境界と所緣と異るが故に。

障礙有對

〔五〕障礙有對とは、謂はく、十色界なり。自が他の處に於て礙へられて、生ぜず。手の手を礙へ、或ひは石の石を礙へ、或ひは〔手と石との〕二つの相ひ礙ふるが故し。

境界有對

〔六〕境界有對とは、謂はく、十二界と、法界の一分との諸の〔七〕有境の法の色等の境に於てするなり。

【三】論じて云云。有見(Sa-nidarśana)無見(A-nidarśana)といへるは、可見的不可見的といふ位の義也。かくして十八界中、可見的なるは、ただ色界、即ち形顯色のみにして、從て他の十七界は不可見的なるや言ふまでもなし。

【四】有對(Sa-pratigha)。對は是れ礙の義。之に障碍、拘碍の別有り。前者は即ち障礙有對にして、後者は前者の物質相互の關係と稱すべきに對して、物と精神又は精神相互の關係(制約的)に關し、殊に認識論的制約關係に關す。而して境界所緣の二は之れに攝す。

【五】障礙有對(Āvaraṇa-pratighāta)とは、脇尊者の說によれば、可分析(teilbar)の物の有對の義にして、極微(原子又は元子)の積集に成り能障所障の義を有するなり。畢竟器言すれば色法相互の不可入關係と心得べし。(婆沙七十六參照。收四、頁一、右)。

【六】境界有對(Viṣaya-pratighāta)とは認識機關と其對境との間に於ける制約的關係をいふものにして、對象によりて制限せらるることといふが境界有對の名ある所以なり、五根と七心界と六識相應の心所とが色等の境に對して此の義あるなり。之と所緣有對との關係相違は次ぎに明してある所なれど、要するに境界有對の方、感覺的認識の方に重きを置き、所緣有對の方は悟性的認識の方に重きを置くものの如し。

【七】有境の法(Viṣayi-dharma)とは對象を認得緣取する主觀

境界有對の四句分別(一)

(八)故に、施設論には、是の如きの言を作す。

有る眼は、水に於いて、礙あるも、陸「に於いて礙」に非ず、魚等の眼の如し。有る眼は、陸に於いて、礙あるも、「水に於いて礙に」非ず。多分に從へて說かば、人等の眼の如し。

有る眼は「水陸」倶に礙あり。(九)畢舍遮、(一〇)室獸摩羅、及び捕魚の人、蝦蟇等の眼の如し。有るものは、倶に礙に非ず。謂はく、(一一)前の「如き」相を除く。

境界有對の四句分別(二)

(一二)有る眼は、夜に於いて、礙ありて、晝には非ず。諸の蝙蝠、(一三)鵂鶹等の眼の如し。有る眼は、晝に礙ありて、夜には非ず。多分に從へて說かば、人等の眼の如し。

有る眼は、「晝夜」倶に、礙あり。狗、野干、馬、豹、豺狼、猫、狸等の眼の如し。有るものは、倶に礙に非ず。謂はく、前に「說く如き」相を除く。

此れ等を、名づけて、境界有對となす。

的機關。

【八】故に施設論云云とは境界有對の四句分別にして、(一)の單句は、水中に見えて、陸上見えざる眼。(二)の單句は水中に見えずして陸上に見える眼。(三)の倶句は水陸共に見ゆ。(四)の倶非句は水陸共に見えず。

【九】畢舍遮(Piśāca)。唐に翻じて食血肉と稱す。餓鬼の異名。

【一〇】室獸摩羅(Śiśumāra)。鰐のこと。

【一一】前の相を除くとは盲人の如し。

【一二】有る眼云云。境界有對の四句分別にして、(一)の單句は晝見えて夜見えず。(二)の單句は晝見えずして夜見ゆ。(三)の倶句は晝夜共に見ゆ。(四)の倶非句は晝夜共に見えず。

【一三】鵂鶹は舊譯に鵂鷂に作る。

所縁有對

(一四)所縁有對とは、謂はく、心心所の、自らの所縁に於てするなり。

境界と所縁と

(一五)境界と(一六)所縁と、復た何なる別有るや。

(一七)「謂はく」、若し、彼の法に於いて、此れ功能あらば、即ち、彼を説きて、此の法の境界と爲す。「而して」、心心所法は、彼を執して起る。「故に」、彼れを、心等に於て、名づけて、(一八)所縁と爲す。

有礙の意義(一)拘礙

云何にして、眼等の、自らの境界と、所縁とに於いて、轉ずる時を説きて、有礙とは名づくるや。

彼の「境界及び所縁」(一九)を越えて、餘に於いては、此れ「等」の轉ぜざるが故に。

有礙の意義(二)和會

或は、復た、礙とは、是れ、(二〇)和會の義なり。謂はく、眼等の法は、自らの境界、及び、自らの所縁に於いて、和會して、轉ずるが故に。

【一四】所縁有對(Ālambana-pratighāta)とは、心心所とその對象との必然的制約關係にして、五根をこの中に入れざるが、前の境界有對と異る所なり。之に反して、所縁とは、その一般的對象が、心心所によりて判斷的に認識せらるる場合の名稱なりとす。從つて此の際は五根の關係なきは勿論なり。

【一五】境界(Viṣaya)

【一六】所縁(Ālambana)

【一七】ここに、「彼の法」とあるは色等の如き對象を意味し、「此れ」とあるは、六根六識、心所等の認識體を指す。即ち或法に對して、六根六識心所等が各自の作用(Kāritra功能)を起す時、その法を境界と名くといふ。言はば漠然たる意味に於ける客觀的對象の義なり。

【一八】所縁。圓暉の頌疏に曰はく能引ㇾ識起、名ㇾ爲二所縁一。

【一九】…を越えてとは…を外にしてといふ程の意。(眼定對ㇾ色、乃至意定對ㇾ法―婆沙七十六)。

【二〇】和會(Nipāta)。前の拘礙の義の釋は他に對望しての外延的規定にして、此の和會は内に於いての内包的規定也。

本頌の有對の意味

應に知るべし、(二一)此の中には、唯、障碍有對に就きて說く。故に、頌に、「十の有色は有對なり」と言ふ。[是れ等の色の]更に相障ふるが故なり。

上を結びて頌文に歸る

此の義に由り、准じて、餘の無對なるを說くべし。

境界有對と障礙との關係―四句分別

若し、法の、境界有對なるは、[兼ねて]、亦、障礙有對なりや。

(二二)應に、四句を作るべし。謂はく、七心界と、(二三)法界の一分なる、諸の相應法とは、是れ、第一の句なり。(二四)色等の五境は、是れ、第二の句なり。(二五)眼等の五根は、是れ、第三の句なり。法界の一分なる(二六)非相應法は、是れ、第四の句なり。

境界有對と所緣有對との關係―順後句答

(二七)若し、法の境界有對なるは、[兼ねて]、亦、所緣有對なりや。

應に、後の句に順ふべし。謂はく。若し、所緣有對なるは、定んで、是れ、境界有對なり。境界有

【二一】此の中にはとは、上の頌文を指す。

【二二】應に云云。境界、障礙二有對の寬狹等の關係を明す爲めの四句分別。

【二三】第一單句は境界有對にして、障碍有對に非ず。七心界と法界の一分の相應法、即ち心所とは境界の爲めに制限せらるれども、物質にあらざれば障礙的制限なければなり。

【二四】第二單句は障碍有對にして、境界有對に非ず。

【二五】第三俱句は境界有對にして、又障碍有對なり。五根は物質性なれば障礙あると同時に、認識機關として對象的制限もあるが故なり。

【二六】非相應法とは十四不相應行法(卷四)、無爲(三)及び無表等を總稱す。物質にもあらず心法にもあらざるが故に、兩者の關係なし。

【二七】若し法にして等。境界有對と所緣有對との關係。その寬狹を明す爲めの順後句答。(若し寬を以て狹を問はば順後句答なし―光記)。初句は、所緣有對＜境界有對。後句は、境界有對＞所緣有對。

對なりと雖も、而も、所緣有對に非ざる有り。謂はく、眼等の五根なり。

有對無對に關する經部の解

此の中にて、(二八)大德鳩摩邏多は、是の如きの說をなす。

(二九)是の處に、心の生ぜんと欲するに、
他の礙へて起らざらしむるは、
應に知るべし、是れ有對なり。無對は此
れと相違す。

此れは、是れ、許す所なり。是の如く、已に、有對、無對を說きつ。

三、三性―價値批判　無記

此の所緣の十有對（有色）の中にて、色及び、聲を除きて、餘の八は、(三〇)無記なり。謂はく、五の色根と香と味と觸との境なり。

【二八】大德鳩摩邏多。舊譯に大德鳩摩羅羅多(Kumāralāta)に作る、これを正しとす。唯識述記(二本)によれば經部の本師にして佛滅後一百年の出世といひ、又は此の一は三の寫し誤りにして佛滅後三百年の出世と稱す。何れにしても、經部の有部より分れたは四百年の初なれば、適確なる經部の師とは云ひ難きも、其說は、後の經部の說に近く、經部は此の師の說を宗とする故に斯の部の祖師と爲す。(光記)

【二九】頌の舊譯　是處心欲生、他礙令不起。應知是有礙、異此非有礙。

是の處。心の藉りて以て起るべき處にして、所依と所緣とを指す。

他の礙へて。他に汎く他の物を指す、他の物が中間に障礙しての義なり。要するに、五根と五境とのみ有對にして、七心界(六識界と意界)と法界とは無對なりとの義

此れは是れ云云。鳩摩羅羅多の頌文は障礙有對を說きたるものにして別に有部の宗義と扞格する所なければなり。(是處以下、主として稱友による)

【三〇】無記(Avyākṛta)とは、善にもあらず惡にもあらざる當體をいふ。之に亦、有覆無記(Nivṛtavyākṛta)と無覆無記(A-nivṛtavyākṛta)との區別あり。有覆無記とはそれ自體は善惡にあらざれば無記なれども煩惱と相應する染汙の心態なれば有覆といひ、無覆無記とは煩惱と相應せざるをいふ。無覆無記に亦四種を數

記して、(三一)善、(三二)不善の性と爲す可からざるが故に、無記と名づく。

無記に關する異說

有るひとは說く。異熟果を記すること能はざるが故に、無記と名づくと。

難絕

若し爾らば、無漏は、應に、唯、無記のみなるべし。

七心界

其の餘の十界は、善等の三〔性〕に通ず。謂はく、(三三)七心界は、無貪等と相應するを、善と名け、貪等と相應するを、名けて、不善と爲し。餘を無記と名づく。

法界

(三四)法界は、若し是れ無貪等の性と相應すると、〔其の〕等起なると、擇滅とを、善と名け、若し、貪等の性と相應すると、〔其の〕等起とを、名けて、不善と爲し、餘を無記と名づく。

ふ。異熟(Vipāka)威儀路(Airyāpathika)工巧處(Śailpasthānika)通果心(Nairmāṇika)となり。異熟無記とは、前世の業に感じたる身分の果報をいひ。威儀無記とは行住坐臥等の如き威儀の場合に於ける心狀態をいひ、工巧無記とは種種の工巧をなす時の心をいひ、通果又は變化無記とは神通力によりて變化をなす時の心をいふ。

【三一】善(Kuśala)

【三二】不善(Akuśala)

【三三】七心界云云。心所の中には自性善、自性不善(自體が法爾自然に善惡なるもの)といふ有り。今の無貪等は自性善、貪等は自性不善なり。然し、心王＝識には自性善惡なる者無く、唯相應善、相應不善のみ有り、(他の善惡のものと相應するによりて善惡の別をつくべきものを相應善相應不善といふ)。

尙二個の「等」の字の中前の等には無瞋無癡無慚愧を等取し(之れ等は自性善)、次の等には瞋癡及び無愧無慚を等取す(これ等は自性不善)。

【三四】法界云云。善惡に四種あり。

(一)自性善(不善)自體が善(不善)なるもの。

(二)相應善(不善)他の善(不善)と相應するによつて、他の性を受けて善(不善)と判ずべきもの　大地法(心所、第四卷)の如し。

(三)等起善(不善)、他と等起(引起)によりて、その性を受けて善(不善)なるもの。得四相の如し。

(四)勝義善(不善)最上善(Summum Bonum 不善)にして、(善ならば)擇滅の如し。

色聲二界

(三五)色界と、聲界とは、若し、善、不善の心力より等起する身語表〔業〕に攝するものなるは是れ、善、不善なり。餘は、是れ、無記なり。

第二節　界繫門（十八界の法と三界との關係）

四、界繫門

已に、善等を説きつ。

(三六)十八界の中に、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なるや。

頌に曰はく、

(三七)欲界繫は、十八なり、　色界繫は、十四なり、
香と味と、二識とを除く、　無色繫は、後の三なり。

【三五】色聲二界は、體は無記なれども、能發の心に約して善惡の價値を判ず。

【三六】佛教はその世界觀に於て、欲界、色界、無色界の三界を立つ。而してその色界を分けては、初禪、二禪、三禪、四禪の四段となし、無色界を分けては空無邊處、識無邊處、無處有處、非想非非想處の四段とし、合して三界を九地となす（詳しくは後の世間品）。然るに十八界は萬有殊に有情の成立要素の全體なれど、そは專らこの欲界の有情を分析して得たる結果なれば、必ずしも、其等は凡て色界無色界の構成要素と定まるにあらず。色界、無色界は欲界に比して物質的要素尠し。蓋し程度の高さに從て次第に精神的要素のみ多くなるといふ立場より構成されたる世界觀に基くものなればなり。ここは卽ちこの問題を論究せんとしたる門なりとす。

【三七】舊譯　欲界　一切有。色界、十四。除ニ香味。又鼻舌識ニ故。無色界相應、意法意識界。大意。十八界の法を觀察せば、欲界は十八界の法凡て在り、色界には香味の二境と鼻舌の二識と除ける十四界の法有り。最後の無色界には無色の字の如く五境無く、五根も無く、從て又五識も無く、唯、意根、法界、意識の三のみ有り。

繋の意義

論じて曰はく、(三八)繋とは、謂はく、繋屬・卽ち、被縛の義なり。

(イ)欲界繋

(三九)欲界の所繋は、十八〔界〕を具足す。

(ロ)色界繋

色界の所繋は、唯、十四種なり。〔是れ〕、香、味〔二〕境と、及び、鼻、舌の〔二〕識とを除くに〔由る〕。香、味を除くは、〔夫れ等は〕段食の性なるが故なり。(四〇)段食の欲を離れて、方に、彼〔の色界〕に生ずるを得ればなり。鼻、舌の識を除くは、(四一)所縁無きが故なり。

例して觸界につきて難ず(外人)

若し爾りとせば、觸界も彼〔の色界〕に於いて、應に無かるべし。香、味の境の如く段食の性なるが故に。

毘婆沙師釋答

彼〔の界〕に有る所の觸は、段食の性に非ず。

外人再難ず

若し爾らば、香、味も類するに、亦、應に、然るべし。

毘婆沙師通釋

(四二)香、味は、食たることを離れて、別に、受用無きも、觸は、別に用有りて、根、衣等を持す。〔而して〕、彼〔の色界にて〕は、食欲を離れたれば、香味は、用無し。〔而も〕根、衣等は有るが故に、

【三八】繋(Saṃyukta)。婆沙五十二に詳し。參照すべし。

【三九】欲界の所繋とは欲界の煩惱に縛せられて欲界中に定在せしめられたる法の義。他は準じて知るべし

【四〇】段食(Kavaḍikārāhāra)とは、段は分段の義にして、部分部分に分けて攝取する對象の義。四食の一也。論十參照。香味等の段食の欲は、初靜慮の近分の未至定に依りて欲界の煩惱を斷盡する時に離る。

【四一】所縁とは鼻舌二識の縁りて起る香味。

【四二】香味云云。觸界中には能造の四大種を攝し、能く五根等の身を持し、又衣服等を持つ別の用あり。故に色界にも觸は有るべきなれども、香味は食を離れて別に用はなく、從て色界には香味なしとの謂なり。

異說

「彼の界に」は、觸無きに非ず。（四三）餘師有りて說く。此「の欲界」に住し、彼の（四四）靜慮、等至に依りて、「天眼通を起し、以て、色界の」色を見、聲を聞くとき、（四五）輕安と俱起する（四六）殊勝の觸有りて、身を攝益す。是の故に、（四七）此の三は、彼の靜慮に生じて、猶、相隨逐すれども、香、味は、爾らざるが故に、彼の「界に」在りては無しと。

論主毘婆沙師に對して鼻舌二根を例難す

（四八）若し爾らば、鼻、舌「二根」も、彼「の界」には、應に、有ること非ざるべし。香、味の境の如く、「彼の界に」は用無きが故に。

答、一

爾らず。二根は、彼「の界」に於いて、用有り。（四九）謂はく、言說を起し、及び、身を莊嚴す。

復難

若し、嚴身、及び、起說の用の爲めならば、

【四三】餘師有り云云。光師は之を以て、一に婆沙の宗義を弘むる後の論師の說と解して婆沙家の說と爲し、又一に世友の俱舍釋論に依りて經部の室利邏多（Śrīlāta）の說とす（稱友の釋論も亦同じ）。室利邏多とは鳩摩羅羅多と共に經部の大論師なり。

【四四】靜慮（Dhyāna）とは色界の定のこと。等至（Samāpatti）とは身心の等しく安和の位に至る意にして、四禪四無色等の定に通ずるの名なり。靜慮の云云とは無色の等至に簡ぶ。

【四五】輕安（Praśrabdhi）とは上の如く、之れに身輕安と心輕安と二つありて、心輕安とは大地法に攝する心所の一にして、入定して心の安らかになれる相をいひ、身輕安とは同じく入定して身の浮雲の如く輕く、安らかになるをいふ。詳しくは此の論卷四參照。

【四六】殊勝の觸とは色界の微妙なる四大種が欲界の身中に起りて欲界の身を攝益することをいふ。

【四七】此の三とは上の色、聲、觸の三。因たる定中に上界の色を見、聲を聞きて、上界の觸を起せる故、果に至りて色界に生ずる時も、此の三は隨逐して倘有る。香味の二は因たる定の中に無き故、果として色界に生ずる時も亦無しとの意。

【四八】若し爾らば云云。香味を、色界に用無しとする文を指す。

【四九】謂はく云云。舊譯には若離此二身則醜陋、無二根故、又言說不成。

救釋 但だ、須らく、（五〇）依處のみをもちふべし。何ぞ、二根を用ゐん。（五一）〔彼の界には〕男根無く、〔從つて〕、亦、依處無きが如く、二根無くんば、依處も、亦、無かるべし。

復責難 （五二）彼の〔界に〕於いて、男根の依處無かるべし。彼れには、用、無きが故に。

答 〔されど〕、鼻、舌の依處は、彼れに用あるが故に、根を離れて、應に、有るべし。無用なりと雖も、根の生ずること有り。（五三）胎胞に處して、當に、死すべき者の如し。

論主釋 無用なりと雖も、而も、因無きには非ざるあり。

問 彼〔の胞胎に處して、當に死すべき者〕は、何の因に從りて、根の起ること有ることを得るや。

答 根に於いて、愛有りて。〔是れを得べき〕（五四）殊勝の業を發す。〔是れ、即ち、因なり〕。（五五）〔又た〕若し、〔香味等〕の境の愛を離るれば、〔境を取る爲めの〕根に於いても、定んで、〔亦〕然らん。〔已に〕、

【五〇】依處とは內體的感官たる扶塵根にして、根とは神經と近似すと解すべき勝義根。

【五一】〔彼の界には〕云云。扶塵根は勝義を扶くる役をなすものなる故勝義根なくんば、それを助くべき扶根無し。

【五二】彼の界云云。最初に鼻舌二根は用無き故に彼の鼻には無しと云へる難文に立ち歸りて無用てふ理由を以て男根の依處の無かるべきを成立す。

【五三】胞胎云云。母胎中に決定して死すべき兒は根無用なりと雖も、六處の位に六根の生ずるをいふ。

【五四】殊勝の業とは五根等を得たしと思ふ思業なり。一切の有爲法は必らず因を有するものなるが故に。

【五五】〔又た〕若し云云。此に由りて因の無なることを示す、立難して曰く、鼻舌二根は色界に無なるべし、因無きが故に、因の無き芽の如し、或は男根の如し。

論主更に難す

彼の〔有情〕は、境の貪を離る。〔爾れば〕、應に、鼻、舌は、無かるべし。(五六)或ひは、彼れには、男根も亦、生ずと許すべし。若し、「生ぜず。醜陋なるに由る」と謂はば、(五七)陰藏隱密なり。何ぞ、醜陋なるべけんや。

毘婆沙師の有用の義を破す

又、(五八)諸根の生ずるは、有用のみに由るに非ず。若し、因力有らば、無用なりとも亦生ぜん。〔故に〕男根は、彼れに於いては、醜陋と爲すと雖も、若し、因有りと許さば、彼に於いて、應に、起るべし。〔而も、已に〕、男根は、有るに非ず。〔然れば〕、鼻舌も、應に、無かるべし。

毘婆沙師難

若し、爾らば、便ち、(五九)契經の所説に違しぬ。〔謂はく〕、彼れには、支の缺くこと無く、諸根を減せずと。

論主通釋

〔是れは〕、彼の諸根の、應に、(六〇)有る可き者に隨つて、説きて、「減せず」と爲せるのみ。何ぞ、相違する所あらんや。若し然りと許さざれば、男根も、應に、有るべければなり。

【五六】或ひは云云。若し用なく、因なきも倚ほ鼻舌根ありと言はば、男根は何故に在らざるや。これ毘婆沙師は色界の有情は鼻舌根を具す、有色の有情なるが故に、欲界の有情の如しと立つればなり。

【五七】陰藏(Kośa-gata-vasti)。如來の男根は陰馬藏とて馬のそれの如く、陰密にして外に顯はれず。(三十二相の一なり。)

【五八】又、諸根云云。毘婆沙師の「醜陋なるに由る」と云ふ其の意義は、用有らば男根生ずべしと云ふことなれば、此の義を破す。

【五九】契經とは中阿含三十九に婆羅婆堂經云、爾時世尊告ニ比丘ニ曰、婆私吒、有時此世界皆悉敗壞、時若有ニ衆生ニ、生ニ晃昱天ニ、彼於ニ其中ニ、妙色意生、一切支節諸根具足云云。

【六〇】有るべきとは、晃昱天に當然有る可き根につきていふものとの意。

毘婆沙師宗義

(六一)是の如き說は鼻、舌の二根は、彼の〔界に〕於いては、無きに非ず。但だ、香、味は無し。〔是れ〕、六根の愛は、內身に依りて生ず、境界に依りて現起することを得るに非ざるを以てなり。其の男根の愛は、婬觸に依りて生ず。婬觸は、彼れに無し。〔便ち〕、男根は、有るに非ず。故に、色界に於いては、十八界の中、唯、十四種のみありといふ理、成立することを得。

(八)無色界繫

(六二)無色界繫には、唯だ後の三のみ有り。所謂、意と、法と、及び、意識との〔三〕界〔是れ〕なり。

要らず、色欲を離れて、(六三)彼れに於て、生じ得るものなるが故に、無色の中には、(六四)十色界無し。

(六五)依緣の無きが故に、五識も、亦、無し。故に、唯、後の三のみ、無色界繫なり。

第三節 有無漏門

已に、界繫を說きつ。

【六一】如是說 Ev m tu varṇayanti (Vaibhāṣikāḥ) とは毘婆沙師の輿論と云ふ程の義なり。毘婆沙師は身によつて起る愛と、外境に緣りて起る愛と(自發的と所發的)を區別し六根の愛は、身より起る能發的(Active)のものなる故に、その生起は諸因としての外境必ずしも有るを要せずと雖も、男根の愛は外境に誘發せらる受身(Passive)の性のもの故、外境なき色界には亦根も無しと說く。

【六二】無色界はただ精神的存在なるを以て、前十五界は全くなし。

【六三】彼れとは無色界。

【六四】十色界とは五根五境。

【六五】依緣とは依りて起るべきもの、即ち五根五境をいふ。

（六六）十八界の中、幾か有漏にして、幾か無漏なるや。
頌に曰はく。

（六七）意と、法と、意識とは通ず。所餘は、
唯、有漏のみ。

意根及び意識

論じて曰はく、（六八）意〔根〕、及び、意識の、道諦に攝する者は、名けて無漏と爲し、餘は、有漏と名く。

法界

法界は、若し、是れ、道諦と、無爲とをば、名けて、無漏となし、餘を、有漏と名づく。

前十五界唯名有漏

餘の十五界は、唯、有漏と名く。

第四節　有尋有伺門

是の如く、已に、有漏、無漏を說きつ。

【六六】十八界云云。有漏、無漏を分別したるものにして、十八界中、何れだけが無漏たり得るもので、何れだけが、飽くまで有漏たるかを判ぜんとしたるなり。蓋し修養の必要に基く分別門とす。

【六七】舊譯　諸有流無流、是三餘有流。
有部の立場は、前十五界唯名有漏として五根五境五識は、凡て煩惱を隨增する本性なりと定む。有漏ともなり、無漏ともなり得るは、ただ後三界、即ち意根、意識、法界のみにて、言はば精神界のみなりといふは頌の大要なり。

【六八】意〔根〕云云。精神界中にていかなるものは無漏かといふに、四諦中、道諦に攝せらるるもの之なり。蓋し道諦に於ける精神作用は全く煩惱を離れたるものなればなり。尙ほこの外、十八界中、無漏と稱せらるるものは法界の一分たる無爲法なり、三無爲を緣じて煩惱の隨增することなければなり。

十八界の中、幾か(六九)有尋有伺、幾か無尋唯伺、幾か無尋無伺なるや。

頌に曰はく。

(七〇)五識は、〔唯〕有尋伺なり、後の三は
三なり、餘は無なり。

五識

論じて曰はく、眼等の五識は、有尋有伺なり。尋、伺〔の心所〕と、恆に、共に、相應するに由る。〔是れは〕、(七一)行相の麤にして、外門に轉ずるを以ての故なり。〔又此の〕義の決定せる事を顯はさんための故に、〔頌の中に〕、「唯」の言を說く。

意根法界意識界

「後の三」とは、謂はく、是れ意〔界〕と、法〔界〕と、意識〔界〕となり。根と、境と、識との中にて、各後に居るが故に、「後と言へるなり」。

【六九】こは有尋(有覺)有伺(有觀)分別門なり。尋(Vitarka)は尋求と熟字し、心をして外物に向はしむる作用にて、伺(Vicāra)は伺察と熟字し、其外物を心の中にて觀察するの作用をいふ。(Compendium of Philosaphy tr. by Aung. p. 17. 參照)。ここは十八界中、幾何か其等の精神作用と伴ふかを判別せんとしたるものなり。蓋し尋も伺も共に外物に關係する精神作用なるを以て、その有無は精神生活の獨立を旨とする修養に大關係を有するを以てなり。

【七〇】梵本には「五識界は唯だ有尋伺なり」とあり、漢譯頌文に字數制限あるを以て「唯」の字を除けり。

舊譯

有覺亦有觀、定是五識界。
後三有三義、餘界二所離。

頌文の大要をいへば、前五識界は外物に關係するを以て必然的に尋もあれば伺もある、即ち有尋(Savitarka)有伺(Savicāra)なり。後の三、即ち意根、意識、法界(特に心所)は或る場合は尋伺を共に伴ひ(有尋有伺)、或る場合は尋なく唯伺のみ伴ひ(無尋唯伺)、或る場合は尋伺共になき(無尋無伺)三つの場合あり。而して餘の五根五境は心法にあらざれば勿論、尋伺共になしといふ義なり。

【七一】行相(Ākāra)現起すること。

(七九)五を無分別なりと說くは、計度と、隨念とに由る。意地の散慧と、意の諸念とを以て體と爲す。

三種の分別

論じて曰はく、(八〇)傳說すらく。分別に、略して、三種あり。〔謂はく〕、一には、(八一)自性分別、二には、(八二)計度分別、三には、(八三)隨念分別なり。

五識身は計度隨念二分別無し

而して、五識身は、自性〔分別〕有りと雖も、而も、餘の二〔分別〕無きに由りて、無分別と說く。一足の馬を、名けて、無足と爲すが如し。

自性分別

自性分別は、その體、唯、是れ、(八四)尋なり。(八五)後の、心所の中に、自ら、當に、辯釋すべし。

【七九】頌の舊譯
顯示及憶念、由ㇾ二無分別。
二是散心智、諸念唯心地。
玆に三種の思考活動有り。(一)は自性分別と稱し、尋伺の心所を體として、專ら現前の對境を緣取する對象認識の上の心性活動をいひ、(二)は計度(舊譯顯示)分別と名け、慧の心所を體とする悟性活動を本領とし判斷(Urteil)推理(Schluss)の直接の基礎たる心的活動をいひ、(三)は隨念分別(舊譯憶念)と稱し、定散二位に於ける念の心所を體とし、過去の出來事を憶念想起する上の心性活動にして、心理學上の再認識(Recognition)記憶聯想(Memory association)等を攝す。かくて、若し分別(Vikalpa)といふ語を單なる心性活動(Psychical or Mental operation; Psychische Wirkung)と解するときはその內には廣く上の三分別を攝し、從て尋伺の能働的位置を認むる故に亦五識も有分別と說かざるを得ざるも、今玆に無分別と稱せるは、やや立ち入りて、判斷推理等悟性(Verstand)的活動を分別としていへる故に自ら所謂分別を隨念、計度の二に限れるに坐していへるものなり。故に所謂無分別は感性(Anschauung)的活動としての自性分別をも排斥するものには非ず。

【八〇】傳說すとは、毘婆沙師に從へばとの意にて論主は必ずしも之を信ずるにあらざるを明す。蓋し論主は尋、伺は思及び慧の一種にして別體あるに非ずとするが故なり。彼の著五蘊論に曰く、云何爲尋、

餘の二分別は、其の次第の如く、(八六)意地の散慧と、諸念とを、體と爲す。

計度分別

散とは、謂はく、定に非ざるなり。意識相應の散慧を名けて、計度分別と爲す。

隨念分別

若くは、定にもあれ、若くは散にもあれ、意識と相應する諸の念をば、名けて、隨念分別と爲す。

第六節 有所緣無所緣と有執受無執受

是の如く、已に、有尋伺等を說きつ。

(八七)十八界の中、幾か有所緣にして、幾か無所緣なるや。幾か有執受にして、幾か無執受なるや。

頌に曰はく、

謂能尋求意言分別、思慧差別、念麤爲性、云何爲伺、謂能伺察意言分別、思慧差別、念細爲性。

【八一】 自性分別(Svabhāva-vikalpa)。對象認識の上の感官的知覺作用にして尋伺を體とす。

【八二】 計度分別(舊譯顯示 Abhinirūpaṇā-v.)。是れ黄、是れ男と判斷推理する悟性(Verstand)的心性活動にして慧の心所を體とす。

【八三】 隨念分別(舊譯憶念 Anusmaraṇa-v.)。第六識相應の念の心所を體とし(一)過去を憶念し、(二)現在の境を心に明記する作用なり。

【八四】 尋に局るも、婆沙四十二(收二、頁七十一左)には尋伺に依りて說く。

【八五】 後のとは、此の論の四、及び十二。

【八六】 意地(Mano-bhūmi)とは地は所依の義、意にして所依の義あれば意地と云ふ。「意地の」とは第六意識に相應するの義。慧の心所を體とするは計度分別、念を體とするは隨念分別なり。

【八七】 十八界中、主觀と客觀、生理感を有するものと、有せざるものとを分別せんとする所以なり。

〔八八〕七心と、法界の半とは、有所緣なり、餘は無なり。
前の八界と、及び、聲とは、無執受なり、餘は二なり。

一、有無所緣門
七心界と心所

論じて曰はく、六識と、意界と、及び、法界に攝する諸の心所法とを、〔八九〕有所緣と名づく。能く、境を取るが故に。

七色界と不相應法

餘の十色界と、及び、法界に攝する不相應法とを、〔九〇〕無所緣と名くべし。義、准じて成ずるが故に。

是の如く、已に、有所緣等を說きつ。

二、有無執受門
七心界と法界

十八界の中にて、九は無執受なり。〔謂はく〕、前の〔如き〕、七心界と、及び、法界の全てとの此の八と、〔九一〕及び、聲は、皆、無

【八八】頌の舊譯
七識有緣緣、法界中有半。九界非所執、八聲餘有レ二。
所謂所緣とは識を起らしむる緣となるもの即ち客觀の意味にして、從て斯る認識對象を有し了別認知の作用有るものを有所緣(主觀)と稱し、然らざるを無所緣と稱す。故に有所緣とは心心所を體とするものにして、眼等六識と意根との七心と法界の中に攝する四十六の心所とを總稱し、他は凡て無所緣なり。
次に受とは苦樂の感觸(Feeling of Sensation)にして、有情が所依とし(五根)、依所として(四境)、觸に隨うて苦樂を領納する所以のものを、凡て有執受と稱し、然らざるものを無執受と稱す。即ち有執受法とは苦樂の感情を誘發する直接の條件たるものを凡て攝す。故に七心界と法界の全てとは無執受にして、他は二門に通ず。例へば、眼等五根の如きは現在に住する時は有執受にして、過去未來に住する時は無執受とす。又四境は五根に不離にして、而も現在に住するものは有執受にして他の一切は無執受なるが如し。

【八九】有所緣(Sālambana)

【九〇】無所緣(An-ālambana)

【九一】及びの一字に關し順正理論四には總集の義と、外に餘師が根を離れざる聲は有執受と說く故に、此の聲のは必ずしも全體が無執受といふに非ざる旨の差別を示す爲めなりといふ。

執受なり。

（九二）所餘の九界は、各各、二門に通ず。謂はく、（九三）有執受と、（九四）無執受との故に。

五根及び四境

眼等の五根は、現在世に住するをば、有執受と名づけ、（九五）過去未來〔に住するを〕ば、無執受と名づく。色香味觸も、現在世に住して、（九六）五根を離れたるをば、有執受と名づけ、若し、現在に住するとも、根を離れざるに非ざると、過去未來なるとは、無執受と名づく。身内に在りても根と合するを除いて、〔餘の〕髮毛爪齒大小便利洟唾血等と、及び、身外に在る地水等の中の、色香味觸との如きは、現世に在りと雖も、而も、無執受なり。

有執受の意義

有執受とは、此れ、何の義を言ふや。

心心所法の、共に、（九七）執持し、攝して（九八）依處と爲す所のものを、有執受と名づく。損と、益と、展轉して、更に、相隨ふが故なり。即ち、諸の世間に、〔苦と、樂と等の〕覺觸有りと說く〔は此の義にして蓋し、是れ〕、衆緣の觸る所、樂等を覺するが故なり。

此れと、相違するを、無執受と名づく。

是の如く、已に、有執受等を說きつ。

【九二】所餘の九界とは五根及び色香味觸の四境。

【九三】有執受（Upātta）

【九四】無執受（An-upātta）

【九五】過未の五根は苦樂の覺無ければなり。

【九六】五根と合せざる時は設ひ身内に在りとも、苦樂の覺を有せざるが故に無執受たればなり。例へば爪や髮の如し。

【九七】執持し攝す（Upagṛhīta）とは我が物として守り居ること。

【九八】依處（Adhiṣṭhāna）とは所依と依所とを合して云ふ。所依は親、依は疎なり。

第七節　大種及所造法と極微積集法と非積集法

（九九）十八界の中、幾か大種の性にして、幾か所造の性なるや。幾か、可積集にして、幾か、非積集なるや。

頌に曰はく、

（一〇〇）觸界の中には、二有り。餘の九色は所造なり。法の一分も、亦、然り。十色は、可積集なり。

大種及び所造門

觸界

論じて曰はく、觸界は、二に通ず。謂はく、大種、及び、所造なり。

大種に、四有り。謂はく、（一〇一）堅性等なり。

【九九】有部に從へば、色法（物質性）の成立に二樣の見方あり、一は之を性質の方面よりするものにして、この方面よりすれば、物質は大種卽ち元素たる堅濕煖動の四大とその所造との二種に分る。二は之を分子的立場より觀察するものにして、物質は凡て極微より成立すと見る。今の問題中、大種性、所造性の方は前者に關し、積聚性非積聚性の方は後者に關するものとす。旣に此の二途の見方は物質に關するものなれば、之を以て十八界を判するには自ら十八界中の心法に關するものは除外せらるる譯なるが、之れを色法について見れば觸界は大種を含み又所造色を攝して、大種及び所造の二門に亙り・五色根（勝義根）及び四境（色聲香味）は專ら所造にして、又法界中にては無表は所造の性にして他は心法に準ず。又五根（勝義）四境の十色界は極微より成立するも餘の八界は凡て極微の關する所に非ず。

【一〇〇】頌の舊譯

觸界有二種、九有色所造、
及法界一、　分十有色微集。

【一〇一】堅性等とは堅濕煖動。

所造に七有り。謂はく、(一〇二)滑性等なり。大種に依りて生ずるが故に、所造と名づく。

五扶根及び四境　餘の九色界は、唯、是れ、所造なり。謂はく、五色根と、色等の四境となり。

無表色　法界の一分たる無表業色も、亦、唯、所造なり。

七心界及び法界の大部　餘の七心界と、法界の一分に無表色を除くとは、倶に、二種に非ず。

尊者(一〇三)覺天は、是の如きの說を作す。「謂はく」、十種の色處は、唯、大種の性のみなりと。

五根五境に關する覺天の異說　彼れの說は、然らず。(一〇四)契經に、唯、堅等の四相を說きて、大種と爲すが故に。

世親の批評　此の四大種は、唯、觸「處」の攝「にして、色處、聲處等には攝せず」。故に、(一〇五)堅濕等は、眼等の取る所に非ず。「又」、色聲等は、身根の覺する所に非ず。「知るべし、大種と色等と、自ら別なることを」。是の故に、彼れの說は、理定めて、然らざるなり。

世親更に經を引いて難ず　又、(一〇六)契經に說かく、

【一〇二】滑性等とは輕重滑澁飢渴冷。

【一〇三】覺天(Buddhadeva)は婆沙四大評家の一人にして、甚だ卓拔なる主張を有し、有部の機械論(Mechanism)を必ずしも順奉せず、自ら一家の見を成す。今の十色界に關しても、所造の色に非ず、畢竟四大種の安布上の差別にして四大種を離れて別個の體有るものに非ずと說く。(婆沙、一百二十七、及び七十四參照)

【一〇四】契經とは中阿含七。經中十色界を大種とすとは說かず。唯堅濕煖動の四相を四大種と說く故に大種は唯此の四に局るとの意。

【一〇五】堅濕等は身根の取る所にして、色聲等眼耳の所取、即ち攝處も取根も倶に別る。

苾芻、當に知るべし。眼は、謂はく、內處の四大種の所造の淨色にして、有色、無見、有對なり。乃至、身處も、廣く說くこと、亦、爾り。苾芻、當に、知るべし。色は、謂はく、外處の四大種の所造にして。有色、有見、有對なり。聲は。謂はく、外處の四大種の所造にして、有色、無見、有對なり。香味の二處も、廣く說くこと、亦、爾り。觸は、謂はく、外處なり。是れは、四大種と、及び、四大種の所造とにして、有色、無見、有對なりと。

經の意を示す　是の如く、經の中に、唯、觸處に、四大種を攝すと說きて、分明に、餘の有色處の、皆、大種に非ざることを顯示せるあり。

覺天の反難　若し、爾らば、何故ぞ、〔一〇七〕契經の中に、謂はく、眼の肉團の中に於いて、若くは、內の各別の堅性、堅類と云ひ、乃至、廣く說くや。

有部の通經（解釋）　〔一〇八〕彼の「經」は、眼根を離れざる肉團に、堅性等ありと說けるものにして、「是れ」、相違の過無し。

【一〇六】契經は雜阿含十三なり。然れども覺天はこの經の存在を認めずといふ、正理論第四卷(冬三、二五參照)

【一〇七】契經は雜阿含十一。此の經は初めに「云何が內地界」と有り。有情身內の地大等を說く經にして、軈がて四大種の外に別の五根無しとの意を含む故に覺天は之を證として引用す。覺天の意は、蓋し肉團とは卽ち眼根の意なり。故に眼根は堅等四大の集りにして、眼根の肉團を分折せば又堅等四大に外ならずとの意。

【一〇八】彼の經云云。世親の意は、經には眼の中とは無く、眼の肉團中とあり。その眼は卽ち眼根(勝義)にして、肉團は扶根なり。此の扶根の肉團はその色香味觸の四境なる故に、その觸處の中に四大種有るによつて、經に眼肉團の中に堅性等有りといふとの解。

有部入胎の文を通釋す、

（一〇九）入胎經の中に、唯、（一一〇）六界を說きて、（一一一）士夫と爲すは、「是れ」、能く、士夫の（一一二）本を成す事「物」を顯はさん爲めのみ、唯、爾所のみに非ず、彼の經には、復た六觸處を說けるが故に。

有部心所に約して反難

又、「若し、汝覺天にして、四大種の外に、別に色法なし。經に、之れを說かざるが故にと言はば、今、入胎經は、六界中、唯、識を說きて、心所を說かざれば、准らへて」、諸の心所は、應に、有ること、非ざるべきが故に

心卽心所に非す

「將た」、亦、執して、心所卽ち心「王」ともすべからず、（一一三）契經に、「明に」、「想受等の心所法は、心に依止す」と言ふを以ての故に。又、亦、（一一四）有貪心等を說くが故に。

結成文

此れに由りて、前に、說く所の如き、諸の界の大種と所造との差別の義、成ず。

是の如く、已に、大種の性等を說きつ。

【一〇九】入胎經（Garbhāvakrānti-sūtra）。毗奈耶雜事十一參照。佛、難陀の爲めに入胎の相を說く經也。

【一一〇】六界とは有情の成立要素としての地水火風空識なり。上の四は知るべし。空はエーテル（Ether）に近き一種の有在物。識は輪廻の主體たる識。

【一一一】士夫（Puruṣa）とは一人（A person）殊に Aman の意。又は有情。若し、四大以外に所造色有るならば六界の外に所造の色を擧ぐべき筈なりといふが覺天の主張たるべきものなり。

【一一二】士夫の本を成す事（物）（Mūla-sattva-dravya）とは有情の根本の資料の意。本事を顯はす爲めに且らく、六界を說くものにして、此の六の外に何物もなしといふには非ず。現に入胎經には又六根を說けりとの意。

【一一三】契經は雜阿含二十一、參照。心は所依、心所は能依として表示せりとの意。

【一一四】有貪心（Sa-rāgādi-citta）等とは、貪と相當する心等の意。之れも心所と心王との別なることを示す。

極微組成法と非組成法

十八界の中、五根、五境の十(二五)有色界は、是れ、(二六)可積集なり。極微の聚なるが故に。義、準ずるに、餘の八[界]は、可積集に非ず。極微に非ざるが故に。

第八節　能斫所斫等三門

是の如く、已に、可積集等を說きつ。

(二七)十八界の中、幾か(二八)能斫にして、幾か、(二九)所斫なるや。幾か(三〇)能燒にして、幾か、(三一)所燒なるや。幾か(三二)能稱にして、幾か(三三)所稱なるや。

頌に曰はく、

(三四)謂はく、唯、外の四界のみ、　能斫、
及び、所斫あり。
亦は、所燒と、能稱となり。　能燒と所稱には、諍あり。

【二五】有色とは色の義ある物の意。

【二六】可積集(Saṃcita)は正しくは積集せるものと云ふ義なり。

【二七】こは、十八界中特に物質性のものに關して切るものと切られるもの、燒くものと燒かるるもの、計るものと計られるものを分別したる門也。

【二八】能斫(Cheda)

【二九】所斫(Chedya)

【三〇】能燒(Dāha)

【三一】所燒(Dāhya)

【三二】能稱(Tula?)

【三三】所稱(Tulya)

【三四】舊譯

能斫及所斫、謂是外四界。
所燒所稱爾、爭能燒所稱。

かくて、十八界の中、唯、積集して斧薪と爲すべき色香味觸の四界のみ能斫所斫に通じ。又、唯所燒にして、能稱なり。能燒と可稱とに關しては說有りて、一說には外の色香等四界は能燒にして、又所稱なりと稱し、又一說には、唯觸界中の火大のみ能燒にして、又觸界中の重性のみ所稱なりと說く。

能斫所斫の意義

論じて曰はく、色香味觸は、斧薪等を成ず。此れを卽ち、名づけて、能斫所斫と爲す。

何なる法を、斫と名づくるや。

薪等の色聚の、相逼りて、續生するを、斧等の分隔して、各の「分」をして、「各個に」續起せしむる「時」、此の法を、斫と名づく。

色根は所斫に非ず

「故に」、身等の(三五)色根は、所斫と名づけず。全く、斷じて二と成らしむ可きに非ざるが故に、身根等は、二分と成るべきに非ず。支分は身を離るれば、則ち、根無きが故に。

色根は亦能斫にも非ず

又、身根等は、亦、能斫にも非ず。淨妙なるを以ての故なり。珠寶の光の如し。

所燒と能稱

能斫、所斫の體は、唯、(三六)外の四界なるが如く、所燒、能稱も、其の體、亦、爾り。謂はく、唯、外の四界を、所燒、能稱と名く。

色根は所燒能稱に非ず

身等の色根は、亦、二事に非ず、淨妙なるを以ての故に。珠寶の光の如し。

聲界

聲界は、總じて非なり。相續せざるが故に。

能燒と所稱第一說

能燒と、所稱とには、異の諍論あり。

謂はく、或ひは、說くもの有り。能燒と、所稱とは、體、亦、前の如く、唯、外の四界なりと。

【三五】斫は全斷の義にして彼と此れと各別に續生すべきなり。然れども手足等を斷てば斷たれたる手足には、身根たる意義を失し「彼れ」として相續すること能はず。故に所斫に非ず。

【三六】外の四界とは、色香味觸。

第二説　或ひは、復た、説くもの有り。唯、火界のみありて、能燒と名づくべく、所稱は、唯、重〔觸〕のみと。

第九節　五類門分別

是の如く、已に、能所斫等を説きつ。

(二七) 十八界の中、幾か異熟生、幾か所長養、幾か等流の性、幾か有實事幾か一刹那なるや。

頌に曰はく。

(二八) 内の五は、熟と、養と有り。　聲には、異熟生なし。
八の無礙は、等流と、亦、異熟生との性なり。

【二七】こは次に説く五類に就て十八界を分別したる門なり。

【二八】頌の舊譯

果報增長生、五内聲非レ報、八種無礙界、流生果報生、餘三一有物、後三一刹那。

所謂異熟生(果報 Vipāka-ja)とは前生の善又は惡の業が感ぜる無記の果報にして現世より云はば、先天的に運命づけられたる業果の謂。

次に所長養(增長 Aupacayika)とは後天的に飮食等に長養せられて增上するものにつきて名け、極微所成なり。

又、等流の性(Naisyandika)とは前件と後件とが彼此因果的に相聯結する時、その二者が同一性質なる時はその後件を等流の性と名く。前件をその時同類又は遍行因と名く。

有實事（有物 Dravyavat）とは二義あつて、汎くは、一般に實體的實在卽ち其體的（Real)存在をいひ、狹くは體の堅實にして生滅に亙らざる無爲法を特に名く。今はその後義に由る。

最後に一刹那(Kṣaṇika)とは、又二義有りて、一般に、刹那生滅の法を廣く名くると、見道の刹那に何等、等流性の如き前行の因(Precedingcause or Condition)無く、突如として無漏法の起るを特に名く。今は又その第二の狹義に由る。

以上の五類を以て十八界を判ぜば、五根は唯異熟生、所長養にして、聲は等流、所長養に亙り、色香等四界は異熟生、所長養、等流の三に通じ、七心界は異熟生、等流、一刹那の三、法界は異熟生、等流、有實、

餘は三なり。實は、唯、法なり。刹那は、唯、後の三のみ。

五根

論に曰はく、「內の五」とは、卽ち、是れ、(二九)眼等の五界なり。［是れ等は］、異熟生、及び、所長養ありて、(三〇)等流の無きは異熟生、及び、所長養を離れて、別の性、無きが故なり。

異熟性の意義

其一 (三一)異熟因の所生を、異熟生と名づく。牛に駕する所の車を名づけて、牛車と曰ふが如し。中の言を略し去るが故に、是の說をなせるなり。

其二 或は、(三二)所造の業の、得果の時に至り、變じて、而も、能く、熟するが故に、異熟と名づけ、果の彼れより生づるを、異熟生と名づく。

其三 ［或は］、彼れの得する所の果は、因と別類にして、而も、是れ、所熟なり、故に、異熟と名づく。

一刹那の四に亙る。

【二九】眼等五根に關しては雜心論一には、三惡趣の五根は不善等の果、人天のは善惡業の果と記す。附言す、內とは「自己」といふ程の意、色等に簡ぶ。

【三〇】等流云云。此の五根は前念の同類因より後念の等流果を引きて前後相續するも、前念の同類因も、後念の等流果も、畢竟是れ異熟長養の五根が前後相續するものにして、此の二を離れて別の等流の性無き故に、別に等流の性を說かず。

【三一】異熟生の異熟(Vipāka)といふ字義に關しては本論にあるが如く四義もあれど、要するに因と果との性質の異る處より來た名稱と心得て可ならん。卽ち善惡の業を造る時、そが因となりて、招く果報の當體の無記なるを、異熟因によりて異熟果を招くといふなり。例へば前世に於て善をなして、今世に果報目出度き人に生れ、前世に惡をなして今世に犬に生れたりと假定するに、人と犬との間には幸、不幸の相違あるも、人たること、犬たること、それ自身としては、道德的には共に無記なるが如き場合をいふ。

【三二】所造の業の得果の時に云云とは、所造の業は、善惡なるに、そは果と實現する時、無記性の物を引生するをいふ。

其四

或は、因の上に於いて、假りに、果の名を立つること、果の上に於いて、假りに因の名を立つるが如し。

契經に、說くが如し。今の、(一三三)六觸處は、應に、知るべし、卽ち、是れ、昔、造れる所の業なりと。

所長養の意義

飮食と、(一三四)資助と、睡眠と、(一三五)等持と、〔此の四種〕の勝緣に益せらるるを、所長養と名づく。

說くもの有り。(一三六)梵行も、亦、能長養なりと。〔されど〕、此れは、唯、損ずる無きのみにして、別に、益することと有るには非ず。

長養の相

長養は、續くこと有りて。常に、能く、異熟の相續を護持すること、猶し、(一三七)外郭の、內城を防援するが如し。

聲界

聲には、等流、及び、(一三八)所長養あれども、異熟生なし。所以は何ん。

【一三三】六觸處（Ṣat sparśāyatana）とは六根のこと。之れは果なり。之れを所造の業といふは、此の果を造る所の因たる業の名を假りにつけて呼べるなりとの意。

【一三四】資助(Saṃskāra)とは、塗油等なり。蓋し印度にては身に油を塗る時は風氣を去りて深く利益すとの俗信有り。又食前の洗浴は疾病を消散すと稱す。之れ等は何れも身を養ふ資助となるが故にかくいふ。

【一三五】等持(Samādhi)とは定のこと。定中には依身を增益すること論無し。

【一三六】梵行(Brahma-carya)とは持戒して婬欲を離るること。

【一三七】外郭等。例へば所長養の眼根は勝義根及び扶根にして外部に居して內なる異熟生の勝義根を防護すること、恰も城の外郭と內城との如き故に喩ふ。

【一三八】聲の所長養は、飮食湯藥等の助によりて出づる聲の如し。

犢子部の難

(二三九)欲に隨つて、(二四〇)轉ずるが故なり。

(二四一)若し爾らば、應に、施設論に、善く、(二四二)麤惡語を遠離することを修するが故に、大士は、梵音聲の相を感得すと說くべからず。

有部の答

(一)三傳家の說

有るが說く、聲は、(二四三)第三傳に屬するが故に、彼［の業］に由りて生ずと雖も、而も、異熟［果］には非ず。謂はく、彼の業より、諸の大種を生じ、諸の大種より、［樂欲の］緣によりて、聲を發すと。

(二)五傳家の說

(二四四)有るが說く、聲は、第五傳に屬するが故に、彼［の業］に由りて、生ずと雖も、而も、異熟［果］に非ず。謂はく、彼の業は、異熟の大種を生じ、此れより、傳へて、長養の大種を生じ、此れは復た、傳へて、等流の大種を生じ、此れは乃ち、聲を生ずと。

世親の批評

(二四五)若し爾らば、身受は、業の生ずる所の大種より生ずるが故に、異熟に非ざるべし。

【二三九】欲に隨つて云云。若し異熟生ならば現世の意志に左右せらるることなく任運に出づる筈なれども、而も聲は出さんと欲せば出すべく、止めんと欲せば止りて樂欲に隨ふ故に異熟生に非ず。

【二四〇】轉とは起の義なり。

【二四一】若し爾らば云云。主張が自宗に違することを示す。施設論の所說の意は佛が過去の因位（修行時代）に於いて麤惡語を遠離せる故に、その善業力に依りて大士（Mahā puruṣa 聖者、乃至婆伽梵等と同意。佛の尊稱なり）は梵音聲（Brahmasvara「」）なる三十二相（三十二の勝れたる形相的秀勝條件）の一を得たりといふ也。

【二四二】麤惡語（Pāruṣya）

【二四三】第三傳とは過去の善惡等を第一傳とし、其業所生の諸の大種を第二傳とし、其諸の大種所生の聲を第三傳とす。故に、穿つて又は濶つて曰はば善惡業の所生なれども、中間に大種を隔ててその業が親しく生ずるには非ずとの意。

【二四四】有るが云云。五傳は上に準じて知るべし。

【二四五】若し爾らば云云。世親、上の三傳五傳兩說を破し、聲

〔而も〕、若し受にして、聲の如く、〔異熟に非ずん〕ば、便ち、正理に違す。

第三四兩頌八の無礙卽ち七心界と法界

「八の（二四六）無礙」とは、七心と、法界となり。此れには、等流と、異熟との性あり。（二四七）同類、（二四八）遍行〔二〕因の所生の者は、是れ等流の性なり。若し、異熟因の引生する所の者を異熟生と名づく。諸の無礙の法は、（二四九）積集すること無きが故に、所長養には非ず。

色香味觸（第五頌）

「餘」とは、謂はく、餘の四、〔卽ち〕、色香味觸にして、〔此れ等は〕、皆、三種に通じ、異熟生あり、所長養あり、等流性有り。

有實

「（二五〇）實は、唯、法」と、「其の所謂」、實とは、謂はく、無爲なり。〔是れ〕、堅實なるを以ての故なり。〔而して〕、此れは、法界に攝す。故に、唯、法界をのみ、獨り、有實と名く。

意、法、意識（第六頌）

意と、法と、意識とを、名づけて、「後の三」と爲す。（二五一）六の三の中に於いて、最後に說くが故なり。

の異熟に通ずることを示す。光師は此を以て唯だ前の三傳家を破すと見たり。蓋し能破の文に「身受は業の生ずる所の」とありて正しく三傳家の業より生ぜる大種が聲を生ずと言ふに當るがゆゑなり。然れども、五傳家もやはり聲は間接に業所生の大種より生ずる義なれば能破の文に「身受は業の生ずる所の」とあるを、前兩師の說に對するものと見ることを得べし。特に能破の文が兩師の後に在るをや、稱友の釋も寶師の解も此の義なり。（附記、梵音可愛を異熟と解するは犢子部及び分別論者なり）

【二四六】無礙（A-pratigha）とは、不可入性なきをいふ。

【二四七】同類因（Sabhaga-hetu）とは因が果と同性なるもの。

【二四八】遍行因（Sarvatra ga-hetu）とは 同類因を分割し、特に心法殊に染汚の心法に卽して獨立せしめしもの。七見、二疑二無明の十一あり、詳しくは隨眠品を見よ。

【二四九】積集とは、その體が極微組成なること。

【二五〇】實（Dravya）と言へば無爲。有實と曰ふ時は法界の義。

【二五一】六の三とは六根 六境 六識。

唯、此の三界に、(一五二)一刹那有り。謂はく、(一五三)初無漏の苦法忍品は、等流に非ざる故に、一刹那と名く。此れ、究竟して、等流に非ざるものを説く、〔蓋し〕、餘の有爲法は、等流に非ざるは無し。

(一五四)苦法忍と相應する心を、意界とも意識界とも名け、(一五五)餘の倶起の法を、名けて、法界と爲す。

第十節 得成就門

是の如く、已に、異熟生等を説きつ。

(一五六)今、應に、思擇すべし。若し、眼界の、先には、成就せざりしも、今は、成就することを得、亦、〔同時に〕、眼識も、〔成就することを得〕とせんや。

【一五二】一刹那とは多くの有爲法の如く、前念の同類因より後念の等流果を引きて二刹那に亙る等の事なきをいふ。

【一五三】初無漏の苦法忍品は從前の諸念が凡て有漏法なりし後に忽然、而も全く初めて生ずる無漏の慧なるが故に、之れは前念の同類因より生ぜず。從て等流果に非ざれば二刹那に亙らず。

【一五四】苦法忍云云。之れは無漏の慧にして、その無漏の慧と相應して起る一の心王を後に望めては意と名け、前に望めては意識と名く。

【一五五】餘の倶起の法とは苦法忍品中の心王の餘の法にして、無漏律儀の色、受想思等の相應法及び其等の法の得、及び生住異滅の四相(卷四參照)。

【一五六】こは獲と得とに就て六根と六識と六境との關係を分割したる部門なり。有部の宗義に從へば、得(Prāpti)とは、種種の要素(十八界)を吾等の生命活動の要素として結合せしむる所以の原理にして、十四不相應の一とせらるるものなり。而して此得に法前得・法倶得・法後得の三用あることは後に根品に到りて明にすべし。

得を細論すれば二種となる、謂く、(一)未得と已失とを今獲ると、(二)得已つて失なはずして成就するとなり。先者を獲(Pratilambha)と名づけ、後者を成就(Samanvāgama)と名づく。獲とは未得と已失との法の正さに現在化せんとして而も未だ全然現在化し了らざる位をいひ、成就とは現成化し了れる位をいふ、換言すれば

若し、眼識界の、先には、成就せざりしも、今は、成就することを得、亦、〔同時に〕、眼界も、〔成就することを得〕とせんや。

〔一五七〕是の如き等の問をは、今、應に、略して、答ふべし。

頌に曰はく、

〔一五八〕眼と、眼識界とは、獨と、俱との得と、非と等なり。

眼根と眼識とを相望めての獲に關する四句

第一單句

論じて曰はく、〔一五九〕獨得とは、謂はく、或ひは、眼界の、先に。成就せずして、今、成就することを得〔而も〕眼識には非ざる有り。謂はく、〔一六〇〕欲界に生じて、眼根を漸く得る〔時〕と、及び、〔一六一〕無色〔界〕より沒して、二三四の靜慮地に

得がその作用を現ぜんとして而も未だ完成せざる位を獲といひ、十分に完成したる位を成就といふ、從つて獲の時は成就と名けず、成就の時は獲と名づけず、されど得、獲、成就は畢竟するに一體の異名に過ぎざれば三名互に融通して用ふることあり。扨てこの問題は例へば、吾等は生命活動の要素として、先きに成就せざる眼根を今成就す(獲)るも之と同時に眼識をば成就(獲)せざる場合ありや。又、反對に先きに成就せざる眼識をば成就(獲)すれど、之と同時に眼根を成就(獲)せざる場合あるか等といふことを論ずるを目的としたる部の門なり。

【一五七】是の如き等云云の中には、得の四句、分別及び眼根を以て色境に望め、又眼識を以て色境に望め、先に成就せざるを成就し及び得することを分別する等の諸の義を含む。

【一五八】頌の舊譯　眼根與識界、獨俱得復有。

此二頌は眼根を眼識に望めて先に成就せざるを獲する四句と、得に就きての四句とを分別せるものにして、初に先不成就今獲の四句を明す、

第一句(單)は眼根を獲し眼識を獲せず。

第二句(單)は眼識を獲し眼根を獲せず。

第三句(俱)は眼識を獲又同時に眼根を獲す。

第四句(俱非)は二俱に獲せずの意を說く。

【一五九】獨得云云は第一單句にして眼根を獲して眼識は獲せず故に獨得といふ。

【一六〇】欲界に生じて云云。有情の生に關して胎內の四位とい

生ずる時となり。

第二單句

(一六二)或は、眼識の、先には、成就せずして、今、成就することを得、「而も」。眼界には非ざる有り。謂はく、(一六三)二三四の靜慮地に生じて、眼識の現起する「時」と、及び、(一六四)彼「の地」より沒して、下地に生ずる時となり。

第三倶句

倶得とは、謂はく、或は、「眼根、眼識の」、二界の、先には、成就せずして、今は、成就することを得る有り。(一六五)謂はく、無色「界」より沒して、欲界、及び、梵世に生ずる時なり。

第四倶非句

非とは、倶に、非なるなり。謂はく、前「說の如き」相を除くものあり。

眼界を眼識に望めての得の四句

(一六六)等「」とは、謂はく、若し、眼界を成就する有らば、亦、眼識をも「成就すと」せんや「等」なり。

ふを有り。其第一位の迦邏藍の(Kalala)位には眼根なく、後六處の位に至つて漸く得する故にかく言ふ。但し其時には眼識は已に先より成就してゐる故に、今更めて得すると無きなり。尙此の漸得といふは所謂四生の中化生の頓得を簡びて、胎卵濕三生を取るものなり。

【一六一】無色界云云とは上三靜慮に生ずる中有の最初の心に付きて云ふものにして、爾の時に初めて色界の眼根を得す。然れども、二靜慮以上は五識皆無の處なるに依りて眼識を得すること無し。

【一六二】或は等。第二單句。眼識を得して、眼根を得せず。

【一六三】二三四の靜慮地等。上三定に生れての本有(論九、參照。現生のこと)の位につきていふ。其の時には眼根はもとから成就しゐる故に改めて得せず。然るに此位置には眼識を固有せざるを以て、二三四靜慮にありて眼識を起さんとするには、下の初禪の其を借らざるべからず、之を借起識と名く。故に借起識の場合は、眼根が已に成就し居るを以て、單に眼識のみを獲と言はるる也。

【一六四】彼(の地)より沒す云云とは、上三定より沒して欲界初禪に生るる時には、已に眼根は前より成就し居るを以て改めて得ることなきも、眼識は、欲界初禪に生るるに及びて初めて得るをいふ。

【一六五】無色界には眼根も眼識もなし。然るに今ここより欲界と初禪(梵世)に生ずれば、同時に眼根と眼識とを獲ることとなる也。

【一六六】前は未成就今得卽ち獲に

應に、四句を作るべし。(二六七)第一句は、謂はく、二三四の靜慮地に生じて、眼識の起らざるなり。(二六八)第二句は、謂はく、欲界に生じて、未だ、眼根を得せざると、及び、得し已りて失ふとなり。(二六九)第三句は、謂はく、欲界に生じて、眼〔根〕を得して、失はざると、及び、梵世に生じ、若くは、二三四の靜慮地に生じて、正しく、色を見る時となり。第四句は、謂はく、前の相を除く。

眼根と色界。眼識と色界

(二七〇)是の如く、眼界と、色界と、眼識と、色界と、成就することを得等のこと、理の如く、應に、思〔惟〕すべし。

是の如きの、未だ、說かざる所の義を、攝せんが爲めの故に、頌中に、總じて、復た、「等と」言へるなり。

第十一節　內外門

つきて眼根・眼識の關係なりしも、こは唯だ得につきて眼根、眼識の關係なり。

【二六七】第一句は眼根を得して、眼識に非ず。二三四の靜慮等の色界の有情は唯化生にして、頓に已に五根を得するが故に、但し初禪の識を借りて上地の色を見る等の借起識も乃至天眼通による天眼識等も起らざる位には眼識を得せざるなり。

【二六八】第二句は眼識を得して、眼根に非ず。欲界繫の法として、識は入胎の初念の時、已に決定して得せるが故なり。

【二六九】第三俱句は根識を二つながら得する場合。

【二七〇】是の如く云云。眼の餘の根、識、境につきても同じく作法すべきを示す。

是の如く、已に、成就することを得等を説きつ。

(一七一)十八界の中、幾くか、(一七二)内にして、幾くか、(一七三)外なるや。

頌に曰はく、

(一七四)内は、十二にして、眼等なり。　色等の六を、外と爲す。

十八界の内外

論じて曰はく、六根と、六識との十二を内と名く。外とは、謂はく、所餘の色等の六境なり。

内及び外の意義

我の依を内と名く。外とは、謂はく、此の餘なり。

我

我の體既に無なり。(一七五)内外何ぞあらんや。

(一七六)我執の依止なるが故に、假りに、心を説きて、我と爲す。

故に、契經に説かく、

【一七一】こは十八界中、内外の所屬を明にしたる部門なり。玆に内外といふは寶師の釋する如く、その根據は婆沙論七十四にありて、六識心王を我と假稱し、その我の所依となるを内と名け、然らざるを外と名く。

【一七二】内(Ādhyātmika)

【一七三】外(Bāhya)

【一七四】頌の舊譯

十二界我依、除色等。

【一七五】明本に内外根不とあり。然れども朝鮮、宋、元三本何れも内外何有に作る、此を正しとす。

【一七六】我執(Ahaṃkāra)六識心を以て世間は我と執し我見を起すが故に佛は且らく世間の俗説に順つて之を我と名けしなり。その論部的釋解に至りては或は我見と相應する心心所を名くといひ、我執に縁ぜらるる心王をいふといひ、自在に前境を取る一切有無漏の心を云ふと説く。

(一七七)善く、我を調伏するに由りて、
智者は、天に生ずることを得と。

世尊は、(一七八)餘處には、「是れを」、「心を調伏す」と説く。契經に言ふが如し。

(一七九)應に、善く心を調伏すべし。
心、調へば、能く、樂を引くと。

故に、但だ、心に於いて、假りに説きて、我と爲す。「而して」、眼等は、此れが所依と爲りて、「關係の」親近なるが故に、説きて、內と名け、色等は、此れが所緣と爲りて、「關係の」疎遠なるが故に、説きて、外と名く。

六識を內と名くるに關する疑義

(一八〇)若し爾らば、六識は、應に、內と名けざるべし。未だ、意「界」の位に至らざるは、心の依に非ざるが故に。

釋解

意「界」の位に至れる時も、六識界「の體相」を失はず。「是の如く」、未だ、意「界」の位に至らざるも、亦、意「界」の「體」相を越ゆるに非ず。

反徵

若し、此れに、異らば、意界は、唯、應に、過去世にのみ在り。六識は、唯、現在と、未來とのみ

【一七七】善く等の偈の舊譯
我是我善依、異此何勝依。
若我好調伏、智人得解脫。
【一七八】餘處とは正法念經廿七。
【一七九】應に等の舊譯
調伏心最勝、心調引樂故。
【一八〇】若し爾らば等。上に我即ち心の所依となるを內と名くといふも、有部の法相として、六識の過去に入れるを意根界と名け、此の意根界のみ能く心の依となるが故に此の疑義をなす。

に在るべし。〔是の如きは〕、便ち、(一八一)自宗に、十八界は皆三世に通ずと許すに違はん。又、若し、未來と、現在との六識に、意界の〔體〕相無くんば、過去の意界も、亦、應に、〔成立〕せざるべし。〔體〕相は三世に於いて、改易無きが故に。

第十二節　同分彼同分門

已に、内外を説きつ。

(一八二)十八界の中、幾か、是れ、同分にして、幾か、彼同分なるや。

頌に曰はく、

(一八三)法は、同分なり、餘は二なり。自業を作すと、作さざるとなり。

法同分

論じて曰はく、「法は同分なり」とは、謂はく、法界の一は、唯、是れ、同分なるなり。

【一八一】自宗とは所謂毘婆沙宗卽ち有部。

【一八二】第十七、同分、彼同分の分別。ここに同分とは例へば眼識は色境を緣じ、色境は眼識に緣ぜらるといふが如く、主觀は主觀として、客觀は客觀としての役目をなすをいふ。之に反して、主觀性たり客觀性たるの可能性を有しながらも、可能性たるに止まり、その作用を實現せざるものを彼同分と名く。

同分(Sabhāga)

彼同分(Tat-sabhāga)

【一八三】頌の舊譯

法界等分、非等分餘。不レ作二自事一。

自己の役目を作すは同分にして、作さざるは彼同分なり。十八界中、法界は常に同分にして、他の十七界は、同分、彼同分に通ずとなり。法界は必らず第六意識の所緣となる點に於て、常に所謂境同分たるの作用を有すれど、他の十七界にありては、能緣、所緣共に、自業をなす場合と然らざる場合とあればなり。

〔一八四〕若し、境は、識の與めに、定んで所緣と〔なるとき、謂く〕識、其の中に於いて、〔一八五〕已に生ぜると生ずべきとを法となす。此の〔三世の識の〕所緣の境を、說きて同分と名く。

境同分

〔一八六〕一の法界として、其の中に於て、〔一八七〕已と、正と、當とに、〔一八八〕無邊の意識を生ぜざるはなし。諸の聖者の、決定して、心を生じ、一切法は、皆、爲し、無我なりと觀ずるに由りてなり。〔此の際〕、〔一八九〕彼〔の無邊の意識〕は、自體と、及び、倶有の法とを除く餘の一切の法をば、皆、所緣とす。〔然れども〕是の如く、除かれたる者は、亦、第二念の心の所緣の境なり。〔故に〕、此〔れ等〕の二念の心は、一切の境を緣じて、周遍せずと云ふこと無し。是の故に、法界を、恆に、同分と名く。

法界と無邊の意識

【一八四】若し以下の解釋には異釋あれど、今は稱友及び光師に從つて、境同分を明にしたる一般的說明と見る。卽ちここには客觀としての同分とはいかなる資格を有するかを明にして以て、「法は同分なり」の意味を解釋するの前程と見るなり。

それに從へば、一般に境卽ち對象の同分と稱せらるるは、その對象が、たとひ今、現に識卽ち主觀によりて緣ぜられずとも、過去に於てか、若しくは未來に於てか、定んで緣ぜらるるものと定まり居る時は、その對象を同分と名くるなり。

【一八五】已に生ぜるは、過去と現在、生ずべきを法となすは未來なり。卽ち或る境を緣じて識が過去に起れるか、現在に起れるか、將た未來に起ると定まり居る時をいふ。

【一八六】前に客觀としての同分の定義を擧げて、之より法は同分なりの說明に入る。

【一八七】已と正と當とは過去、現在、未來。

【一八八】無邊の意識とは、「諸法は無我なり」といふ觀念をいふ。諸法無我の觀念中には一切を包含すればなり。卽ち法界は全體として、若くは過去、若くは現在、若くは未來に於いて、聖者をして諸法無我の認識を起さしむる點に於て、客觀としての作用を呈すべきものなるが故に、同分なりといふなり。

【一八九】法界は客觀としての同分なれど、亦此中に數多の心所及び心作用に伴ふ種種の不相應法等ありて主觀構成の要素

十七界

「餘は二なり」とは、謂はく、餘の十七界は、皆、同分、及び、彼同分有り。

同分と彼同分

何をか同分、彼同分と名くるや。

謂はく、自業を作すと、自業を作さざるとなり。

若し、自業を作さば、名けて、同分と爲し、自業を作さざれば、彼同分と名く。

同分眼等

此の中にて、眼界は色を見ること有るに於いて、已と、正と、當との見を、同分眼を名く。是の如く廣く說きて、乃至意界も、各各、自の境に於いて、應に、自用を說くべし(一九〇)。

彼同分（五根）(一)迦濕彌羅の毘婆沙師の說

(一九一)迦濕彌羅國の(一九二)毘婆沙師の說かく、(一九三)彼同分の眼に、但だ、四種有り。謂はく、色を見ずして、已と、正と、當とに滅するものと、及び、不生の法となりと。

ともなる。故に或る學者が諸法無我なりと觀察するその當體にありては、論法といふ中より觀察する所以の主觀構成の要素を除かざるべからず。何んとなれば、同時に主觀にして客觀たるを得ざればなり。從つて、この限り、諸法無我の初一念中には、法界の中にも境同分ならざるものもあれど、それは第二念に及ぶや、反省の力によつて矢張、客觀化さるるを以て、遂に二念によりて一切の境は同分となるといふ義なり。この文中自體とあるは無邊の意識の當體を指し、倶有の法といへるは、之に伴ふ得四相等を指す。

【一九〇】諸法無我觀に對しては、一切は境同分なれど、他の十七界に於ける同分、彼同分の意味は、之よりも狹く、六根六識の如きは能くそれぞれの境を緣ずる際は、その自業をなす點に於て同分と稱せられ、然らざれば彼同分と名けられ、又五境(法界を除いて)にありては、それぞれ五根五識のための對象となる時、之を同分といひ、然らざるを彼同分と名くるなり。要するに「法は同分なり」とは、ただ無我觀に對してのみ言へる、特殊の場合にして、他の十七界は、それぞれ定まれる主觀客觀の約束を果たすと果たさざるとによりて同分、彼同分を區別すと心得べきなり。

【一九一】迦濕彌羅國(Kaśmira)舊罽賓國。

【一九二】毘婆沙師(Vaibhāṣika)

【一九三】眼根の彼同分を明にす。迦濕彌羅論師によれば、眼根が物を見ないで、已に滅し去れるもの、現に起りつつあるも物を見ぬもの、未來に起る

(二)健馱羅の有部の説

西方の諸師は、五種有りと説く。謂はく、不生法を、復た、開きて、二となし、一には、(一九四)有識屬、二には、(一九五)無識屬となり、乃至、身界も、應に、知るべし、亦、然りと。

意の彼同分

(一九六)意の彼同分は、唯、不生法のみなり。

五境の同分彼同分

色界は、眼の爲めに、已と、正と、當とに見らるるを、同分の色と名く。

彼同分の色には、亦、四種有り。謂はく、眼の〔所〕見に非ずして、已と、正と、當とに滅すると、及び、不生の法となり。

廣く説きて、乃至觸界も、亦、爾り。各、自根に對して、應に、自用を説くべし。

六根と五境との同分彼同分の差別

(一九七)應に知るべし。同分、及び、彼同分は、眼、若し、一に於いて、是れ同分ならば、餘の一切に於いても、亦、同分なり。彼同分も、亦、是の如し。

廣く説きて、乃至、意界も、亦、爾り。色は、即ち、然らず。見者に於いては、是れ同分なるものも、不見者に於いては、是れ、彼同分なり。

所以は何ん。

も物を見ぬと定まれるもの、及び縁が缺けて永久に未來に止まるものとの四類なり。

【一九四】有識屬(Vijñānasamāyukta)とは識根共に具備して而も闕縁不生に終るもの。

【一九五】無識屬(Avijñānasamāyukta)とは、根のみ有りて識なく爲めに不生に終るもの。

【一九六】意根は心法なるを以て、苟も起れば必ず緣するを以て同分なり。故に畢竟不生法のみを彼同分となす。

【一九七】應に知るべし以下。根は不共法なるによつて一人が色を見る時には、眼根は同分眼にして、他の人より云つて、彼同分となること無きも、色等は共法なるによつて見る人に對しては同分なれども、見ぬ人に對しては彼同分なり。

〔謂はく〕、色には、是の事有り。謂はく、一〔人〕の見る所は、亦、多〔人〕の見る所なり。〔例へば〕、月、儛、相撲等の色を觀るが如し。眼には、是の事なし。謂はく、一〔人〕の眼根にて、二〔人〕能く色を見ること〔なし〕。眼は、(一九八)不共なるが故に、一の(一九九)相續に依りて、同分、及び、彼同分を建立すれども、色は、是れ、(二〇〇)共なるが故に、多くの相續に依りて、同分と、及び彼同分とを建立す。

聲香味觸

色界を説くが如く、聲、香、味、觸も、應に、知るべし、亦、爾り。

香味觸につきての難

(二〇一)聲は、〔一にして、多人、是れを聞くべきに由りて〕、色の如くなるべし。〔而も〕、香、味、觸の三は、根に至りて、方に取る。是れ、不共なるが故に、一〔人〕のみ取りて、餘〔人は取る〕に非ず。「故に」、理として、應に、眼等の如くなるべくして、色の如くに説くべからざらん。

釋難答

是の理は、有りと雖も、(二〇二)共なる〔義〕有る容し。

【一九八】不共(A-sādhāraṇa)とは唯一人にのみ局りて餘人に通ぜざるもの。

【一九九】相續とは一人の身體のこと。

【二〇〇】共(Sādhāraṇa)とは餘人にも通じて一人に限らざるもの。

【二〇一】聲は云云。凡て我我の對象として緣取するものは、これを緣取する際の感官との關係より二分して、一、離中知。二、合中知の二となすべし。前者は根と物(對象)との間に間隔を置きて認識するをいひ、從つて單に一人に限らず餘人も亦與り知ることを得れども、後者は根と境と相接して所謂冷煖自知すべきものの故に、唯その時に於いては當事者のみ認識すべく、餘人の與り得ざるが故に此の難を作れる也。

【二〇二】共なる義とは、根と合する位に至りては不共受用の物なれども、未だ根と合せざる位に於いては共受用の物たるべき意義ある故にとの答なり。

所以は何ん。
香等三界は、〔其の、未だ、根に至らざる時に在りては〕、一〔入〕、及び、餘〔入〕に於いて、皆、鼻等の識を生ずべき〔共受用〕の義有るも、眼等は、然らざるが故に、色の如くに説くべきなり。

六識の同分彼同分

眼等の六識の、同分と、彼同分とは、生と、不生との法なるが故に、〔前の〕意界の如くに説くべし。

分の意義

云何なるか、〔これ〕同分と、彼同分との義なるや。
根と、境と、識との三の、更に、相ひ交渉するが故に、名けて、〔二〇三〕分と爲す。或は、復た、分とは、是れ、〔二〇四〕己れの作用あることなり。或は、復た、分とは、是れ、〔二〇五〕所生の觸なり。

同分

〔而して〕、同じく此の〔如きの〕分有るが故に、同分と名く。

彼同分

此れと、相違するを、彼同分と名く。〔二〇六〕「是れ」、同分に非ずして、彼の同分の與めに、種類の分の同じきに由りて、彼同分と名く。

第十三節　三　斷　門

〔二〇三〕分（Bhāga）

〔二〇四〕己れの作用とは原本には功能の交渉（Kāritra-bhajana-m）とあり。境は緣取せらるるように、根識は取らんとして各自己れの作用あるが故にその各個の分としての作用を起す義によつて分と名くとの意。（參考、順正理論には是已作用更相交渉云云と記す）。

〔二〇五〕所生の觸とは根境識の三者の交渉が圓滿して、所謂同分たるの意義の各各完き證として觸の生ずる、その觸を分と名くとの解。

〔二〇六〕同分にあらざるも、同分と種類の同じき點より彼同分と名く。即ち彼とは同分の義にして、同分と同じ分を有するといふ義なり。

已に、同分、及び、彼同分を說きつ。

(二〇七)十八界の中、幾か(二〇八)見所斷、幾か(二〇九)修所斷、幾か(二一〇)非所斷なりや。

頌に曰はく、

(二一一)十五は、唯、修斷なり。後の三界は、三に通ず。
不染と、非六生と、色とは、定んで、見斷に非ず。

前十五界

論じて曰はく、十五界とは、謂はく、十色界と、及び、五識界となり。「唯、修斷」とは、此の十五界の唯、修所斷なるなり。

意根法界意識界

「後の三界」とは、意界、法界、及び意識界なり。

【二〇七】修養の上より三斷門に約して十八界を分別したる部なり。

【二〇八】見所斷(Darśana-heya)

【二〇九】修所斷(Bhāvanā-heya)

【二一〇】非所斷(A-heya)

【二一一】頌の舊譯
十界修道滅、五亦後三三、非汙非見滅、非色非六生。
倶舍の理想は此の現實世間を遠離して是れ善是れ常なる涅槃に入るに在り。而して、此の現實世界の諸法を遠離するに就きて、無漏智の揀擇によつて頓に遠離厭捨し得るもの(見道斷)と修行によつて習性的に遠離し得るものと(修道斷)乃至擇滅自身の如く遠離し得ざるものと有り。此の見地より又一切法を見所斷、修所斷、及び非所斷と三分す。之れによつて十八界を判ずる時は前十五界(五根五境五識)は唯修所斷にして、意根法界意識の三は三に通ず。然るに玆に犢子部 Vātsīputrīya に於ては、異生性(凡夫たること)及び惡趣の果を招く身語業は見道斷と說けども、有部に於ては有漏善及び無覆無記(不染汙)と、眼等五根より生じて第六意識より生ぜざる五識(非六生)と、及び一切の色法とは見所斷に非すと說く故に、經部の所謂異生性は無覆無記にして、有部にては不染に入り、惡趣を招く身語業は色法に攝するが故に共に有部に在りては見所斷に非ず。最後の二頌は有部の見地より此の犢子部の主張を駁する爲めに置けるものなり。

「三に通ず」とは、謂はく、此の後の三界は、各各、(二二)三種に通ずることなり。

(二三)八十八の隨眠と、及び、彼れが(二四)俱有の法と、(二五)隨行を倂せたる得とは、皆、見所斷なり。所餘の有漏〔法〕は、皆、修所斷なり。一切の無漏〔法〕は、皆、非所斷なり。

經部の難

(二六)豈に、更に、見所斷の法有らざらんや。謂はく、異生性と、及び、惡趣を招く身語業等となり。此れは、聖道と、極めて、相違するが故に。

毘婆沙答

爾りと雖も、此の法は、見所斷に非ず。略して、彼れの相を說かんに、謂はく、(二七)不染の法と、(二八)非六生と、色をは、定んで、見斷に非ず。〔況んや、其の內の不染法の一分なる異生性をや〕。

異生性

其の異生性は、是れ、不染汙無記の性に攝す、〔是れは〕、已に、離欲せる者も、善根を斷せるもの

【二二】三種とは見所斷、修所斷及び非所斷の三。

【二三】八十八の隨眠は四諦の理に迷ふ迷理の惑なり。之を見惑といふ(論十九を見よ)。

【二四】今言ふ所の俱有とは八十八隨眠に俱起する心心所、及び四相。

【二五】隨行を倂せたる得とは、原本を直譯すれば、「隨行を倂せたる彼の得」となる。「彼の」とは、隨眠、心所、心王を指し、「彼の得」とは、それ等と俱生する得なり、汎く得を指すに非ず。「隨行を倂せたる」とは「及び其の隨行」と云ふ義にして、「彼の得」に附屬するもの卽ち隨得と其四相とを指す。

【二六】豈に云云。光記及び頌疏によれば經部の難、稱友によれば犢子部の難也。異生性は聖道の生ぜる時に存在せず、又惡趣に生るべき決定業　る時は聖道生ぜず、而して聖道の生じてある時は惡趣の業生ぜず、故に異生性と惡趣を招く身語業は有身見等の如く見所斷なるべしとの難なり。

【二七】不染とは有漏の善及び無覆無記。

【二八】非六生とは詳くは非第六意識生の義にして、第六意識によつて生ぜず、眼等五根によつて生ずる前五識。

も、猶、成就するが故に。「此の故に、異生性は、(二九)自性、已に、可斷の法に非ざるが故に、定んで見斷には非ざるなり」。「もし、汝の宗に於いて、許すが如く」、此の異生性にして、若し、見所斷ならば、(三〇)苦法忍の位は、應に、是れ、異生なるべし。

非六生

六とは、謂はく、「第六の」意處なり。「而して」、此「の意處」に異にして生ずるを非六生と名く。是れは、眼等の五根より生ずる義にして、卽ち、五識等なり。

色

色とは、謂はく、一切(三一)身語の業等なり。前「の非六生」と、及び、此の色とは、定んで、見斷に非ず。

所以は何ん。

「是れ」、(三二)諦理に迷ふと、親しく、發起する

【二九】自性云云は斷にはその當體を斷ずるもの（煩惱の如く）と、その體を繫縛するものを斷ずると二種有り。前者を自性斷といひ、後者を緣縛斷といふ中、異生性は自性斷に非ずして、緣縛斷なる故に見所斷たるを得ず。唯だ異生性の自性について云へば、前述の如く世第一法の位に捨し、緣縛斷としての異性ならば、修道第九品の位に、九品の惑凡てを去りたる時、初めて煩惱の繫縛を離るる故に之は修斷なり。

【三〇】苦法忍の位といふは見道の初位にして所斷の惑と能斷の智と併存的に現在する位。從つて此の位には所斷の異生性が現在する故に難者よりせば一人を亦は凡夫亦は聖者と云ふべしとの意。

【三一】身語の業は言語及び形色を體とする故に色に攝す。

【三二】此の一段は原本には「諦理に迷ふに非ざるが故に、又無所緣の性なるが故に」とあり。稱友の釋意に依れば異生性は不染汙の性なるが故に苦等の諦理に迷ふに非ず、非六生も（五識は無分別なるが故に）復諦理に迷ふに非ず、身語業は又無所緣の性なるが故に、迷ふものに非ず。玄奘の譯本に「親しく發起するに非ず」とは見惑の親しく發起するに非ざる義なり。玄奘譯本は起因に約し、現存梵本は自性に約したるも、何れにても、身語業の色が見所斷に非ざる理由とするに足る。

とに非ざるが故に。

第十四節　見非見門

是の如く、已に、見所斷等を說きつ。

(二三三)十八界の中、幾か、是れ、(二三四)見にして、幾か、(二三五)非見なるや。

頌に曰はく、

(二三六)眼と、法界の一分の、八種とを、說きて見と名く。五識倶生の慧は、見に非ず。不度の故に。

眼の色を見るは、同分なり。彼の能依の識に非ず。傳說すらく、被障の諸色を觀ること能はざるが故に。

十八界の見と非見

(二三七)論じて曰はく、眼「根」の全べては、是れ見なり。

【二三三】十八界中、幾か見る作用あり、幾分かその作用なきかを分別したる門なり。但しここに見とは眼にて見る場合と心にて見る場合とを含むものとす。

【二三四】見(Dṛṣṭi)

【二三五】非見(A-dṛṣṭi)

【二三六】頌の舊譯

眼法界一分、名レ見有八種、五識共生智、非レ見不度故、眼見レ色等分、非能依眼識、由色非可見、被障彼執爾。

此頌文中には種種の意味を含む、第一第二句は見の體を說けるものなれど、他は凡て駁論と辯護との爲めに設けられたるものとす。詳しくは長行を見よ。

【二三七】感覺機關よりすれば、外界を見る作用を有するはただ眼根のみなり。

法界中の一分の八種とは

（二二八）法界の一分なる「身見等」の八種も、是れ、見なり。餘は、皆、見に非ず。

何等を八と爲すや。

謂はく、（二二九）身見等の、五の染汙の見と、世間の正見と、有學の正見と、無學の正見となり。

法界の中に於いて、此の八は、是れ、見なり。所餘は、見に非ず。

身見等の五は、隨眠品の中に、時至りて、當に、說くべし。

世間の正見

（二三〇）世間の正見とは、謂はく、意識相應の善の有漏慧なり。

有學の正見

（二三一）有學の正見とは、謂はく、有學身中の、諸の無漏の見なり。

無學の正見

（二三二）無學の正見とは、謂はく、無學身中の、諸の無漏の見なり。

有染無染有學無學の四種の見の不同

譬へば、夜分と、晝分と、有雲と、無雲との（二三三）衆の色像を觀るに、明昧「自ら」異有るが如く、是の如く、世間の諸見の、（二三四）有染と（二三五）無

【二二八】心の作用より見れば、法界に含まるる八の心所を見とす。蓋し、推理し判斷して、物を觀察するの作用あればなり。

【二二九】身見等とは、身見（我見）邊見（斷常の二見）、見邪（因果を撥無する見解）、見取見（誤まれる意見を正しとして執する見）、戒禁取見（誤まれる戒行を正しとする見）をいふ。詳しくは第十九卷。

【二三〇】世間云云。下の喩と照合して言へば有漏の故に闇夜の如く、而も煩惱無き故に無雲の如し。

【二三一】有學とは尙煩惱斷盡せず、尙且らく修行を要する行者。之れは無漏の故に晝の如く、而も尙煩惱有るが故に有雲の如し。

【二三二】無學云云。煩惱斷盡して梵行已立所作已辨の阿羅漢。それは無漏の故に晝の如く、煩惱無き故に無雲の如し。

【二三三】衆の色像とは四諦因果の法を喩ふ。

【二三四】有染の世間の見とは染汙の五見卽ち身見等五。

【二三五】無染。上の世間の正見のこと。法相は舊譯に單に「諸法」とす、原本にも單に「法」とあ

染と、〔有〕學、無學の見とは、法相を觀察するに、明昧同じからず。

世間正見に關する問

何故に、世間の正見は、唯、(二三六)意識のみの相應なりや。

決度是れ見の義

五識倶生の慧は、決度すること能はざるを以ての故なり。〔謂はく〕、(二三七)審慮を先と爲して、(二三八)決度するを見と名く。五識と倶なる慧は、是の如きの能無し。無分別なるを以てなり。是の故に、見に非ず。

此れに准ずるに、(二三九)所餘の染と、無染との慧と、及び、諸の餘の法は、見に非ざること、應に、知るべし。

眼根見說に關する識見論者の難

(二四〇)若し爾らば、眼根は、決度すること能はず。〔之れを〕云何にして、見と名くるや。

觀照（根見論者の答）

能く、明利にして、諸色を(二四一)觀照するを以

り、「相」の字は譯者の私に加ふる所ならんのみ。法相とは萬有萬象の姿、物の道理、即ち四諦・果の道理なり。

【二三六】意識相應等。前五識相應の善の慧を何故に世間の正見に入れぬかとの問。

【二三七】審慮(Upanidhyāna)とは詳審に思慮する義。

【二三八】決度(Saṃtīraṇa)とは決定(斷定)何度する義。

【二三九】所餘の染云云。意地にある貪等の煩惱と相應する慧、無學の盡智、無生智及び無覆無記の慧、及び法界中の慧以外の所攝法等をいふ。

【二四〇】若し爾らば以下は識見論者の非難なり。一體、眼は物を見るといふことに關しては種種の意見ありて同じく有部中に於ても論師の意見異る。世友は眼根によつて見るといひ(之を根見家といひ)、法救は識見家とて、眼根が見るにあらずして眼識見るといひ、妙音は眼識に相應して起る慧の作用によると說く(之を想見家といふ)。更に經部にありては、心、心所和合して見ると說き(和合見家といふ)、犢子部は心心所和合して我之を見ると說くなど、非常に異論多き問題に屬す。然ども有部は世友の根見說を以て正意とするを以て、論主も暫らく之に從ひ居るも、內心には經部に贊成するや勿論なり。今は先づ識見家の說を提唱して根見宗と問答せしむる段なりとす。

【二四一】觀照(Ālocana)とは根が鏡の如くに外物を映象して緣取する作用。

ての故に、亦、見と名く。

識見論者再び難ず

〔三二〕若し眼見ならば、餘識の行ずる時にも、亦、應に、見と名くべし。

答（根見家）

一切の眼、皆、能く、眼見するには非ず。

誰か、能く、現見するや。

謂はく、同分の眼の、識と合する位に、能く見るものにして、餘には非ず。

識見論者の說

若し爾らば、則ち、應に、彼の能依の識こそ、色を見るものにして、眼〔根〕には非ざるべし。

根見家通ず

爾らず。眼識は、定んで、能見に非ず。

所以は何ん。

根見家（有像の正義）の識見非難

〔三三〕傳說すらく、障色を觀ること能はざるが故にと。

〔謂はく〕、現に見るに、壁等に、障へられたる諸色は、則ち、觀ること能はず。若し、識見ならば、識は、無對なるが故に、壁等は礙へずして、應に、障色をも見るべし。

識見論者の答

障へられたる色に於いて、眼識は、生ぜず。識、既に生ぜず。云何にして、當に、見るべけんや。

【三二】有部は二識の同時に倶起することを許さず、卽ち見ると同時同刹那に聞くこと能はずといふ。然るに若し見るものは眼識にあらずして眼根ならば、他の一識が意識の焦點も占むる際にも同時に見るといふこともあり得べき筈ならずやとの難なり。

【三三】之れ世親は暗に經部に左袒し、從つて識見家に傾くを以て、傳說の二字を置きたるなり。

根見論者の難と其の被障色非見に關する解釋

眼識は、彼れに於いて、何故に生ぜざるや。

〔然るに、我れ等〕。(二四四)眼見と許す者は、眼は、有對なるが故に。障へられたる色に於いて、見の功能無し。識と、所依と、一境に轉ずるが故に、彼れに於いて、眼識生ぜずと言ふべきなり。〔汝若し、唯〕識見なりと許さば、何に、緣りて〔此の際に〕起らざるや。

論主の釋　被障の色も亦見なること有り

(二四五)眼は、豈に、身根の如く、境と合して、方に、取るなれども、有對なるが故に、彼〔の障へられたる色〕を見ずと言ふや。又、(二四六)頗胝迦、(二四七)瑠璃、雲母、水等の障ふる所は、云何にして、見ることを得るや。

是の故に、眼は、有對に由るが故に、障へられたる色に於いて、見の功能無きには非ず。

根見論者世親の被障の色に對する關係を問ふ

若し爾らば、執する所の眼識は云何。

論主の釋

若し、(二四八)是の處に於いて、光明を隔つること無くんば、障へられたる色に於いて、眼識は、亦、生ずれども、若し、是の處に於いて、光明を隔つること有らば、障へられたる色に於いて、眼識は、生ぜず。〔眼〕識、既に、生ぜず。故に、見ること能はず。

【二四四】眼見とは眼根見の義。

【二四五】論主は識見家の難絕せられたるを見て、其主張を維持して根見家を破せんとする文なり(稱友)。その心は、身根ならば合中知なるが故に合せざる限りは破障の者を知覺し能はずと言ひ得べきも、眼根は離れても見得る、所謂離中知なるが故に、單に有對といふ理由のみにて身根並の議論を推し立つるも通るまじ。眼の障色を見能はざるには別個の理由あらんとなり。

【二四六】頗胝(Sphaṭika)

【二四七】瑠璃(Abhra-paṭala)

【二四八】是の處とは一色境を意味す。

（論主經の文を通す）

然るに、(二四九)經に、「眼、能く色を見る」と說くは、是れ、(二五〇)見の所依なるが故に、能見と說く。彼の經に、「意、能く、法を識る」と言ふが如きも、意〔根〕が、能く、識る〔との謂ひ〕に非ず。〔意根は〕、過去なるを以ての故に。

何者か、能く、識る。

謂はく、是れ、意識なり。意〔根〕は、是れ、識の「所」依なり。故に、「能く、識る」と說く。

（別釋）

或ひは、(二五一)所依に就きて、(二五二)能依の業を說く。世間に、(二五三)「牀座の言聲」と說くが如し。

（通經の第二例）

又、經に、「眼の識る所の色は、可愛にして、可樂なり」と言ふが如し。然るに、實は、此の愛樂すべき色は、是れ、(二五四)眼の所識に非ず。

（經を引きて證とす）

又、經に、(二五五)梵志、當に、知るべし、眼を以て門となす。唯、色を見るが爲めなりと說くが如し。

故に、知る。眼識は、(二五六)眼門に依りて、見るものなるを。〔然れども〕、亦、門、即ち、是れ、見な

【二四九】經に云云。雜阿含九曰、眼是門以レ見レ色耳鼻舌身意是門、以レ識レ法故。云云。玆に所謂眼とは眼根の義なれば、經は根見論の正しきを證する如き故に此の文を會通す。

【二五〇】論主は根識和合見を取るを以て、今言ふ所の「見の所依」とは、眼根は見の一條件なりと云ふ程の意なり。

【二五一】所依とは眼根(又は意根)

【二五二】能依とは眼識(又は意識)

【二五三】牀座の言聲（Mañcakrośanti）とは、牀座は人の所依能依の發言者を所依の牀座で代表せしむ。

【二五四】眼とは眼根。根見に非ず眼識の所取。何んとなれば、意樂といふが如き感情は眼根に存せざればなり。

【二五五】梵志(Brāhmaṇa)とは婆羅門僧族の行者なり。此の經も雜阿含九參照。

【二五六】眼門とは眼根。

りとは、言ふべからざるを。

豈に、經に、「眼を以て、見となす、唯、色を見んが爲めなり」と說く容けんや。

俱見論者了別作用に由りて論主を難ず

若し、識、能く、見ば、誰か、復た、了別せん。

論主答釋

(二五七)見と、了別との二用は、何ぞ異らん。卽ち、色を見るを以て、色を了ずと名くるが故に、譬へば、(二五八)少分の慧を能見と名くれども、亦、能く、揀擇するが如く、是の如く、(二五九)少分の識も、能見と名くれども、亦、能く、了別す。

識見家の異師の難

(二六〇)餘の難ずるもの有り。言はく、若し、眼、能く見て、眼は是れ、見者ならば、誰か、是れ、見の用なるや。

根見家の答

此の言は、(二六一)難に非ず。(二六二)共に、識は、是れ、能く、了別すと許せども、然も、了者と、了用との不同無きが如く、見も、亦、應に、爾るべし。

【二五七】見は心の感性的功能にして、了別は心の悟性的活動なり。

【二五八】少分の慧とは有學の正見等にして、未知の事實を推求推度する義有るに依りて見と名くるも、そは同時に四諦の法を簡擇する功能有り。特に少分といふは同じく慧の內に擇する無學の盡智、無生智は見に非ざるが故なり。

【二五九】少分の識とは、見に非ざる耳等の識を簡ぶ。

【二六〇】餘の云云。寶疏は(四二左)犢子部云云と云ふも、識見論者中の他の一師と見る。その難意は見者と見用と分ちて、眼根を見者とせば、見用は誰れに屬するかと問ふ意。

【二六一】若し此の言を難の價値あるものとせば、識見家に對しても、「若し識能く了別す、識是れ了別者ならば、誰か是れ識の用たるや」と言ふべく、全く同樣の難たるべし、故に「難に非ず」と言ふ、此を論主の言と見るも亦得たり。

【二六二】こは因明論理の應用にして、識に了別の作用ありて、而も了者と了用との別なきは、共許、卽ち一般に認むる事實なり。然らば獨り見者と見用と區別するの必要なからんといふ義。

所謂識見家の異師上掲の經を通ず

有る餘のひと、復た、言はく、眼識は、能く見る。(二六三)是れ、見の所依なるが故に、眼「根」も、亦、能見と名く。鳴の所依なるが故に、亦、「鐘、能く鳴る」と説くが如しと。

根見家の難

(二六四)若し爾らば。眼根は、識の所依なるが故に、應に、能識と名くべし。

識見家の異師の答

是の如き失無し。世間に同じく、眼識は是れ、見ると許す。彼れの生ずる時、「能く、色を見る」と説きて、「色を識る」とは言はざるに由る。

(二六五)毘婆沙の中に亦、是の説を作す。「謂く」若し、眼の所得と、眼識の所受とを説きて、所見と名くと。

是の故に、眼「根」を説きて、但だ能見と名け、能識とは名けず。(二六六)唯、識の現前するを、「能く、色を識る」と説く。譬へば、(二六七)日を説きて、能く、晝を作すと名くるが如し。

【二六三】是れ云云。上掲の經に眼能く見るといふは實は眼識が能く見るものなれども、是の眼根はその能見(見)の眼識の所依なる故に然かいふものなりとの意。

【二六四】若し爾らば云云。若し能見の眼識の所依なるが故に眼根を能見と名くるならば、能見の識の所依なるが故に眼根を復た能識と名くべしとの義なり。

【二六五】毘婆沙師云云。七十三曰、依二世俗一説。謂世共説。眼所受境名爲二可見一。又一百三十六曰、七極微成二一微塵一、是眼識所取色中最微細者。此唯三種眼見。云云(倶九十五卷參照)。

【二六六】唯等。所依の性ある眼根を簡び「唯」と言ふ。以上眼識能く見る義を極成し來りて、上の眼識能く識るといふ文を會釋す。

【二六七】日とは太陽の現前して物を照す外に別に晝無しの義。以上論じ來て見るに根見説と識見説の諍の內、識見説に勝を持たしめたりとは言ひ難きも、大體識見説の方が寧ろ强く、二者の中に有りては世親の寧ろ識見論に好意を寄せたる事多きも、之れを以て直ちに世親の意は識見説に在りしとは成すべからず。

經部の說

經部の諸師は、是の說を作すことあり。

如何にして、共に聚りて、虚空を〔二六八〕摣掣するや。眼〔根〕と、色〔境〕等とを、縁として、眼識を生ず。〔二六九〕此れ等は、見に於いて、孰れをか、〔二七〇〕能所と爲さん。唯だ〔二七一〕法と因果とあるのみ。實に〔二七二〕作用なし。世情に順ふが爲に、假りに、言說を興し。眼〔根〕を、能見と名け、識を、能了と名くるなり。智者は、中に於いて、應に、封著すべきにあらず。〔二七三〕世尊の說きたまふが如し。方域の言詞は、應に堅く執すべからず。世俗の名想は、固く求むべからずと。

本宗に結歸して毗婆沙宗の正義を擧ぐ

然るに、迦濕彌羅國の毗婆沙宗は、〔二七四〕眼、能く見、耳、能く聞き、鼻、能く齅ぎ、舌、能く嘗め、身、能く覺し、意、能く了ずと說く。

第十五節　附論第一　一眼見と二眼見

【二六八】摣掣とは處なき虚空を摣り、ツカミ合ひて諍ふこと。識見說と根見說との爭を嘲笑せる語なり。蓋し經部に於いては先きにも述べし如く、眼根、對境等を縁として、心心所和合する時、初めて見るといふ認識ありと說くを以て、識見、根見の爭は畢竟するに實有に非ざる「見る」と云ふ作用を實に有りと執したる言葉の爭に過ぎずと見るなり。

【二六九】此れ等とは、眼根色境空明等。

【二七〇】能とは能見。所とは所見。

【二七一】唯だ法あるのみとは、獨立の作者を遮す。唯だ因果あるのみとは、作者は無きも、因と果との所作と能作との義あることを示す。

【二七二】實に作用なしとは經部に於ては一切法は作用なく、唯眼根、色境空等の縁が假りに和合して眼識を生ずと說く。

【二七三】世尊云云とは中阿含十三に出づ。

【二七四】眼耳鼻等は各根のことなり。迦濕彌羅國は、舊釋に罽賓國といふ。

(二七五)色を見る時に於いて、一眼のみ見ると爲んか。二眼〔共に〕見るとせんか。
此れに、定准なし。
頌に曰はく。

或ひは、二眼倶時なり。　色を見ること、分明なるが故に。

二眼見分明の義

論じて曰はく、(二七六)阿毘達磨の諸大論師は、咸な、言はく、或る時には、二眼、倶に、見る。二眼を、開くときは、色を見ること分明なるも、一眼を開く時は、分明ならざるを以ての故にと。

二眼見の裏證

又、一眼を開いて、一眼に觸るる時は、便ち、眼前に於いて、(二七七)二月等を見、一を閉ぢて、一

【二七五】色を見る時等。色を眼が緣取するに際して、一眼宛獨立して作用するか、二眼が倶時に作用し、互に相補ふ所有るかに關しては佛教各派の間に議論有りて犢子部(Vātsīpu-trīya)の如きは一眼見を主張し、二の眼處はその間に隔有りて一時に用らくには非ず、その作用は各別なれども、唯速にその用の轉ずるが故に恰も一時に見るが如く思ふと說き(婆沙十三參照)、又經部の上座も亦同じく一眼見說を取れども、(順正理論七參照)、有部に於いては、有る時は一眼見又有る時は二眼見と說きて其の間に定准無し。その一眼見の場合は犢子部の主張に准ずるも、その又二眼見の場合有ることは、一眼にて見る場合と二眼を同時に開きて見る場合とは取境の明暗の程度に於いて差あるに由りて知るべしといふ。之れ有部の說にして、且つ今の第二句の要意なり。尙此の二句の舊譯は、

或由二二眼一見。分明見レ色故。

【二七六】阿毘達磨云云。發智論一に、開二二眼一時、起二淨識一故と記す。之れに由りて婆沙(十三初)、雜心論一、五事論上等皆之れを奉じて相承する故に阿毘達磨の諸大論師は咸な云云といふ。發智論に淨識といふははっきりした鮮かな識といふ義。

【二七七】二月等とは、兩方の眼を開き、一方に手などをふれると、一體の月を二に見るも、若し一方を閉ぢれば、假令、開ける方に手を觸るるも二月に見えず。

に觸るれば、此の事、則ち、無し。是の故に、或る時は、二眼、倶に、見る。〔されど〕(二七八)所依別にして、識の、二分と成るとは非ず。〔心法は〕、住することと方〔處〕なきが故に、礙色に同じからず。

眼根(所依)の二處に別るる事實と眼識の生ずることの關係

第十六節　附論第二　認識過程に於ける根境の接觸不接觸

(二七九)若し、此の宗に、眼は見、耳は聞き、乃至、意は了すと說かば、彼の所取の境を、根の正しく取る時、至と爲んや、不至とせんや。頌に曰はく。

(二八〇)眼と耳と意との根と境とは、　不至になり、三は相違す。

【二七八】所依の眼根が二處に分るる故に、能依の眼識も二分となりて半分づつ生ずるかの疑有り。此の疑は婆沙十三に出づ。此の難を遮して、心法は方處なく何れに有りと示現定記(orientieren)すべからざるが故に、かくの如く數字的見方を施すこと能はずとの意。

【二七九】若し此の宗云云。認識作用の心理學的說明にして、認識過程に於ける根と境とは、相接觸して(その時の境を至境 Prāpta-viṣaya と稱す)初めて認識せらるる關係のものと、その間に一定の間隔を置き、直接相觸れずして能く緣取するとの別有り。(此の時の境を不至の境 A-prāpta-viṣaya と稱す)。その後者の例は眼耳意の三根とその各自の對境との關係にしてその前者(至)の例は鼻舌身三根とその各自の對境との關係なり。(此の論は婆沙論十三、參照)。

【二八〇】眼と耳と等の頌の舊譯眼耳及意根、不至塵、三異。附記。所謂離中知、合中知の二は、此の至境取、不至境取の事實を知的表現に翻じたる言ひ表しなり。

非至境取(離中知)
眼根

論じて曰はく、眼、耳、意の根は、非至の境を取る。謂はく、眼は、能く、遠處の諸色を見るも、眼中の藥等は、則ち、觀ること能はず。耳は、亦、能く、遠處の音響を聞くも、耳根に逼る者は、則ち、聞くこと能はず。

勝論を破す

(二八一)若し、眼と、耳との根にして、唯、至境をのみを取らば、則ち、修定者は、應に、天の眼、[耳]の根を修生せざるべし。鼻根等の如し。

外人の難

若し、眼、能く、不至の色を見ば、何故に、普く、一切の(二八二)遠、有、障等の不至の諸色を見ること能はざるや。

世親例を引きて答ふ

(二八三)如何にして、磁石は、不至の鐵を吸ふに、一切の不至の鐵を吸ふに非ざるや。

世親、外人の所說を難す

至の(二八四)境を見ると執するも、亦、此の難に同じ。何故ぞ、普く、一切の眼藥や、(二八五)籌等の、眼に

【二八一】若し眼と耳と云云、勝論外道は、眼根は火を以て體とし、遠く光を舒べて境に至り、叉耳根に對しては、對境たる聲が空中を飛び來りて耳に入ると主張し從つて眼耳も至境をのみ取ると說く。今の難意は若し上の如く眼耳も唯至境をのみ取るべくんば、修定者は劬勞を設けても天眼天耳の根を修生し、遠隔の境を取ること能はざらんとの意。

【二八二】遠有障とは遠くの色、有障は被障、壁等に隔てられたる色の義。蓋し眼等にして不至の境を取るべくんば、同じく不至の境たる遠處の色や、被障の色を取るべきに非ずやとの難意。

【二八三】如何にして等は世親の答。磁石は不至の境を取るも必ずしも凡ての鐵を吸はざるが如く、眼等の不至境を取ることも亦凡べてといふには非ず、能力限りあるが故に。

【二八四】至の境を取ると執するも、亦た不至の境を取ると云ふときと同じ難あり。謂く何故に眼中の藥等を見ることを能はざるや、此の難の解答としては、やはり今の磁石の例を適用せざる可らず、即ち能力限りあるが故なり。

【二八五】籌とは目に藥を點ける篦。

世親例を引いて難ず

至る諸色を見ること能はざるや。

又、鼻等は能く、至の境を取るも、然も、一切の根と、(二八六)倶有の香等を取ること能はざるが如く、是の如く、眼根は、不至「の境」を見ると雖も、而も、一切には非ず。

耳根

耳根も、亦、爾り。

意根

意は、色無「く隨つて方處無」きが故に、能く至「の境」を有るに非ず。

耳根に關する異說

(二八七)有るが、執すらく、耳根は、通じて、至の境、及び、不至の境を取る。(二八八)自の耳の中の聲も、亦、能く、聞くが故にと。

鼻舌身三根の至境取

所餘の鼻等の三の(二八九)有色根は、上と相違し、唯、至の境をのみ取る。

鼻根と至境

如何にして鼻は、唯、至の香をのみ取ることを知るや。

斷息の時に、香を齅がざるに由るが故に。

至の意味

云何なるを至と名くるや。

謂はく、(二九〇)無間に生ずるなり。

根境の認識に伴ふ根境の極微の間の關係

又、諸の極微は、相ひ觸ると爲んや、不や。

迦濕彌

迦濕彌羅國の毗婆沙師は說く。相ひ觸れずと。

【二八六】倶有の香等とは鼻等の根と倶に在る香味觸のこと。

【二八七】有るが云云。成實論四に曰く、耳識二種或到故知、或不レ到而知。耳鳴以レ到故知、雷聲不レ到而知云云。

【二八八】自の耳の中の聲とは成實論の耳鳴といふに當る。

【二八九】有色根。意の無色根に對する語にして、つまり物質的感官といふ義なり。

【二九〇】無間(Nir-antara)は根と境とが無間に相接觸する義にして、相交る意には非ず。それにつきて、然らば一般にそれ等根境の組成原子たる極微は互に相觸るるか否かこれを先づ決定せざれば所謂根境接觸の意義明ならず。故に次にその論を作す。

羅の毗婆沙師の解

所以は何ん。

若し、諸の極微は、(二九一)遍體にて、相ひ觸るれば、卽ち、實物の體、相ひ雜るの過あり。

若し、(二九二)一分に觸るれば、〔極微〕有分の失を成ぜん。然るに、諸の極微は、更に、細分あること無し。

極微不相觸說に對する難

(一)不相觸と發聲

〔旣に、相觸れず〕。若し爾らば、〔極微と、極微との間には、間隙有るべし〕。何故に、相擊つて、聲を發するや。

答(無間生)

(二九三)但だ、極微の無間に生ずるに由るが故なり。

若し、相觸ると許さば、石を擊ち、手を推すに、體、應に、(二九四)相糅すべし。

(二)不相觸難と極微の離散

(二九五)相觸れずんば、聚色の、相擊つとき、云何にして、散らざるや。

【二九一】遍體にて(梵 Sarvātmanā)。相ひ觸る。極微の全體が觸れること、例へば耳根の極微と香境の極微とが糅合ひて全く一體になること。今の文は、若し是の如くならば、實物の體卽ち、根の極微の實物(體)と境の極微の實物とが相雜りて雜然一體に成る過を生ずとの意。

【二九二】若し又、極微が部分的に接觸すと曰はば、その部分が相接する爲めには極微はその極微以上に尙分析せらるべき必要有るも、極微は色の極少にしてより以上分析すべからざるものなり。此の點に亦矛盾を來す故に一分に觸るといふことも無し。有部は極微を無方分と云ふ。

【二九三】但だ極微云云は極微と極微との間極めて接近し、間、髮を入れずといふ時、聲を發す。若し、極微と極微とが渾然一體となり終りて、(遍體觸)中間に間障無くんば、それこそ却つて聲を發せざらんとの意。

【二九四】相糅すとは一體になりて、中間に隙が無くなること。婆沙百三十二には體應相糅、中無間隙、如何發レ聲と有り。

【二九五】相觸れず云云。一物體を組成する上の極微につきていふ。極微間に相觸の關係無く附著しおらずんば物體が互に擊ち合ふ時、物體の極微が飛散せずやとの難。

答（風界の壞散的及攝持的作用）

（二九六）風界の攝持するが故に、散ぜざらしむ。或は、風界有りて、能く、壞散せしむる有り。（二九七）劫壞の時の如し。或は、風界有りて、能く、成に攝する有り。（二九八）劫成の時の如し。

雖（三）極微相觸と鼻根等の取境作用

〔極微、已に相ひ觸れずとせば〕、云何ぞ、〔鼻舌身の〕三根は、無間に生ずるに由りて、至の境を取ると名くるや。

答、中間に片物なくして無間に生ず

即ち、無間に由りて、至の境を取ると名く。謂はく、（二九九）中間に於いて、都べて、片物無し。又、（三〇〇）和合の色は、分有りと許すが故に、相ひ觸るるも失なし。

引證―婆沙の是觸非觸の文

此の理を許すに由りて、毘婆沙の文義は善く成立す。

故に、（三〇一）彼れに、問うて曰はく。「諸の（三〇二）是觸の物は、是觸を因と爲すが故に、生ずとせんや。（三〇三）非觸を因と爲すが故に、生ずとせんや」と。

【二九六】極微間の牽引力を風界に求めたるなり。

【二九七】劫壞とは世界の最後の大破壞を云ふ（詳しくは世間品を見よ）

【二九八】劫成とは、世界の初まりをいふ。

【二九九】中間云云。後の大德の無間說の處を參照せよ。

【三〇〇】和合色とは極微所成色の義。此の師も極微と極微とは相觸れざるも、唯その極微の組成せる可分の和合色は相觸ろと說く。（婆沙には此の說見えず。二十唯識論には迦濕彌羅國毘婆沙曰として此の說を擧ぐ）。

【三〇一】彼れに云云。毘婆沙論一百三十二參照。

【三〇二】是觸（Spṛṣṭa）とは諸極微積集の和合色なり。光師は此中和合名是觸、顯麤聚義。と釋す。

【三〇三】非觸（A-spṛṣṭa）とは準じて和合色の根本たる極微なり。

是觸非觸を生ずる因としての觸及び非觸の離分別

諸の非觸の物〔に就きて〕も問ふこと、亦、爾り。

彼れには、此の理に就きて、不定の答を爲せり。

第一單句

〔三〇四〕有る時は、是觸を因と爲して、非觸を生ず。謂はく、離散せる物の、正しく、離散する時なり。

第二單句

有る時は、非觸を因となして、是觸を生ず。謂はく、和合せる物の、正しく、和合する時なり。

第三句

有る時は。是觸を因と爲して、是觸を生ず。謂はく、和合せる物の、復た、和合する時なり。

第四句

有る時は、非觸を因と爲して、非觸を生ず。謂はく、〔三〇五〕向遊塵の同類相續する〔時〕なり。

極微相觸非觸の第二解世友の主張

〔三〇六〕尊者世友は、說かく、諸の極微にして、相觸るれば、卽ち、應に、住して、後刹那に至るべしと。

同じく第三說大德の說

〔三〇七〕然るに、大德は、說かく、一切の極微は、實に、相ひ觸れず。但だ、無間に由りて、假りに、觸の名を立つと。此の大德の意は應に、愛樂すべし。

【三〇四】有る時は是觸云云。第一句は…生ずとは物の離散して極微(非觸)に還元する時のこと。

【三〇五】向遊塵(Vātāyana-cchidra-rajas)とは向は北に出づる窓なり。向遊塵とは日のさす時、窓中に立つて舞ふ微塵のことなり、論十二には之れを隙遊塵と名く。

【三〇六】世友謂へらく極微相觸ると云ふは、生じ已つて而して後相觸るる理なれば、少なくも二刹那を要す、故に極微は又相觸るること無しといふ說にして上の二說が共に空間的に不相解說を主張せるに對して、之れは時間的に主張せるものなり。

【三〇七】然るに云云。大德は婆沙論中に四評家として相並びて表はるる人なるも、その何人なるやを審にすること能はず。或は法救と見る人有れど某大德といふ外無し。此人の意見も、一見、前の中間に於て片物なしといふ無間說に似たれど、稱友に從へば、前の無間といへるは、其中間に光明等のなきを意味す

前毘婆沙師の中間に片物なしと云ふ前説を破す

若し、此れに異らば、是れ、諸の極微は、應に、間隙有るべし、〔三〇八〕中間、既に、空ならば、誰か、其の行を障へ、許して、〔障碍〕有對とせん。

和合色相觸說を破す

又、極微を離れて、和合の色無し。〔故に〕、和合〔の色〕にして、相ひ觸るれば、卽ち、〔和合の色の中の〕極微に觸る。〔三〇九〕變礙すべきが如く、此れも亦、應に、爾るべし。

論主、毘婆沙師の極微の説明不完全なることを說く

又、極微に、若し、方分有りと許さば、觸と、不觸と〔に拘はらず〕、皆、應に、分有るべし。若し、方分無ければ、設ひ、相ひ觸ると許すとも、亦、斯の〔三一〇〕過無し。

第十七節　附論第三　認識過程に於ける量的關係

るに對して、ここの無間といへるは、中間に一極微だに入るる餘地もなしといふ意なりと。卽ち前の方の無間は、何程か空處を認むるに反し、この無間は眞に接近の極點を意味する也。これ卽ち論主の贊成する所となれる所以也。

【三〇八】若し右の大德の說に異りとすれば極微間に間隙あるとになり、從て、不可入性の現象を呈せざるに到らんとなり。

【三〇九】變礙云云。和合色に變礙の義有るが如く極微も變礙の義有り。故に相觸關係に至りても和合色相觸と許すべくんばそれを組成する元子としての極微も亦相觸るべしとの難。

【三一〇】方分無きも相觸ることを得べし、然し此の際には實物の體相雜するの過あり。毘婆沙師は極微に方分ありと許さず、唯だ積集の色にのみ方分を認む。彼等は說く、有對の物が處を異にして居るは法爾の道理の然らしむるなり、有對の物が無間に住して同處を占むること無からしむるが爲に、其物に間隙あるも有對の性に由り互に相拒遏して其の行を障ふ。

又、眼等の根は、自の境に於いて、唯、(三一)等量を取つて、速疾に轉ずるが故に、旋火輪の如く、大山等を見るとせんや。自の境に於いて、通じて、等量、不等量を取るとせんや。

頌に曰はく。

應に、知るべし、鼻等の三は、唯、等量の境を取る。

鼻舌身三根は等境

論じて曰はく、前に、至の境「を取る」は、(三二)鼻等の三根なりと說きたり。

應に、知るべし、「此の三は亦」、唯、能く、等量の境を取る。

根の(三三)微の量の如く、境の微も、亦、然り。相稱うて、合して、鼻等の識を、生ずるが故に。

眼耳は等不等の境

眼と耳とは、不定なり。

謂はく、眼は、色に於いて、有る時は、小を取ること、毛端を見るが如く、有る時は、大を取るこ

【三一】等量(Tulya)とは、根勝義)の大きさと同量の境を取ること。その解よりせば大山等を取るは根と同量を取り大山を分段して取りながら極めて速に全體を分段緣取する故に全體は一の unit(渾一體)として大山をなすといふ結論に至る。今の問題は、此の機械論的解釋を取らず、根に自在なる作用を認容して一般に根の自體と同量の境も取れば、乃至、より小も、より大も共に取ると解すべきか。彼れと是れと二解の孰れを正とすべきかを決定せんと欲するものなり。頌は正しく是れに答ふるものにして、其舊譯は三根謂鼻等、許レ取ニ如量塵一、卽ち有部に於いては、意根の一は心法にして其の量を計ること能はざるが故に且らく別として、鼻舌身等の三の、至境を取るものは等量の境を取眼至り、耳等不の境を取る二根は等、不等の二境を取りて不定なりと說くものなり。

【三二】鼻等とは鼻舌身。

【三三】微(Aṇu)

と、暫く、目を開きて、大山等を見るが如く、有る時は、等を取ること、(三二四)蒲萄を見るが如し。是の如く、耳根は蚊(三二五)雲等の所發の、種種の、小大の音聲を聞くに、其の所應に隨つて、小大等の量なり。

意根

意は、質礙無し。其の形量差別を辨ずべからず。

第十八節　附論第四　極微に關する諸問題

諸根の極微の安布上の差別

云何に、眼等の諸根の極微は、安布差別せるや。

眼根傍布說

眼根の極微は、眼星の上に在りて、(三二六)傍布して住し、(三二七)香荾花の如く、清徹の膜の覆ふ有りて、分散すること無からしむ。

重累說

有るが說く、重累して、丸の如くにして住す。體の清徹なるが故に、(三二八)頗胝迦の如く、相ひ障礙せずと。

耳根

耳根の極微は、耳穴の内に居し、旋環して住し、樺皮を卷けるが如し。

鼻根

鼻根の極微は、鼻(三二九)頞の内に居し、背を上に、面を下にし、爪甲を雙べたるが如し。

【三二四】蒲萄は葡萄の古字。

【三二五】雲の所發とは雷聲を云ふ、原本には「雲の聲」とあり。

【三二六】傍布とは横に並びて安布すること。

【三二七】香荾花、Ajāji-paspa(Cuminum cyminum)

【三二八】頗胝迦(Sphaṭika)。水精のこと。

此の初めの、「鼻舌身」三根は、横に、(三〇)行度を作し、處に高下無し。(三一)華鬘を冠するが如し。

舌根

舌根の極微は、舌上に布在し、形半月の如し。(三二)傳說すらく、舌の中には、毛端の量の如き、舌根の極微の、遍する所と爲るに非ざるあり。

身根

身根の極微は、遍く、身分に住し、身形の量の如し。

女男根

女根の極微は、形、鼓嚢の如く、男根の極微は、形、指鞘の如し。

諸の極微の同分彼同分

眼耳鼻舌

(三三)眼根の極微は、有る時は、一切、皆、是れ、同分なり。有る時、一切、皆、彼同分なり。有る時は、一分は、是れ、彼同分にして、餘は、是れ、同分なり。乃至、舌根の極微も、亦、爾り。

身根

(三四)身根の極微は、定んで、一切、皆、是れ、同分なることなし。乃至、極熱(三五)捺落迦の中に、

【二九】頞は鼻經鼻柱。

【三〇】行度とは列りてといふ意。此の文は第一卷に或は「處に隨て次第す」といふ文に矛盾する故に(彼れには眼は最上、耳はその下、鼻はその下と記し、今は三根は相並んで一例に行度すと說く故なり)。光記には能依の根體は高下なく一列に行度するも、所依の扶根は高下の別有りと會通せり。

【三一】華鬘は頭を飾る華環。

【三二】傳說とは古來の傳說を指す不信を表するに非す。光師は經論になき故にといひ西方の古德の相傳する諸家の說と說く。とにかく、舌の中には、一ケ所、極めて最少なれども、舌根極微のなき所ありて、世に之を末摩(Marman)といひ、之に觸るれば卽ち死すとは、論の十にも說く所なり。

【三三】同分。彼同分、前に釋せり。

【三四】身根の極微に關しては、有部と經部と異說有り。有部は、個個の極微が皆發識の用有るには非ず。彼同分の自業を作すこと無き極微有りと說き、經部は身根の極微も一切皆同分たること有りと說く。(光記參照)

【三五】捺落迦(Naraka)とは地獄のこと。地獄に生を受けて、炎炎たる火に身を燒かるる罪人の如きも、その身根の極微に彼同分にして識を發せざる有り。

猛焰の、身に觸ふとも、尚、無量の身根の極微の、是れ、彼同分なるあり。

身根は一時に凡べてが發識するこは無し

傳說すらく、身根にして、設し、遍く、識を發せば、身は、應に散壞すべし。［蓋し］、［身］根と、［觸］境とは、各一極微を。所依、所緣と爲して、能く、身識を發すこと無く、五識は、決定して、(三六)多微を積集して、方に、所依と、所緣との性を成ずるを以ての故に。

極微不可見

即ち、(三七)此の理に由りて、亦、極微を說きて、無見の體と名く。不可見なるが故なり。

第十九節　附論第五　六識の所依根に關する時間的規定

前に說く所の如く、識に六種有り。謂はく、眼識界、乃至、意識なり。

(三八)「此の中」、五識は、唯、現在を緣じ、意識は、通じて、三世、非世を緣ずるが如く、是の如く、

【三六】多極微積集せざれば所依所緣とはならず。故に若し身根が遍く識を起して用ゐらるる時は多極微積集して觸境が身中に入り滿ち、身根と觸境と多極微積集せる者を生ぜざるべからざる故也。世親は此の義を信ぜず。その意經部に在るが故に傳說といふ。蓋し經部にては地獄の有情は猛火其の身に入りて普く身識を起すとも宿世の惡業力にて身を持し、散壞せざらしむと說く。(順正理論七、參照)

【三七】此の理とは、上述の、一極微は五識の所依所緣とならず、必ず多極微聚集して初めて可見(所緣)たるべきことなり。

【三八】(此の中)五識は云云。心性活動の心理的解明をなす一段にして、その頌は舊譯に
後界依過去、五界依亦共。
とあり。こは六識の所依を明にせんとしたるものにして、六識中、最後に住する意識はただ意根の一に依り前五識は五根と意根とによる旨を說きたるなり。頌に過去とあるは意根の義にして、こは六識が過去に落謝して後識を引生する作用を呈する所に名けられたるものなり。又頌に「或は俱なり」といへるは前五識の正所依は五根あれど、過去の意根にもよるといふことを明にせんが爲なり。

意識は過去の意根に依る

前五識は現在の五根及び過去の意根に依る

五識の所依は二有り

諸の識の依も、亦、爾なりと為んや。

爾らず。

云何ぞ。

頌に曰はく、

　後の依は、唯、過去なり、五識の依は、或は、倶なり。

論じて曰く、意識は、唯、無間滅の意〔根〕に依る。

眼等の五識の所依は、或ひは、倶なり。或ひはと言ふは、(二九)此れも亦、(三〇)過去に依ることを表はす。

眼〔根〕は、是れ、眼識が、(三一)倶生の所依なり。是の如くにして、乃至、身〔根〕は、是れ、身識が、倶生の所依なり。(三二)同じく、現世なるが故に。無間滅の意〔根〕は、是れ、過去の(三三)依なり。

此の五識身の所依は、各二あり。謂はく、眼等の五は、是れ、(三四)別の所依にして、意根は、五〔識〕の為めに、通じて、所依の性となる。

【二九】此れもとは五識もといふ義。

【三〇】過去とは過去の意根。

【三一】倶生とは同じく現在に住する故なり。

【三二】同じく云云は根境倶に現在との意。

【三三】依とは依處なり。

【三四】別(Sva)のとは「自の」と同じ義なり。眼等は各各自識の所依にして他識の所依に非ざるが故なり。意根は前五識共通の依なれば「通じて」と言ふ。

故に、(三三五)是の如く説く。

所依性と等無間縁との寛狹を示す爲の四句分別

(三三六)若し、是れ、眼識の所依の性なる者は、即ち是れ、眼識の(三三七)等無間縁なりや。設し、是れ、眼識の等無間縁なる者は、復た、是れ、眼識の所依の性なるや。

應に、四句を作るべし。

(三三八)第一の句は、謂はく、俱生の眼根なり。

(三三九)第二の句は、謂はく、無間滅の心所の法界なり、(三四〇)第三の句は、謂はく、過去の意根なり。

(三四一)第四の句は、謂はく、[以上]、所説の法を除けるものとなり。

次の四句識は上四句に準ず

乃至、身識も、亦、爾り。各各、應に、自根を説くべし。

意識の順前順後句答の二句分別

意識は、應に、(三四二)前句に順ずる答を作すべし。

謂はく、是れ、意識、所依の性なるは、定ん

【三三五】是の如くとは次下に明す所の四句分別を指す。

【三三六】これより所依性と等無間縁との廣狹を論ず。

【三三七】等無間縁(Samanantara-pratyaya)とは一本橋を渡るに、前人が後を後人に讓るが如く、前刹那の心心所が過去に沒して統覺界Apperceptionを後刹那の心心所に無間に讓るとき、その前刹那の心心所を等無間縁といふ。之れは從つて心法に局りて色法に通ぜず。然るに所依性は五根と意根とに通ずれども、心所には通ぜず。その間に寛狹の差あるが故に四句分別を作す。

【三三八】第一單句は眼根は眼識の所依性にして、等無間縁に非ず。(眼根は眼識の爲めに所依性なるも、其體心心所に非ざる故に等無間縁に非ず)。

【三三九】第二單句は眼識の等無間縁にして所依の性に非ず、謂はく過去に滅し去れる心所は統覺界を次念の心所に讓る等無間縁なれ共、所依性に非ず。

【三四〇】第三俱句は今過法に滅したる意根は所依性にして又、その後を次念の意識に讓れる故に等無間縁なり。

【三四一】第四俱非句は無爲、色等五境・不相應行は所依の性にも非ず。又心法にも非ず。故に前の如き相俱に無し。

【三四二】順前句答とは狹を以て寛を問ふ場合の答にして、例へば東京人は日本人なりやとの問に對して、東京人は日本人なりと答ふるが如き場合をいふ。今、意識の所依は心、心所一聚の等無間縁中、心王に限るを以て、意識の所依はその等無間縁なりといひ得るも、逆に意識の等無間縁はその所依性なりといふ能はず。

で、是れ、意識の等無間縁なり。是れ、意識の等無間縁にして、〔而も〕意識の與めに、所依の性たるに非ざるもの有り。謂はく、無間滅の心所の法界なり。

所依性たらざる心所も等無間縁中に含まるを以てなり。

【三三】認識の發生は根と境との縁による、然るに今、その所依を説くに、ただ根のみ擧げて境のことを言はざるは何故かとの問なり。

【三四】頌の舊譯　隨㆓根異㆒識異、故根等成㆑依。意味は長行にて明なり。

第二十節　附論第六、生識の縁としての根を所依と名けて、境と名けざる理由

【三三】何に由りて、識の起るは、倶に、〔根境〕二縁に託するに、所依の名を得るは、根にのみ在りて、境には非ざるや。

頌に曰はく、

【三四】根の變ずるに隨つて、識にも異あり。故に、眼等を依と名く。

根と識との必然にして普通なる制約關係

論じて曰はく、「眼等」とは、即ち、是れ、眼等の六界なり。眼等の根に、轉變有るに由るが故に、諸識も轉異す。根の增〔長〕損〔減〕に隨つて、識に明昧あるが故に。色等の變じて、識をして、異有ら令むるには非ず。識は、根に隨うて、境に隨はざるを以ての

故に。依の名は、唯、眼等「の根」に在りて、餘に非ず。

第二十一節　附論第七、識の名の由來

(三三五)何に緣りて、色等こそ正しく、是れ、所識のものなるに、而も、眼識、乃至、意識と名けて、色識、乃至、法識とは、名けざるや。

頌に曰はく、

(三三六)彼れと、及び、不共因との故に、　根に隨へて、識を說く。

所依勝の義

論じて曰はく、「彼れ」とは、謂はく、前に說く所の眼等を依と名くることなり。根は、是れ、依なるが故に、根に隨へて、識を說く。

不共因の義

「及び不共」とは、謂はく、眼「根」は、唯、自らの眼識の所依なり。色は、亦、通じて、他身の眼識、及び、通じて、自他の意識の爲めに取らる、乃至、身觸も、應に、知るべし。亦、爾なり。

識の名目

「かくて」、所依の勝と、及び、不共因とに由るが故に、識は、「其の」名を得ること、根に隨ひて、

【三三五】何に緣りて云云。根境二緣によりて生ずる識を唯根に隨つて命名し、正しき所識の境に隨はざるやとの問なり。

【三三六】頌の舊譯

由二彼不共因一、故約レ根說レ識。

識の名を、例へば眼識といつて、色識と言はざる理由に二あり、第一は前頌に述べた理由にて、眼根が眼識を生ずるための勝所依たるを、第二は對象たる色は萬人に共通すれども眼根は自分一人に限るの不共因たるを以てなり。

境に「隨ふには」非ず。(二四七)鼓聲、及び、(二四八)麥芽等と名くるが如し。

第二十二節　附論第八、認識問題に關聯しての根境識身四の地的規定

(二四九)身の所住に隨つて、眼「根」の色を見る時、身と、眼「根」と、色「境」と、識との地は同じと爲んや、不や。

應に、此の四は、或ひは、異り、或ひは、同じと言ふべし。

欲界に生じたる時

謂はく、欲界に生じて、若し、自地の眼「根」を以て、自地の色「境」を見るは、四は、皆、自地なり。

初禪の根

(二五〇)若し、初靜慮の眼「根」を以て、欲界の色「境」を見るは、身と、色とは欲界にして、眼と、識とは初定なり。

(二五一)初定の色を見るは、身は、欲界に屬して、

【二四七】鼓聲。鼓の聲は手と鼓と合して生ずるも、鼓はその聲の勝所依にして不共因たるを以て、手聲と言はずして鼓聲と名く。

【二四八】麥芽。麥種と雨露水土との合緣によるも、その主要素に從て麥芽といふ。

【二四九】この問題を理解するには次ぎのことを心得てかからざるべからず。十八界を三界に分けて觀察すれば欲界には十八界全部あれど、初禪に到ると香味及び鼻舌識なく、更に二禪以上、四禪に到ると前の四の外に眼、耳・身の三識なく、更に無色界に及べば、前十五界全部なく、ただ後三界のみなり。然れども、有部の宗義に從へば、下地にあるものも、禪定智や天眼、天耳通などによりて上地のことを認識することも出來れば、又、上地のものは、下地の識を藉りて、自地になき下地の事柄を認識し得べし。ここを以てか、例せば物を見る時に當りて、その身體と、眼根と、識と境とが同地か異地かの問題も起るなり。

【二五〇】身は欲界にあるも、初禪定に入りて、欲界の色を見る場合なり。

【二五一】前の位に於て、初禪の色

〔餘の〕三は、初定に屬す。

二禪の根

【三五二】若し、〔第〕二靜慮の眼〔根〕を以て、欲界の色を見るは、身と色とは、欲界にして、眼は、二定に屬し、識は、初定に屬す。

【三五三】初定の色を見るには、身は、欲界に屬し、眼は、二定に屬し、色と、識とは、初定なり。

【三五四】二定の色を見るは、身は、欲界に屬し、眼と、色とは、二定にして、識は初定に屬す。

是の如く、若し、三四靜慮地の眼を以て、下地の色、或ひは、自地の色を見るも、理の如く、應に、思ふべし。

初靜慮に生ずる時

【三五五】初靜慮に生じて、若し、自地の眼を以て、自地の色を見るは、四は、皆、同地なり。欲界の色を見るは、三は、初定に屬し、色は、欲界に屬す。

【三五六】若し、〔第〕二靜慮の眼を以て、初定の色を見るは、三は初定に屬し、眼は二定に屬す。欲界の色を見るは、身と、識とは、初定に、色は欲界に屬し、眼は〔第〕二定に屬す。〔第〕二定の色を見るは、身と、識とは、初定にして、眼と、識とは、二定なり。

を見る場合。

【三五二】身は欲界にありて二禪定に入りて欲界の色を見る場合なり。この際、眼根は、元來二禪に固有すれど、識は二禪以上、五識皆無なるを以て、初禪より借らざるべからず。之を借起識と名く。

【三五三】前に於て初禪の色を見る場合。

【三五四】前の例にて推すべし。

【三五五】初禪には、身も色も眼根も眼識も、元來具備するが故なり。

【三五六】初禪にありて二禪定を修して、その眼根を得して初禪の色境を見る場合なり。

是の如く、若し、〔第〕三〔第〕四靜慮地の眼を以て、自地の色、或は下、上の色を見るも、理の如く、應に、思ふべし。

三四禪天に生ずる場合類釋

是の如く、〔第〕二〔第〕三〔第〕四靜慮に生じて、自他の地の眼を以て、自他の地の色を見ることも、理の如く、應に、思ふべし。

(三五七)餘の界も、亦、應に、是の如くに、分別すべし。

今、當に、略して、此が決定の相を辯ずべし。

頌に曰はく、

(三五八)眼は、身よりも下ならず。　色と識とは眼よりも上に非ず。

色は、識に於いて一切なり。　二を、身に

【三五七】餘の界とは上の眼界以外の耳鼻舌身意等。

【三五八】頌の舊譯

眼無下身義、上色非下境。識、於此色遍、於身二一切。耳亦爾。餘三、一切屬自地。身識下自地、意根地不定。

大意。玆に身根境識の四の中、前三は欲界及び四定の五地に遍通するも、觸り識の一は唯欲界及び初禪の二地にのみ有りて他には無しと立つると、前に述べたるが如し、扨て是の如き四の中、眼根の身に對する關係は、上地に生ずれば必ず勝眼を得ざるを以て、必ず下地の劣眼を起すことなきも、同地の眼を以て同地の色を見(等)、又上地の天眼等を得して、上地の色を見ることも可能也(上)。故に眼身の關係は眼は身と等又はより上なるも、より下なること無し。又色と識との眼に對する關係は同様にして、同地等の關係と、色識は眼より下なる關係との二の場合有り。又色を識に望むれば、同地(等)、より上、より下の三つの場合可能なり。故に頌に一切といふ。又色境を身に望むるにも同地と、より上、より下の三つの關係は可能なり。

以上眼根の場合に比して、耳根は全く同様なるも。鼻舌身の合中知の三根は、唯至境をのみ取るが故に必ず同地ならざるべからず。從つて唯四の間の關係は唯等なり。但し、鼻舌二識は欲界に局るが故に等に局るも、身識の一は初禪にも通じ、又二禪以上にも借起(下地のを)することを得る

於いてするも亦然り。

眼の如く、耳も亦然り。　次の三は、皆自地なり。

身識は自と下地となり。　意は不定なること、應に知るべし。

論じて曰はく、身と、眼〔根〕と、色〔境〕との三は、皆、五地に通ず。謂はく、欲界と、四靜慮との中に在り、眼識は、唯、欲界と、初定とのみに在り。

眼根境識の四の界繫

此の中、眼根を身の生地に望むるに、或ひは、(三五九)等、或ひは、(三六〇)上にして、終に、下に居らず。

眼根對身の關係

(三六一)色と、識とを眼に望むるに、等と、下とにして、上に非ず。下の眼は、上の色を見ること能はざるが故に、上の識は、下地の眼に依らざるが故に。

色識の眼根に對する關係

(三六二)色を識に望むるに、等と、上と、下とに通ず。

色と識との關係

が故に等との二關係有り。最後に意根は識と法境と身との三に對して、四皆同地のことも有り、或は又上なることも有り、下なること有る故に不定といふ。

【三五九】根對身の等とは欲界の眼を以て欲界の色を見る時。

【三六〇】同じく上とは、欲界に在りて色界の天眼を得、以て色界の色を見る時。

【三六一】色識と眼根との關係の等とは身欲界に在りて、欲界の眼を以て欲界の色を見る時。又下とは二禪天の眼根を以て初禪の色を見る時は、色識は初禪、眼は二禪に屬す。

【三六二】色對識の關係の等とは、欲界の眼識を以て欲界の色を見る時の如し。上とは二禪の天眼を得して初禪の眼識を借り二禪の色を見る時は、色は二禪、識は初禪に屬する故に色は識の上。下とは初禪の眼識を以て欲界の色境を了する時の如き、色は欲界、識は初禪の故に色は識より下。

(三六三)色と、識とを、身に於てするは、色を識に於てするが如し。

耳界

廣く、耳界を說くこと、應に、知るべし、眼の如し。

謂はく、耳は、身よりも下ならず。聲と、識とは、耳よりも上に非ず。聲は、識に於いて、一切なり。(三六四)二を身に於てするも、亦、然なり。其の所應に隨つて、廣く、眼の如く、釋すべし。

鼻舌身三界 身と觸

鼻舌身の三は、總じて、皆、自地なり。

中に於いて、別なるは、謂はく、身と、觸とは、其の地、必ず、同じく、識を、觸と、身とに望むれば、或ひは、自〔地〕、或ひは、下〔地〕なり。自〔地〕とは、謂はく、若し、欲界、初定に生ずなり、(三六五)上三定に生ずるは、之れを、謂ひて、下と爲す。

意界

應に、知るべし、意界は四事、不定なり。謂はく、意〔根〕は、有る時は、「所依の」身と、〔意〕識と、法〔境〕と、四、皆、同地なり。有る時は、上と下となり。

身は、唯、(三六六)五地なり。〔意、法、意識の」(三六七)三は、一切に通ず。

【三六三】色識對身の等とは欲界に生れて、欲界の眼識を起し欲界の色を了する時。上とは、身は欲界に在り上の天眼を起し、初禪の識を以て初禪の色を了する時は、色識の二は初禪に在り、身は欲界に在る故に、色識は身の上。下とは、身は二禪に生じ、初禪の識を借りて下地の色を了する時は、身は二禪、色識は初禪及び一般下地に屬する故に下。

【三六四】二は聲、耳識。

【三六五】上三定に生じて、初禪の身識を借り上地の觸境を覺する時は、身識は觸境身根より下。

【三六六】身は欲界及び四禪の五地に局りて無色界には通ぜず。

【三六七】三とは意根法境意識、此の三は三界九地に通ず。

(二六八)等至に遊ぶと、及び(二六九)受生の時とに於いて、其の所應に隨つて(二七〇)或ひは、同、或ひは、異なり。後に、定品に、當に、廣く、分別すべきが如し。繁文を捨せんが爲めの故に、今は、未だ、辯せず。前後に再たび述れば、用少なくして、功多し。

傍論・已に、周し。應に、正論を辯ずべし。

第二十三節　識所識等三門

(二七一)今、當に、思擇すべし。十八界の中、誰か、六識の内の幾の識の所識なるや。
幾か常にして、幾か無常なるや。
幾か根にして、幾か非根なるや。

頌に曰はく、

(二七二)五の外は、二が、所識なり。　常は、
法界の無爲なり。
法の一分は、是れ、根なり、　並びに、內
界の十二なり。

【二六八】等至に遊ぶ。等至は定なり。入定すること。

【二六九】受生とは夫夫の界地に生を受くること。

【二七〇】或ひは同等。身初禪に生じて初靜慮に入り、初禪の法境を觀ずる時は、四は皆同地。次に身欲界に在りて初禪の定に入り欲界の法境を觀ずる時は、第一念は身も意根も法境も欲界にして、意識のみ初禪に在り。第二念以後には身境は欲界・根識は初禪に在り。

【二七一】廿—廿二、までは、十八界の認識に關する六識の分擔と、十八界中に於ける常住物と無常物との區別と、又十八界中に於ける根・非根の區別を明にしたる部門なり。

【二七二】頌の舊譯
五外二所知、常住法無爲。

識所識

論じて曰はく、十八界の中に、色等の五界は、其の次第の如く、眼等の五識が、各一の所識なり。

又、總じて、皆、是れ、意識の所識なり。

是の如く、五界は、各、六識の中の、二識の所識なり。此れに由りて、準知するに、餘の十三界は、一切、唯、是れ、意識の所識なり。五識身の所緣の境に非ざるが故なり。

常無常

十八界の中に、一界として、全く、是れ、常なるもの有ることなし。唯、法〔界〕の一分なる無爲〔法〕のみ、是れ、常なり。義準ずるに、無常は、法〔界〕の餘のものと、餘の〔十七〕界となり。

根非根 二十二根

又、經の中に、二十二根を說く。謂はく、眼根、耳根、鼻根、舌根、身根、意根、(三七三)女

法界半名レ根・及十二我依。

先づ第一の六識との關係は、認識關係の規定にして、十八界中外境たる色等五界は各、眼等五識の對象であり、又總じて第六意の對象なり。蓋し、意識は前五識の總統的悟性作用なるが故に、感性作用としての前五識を統括するが故なり。而して殘りの十三界は凡て是れ唯意識の對象なり。

第二に常無常とは、變化(剎那生滅)するもの、變化せざるものの意義にして、畢竟有爲無爲の別に外ならず。故に有爲に攝する十七と及び法界の大部分は凡て無常にして常なるは唯三無爲に局る。

最後に次卷の所明の如く、根に二十二ある中、命、樂、苦、喜、憂、捨、信、勤、念、定、慧の十一と、未知當知、已知、具知の所謂三無漏根の一分とは法界に攝し、餘の八根と三無漏根の一分とは六根六識の十二界に攝す。

附記　三無漏根は意、喜、樂、捨、及び信等五根合して九根を以て體とす。然るに其中の意根はその體心王にして、法界の所攝に非ず。故に之を除く意を示す爲めに法界の一分といふ。

【三七三】女根(Strīndriya)とは女の生殖器。

【三七四】男根(Puruṣendriya)とは男の生殖器。

【三七五】命根(Jīvitendriya)とは、生命の中心的存在として、我れ等の衆同分の身を一期相續せしむる中心動力。

【三七六】樂(Sukha)とは、心所法の一にして快の感情。

【三七七】苦(Duḥkha)も、心所の一にして快の反對の感情。

受

根、(三七四)男根、(三七五)命根、(三七六)樂根、(三七七)苦根、(三七八)喜根、(三七九)憂根、(三八〇)捨根、(三八一)信根、(三八二)勤根、(三八三)念根、(三八四)定根、(三八五)慧根、(三八六)未知當知根、(三八七)已知根、(三八八)具知根なり。

擧根の順序に就きて

(三八九)阿毘達磨の諸大論師は、皆經の中の六處の次第を越えて、命根の後に於いて、方に意根を說く。有所緣なるが故に。

二十二分と十八界の關係

是の如く說く所の二十二根は、十八界の中、(三九〇)内の十二界と、法「界」の一分との攝なり。「法の一分」とは、(三九一)命等十一と、(三九二)後の三の一分となり。法界の攝なるが故に。

内の十二とは、眼等の五根は、(三九三)自名の如く攝し、意根は、是れ七心界に通じて攝す。後の三の一分は、意「根」と、意識とに攝す。女根と、男根とは、即ち是れ身界の一分の所

【三七八】喜(Saumanasya)
【三七九】憂(Daurmanasya)
【三八〇】捨 Upekṣā)　の心所

【三八一】信(śraddhā)
【三八二】勤(Vīrya)
【三八三】念(Smṛti)
【三八四】定(Samādhi)
【三八五】慧 Prajñā)　信等五根と總稱し、心王に隨從して起る心所法にして、信勤は大善地法、他の三は大地法に攝す。(心所法の下參照)

【三八六】未知當知(Anājñātam-ājñāsyāmi)。四諦の理を觀じ迷理の惑を斷ずる見道の位に在る無漏智。

【三八七】已知(Ājñā)。事物の眞相に迷ふ所謂迷事の惑を斷ずる修道位の智。

【三八八】具知(Ājñātāvin)。一切の煩惱を斷盡して、更に學修すべきもの無き所作已辨の位の智。

【三八九】阿毘達磨の諸大論師とは發智論十四、婆沙一百四十二等參照。經には六根の次第によつて、身の次に意根を置く。今は之れに準ずるも、論部の諸師は有所緣無所緣の見地より順序を定むる故、命根の次に意根を置くとの意。

【三九〇】内の十二界とは自己に關係せる六根六識。

【三九一】命等十一とは命より慧に至る十一。

【三九二】後の三の一分とは未知當知根以下の三は意、喜、樂、捨、及び信等五根の合計九根を體とし、その内意根は法界の攝に非ず。故に之れを除く

攝なり。後に當に辯ずべきが如し。

故に一分と稱す。

義準ずるに、所餘の色等の五界と、法界の一分とは、皆、體は根に非ず。

【三九三】自名の如くとは眼等五界。

巻の第三（分別根本品第二の一）

本論第二　根品

第一章　根

第一節　根の意義

一、根の意義

是の如く、㈠界に因りて、已に、諸根を列ねつ。

即ち、此の中に於いて、㈡根とは是れ何の義なるや。

㈢最勝なる自在の㈣光顯なるを根と名く。此れに由りて、總じて根の㈤增上の義を成ず。

此の增上の義とは、誰れを、誰れに望むるや。頌に曰はく、

【一】前の十八界の因みに。

【二】根。梵語に因姪唎焰（Indriya）といふ。此の語は「因陀羅(Indra)に相應はしき」と云ふ義の形容詞にして轉じて最勝の力用あるものの義に用ふ。

【三】最勝なる自在（Paramaiśvarya）。此は根と云ふ名詞の來れる原の語根(Ind)てふ動詞の意義なり。

【四】光顯。Indonti. Ind 現在、三人稱、複數の形の譯語なり。

【五】增上(Ādhiyatya. Indriya)の語義なり。

二、根は增上根

(六)傳說すらく、五は四に於いてし、四根は二種に於いてし、五と八とは、染と淨との中に、各別に增上たり。

三、五根は四事に於て增上

論じて曰はく、眼等の五根は、各各四事に於いて、能く增上と爲る。一には、(七)莊嚴身、二には、(八)導養身、三には、(九)生識等、四には、(一〇)不共事なり。

眼耳の四事

且らく、眼耳〔二〕根の莊嚴身とは、謂はく、若し、盲聾ならば、身醜陋なるが故なり。導養身とは、謂はく、見聞に因りて、險難を避くるが故なり。生識等とは、謂はく、(一一)二識及び、(一二)相應〔の心所〕を發するが故なり。不共事とは、謂はく、能く色を見、聲を聞くこと、〔各各〕、別なるが故なり。

【六】舊譯

於四義五根、增上。於二二、四根。五及八、於染汙清淨。

之は根が、如何なる意義を以て最勝自在の光顯即ち一言にして、增上なるかを說く一段なり。論師は必ずしもこの說を信ぜざるを以て頌首に傳說の二字を置けるなり。

頌文の大要。眼等の五根は四事に於て增上の用あり、女、男、命、意の四根は各各二事に於て增上の義あり。憂、喜、苦、樂、捨の五受根と、信、勤、念、定、想、及び未知根、已知根、具知根の八根とは、迷悟に關して增上の義ありといふ意なり。詳しくは長行。

【七】莊ニ嚴身一。舊譯、於レ光ニ飾自身一。身を莊嚴して端嚴ならしむること。

【八】導ニ養身一。舊譯は、於ニ引ニ護自身一と記す。自身を導き引護して、險難を避けしむる義。

【九】生識等。舊譯は、於レ生ニ眼耳識、及共相應法中一に作る。外物認識の機關たること。即ち眼耳二識及び相應の心所を誘發する義。

【一〇】不共事。舊譯には、於ニ見レ色聞レ聲一不共因に作る。事は事業の義にして眼耳各、獨特の職責ありて、眼は色を見る等の如きをいふ。

【一一】二識。眼識耳識。

【一二】相應(Samprayoga)。

鼻舌身の四事

鼻、舌、身〔三〕根の莊嚴身は、眼耳〔兩根〕の如くに說く可し。〔其の〕導養身とは、謂はく、〔一三〕段食に於いて、能く、受用するが故なり。生識等とは、謂はく、〔一四〕三識及び、相應〔の心所〕を發するが故なり。不共事とは、謂はく、香味觸を嗅し、嘗し、覺するが故なり。

四、四根は二種に於てす　男女根

女、男、命、意〔四根〕は、各各二事に於いて能く、增上と爲る。

且らく、女男〔二〕根の二增上とは、一には、〔一五〕有情異、二には、〔一六〕分別異なり。有情異とは、此の二根に由りて、諸の有情をして、女男の類別あらしむるなり。分別異とは、此の二根に由りて、形相、言音、乳房等別なることなり。

男女根に關する異說

有が說く、〔一七〕此れは染と淨とに於いて、增上なり。故に、二に於いてと言ふと。

所以は何ん。

〔一八〕本性と〔一九〕損壞との〔二〇〕扇搋と、〔二一〕半擇と、及び、〔二二〕二形人とには、〔二三〕不律儀と、〔二四〕無間

【一三】段食（Kavaḍikārāhāra）とは、分段して攝取すべき義にして、所謂食物は勿論香觸の外境界を攝していふ。

【一四】三識とは鼻識、舌識、身識。

【一五】有情異（Sattva-bheda）は舊譯に衆生差別と譯す。

【一六】分別異（Sattva-vikalpa）は舊譯に相貌不同と譯す。

【一七】此れはとは、女男の二根を指す。此の說の意にては女男根の隨一を具ふるものに非ざれば極惡極善の業を造らずとの意によるものなり。

【一八】本性（舊譯自性）とは先天的。

【一九】損壞（舊譯故作）は後天的。

【二〇】扇搋（舊譯黃門（Saṇḍha））とは無勢根と翻じ、女男根なきものをいふ。

【二一】半擇（舊譯、故作黃門（Paṇḍaka））とは男女根あるも、その作用の不完全なるをいふ。之に五種あり、對法論第八を見よ。

【二二】二形人とは女男二根を俱に有する者。

【二三】不律儀（Asaṃvara）は惡戒のこと。

【二四】無間（Ānantarya）は無間

と、(二五)斷善との、諸の雜染の法無く、亦、(二六)律儀と、(二七)得果と、(二八)雜染との、諸の淸淨の法無ければなり。

命根

命根の二「增上」とは、謂はく、(二九)衆同分に於いて、(三〇)能く續し、及び、(三一)能く持することなり。

意根

意根の二「增上」とは、謂はく、(三二)能く後有を續くると、及び自在に隨行することなり。

能く、(三三)後有を續くとは、(三四)契經に言ふが如し。時に(三五)犍達縛、(三六)「愛恚」二心の內に於いて、隨一現前す。謂はく、或ひは、愛と俱なり。或ひは、恚と俱なり等と。

(三七)自在に隨行すとは、契經に言ふが如し。

(三八)心は、能く、世間を導き、心は、能

業の詳。無間に地獄に墮つる業のこと。

【二五】斷善(Kuśala-samuccheda)とは善根を斷盡すること。

【二六】律儀(Saṁvara)は善戒の義。

【二七】得果とは須陀洹等淨妙の四果を得ること。

【二八】離染とは三界の繫縛を離るること。

【二九】衆同分(Nikāya-sabhāga)とは、人間ならば人間の身、天ならば天の身をいふ。

【三〇】能く續すとは、命根が能く衆同分を續かしむること、卽ち中有の衆同分が死有の衆同分に續くことを得。

【三一】能く持すとは、命根が能く其以後の衆同分の身を持することなり。

【三二】意根が能く後有(Punar-bhava)を續くるとは、後有は中有(死後の身)と、生有(生の一刹那)にして、意根は此の二有を續かしむるに增上の用あり。

【三三】後有(Punar-bhava)とは今は欲界の生有について明す。

【三四】契經とは、毘奈耶雜事十一參照。

【三五】犍達縛(舊譯、乾闥婆(Gandharva))。尋香と翻す、欲界の中有(死の刹那以後の存在)の異稱なりとす。

【三六】愛恚二心云云は父母に於いて此の二心を起し、結生相續することにて、有情の生を此の世に受けんとするや、先づ託胎すべき父母を遍見し、彼等の非梵行を遂行するを見て愛及び恚心を起して母胎に託すと說くによる。此の論九參照。而して意根は、その中有の末心に愛又は恚の心を起して生を續くる點に於いて增

く、遍く攝受す。

是の如く、心の一法に、皆自在に、隨行す。

五受根

(三九)樂等の五受「根」と、(四〇)信等の八根とは、染と、淨との中に於て、次の如く增上なり。

信等の八根

樂等五受の染增上とは、(四一)貪等の(四二)隨眠の隨增する所なるが故なり。

信等八根の淨增上とは、諸の淸淨法の隨つて生長するが故なり。

(四三)餘師有り。說かく、樂等は、淨に於いて、亦、增上と爲る。契經に說くが如し。

(四四)「樂の故に、心、定まる。(四五)苦を信の依と爲す。

(四六)六出離の依は喜と及び憂と捨となり。」

上の義有りとするもの也。

【三七】 自在隨行とは、心は、鬼佛の何れを出すも己の自志なる故に自在といひ、世間の法皆、心につきて回はる故に隨行といふ。心につきて回る意は頌の義によつて知るべし。

【三八】 心は云云の頌。舊譯には曰く、

意引₌将世間₋、意轉令₌變異₋、是意根一法、一切法隨行。

（雜阿含三十六參照）

第一句は、有情物器の世間の間、凡て之れ心の引導するものなりとの意。

第二句は、世間の果報は心の如く、心はそれを受け込む義。（舊譯の意は地獄の果を受くる者の意が轉異すると天上界の果報を受くる義）。

後の二句は、原文を直譯すれば「心の一法の力に一切の法は隨ふ」となる、其の意知るべし。

【三九】 樂等五受根とは、樂、苦、捨、憂、喜の五受根なり。

【四〇】 信等八根とは、信、勤、念、定、慧、未知、當知、已知、具知の八根なり。一切清淨法を生ずる根なり。

【四一】 貪等とは、貪隨眠は喜樂受に隨順し、瞋隨眠は憂苦受に隨順し、癡隨眠は捨受に隨順して各隨增增上す。

【四二】 隨眠(Anuśaya)とは煩惱の異名。詳細は隨眠品參照。

【四三】 餘師有り云云。有る對法論師なり。此の師は、五受根も亦染汙法及び淸淨法の二に於いて增上の用有りと說くもの也。中に於いて、染汙法に於ける增上は上に述ぶる故に、今は淸淨法の增上のみを述ぶ。

【四四】 樂の故にの文は、中阿含十初何義經に出づ。心身安樂

(四七)毘婆沙師の傳說する所は此の如し。

識見家の難

(四八)有る餘師說かく。能く身を導養するは、眼等の用に非ず。是れ識の增上なり。識、了じて、方に能く險難を避け、段食を受くるが故に見色等の用も、亦識に異るに非ず。故に、不共の事は、眼等の根に於いて、立てて、別の增上の用と爲すべからず。故に、此れに由りて、眼等は根と成るには非ずと。

若し爾らば、云何。

頌に曰はく、

經部宗の根觀

(四九)自境を了ずる增上に、總じて、六根を立つ。
身に從て、二根を立つ。女と男との性に增上なり。

になれば心も三昧と相應して定を得る意。舊譯には、由ニ安樂一故心便定と記す。

【四五】苦を信の依云云の文は、增壹阿含二十三に出づ。生死の苦を厭ふ心が根本となりて涅槃の大樂を欲求し信を起す故に苦は信の依と爲る。

【四六】六出離云云。六とは、色等六境を緣じて起る喜憂捨をいふ。且らく所緣の境に約して六といふ。即ち善心相應の喜憂捨が色等六境を緣じて愛著を生ぜざるは是れ生死を出離する所依たりとの意。此の經文は出處詳ならず。

【四七】毘婆沙師云云は論主の不信の語。

【四八】有る餘師云云は經部の說を揭ぐ。先づ其の序として、根見家の說を駁す。謂はく眼等五根が、四事に於いて增上なりと說くも、身を導養して、險難を避けしむるは實は識の活動に負ふものにして、又、眼根等が各別色境等を了ずる如く說きて不共の事に於て增上なりとなせども、之れも亦識を外にして考ふ可きものに非ず。故に眼等を根と立つる理由を、如是四事に求め、それ等四事に於いて增上の用有りと論ずるは妥當の見に非ず。

【四九】自境を了す等の頌は舊譯次の如し。

得ニ自塵一增上、得ニ一切六根一、女男性增上、從身立ニ二根一、住同分染汙、於ニ清淨一增上、壽命及五受、信等立爲レ根、未知欲知知、知已立レ根爾、至得後後道、涅槃等增上。

之れは、第二段として、經部の根增上の義を說く條なり。元來此の宗の主張する所は次

同作と雜染と、清淨とに於いて、增上なるが故に。
應に知るべし、命と五受と、信等とを、立てて根と爲す。
未當知と已知と、具知との根も亦爾なり。
後後の道と、涅槃とを得る等に於いて、增上なり。

六根

論じて曰はく、「自境を了ず」とは、謂はく、六識身なり。眼等の五根は、能く、各別の境を了別する「五」識に於いて、增上の用有り。第六意根は、能く、一切の境を了別する「意」識に於いて、增上の用有り。故に眼等の六を各各立てて根と爲す。

境は根ならず

【三〇】豈に色等も能了の識に於いて、亦增上あり。應に立てて根と爲すべきならずや。

上の序說たる駁論中に明なるが如く、識に視點を置き、之れに對する功能に於いて增上の意義を認むるものにして、從つて、その特色は初の六根(眼以下意迄)に在り。卽ち各自(前五)又は總じて(意)境を了別するは識の作用にして、その識の作用に對して、所依として充足的に制約する所有る感官(Sense organ)を六根と立すと說くものなり。女男以下信等五根に至るまでの根の立て方に至りては、根見家と必ずしも大差無きも、最後の三無漏根の增上に關しては、三者の間に梯子的(Stufenweis)關係を挿入して說明し、前は後の爲めに根基となる意義に於いて、後に對して、增上の用あり(最後の具知根は涅槃に對して)と說き、且つ、別に、未知當知根は、迷理の惑を斷ずる功能に於いて、已知根は迷事の煩惱を斷ずる功能に於いて、最後に具知根は現法樂住(說明は其の下參照)に於いて、各增上の用有りと說けり。

【三〇】豈に。以下は難。上の釋の如くせば根のみにて識は生ずるが如く考へらるるも根と境と揃はざれば識は生ぜず。故に、根を根と立つるならば境も亦根と立つべきなりとの意。

男女根

（五一）境は識の中に於いて、増上の用なし。

（五二）夫れ、増上の用とは、謂はく、〔最〕勝、自在なることなり。（五三）眼は所發の色を了ずる識の中に於いて、最勝自在なるが故に、増上と名く。衆色を了ずるに於いて、通因となるが故に。識は眼根に隨つて明昧有るが故に。色は則ち然らず。〔如上〕二〔因由〕と相違するが故に。乃至意根の法〔境〕に於けるも亦爾なり。

（五四）「身に從つて、復た、女男根を立つ」とは、女、男の性の中に、増上有るが故なり。女、男〔二〕根の體は、身根を離れず、身の一分の中に、此の名を立つるが故に、其の次第の如く、女、男の性の中に、此の女、男の根、増上の用有り。此の處、少しく、餘處の身根に異るが故に、身根より別に立てて、二と爲せるなり。

女身の形類、音聲、（五五）作業、（五六）志樂の差別を名けて女性となし、男身の形類、音聲、作業、志樂の不同を名づけて、男性と爲す。〔而して〕二性の差別は、女、男の根に由る。故に女、男の根は二性に於いて、増上なりと說く。

【五一】境は等。釋難（經部の答）。
【五二】經部増上の意義を述ぶ。
【五三】眼は等。眼根の増上の意義（經部）。
（一）眼識が諸色を了する時、眼根は必ず通因と爲る。
（二）色境に隨つて眼識に明昧有ること無きも眼根に從つては眼識に明昧の別を來たす。
此の二義によつて眼根は眼識に於いて増上の意義ある故に根と立つとの意。
【五四】身に從つて等。第三、四兩句を釋し、女男二根の増上を說く（經部）。女男の二性を差別するに於て勝用有るが故に身の一事に於いて立根すとの意。
【五五】作業（Ceṣṭā）とは、行爲、態度等。
【五六】志樂（Abhiprāya）とは、目的、意向。

命根

(五七) 衆同分の住する中に於いては、命根、增上の用あり。

五受根

(五八) 雜染の中に於いては、樂等の五受、增上の用有り。所以は何ん。(五九) 契經に、「樂受に於いて、貪、隨增し、苦受に於いて、瞋、隨增し、不苦不樂受に於いて、無明、隨增す」と說けるに由るが故なり。

信等の五根

(六〇) 清淨の中に於いては、信等の五根增上の用有り。所以は何ん。(六一) 此の勢力に由りて、諸の煩惱を伏して、聖道を引くが故なり。

「應に知るべし」と言へるは、一一、各各能く根と爲すことを許すことを勸む。

三無漏根

(六二) 三無漏根は、(六三) 後後の道と、涅槃とを得する等に於いて、增上の用有り。

【五七】 衆同分等、命根を釋す（經部）。有情の世に住するに關して勝用ある故に根と立つとの意。

【五八】 雜染等は、樂等五受根を釋す（同上）

【五九】 契經は中阿含十七、長壽王品。樂受(Sukha-vedanā)。苦受(Duḥkha-vedanā)。不苦不樂受(Aduḥkhāsukha-vedanā)。貪(Rāga)。瞋(Dveṣa)。無明(癡)(Avidyā, Moha)。

【六〇】 清淨云云。信等五根を釋す。

【六一】 此のとは、信等五根をいふなり。

【六二】 三無漏根とは未知當知、具知、已知三根をいふ。無漏清淨の根なるに由る。

【六三】 後後の道とは、未知當知は次の已知を、已知は次の具知を得するに於いて功能有るが故に云ふ。信等五根よりて無漏の眞智を發し、迷悟の道理たる四諦を觀じて迷理の惑を斷ずる見道の位に在るを未知當知と稱し、それを土臺として、更に進み情意による迷事の惑を斷ずる修道の位に有るを已知根と名け、此の已知根を土臺として、更に進み、一切の煩惱を斷盡し、更に其の上學修すべきもの無き無學の位に至り所作已に辨ぜるを具知根と名くるに依る。

「亦爾なり」と言へるは、類して一一、各各能く根となることを顯す。謂はく、未知當知根は、已知根の道を得するに於いて、增上の用有り。已知根は、具知根の道を得するに於いて、增上の用有り。具知根は、涅槃を得するに於いて、增上の用有り。(六四)心、未だ、解脫せずして、能く、般涅槃するに非ざるが故に。

三無漏の他の意義

「等」の言は、復た異門有ることを顯はさんが爲めなり。

云何んが異門なる。

謂はく、(六五)見所斷の煩惱の滅する〔位の〕中には、未知當知根、增上の用有り、(六六)修所斷の煩惱の滅する〔位の〕中に於いては、已知根、增上の用有り。(六七)現法樂住の中に於いては、具知根增上の用有り、此れに由りて、能く解脫の喜樂を、領受するが故なり。

第二節 根の立て方に關する疑問と其の根本的要件

(六八)若し、增上の故に、立てて根と爲さば、

【六四】 心未だ云云。具知根によりて、初めて心解脫を得るが故に、この力によりて初めて涅槃に入ることを得。

【六五】 見所斷云云。無漏の眞智に依りて迷悟因果の道理なる四諦の理を觀じ、迷理の惑(物の道理、四諦に迷ひ生ぜる煩惱)を斷ずる位には未知當知根增上なり。

【六六】 修所斷云云。更に進みて、習慣性の迷ひ、即ち迷事の煩惱を斷ずる修道の位にては已知根增上の用有り。

【六七】 現法とは現世の義、現法樂住とは、現身の中に、諸靜慮に遊びて法樂を受くるをいふ。

【六八】 若し以下、第三段、根の廢立を論ず。今は問起文なり。その中二問有りて、今は第一問なるが之れは十二因緣(論九)に約して、問ふ。蓋し、無明・行・識、名色、六處・觸・

十二因緣の前後支の制約と增上

無明等の性［の者］も應に、立てて根と爲すべし。無明等の因は、行等の果に於いて、各各、別に、增上の用あるが故に。

(六九)又、語具等をも、應に立てて、根と爲すべし。語具、手、足、大小便處は、語と、執と、行と、棄と、樂との事の中に於いて、其の次第の如く、增上有るが故に。

根の根本的要件

(七〇)是の如き等の事は、應に根と立つべからず。許す所の根には、(七一)是の如きの相有るに由る。

頌に曰はく、

(七二)心の所依と、此れが別と、此れが住と、此れが雜染と、
此れが資糧と、此れが淨と、此の量に由

受、愛、取、有、生、老死の十二支は、前は後に緣として順次に制約するものなる意義に於いて增上の用有るが故なり。

【六九】又、語具云云は數論の五作根(數論は十一根說を取り、五知根＝五官、意根並に五作根を立て、有情の知覺等を說明す)、卽ち語具(Vāc)手(Pāṇi)足(Pāda)大便處 Pāyu)小便處(Upastha)の五も、語(口 Vacanaṃ kriyate)執(手 Dravyam ādiyate)行(足 Viharaṇaṃ kriyate)棄(大便處＝肛門 Utsargaḥ kriyate)樂(小便處＝(生殖器 Ānandaḥ prāpyate 此の一は女男根として二十二根中に在り)等に於いて增上の功能有る故に等しく根と爲すべしとの問なり。

【七〇】是の如き等は答にして、

十二支、五作根を根とせざることを明す。

【七一】是の如き相とは次の頌中を指す。

【七二】頌の舊譯

心依此差別、其住及染汙、資糧並清淨、如レ此量立レ根、

大意。曰く、此の師は、六種の定量に依りて根を立つと說く。六種とは、

一、有情を成する根本となること、(六根)

二、有情の相を差別すること、(女男根)

三有情を、一期住せしむること、(命根)

四、有情をして雜染を成ぜしむること、(樂等五根)

五、有情をして無漏清淨たらしむる資料となるもの、(信等五根)

六、有情をして無漏清淨たらしむるもの、(三無漏根)

りて、根を立つ。

論じて曰はく、「心の所依」とは、眼等の六根にして、此の内の六處は、是れ(七二)有情の「根」本なればなり。

此の「六根即ち有情の身の」相の差別は、女、男の根に依る。

復た、命根に由りて、(七三)此れ一期住し、此れが雜染を成ずるは、五受根に由る。

此れが淨の資糧たるは、信等の五「根」に由り。

此れが清淨と成るは、(七五)後の三根に由る。

此れに由りて、根を立つる事、皆究竟せり。

此の故に、應に、無明等、及び語具等を、亦、立てて、根と爲すと許すべからず。彼れ「等」は、(七六)此の中の增上の用無きが故に。

復た(七七)餘師あり。別に根の相を說く。

なり。

此の頌に關して、光師は是れ有部の宗義と云ひ、寶師は世親が異無穢の說を藉りたりと釋するも、顯正理論等が何等の駁撃を加へざるより見れば光師を正しとすべし。

【七二】有情の本とは、有情を成ずる根本の義。扶塵根（內體的感官）の門境は有情の身なれども、之は單に淨義根（眞の感覺機關にして神經樣のもの）を助くる役をなすに過ぎず。有情の本は六根に局る。故に迷ふも、證るも之を發端として所依とす。

【七三】此れとは六根の事、以下同じ。

【七五】後の三根とは未知當知等無漏の三根をいふ。

【七六】此の中のとは、此にといふ如き程の意。

【七七】餘師有り云云。異說を揭ぐ。光記は識見家の說と釋せり。

頌文の舊譯は

復有生依生、生住生受用・立十四。後八、約解脫立レ根。

此の家の說では、有情の流轉と還滅解脫の二の見地より二十二根を立つと說くものにして、その二門に於いて、又所依(Āśraya)生(Utpatti)住(Sthiti)受用(Upabhoga)等所謂流轉還滅の四義を標準とし、以て前の流轉門に前十四根を立て、後の還滅門に八根を立つと說くもの也。

頌に曰く。

或ひは、流轉の所依と、及び、生と、住と、受用とに、
前の十四を建立す。還滅の後も亦然り。

根の立方に關する識見家の意見

論じて曰はく、「或ひは」の言は、此れは、是れ餘師の意にして、(七八)流轉［門］と、還滅［門］とに約して、二十二根を立つることを顯はす。

流轉の條件として十四根

(七九)流轉の所依は、謂はく、眼等の六［根］なり。(八〇)［其れの］生ずるに、女男［兩根］に由る。彼の［二根］從り、生ずるが故に。［其れの］住するは、命根に由る。彼［の根］に杖りて住するが故に。其れの受用は、五受［根］に由る。彼れに因りて、［境界］を領納するが故に。此［の理に］約して、前の十四根を建立す。

還滅の條件として八根

(八一)還滅の位の中にも、即ち、(八二)此の四義の

【七八】流轉(Pravṛtti)。

【七九】流轉の所依云云。三界に流轉する主は識なり。その識の起る所依となるは六根なり。故に六根を流轉の所依といふ。

【八〇】［其れの］生ずるは云云。且らく、四生の中、欲界の胎生卵生に約して說く。

【八一】還滅とは涅槃に趣むくこと。

【八二】此の四義とは所依・生、住、受用をいふ。信等五根は、一切有漏無漏の善法の生ずる本なる故に四加行位に五根を修習する力に依りて遂に見道以上に至りて、無漏智起り惑を斷じて擇滅得初めて生ずるに至る故に還滅の所依なり。又見道の未知根に由りて無漏智が初めて生ずる故に生といふ。已知根(修道位の)に依りて先

類の別るるに約するが故に後の八根を立つ。
還滅の所依は、謂はく、信等の五「根」なり。三無漏「根」に於いては、初め「の未知當知根」に由るが故に生じ、次「の已知根」に由るが故に住し、後の「具知根」に由りて受用す。
根の量は、此「の理」に由りて、減無く「亦」増無し。即ち、此の「流轉還滅各四義の因」縁に由りて、經に、次第を立てしものなりと。
(八三)應に語具を、語に於いて、根と爲すべからず。(八四)學の差別を待ちて、語、方に成ずるが故に。

五作根を破す

手足も應に、執と、行との事に於て、各各立てて根と爲すべからず。(八五)異性無きが故に。謂はく、即ち、手足の(八六)處を異にし、相を異にし、差別して生ずる時を、執と行と名づくるが故に。(八七)又手足を離れても、亦、執と行と有り。腹行「の者」の類の如し。
是の故に、手足は、彼「の用」に於いて、建立して根と爲すべからず。

の無漏智永く相續して住す。最後に無學道の具知根に依りて、解脱の喜樂を受用す。
【八三】應に語等云云。數論の五作根を破す。
【八四】學の差別云云。小兒の時物を言ひ習ふ迄は肉舌は有りながら未だ語るを得ず、故に根と立つべからず、增上に非ず、又六種の定量の一項にも順ぜざる故に。
【八五】異性無しとは、元來根と立つるものは女男根が六根を生ずる如く自體と並に增上の用有るものを立つ。而るに、數論の云ふ執、行は、手が物を執り、足が歩行すといふのみにて、手足が他物に及ぼす業用に非ず、手足の自體と異なれる業用なきが故に、又刀刀を切らざると同理にて、自體に於て作用を及ぼさざるが故に、異性無しといふ。
【八六】處を異にすとは、手足を動かして此より彼に至る位置の變化。相を異にすとは、手足を上下屈伸する形の變化なり。是れは此(手足)を離れて、別の增上の用あるに非ざることを證する論なり。
【八七】數論の手足二根を駁する第二因故也。

（八八）大便を出す處も、（八九）能棄の事に於いて應に根と立つべからず。重物の空に於けるや、遍く墮落するが故に。又風力に由りて引いて出でしむるが故に。

（九〇）小便を出す處も、「婬」樂を生ずる事に於いて、應に根と立つべからず。卽ち、女、男の根こそ、此の樂を起すものなるが故に。

「若し然らずとするならば」（九一）又諸の喉齒眼瞼肢節も、應に立てて根と爲すべし。能呑と、嚼と、開閉と、屈伸とに於いて、力用有るが故に。或ひは、一切の因は、自らの所作「たる果」に於いて、力用有るが故に、皆應に、根と立つべし。「而も」、彼れは用有りと雖も、增上「の用」に非ざるが故に、根と立てずといはば、此の語具等も亦、增上に非ず。「故に」、應に根と立つべからず。

第三節　諸根の說明

（九二）此「の二十二」の中、（九三）眼等より乃至（九四）男

【八八】大便等。大便處を破す。

【八九】能棄とは排泄作用のこと。次に之れに關して、身の內外一般の宇宙法則によると、風の業用にして、大便處の業用に非ずとの二の理由を示す。

【九〇】小便云云。小便處を破す。

【九一】又、諸の等。若し數論の如く、手足等が單に執、行等に於いて增上の用有る故に根と立つべしといふならば、喉の能呑に於ける、齒の嚼に於ける、眼瞼（まぶた）の眼の開閉に於ける、手足の關節等の屈伸に於けるも皆それぞれの增上の用なれば、之れ等も亦方に立てて根と爲すべしと例を引いて反問し、駁論を極成する文也。

【九二】此「の二十二」の中云云。二十二根の體を出す。婆沙論一百四十二に三說ある中、評家の正義は、名は二十二有れども、實體は十七といふ。卽ち女男二根は身根に攝し、三無漏根は意と喜樂捨と信等の根と以上九根を體とすと爲す故に五を減じて十七と爲る。

根は、前に已に說けるが如し。

(九五)命根の體は、是れ不相應なるが故に、不相應の中に自ら當に廣く辯ずべし。

(九六)信等の體は、是れ心所法なるが故に、心所法の中に亦當に廣く辯ずべし。樂等の五受と、三無漏根とは、更に辯ずる處無きが故に、今應に釋すべし。頌に曰く、

(九七)身の悅ばしからざるを、苦と名く、
卽ち、此の悅ばしきを、樂と名く。
及び、三定の心の悅なり。　餘處には此れを、喜と名く。
心の悅ばしからざるを、憂と名く。　中は、捨なり。二別無し。

【九三】眼等は界品に說けり。

【九四】女男根は此の卷の初に說けり。

【九五】命根云云は此の論卷の第五に說く。

【九六】信等云云は次卷に說く。

【九七】舊譯

苦根非所愛、身受、樂根翻、所愛。第三定、心受名樂根、此樂於餘處、喜根。心抑苦、憂根。捨根者、中二無別故、見修無學道、九三。

二十二根の體を明す中、諸他は前に又は後に廣說す可きを以て、今は唯且らく、樂等五受根と、三無漏根との八を明す。

五受根は共に心王に相應して起る心所有法の中の大地法と稱する(後說)ものの一法にして體は受の心所なり。此の受の心所が眼等前五識と相應して違境を領納して損惱するを苦根と名け、順境を領納して攝益するを樂根と名け、第六意識と相應して違境(不適)を領納して損惱するを憂根と名け、順境(適)を領納して攝益するを喜根と名け、六識と相應して順違二者の中邊の境を領納して損益なきを捨根と名く。卽ち五受根は受の心所を開きて五と爲せるものにして、其の體は唯受の一心所也。

次に、三無漏根は意、樂喜、捨、信、勤、念、定、慧の九根を體とし、此九根が無漏の眞智を發して、迷悟因果の道理たる四諦の理を觀じて迷理の煩惱を斷ずる見道の位に在るを未知根と名け、進みて、迷事の煩惱を斷ずる修道の位に在るを已知根と名け、更に進みて一切の煩惱を斷盡して、更に修學すべきこと無き無學道に

見と、修と、無學道とに、九に依りて、
三根を立つ。

五受根

論じて曰はく、「身」とは謂はく、(九八)身受なり。身に依りて、起るが故に、「此の名を附す」。即ち五識相應の(九九)受なり。

苦

(一〇〇)「悅ばしからず」と言へるは、是れ(一〇一)損惱する義なり。身受の内に於いて、能く損惱する者を名づけて(一〇二)苦根と爲す。

樂

言ふ所の(一〇三)「悅」とは、是れ(一〇四)攝益する義なり。即ち、身受の内にて、能く攝益する者を名づけて(一〇五)樂根と爲す。

及び、(一〇六)第三定の心に相應する受にして、能く攝益する者も、亦、樂根と名づく。第三定の中には、身受有ること無し。「彼處には」、五識無きが故に。

樂と喜

心の悅ばしきをば、樂と名づく。即ち、此の心悅は、第三定を除ける(一〇七)下の三地に於いて、名づ

入りて所作已に辨じ、梵行已に立ちて更に後有を受けざる底を具知根と名く。

【九八】身受(Kāikivedanā)、身は積集の義、眼等の五は極微の積集を自性とする故に身と名づく、身受は即ち肉感なり。

【九九】受(Vedanā)は感覺感情を云ふ也。

【一〇〇】悅ばしからず、又は不悅(A-sāta)

【一〇一】損惱(Upaghātika)。

【一〇二】苦根(Duḥkhendriya)。

【一〇三】悅(Sāta)。

【一〇四】攝益(Anugrāhika)。

【一〇五】樂根(Sukhendriya)。

【一〇六】第三定とは、四根本定の第三禪也、第三禪の心悅は前五識の受の如く無分別にして而も攝益するが故に之を樂受と名く。蓋し第三禪に樂ありとは多くの經典にあることなれど有部などに到りて、二禪以上、五識皆無と定め、從つて第二禪以上に身體的快樂あることを許し得ざるに到れるを以て、第三禪の樂とはつまり下地の喜と同じく心的なりと特別に注意するの必要起れるなり。

【一〇七】下の三地とは欲界初禪第二禪也。

けて喜根と爲す、第三靜慮は、心の悅ばしきこと安靜なり。(一〇八)喜貪を離るるが故に、唯だ、樂根と名づく。下の三地の中にては、心の悅ばしきこと麤動なり。「是れ即ち」、喜貪有るが故に、唯だ(一〇九)喜根と名づく。

憂

意識と相應して、能く損惱する受は、是れ、心の悅ばざるものなれば、名づけて(一一〇)憂根と曰ふ。

捨

「中」とは、謂はく、悲悅、非不悅にして、即ち是れ、不苦不樂受なり。

此の中に處る受を、名づけて、(一一一)捨根と爲す。

是の如き捨根は、是れ、身受とや爲ん、是れ、(一一二)心受とや爲ん。

應に、二に通ずと言ふべし。

何に因りてか、(一一三)此の二を總じて、一根と立つるや。

捨根の一なる理由

此の受は、身と、心とに在りて、同じく(一一四)分別無きが故なり。

心に在る(一一五)苦、樂は、(一一六)多くは分別より生するも。身に在る「苦、樂」は、然らず。(一一七)「是れ」、境の力に隨ふが故にして、阿羅漢等にも。

【一〇八】喜貪(Prīti-rāga)とは、喜に味著すること。此の味著に依る故に、次の心悅麤動(心が騒ぎて喜動すること)有り。

【一〇九】喜根(Saumanasyendriya)。

【一一〇】憂根(Daurmanasyendriya)。

【一一一】捨根(Upekṣendriya)は中庸感情。

【一一二】心受。内的感情。

【一一三】此の二とは身受の捨と心受の捨との二。

【一一四】分別無しとは計度分別なきこと、無意識的といふ位の義。

【一一五】ここの苦樂といふは憂喜のこと。

【一一六】多くとは、定より生ずる苦樂と、異熟より生ずる苦樂とを除くがゆゑなり。

【一一七】「是れ」等。五識相應の苦樂の無分別なる因故を擧ぐ。

亦、是の如く、生ずるが故に。

此れを根と立つるや、〔二八〕身心各別なれども捨は、〔身心共に〕無分別にして、任運に生ず。是の故に、根と立つること、身心合して一なり。

〔二九〕又、苦樂の受は、身に在ると、心に在ると、損を爲すと、益を爲すと、其の相、〔三〇〕各異るが故に別して根と立つるも、捨は身心に在りて、同じく〔三一〕無分別にして、損ずるにも非ず、益するにも非ず、其の相、異ること無きが故に總じて根と立つ。

三無漏根

〔三二〕意、樂、喜、捨と、信等の五根と、是の如き九根は、〔三三〕三道に在りて、次の如く、三無漏根を建立す。〔三四〕謂はく、見道に在りては、意等の九によりて、未知當知根を立て、若し修道に在りては、卽ち此の九に依りて、已知根を立て、無學道に在りては、亦、此の九に依りて、具知根を立つ。

〔三五〕是の如き三の名は、何に因りて立つるや。

五識相應の苦樂(身に在る)は内心の分別に依りて起るに非ず。唯境界(對象)の力に依りて生ずる故に無分別なり。前境の力に隨つて生ずるが故にこれは無學の聖者に於いても五識相應の苦樂は有り。

【二八】身心各別とは身受に於いて、苦樂を立て、心受に於いて憂喜を立つること。

【二九】又以下。捨を總じて一となすことの第二釋也。

【三〇】各異なるとは、身に在りて損を爲すと、心に在りて損を爲すと異なり、又身に在りて益を爲すと、心に在りて益を爲すと異なるなり。

【三一】無分別とは、身に在ると、心に在るとに應じて損と益との相各別なる分別なきを云ふ。

【三二】意樂等以下三無漏根を建立す。

【三三】三道とは、見道・修道・無學道。

【三四】謂はく以下三根の體は同じくして、位の別に隨つて名に別有る有り。

【三五】是の如き等。三根の命名の所以を明す。

未知當知根

謂はく、見道に在りて、(一二六)未だ曾て知らざるものを、當に知るべき行の、轉ずること有るが故に、彼を說きて未知當知と名く。

已知根

若し、(一二七)修道に在りては、未だ曾て、知らざること無く、但だ餘の隨眠を斷除せんが爲めの故に、卽ち(一二八)彼の境に於いて、復た數數了知す。是の故に、彼れを說きて名けて已知と爲す。

具知根

(一二九)無學道に在りては、己れ已に知れりと知るが故に、名けて知と爲し、此の知を有する者を、名づけて具知と爲す。

(一三〇)或ひは、此の知を(一三一)習ひて、已に(一三二)性を成せる者を、名づけて具知となす。謂はく、(一三三)盡智、(一三四)無生智を得るが故に、實の如く自ら、「我遍く苦を知りぬ。復た遍く知るべからず」と知る。乃至廣く說く。

【一二六】未だ曾て知らざるものとは苦集滅道の理。之れを次念に當に知るべき行相が起る故に見道の行者を未知當知と名くとの意。見道に十五心あり八忍、七智なり。この十五心に於て未だ嘗て知らざる苦集滅道の四諦の理を明にするに、先づ忍位に於て惑を斷じ智位に解決し、順次に四諦の一一に涉りて忍智、忍智と進みて遂に第十五位の道類智忍に到るが卽ち見道の滿位にして、ここに初めて四諦の理不明了となるなり。未知當知とは實にこの忍より智に進むの經過に名けたるものにして、未知當知根とは、その修行者の身中に得る一種の力をいふなり。(見道、修道等の詳しきことは、後の賢聖品を見るべし)

【一二七】修道とは、第十六道類智以後、金剛喩定までをいふ。この位にありては、已に前の未知當知の位に於いて、四諦の理を知ること遍きも、修惑卽ち四諦の理を修習して斷ずべき迷事の煩惱を斷ずる爲めに四諦の理を重ねて數數了知する也。

【一二八】彼の境とは上下八諦のこと、卽ち上二界の四諦と欲界の四諦となり。

【一二九】無學道とは有學道に對す。一切の惑を盡く斷じて、更に方便を設けて(學)修學する必要なき聖位なり。卽ち阿羅漢。

【一三〇】或ひは等。異釋。

【一三一】習とは數習の意。

【一三二】性とは具知の性。

【一三三】盡智(Kṣaya-jñāna)とは無學の聖者が「我れ已に苦を

(一三五)彼れが所有する根をば、名けて未知、當知根等と爲す。

第二章　二十二根の諸門分別

第一節　有漏無漏門

(一三六)是の如く已に、根の體の不同を釋したり。當に、諸門の義類の差別を辯ずべし。

(一三七)此の二十二根の中、幾か有漏、幾か無漏なるや。

頌に曰はく、

(一三八)唯無漏なるは、後の三のみ。有色と、命と、憂と苦とは、當に知るべし、唯有漏なり。二に通ずるは、餘の九根なり。

知り、集を斷じ、滅を證し、道を修せり」と自覺する智慧。

【一三四】無生智(Anutpāda-jñāna)とは、同じく聖者が「我れ已に苦を知り、又更に知るべからず。已に集を斷ず、更に斷ずべからず、已に滅を證す。更に證すべからず。已に道を修す、更に修すべからず」と證知する智慧。

【一三五】彼れがとは以上三道、又は三位に於ける各有情がといふ意。

【一三六】是の如く云云。以下、二十二根の諸門分別を明す。

【一三七】此の二十二根等。中に於いて第一に有漏無漏門を明す。

【一三八】此の頌の舊譯

無垢三。有色命二苦、

有流。九二種。

大意。眼、耳、鼻、舌、身、男、女、命、憂、苦の十根は唯有漏にして、未知當知、已知、具知の三根は唯無漏。餘の意、喜、樂、捨、信、勤、念、定、慧の九根は二門に通す。

一、唯無漏

論じて曰はく、次前に說く所の、最後の三〔無漏〕根は、〔其の〕體、唯無漏なり。〔無漏とは〕、是れ、（二三九）無垢の義なり。垢と漏とは、名、異りて、體、同じ。

二、唯有漏

（二四〇）七の有色根と、及び命と憂と苦とは、一向に、有漏なり。

七の有色とは、眼等の五根と、及び、女、男根となり。（二四一）〔是れ〕色蘊の攝なるが故に。

三、有漏無漏

意と樂と喜と捨と、信等の五根との、此の九は、皆有漏、無漏に通ず。

四、信等の五根に對する異說

（二四二）有る餘師の說かく、信等の五根も亦唯無漏なり。故に、（二四三）世尊の說かく、「若し全く、此の信等の五根無くんば、我れ、彼れを外の（二四四）異生品に住すと說く」と。

（二四五）此〔の經〕は、誠證に非ず。無漏根に依りて、此の言を說くが故に。

云何にして、然ることを知るや。

【二三九】無垢（A-mala）。垢とは蓋し煩惱の義也。

【二四〇】有色根（Rūpindriya）。

【二四一】〔是れ〕云云。七有色の因故也。

【二四二】有る餘師云云。異說。光記は化地部（Mahīśāsaka）の執となす。蓋し、化地部にては、無「世間信根」と稱して、世間有漏の信等は堅固ならぬ故に信とは言ひ得るも信根とはいふ可からずと說く。大衆部も同樣也。宗輪論疏下卷參照。

【二四三】世尊等。雜阿含二十六參照。此の經の文よりせば、信等の五根を具する者は聖者の仲間に入ると解せらるる故に證として引用せる也。

【二四四】異生品とは聖者仲間の外に出たものといふ義。

【二四五】此〔の經〕は等。論主の破。二釋有り。無漏根等は第一釋にして、之れは、信等の五根が有漏無漏二門に通ずる中、無漏門の信根等に約して、說くが故に證に非ずといふ。而して、その無漏門の信根等に約することは、その次前に〔經の〕無漏の信等によりて諸の聖位を差別し有るが故に、準じて次下に說く、上揭の文も亦無漏門の信根等なるを知るといふ。

先に、無漏の信等の五根に依りて、諸の聖位の差別を建立し已りて、此の言を說くが故に。

〔二四六〕或は、諸の異生に、略して二種有り。一には內、二には外なり。內とは、謂はく、不斷善根のものなり。外とは、謂はく、善根已に、斷ぜるものなり。「此の中、今は」、外の異生に依りて、是の如きの說を作す。「謂はく」、若し全く、此の信等の五根無くんば、我れ、彼れを、外の異生品に住すと說くと。

又、〔二四七〕契經に說かく、「諸の有情の世間に處在して、或は生じ、或は長ずる有りて、上中下〔二四八〕諸根の差別あり」と。是れは佛の猶ほ未だ、〔二四九〕法輪を轉ぜざる時のことなり。故に知んぬ、信等の「五根も」亦、有漏に通ずることを。

〔二五〇〕又、世尊の說かく、「我れ若し、此の信等の五根に於いて、未だ如實に是れ〔二五一〕集、「是れ」

【二四六】或は等以下第二釋にして、之れは經文の信等の五根を有漏根と見る義にして、聖者ならぬ凡夫卽ち異生を二に分ち、信根等の五を具へたる不斷善根の者を內の異生といひ、(佛の正法の內の異生とは濟度し得る凡夫の義)、信等の五根を斷じたる斷善根の者を外の異生といふ。中に於いて今の經には、その外の異生のことを說けるものにして、是の故に「信等の五根無きものを外の異生品に住すと說く」といへる也とす。

【二四七】契經とは本行集經三十三、參照。佛、方に法を說かんと欲して、佛眼を開き遍ねく世界を觀、その中に種種信等五根の差別せるを見たりといふ意。

【二四八】諸根を信等の根なりと見る。

【二四九】轉法輪(Dharmacakra pravartana)。佛の說法のこと。佛の法を說くを輪の轉廻するに喩へたるもの也。特に、佛の初めて說法した時を轉法輪といふを通規とす。

【二五〇】又、世尊とは、證として佛の經を引く文。一言にして此の經の意を說かば信等の五根は元來證に至る結構なる法なれども、夫れが却て迷の因となることを知らざれば未だ無上覺の佛陀とはいはれずといふ意なり。雜阿含二十六に云く、我此信根集、信根沒、

(一五二)沒、〔是れ〕(一五三)味、〔是れ〕(一五四)過患、〔是れ〕(一五五)出離と知らずんば、未だ此の天、人、世間、及び魔、梵等を超ゆること能はず。乃至未だ、(一五六)無上なる正等菩提を證得すること能はずと。乃至廣く說く。

〔爾れば〕無漏法は、是の如き(一五七)品類の觀察を作すべきに非ず。

故に、信等の五根は有攝無漏に通ず。

第二節　異熟非異熟門

(一五八)是の如く已に有漏無漏を說きつ。二十二根の中、幾か是異熟にして、幾か非異熟なる。

頌に曰はく、

(一五九)命は唯、是れ異熟なり、憂と及び後

信根味、信根患、信根離、不レ如ニ實知ー者我不レ得下於ニ諸天魔梵沙門婆羅門衆中一、爲ニ解脫一、爲レ出、爲レ離心離ニ顚倒一、成中阿耨多羅三藐三菩提上乃至廣說。

【一五一】集(Samudaya)とは生死の苦果を招き集むる因の義。

【一五二】沒(Cyavana ?)とは沈沒するものといふ義。

【一五三】味(Asvāda)とは味著せらるる物の義。

【一五四】過患(Ādinava)煩惱業等を生ずるは卽ち過患の義。

【一五五】出離(Niḥsaraṇa)とは出離し遠離するものの義。以上五は有漏の異名なり。

【一五六】無上なる正等の菩提とは阿耨多羅三藐三菩提(Anuttarasamyaksambodhi)の事にして、最勝なる全く正しき覺智の義。

【一五七】品類とは集、沒等。

【一五八】是の如く已に云云。以下第二に異熟非異熟門を分別す。

【一五九】頌の舊譯

命果報十二、二種、除ニ後八、及憂根ー

大意。命根の一は過去の善惡業によつて招く所の果報なるが故に異熟性なり。憂根と信等五根と三無漏根とは、過去の善惡業によつて招く所の無記性の果報に非ざる故に非異熟なり。餘の眼等の五根と女男根と意根と喜樂苦捨の四受根との十二は異熟非異熟の二門に通ず。例へば眼等の五根にして過去の善惡業の招く果報なる時は異熟にして、又飲食睡眠等に長養せるものは非異熟になるが如し。

の八とは非なり。

色と意と餘の四受とは、一一皆二に通ず。

一、命根

論じて曰はく、唯一の（一六〇）命根のみ定んで是れ異熟なり。

附論　留捨壽行に就て

留多壽行

（一六一）若し是の如くならば、諸の阿羅漢の（一六二）留多壽行［の體］は、此れ即ち命根なるが、是の如き命根は、誰れの異熟なるや。

（一六三）本論に説くが如し。云何が苾芻の留多壽行なる、謂はく、（一六四）阿羅漢にして、（一六五）神通を成就し、（一六六）心自在を得、（一六七）若くは（一六八）僧衆に於いて、若くは（一六九）別人に於いて、（一七〇）諸の命縁の衣鉢等の物を施し、分に隨つて布施し、（一七一）施し

【一六〇】命根は決定して、過去の業を招く異熟果なるが故なり。

【一六一】若し等は、命根是れ皆異熟といふに付きての問。

【一六二】留多壽行（Bahv-āyuḥ-saṃskārān sthāpayati）羅漢が佛法を護持するに付きて壽命の入用なる時は、衣鉢等を施して百年千年の壽命を留むること有り。之を留多壽行といふ。此壽即ち命根につきて、命根は決定過去の業所引といふならば、現世で留多せる此命根は誰の所引かと問ふ意。

【一六三】本論等。答。發智論（卷十二）によりて釋す。初釋は、現在の布施の行にて現在の命根を感ずる義。

【一六四】阿羅漢等。以下七つの勝を數へて、留多壽行を辯ず。之れは第一、人勝にして、第一の資格は聲聞の極果たる阿羅漢たること。

【一六五】第二、神通の成就すること。之れは解脱勝なり。解脱に二種有り。智力にて唯煩惱障を斷ぜるを慧解脱（Prajñā-vimukta）と稱し、並びに定障を斷ぜるを倶解脱（Ubhayato-bhāga-vimukta）と稱す。今神通は定力によつて顯現し來るものにして、上の二障を離れたる倶解脱の羅漢の成就する所也。

【一六六】第三、心自在とは修習勝也。修習とは定を習する義にして、心自在とは入定せんと欲せば思ひのままに入定し得る義にして、之れを不時解脱と稱す。

【一六七】第四、僧衆に於いて等は福田勝也。施物を受くる福田（相手）の勝るることを要する

已りて、發願して卽ち（一七二）第四邊際靜慮に入り、（一七三）定より起ち已りて心に念じ、口に言く、「諸の、我が能く（一七四）富の異熟を感ずべき業は、願くは皆轉じて、壽の異熟果を招かん」と。時に彼の能く富の異熟を成ずべき業は、則ち皆轉じて、壽の異熟果を招くと。

（一七五）復た、宿業の殘りの異熟果を引取せしめんと欲するもの有り。彼れは說く、前生に、曾て受くる所の業に、殘れる異熟あり。今、修する所の邊際定の力に由りて、「是れを」引取して、受用するもの「是れ留多壽行」なりと。

捨多壽行に

云何が、（一七六）苾芻の、（一七七）捨多壽行なるや。

謂はく、阿羅漢にして、神通を成就し、心自在を得、僧衆等に於いて、前の如く布施し、施し已りて、發願して卽ち、第四邊際靜慮に入

條件なり。

【一六八】僧衆。四人以上を正しく名けて僧と爲す。三人は然らず。（婆沙一百十六）。

【一六九】別人とは慈定、無諍定等より起てる個人。

【一七〇】第五、諸の命緣等。是れ施物勝なり。施物は尋常の物を施すに非ずして、壽命に緣有る衣鉢ならば、施物として最勝なりとす。

【一七一】第六、施し已りて等は依止勝なり。卽ち所依止の定の勝ること也。

【一七二】第四邊際靜慮（Caturtham prā-ntakoṭikaṃ dhyānam）とは第四禪のことにて、諸定の上品なるが故に邊際と名く（光記）。此の論二十七參照。

【一七三】第七、定より以下轉業勝也。定力と願力との二によって、富の異熟果を感ずる業を轉じて、壽の異熟を感ずる業とすること。以上七個の勝資格を具して初めて次の如き轉業の事を爲し得るものなり。

【一七四】富の異熟を感ずる業に關しては光寶異解有り。光師は、布施の時の無貪と相應する思の心所を業體とすると說き、寶師は過去より羅漢が持ち來れる富を感ずる業なりと說く。蓋し、過去と現在とを問はず、布施の時の無貪と相應する思の心所と見るを至當とすべし。

【一七五】復た宿業云云は第二釋にして、此の說にては前生に半分受け殘せる壽の業を引き起して、今受くとの義なり。

【一七六】苾芻以下は、序に、促壽を明かす。

【一七七】捨多壽行（Bahu-jīvita-sa-makārān utsṛjanti）とは、前の留多壽行を正しく逆にして、八十年の壽命を五十年に

り、定より起ち已りて心に念し、口に言く、「諸の、我が、能く壽の異熟を感ずる業は、願くは皆轉じて、富の異熟果を招かん」と、時に、彼の、能く壽の異熟を感ずる業は、則ち皆轉じて、富の異熟果を招く。

留壽行捨に關する妙音の説

(一七八)尊者妙音は、是の如きの說を作す。彼れ、第四邊際定の力を起して、色界の大種を引き、(一七九)身中に現前せしむ。而して、彼の大種は、或ひは壽行に順じ、或ひは壽行に違す。此の因緣に由りて、或ひは壽行を留め、或ひは壽行を捨すと。

經部の説

(一八〇)應に、是の如く說くべし。彼の阿羅漢、此の(一八一)自在三摩地の力に由りて、曾て得したる宿業より生ずる所の(一八二)諸根の大種の(一八三)住する時の勢分を轉去して、未だ曾て〔得〕せざる

縮め、三十年を捨するが如きをいふ。

【一七八】尊者妙音等は、留多壽行と促壽とに關する妙音の異說を述ぶ。妙音(Ghoṣa)は婆沙論四大論師の一人にして、有部に於ける大哲也、その說は前の說が宗教的といふべくんば、之れは哲學的といふべく、第四定の定力によつて、羅漢の欲界に於ける身中に色界の大種を引きて現前せしむ。而してその色界の大種に二種ありて、一は欲界の身を攝益し、他は身を損害す。前者に依りて留多壽行有り。後者に由りて促壽ありと說くもの也。

【一七九】身中とは欲界の身をいふ。

【一八〇】應に是の如く說くべしとは經部の宗義を述ぶ。此の一語を以ても、世親の意が奈何に經部に好かりしかを察知し得ん。ともあれ、不時解脫の羅漢が過去の業にて感じたる異熟の諸根大種は、自在にして心のままなる定力によつて捨し去り、新に未曾得の定力にて起る長養の諸根大種を引き來りて受く。之れによつて留多壽行有りと說く者也。

【一八一】自在三摩地とは、不時解脫の阿羅漢が、何時にても心のままに入定し得るその定力によつてといふ意。

【一八二】諸根の大種云云。經部にては、有部と異りて、命根に別體有りと許さず。故に諸根の大種が相續して住する時の勢分を假りに命根と名く。

【一八三】住する時の勢分とは、過去の業力にて引く諸根の大種が、恰も弓を離れたる矢の地に落ちずして、向に行く勢力の如く、五十年百年住するそ

定の力の起す所の諸根の大種の住する時の勢分を引取するが故に、(一八四)此の命根は是れ異熟に非ず。(一八五)所餘の一切は、皆是れ異熟なりと。

(一八六)論によりて、論を生ず。

何のために壽命を促延するか

(一八七)彼の阿羅漢は、何の因縁ありて、多壽行を留むるや。

謂はく、他を利益し、安樂ならしめんが爲めの故に、(一八八)聖教を久しく世に住せしめんが爲めの故に。「而も」(一八九)自身を觀知するに、壽行將に盡んとし、(一九〇)他を觀ずれば、此の二種の堪能無き「時に於いてす」。

(一九一)復た何の因縁ありて、多壽行を捨するや。

他の阿羅漢、自ら、世に住して、他に於いて利益安樂の事少きを觀じ、或ひは病等の自身を苦逼するが爲めなり。

(一九二)有る頌に言ふが如し。

の住する勢力の義。

【一八四】この留壽行、捨壽行の時の命根は定力の所得なるが故に、異熟にあらず。

【一八五】一般の場合の命根は異熟なりといふ義。

【一八六】論に依りて云云。次に傍論に入りて、羅漢の留捨多壽行と世尊の留捨多壽行とを明す。

【一八七】彼の阿羅漢云云。留多壽行の因縁を説く。今は目的を擧ぐ。

【一八八】聖教(Śāsana)とは佛陀の御教の意。

【一八九】自身云云。以下留多壽行を明す。

【一九〇】他を觀ずる云云は、自身以外に、上の目的を遂行し得る人無しと見たる時の意。堪能は力量(Ability)也。

【一九一】復た云云。次に羅漢の捨多壽行の因縁を述ぶ。

【一九二】有る頌は雜阿含九、参照。

（一九三）梵行妙に成立し、聖道已に善く修して、壽盡くる時、歡喜すること、猶、衆病を捨するがごとし。

留捨壽行の資格

（一九四）此の中にて、應に知るべし、何れの處所に依りて、誰か、能く是の如くに、壽行を留捨するや。

謂はく、（一九五）三洲の人の女男の（一九六）相續にして、（一九七）不時解脫の邊際定を得せる諸の阿羅漢なり。彼れが身中には、（一九八）自在定有りて、（一九九）煩惱無きに由るが故なり。

（二〇〇）經に說かく、世尊は多命行を留め、多壽行を捨すと。

命と壽の相違

（二〇一）命と壽と、何の別ぞ。有るが言はく、別なしと。

【一九三】梵行とは持戒の義。聖道とは無漏道。

【一九四】此の中等。壽行を捨する人と處とを說く。

【一九五】三洲とは人趣の四洲中、聖者無き北洲を除く。

【一九六】相續(Saṃtati)とは身のこと。

【一九七】不時解脫とは何時にても般涅槃し得る者をいふ。羅漢の最上也。又邊際定とは不時解脫の羅漢にても邊際定を得せざるもの有りて、かくの如きは、命を延ばし又は促めること能はざるによりて特に斷はれるなり。

【一九八】自在定有りとは煩惱は無きも定に於いて自在ならざる鈍根の無學を簡ぶ。

【一九九】煩惱の無きとは、自在定は得せるも、尙ほ煩惱の有る利根の有學を簡別す。尙ほ此の論二十八を對見參照すべし。

【二〇〇】經に云云。世尊の二多壽行を明す。出處不明なるも蓋しこは、世尊が入涅槃の前、大病に罹られたるも禪定力によりて、强ひて之を抑へて入涅槃したまはず、後、三ケ月を經て八十歲にて般涅槃したまへる事實に關するものとす。之を阿毘達磨論師は前の三ケ月間は所謂留壽行の結果にして、後の般涅槃は一百歲又は百廿歲を標準として、捨壽行の結果と見るなり。

【二〇一】命と壽と等。此の經の文

(二〇二)本論に言ふが如し。

云何なるが命根なるや。

謂はく、三界の壽なり、

多行の義

(二〇三)有る餘師說かく、先世の業の果を名けて壽行と爲し、現在の業の果を名けて、命行と爲すと。

(二〇四)有が說かく、(二〇五)此に由りて衆同分の身住するを名けて壽行と爲し、(二〇六)此に由りて「衆同分」(二〇七)暫く住するを名けて命行と爲すと。

(二〇八)「多」の言は、多念の命行、壽行を留捨することを顯はさん爲めなり。一刹那の(二〇九)命行、壽行に留捨あるにあらざるが故に。

(二一〇)有るが說かく、此の「多の」言は、「一の命壽なる實體有りて、多時を經て住す」と云ふこ

に一方は多命行といひ、他方は多壽行といふ故に不審を起して、命と壽との關係を論ず。婆沙論一百二十六には十四說有りて、第一說は今の第一說同樣差別無しと說き、第二說は名のみ差別有りと說き、第三說以下は、皆有差別と說く。

【二〇二】本論とは、品類足論一、參照。

【二〇三】有る餘師云云は婆沙の第十一說なり。前世の業果を壽と名けて、捨する方なり。現世の業果を命と名けて留むる法なりと說く。

【二〇四】有が說かく等は婆沙の第六說なり。佛の壽命を取り扱ふに三分家と五分家と有り。三分家に云はく佛が百二十まで生くるを壽と名け、之を佛の一期住とす。然るに佛はその中四十年を捨して八十歲にて死し入涅槃したり。卽ち壽は捨する方なりと說く。

【二〇五】此れにとは命根を指す。附記。衆同分とは衆くの者の共同の部分卽ち相似の義にして各個身をいふ。

【二〇六】此れに由りてとは施業に由りての義。

【二〇七】暫らく、住すとは、佛が八十歲の上に尙三ヶ月の命を留めしを指す。

【二〇八】「多」の言等、多壽行多命行の多の字を釋する文。

【二〇九】命行、壽行の行の字は此の第一說にては行は有爲遷流の義にして、命根が有爲生滅の法にして、刹那刹那に生滅する故に行といふ意。

【二一〇】有が說かく等は、有部の第二說なり。命壽の實體を執するは正量部又は犢子部也。（宗輪論疏及び Kathāvatthu 1. 1. 參照）。

とを遮せんが爲めなりと。

〔二一〕有るが說かく、此の言は、一實の命壽の體無く、但だ多行に於いて、假りに是の如き命と壽との二の名を立つることを顯はさんが爲めなり。若し爾らずと謂はば、應に〔二二〕行と言ふ可からざるべしと。

〔二三〕世尊は、何が故に多壽行を捨て、多命行を留むるや。

佛陀の留捨壽に就て

〔二四〕死に於て自在を得ることを顯はさんが爲めの故に、多壽行を捨つ。活に於て自在を得ることを、顯はさんが爲めの故に、多命行を留む。

唯三月を留めて、「敢て」、增減せざりしは、此「の三月」を越えては更に、〔二五〕所化の事無きが故に。〔二六〕「又」、此れより減じては、〔二七〕生を利すること究竟せざるが故なり。

【二一】有るが說かく云云。第三說にして之れ經部の主張也。經に多行と云ふは有部の義に反する證と說くものにして、之れも行は五蘊或は四蘊衆多の行にして有爲の異名と說くものなり。蓋し、有部は例の素朴實在論によつて、命根も亦、特殊の獨立的實在と說くによる。

【二二】行と言ふ可からざるべしとは、經に唯だ世尊は「多命を留め、多壽を捨す」と說くべしとの義。

【二三】世尊は云云。世尊の二多壽行の因由を說く。之れに二說有り。初めは世親の說にして後の一は婆沙の說なり。第一說は死活自在を得ることを顯はすと說き、第二說は、能く衆魔を伏することを顯はす義と說く。

【二四】死に於て云云は第一說にして、世親の解釋なり。

【二五】所化の事(Vineya-kārya)とは敎化すべきことの意。

【二六】「又」此れより減じて等の三月延壽のことは佛の蘇拔陀羅(Subhadra)を濟度する爲めに三月の命を延ばしたりといふ因緣を指す。

【二七】生を利すとは衆生を濟度利益する義。

(二八)又、先きに自ら稱して、「我れ、善く(二九)四神足を修行したるが故に、住すること一劫、或ひは、一劫餘ならんと欲せば、心の所期の如く、則便ち、能く住す」と言へることを成立せんが爲めなり。

(三〇)毘婆沙師は、是の如きの說を作す。今、能く、(三一)蘊、死の二魔を伏することを顯はす。世尊は先きに、(三二)菩提樹下に於いて、已に、(三三)天魔と(三四)煩惱魔とを、伏せしが故にと。

二、憂根及び信等の五根三無漏根

(三五)傍論已に竟はる。正論を應に辯ずべし。憂根及び後の信等の八根は、皆異熟に非ず。是れ、(三六)有記なるが故に。

三、七色根意根四受根

餘「の十二根」は、皆な二に通ず。義准じて已に成せり。

【二八】又、先きに自ら等。唯だ三月の命を留めたる因由の第二なり。佛の定自在を得ることを顯はす義と解す。長阿含第二の遊行經には佛が此の言を再三阿難に對して繰り返し、而も阿難の之れを解し得ざりしことを說けり。今の說は、佛がその言を成立せんが爲めに三月の壽を留めしといふ說なり。

【二九】四神足云云。佛本行經に曰はく、佛以二神足力一、更存二壽三月一云云と、蓋し所謂神足力とは四神足の謂也。神足とは一の者を百にし、乃至延促凡て意に任せて自由自在なる定のことにして詳細は此の論二十五參照。

【三〇】毘婆沙師とは第二說也。

【三一】蘊魔(Skandha-māra)とは五蘊積集の身の事にして、此の魔は死を嫌ひて、何時迄も永遠に此の身を此の世に止めんと欲す。佛の捨壽は此の魔を伏せることを顯はす。死魔(Maraṇa-māra)とは死のことにして、此の魔は行者を促して、早く無常に歸せしめんと欲し、今世に永く住することを嫌ふ。佛の留壽は此の魔を伏せることを示すとの解。

【三二】菩提樹下云云は、佛が尼連禪(Nairanjanā.巴利 Nerañjarā)河畔の菩提樹(Ficus religiosa)下に於いて大覺成道せる時のことに關す。

【三三】天魔(Deva-putra-māra)。又は自在天魔といふ。欲界第六天卽ち他化自在天の魔王は能く人の善事を害する故に魔と名く。

【三四】煩惱魔(Kleśa-māra)とは、煩惱のことにして、此の

謂はく、七の色〔根〕と、意根と、憂を除ける餘の四受との十二は、一一皆な二類に通ず。七の有色根の、若し(二七)所長養のものは、則ち異熟に非ず。餘は、皆な異熟なり。意及び(二八)四受は、若くは善と、染汙なると、若くは(二九)威儀路、及び(三〇)工巧處、併に能變化とは、〔各各〕(三一)其の所應に隨つて、亦異熟に非ず。餘は皆異熟なり。

四、憂根を非異熟と見るの難

若し、憂根は異熟に非ずと說かば、此の經の所說を、當に云何にして通ずべきや。契經に言ふが如し。三種の業有り。(三二)順喜受業と、順憂受業と、順捨受業となりと。

有部の答

受の相應するに依りて、順と言ふに、過なし。謂はく、業と憂〔受〕と相應するが故に、順憂受業と名づく。觸と樂と相應するを、說きて順樂

魔は有情を染汙す。四魔のことは佛地論一等參照。

【二五】傍論以下、正論に復す。

【二六】有記(Uyākṛta)とは記すべき性有りて無記に非ざるを意味す。憂根は善、不善の性にして、信等八根は唯是れ善性に局るが故なり。

【二七】所長養(Aupacayika)とは先天的のものに非ず、(異熟に非ざること)後天的に飲食等にて長養さるるものの義。

【二八】四受とは五受根中、憂を除く四受根なり。

【二九】威儀路は「威儀路に關する」(Airyāpathaka)と云ふ形容詞の譯なり。而して威儀路なるものは、行住坐臥等の威儀の依つて、表はるる所の色香味觸の積集を體とす。今は威儀の中に活動する意と受とを取る。

【三〇】工巧處(Śailpasthānika)。同じく工巧處に關すると云ふ形容詞たり。工巧に身語二工巧の別有り。細工、描畫等は前者より起るものにして、詠歌の如きは後者に基く。能變化心(Nairmāṇika)。通力を以て種種の變化をなす時の心。

【三一】其の所應に隨つてとは、威儀等に關するものは意の性に屬するを以て、苦根なく、又た三界の中には、樂、喜根の無き地あるを以てなり。謂く、欲界の威儀路に關する意根と其と相應する喜、捨根は異熟に非ず、色界の威儀路に關する意根は異熟に非ず、及び其意根と相應する各地に在る受根も亦た然り。工巧處に關する意と受とは准知すべし。能變化に關する意と受とは五地(欲と四靜慮)に通じて、唯捨根のみにして異熟に

受觸と名くるが如し。

外難　(二三二)若し爾らば、順喜と、順捨との受業も亦應に、是の如くなるべし。一經の說なるが故に。

有部の答　(二三四)汝が欲する所に隨ふ。我れに於いては、違ふこと無し。異熟と相應と、理に「於て」、皆失無し。

外難　(二三五)難を逃るる處無し、「汝」、此の通經を作すに。理實には、何に因りて、憂は異熟に非ざるや。

毘婆沙師の答　憂は、(二三六)分別の差別により生ずる所なるを以て、「其の」止息することも「準じて」亦然なり。異熟は爾らず。

外難　(二三七)若し爾らば喜根も異熟に非ざるべし。「是れも」亦分別に由りて生じ、及び止息するが故に。

非ず。或は威儀路、工巧處、能變化は等しく常に唯捨根とのみ相應すと云ふ說もあり。(稱友)。

【二三三】順喜受業(Saumanasya-vedaniyam karma) 順憂受業(Daurmanasya-vedaniyam karma) 順捨受業(Upekṣā-vedaniyam karma)、之れ、上に憂根を一向に異熟に非ずと說けるにつきての問題なるが、要するに問題は順の字の解釋如何に存するものにして、難者は異熟として感ずる義に解する故に憂根も異熟果たることに成り、有部にては業の體は思の心所にして、その思の心所が憂受と相應し隨順する義即ちその業を造る時に、心配し、憂受と相應して造りしといふ意に解す。

【二三二】若し爾らば。再難。有部にては喜捨二受を異熟と立つるが故なり。

【二三四】汝の欲する所云云。有部の答。汝の云ふ所に從つて此の喜捨の二は異熟と見るも業と相應すると見るも差闕なしのと義。

【二三五】難を云云。舊譯には若爾由レ無レ能故皆許レ如レ此・有ニ何別道理一、能立ニ憂非ニ果報一。

【二三六】分別とは考へ方の義。考へ方の差別、即ち分別の仕方をかへると心配も生じ、又は息む、故に憂は異熟に非ずとの意。

【二三七】毘婆沙師の答に附して難す。

毘婆沙師反徵

(二三八)若し、憂根は是れ異熟なりと許さば、(二三九)無間業を造り已りて、因つて卽ち。憂を生せば、此の業は爾の時、應に果、已に熟すと名くべし。〔謂は

外難

亦應に是の如くに喜根を徵難すべし。〔謂はく〕、(二四〇)若し、喜根是れ異熟なりと許さば、勝福業を造り已りて、因つて卽ち、喜を生せば、此業を爾の時應に果已に熟すと名くべし。

毘婆沙師の答

(二四一)毘婆沙師は、咸く、是の說を作す。已に欲を離れたるものは、憂根なきが故に。〔而も〕、異熟は然らす。故に、〔憂根は〕異熟に非ずと。

外難

(二四二)若し爾らば、應に欲を離れたる有情の異熟の喜根と說くべし。何の相か有りと知るや。

毘婆沙師の答

(二四三)彼の有の相に隨ひて、此れが相も亦然るべし。謂はく、善の喜根は、(二四四)此の位に有る容し。無記の異熟も、應に、類するに、無きに非ざるべし。〔然れども〕、此の位の中に於いて、憂は

【二三八】毘婆沙師の反徵。

【二三九】無間業とは殺父母等。造業して無間に地獄に墜つる業也。若し憂を異熟果とすれば、造業後、直ちに憂ふることは、軈て、その業已に熟したりとせざるべからざるべしといふ義。

【二四〇】毘婆沙師が憂を異熟とし能はざると同樣の理由を擧げて、喜を異熟と見るの不都合を示し、依つて以て、喜を異熟とする限り、憂をも異熟と見るべしと說く。

【二四一】毘婆沙師以下。以上、分別に約して釋せば、常に喜根がついて回はる故に今は離欲者に約して釋す。憂根は欲界に局るが故に離欲(欲の煩惱を離れたる者には無きも、異熟は三界の惑を離れたる羅漢に於ても在り。故に憂根は非異熟なりとの意。

【二四二】外難なり。憂喜は共に分別より生ずるが故に、離欲者に已に憂なしとせば、同樣に異熟の喜をもなしとせざるべからざるなり。然るに毘婆沙師はありといふ。いかなる理由、特徵(相)によりてありと知るかとの詰問なり。

【二四三】彼の有の相云云は毘婆沙師の答。離欲者にも、善の喜根があるといふ特徵より推して、無記の喜根もありと知り得るとなり。

【二四四】此の位。離欲の位。

(二四五)一切種に、有る容きこと無きが故に、「憂は」定んで異熟に非らず。

五、其の他の諸根　根等八根

(二四六)眼等の八根は、若し「人天の」善趣に在るは、是れ善の異熟なり。若し「三」惡趣に在るは、是れ惡の異熟なり。

意根

意根は、善趣、「又は」惡趣に在るに隨つて、是れ(二四七)倶の異熟なり。

喜樂捨

喜、樂、捨の根は、「人天傍生及び鬼の四趣の中にて」、何れの趣に在るも、隨つて是れ善の異熟なり。

苦根

苦根は、善趣、「又は」惡趣に在るに隨つて、是れ惡の異熟なり。

(二四八)善趣の中に於いて、「女男」二形有る者は、唯、根の處所のみ不善業をもつて招く。「一般に」、善趣の色根は、善業の引くが故に。

【二四五】一切種とは、定位、非定位總ての場合を指す。已離欲の者には此の總ての位に善心の憂根も無く、染汚心の憂も無く、憂と名くべきものは一切無し。而も若し異熟ならば、此の位にも有る筈なりとの意。

【二四六】眼等以下問答を息めて眼等五根を明す。三惡趣とは、地獄餓鬼傍生(畜生)等の不可愛の趣(有情の輪廻して趣く所の意)。

【二四七】倶の異熟とは、善惡業の果のこと。喜根と相應する意根ならば、設ひ惡趣の意根にても善業の感、若し苦根と相應する意根なれば、人天の意根にても惡業所感なり。

【二四八】善趣云云。上に善趣の八根は、善の異熟と說き來れるがその中には女男根も在り。此の二は勿論善の異熟なれども、二根のものは、その據り所が不善業の所感たる爲に、一根なるべきものが、二根幷在するに至れるなりの意。

第三節　有異熟無異熟門

是の如く已に、(二四九)是異熟等を說きたり。(二五〇)二十二根の中、幾くか有異熟にして、幾くか無異熟なるや。

頌に曰はく、

憂は、定んで有異熟なり。前の八と、後の三とは無なり。

意と、餘の受と、信等とは、一一に皆二に通ず。

一、憂根

論じて曰はく、前に說く所の憂根は、當に知るべし、定んで有異熟なり。

(二五一)唯と、(二五二)越との義に依りて、頌に「定んで」

【二四九】是異熟とはそれ自體の異熟なること、非異熟に對す。

【二五〇】二十二根の中云云。諸門分別の第三、有異熟無異熟門を明かす。當來に異熟果を有するを有異熟と稱し、當來に果なきを無異熟と稱す。此の頌の舊譯は

一定、有ㇾ報。十二種、意餘受信等。

大意。二十二根の中、憂根は其の性善又は不善にして有記性の且つ有漏なるが故に有異熟なり。眼等の五根は女、男、命の三と共に唯無記の性なる故に、又未知等無漏の三根は無漏なるが故に合して十一根は常に無異熟なり。意根と、喜等の四受根と信等の五根との十は二種に通ず、意及び三受根(喜、樂、捨)の善不善の有漏なるは有異熟にして、無記と無漏とは無異熟、又苦根の有記なるは有異熟、無記なるは無異熟、信等の五根の有漏なるは有異熟、無漏なるは無異熟なり。

【二五一】唯の梵語は都(Tu)實に、誠に等の強めの語。定んでの梵語も都(Tu)といふに由る。此の唯は簡持の義と稱し、他を簡別排斥して、自體を維持主張する義。

【二五二】越とは次第順序を越えて先に說く意。その顯勝なるに由る。

の聲を說く。謂はく、憂根は、唯、有異熟を兼ねて、〔次の如き〕二義を具するが故に、次〔第〕を越えて說くことを顯はす。

二義を具すとは、〔一に〕憂は、無記に非ず〔三五三〕強思より起るが故に。〔二に〕亦、無漏に非ず。唯〔欲界〕散地のものなるが故に。

此〔の二義〕に由りて、次を越えて先づ、憂根は定んで有異熟なりと說く。

二、眼等五根男女命根三無漏根

眼等の〔三五四〕前の八と及び〔三五五〕最後の三とは、定んで無異熟なり。〔三五六〕八は無記なるが故に。三は、無漏なるが故に。

三、意四受根信等五根

餘は、皆二に通ず。義をもつて準ずるに、已に成ず。謂はく、意根と、〔憂を除ける〕餘の四受と、「信等」の言に等取せる精進等の四根と。此の十は、一一皆二類に通ず。

意と樂と喜と捨とは、若し不善と善との有漏ならば有異熟にして、若し無記と無漏とならば無異熟なり。

苦根は、若し善と不善とならば、有異熟なるも、若し無記ならば無異熟なり。

信等の五根は、若し有漏ならば、有異熟なり。若し無漏ならば、無異熟なり。

【三五三】強思（Vikalpa-vaśāt）とは強分別の義。強分別より起る故に、善惡に局りて無記には通ぜず。

【三五四】前の八とは眼等の五、女男の二、及び命の一、合して八をいふ。

【三五五】最後の三とは、三無漏根。

【三五六】八は等。前八の因故にして、三は等、後三の因故なり。

第四節　三性門

是の如く、已に、有異熟等を說きつ。

〔二五七〕二十二根の中には、幾か善、幾か不善、幾か無記なるや。

頌に曰はく、

〔二五八〕唯、善なるは、後の八根なり、憂は、
善と不善とに通ず。
意と、餘の受とは、三種なり。前の八は、
唯無記のみなり。

信等の五根　三無漏根

論じて曰はく、〔二五九〕信等の八根は、一向に、是れ善なり。〔二十二根の中の〕〔二六〇〕數次は、後に居ると雖も、前〔の文の中、最も後に說ける〕に乘ずるが故に、先に〔是れを〕說く。

憂根

憂根は、唯、善、不善の性のみに通ず。

【二五七】二十二根云云。諸門分別の第四、三性門の分別を明す。二十二根の善惡を論ずるなり。

【二五八】頌の舊譯
八根善、二種、
憂意及餘受、三種。餘一種。
大意。二十二根中、眼等の五と、女男の二と命と所謂前八根は其の性善に非ず、惡に非ずして是れ無記なり。意根及び喜樂苦捨の四受は三性に通じ、憂根は善惡の二性に局り、信等五根と、後の三無漏根とは唯善の一性に局る。

【二五九】信等八根とは信等五根と、三無漏根。

【二六〇】數次とは數ふる順序。

意と四受根 眼等の八根

意と、及び〔憂を除ける〕餘の受とは、一一、(二六一)三に通ず。

(二六二)眼等の八根は、唯無記の性なり。

第五節　界　繫　門

是の如く、已に善、不善等を説きつ。

(二六三)二十二根の中、幾か欲界繫、幾か色界繫、幾か無色界繫なるや。

頌に曰はく、

(二六四)欲と色と無色との繫は、次の如く、後の三と。
兼ねて、女と男と憂と苦とを除き、并びに、色と喜と樂とを除く。

欲界十九根

論じて曰はく、欲界には、後の三無漏根を除く。彼の三根は唯不繫なるに由るが故に、准知するに、欲界繫には、唯〔餘の〕十九根有り。

色界十五根

色界は、前の如く、三無漏〔根〕を除き、兼ねて男、女、憂、苦の四根を除く。准知するに、〔餘の〕十五根は、亦色界繫に通ず。

【二六一】三とは善、惡（又は不善）、無記。

【二六二】眼等の八根とは眼等の五根と女男命の三根。

【二六三】二十二根云云。諸門分別の第五、界繫門を辯ず。

【二六四】頌の舊譯
欲界有除レ淨、色有除二女男一、二苦、無色有、除二樂及色一。大意。若し欲色無色の界繫を以て分別せば、欲界に屬するものは、二十二根の中三無漏根を除きたる餘の十九根。又色界に屬するものは、三無漏根と女男、二根と、憂苦二受根とを除きたる餘の十九根。無色界に屬するものは唯命意捨及び信等五との八根のみなり。又二十二根中全く三界に繫屬せざるは後の三無漏根なり。蓋し三界の自性は有漏なればなり。

女男〔根〕を除くは、色界は、已に、(二六五)淫欲の法を離るるが故に。〔而して亦〕女、男根ある身の醜陋なるに由るが故に。

若し然らば、何が故に、(二六六)彼れを說きて、男と爲すや。

何れの處に於いて說けるや。

(二六七)契經の中に說く。契經に言ふが如し、(二六八)處もなく、(二六九)容も無し。女身の梵と爲ることは、處有り、容あり、男身の梵となることはと。

(二七〇)別に、男相有り。謂はく、欲界の中の男身の有する所〔の相〕なり。〔男根有るには非ず〕。

(二七一)、苦根無きは、身の淨妙なるが故なり。又彼〔の界〕には、不善法有ること無きが故なり。

(二七二)憂根なきは、(二七三)奢摩他の相續を潤すに由るが故なり。又、彼〔の界〕には、定んで(二七四)惱害の事無きが故なり。

無色界八根

無色には、前の如く、三無漏と女、男、憂、

【二六五】淫欲云云。法勝毘曇論に、無二男女根一者、彼無二受用事一故。（卷六）といへり。

【二六六】彼れとは色界の有情。

【二六七】契經等。中阿含二十八瞿曇彌經に曰ふ。女人不レ得レ行二五事一、若女人作二如來無所著等正覺、及轉輪王、天帝釋、魔王、大梵王一者、終無二是處一。若男子作二如來無所著等正覺、天帝釋、魔王、大梵王者、有二是處一云云。

【二六八】處(Sthāna)とは道理の義。「ことわり」と訓ず。

【二六九】容(Avakāśa)は容有の義。可能性(Possibility)をいふ。容も無しとは有る容きことも無しとの意也。

【二七〇】別に等。經を通ずる文。別に男根は無きも、欲界の男の如き勇猛なる相を具する故に男と名くる也との意。

【二七一】苦根無きは等。色界に苦根無き理由を叙ぶ。二因故有り。初めのは有情の身が淨妙にして、觸惱より生ずる苦根なり、後のは不善業なきが故に異熟生の苦根無しといふ。

【二七二】憂根等は憂根の色界になき理を述ぶ。之にも二因あり。一は奢摩他の定の力にて、相續の身を潤養する故に、二は心を憤らす物（外緣）無き故にといふ也

【二七三】奢摩他（Śamatha）。又、舍

苦を除き、幷びに、五色及び喜、樂の根を除く、准じて知る。餘の八根の無色界繋に通ずるを。謂はく、意と、命と、捨と、信等の五根となり。

第六節 三斷門

(二七五)是の如く、已に欲界繋等を説きつ。二十二根の中に、幾か見所斷、幾か修所斷、幾か非所斷なるや。

頌に曰はく、

意と、三受とは、三に通ず。憂は、見と、修との所斷なり。
九は、唯、修所斷なり。五は、修と、非となり、三は、非のみ。

意喜樂捨は二斷

論じて曰はく、(二七六)意、喜、樂、捨は、一一三

摩他、奢摩陀、舍摩陀等にも作る。禪定七名の一にして、止、寂靜、能滅等と翻じ、心を攝して、散亂を離るるをいふ。色界の身心はこの力によつて潤はさるるが故に、憂なしとす。

【二七四】惱害の事(Āghāta-vastu)。惱害は憤發すること、事は境界にして、惱害の事無しとは心を憤發せしむる對境なしとなり。

【二七五】是の如く云云。上を結んで、次に、諸門分別の第六、三斷門を叙す。頌文の舊譯は、意三、受三種、見修滅憂根、九修道滅。五、或非滅、三非。大意。二十二根を見、修、非斷の三斷門の見地より分別すれば、眼等の五、女、男、命、苦の九根は唯修道によつて斷ずべく、意、喜、樂、捨の四根は三斷に通じ、憂根の一は見修の二斷に通じ、信等の五根は、その有漏なるは修所斷にして、無漏なるは非所斷、三無漏根は非所斷なり。

【二七六】意等。四根は八十八使の見惑(隨眠品參照)と相應する時は見所斷にして、無漏と相應する時は非斷、八十一品の修惑と相應する時は修斷なり。此の修斷中又二斷有り。若し修惑と相應する時は自性斷にして、若し有漏の善無記の意等ならば緣縛斷なり。次の憂根の見修二所斷は、上

「斷」に通ず。皆見と、修と、非との所斷に通ずるが故に。

憂は見修の二斷なり

憂根は、唯だ、見と、修との所斷に通ず。無漏に非ざるが故に、「非所斷には通ぜず」

七色命苦は修斷

七色と、命と、苦と「の根」は、唯だ修所斷なり。(二七七)不染汚なるが故に、非六生なるが故に、皆有漏なるが故に。

信等の五根は修

信等の五根は、或は修所斷なるあり、或は非所斷なるあり。染汚に非ざるが故に。皆(二七八)有漏と、及び無漏とに通ずるが故に。

三無漏根は非所斷なり

最後の三根は、唯非所斷なり。皆無漏なるが故に。無過の法は、是れ、所斷に非ざるが故に。

に準ず。

【二七七】不染汚等。三因故を以て、七色根以下の見斷、非所斷に非ざることを敍す。前二因故は第二卷に、不染と非六生との色は定んで見斷に非ずと說ける條參照。それは見斷に非る因故、前後の有漏の因故は非斷ならざる因故なり。

【二七八】有漏なるは修道所斷に屬し、無漏なるは非所斷に屬す。然れども信等の五根はその自體、染汚にあらざるを以て見道所斷にあらず。

第三章　二十二根と得

第一節　三界初生位の初得根

已に諸門の義類差別を說きつ。

(二七九)何れの界に於て、初に幾の異熟根を得するか。

頌に曰はく、

欲の胎、卵、濕生は、　初めに、二の異熟を得す。
化生は、六、七、八なり。　色は、六なり、上は、唯、命のみ。

欲界の胎卵濕に就て

論じて曰はく、欲[界]の胎と、卵と、濕との[三]生は、(二八〇)初めの受生の位には、唯だ身[根]と、命との二の異熟の根を得す。此の三生は、根の漸く起るに由るが故なり。

(二八一)彼れは、何にして、意と、捨との二根を得せざるや。

(二八二)此れは、續生する時には、定んで染汙な

【二七九】何れの界において云云。以下雜分別をなす中、今は受生に際して得る所の異熟根のことを叙す。
欲の等の頌の舊譯は、
欲中初得二、果報、非ニ化生ニ、彼得六、七、八、色中六、餘一。
大意。偈文の意を逆にして上界より云はば、無色界に生ずる有情は、彼の界に色無きが故に唯、命根の一を得し、色界の有情は受生の初には眼等五根と命根との六を得す。欲界に在りては有情の受生に四種の別ある内、胎生(胎藏より生ずるもの)、卵生(卵殼より生ずるもの)、濕生(濕氣より生ずるもの)の三は、受生の初めには、身と命との二根を得し、化生の者は六根を得すると七根を得すると八根を得するとの別有り。(四生のことは世間品參照)

【二八〇】中有の位を去りて生有の初に到れる位をいふ。その際は他の諸根が未だ發生せざるを以て、唯、命、身の基礎的根のみあるなり。

【二八一】彼れは等は問。有部に依れば受生と命終との二位には、捨根が必ず相應し、又受生の時には意根が必ず起る。其の二を何故に今は一緒に數へざるかといふ詰問なり。

【二八二】此れ等は答。意、捨二根は續生の時に起りつつあるも、父母に愛恚を生ずる染汙の故に今は異熟の中に入れずといふ意。

欲(い)化生

るが故なり。

(二八三)化生の、初位には、六と、七と、八とを得す。謂はく。(二八四)無形の者は、初めに、(二八五)六根を得す。〔例へば〕、(二八六)劫初の時の如し。

何等をか、六と爲すや。

謂はゆる眼、耳、鼻、舌、身、命なり。

若し、(二八七)一形の者は、初めに、七根を得す。諸天等の如し。若し、二形の者は、初めに八根を得す。

(二八八)豈に、二形にして、化生を受くる者有らんや。

(二八九)惡趣には、二形の化生有るべし。

欲界中の、初得の根を說き已りつ。今次に當に、色、無色界のを說くべし。

(二九〇)欲界は、欲、勝るるが故に、但だ欲と言ふ。色界は、色、勝るるが故に、但だ色と言ふ。

【二八三】化生等は其の中に中有をも含む。化生とは托する所なくして頓に生ずるものをいひ、從つて諸根も頓起す。

【二八四】無形とは女、男の根なき者。

【二八五】六根とは、眼等五と命根。

【二八六】劫初云云。世界の最初の有情には男女根なく、六根頓得なりとの定說なり。

【二八七】一形の者とは、男女の一根有る者。此の一根を加ふる故に七根となる。次の二形も類して知るべし。

【二八八】豈に等は問。化生は、論八に、一切生中、化生最も勝ると有り。然るに二形は惡業所感なるが故に彼れと之れと相容れざるが如き故に此の問を作せる也。

【二八九】惡趣等は答。化生には種種有りてその凡てが最も勝るるには非ず。地獄の有情は凡て是れ化生なり、又餓鬼にも化生有り。之れ等の中には、惡業所感の二形有りとの答意。

【二九〇】欲界は等。上の頌文に欲、色二界のことを唯欲、色とのみいひ、界の字を略せる理由を揭ぐ。

(二九一)契經に、亦言はく、(二九二)寂靜なる解脱は色を過ぎて無色なりと。

色界の初得

色界においては、初めに(二九三)六の異熟根を得す。欲[界]の化生の、無形なる者の如く說くべし。

無色界の初得

(二九四)「上は、唯命なり」とは、謂はく、無色界は、定、勝れ、生も勝るるが故に、「上」の言を說く。

(二九五)無色界の中の最初に得る所の異熟根は、唯命のみにて、餘に非ず。

第二節　三界死位の終滅根

異熟根の最初の得を說き已りぬ。

死位に於ける最後の根

(二九六)何れの界の死位には、幾の根が「最」後に滅するや。

【二九一】契經云云。雜阿含十四に曰く、

寂靜解脫超ㇾ色無色、身作證具足住云云。

【二九二】寂靜解脫（Śānta vimokṣa）とは八解脫中の第八滅盡定の解脫の事。

【二九三】六とは眼等の五根と命根。

【二九四】上は云云。頌の中に無色界のことを上と記したることを釋す。無の無色は方處なき故に、地の上とはいひ難し。

【二九五】無色界には女男根は勿論、眼等の五根もなきを以てなり。

【二九六】何れの界の死位には等。雜分別の第二、死位に於ける滅根の多少を明す。

頌文の舊譯

正死人棄捨、於無色命意、捨根。於色八。欲界十、九、八、

次第死捨四。於善諸處五。

大意。有情の將に命終せんとする最後に幾何の根を滅するかを明さんに、先づ惡無記心にて死する者に就て謂はば、欲界には死する形式に頓死と漸死と二有る中、頓死者は二形者に在りては、眼より意に至る六根と捨、女男根等合して十根を捨し、一形者は準じて九根、無形者は八根を滅す。若し漸死者ならば、只身命意捨の四根を最後の一刹那に滅す。

色界に在りては、眼等の五根と命意捨根との八を以て、命終者の最後の位に滅する根の數と爲し、無色界に在りては、命意捨の唯三根を以てその數とす。若し善心にて死する者は三界の別に拘はらず、乃至欲界にてはその死の形式

頌に曰はく、

正しく死するとき、諸の根を滅すること、
無色は三なり、色は八なり。
欲の頓は十と九と八となり。　漸は四なり、善は五を増す。

の頓と漸とに別無く、信等五根を具する故にそれ丈滅根の數を増すと知るべし。

【二九七】無色界以下は信等の五根を除きて說く。之れ、後に「若し善心にて云云」いふ如く、今は專ら惡無記心にて死するものにつきて論ずるが故なり。

【二九八】卽ち前とは次前といふに同じ。

【二九九】色界に生るゝには胎、卵、濕にならず。凡て化生なるが故に、かくいふなり。

無色界は三根

論じて曰はく、(二九七)無色界に在つて、將に命終せんとする時には、命、意、捨の三、最後に滅す。

色界は八根

若し、色界に在りて、將に命終せんとする時には、(二九八)卽ち前の三根と、及び眼等の五と、是の如きの八種、最後に滅す。(二九九)一切の化生は、必ず、諸根を具して、生死するが故なり。

欲の頓死者は八九十根

若し、欲界に在りて、頓に、命終する時は、十と、九と、八との根、最後に滅す。謂はく、二形の者は、〔最〕後に、十根を滅す。卽ち、女男根と、幷びに、前の八種となり。若し、一形の者は、〔最〕後に九根を滅す。女男の中に於いて、隨つて、一種を除く。若し、無形の者は、〔最〕後に八根を滅す。謂はく、女男無く、唯、前の八のみあり。

是の如く說く所は、頓に命終するものに依りてす。

欲の漸死者は四根

若し、漸に、命終するものは、「最」後に、唯四を捨す。謂はく、欲界に在りて、漸に、命終する時は、身、命、意、捨、最後に滅す、此の四は、必ず、前後に滅する義無し。

是の如く說く所は、應に知るべし、但、染と、無記との心にて、命終するものに依る。

善心にて命終する際は以上に五を增す

若し、三界に在りて、善心にして死する時は、信等の五根を必ず皆具有す。故に、前說したる一切の位の中に於いて、其の數は、皆應に信等の五を加ふべし。謂はく、無色に於いては、增して、八根に至り、乃至、欲界の(三〇〇)漸終は、九に至る。中間の多少は、理の如く、應に知るべし。

第三節　二十二根と四果

(三〇一)根を分別する中に、一切の根法、皆應に、思擇すべし。(三〇二)二十二根の幾くか能く何れの(三〇三)沙門果を證得するや。

頌に曰はく、

【三〇〇】漸終とは漸漸に命終する意。

【三〇一】根を分別する云云。或人は一切の根法、其位の差別、及び功能の差別を思擇すべしと解し、或人は「根を分別する中」とは、發智、婆沙の根蘊を指す。其中に於て一切の根法、其位の差別、及び功能の差別を思擇せるを以て今も復た此等を思擇すべしと解す(以上稱友)。要するに諸根を種種に分別することは、煩はしきことなれど、徹底的にやるべしとなり。蓋し次の問題は極めて煩瑣に涉るが爲ならん。

【三〇二】二十二根の幾くか云云。幾くの根を用ゐて沙門果の何れを得するかを明す。

【三〇三】沙門果。(沙門の性の果 Śrāmaṇya-phala)諸の無漏道を沙門の性と云ふ。此の道を懷く者を沙門(Śramaṇa)と名づく。沙門果とは預流、一來、不還、羅漢の四果なり。

(三〇四) 九は、邊の二果を得す、七と、八と、九とは、中の二なり。十一は、阿羅漢なり。　一の容有に依りて說く。

論じて曰はく、「邊」とは、謂はく、預流と、羅漢との果なり。沙門果に於いて、初めと、後とに居するが故なり。

「中」とは、謂はく、一來と不還との果なり。此れは、初めと、後とに觀待して、中間に在るが故なり。

初果は九根による

初めの。(三〇五) 預流果は、九根に由りて得す。謂はく。意及び捨と、信等の五根と、未知當知と、已知とを九となす。

(三〇六) 未知根は、無間道に在り。已知根は、解

【三〇四】舊譯　九得二邊二果一、七八九中二、十一得二羅漢一、說レ依二一人成一。頌文は割合に簡單なれど、その寓する法相上の意味は極めて複雜繁瑣なれば簡單にその大要を記し難し、蓋し、複雜なる四沙門果の修得法と、之に關連する禪定階級の性質とを豫想して、根の數を定めんとしたるを以て、その組み合せ上、勢ひ繁雜に流れざるを得ざればなり。讀者は少しく忍耐して長行に就て、頌意を會得せられんことを望む。

【三〇五】預流果(Srota-āpanna)とは、聖者の初位にして、凡夫位を捨てて聖道の流れに預れる位といふ義なり。廿二根より判ずれば、此位を得る爲には、意根と捨根と、信、勤、念、定、想の五根と、未知當知根と已知根との九根に由るを條件とす。意根は心の主體なれば缺くべからざる條件なるは勿論にて、信等の五根は修行條件となり、未知根と具知根とは、次ぎに述ぶるが如く、智慧條件となるなり。而して捨根は初果を發得する地位上、自ら然るものとす。初果とは見道位の卒業者をいふものなるが、この見道は初禪の豫備定たる未至定に依りて發得せらるる定めにて、而もその未至定には、五受中、ただ捨受(Feeling of indifference)のみあるが故に、初果は捨受根を具備すと言はるるなり。

【三〇六】聖諦を現觀するに十六心あり、上下二界の苦集滅道の四諦の下に各各、忍(豫備的確信)と智(眞の確信)とあるが故なり。此中、前十五心の

脱道に在り。此の二、相資けて、最初の果を得す。(三〇七)[この二根は]其の次第の如く、離繫の得に於いて、能く、引因と依因との性と爲るが故なり。

阿羅漢も九根による

(三〇八)阿羅漢果も、亦、九根にて得す。謂はく、意と、信等の五根と、已知、具知と、及び、喜、樂、捨、[三]の中の隨一とを九と爲す。

(三〇九)已知根は、無間道に在り。具知根は、解脱道に在り。此の二、相資けて、最後の果を得す。其の次第の如く、離繫の得に於いて、能く、引因と、依因との性と爲るが故なり。

(三一〇)中間の二果は、其の所應に隨つて、各各、七、八、九の根の得する所と爲る。

一來果の世間道は七根

所以は何ん。

且らく、(三一一)一來果の(三一二)次第證の者は、世間

間を初果向と云ひ、第十六心に到りて初めて初果といふ。今、「未知根は無間道にあり、已知根は解脱道にあり」といへるは、總じて云へば、前十五心は初果の豫備的確信なるを以て、未知當知根に屬すれど、別して言へば、第十五の道類智忍(上界の道諦に對する豫備的確信)を未知根といひ、第十六の道類智に到りて、初めて三界の四諦に對する一切の惑去り、所謂、見惑斷盡するを以て之を具知根といふなり。これ無間道とは忍位の名にして解脱道とは智位の名なればなり。

【三〇七】其次第の如く云云とは、この未知根と具知根とは離繫得、即ち擇滅無爲を得る上に於いて、それぞれ、引因と依因となるをいふ。引因とは、第十五道類智忍の無間道は同類因となりて擇滅無爲を引生する義にて、依因とは、第十六心の解脱道は離繫得を支持する義なり。

【三〇八】阿羅漢果も、九根によれど、初果の捨受に限るに反し、羅漢果は、喜、樂、捨の何れか一なるは異る所なり。これ阿羅漢果は、未至、中間、四根本、下三無色の九地の何れによりても發得し得る位なるを以て、若し初定二定によるものは喜受と相應し、第三定によるものは樂受と相應し、未至定又は下三無色によるものは捨受と相應するが故なり。

【三〇九】已知根は無間道にあり云云とは、羅漢果は言ふまでもなく、見惑、修惑の一切を斷盡したる位なるが、特に第三果以後の修行として修惑中にて、非想非非想地の九品の煩

道に依りては、七根に由りて得す。謂はく、意、及び捨と、信等の五根となり。

一來果の出世道は八根

〔三三〕出世道に依りては、八根に由りて得す。謂はく、即前の七根と、已知根の第八となり。

一來果の倍離欲は九根

〔三四〕倍離欲貪の超越證の者は、預流果の如く、九根に由りて得す。

不還果の世間は七根

若し、〔三五〕不還果の次第證の者は世間道に依りては、七根に由りて得す。出世道に依りては、八根に由りて得す。前の次第〔證の者〕の一來果を得するが如し。

不還果の全離欲は九根

〔三六〕全離欲貪の超越證の者は、九根に由りて得す。前の、超越〔證の者〕の一來果を得するが如し。

一來、不還の區別

〔三七〕總じて說けば、然りと雖も。而も、〔一來果と不還果との間に〕差別有り。謂はく、〔三八〕此

惱を斷ずることによりて得らるる位なり。然るにこの九品の惑を斷ずるに矢張その一一に忍と智、卽ち無間道と解脫道とあり、合して、九無間道、九解脫道によりて完成することになる。今、「已知根は無間道にあり」といへるは、その中にて第九無間道を指すものにて特に之を金剛喩定と名く。「具知根は解脫道にあり」とは第九解脫道を指すものにてここに到り初めて盡知生ずるを以て、之を具知根とは名くるなり。その引因、依因の義は初果の場合に例して知るべし。

【三〇】一來果及び不還果の場合は極めて複雑なり、これ、この二果には次第證とて初果より順次に進むものと、超越證とて超越的に進むものとあり。而も又、其等に世間道とて初め有漏道によりて修行して進み來るものと、無漏道によりて進み來るものとの區別あり。加ふるに超越の度合にも種種の區別あるを以て、一一の場合を考察すれば非常に繁瑣とならざるを得ざるによる。

【三一】一來果(Sakṛdāgāmin)とは、欲界、九品の修惑中、前六品を斷じて、尙ほ三品を殘し、その三品の力によりて、尙ほ一度、欲界に生を受けざるべからざる位をいふ。第二果なり。

【三二】今は先づこの一來果の次第證の而も世間道によるものを明す。世間道とは、有漏の六行觀とて、下地は麤、苦、障なり、上地は靜、妙、離なりと觀じて、欲界修惑の前六品を斷ずるをいふ。この世間道のは無漏なきを以て無漏を除

れば、依地に差別有るが故に、樂、喜、捨の中にて、隨つて一を取る可きも、前果の超越は、唯一の捨根のみなればなり。

世間道による不還果の一特例。八根

(三一九)又、次第して不還果を證する者は、若し第九の解脫道の中に於いて、根本地に入るときは、世間道に依りては、八根に由りて得す。〔而して〕、彼の無間道は、捨受と相應し、解脫道の中には、復た喜受有り。此の二受、相資けて、第三果を得す。離繫得に於ける、〔引、依〕二因は、(三二〇)前の如し。

不還の出世道は九根

出世道に依りては、九根に由りて得す。〔其の中〕、八根は、前の如くにして、已知は、〔其の〕第九なり。無間と、解脫とには、此〔の已知根〕の、倶に有るが故なり。

阿羅漢の九根得に關して

豈に、(三二一)根本阿毗達磨に、「幾の根に由りて、

いて七根のみあるなり。

【三一三】出世道とは無漏道のことなり。之は重觀無漏と稱し先に見惑を斷じて初果を得し、次に重ねて無漏智を起して屢四諦の理を觀じ修惑を斷ずればなり。

【三一四】倍離欲貪(Bhūyo-vita-rāga)とは更に餘の行相(六行觀)を以て欲貪を離れたりとの義。欲貪(Rāga)とは欲界煩惱の總名なり。而してこの倍離欲の人は今、見道に入るや、第十五道類智忍より、初果に入ることなく、直ちに第二果に進むを以て超越證といふなり。

【三一五】不還果。梵に阿那含(Anāgāmin)。欲界九品の修惑を斷盡して再び欲界に還生せざる聖者の位。

【三一六】全離欲貪(Sakala-vita-rāga)とは凡夫の位に有漏の六行觀を以て欲界九品の修惑を全べて斷盡せる者。

【三一七】總じて說けば、一來果の倍離欲の超越證も、全離欲の不還果も共に九根得なりと雖も區別ありとの義。

【三一八】此れとは、全離欲の不還果をいふ。この不還果はその所依地として、未至、中間、四根本の六地により得るを以て、從つて受根にありても、樂、喜、捨の何れか一と相應すれど、前の超越證の一來果にありては、必ず未至定により て、見道に入るを以て、相應受は捨に限る。卽ち受根の相應に於て兩者の間に區別あるなり。

【三一九】次第證の不還果にして、世間道によるものは七根によることは前に述べし所なれど、ここに特別の場合として八根得なるものあり、卽ち信

阿羅漢を得するや」と問ひて、十一根なりと、答ふるにあらずや。云何ぞ、乃ち、九根に出りて得すると言ふや。

實には、第四「阿羅漢果」を得するは、但だ九根に由る。而も、本論に、十一根と言ふは、一身の中の容有「の義」に依るが故に說けるなり。謂はく、〔三二〕一の補特伽羅あり。無學の位より、數數退し已りて、樂、喜、捨「の中」の隨一の現前するに由り、數復た阿羅漢果を證得すること有る容し。斯れに由りて、本論には、十一根と說くも。然れども、一時に、三受の俱起することは無し。

是の故に、今は、定んで九根に由ると說く。

〔三三〕不還果の中に於いては、何ぞ、是の如く「十一根と」說かざるや。

等の五根意と、而して喜捨の二受となり。二受を具する所以は、無間道中には未至定によりて捨受と相應しながら、第九解脫道の時に到りて、願うて初禪の根本地に入りて喜受と相應するがため見道は速疾なるを以て、其の初出卽ち第十六心には異受續起することを得ず、修道は容預なるを以て異受續起するをを得。是に由つて超越證の者は見道を出でたる初刹那なるを以て不還果を證する第九解脫道に根本地に入ることを得ず、卽ち異受續起せず、次第證の者は已に修道中に居れば已の願により根本地に入ることを得、卽ち異受續起することあり。

【三〇】前の如しとは、預流果の場合の如しとの謂なり。卽ち無間道が引因となりて離繫得を引起し、解脫道は依因と成りてこれを持す。

【三一】根本阿毘達磨（Abhidharma）とは發智論（十五參照）眞諦は原本の如く單に「阿毘達磨」と言ふ、根本の二字は玄奘が意義より加へしものなり。

【三二】一の補特伽羅（Pudgala）數取趣と翻ずるを通例とす。人とも譯す。羅漢に退ありや否やは諸派の大問題なるが有部にては退することありと許す。從つて又羅漢果を三度退墮して、三度取り戻すといふこと有り。その際一度は第三定の樂根に依り、一度は初定の喜根により、一度は未至定等の捨根に依りて取り戻すとせば之れを總じて數ふるときは十一根得となる譯なり。

【三三】不還果云云。不還果はその超越證に在りては、最初果を得るときには、阿羅漢果と

不還果には十一根得なし

(三二四)樂根にて不還果を證すれば、後時に於いて、退する義の有ることを得ること無く、(三二五)亦、退し已れば、樂に由りて復た得すること無きを以てなり。

(三二六)先に離欲して、第三果を超證し、還つて退する義有るに非ざるは、此の(三二七)離欲の果は(三二八)二道の所得にして、極めて堅牢なるが故なり。

第四節 根の成就に關する二十二根相互の關係

(三二九)今應に思擇すべし、何れの根を成就せば、(三三〇)彼の諸の根の中の幾を定んで成就するかを。

頌に曰はく、

同じく九根により、而も喜樂捨の三受の中何れなりとも、その中の一を以て果を得する故に此の間を作す。意は、超越證の不還果も阿羅漢果同樣十一根と說くべし。初退する時は第三定の樂根にて、次に退する時には第二禪の喜根にて、最後に退する時は未至定等の捨根にて取り戾す故に十一根にて得せずや。

【三二四】樂根云云は答。樂根とは第三定の樂根。之れと不還果を得る人とは、凡夫の位に、有漏道を以て色界二禪の惑まで斷じ、後に見道に入れる人なり。その得する所の不還果は力强く、堅固にして退果無し。

【三二五】退し已れば云云。退果の有るは必ず次第證の人に限る。次第證の人が不還果を退失するは欲界の煩惱を起す故にて、それが後時、取り戾すは必ず無間道には未至定に依り、捨受を以てす。

【三二六】先に等は超越證の人の退果すること無きを明す。

【三二七】離欲の果とは不還果の事。

【三二八】上道とは有漏無漏。

【三二九】今應に云云。根を成就するにつきての根相互の不離、必俱の關係を明かす。

【三三〇】彼の諸の根とは、二十二根をさす。

頌の舊譯は

捨命意相應、必與三相應、與四有樂身、與五有眼等、有喜亦有苦、與七、有女等、與八、與十一、有知知已根、未知欲知根、與十三相應。

大意、命意捨の三根は其の何れの一を成就するも、之れと共に、必ず又他の二根を成就し、樂根を成就する時は必ず

命、意、捨を成就すれば、各、定んで三を成就す。

若し樂、身を成就すれば、各、定んで四を成就す。

眼等及び喜を成ずれば、各、定んで、五根を成ず。

若し、苦根を成就すれば、彼れは定んで、七を成就す。

若し、女と、男と、憂と、信等とを成せば。各、八を成ず。

二の無漏は十一なり、初めの無漏は、十三なり。

論じて曰はく、命、意、捨の中、一を成就するに隨つて、彼れは、定んで、(三二)是の如きの三根を成就す。

命意捨は不離なり

此の三の中、隨つて、所闕あれば所餘の根を成就する者有る可きに非ず。

命意樂捨の四根を成就し、身根を成就する時は必ず命意捨身の四根有り。又眼根を成就する時は必ず身命意捨眼の五根、耳鼻舌の根を成就する時は必ず身命意捨及び自の五根を成就す。喜根を成就する時は必ず命意捨樂喜の五根を、又苦根を成就する時は必ず身命意樂喜捨苦の七根を、又女男根の隨一を成就する時は必ず同前の七根と女男根の隨一との八根を成就す。

又信等五根を成就する時は必ず命意捨信勤念定慧の八根を、具知根を成就する時は、必ず命意喜樂捨信等五根及び具知根の十一を、又已知根を成就する時は意命喜樂捨と信等五根と及び已知根との十一を、最後に未知當知根を成就する時は、身命意捨喜苦樂及び信等五根並びに未知當知根の十三を成就す。

【三二】是の如き三根とは命意捨を指す。

此の三根を除きて、餘は、皆不定なり。謂はく、或ひは成就し、或ひは成就せず。

五知根に就て

此の中、眼、耳、鼻、舌の四根は、(三二)無色界に生ずるものは、定んで、成就せず。若し欲界に生じて、未得と已失とも、亦成就せず。身根は、唯だ、無色界に生ぜるもののみ、定んで成就せざる有り。

女男根

女男の二根は、上二界に生ずるものは、定んで成就せず。若し、欲界に、生ずるものは、未得と、已失とは、「倶に」亦成就せず。

樂根

樂根は、(三三)異生の第四定及び無色界に生ずるものは、定んで成就せず。

喜根

(三四)喜根は、異生の三、四定及び無色界に生ずるものは、定んで成就せず。

苦根

(三五)苦根は、若し、色、無色界に生ずるものは定んで成就せず。

憂根

(三六)憂根は、一切の欲貪を離れたるものは、定んで成就せず。

五善根

信等の五根は、善根斷のものは、定んで成就せず。

未知根

(三七)初めの無漏根は、一切の異生及び(三八)已住果のものは、定んで成就せず。

【三二】無色界には色無き故に、此の四根及び次下の身根を成就せず。

【三三】異生(凡夫)とは聖者(有學無學)を簡ぶ。聖者は設ひ第四定に生じ又は無色に生ずとも、第三定の無漏の樂根を成就せり。これ無漏法は界繋に墮せざるが故なり。

【三四】喜根。上の樂根に準じて知るべし。

【三五】苦根は唯欲界繋の法なればなり。

【三六】憂根も亦欲界繋に局る。故に設ひ欲界に在りても、欲の貪を離れたる者は定んで成就せず。

【三七】初めの無漏根とは未知當知根。

【三八】已住果(Phala-stha)とは見道第十六心の位。(未知根は第十五心迄なり)

已知、具知根

次の無漏根は、一切の異生と、見道と、無學とは、定んで成就す。後の無漏根は、一切の異生と、及び有學の位とは、定んで成就せず。

(三三九)非遮の位に於いては、應に知るべし。前に說く所の如き(三四〇)諸根、皆定んで成就す。

樂根と必俱者

(三四一)若し、樂根を生ずれば、定んで四を成ず。謂はく、命、意、捨と及び此の樂根となり。

身根と必俱者

(三四二)若し、身根を成ずれば、亦定んで四を成ず。謂はく、命、意、捨と及び此の身根となり。

五知根と必俱者

(三四三)若し、眼根を成ずれば、定んで五を成就す。謂はく、命、意、捨、身の根と、眼根となり。耳、鼻、舌の根も、應に、知るべし、亦五「を成ず。中に於いて」、前四は、眼の如く、第五は身根なり。

喜根と必俱者

(三四四)若し、喜根を成ずれば、亦定んで五を成ず。謂はく、命、意、捨、樂、喜の根なり。

喜樂必俱者に對する難

(三四五)第二靜慮地に生じて、未だ、第三靜慮を得せず。下を捨して、未だ、上を得せざるもの、此れは、何れの樂根を成ずるや。

【三三九】非遮の位とは上來明し來れる不成就の位を遮の位と云ひ、此の遮以外の位を非遮の位といふ。

【三四〇】諸根とは前來說き來れる十九根なり。

【三四一】若し樂根云云。第三、四頌を釋す。此の內に身根を除くは、聖者が無色界に生ずるときは、第三定の無漏の樂根を成就するも身根は成就せざる故なり。

【三四二】若し身根云云。此の中に樂根を除くは、凡夫が第四禪に生ぜるときは、身根は成就するも、第四禪には樂根無く從つて之は成就せず、且つ元より凡夫なれば、第三禪の無漏の樂根は成就せざる故也。

【三四三】若し眼根云云。第五、六頌を釋す。

【三四四】若し喜根とは欲界初禪。欲界の意識相應の喜根につきていふ。

【三四五】第二靜慮云云。喜根を成就する者は、定んで樂根を成就すといふに就きての難なり。意は第二禪天に生ぜる凡夫は、二禪天の喜根を成就するも、そこには樂根無し。翻

答

(二四六)當に言ふべし。第三靜慮の染汙の樂根を成就すと。(二四七)餘は、未だ、〔之れを〕得せざるが故なり。

苦根と必俱根

(二四八)若し、苦根を成ずれば、定んで七を成就す。謂はく、身、命、意と四受となり。憂を除く。〔之れその離欲のものに無きが故なり〕。

女男根と必俱根

(二四九)若し、女根を成ずれば、定んで八を成就す。〔其の〕七は、苦の如く、說くべし。第八は、女根なり。若し、男根を成ずるも、亦定んで八を成ず。〔其の〕七は、苦の如く、說くべし。第八は、男根なり。

若し、憂根を成ずれば、亦定んで八を成ず。〔其の〕七は、苦の如く、說くべし。第八は憂根なり。

五善根と必俱根

(二五〇)若し、信等を成ずれば、亦各、八を成ず、謂はく、命、意、捨と信等の五根となり。

つて、初禪にある三識相應の樂根(下地)は有漏法として已に捨し已りて成就せず、加へて未だ第三禪の定を修得せぬ故に第三定の上地の樂根も亦成就せず。然れば此の人は喜あるも樂根無かるべしと。

【二四六】當に言ふべし等とは答。第三禪の定を修得せざる程の人なる故第三禪の煩惱を斷盡し居るべきに非ず。故に此の人は第三禪の煩惱と相應する染汙の樂根を成就すとの意。

【二四七】餘はとは、光師、善無覆無記不レ得故と釋せり。此の善といふ中には無漏をも含むと知るべし。無覆無記の樂根とは通果心の樂根なり。第三禪の有漏の善と無漏の善と、通果無記等との樂根は未だ得せず、之れ等は唯第三禪の定を得せる人のみ成就する故にとの答なり。

【二四八】若し苦根云云。第七、八頌を釋す。苦根を成就するは必ず欲界の人也。憂根を此に除くは離欲者なる故、欲界に生じても憂根は成就せざるが故なり。

【二四九】若し女根等は第九、十頌を釋す。

【二五〇】若し信等。爰に身根等を除くは無色界の異生は身根等を成就せざる故にて、此の故に喜樂等も除く。

具知根と必倶根

〔三五一〕若し、具知根を成ずれば、定んで十一を成就す。謂はく、命と、意、樂、喜、捨と、信等の五根と及び具知根となり。

已知根と必倶根

〔三五二〕若し、已知根を成ずるも、亦定んで十一を成ず。〔其の〕十根は、上の如く、及び已知根なり。

未知根と必倶根

〔三五三〕若し、未知根を成ずれば、定んで十三を成就す。謂はく、身、命、意、苦、樂、喜、捨と、信等の五根と、及び未知根となり。

第五節　根成就の數的局限

第一、根具足の最少限度

〔三五四〕諸の極少なるは、幾根を成就するや。

頌に曰はく、

極少なるは八なり。無善は、受と身と意

【三五一】若し具知根等。第十一頌を釋す。具知根を成就する者は阿羅漢なり。此の樂喜は無漏のものと知るべし。

【三五二】若し已知根等。已知根を成就する人は前三果の人なり。(前三果を得せる人)聖者が欲貪を離るる時、必らず善根を得し、第二定の貪を離るる時必らず樂根を得す、故に第四定若しくは無色に生じても喜、樂根をも成就するなり。

【三五三】若し未知根云云は第十二頌を釋す。此の根を成就する人は見道の行者也。見道に入る者は必ず欲界の身に局る故に身苦を加ふ。但し已離欲の人にして初めて見道に入るが故に憂根は除く。

【三五四】諸の極少云云。雜分別の第五、根を成就するにつきての極少の量を說く。

頌の舊譯

極少無善八、受意身命應、凡夫無色爾、捨命意信等。

大意。斷善根の有情は定んで苦、樂、憂、喜、捨、身、命、意の八根を成就す。之れを根を成就するにつきての最少限とす。蓋し、此の有情は、眼等四、及び女男の六根は或は成就し或は不成就にして、不定なるに加へて、餘の信、勤、念、定、慧の五及び三無漏根は、斷善根の者として、定んで成就すること無きに由る。又凡夫の無色界に生ぜる者も亦唯信等五根及び命意捨の八根のみを成就す。故に根を成就する最少の局限は八とす。

と命とを成ず。

愚の無色界に生ずるは、善と命と意と捨とを成ず。

斷善根は八

論じて曰はく、(三五五)已に善根を斷ぜるものを、名けて(三五六)無善と爲す。(三五七)彼れ、若し、極少なるは、八根を成就す。謂はく、五受根、及び身、命、意なり。

(三五八)受とは、謂はく、能受〔の義〕(三五九)能く領納するが故に、或ひは、是れ、(三六〇)受の性なるが故に、名けて受と爲す。(三六一)圓滿の性に、(三六二)圓滿の名を立つるが如し。

愚生も八

斷善根のものの、極少は、八を成ずるが如く、愚の、無色〔界〕に生ずるも、亦、八根を成ず。

愚とは、謂はく、(三六三)異生なり。未だ(三六四)諦を見ざるが故に。

何等をか、八と爲す。

【三五五】已に善根を斷ぜる(Samucchinna-kuśala-mūla)。

【三五六】無善(Niḥ-śubha)。

【三五七】彼れはとは斷善根者が漸漸命終する時に約す。

【三五八】頌文に字數の制限あるを以て、受を通常ならば(Vedanā)と云ふべきに今は(Vid)と云ふ語根的名詞を用ゐたれば其語義を釋するなり。

【三五九】領納(Vedayate)云云。用に隨つて名を立つるを明す。前境(對境)を受け込み、行相を受け込む作者(Agent)に名づく。

【三六〇】受の性(Vedana)云云は受の當體に隨つて名を立つ。受け込むことが受の當體也。狀態に名づく。

【三六一】圓滿の性(Saṃpadana)。

【三六二】圓滿(Saṃpad)此も語根的名詞にして、前の受(Vid)の第二釋の例證なり。

【三六三】異生(Pṛthag-jana)。凡夫にして愚痴無聞凡夫なり。

【三六四】諦(Satya)とは萬有を通貫して行はれ、又之を支配する規則としての四諦(苦集滅道)。

謂はく、信等の五と、命、意、捨との根なり。

信等の五根は、一向に善なるが故に、〔頌の中に〕、總じて名けて「善」と爲す。

若し爾らば、應に三無漏根も攝すべし。

〔三六五〕爾らず。此の中には、「唯」八根のみに依つて、〔言を爲すが〕故に。又「愚の無色界に生ずるもの」と、〔局〕說せるが故に。

第二、根具足の最大限度

〔三六六〕諸の極多なるは、幾根を成就するか。

頌に曰はく、

極多なるは、十九を成ず。　二形〔者〕は、
三淨を除く。
聖者の未だ離欲せざるは、　二淨と、一形
とを除く。

【三六五】爾らず云云。二十二根全體の中にて「善」といはば勿論三無漏根をも含むべきなれども、今は唯、「八」といへる中につきて善といふものなる故に三無漏根には關係せずとの謂。

次の又「愚の無色界云云」もその第二因故なり。凡夫と斷はりある故に、無漏根に關係する筈なりとの意。

【三六六】諸の極多云云。雜分別の第六、根を成就するにつきての最大限を明す。

頌の舊譯

極多與十九、離三無流根、二根、有欲聖、一根除二淨。

大意。一有情が、根を成就する最大限は十九根なり。之れに二類有りて、その一は、凡夫の二形者にして、之れは三無漏を除く十九根を成就し、二は未離欲の聖者にして、已知、具知及び女男根の隨一の三を除きて餘の十九根を成就す。但し、此に所謂聖者にも、見道に住すると修道に住するとによりて別有り。前者は上の如く、已知、具知を除き、修道に住するは未知、具知を除く。女男根に關しては通じて、隨一を除く。

二形者は十九根

論じて曰はく、諸の二形の者にして、眼等の根を具するは、三無漏根を除きて。餘の十九を成ず。無漏を淨と名く。(三六七)二縛を離るるが故に。二形のものは、必ず、是れ、欲界の異生にして、未だ、欲貪を離れざるが故に十九有り。

唯、此れのみ、十九を具するや、更に有りと爲んや。

未離欲の聖者も十九根

聖者の、未だ、離欲せざるものも、亦、十九を具す。謂はく、(三六八)聖の有學の、(三六九)未だ、欲貪を離れざるものは、極多を成就して、亦、十九を具す。(三七〇)二無漏を除き、及び(三七一)一形を除く。若し、見道に住するものは、已知根、及び具知根を除き、若し、修道に住するものは、未知根及び具知根を除く。[又]、女男の二根は、隨つて、一種を除く。諸の聖者には、二形なきを以ての故に。

(三七二)界の根、非根の差別を分別するに因みて、玆に乘じて廣く二十二根を辯じ竟りぬ。

【三六七】二縛とは相應縛、所緣縛の二をいふ。相應縛とは心が、之れと相應して起る煩惱の爲に繫縛せらるること、所緣縛とは同じく、心が所緣の境に縛せらるること。

【三六八】聖の有學云云とは見道又は修道に住せる未離欲の聖者のこと。

【三六九】未だ離欲せざる故に憂根ある意を寓す。初果向より不還向迄をいふ。

【三七〇】二無漏とは已知、具知二根。又は未知、具知二根。

【三七一】一形を除くとは聖者には不具なる二形と無根と無きが故なり。

【三七二】界の根非根云云。結文、十八界に關し、論二に根非根を辯じたる義、便に二十二根を明すこと、仍て上の如しとの意。

卷の第四（分別根品第二の二）

第四章　諸法の生起と諸法相互の關係

第一節　法の生起に必倶なる諸法

諸法の各別相と必倶的生起

今應に思擇すべし。一切の有爲は、㈠相の不同なるが如く、生ずることも、亦各異なるや、[はた]諸法は、決定して、倶生すること有りと爲んや。定んで倶生すること有り。謂はく、一切の法に、略して五品有り。一には㈡色、二には㈢心、三には㈣心所、四には㈤心不相應行、五には無爲なり。

五位

無爲＝不生

無爲は、生ずること無ければ、此の中に說かず。

【一】相(Lakṣaṇa)とは體相にして、變礙の義あるを色、領納するは受、像を取るは想等と云ふが如きを指す。諸法は體の各別なるが如く、その生起も各別なものなりや、はた決定して倶生する法も有りやとの問意。

【二】色(Rūpa)。物質。

【三】心(Citta)。心王、六識。

【四】心所(Caitta-caitasika)。六識以外の凡ての心性活動の要素。

【五】心不相應行(Citta-viprayukta-saṃskāra)とは色心二法に非ざる一種の原理にして、得、非得、同分、無想定、無想果、滅盡定、命根、生住、異、滅(四相)、名、句、文を云ふ。

第二節　色法の倶生

色の定倶

今先づ色の決定して倶生することを辯ずべし。

頌に曰はく、

(六)欲の微聚は、聲無く、根無ければ、八事有り、身根あるは、九事なり、十事は、餘根有り。

微聚

論じて曰はく、色聚の極細なるに、(七)微聚の名を立つ。更に、此れより細なるもの無きことを顯はさんが爲めなり。

一般色法の八事倶生隨一不滅

此は、(八)欲界にありては、聲なく、根も無きときは、八事倶生して、隨つて一も減せず。

云何が、八事なる。

(九)謂はく、四大種と、及び、四が所造の、色香、味、觸なり。

【六】頌の舊譯

於欲界八物、無聲根鄰虛、有身根九物、十物有餘根。

一般に物質(色)の生ずるや、之れを素材的方面より云へば、四大、性質的方面より云へば四境(色香味觸)より成る。之を八事倶生と稱し、その一を缺くも諸法は生ぜず。之を隨一不滅といふ。但し內界の有情の場合に在りては九事又は十事倶生す。更に身根の一を加へ、眼耳鼻舌の四根の如きはその上に又その各を加ふるが故に九又は十事倶生するなり(欲界)。色界に在りては六事倶生す。斯界には香味を缺くこと已述の如きを以てなり。

【七】微聚とは極微聚の義、色法(極微)の少し許り集りて成す所の微塵の如きもの。極微の獨住を許さざるは有部の教理なるを以て、その最少限度の聚合體に就て論ずる也。

【八】欲界とは色界の六事倶生を簡ぶ。これ斯界には香味を除く故なり。

【九】後にもあるが如く、有部の法相に從へば、例へば、現

內身の色の九事及び十事倶生

聲無くして、根有る諸の極微聚あり。此れが倶生の事は、或ひは九、或ひは十なり。〔即ち〕、身根のある聚は、九事倶生す。〔其の〕八事は前の如く、身〔根〕を第九となす。

(一〇)餘の根のある聚には、十者倶生す。九事は、前の如く、〔之れに〕眼等の一を加ふ。(一一)眼、耳、鼻、舌は、必ず身を離れず。〔而も〕(一二)展轉相望するに、(一三)處の各別なるが故なり。

有聲色の倶生

前の諸聚に於いて、若し、聲の生ずるあらば次の如く、數を增して(一四)九、十、十一となる。(一五)聲處の、根を離れずして生ずる有るを以てなり。謂はく、有執受大種の因より起るものなり。

四大種の倶生と各別的認識關係

(一六)若し、四大種相離れずして生ぜば、諸聚の中に於いて、云何にして、堅なり、濕なり、

實の水は、單に、水大の極微のみの集合體にあらず、矢張、他の地、火、風の諸極微と結合して成立するものにして、ただ水大の著しき點に於て水となるのみ也。同樣に地火風の組織も亦然り。又是等假の四大の性質と見らるる色香味觸も有部に從へばそれぞれその極微を有しながらも、現實化する際には、四者の結合によるものにして、その著しきに從つて色、香、味、觸の區別を生ずるものとす。而して、いかなる物質も、四大と四塵との合成體ならざるものなき點に於て、八事倶生隨一不滅とせらるるなり。此點は勝論などか、地水火風が各各その極微より成立すと見、色香味觸を全く四大の性質と見ると大に異る所なり。

【一〇】有情の身體的組織の最少限度を明すなり。

【一一】眼云云。十事倶生に必ず身根の有る因故。

【一二】眼等四根を相互相對して考ふるに、相互にその地位、異るを以て四俱は各別に勘定し得るとの意、即ち四根は必然的に倶生するにあらざれば十事倶生にして必ずしも十三事倶生にあらず。

【一三】處とは眼等四根がその處の各別にして、眼と耳と重なりならざること。

【一四】九は八事倶生の外境の色法、十は九事倶生の內身の有身微聚。十一は十事倶生の眼等。

【一五】聲處云云。聲が身根眼根を離れずに生ずること。之れは十事十一事兩倶生の義を明す文。

【一六】堅濕煖動の四大は必然的に離れずとするならば、何故

煖なり、動なりと、「その」隨一のみ得べくして餘に非ざるや。

第一說 (一七)彼の聚の中に於いて、勢用の增する者は、明了にして得つべし。「然も」餘の體無きに非ず。「例へば」針鋒と(一八)籌と合せる觸を覺するが如く、「又た」(一九)鹽味と麨と合せる味を嘗むるが如し。

難 云何にして、彼れに於いて、亦、(二〇)餘の有るを知るや。

答 (二一)攝、熟、長、持の業有るに由るが故に。

第二說 (二二)有るが說く、緣に遇はば、堅等も、便ち、流等の相有るが故に。(二三)水聚の中に、極冷に由るが故に、煖相の起ることあるが如し。「冷と煖とは、素より」相離れずと雖も、而も冷の用增す。(二四)受と聲との、用に勝劣あるが如しと。

に現實上、その區別ありやとの問なり。

【一七】 前の疑問に對する答辯なり。四大は相離れざるも、其勢用の著しきに從つて、地水火風の現實的相違を生ずるなり。然ども有部はその勢用の增大の割合は說かず、此點は吠壇多精要などの方は詳し。(木村著六派哲學六四五參照)

【一八】 籌は細き棒の類、原本に(Tūli)とあり。是れ草花の總の狀を云ふ。今は其の總の狀の軸を取る。針鋒に比して遙に鈍感を與ふるもの。Tūliに或は綿の義あるを以て舊譯に綿と云ふ。又得たり。

【一九】 鹽味は前喩に於ける針鋒に準じ、麨は籌に順ず。

【二〇】 餘とは堅(例へば)に對する濕煖動等。

【二一】 攝は水大、熟は火大、長は風大、持は地大の業用なり。業有るによりて體有ることを推知すとの答。

【二二】 有が等。室利羅多(Śrilāta)の說。第二說は同じく用の增に約して、認識關係を說く者なれども之れは緣に約して餘大の體を推定するを說く。卽ち堅を性とする金類も熔せば水の如く流るるに到るは、堅中に水大あるによるとの意なり。水聚以下一段の文は稱友の釋論より見るに二種の文ありしが如し、一の文は舊譯の如く「於ニ水中ニ由ニ極冷ニ故、或得ニ熱觸ニ雖レ不ニ相雜ニ」譯本には雜を離に作る)、有ニ冷勝別德ニ如ニ聲及受有ニ勝別德ニと讀むものにして、雖不相雜以下は論主の破斥とす。全文の意に謂く、水の中冷、極冷の度あるによりて、同時に若干量の煖性卽ち火大あることを知ると室利羅多は言ふと雖

第三說經部の說

(二五)有る餘師說かく、此の聚の中に於いては、餘〔の體〕は、(二六)種子のみありて、未だ體相有らず。(二七)故に契經に說く、「木聚の中に於いて、種種の界有り」。界は、謂はく、種子なりと。

經部、毘婆沙師に問ふ

(二八)如何にして、風の中に顯色有るを知るや。此の義は、信ずべく、比知すべからず。或は(二九)合せる所の香の、現に取るべきが故なり。〔而して〕香と、顯色とは、相離れざるが故なり。

色界の俱生

前に、色界には、香と、味と、並びに無しと說きたり。故に、彼の〔界の〕聲無きは、六、七、八有り。聲、有るは、七、八、九〔事〕俱生す、此れは、准じて知るべきが故に說かず。

事 Dravyaの意義問

此の中に、事と言ふは、(三〇)體に依りて說くとや爲ん、(三一)處に依りて說くとや爲ん。

も、冷に煖を雜へずと雖ども、例せば聲に何物をも雜へざるも冷に中冷、極冷の度あり、例せば聲に何物をも雜へざるも小聲、中聲、大聲の別あるが如し。受も亦た同理にて其の度に强弱あるが如しと、稱友の釋は此の本に依る。第二種の文は玄奘の新譯にして、此一段の文を總じて有說の立義とす。

【二三】 水聚の中に云云。極寒の時井戶の水が煖く思はるる如きことを意味す。

【二四】 受は苦樂捨の三受。地獄の如きは捨受も有れど苦受の勝るる故に地獄を苦を受くる處と爲し、諸禪天は逆に又捨受有れども樂受のすぐるる故に之を樂生天と名くるが如しとの意。聲とは、鼓を打つ時には手の聲も有れど鼓の方が勝るる故に鼓の聲と云ふが如しとの意。

【二五】 有る餘師云云。經部の說にては色聚中に現行して有るものは體相なり、餘の不現行のものは唯種子許りありて未だ體相無しとの意。

【二六】 種子(Bīja)は能力の義。

【二七】 契經とは雜阿含十八に曰く、若有ニ比丘ー得ニ神通力ー自在如意。欲レ令ミ此枯樹爲ー地水火風金銀等物ー、悉皆成就不レ異。所以者何。謂此枯樹中有ニ種種界故云云。

【二八】 「如何にして云云。八事俱生と云ふ定限に由り、風の中にも色無かる可らざるを以て其の實有なる根據を質す。

【二九】 合せる所の香云云。沈香の烟は必ず顯色を兼ねて匂ふの類なり。

【三〇】 體とは色法ならば靑黃赤白の顯色、長短等の形色乃至觸境ならば、十一種の觸境の

失を徵す

失を出す

體に約して說く事は太だ少き失有る難

若し、爾らば、何なる過ありや。

二つ、倶に過あり。

若し、體に依りて說かば、八、九、十等は、便ち、太だ少なりとす。諸の微聚には、必ず、形色有り。多くの極微有りて、共に積集するに由るが故に、重性と輕性と、定んで隨つて一有り。滑性と澁性との隨一も、亦、然り。〔又〕或る處には、冷有り、饑有り、渴有り。是〔の如くなれば〕、則ち、言ふ所は、太少の過有り。

處に約して說けば太だ多に失する過有りとの難

若し、處に依りて、說かば、八、九、十等は、便ち、太だ多しと爲す。

〔三二〕四大種は、觸處の攝なるに由るが故に、應に四等と說くべし。是〔の如くなれば〕、則ち言ふ所は、太多の失有り。

答

二つ、倶に過無し。

應に知るべし、此の中に、言ふ所の事とは、一分は、體に依りて說く。謂はく所依の大種なり。一分は、處に依りて說く。謂はく、能依の造色なり。

難―大種は十六事と數ふ可し

〔三三〕若し爾らば、大種は、〔其の〕事、應に多と成るべし。〔所〕造の色は、各別に一の四大種に由る

各體性の別なるをいふ。

【三一】處とは十二處。

【三二】四大種は色香味觸等四境の中にて觸處に攝するが故に八事等と說く要なく、四事倶生等と說けば可なりとの意。

【三三】若し四境を、處によりて說くものならば、それ等は又た各一具の四大種に依ることとなり、所謂八事倶生は之れに更に四大種を加へて、二十事倶生と說く可きものなるべしとの意。

答　四大種は其體凡て同じければ何程有るも凡て四大種といふ

が故に。

應に知るべし、此の中には、體の類に依りて說く。諸の四大種は、類の別無きが故に。何ぞ分別して、(三四)是の如く語ることを用ゐることを爲ん。

世親諍を止む

「凡そ」語は、(三五)「樂」欲に隨つて生ず。「然れば、「其の」義を、應に思擇すべし。

第三節　心心所心不相應三法の倶生

是の如く已に色の、定んで、倶生することを辯じつ。餘の、定んで、倶生するものを、今次に當に辯ずべし。

頌に曰はく、

【三四】 分別して云云とは「應に知るべし、此の中に言ふ所の事とは」より「謂く能依の造色なり」までと、「此の中體の類」より「類の別無きが故に」までを指す。

【三五】 〔樂〕欲云云。語は略說廣說何れも意の欲するがまゝなり、要は其の義を思擇するにあり。これ世親は毘婆沙師の定倶生の解釋に滿足せざるを示せるものなり。然らば論主の所見は如何。稱友の釋に曰く、瑜伽師は多の大種と多の大種所成との集合せる位に必倶の關係を說く。謂く、一の積集あり、一種の大種より成る。例せば乾ける泥團の如し。或は二種の大種より成る濕れる泥團の如し。或は三種の大種より成る、煖かき泥團の如し。乃至或は有らゆる大種より成る、卽ち彼の煖かき泥團の動くが如し。能依の色に就ても亦た、其の色中に認識せらるべき色を其中に在りと稱す、一色より成る積集あり、例せば光の如し。二色より成るあり、例せば聲と香のある風の如し。三色より成るあり、例せば烟の如し、烟の中に色と香とあるは容易に知るべし。其の輕く揚るは卽ち觸なり。四色より成るあり、例せば糖團の如し。五色より成るあり、例せば糖團に聲あるが如し云云。(佛敎の瑜伽派の先は經部にして、論主は經部の人なるを以て今、瑜伽師の說を出す)。

〔三六〕心と心所とは必ず倶なり。　諸行は相と或ひは得となり。

諸行の倶生し心色心所及び不相應法諸行と四相の倶起

論じて曰はく、心と心所とは、必定して倶生す。隨つて一を闕く時は、餘は則ち起らず。

諸〔三七〕行といふは、卽ち是れ一切の有爲なり。謂はく、色と心と心所と心不相應との行なり。

前の「頌の中」の「必ず倶なり」といふ言は、此に流至す。謂はく、色、心等の、諸行の生ずる時は、〔三八〕必ず、有爲の四相と倶起す。

有情法としての有爲法と得との得生

「或ひは、得と」と言へるは、謂はく、諸行の內、唯、有情法のみ、〔三九〕得と倶生し、餘法は然らず。是の故に「或ひは」と言へるなり。

第五章　心所法

第一節　心所法とは如何

【三六】頌の舊譯
心心法必倶、一切共行相、與得。
心王卽ち六識と心所とは、常に倶起し、一切の有爲法は生住異滅の四相と倶起し、その中の有情法は又得と倶起す。心王と心所とは言はば體と用との關係あれば必然的に倶起す、心王のみ起りて心所起らず、心所のみ起りて心王起らずといふが如き場合は斷じてなきものとす。（心王、心所の關係は後に說く）

【三七】行（Saṃskāra）無常遷流の諸法卽ち有爲法のこと。

【三八】有爲の四相（Saṃskṛtasya catvāri lakṣaṇāni）とは生（一事を生起せしむる原因）、住（その法を一定期間內その者の形を維持し得しむる原因法）、異（かく住する間に自ら變化あらしむる原因法）、滅（變化の極その者としての存在形式を失はしむる原因法）の四をいふ。

【三九】得は繩の如く善等に物を結び付くる原理なれど、外物の所有に對しては、之れを說かず。ただ、有情組成の心身の要素に就て之れを說くが故に、唯、有情法のみと言へるなり。

心所法

向きに、心所と言へるは、何者か是れなるや。

頌に曰はく、

(四〇)心所に、且らく五つ有り。大地法等の異なり。

五種の心所法

論じて曰はく、諸の心所法は、且らく、五品あり。

何等をか、五と爲すや。

一には、大地法、二には、大善地法、三には、大煩惱地法、四には、大不善地法、五には、小煩惱地法なり。

地(Bhūmi)の意義　大地(Mahā Bhūmika)の意義

地とは謂はく、(四一)行處なり。(四二)若し此れは、是れ彼れの所行の處ならば、此れを説きて、彼の法の地と爲す。「而して」、(四三)大法の地なるが

【四〇】心所(Caitta, Caiasika)。頌の舊譯
心法五。大地等別故。
所謂心所法とは廣く心性の部分的活動の凡べてを總稱するものにして、之をその外延の廣狹及び善惡の價値といふ二見地より五種に分つ。下掲の大地法以下は卽ち之にして、其個個の意義及び所攝の心所は、次下に次第に説く所の如くなるが、その中地法の解釋に關しては婆沙に二説有り、(一)には地を以て心所と解するものにして、(二)は地を以て心王と見る。正理、今論等の取る所の解釋なるが、何れも地は行處の義なり。前説に依れば大は心王にして、其の活動する依處なれば心所を地と名づく、後説に依れば、此の心所は一切の心品に倶なるものなれば大と云ふ。大の活動する依處なれば心王を地と名づく。

【四一】行處(Gati-viṣaya)轉じ行ずる所依處といふ義。

【四二】若し此れはとは、心王が、彼の心所の行ずる所依なるとき、その心王を地といふ云云の意。舊譯に曰く、若法此法行處、是法說爲此法地。

【四三】大法(Mahā-dharma)とは受等の心所なり。一切の心に遍通して倶起する故に大法といふ。此の大法を有し、それ等の所依處として、統卒者として、倶起する心王を大地と稱す。

故に、名づけて大地と爲す。

第二節　大地法

此の中、若し法の、大地が有する所を、(四四)大地法と名く。謂はく、法の恆に、一切の心に於いて、有るものなり。

彼の法は、是れ何。

頌に曰はく、

(四五)受と、想と、思と、觸と、欲と、慧と、念と、作意と、

勝解と、三摩地とは、一切の心に遍ず。

論じて曰はく、(四六)傳説すらく、是の如く、列ぬる所の十法は、諸の心の、(四七)刹那に和合して、遍く有り。

【四四】大地法（Mahābhūmikā dharmā）とは大は遍き意味にして、一切の心に遍通して、俱起する心所を大地法といふ。言はば精神活動の基調たるものにして、いかなる心起るも、必ず其上に於てするなり。

【四五】頌の舊譯
受作意想欲　觸慧念思惟
相了定十法　遍₂於一切心₁。
この十心所の一の解は次第に說くべし。

【四六】傳說すとは例によりて不信を表するの語なり。論主は欲、勝解、念、三摩地、慧の五種は一切の心に相應すと許さず。彼の大乘五蘊論に此を五別境の惑と稱す。尙ほ本論第十巻にある觸に關する有部と經部との爭や、第廿八巻にある心所の本質に關する兩派の論爭などを照應すれば、論主の見解彌〻明瞭となる。

【四七】心王の起るや、直ちにこの十心所俱起すといふ義。卽ち有部に從へば、いかなる心作用にしても、たとひ無意識ながらも右の十心所、備はらざれば精神活動を營む能はずといふ也。

受　此の中に(四八)「受」は謂はく、三種あり。苦と樂と倶非とを領納する差別有るが故に。

想　(四九)「想」は謂はく、境に於いて差別の相を取る。

思　(五〇)「思」は謂はく、能く心をして、造作すること有らしむ。

觸　(五一)「觸」は、謂はく、根、境、識、和合して生ずるもの、能く觸對するあるなり。

欲　(五二)「欲」は、謂はく。所作の事業を希求す。

慧　(五三)「慧」は、謂はく、法に於いて、能く簡擇有り。

念　(五四)「念」は、謂はく、緣に於いて、明記して忘れず。

作意　(五五)「作意」は、謂はく、能く心をして警覺せしむ。

勝解　(五六)「勝解」は、謂はく、能く境に於いて、印可す。

三摩地　(五七)「三摩地」は、謂はく、心一境の性なり。

【四八】受(Vedanā)。感情にして、快、不快・中庸の三態に分る。

【四九】想(Saṃjñā)とは知覺、又は表象作用。

【五〇】思(Cetanā)は意志作用にして、心を活動的ならしむる本源なり。

【五一】觸(Sparśa)は、感官と對象と精神と相合して生ずるものにして感覺に相當する作用なり。觸對(Spṛṣṭi)とは前境卽ち對象に觸對する義。

【五二】欲(Chanda)。意志の動機なり。

【五三】慧(Prajñā)。判斷作用にして、悟性に當る。簡擇とは道理を擇び分くること。

【五四】念(Smṛti)。記憶作用なり。緣とは所緣の境をいふ。そを心の上に書きつけ、確固と保つこと。

【五五】作意(Manaskāra)。注意作用にして、心を引きしめて散漫ならしめざる作用なり。

【五六】勝解(Adhimukti)判斷作用の一部なり。印可(Avadhāraṇa)とは是の事は必ず爾くして是の如くならざること非ずと許すこと(光記)。

【五七】三摩地(Samādhi)とは等持と譯し、心を一點に集注せしむる作用にして、言はば、前の作意の一歩進めるものと

(五八)諸の心、心所の異相は、微細にして、一一の相續すら分別すると、尚、難し。況んや、一刹那に、俱時に有るものをや。
有色の諸藥は、色根の(五九)取る所なるすら、其の味の差別は、尚、了知し難し。況んや無色の法は、唯、覺慧の取るものなるをや。

第三節　大善地法

是の如く、已に、十大地法を說きつ。
大善法が地なれば、(六〇)大善地と名く。
此の中にて、若し、法の、大善地が所有なるを、大善地法と名く。謂はく、法の、恆に、諸の善心に於いて有るものなり。
彼の法は、是れ何ぞ。
頌に曰はく、

す。

【五八】十大地法を上の如く分別すと雖も、その微細相となれば容易に分り難しといふ。

【五九】色根の取る所とは前五根を色根と云ふ。今は舌根を指す。

【六〇】大善地とは大善法の依地たる心王のこと。大善地法とは、この善の心王の所有する心所といふ義にして、つまり、いかなる善心にも遍く基調となるものをいふ。

（六一）信と、及び不放逸と、輕安と、捨と、慚と、愧と、
二根と、及び不害と、勤とは、唯善心にのみ遍ず。

論じて論はく、是の如き諸法は、唯、善心に遍ず。

信

此の中に（六二）「信」は、心をして澄淨ならしむ。有るが說く、〔四〕諦、（六三）〔三〕寶、業〔因〕、〔業〕果の中に於いて、現前に忍許するが故に、名けて信と爲す。

不放逸

（六四）「不放逸」は、諸の善法を修す。諸の善法を離れて、復何をか修と名くるや。

不放逸の體

謂はく、是れ、善に於いて、專注するを性と爲す。

（六五）餘部の經の中には、是の如く釋せる有り。能く心を守護するを不放逸と名づくと。

輕安

（六六）「輕安」は、謂はく、心の堪任の性なり。

【六一】頌の舊譯
信不放逸安　捨羞及慙愧
二根非逼惱　精進恆於善
所謂大善地法とは要するに一切善心に必ず伴ひて起り現行する心所法にして、之れに攝するに十種あり、その一一の相は長行に詳し。

【六二】信（Śraddhā）。心理的に言へば心を清淨ならしむる作用にして教會的に言へば、佛陀の教を信認して疑はざる作用なり。

【六三】三寶（Tri-ratna）は佛、法、僧なり。

【六四】不放逸（Apramāda）。專念に善法を修する作用。

【六五】餘部の經とは、增壹阿含四に曰く、云何爲二無放逸行一、所謂、護レ心也とあり。

【六六】輕安（Prasrabdhi）。輕利安適の義にして心安らかに、善法に堪ふるの作用なり、舊譯には安謂心於レ事有レ能とあり。

經部問

(六七)豈に、經に亦た、身の輕安有りと說くこと無からんや。

有部答

說くこと無きに非ずと雖も、此れは身受の如く、應に知るべし、亦爾なり。

經部又難す

(六八)如何ぞ此れを立てて覺支と爲す可けんや。

經部釋經

應に知るべし、此〔の經〕の中の身の輕安とは(六九)身の堪忍の性なり。

有部の問

(七〇)復た如何ぞ此れを說きて覺支と爲すや。

經部の答

(七一)能く覺支に順ずるが故に、失有ること無し。身の輕安を以つて、能く、覺支の心の輕安を引くが故に。

有部徵問

餘に於いても、亦、是の說有るを見るや。

經部例を出して答ふ

(七二)有り。經に說くが如し。喜及び、喜に順ずる(七三)法を喜覺支と名け、瞋及び、瞋の因緣を瞋恚蓋と名け、正見、(七四)正思惟、(七五)正勤を慧

【六七】豈に經に云云。經部の問。經に身輕安心輕安と說く故に輕安は强ち心所に局らざらんとの意。經とは、雜阿含二十七、曰、有二身猗息一、有二心猗息一、彼身猗息卽是猗覺分云云、猗息とは輕安に對する舊譯也。身受云云。身受とは受心に對する語にして、肉體的感覺感情をいふ。其の身受は前五識に相應し、心受は第六意識に相應するが如く、五識相應の輕安を身輕安、意識相應の輕安を心輕安と名く。心輕安と同じく身輕安も心所なりとの答。

【六八】如何ぞ云云。身輕安が五識相應の心所の事ならば、五識相應は有漏なり。有漏の輕安を云何にして輕安覺支と說くかとの難(光記)。五識は非等引性(定の性質なし)の故に斯く質す(稱友)。

【六九】身の堪忍の性とは、身輕安は定中に身の輕利安適に成りて善法を行ずるに能く堪ふる意にして、之は觸境の一に攝し、心所に非ずとの意。

【七〇】復た如何ぞ等。身輕安が觸境の中の輕觸ならば、有漏なり。何故に覺支とするかとの意。

【七一】能く覺支に云云。定中に此の有漏の輕安が起りて七覺支中の無漏の心輕安を引起する故に身輕安を覺支に攝す。

【七二】經に說く云云。雜阿含廿七曰。有二身猗息一、彼身猗息卽是猗覺分。是智是等覺能轉二趣涅槃一、彼心猗息卽是猗覺分云云。又中阿含五十八曰、正見正志正方便、此三道支聖慧聚所攝云云、

蘊と名くと。

思惟及び勤は、慧の性に非ずと雖も、慧に隨順するが故に、亦、慧の名を得。故に、身の輕安も、覺支に順ずるが故に、〔其の〕名を得るに失無し。

捨　心の平等なる性にして、(七六)警覺なき性を說きて、名けて、「捨」と爲す。

難　(七七)如何ぞ、一心の中に於いて、警覺の有る性と、警覺の無き性と、〔卽ち〕、作意と捨と、二つ相應して起ると說く可きや。

有部の答　豈に、前に、「諸の心心所は、其の相、微細にして、了知すべきこと難し」と說かずや。

再難　(七八)此れは、最も知り難し。了し難しと雖も、審かに推度するに由りて、而も、復た知る可きもの有り。謂はく、(七九)相違背して、而も、〔一心中に、相應俱起し〕、乖反せずと言ふことなり。

有部の通釋　(八〇)此れに警覺有れども、餘に於いては則ち無し。二は〔その用に於て〕旣に懸に殊れば、何の乖反か有らん。

【七三】喜に順ずる法とは喜に相應する心心所得四相。

【七四】正思惟(Samyak-saṃkalpa)の體は尋の心所。

【七五】正勤(Samyag-vīrya)の體は精進の心所にして共に其の體慧に非れども慧に隨順する故に慧蘊と名く。

【七六】警覺とは心の騷ぎ立つこと。

【七七】警覺、卽ち作意は十大地法の一なれば、いかなる心にも必ずあるべき筈なり、然るに、今、捨を無警覺の心とするならば、兩者兩立し得ざるべき筈なりとの難問なり。

【七八】此れとは作意と捨との一心中に相應すること。

【七九】相違背とは警覺有ると無きとの違背すること。

【八〇】此れとはある所緣の境を指す、「餘」も亦然り。卽ちある所緣に於ては警覺あり（作意）。ある所緣に於ては警覺なし（捨）。警覺の有と無と全然異なるとの意なり。

三難

有部の答

(八一)若し爾らば、同じく一境を縁ず應らず 或ひは、應に、(八二)一切、皆、互に相應すべし。

(八三)是の如き、種類の所餘の諸法も、此の中に、應に、來るべし。(而して)彼の理趣の如く、今此の中に於いても、應に知るべし、亦、爾り。

慚愧

(八四)「慚、愧」の二種は、後に當に釋すべきが如し。

無貪無瞋二根

無癡

(八五)「二根」とは、謂はく、無貪、無瞋なり。無癡善根は、慧を性と爲すが故に、前に、已に、說きて大地法の中に在れば、重ねて說いて大善地法とは爲さず。

不害

(八六)「不害」と言ふは、謂はく、損惱無きなり。

勤

(八七)「勤」は、謂はく、心をして勇悍ならしむるを性と爲す。

【八一】若し爾らばとは全然反對せる用ならばの意。

【八二】一切皆云云とは、若し兩用全然別にして而も相應すと說くならば行相の全然違つた餘の貪、瞋等も皆互に相應すべしとの意。

【八三】行相の異れるもの互に相應すと云ふ他の例あり、例へば尋と伺と相應するが如し、而して論主は評して「定んで一心に相應すと執す可らず」と言へり。かかる種類の例を尋ねて捨と作意との相應することの不合理も理解すべしとなり。蓋し、心理學上、注意作用は、あらゆる精神活動の根柢なれば修養による大放心(捨)も亦、之と矛盾するものにあらざるを以て、論主の疑問は、餘りに刻み過ぎたりと評すべし。

【八四】慚(Hri)愧(Apatrāpya)のことは下にあり。

【八五】無貪(Alobha)無瞋(Adveṣa)。貪欲と瞋恚との反對なるもの。

【八六】不害(Ahiṁsā)は舊譯に非逼惱と稱す、その釋文は「他を逼損するを欲せざること」と有り。

【八七】勤(Vīrya)。之と不放逸との區別は、不放逸は善事に專注するに對し、勤は善事に於て勇悍なるにあり。

第四節　大煩惱地法

是の如く、已に、大善地法を說きつ。

大煩惱法が地なれば、大煩惱地と名く。

此の中にて、(八八)若し法の大煩惱地が所有なるを、大煩惱地法と名く。謂はく、法の恆に染汙心に於いて有るものなり。

彼の法は是れ何ぞ。

頌に曰はく、

(八九)癡と、逸と、怠と、不信と、惛と、

掉とは、恆に唯、染なり。

論じて曰はく、此の中、(九〇)「癡」は、所謂愚癡なり。即ち、是れ(九一)無明なり、(九二)無智なり。(九三)無顯なり。

【八八】いかなる煩惱心の起る時にも必ず其根柢として俱起するを大煩惱地法といふ。

【八九】欲の舊譯　癡放逸懈怠　無信無安掉　恆在レ染

大煩惱地法とは癡、放逸・懈怠、不信・惛沈・掉擧の六を攝し、一切染心に遍く俱起する心作用を爲す法なり。

【九〇】癡＝無明(Avidyā)。四諦の道理に迷ひ(親迷)、且つ親しく四諦に迷へる見惑を緣じて起る煩惱(重迷)にして、一切雜染の所依となるを業とする心作用を爲す法なり。

【九一】無明（Avidyā)。明は知明の義。無明とは智慧眼の闇になりて日中に色を見る如く事理の明ならぬこと。

【九二】無智（A-jñāna）とは智は簡決の義にして、無智とは明に決擇し得ざること。

【九三】無顯とは愚癡が一切事理の境を皆隱して顯はさぬ故に名く。

放逸　「逸」は、謂はく、(九四)放逸なり。諸の善を修せざるなり。是れは、諸善を修するが、(九五)所對治の法なり。

懈怠　(九六)「怠」は、謂はく、懈怠なり。心の勇悍ならざるなり。是れは、前に說く所の勤が所對治なり。

不信　(九七)「不信」は、謂はく、心の澄淨ならざるなり。是れは、前に說く所の信の所對治なり。

惛沈　(九八)「惛」は、謂はく、惛沈なり。(九九)對法の中に說かく、

云何が惛沈なる。謂はく、身の重き性、心の重き性、身の堪任なき性、心の堪任なき性、身の惛沈の性、心の惛沈の性なるを、是れ惛沈と名くと。

問　此れは是れ心所なり。如何んが身と名くるや。

答　(一〇〇)身受の言の如し。故に、亦、失無し。

【九四】放逸(Pramāda)とは心散慢にして、諸の善法を修せぬこと。

【九五】所對治(Vipakṣa)とは、單に修の無きのみに非ずして、修することに由りて對治せらるる法卽ち別法なることを示す。

【九六】懈怠(Kausīdya)。善事に怠りて而も惡に勇む心。

【九七】不信(Āśraddhya)

【九八】惛沈(Styāna)。心が眞闇になりて心の沈み入る心作用。

【九九】對法云云。集異門足論(Saṃgīti-paryāya-pada-śāstra)(漢に傳へて日ふ舍利弗造)十二に曰く、

云何惛沈。答、所有身重性、心重性、身不調柔性、心不調柔性、身惛沈、心惛沈、瞢瞢憒悶、是名二惛沈云云(發智論第二を參照せよ)

【一〇〇】身受は五識相應の受を身受と名くる如く、五識が昏くなりて用ふるを得ざるが故に身不堪忍といふ。

掉擧

「掉は、謂はく、(101)掉擧なり。心をして、靜ならざらしむ。唯、是の如き六種ありて、大煩惱地法と名く。

根本諸論の十大煩惱地法

豈に、(102)根本阿毘達磨の中に說かずや。十種の大煩惱地法ありと。又、彼の論に於いて、惛沈を說かず。何者をか、十とは爲す。謂はく、不信と、懈怠と、(103)失念と、(104)心亂と、無明と、(105)不正知と、(106)非理の作意と、(107)邪勝解と、掉擧と、放逸となり。

總答

(108)天愛よ、汝、今、但だ(109)言至を知つて、意旨を閑はず。

別答——失念等の五は是れ大地法の染汙の一分開けるもののみ

意旨とは、何ぞや。謂はく、失念と、心亂と、不正知と、非理の作意と、邪勝解とは、已に彼を說きて大地法の中に置く、應に、重ねて、立てて大煩惱地法と爲すべからず。(110)無癡の善根は、慧を體と爲すが故に、大善地法に非ざるが如く、彼れも、亦、應に爾るべし、

【101】掉擧(Auddhatya)は惛沈の逆にして心の騷ぎ立てて飛び上る煩惱。

【102】根本阿毘達磨とは品類足論第二に云、十大煩惱地法者云何、謂不信…放逸。又界身足論(Dhatu-kāya-pāda-śāstra)。卷第一には一二三等の字を加へて記す。餘は上に同じ。

【103】失念(Muṣita-smṛtitā)。品類足論三曰、是忘念、空念、心外念性。

【104】心亂(Vikṣepa)。同上曰、心亂、心散、心流蕩、心不一趣不住一緣。

【105】不正知(Asaṃprajanya)。謂非理所引慧。

【106】非理の作意(Ayoniśo-manaskāra)、謂はく染汙の作意。

【107】邪勝解(Mithyādhimokṣa)とは染汙の作意に相應する心の正已當三時の勝解なり。

【108】天愛(Devānāṃ priyaḥ)とは人を嘲弄する言。愚直或は鈍物と云ふ義。

【109】言至とは、言の上を知りて意を知らぬといふ意。

【110】前註を見よ。

卽ち、染汙の念を名けて、失念と爲し、染汙の（二二）等持を名けて、心亂と爲し、諸の（二三）染汙の慧を、不正知と名け、（二三）染汙の作意と、（二四）勝解とを名けて、非理の作意と、及び、邪勝解と爲すなり。

大地法と大煩惱地との關係—四句分別

故に說く、若し大地法も、亦、大煩惱地法なるや。

應に、（二五）四句を作るべし。

（二六）第一句は、謂はく、受、想、思、觸、欲なり。

（二七）第二句は、謂はく、不信、懈怠、無明、掉擧、放逸なり。

（二八）第三句は、謂はく、前に說くが如き念等の五法なり。

（二九）第四句は、謂はく、前の〔諸〕相を除く。

異說

（三〇）有るが執すらく、邪の等持は、卽ち、是れ心亂に非ずと。

（三一）彼れの四句を作るや、此れと同じからず。

【二二】等持（Samādhi）とは定に同じ。三摩地のこと。

【二三】染汙の慧とは有身見、邊見、邪見等。

【二三】染汙の作意とは正道の理に背きたる業を思ひ立つこと。

【二四】染汙の勝解とは曲つた解釋。

【二五】四句等。婆沙論四十二卷參照。

【二六】第一句は大地法にして大煩惱地法に非ず。

【二七】第二句は大煩惱地法にして大地法に非ず。

【二八】第三句は大地法にして大煩惱地位。

【二九】第四句はその何れにも非ざるもの。

【三〇】有るが執す云云。同じく婆沙四十二參照。此の說にては心亂といふ別個の大煩惱地の心所有りて、大地の染汙の邪等持とは獨立なりと說くものなり。

【三一】彼れの四句云云。婆沙四十二（收二、七十二丁右）、曰所作四句與レ前有レ異、第一句有二六法一、卽前五種及三摩地。第二句亦有二六法一、謂前五及心亂。第三句有二四法一、謂前五中除二心亂一、第四句如二前說一云云。

惛沈の一を增すべし

又、惛沈は、通じて、一切の煩惱と相應すと許して、「而も」大煩惱地法に在りと說かざるは、(二二)誰に於いて、過ありや。

雜心論の所說を破す

(二三)有るが、是の言を作す。應に說いて、(二四)此れに在るべきも、而も「本論に」說かざるは、等持に順ずるが故なりと。

彼れの(二五)謂はく、諸有の(二六)惛沈行は、速かに等持を發するも、掉擧行は非ずと。

世親難ず

(二七)誰れか惛沈行にして、掉擧行にあらざるや。誰れか掉擧行にして惛沈行に非ざるや。此の二は、未だ嘗て、俱行せずんばあらざるが故に。

雜心派の答

爾りと雖も、應に知るべし、(二八)增に隨つて行を說く。

世親又破す

行を說くは、用の偏增に隨ふことを知ると雖も、而も體有るに依りて、地法を建立す。

【二二】誰れに於いて云云。反語的言ひ方にして、我に過なし。却つて根本阿毗達磨作者に過有りとの意。

【二三】有るが云云。雜心論二、婆沙四十二。

【二四】此れとは大煩惱地法。その意は、惛沈は一切染汙心と相應して起る故に、大煩惱地法の中に入れるべき筈なるも、此れは意の沈む煩惱にして、そのある者は却て速に定を起すといふ意味に於て定に順じて過輕きが故に、大煩惱地法中には說かずとの意。

【二五】謂く(Kila)とは論主不信を表す、染汙法(惛沈)は淨定に隨順すべき理なし、惛沈、掉擧は俱定を妨ぐ、然るを何ぞ隨順すと云ふべけんやとの意。

【二六】惛沈行は禪定を發し得べきも、掉擧行は然らざるが故に、惛沈行をば大煩惱地法の中に數へず、掉擧の方をば、その中に入れるといふ義。

【二七】惛沈と掉擧とは離るべからざるものにして、沈むものは、はしやぎ、はしやぐものは沈むといふ工合に表裏をなすものなれば、一を大煩惱地法に入れ、他を去るといふは不可なりとの義。

【二八】增(Adhimātra)とは偏勝(Predominancy)即ち強きものによりて掉擧、又は惛沈と說くとの意。

故に、此の地法の、唯、六なる義成ず。此れ〔等〕は、唯、染心に遍じて倶起し、餘には非ざるが故に〔大煩惱地法と名く〕。

第五節　大不善地法

是の如く、已に、大煩惱地法を說きつ。
大不善法が地なれば、大不善地と名く。
此の中、若し法の、大不善地が所有なるを、大不善地法と名く。謂はく、法の、恆に不善心に於いて有るなり。
彼の法は、是れ何ぞ。
頌に曰はく、

(二九)唯、不善心に遍するは、　無慚と及び無愧となり。

論じて曰はく、唯二つの心所のみ、但だ、一切の不善心と倶なり。謂はく、(三〇)無慚、〔無〕愧なり。
故に唯二種のみ、此の地の法と名く。

【二九】頌の舊譯
若惡、及無慚無愧。
所謂大不善地法とは一切不善心に倶起相應する心所法にして、之れには唯無慚無愧の二のみ有り。
【三〇】無慚（Āhrikya）無愧（Anapatrāpya）。

此の二つの法の相は、〔三一〕後に當に辯ずべきが如し。

第六節　小煩惱地法

小煩惱地法（舊譯小惑地法）

是の如く、已に、大不善地法を說きつ。

小煩惱法が地なれば、小煩惱地と名く。

此中、若し法の小煩惱地が所有なるは、小煩惱地法と名く。〔三二〕謂く、法の少分の染汙の心と俱なり。

彼の法は、是れ何ぞ。

頌に曰はく、

〔三三〕忿と、覆と、慳と、嫉と、惱と、害と、恨と、諂と、誑と、憍と。

是の如きの類を名けて、〔三四〕小煩惱地法と爲す。

「小」の意義

論じて曰はく、是の如き類の法は、唯だ、修

【三一】後にとは當卷の少しく下分にあれど、今簡單に之を解すれば、德を重ぜざるは無慚にして、罪を恐れざるを無愧といひ、或は内に省みて恥なきを無慚と云ひ、外に對して恥なきを無愧といふ。

【三二】前の大不善地法といへるは、其心の起る時は、常に根柢として俱起するものを意味したるが、この小煩惱地法とは必然的に全部俱起するにあらず、必らず各別に起る煩惱をいふなり。

【三三】頌の舊譯　嫉恨諂嫉妬　恨覆及慳恡　誑醉幷逼惱　是十小惑地。

【三四】小煩惱地法にも同じく十種あれど、その性質は大地法などと異り、必ず俱起することなし。

忿(Krodha)　覆(Mrakṣa)

慳(Mātsarya)　嫉(Īrṣyā)

惱(Pradāsa)　害(Vihiṃsā)

不定の心所

所斷にして、意識地に起り、【二三五】無明と相應し、【二三六】各別に現行するが故に、名けて「小」煩惱地法と爲す。

此の法は、後の、【二三七】隨煩惱の中に當に廣く分別すべきが如し。

是の如く、已に、五品の心心所を說きつ。

復た此の餘の【二三八】不定の心所なる、【二三九】惡作、睡眠、【二四〇】尋、伺【二四一】等の法有り。

以上の心所の倶生

第七節　心所法の倶生

第一　欲界に於ける倶生

此の中應に說くべし。何れの心品に於てか、幾くの心所ありて、決定して倶生するや。

頌に曰はく、

恨(Upanāha)諂(Māyā)誑(Śāṭhya)憍(Mada)

【二三五】無明と相應等。心所に隨從起、自力起の二種有り。隨從起とは餘の貪等の煩惱に隨從して起るをいひ、又相應起とも名く。自力起とは完く獨立して起る心所なり、又自在起とも名く。今の小煩惱地法の十は、何れも自力起の煩惱にして、無明と相應する外の凡べての他の煩惱と倶起すること無し。

【二三六】各別云云。又煩惱を時間的に分別せば幷頭起と別頭起と有り。大煩惱地法の如きはその所攝の六種は幷頭して同時的倶存的(co-existensive)に起るも、今の小煩惱地法は別頭起にして、同時に幷起すること無しとの意。

【二三七】隨煩惱(Upakleśa)とは貪、瞋、慢、無明、見、疑の六の根本煩惱に對していふ。第二次的意義及び功用ある煩惱に對して名く。此の論二十一卷參照。

【二三八】不定(Aniyata)或る時は善心と相應し、或る時は無記心と相應するが故なり。

【二三九】惡作(Kaukṛtya)は次下に說く。睡眠(Middha)は二十一卷參照。

【二四〇】尋伺(Vitarka, Vicāra)は此の卷下に說く。論第二十一及び法蘊足論(Dharma skandha-pāda-śāstra)第九を見よ。

【二四一】等とは不樂(Arati)嚬伸欠故(Vijṛmbhikā)瞢憒(Tandrī)食不調性(Bhakte 'samatā)等の隨煩惱と、貪、瞋、慢、疑の煩惱を等取す。

(一四二)欲には尋、伺あるが故に、善の心品の中に於いては、二十二の心所あり。有る時は、惡作を増す不善の不共と、見とに倶なるものに於いては、唯二十なり。四つの煩惱と、忿等と、惡作とは二十一なり。有覆には、十八有り。無覆には十二なりと許す。睡眠は、遍ねく違せず。若し有らば、皆一を増す。

欲界の五心品

論じて曰はく、且らく、欲界の中の心品に五有り。謂はく、善は唯一、不善は二有り。謂はく、(一四三)不共無明と相應すると、及び、餘の煩惱

【一四二】頌の舊譯
有覺有觀故、於欲界善心、二十二心法、或處長惡作、於獨行惡心、見相應二十、與四惑嫉等、惡作二十一、有覆心十八、餘無記十二、睡偏不違故、若有唯此長。

以上述べ來れる四十六の心所と心王と倶起する相を述ぶる一段なり。

心に善、惡、無記の三あり、界繫に欲、色、無色の別有るが故に、之れ等を合せて之を略述せば次の如し。

欲界には善心の起る時は必ず十大地法、十大善地法と尋、伺の二不定地法との二十二の心所倶生し。

又惡心の起る時は必ず十大地法と六大煩惱地法と二大不善地法と、尋、伺との二十心所倶生し。

有覆無記心の起る時は必ず十大地法と六大煩惱地法と尋、伺との十八心所倶生し、無覆無記の心の起る時は必ず十大地法と尋、伺の二との十二心所倶生し。

更に追悔、睡眠の善心を起し、或は惡の貪、瞋、慢、疑し、又は小煩惱地の忿等の隨一を生じ、或は無記の睡眠の心を生ずる時は更に數を增して善心に在りては二十三、惡心に在りては二十一、無記心にありては有覆無覆に由つて十九、十三の心所相應倶起す。

【一四三】不共無明(Āveṇikī avidyā)とは、婆沙に二釋あり。一には貪や忿などと相應せずして自力にて起る無明なりとの釋と、二には貪等の本惑と相應せざるものを指すとの釋なり。ここにては其の第一の義に使用せられ無明とのみ相應して他の煩惱と相應せざるも

等と相應するとなり。無記に二有り。謂はく、有覆無記と、及び、無覆無記となり。

欲界善心の俱生

然るに、欲界の心には、定んで、尋伺有るが故に、善の心品には、必ず、二十二の心所俱生す。謂はく、十大地法と、十大善地法と及び不定の二となり。謂はく、尋と伺となり。

善心と惡作

諸の善心は、皆、(一四四)惡作有るに非ず、「其の」有る時には、數を增して二十三に至る。

惡作

惡作とは何ぞ、

(一四五)惡所作の體を名けて惡作と爲す。

惡作の名義―所緣に從つて名く

應に知るべし、此の中に、惡作を(一四六)緣ずる法を、說いて惡作と名く。謂はく、惡作を緣じて、心に追悔する性なり。(一四七)空を緣ずる解脫門を、說いて名けて空と爲し、(一四八)不淨を緣ずる無貪を、說いて不淨と爲すが如し。

惡作の名義―所依に從つて名く

又、世間を見るに、所依の處に約して、能依の事を說くことあり。一切の(一四九)村邑、國土、皆來り集會すと言ふが如し。惡作は、卽ち是れ追悔の所依なるが故に、所依に約して說きて惡作と爲す。

のと、他の煩惱とも相應するものとの二種とす。

【一四四】惡作とは、追悔の心所にして大乘は「チサ」と讀み、小乘は「アクサ」と讀む。前に善事をなさざりしを後にて悔ゆるは善の惡作なるが、凡ての善心には必ずしも、この追悔あるにあらざるが故に有無不定なり。

【一四五】前に作したこと、又は作さざりしことの惡しかりしといふ義。

【一四六】法とは惡作の事柄を緣じて追悔する心所法のこと。

【一四七】空を緣ずる解脫門(Sūnyatālambana-vimoksa-mukha)はその體無漏定にして、空を以て所緣の境と爲す故に所緣に從つて空と云ふ。

【一四八】不淨の體は無貪、之れも所緣に從へて不淨と名く。

【一四九】村邑の會といふが如きは村が集りて會するには非ずして、村に住する人が集りて會するなり。

惡作の名義—果に於て因の名を立つ

又は、(二五〇)果の體に於いて、假りに、因の名を立つ。此の(二五一)六觸處を、應に知るべし、(二五二)宿作業と名くと說くが如し。

所緣に從つて名くることに對する難

(二五三)若し、未だ作さざる事を緣ずるときは、云何んが惡作と名くるや。未だ作さざる事に於いても、亦、作の名を立つ。追悔して、「我れ、先きに、是の如き事業を作さず、是れ、我が惡作なり」と言ふが如し。

惡作の體

何等の惡作を、說いて名けて善と爲すや。謂はく、(二五四)善惡の不作と作の中に於て、心に追悔する性なり。

此れと相違するを、名けて不善と爲す。

此の二は、各[善惡の]二處に依りて起る。

不共無明の心品の倶生

若し、不善の不共の心品に於いては、必ず、二十の心所有りて俱生す。謂はく、十大地法、六大煩惱地法、二大不善地法、幷びに、二不定なり。

謂はく尋と伺となり。

不共の心品

何等をか名けて不共の心品と爲すや。

【二五〇】果の體云云。惡作の事業が因となりて追悔生ず。故に惡作の事業が因にして、追悔する心は果なり。而も此の追悔する心に惡作の名を附するは、果に因の名を附するものなり。

【二五一】六觸處。六根のこと。六の觸の所依處の意。

【二五二】宿作業とは宿世の善惡の作業なり。その作業を因として、六根の果有るに對し果たる六根に因たる宿世の業の名を與へて宿作業といふ。

【二五三】若し未だ云云。已作の事業を追悔するを惡作と名くるは可なり。未作の業を追悔する時は如何との意。

【二五四】善惡の不作と作云云。善に於いて作さざること、惡に於いて作したことを追悔するは善の惡作なり。

謂はく、(一五五)此の心品は、唯、無明のみ有りて、所餘の(一五六)貪煩惱等有ること無ければなり。

邪見取戒禁取三見の相應心品

(一五七)不善の見と相應する心品に於いても、亦、二十の心所ありて、倶生す。(一五八)名は、卽ち、前の不共品に說くが如し。見の增すが故に、二十一有るには非ず。卽ち、十大地法の中に於いて、慧の用の差別を說いて見と爲すが故に。

不善の見と相應する心と言ふは、謂はく、此の心の中に、或は、邪見有り、或は、見取〔見〕、或は、戒禁取〔見〕有り。

貪瞋慢疑四不善心品の倶生

四の不善の貪、瞋、慢、疑の煩惱の心品に於いては、二十一の心所有りて倶生す。〔その〕二十は、不共〔心品〕の如く、〔之れに〕、貪等の隨一を加ふ。

隨煩惱相應の心品の倶生

前に說く所の貪等の相應する隨煩惱品に於いても、亦、二十一の心所倶生す。〔其の〕二十は不共の如く、〔之れに〕貪等の隨一を加ふ。

不善惡作相應の心品の倶生

不善の惡作の相應する心品も、亦、二十一の心所倶生す。謂はく、卽ち惡作は第二十一なり。〔二十は前に說く所に准ず〕

總結

略して、不善の不共、及び、見と相應する品の中には、唯、二十有り。餘の四煩惱、及び、隨煩惱

【一五五】此の心品等。無明が他の諸惑と倶起せず、唯獨り起りて四諦の理に迷ふを云ふ。卽ち自力起の無明なり。

【一五六】貪煩惱等は瞋、慢、疑、見と、忿等十隨惑並に惡作を等取す。附記。如上諸惑と倶起相應する無明を相應無明といふ。

【一五七】不善の見とは五見の中の邪見、見取見、戒禁取見の三。五見の中唯此三のみ不善にして、身見、邊見の二は有覆無記なり。

【一五八】名は云云。倶生の二十の心所の名といふ意。卽ち十大地法、六大煩惱地法、二大不善地法並に尋伺の二十なり。

と相應する品の中には二十一有ることを說きつ。

有覆無記の心品の倶生

若し無記の有覆の心品に於いては、唯十八の心所倶生す。謂はく、十の大地法と六の大煩惱地法と並びに、二の不定、謂はく、尋と伺となり。

欲界の有覆無記心

欲界の無記の有覆の心とは、謂はく、(一五九)薩迦耶見、及び、邊執見と相應するものなり。

此の中に、見の增さざるは、應に知るべし。(一六〇)前に釋せるが如し。

無覆無記心品の倶生

餘の無記の無覆の心品に於いては、唯、十二の心所倶生すと許す。謂はく、十の大地法と幷びに不定の尋伺となり。

外國師の異說惡作の無記說

(一六一)外方の諸師は、惡作をして、亦、(一六二)無記に通ぜしめんと欲す。「從つて」此れと相應する「心」品に、便ち十三の心所有りて倶起す。

睡眠の倶起

應に知るべし、睡眠は、前に說く所の(一六三)一切の心品と、皆、相違せず。善、不善、無記の「三」性に通ずるが故なり。隨つて何れの品にも「睡眠」有れば卽ち、此れを增すと說く。謂はく、(一六四)二十二は二十三に至り、若し、(一六五)二十三は、二十四に至る。

不善と無記とは、例の如く、應に知るべし。

【一五九】薩迦耶見とは梵語 Satkāya-dṛṣṭi の音譯にして所謂有身見なり。

【一六〇】前に釋すとは見は十大地法中の慧の心所を體とするが故也。

【一六一】外方の諸師(Bahirdeśa-kāḥ)とは迦濕彌羅(Kaśmīra)以外の土地の學者を指す。

【一六二】無記とは無覆無記なり。此の師の義大乘に通ず。

【一六三】一切の心品とは善、惡、無記。

【一六四】二十二とは善の心品。

【一六五】二十三は善心に惡作の有るときなり。

第二　色無色界諸心所の俱生

上二界の心所の俱生

已に欲界の心所の俱生するときの、諸の品の定量を說きつ。當に上界を說くべし。頌に曰はく、

（一六六）初定には、不善と、及び惡作と、睡眠とを除く。中定には、又、尋を除く、上には、兼ねて伺等を除く。

初靜慮に於ける心所法

論じて曰はく、初靜慮の中には、前に說く所の諸の心所法に於いて、唯だ不善と、（一六七）惡作と、（一六八）睡眠とを除き、餘は、皆、具に有り。「唯不善」とは、謂はく、（一六九）瞋煩惱と、諂と誑

【一六六】頌の舊譯
惡作睡諸惡　於₂初定₁皆無、於₂中定₁無ₗ覺、過ₗ此又無ₗ觀。
上二界の中、色界初禪には瞋、諂、誑、憍以外の忿等と無慚、無愧は無く、惡作、睡眠も無き故に善の心品には二十二の心所俱生すれども、二十三の俱生するを無し、（惡作無き故に）。
不善の心品は上界に凡べて無し。
又上界にては不共無明の如きも凡べて有覆無記なれども、その俱生は上界一般に無慚無愧無き故に十八。
又三見相應の心所も十八也。
貪等の煩惱の中にては上界には瞋無きも餘の三有れば貪、慢、疑の心所俱生は上の十八に貪、慢、疑の隨一を加へて十九なり。
又上界一般に忿等は無きも、諂、誑、憍は梵天を局として有るが故に、その有る局りは、上に同じく十九の心所俱生す。
上界には惡作なき故に、惡作の俱生は無し。
身、邊二見の俱生は十八、無覆の俱生は十二なり。

【一六七】惡作は隨憂行と稱し、憂根に隨從して起る心所なれども、上界には憂根無き故に自らも亦無し。

【一六八】睡眠は段食の性なり。上界には段食無きが故に又睡眠無し。

【一六九】瞋煩惱。上界は凡べて定に潤されて心身和らげる故に瞋等不善法無し。

と憍とを除きて、所餘の貪等と、及び、無慚と〔無〕愧となり。

「餘は、皆有り」とは、欲界に說けるが如し。

中間靜慮の心所法

〔一七〇〕中間靜慮には、前に除く所のものを除きて、又、更に、尋を除く。餘は、皆、具に有り。

第二靜慮の心所法

第二靜慮以上、乃至、無色界の中には、前に除く所のものを除き、又、伺等を除く。「等」とは、諂、誑を除くことを顯はす。餘は皆、前の如く具に有り。

〔一七一〕經に說かく、諂、誑の極は、梵天に至ると。〔一七二〕衆の相依るが故なり。上地には有ること無し。

大梵王馬勝比丘の問を受けて胡麻かす（諂誑）

〔一七三〕大梵王、自の梵衆に處して、忽ちに〔一七四〕馬勝苾芻に問はれて、言はく、此の四大種は、當に何れの位に於いて、〔一七五〕盡滅して、餘すこと無かるべきやと。梵王無餘滅の位を知らず。便ち矯亂して答ふらく、我れは、此の梵衆に於いて、是れ〔一七六〕大梵なり、〔一七七〕自在なり、〔一七八〕作者な

【一七〇】中間靜慮。初禪と二禪との間にして大梵天處。上地は漸に微細にして災患を離るる故に中間定には尋を、第二禪には伺を除く。(災患とは八災患の謂にして尋伺は其中の二なり。此の論二十八參照)。

【一七一】經とは正法念經參照。

【一七二】衆の相依るとは、王臣相依るが故に諂誑の心有るも二禪(上地)以上にては王臣の別無きが故に諂誑無し。

【一七三】大梵王云云の因緣は長阿含十六堅固經。婆沙一百二十九等參照。

【一七四】馬勝(Aśvajit)。最初の佛弟子たる五比丘の一人なり。

【一七五】盡滅して餘無しとは此の欲界色界の能造の四大種が、盡く滅して餘りなく、煩惱の繫縛を離るること。灰身滅智の意には非ず。而して其の所謂無餘滅位は第四定の煩惱を斷盡する位なり。

【一七六】大梵(Mahābrahman)

【一七七】自在(Īśvara)とは一切器、有情二世間を悉く自恣のままに支配するもの。

り、(一七九)化者なり、(一八〇)生者なり、養者なり、是れ一切の父なりと。是の語を作し已つて、衆の外に引き出して、諂言をもつて愧謝して、還つて佛に問はしめたるを以てなり。

第八節　類似心所の相互的差別

第一　無慚愧と愛敬

類似心所の相互的差別

是の如く、已に、諸の界地の諸の心品に於いて、心所の「俱生する」數量を説きたり。今、次に、當に、前に辯ずる所の諸の心所の中に於ける少分の差別を説くべし。

無慚と無愧と、(一八一)愛と(一八二)敬との差別は云何。頌に曰はく、

無慚と無愧

(一八三)無慚愧は重せざると、罪に於いて怖を見ざるとなり。

【一七八】作者（Kartṛ）。器世間を作ること。

【一七九】化者（Nirmātṛ）。有情世間を化作すこと。

【一八〇】生者（Sraṣṭṛ）。附記、之れ等の言は卽ち誑なり。

【一八一】愛（Preman）。

【一八二】敬（Gaurava）。

【一八三】頌の舊譯

無羞不重德、非譖不見怖、無慚樂名信、重羞欲色有。

今は上に明し來れる四十六の心所の內、相互に相似て分別困難又は紛れ易きものを簡び來つてその區別を明す。

先づこの中にありて無慚と無愧とを比ぶるに共に自己の態度なるに於いては一致するも、無慚は功德の法を尊敬せず、又は有德の人を崇重大切にせずといふ他に對する自己の態度に約していひ、無愧は自己の運命等一般に自己に對する自己の態度を言ひて、善士卽ち佛菩薩の厭ひ忌む所の惡を作り、未來に三惡道の苦を受くと聞くとも敢へて怖畏することなきが如きをいふ。

次に愛と敬とは共に他に對する態度なるに於いて一致するも、愛は信樂の義にして、信を體とし、敬は敬重の意にして慚を體とするに於いて相異る。

而して俱舍に從へば此愛敬の二は唯欲色にのみ有りて、無色には非ずと。

愛と敬とは、謂はく、信と慚となり。唯、欲と色とに於いて有り。

無慚

論じて曰はく、此の中、無慚と無愧との別は、【一八四】諸の功德、及び【一八五】有德の者に於いて敬ふことなきなり、崇むること無く、忌難かる所なく、【一八六】隨屬する所無きを、說いて無慚と名く。即ち、是れ恭敬が【一八七】敵對する所の法なり。

無愧

諸の【一八八】善士の爲めに、訶厭せらるる所の法を、說いて名けて罪となす。此の罪の中に於いて、怖畏を【一八九】見ざるものを、說いて無愧と名く。此の中、怖の言は、【一九〇】非愛の果を顯はす。能く怖を生ずるが故なり。

「怖を見ず」といふ語の意義

「怖を見ず」との言は、何の義を顯はさんと欲するや。見て怖れざるを、「怖を見ず」と名くと爲んや。彼の怖を見ざるを、「怖を見ず」と名くと爲んや。

反徵

若し爾らば、何の失ぞ。

出過

二、倶に、過あり。若し、見て怖れずとせば、應に、【一九一】智慧を顯はすべく、若し、【一九二】彼の怖を

【一八四】諸の功德（Guṇa）とは戒定慧三學。
【一八五】有德の者（Guṇavat）とは師長の謂。忌難（Pratīśatā）とは恐れ憚ること。
【一八六】隨屬（Bhaya-vaśavartitā）とは弟子の禮を成すこと。
【一八七】敵對云云は唯だ恭敬の無きを無慚と云ふに非ざることを示す。
【一八八】善士（Sat）とは佛菩薩聲聞のこと。
【一八九】見ずとは次に問答もあれど心で見ずとの謂なり。
【一九〇】非愛の果云云。未來地獄の責苦を受くるぞと聞きて、現在に怖を生ずる意。
【一九一】智慧とは慧を體とする邪見。惡果を見て、知りながら怖れざる故に邪見に攝す。
【一九二】彼の怖を見ず云云。怖しき果を感ずることを知らぬこ

見ずとせば、應に、無明を顯はすべければなり。

答　此の言は、見と不見とを顯はすにあらず。

徵　何が顯はさるるや。

此れは、法有り。是れ、隨煩惱にして、彼の〔慧、無明の〕二の（一九三）因と爲るを說きて、無愧と名くることを顯はす。

無慚愧の異説　（一九四）有る餘師は說く、造る所の罪に於いて、自ら觀じて、恥づること無きを、名けて無慚と曰ひ、他を觀じて、恥づること無きを、說いて無愧と名くと。

難　若し爾らば、此の二は、「自ら觀ずると、他を觀ずると」、所觀同じからず、云何にして、倶起するや。

答　此の二が、一時に倶起して、（一九五）別して自他を觀ずとは說かず。然るに無恥あり。自を觀ずる時に、勝るを、說いて無慚と名く。復た無恥有り。他を觀ずる時に

と故無明のことになるといふ意。

【一九三】因。此の因を順正理論には隣近因と云ふ。未來の惡果を何とも思はぬ無愧の隨煩惱より、遂には因果撥無の邪見等を生じ因果の道理に昏き無明を引起するが故なり。

【一九四】有る餘師云云。無慚（Āhrikya）の語は慚づ（hri）てふ動詞より來り、無愧（Anapatrāpya）の語は愧づ（trap）てふ動詞より來り、梵語の動詞字典には（hri）、（trap）倶に羞恥（Lajjā）の義なりとあれば無慚と無愧とが異なれる義を顯はすとするは面白からざるを以て、此の二語ともに恥無きと云い義に解して釋を試みたるなり。

【一九五】別して云云。一時に倶起して別別に自他を觀ずる意には非ず。自を觀ずる心は他を觀ずる時に自ら伴ひて有り。その中にて自分を觀ずる時に勝るを無慚といひ、他を觀ずる時に增勝せるを無愧と名くとの意。

遮すを說きて無愧と爲す。

慚愧準釋

慚と愧との差別は、此れに飜じて應に知るべし。謂はく、初めの釋に飜じて、敬有り、崇有り、忌難する所有り、隨屬する所有るを、說いて名けて慚と爲す。罪に於いて、怖を見るを、說いて名けて愧と爲す。

第二の釋に飜じて、造る所の罪に於いて、自らに觀じて恥づること有るを、說いて名けて慚と爲し、他を觀じて恥づることあるを、說いて名けて愧と爲す。

愛と敬

已に無慚と無愧との差別を說きつ。

愛と敬との別とは、愛は、謂はく、愛樂なり。【一九六】體は卽ち、是れ信なり。

二種の愛―有染汙と無染汙

然るに愛に二あり。一には、有染汙、二には、無染汙なり。

有染とは、謂はく、貪なり。妻子等を愛するが如し。

無染とは、謂はく、信なり。師長等を愛するが如し。

信と愛との關係―四句分別

信にして、愛に非ざるあり。謂はく、苦、集を緣ずる信なり。

愛にして、信に非ざる有り。謂はく、諸の染汙の愛なり。

【一九六】體は云云。法の性を信じ、有德の士を信じ尊び、その上に德を愛し好む義有る故に愛樂の體は信あり。

信と愛とに通ずるあり。謂はく、滅、道を緣ずる信なり。信と愛とに非ざるあり。謂はく、前の三相を除けるなり。

論主の解

(一九七)有るが說く。信とは、有德[者]を忍許することなり。此れを先きと爲すによりて、方に、愛樂を生ずるが故に、愛は信に非ずと。

敬

敬とは、謂はく、敬重なり。(一九八)體即ち、是れ慚なり。前に慚を解くが如し。謂はく、敬ある等と。

慚にして、敬に非ざる有り。謂はく(一九九)苦集を緣ずる慚なり。

慚と敬とに通ずる有り。謂はく、(二〇〇)滅道を緣ずる慚なり。

論主の解

(二〇一)有るが說く。敬は崇重する所あり。此れを先とするに由りて、方に、慚恥を生ずるが故に、敬は慚に非ずと。

人體に約し愛敬の有無に關する四句分別

所緣の境(二〇二)補特伽羅に望めて、愛敬の有無に應に四句を作るべし。

愛有りて、敬無し。謂はく、妻子と共住と、門人等とに於けるものなり。

【一九七】有るが說く云云。此の師は信は愛の因と說くものなり。通例、この說を不正義と評するも、稱友に依れば論主の義なり。不正義に非ず。

【一九八】體は云云。例へば、苦集二諦を緣じて心に恐れ懼りて惡事を愼む故に慚なり。

【一九九】苦集は有漏の因果の可厭の法なる故に尊敬する心無し故に敬に非ず。

【二〇〇】滅道は無漏の因果にして心に恐れ尊敬する故に慚にして敬なり。

【二〇一】有るが說く云云。之も敬は因、慚は果と、因果關係を以つて見る說なり。之も不正義とすれども、先の愛の處の稱友の釋意より推すに、此れ亦た論主の義なるべきこと蓋し疑ふ可らず。

【二〇二】補特伽羅(Pudgala)人の義。

敬有りて愛無し。謂はく、他の師と、有徳の貴人等に於けるものなり。愛有り、敬有り。謂はく、自の師と、父母、伯叔等に於けるものなり。愛も無く、敬もなし。謂はく、前の三相を除けるなり。

是の如き愛と敬とは、欲、色〔二〕界にのみ有りて、無色界には無し。

難　豈に、〔二〇三〕信と慙とは、大善地法なれば、無色〔界〕に亦た有るにあらずや。

愛と敬との二種（答）　愛と敬とに二あり。謂はく、法と補特伽羅とを縁ずるものなり。法を縁ずる愛と敬とは、三界に通じてあり。〔然るに〕此の中の意は、補特伽羅を縁ずる者を説くが故に、欲、色〔二界〕には有れども、無色界には無し。

第二　尋伺と慢憍

是の如く、已に愛と敬との差別を説きつ。

尋と伺と、慢と憍との差別は如何。

頌に曰はく、

〔二〇四〕尋と伺とは、心の麤と細となり。慢

【二〇三】信と慙とは、愛は信を、敬は慙を各體とする故に、それぞれの代名として用ふ。

【二〇四】頌の舊譯　覺觀謂麤細、心高說爲ㇾ慢、醉愛著自法、心起變異亂。

類似心所の相互的差別を說く中の第二にして、尋、伺及び憍、慢の區別を說く。尋、伺の二は心の麤と細とによりて分つものなるが、その相並びて一心中に俱起するとに關しては異說有り。一師は熟酥を水上に浮べて日光に照らす時釋けもやらず、凝りもやらざる如く二心相應すと說き、又一師即ち經部師は尋、伺は言語の因にして、その因たる心の働の中に於いて各別法を有して細なるを伺、麤なるを尋と

は、他に對して、心擧り、憍は、自の法を染ずるに由りて、心高くして顧る所無し。

尋と伺
尋と伺は麁と細との別

論じて曰はく、尋と伺とは、謂はく、心の麁と細となり。心の麁なる性を尋と名け、心の細なる性を伺と名く。

尋伺の一心に於ける相應第一說

云何んぞ、此の二は、一心に相應するや。有るが是の釋を作す。[謂く]、冷水の上に浮ぶるに熟酥を以てするに、上は烈しき日光に照觸せられて、酥は、水と日とに因りて釋くるにも非ず、凝るにも非ざるが如く、是の如く、一心に、尋有り伺有り。心が、尋、伺に由て、過ぎて細麁ならず。故に、一心に於いて、倶に作用ありと。

世親難ず
二麁細の因の難

若し爾らば、尋と伺とは、是れ麁と細との因にして、麁、細の體に非ず。水と日の光とは、是れ、凝釋の因にして、體、[是れ]凝釋に非ざるが如し。

(三)界地

〔二〇五〕又、麁細の性は相待して立つ。[三]界[九]地と品[類]との別ありて、上下相形すれば、乃至、

名くと說く。世親はその二說の何れをも否定し此等の二法は定めて一心に相應すと執す可らずと言へり。次に慢と憍とは又對觀上卽ち對待關係上の差別にして共に自ら高擧する物なれども、慢は他に對して自ら高擧する場合を云ひ、憍は一般に自法卽ち自らの條件に關して、染著高擧する義にして、對者に關せざるをいふ。

【二〇五】又云云。若し汝は、尋は心の麁なる因、伺は心の細なる因と云ふことを許すが故に失なしと云ふならば、更に此の難ありとの意味なり。卽ち三界九地相望すれば、下地は麁にして上地は細なり。又煩惱の根本差別に下中上あり。其の各地の煩惱の上は麁にして、下は細なり。是れと相違して、德も亦た九地の各各に麁細の別ありとすべし。然らば九地も、煩惱と德の品別も、等しく三界に通じて麁細ありとすべしとなり。

と品別とに約して麤細を分てば乃至有頂にも尋伺有らん

(三)細麤即ち尋伺ならば尋伺は別の體類無けん

第二經部の說

毘婆沙師の說

世親難ず

答

世親重ねて難ず

有頂まで應に尋伺有るべし。

又、(二〇六)麤細の性には、別の體類無ければ、之れに依りて、以て尋、伺を別つべからず。

復た、(二〇七)有るが釋して言はく、尋と伺との二法は、是れ語言の(二〇八)行あり。故に、(二〇九)契經に言はく、要らず、尋伺有りて、方に語言有り。尋、伺無きに非ず。此の語言の行の麤なる者を尋と名け、細なる者を伺と(二一〇)名く。

一心の内に於いて、別法は是は麤、別法は是は細なり。理に於いて、何ぞ違はんやと。

若し、別の體類有らば、理として實に違ふことなし。然るに、別の體類無きが故に、違理を成ず。一の體類の中に、上下[二品]の、倶時に起る容きこと無きが故に。

若し、[此の二の]體類、亦、差別有りと言はば、應に體類の別相云何を說くべし。

此の二の體類の別相は說き難し。但だ、上下に由りて、其の別相を顯はす。

上下に由りて、能く別相を顯はすに非ず。一一の類の中に、上下有るが故に。是れに由りて、應に知るべし、尋、伺の二法は、定んで、一心に相應すと執す可からざるを。

【二〇六】又、單に麤細といふ作用の比較を以て尋、伺とするならば、別に尋、伺といふ體類なきことにならんとなり。

【二〇七】有るが云云は經部師(稱友)。

【二〇八】行(Saṃskāra)。能等起者の義(稱友)。即ち光記に所謂ろ因の義。

【二〇九】契經。雜阿含廿一參照。

【二一〇】果して然らば、一心中に如何んぞ尋、伺の二法相應することを得んやの義。

有部經を引いて答ふ

若し爾らば、云何んぞ(三二)契經の中に初靜慮に於いて、「五支を具足す」と說くや。

世親經を通ず

五支を具すとの言は、一地〔の前後〕に就きて說くものにして、一刹那には非ざるが故に、過有ること無し。

慢と憍

(三三)是の如く、已に尋と伺との差別を說きつ。

慢

慢と憍との別とは、慢は、謂はく、他に對して、心の自ら擧がる性なり。自と他との德類の差別を稱量して、心自ら擧恃し、他を陵懱するが故に、名けて慢と爲す。

憍

憍は、謂はく、(三三)自法に染著するを先きとし心をして、傲逸にして、顧る所無からしむる性なり。

異說

有る餘師の說かく、酒に因りて生ずる欣擧の差別を、說いて名けて醉と爲すが如く、是の如く、貪より生ずる欣擧の差別を、說いて名けて、憍と(三四)爲すと。

是れは、謂はく、慢と憍との差別の相なり。

【三二】契經云云。中阿含五十八、法樂尼經曰、初禪有五支、覺(尋)觀(伺)喜、樂、一心(心一境＝定心所)、是謂初禪有五支云云。

【三三】北方所傳にては、かく尋伺を單なる麁細の區別とすれど、南方の阿毗達磨にては、尋とは、心の外物に向ふ作用にて、伺とはその外物を心内にて觀察する作用なりと、外物に關連して說明す。蓋し此方は明瞭なる區別なるべし。

【三三】吾身の端麗なること、勇氣あること、乃至我身の行法等を理由としてなり。

【三四】此の義は染汚の喜を憍となす、乍併是は毘婆沙師の許ざるる所なり、何となれば、喜は第二定を以て終極となすも、憍は三界に通ずとすればなり。

第九節　心心所法の異名

是の如く、已に、諸の心と心所との品類の不同と、俱生と、異相とを説きつ。然も、心と心所とは契經の中に於いて、義に隨つて、種種の名（二五）想を建立す。今、當に此の名義の差別を辯ずべし。

頌に曰はく、

心心所の異名關係

（二六）心と意と識とは體一なり。心、心所は有依と、有縁と、有行相と、相應となり。義に五有り。

心王の名義―心意識

論じて曰はく、（二七）集起の故に、心と名け、思量の故に、（二八）意と名け、了別の故に、（二九）識と名く。

異説

復た有るが釋して言はく。（三〇）淨不淨の界の種

【二五】想は名。名を縁じて心に像どるが故に。

【二六】頌の舊釋
心意識一義、心及餘心法、有依境界相、相應義有五。
心王に心、意、識の三名あれど、自體は一なり。又、心王心所の正別あれど之を有依、有縁、有行相、相應と名くる點に於ては一なり。最後に心心所は五義平等によりて、その不離の關係を持つといふは頌文の大要なり。

【二七】心の原語は Citta にして（Cit（考ふ、理解す）より來れるもの。然るにこのCit を更に短かき形の語 Ci（集む）より來れるものと見て、集起即ち身口意の三業を集起する義理と譯したるなり。

【二八】意（Manas）は Man（考ふ）といふ語根より來れるを以て之を思慮と言ふは當れり。

【二九】識の原語は Vijñāna にして Vijñā（了別す）なる語根より來る。論第一には之を Vijñāti（寫本に Vijñapti とあるは寫誤ならん）即ち判斷

種に差別するが故に名けて心と爲す。卽ち、此れは、他の爲めに(三一)所依止と作るが故に名けて意と爲し、(三二)能依止と作るが故に、名けて識と爲す。

心心所の四種の異名

故に、心と意と識との三名は、詮はす所の義に異有りと雖も、體は是れ一なり。

心と意と識との三名の詮はす所の、義は異るも、體の一なるが如く、諸の心と心所を、有所依、[有]所縁、[有]行相、相應と名くることも亦爾く、名義は、殊なりと雖も、而も、體は是れ一なり。

有所依

謂はく、心、心所を、皆、(三三)有所依と名く、所依の根に託するが故に。

有所縁

或は、(三四)有所縁と名く、所縁の境を取るが故に。

有行相

或は、(三五)有行相と名く、卽ち、所縁の品類の差別するに於いて、等しく行相を起すが故に。

相應

或は(三六)相應と名く、(三七)等しく和合するが故に。

何の義に由るが故に、等しく和合すと名くるや。

と解して了別といへり。

【三〇】淨不淨とは善惡といふ位の義。界とは性質の義、卽ち心は修養の結果として善惡無記の種種の性質上の差別あるが故に Citta と名くとなり。(Citta を Citra (種種)に托してのしての解釋なり。是れ經部或は瑜伽師の義なり(稱友)

【三一】上の心が無間滅の意となりて後に生ずる識の所依止となることは已に述べたる所なり。今も、この點より意の名稱を解したり。

【三二】能依止には現在の識が前刹那の過去の意根に依止すること。

【三三】有所依(Sāśraya)

【三四】有所縁(Sālambana)

【三五】有行相(Sākāra)は行は行解の義にして心王は了別し、受は領納して受け込み、想は像を取る等のかくの如き行解して寫象せる影像を行相といふ。

【三六】相應(Samprayukta)

【三七】等しく云云。心心所の等しくして相互に離れざること。

五義平等

五義有るが故なり。謂はく、心、心所は、五義平等の故に、相應と說く　〔二八〕所依、〔二九〕所緣、〔三〇〕行相、〔三一〕時、事の、皆平等なるが故なり。

事平等

〔中に於いて〕、〔三二〕事平等とは、一の相應の中には、心の體の一なるが如く、諸の心所法も、各各亦爾なり。

第六章　心不相應行法

第一節　心不相應行法とは何ぞ

心不相應行法

已に、心心所の廣分別の義を說きつ。心不相應行とは、何者か是なるや。頌に曰はく、

〔三三〕心不相應行とは、得と、非得と、同

【二八】所依平等（Āśraya-samatā）心心所の等しく同一根に依止すること。

【二九】所緣平等（Ālambana-samatā）。同じく心心所の同一境に向つて作用すること。

【三〇】行相平等（Ākāra-samatā）は心王が青色を寫象せば心所も亦青色を寫象する如し。

【三一】時平等（Kālasamatā）。同一刹那に作すること。

【三二】事平等（Dravya-samatā）。事とは體なり。

【三三】頌の舊釋

不相應諸行、至非至同分、無想處二定、壽命及諸相、名聚等。

以下、五位の第四不相應法を釋す。不相應行とはその體非色非心の原理法にして行蘊に攝し、

得　（Prāpti）
非得　（Aprāpti）
同分　（Sabhāgatā）
無想定　（Asañjñisamāpatti）
無想果　（Āsañjñika）
滅盡定　（Nirodhasamāpatti）
命根　（Jīvitendriya）
生　（Jāti）
異　（Jarā）
住　（Sthiti）
滅　（Nirodha）
名身　（Nāmakāya）
句身　（Padakāya）
文身　（Vyañjanakāya）

等の十四に名く。以上の十四を有部は、例の素朴實在論的見地より、皆な別法の體を有して、實在なりと說き、經部は假立なりと主張す。

分と、

無想と、二定と、命と、　相と、名身等の類なり。

論じて曰はく、是の如き諸法は心とも、相應せず、色等の性にも非ず。行蘊の所攝なり。是の故に、心不相應行と名く。

一、得及び非得

第二節　得と非得

中に於いて、且らく、得と非得との相を辯ずべし。

頌に曰はく、

〔三〕得は、謂はく、獲と、成就となり。　非得は、此れと相違す。

得と非得とは、唯だ自相續と二滅とに於いてす。

【三】頌の舊譯
至非至屬帶、自相續、二滅

得と非得とは必ず併存して、表裏の關係を有す。而して共に唯有情のみに關して非情に亙らず。更に精密に言へば有情中の自身(自相續)に攝する有爲法と、擇滅との二無爲法にのみ關係し、他相續や虛空に關係せず。かくの如き諸法が變化するにつきての充足的原因 (Efficient cause) の中、その變化なくして積極的に自相續等に關係せしむるを得と云ひ、消極的に關係せしむるを非得と稱す。且つ、かくの如き得の中、未だ嘗つて得ざるもの、又は嘗つて得たことの有りて、失ひたりしものを今得るを獲 (Pratilambha) と稱し、獲の刹那以後、得し已つて、失はずに相續するを成就 (Samanvāgama) といふ。

二種の得―獲と成就

論じて曰はく、得に二種あり。一には(三五)未だ得せざる「を今獲る」と、(三六)已に失へるとを、今獲るとなり、二には、得し已りて、失はざる「所謂」成就なり。

非得

應に知るべし、非得は、此れと相違す。

得と非得の所在

何れの法の中に於いて得と非得と有りや。

有爲法と得非得

(三七)自相續と、(三八)及び二滅との中に於いてのみあり。謂はく、有爲の法にして、若し自相續の中に(三九)墮在すること有らば、得、非得あり、他相續には非ず。他身の法を成就すること、有ること無きが故に。又(四〇)非相續にも非ず。非情の法を成就すること有ること無きが故に。且らく、有爲の法は、決定して、是の如し。

無爲法と得非得

無爲の法の中には、唯、(四一)二滅に於いて、得非得あり。

一切の有情に、(四二)非擇滅を成就せざる者無し。故に、(四三)對法の中に、傳說すること是の如し。誰か

【三五】未だ得せざるとは無漏の智の如き無始已來得たこと無き法。

【三六】已に失へるとは有漏定の如き無始已來數數得たこと有れども已に失へるもの、之れ等の二つの場合に於いて得が未來生相に來りし時を獲といふ。それが正しく現在に入れば成就といふ。

【三七】自相續とは自身のこと、吾が身心の有機的組織のこと。

【三八】二滅とは擇滅と非擇滅。

【三九】墮在(Patita)。攝在。

【四〇】非相續(Asaṃtati)とは非情のこと。外の非情を我が身に得すること無し。若しあれば有情非情雜亂の過を成ず。

【四一】二滅の內擇滅は有漏無漏の二道を以て證る法なる故に得非得有り。

【四二】非擇滅は法の緣の缺けたるときに得を起して其の法を永く生ぜざらしむる故に得非得有り。

【四三】對法の中とは發智論十九に曰く、

諸成二就受覺支一、彼成二就無漏法一、有下成二就無漏法一非中等覺支上。謂諸異生。

今は取意の文なり。

りと。

擇滅の成就

(二四四)無漏法を成ずるや。謂はく、一切の有情な(二四五)初刹那の具縛の聖者と、及び(二四六)餘の一切の具縛の異生とを除いて諸の(二四七)餘の有情は、皆擇滅を成ず。

虛空と得非得

(二四八)決定して、虛空を成就すること有ることなきが故に、虛空に於いては得有りと言はず。

得と非得との關係

得無きを以ての故に、非得も、亦、無し。(二四九)宗に得と非得とは、相翻じて立つと明すが故に。諸の得有る者は、亦、非得有り。〔其の〕義は、准じて知るべきが故に別に釋せず。

論主得實在論を難ず

(二五〇)何に緣りて、別物ありて得と名くと知るや。

毘婆沙師の答

契經に說くが故に。契經に言ふが如し、聖者は、彼の(二五一)十無學法に於いて、生に以り、得

【二四四】無漏法とは玆にては非擇滅の意。

【二四五】初刹那具縛の聖者(Sakala-bandhanāpi-kṣaṇa-stha)とは、見道の初念苦法忍の位。見道の初念より無漏智現前して起れる故に聖者なり。而し苦法智忍の位は能斷の無漏道と所斷の煩惱と倘併在する故に具縛といふ。此の位にては擇滅は未來生相に至つてあるも未だ現在に入らざる故に擇滅を成就すといふべからず。

【二四六】餘の一切の具縛の異生とは、見惑修惑はまだ一分も手をかけてない只の凡夫。從つて擇滅に倘ほ緣の遠き衆生なり。

【二四七】餘の有情とは見道第二刹那以後の聖者と、六行觀によりて修惑の幾分を斷じたる凡夫の行者をいふ。

【二四八】虛空無爲は、言はば絕對空間なるを以て、吾等の有機的組織中に入ることなきが故に。

【二四九】宗とは有部宗。卽ち得と非得とは相關的原理と立つるが故に、得なき所に非得なきは別に說明を要せずとなり。

【二五〇】何に緣りて云云。得はその自相も作用も不可得にして、色等や眼等の自相も作用も可得なるが如くならざるを以て此の問を爲す。經部にては、例の如く得につきても亦假立と說き有部は十四不相應行法凡べて實有と說く。

【二五一】十無學法とは八正道と正解脫、正智の十。此の論二十五參照)

乃至廣く說く。〔三五二〕生に以り得に以り、成就に以る故に以り、成就に以るが故に已に五支を斷ずと。乃至、廣く說く。

論主難ず

に、已に〔三五三〕五支を斷ずと。乃至、廣く說く。若し爾らば、〔啻に自相續に局らず〕、非情及び、他相續も、亦、應に成就すべし。

有部徵

所以は何ん。

論主答（他身と非情との成就する過を出す）

契經に說けるが故に。契經に說くが如し。苾芻。當に知るべし、〔三五四〕轉輪王あり、七寶を成就すと。乃至、廣く說く。

毘婆沙師經を通ず

此の中には、自在を說きて成就と名く。謂は く、轉輪王は、彼の〔三五五〕七寶に於いて、自在の力あり。〔三五六〕樂に隨つて轉ずるが故に。

論主又難ず

此れ、既に、自在を說きて、成就と名くるならば、〔三五七〕餘は、復た、何に因りて、別物有りと知るや。

毘婆沙師反徵

別物有りと許さば、何なる非理か有る。

【三五二】以りは三つとも由の義也（光記）。原語に所從格（Ablative case）を用ゐたり。

【三五三】五支とは五上分結（上界の貪慢無明等五煩惱）五下分結。

【三五四】轉輪王（Cakravarti-rāja）とは在家王者の理想的主權者にして、佛と同樣三十二大人の相を具し七寶を備へ、その一たる輪寶によりて自在に四方を遍歷して諸地を治す。

【三五五】七寶とは時に經によりて差あるも、

輪寶（Cakraratna）

象寶（Hastiratna）

馬寶（Aśvaratna）

神珠寶（Maṇiratna）

玉女寶（Strīratna）

藏臣寶（Gṛhapatiratna）

兵臣寶（Pariṇāyakaratna）

（雜阿含廿七、賢愚經十三、增壹阿含三十三）。藏臣寶は又居士寶に作るも有り。此論十二の註參照。

難意は七寶を成就すと經に說く者も得の作用といふに歸して、得は他身や非情にも關することに成るべしとの意。

【三五六】樂に隨つて等。婆沙には隨心受用名成就云云と記す。卽ち、勝手に使用することと出來るものを成就といへるものにして、所謂、得の義にはあらずとなり。

【三五七】餘とは十無學法の成就のこと。

論主過を出す

(二五八) 是の如きの非理有り。謂はく、執する所の得は、體の知るべきこと、色聲等或は貪瞋等の如き無く、用の知るべきこと、眼耳等の如きこと無きが故に、別物の、得と名くべきもの有る容きこと無し。別物有りと執する是れを非理と爲す。

以下順次に反論を擧げて此を破す

第一、無爲に得無き難

(二五九) 若し、此の得も、亦、作用有り。謂はく、所得の諸法の生因と作ると謂はば、是れ卽ち、

(二六〇) 無爲には、應に、得有ると無かるべし。

第二、所得法不生の難

(二六一) 又、所得の法の、未得と、已に捨すると、〔卽ち〕界地轉易と、及び離染との故なるとには、彼れ、現に得無し。當に、云何にして生ずべきや。

第三、四相無用の難

(二六二) 若し、倶生の得、生因と爲るとせば、生と生生とは、復た、何の所作か有る。

【二五八】是の如くの等。上來は聖教量によりて破し以下は現量比量によりて破す。

【二五九】得なる原理ありて諸法の生起の因となると言はば、無爲は不生なるを以て得なきことにならんといふ難なり。

【二六〇】無爲云云。得は所得の諸法の生因となると謂はば有爲可生の法は可なり。然し無爲不生の法は能生の得あることは能はざるべしとの意。

【二六一】又所得の法云云。此一段の文は、稱友によれば、從來の漢譯の讀み方と異るものあり。今は稱友によりて譯せり。その大要をいへば、所得法の未得とは無漏の苦法智忍等の如く、將來は修行の結果として得らるべきも、現には未だ得られざるものをいふ。已に捨するとは、一旦得たれど已に捨したるものをいひ、本論にはその理由として界地轉易と離染との二條件を出す。界地轉易とは例へば欲界の不染汙法は上地に生ずるによりて捨するが如きをいひ、離染とは例へば欲の染汙法は煩惱を離るるによりて捨するが如きをいふ。とにかく未得法にありても已捨法にありても、その得の現在にあることなきは同一なり。然らば、得なくして、いかにして、將來其等の所得法が生じ得るかといふは、此一段の文意なり。此文を得るは、若法未至及已捨、由易地及離欲、此法云何更生とあり。

【二六二】若し倶生の得云云。若し一法の前件としての得(法前得)が生因となるものに非ずして倶生同時の得が生因とな

第四、非情不生の難

又、(二六三)非情法は、定んで生ぜざるべし。

第五、惑品無別の難

又、(二六四)具縛の者の、下中上〔九〕品の煩惱の現起の差別も、應に無かるべし。〔生因たる〕得に差別無きが故なり。若し、(二六五)餘の因に由りて、差別有らば、即ち、應に彼によつて、諸法生ずることを得べく、得、復た、何の用ぞ。

歸結

故に、彼れが言ふ所の得に作用ありて、所得の諸法の生因と作るといふ理は成立せず。

毘婆沙師の反難

誰か言ふ、此の得は、法の生因と作ると。

論主徵

若し、爾らば、此の得には、何の作用か有る。

答

謂はく、(二六六)差別に於いて、〔其の〕建立の因と爲る。

徵

所以は何ん。

答

(二六七)若し、得有ること無んば、異生と聖者とが、世俗の心を起すとき、應に、異生、及び、聖者の差別を建立すること無かるべし。

論主釋す

豈に、煩惱の已斷と未斷との差別有るが故に、應に差別有るべきにあらずや。

ろなりと解釋せば、法と倶生同時の生因たる生相及び其生相の生因たる生生相は畢竟無用なるべしとの意。

【二六三】非情法は有部にては得なしといふ故に、生因即ち得とせば非情法は不生となる。

【二六四】具縛の者とは九品の煩惱を一つも斷ぜぬもの。その者に於いて、生因たる得が差別無き故、その果たる煩惱にも上中下等の品の差別あるべき筈なりとの意。

【二六五】餘の因云云。九品の煩惱の上中下品の差別に關していふ。

【二六六】差別とは次下の文より凡聖の差別なることを推知すべし。

【二六七】異とは凡夫。聖者は無漏智を得せる者。而も兩者共に世俗心を起すことあり。此時、凡夫には無漏なく、聖者には無漏の得ありとせざれば、兩者の區別なきに到らんとなり。

毘婆沙師徵

若し、得無しと執せば、如何にして煩惱の已斷と、及び、未斷とを說く可きや。得有りと許すときは、斷と未斷とは成ぜん。煩惱の得の離と未離とに由るが故に。

論主釋

此れ所依[の身]に、差別有るに由るが故に、煩惱の已斷と、未斷との義は成ず。謂はく、諸の聖者の(二六八)見修[二]道の力は、所依の身をして、轉變して、本に異らしめ、彼の二道所斷の惑の中に於いて、復た(二六九)功能の、其[の煩惱]をして、現起すること無からしむ。猶し、種子の、火に焚燒せられ、轉變して前に異り、能生の用無きが如く、是の如く、聖者の所依の身の中に生惑の能無きを、煩惱斷と名く。或は、世間道にて、所依[の身]の中の煩惱の種子を損ずるをも、亦名けて、斷と爲す。上と相違するを、名けて未斷と爲す。

諸の未斷なるを說きて成就と名け、諸の已斷なるを不成就と名く。(二七〇)是の如き二種は、但だ、假にして實に非ず。

論主二善法に約して成就不成就斷未斷を說く

善法に二有り。一には、(二七一)功力に由りて修得せざるもの、二には、要らず、功力に由つて修得するものなり。卽ち、生得及び加行得と名

【二六八】見修二道云云。經部に從へば煩惱の斷に無漏道による畢竟斷と有漏道による損伏斷との二あり。前者は無漏道の力にて煩惱の種子迄凡べて斷するものにして、後者は有漏道の力にて煩惱の種子を押へ種子の功能を減ぜしむる謂にして緣有る時は又現行し得。而して今の見修二道云云は其無漏道の畢竟斷に關し、世間道云云は有漏道の損伏斷に關す(光記)

【二六九】功能。煩惱種子の異名。種子が因として果を生ずる用を具する處を功能と稱す。

【二七〇】成就、不成就といふも要するに煩惱の有無に關する假りの表言にして得といふ原理を意味するにあらずとなり。

【二七一】功力(Yatna)とは骨を折つて勤め、加行を起して勤むること。一は生得の善といひ、

く。

生得善の成就不成就及び斷未斷

〔二七二〕功力に由つて、修得せざる者は、若し、所依〔の身〕の中の種〔子〕の、未だ損せられざるときは、成就と名け、若し所依〔の身〕の中の種〔子〕の、已に損せらるるをば、不成就と名く。謂はく、斷善の者の邪見の力に由りて、所依〔身〕の中の善根の種子を損ずるを、應に知るべし、斷と名く。所依〔身〕の中の、善根の種子の、畢竟じて、害せらるるを說いて名けて、斷と爲すには非ず。

加行善の成就不成就

〔二七三〕要らず、功力に由りて修得する者は、若し、所依〔身〕の中の、彼の法の、已に起りて、彼〔の現行〕を生ずる功力自在にして、損ずること無きを、說いて成就を名く。此れと相違するを不成就と名く。是の如き二種は、亦、假にして實に非ず。

論主の結成

故に、所依身の中にて、唯、種子の〔二七四〕未拔、〔二七五〕未損、〔二七六〕增長自在なる有りて、是の如き位に於いて、成就の名を立つるものにして、別物有ること無し。

二は加行得の善といふ。

【二七二】功力に由つて云云。唯識述記二には
一、種子成就
二、自在成就
三、現得成就
等三種の成就を明す。生得善の成就不成就は此の三種の中の種子成就に當る。生得の善根の種子の未だ損伏せられざる位を成就といひ、損伏せられたるを不成就といふ。

【二七三】要らず云云。加行善には斷未斷なし。斷善根は欲界の生得善に限る。此論十七參照。此加行善の成就不成就は上唯識述記の三種の成就中の自在成就に當る。蓋し善根の種子が現行する力勝れて何時にても自在に現行を生ずる故に自在成就といふ。

【二七四】未拔とは煩惱種子を未だ無漏道にて拔かざる位。

【二七五】未損とは生得善の種子と煩惱種子とを未だ有漏道にて損伏せざる位。

【二七六】增長自在とは次前の加行善の自在成就。

種子とに云何

此の中、何の法を、名けて(二七七)種子と爲すや。

謂はく、(二七八)名と色との、自の果を生ずるに於いて、有する所の、(二七九)展轉と、(二八〇)隣近との功能なり。(二八一)此れ、(二八二)相續の(二八三)轉變の(二八四)差別に由る。(二八五)

轉變

何をか轉變と名くる。

謂はく、相續の中にて、前と後と性の異なるなり。

相續

何をか相續と名くるや。

謂はく、(二八六)因果の性なる三世の諸行なり。

差別

何をか差別と名くるや。

謂はく、無間に果を生ずる功能有ることなり。

經を通ず

然るに、有る處に、若し、貪を成就せば便ち(二八七)四念住を修すること能はずと說くは、彼說

【二七七】種子(Bija)

【二七八】名と色ととは五蘊のことを云ふなり。

【二七九】展轉の功能(Samarthaṃ pāraṃparyeṇa)。展轉とは「遠く」と云ふに同じ、舊譯に「當時」と云ふ。

【二八〇】隣近の功能(Samarthaṃ sākṣāt)。隣近とは「現に」と云ふに同じ。舊譯に現時と云ふ。

【二八一】此とは上の二つ(展轉及び隣近)の功能。此の展轉の功能は相續の轉變に依り、此の隣近の功能相續の差別によるとの意。

【二八二】相續(Saṃtati)とは時間の過程にある有爲の諸法の念念に相續し行くこと。

【二八三】轉變(Pariṇāma)とは樣子の變ること。上の相續の展轉の功能は有爲法の體の相續する中にて、前念よりは後念と、段段樣子の變るに由るとの謂。

【二八四】差別とは、有爲法が因果の連鎖をなして無間に生ずるに前と後と次第に異なるを云ふ。

【二八五】この所有展轉隣近功能、此由相續轉變差別の文は、古來より種種の解釋ありて、その訓讀にも五種ある程なれど今は煩はしければ細說に渉らず。直ちに稱友の釋に顯はれたる原本に依る。

【二八六】因果云云。前念の有爲法を後念の有爲法に望むるに因となり、後念の有爲法を前念の有爲法に望むれば果と成る故に因果の性といふ。諸行とは有爲の諸法なり。

【二八七】四念住。舊譯には四念處といふ。

く、貪煩惱に耽著する者は、厭捨すること能はざるが故に、成就と名くと。隨つて貪愛に耽著する(二八八)時分には四念住に於いて、必ず、修すること能はざるに由る。

結す

是の如き成就は、(二八九)一切種に遍じて、唯だ、假にして、實には非ず。

唯だ、此れも遮すれば、不成就と名く。〔是れも〕亦、假にして實に非ず。

毘婆沙師は說く。此の二種は皆、別物有り。實にして假に非ずと。

並に兩宗を印す

是の如き二途は、皆、善說と爲す。

所以は如何ん。

(二九〇)理に違せざるが故に。

(二九一)我が宗とする所なるが故に。

(一)身念處。身は不淨と觀ず、
(二)受念處。受は苦なりと觀ず。
(三)心念處。心は無常なりと觀ず。
(四)法念處。諸法は無我なりと觀ず。

等之れにして、次第の如く、常樂我淨四種の顚倒を破し、以て觀慧を發せしむ。

【二八八】時分とは、その當座といふ位の義。卽ち貪煩惱の現行し居る際はといふ義なり。

【二八九】一切種に遍じ。Sarvathā とは「所有ゆる場合に」と云ふ意味、卽ち

一、所得の諸法の生因(四十一、第三行)
二、建立の因(四十二、第五行)
三、所依の差別(四十二、第二十行)
四、耽著、厭捨すること能はず(四十五、第十三行)

以上何れの場合より考へても の義なり。

【二九〇】理に違せずとは經部の說(論主の釋)に約す。

【二九一】我が宗とする所とは有部の說に約す。卽ち世親は心に經部に贊成しながらも自分の奉ずる宗旨なれば、有部の說も崇め置くべしと、表面上、之をも許したるなり。

第三節　得の諸門分別

得の諸門分別

已に、自性を辯じつ。
差別は云何。
且らく、應に得を辯ずべし。
頌に曰はく、

(二九二) 三世の法に、各、三あり、　善等は、
唯、善等なり。
有繫は、自界の得なり。　無繫の得は四に通ず。
非學無學は、三なり。　非所斷は、二種なり。

(一)三世門

(二九三) 論じて曰はく、　三世の法の得に、　各三種有り。謂く、過去の法には、過去の得有り、

【二九二】頌の舊釋
於三世三種、於善等善等、
隨法界同界、離三界四種、
非學無學三。非所滅二種。

得の諸門を分別するに

一、三世門。三世の法に各三世の得有り。

二、三性門。得の性は所得の法に準じて善等の三有り。

三、界繫門。所得の法が有爲ならば得も之れによりて界繫を分つ。非擇滅の得は所依身によりて分別し、從つて三界繫に通じ、擇滅の得ならば能證の道に從つて判ず。故に色界有漏道によつて引く時は得も色界繫なり。

四、三學門。此の門に於ても得は所依身に依りて分別せられ、有學、無學、非學非無學の三種に通ず（但し非學非無學の法の中には有漏無爲を攝する故に差別有りて、有漏法の得は非學非無學、無學所引の擇滅等は無學なり）。

五、三斷門。見、修、非斷に從つて判じ、凡べて三學門に準ず。

【二九三】得は唯一にあらず。三世の實有に應じて、得にも種種あり。之を三世門より判すれば總べて九となる。卽ち過去法、現在法、未來法の各各にそれぞれ過去得、現在得、未來得あればなり。過去得とは得已に過去に入れるをいひ、未來得とは、未だ表はれざる得をいひ、現在得とは法と俱なる得をいふ。然れども之を三世に涉りて一一規定するとせば極めて繁瑣なるものとなる。

尚ほこの三世門の外に、婆沙の百五十八には所得の法の種

未來の得あり、現在の得有り。是の如く、未來及び現在の法に、各、三の得有り。

(二)三性門

又善等の法の得は、唯善等なり。謂はく、善と不善と及び無記との法に、其の次第の如く、善と不善と無記との三の得有り。

(三)界繫門

又、[二九四]有繫の法の得は、唯、自界なり。謂はく、欲と色界と無色界との法には、其の次第の如く、唯だ色と欲と無色との三の得有り。

(四)三學門

若し、[二九五]無繫の法の得は、四種に通ず。謂はく、無漏の法は、總じて、之れを言はば、得に四種有り。卽ち、三界の得と及び無漏の得となり。別して分別せば、[二九六]非擇滅の得は、三界繫に通ず。若し、擇滅の得は、色と無色との繫と及び無漏となり。其の道諦の得には、唯だ無漏のみ有り。故に、無繫の法の得に四種有り。

類に望めて得の四種類を擧ぐ。第一は法前得とて法に前行して法を引く作用を呈するものを云ひ、第二は法倶得とて法と倶に起る法をいひ、第三は法後得とて、法の後に起る得をいひ、第四は非前非後得とて、無爲を得する場合の如く、その所得の法の三世に渉らざる時の得をいふ。蓋し、斯の如きは三世實有說を立脚地として、而もその三世法が吾等の有機的組織中に入り來る理由を飽くまで機械的に說明せんとしたる所より來れる結論なりとす。

【二九四】有繫の法とは三界に繫屬する有漏法のこと。有漏の得は、所得の法に隨つて三界の分際を判す。

【二九五】無繫の法とは無漏法にして擇滅非擇滅の二無爲と道諦に攝せらるる法をいふ。

【二九六】非擇滅の得は、命根。衆同分に隨て三界の分際を判す卽ち欲界に於て緣缺けて非擇滅を得する時はその得を欲界繫とするが如く、乃至、色界無色界も然り。擇滅の得は能證の道によりてその界繫を判ず、若し有漏道によりて擇滅を得する時は、それは色界若しくは無色界繫なりとす。何んとなれば有漏道(六行觀)は色界又は無色界のみにありて欲界になければなり。然れども若し無漏道によりて之を證得する時は、その得も無漏なりとす。

又、(二九七)有學法の得は、唯だ有學なり。若し、(二九八)無學法の得は唯だ無學なり。

(二九九)非學非無學の得には、差別有り。謂はく、此の法の得に、總じて說けば三有り。別して分別せば、一切の有漏、及び、三無爲は、皆、非學非無學の法と名く。且らく、有漏法には、唯だ、非學非無學の得のみ有り。非擇滅の得、及び、非聖道所引の擇滅の得も、亦、是の如し。若し有學道所引の擇滅の得ならば卽ち有學なり。若し無學道所引の擇滅の得ならば無學なり。

又、見修所斷の法は、其の次第の如く、見修所斷の得有り。

(三〇〇)非所斷の法の得には差別有り。謂はく、此の法の得は、總じて說けば、(三〇一)二有り。別し

【二九七】有學法とは有學卽ち初果より四果向に到るまでの聖者の身中の有爲無漏をいふ。その得は所得に隨つて判す。

【二九八】無學とは第四果の羅漢をいひ、その得を判することは有學の場合と同じ。

【二九九】非學非無學とは前の學、無學法以外のものにして、本論にあるが如く一切の有漏法と三無爲をいふ。然るにこの非學非無學の法はそれ自身としては一なれども、その法の得は三學に通ずるが故に之に三種ありといふ。卽ち有漏法の得は言ふまでもなく、非學非無學に屬し又、無爲法にても、非擇滅の得と有漏道によりて證得する擇滅無爲の得とは、非學非無學に屬す。然れども擇滅無爲にして、有學道及び無學道によりて證得せらるる場合には、その得はそれぞれ二有學、若くは無學となす。

【三〇〇】非所斷の法とは無漏法をいふ。斷ぜらるる必要なければ也。然れども其得は修所斷と非所斷の二に分る。卽ち非擇滅は無爲といふ點に於てそれ自身は非所斷なれど、その得は有情の身體に依るが故に修惑の境となる點に於て、修道所斷とせらるると同樣に、有漏道所引の擇滅の得も亦然りとす。之に反して無漏道所引の擇滅や、有爲無漏の道諦の得は、得自身も迷の境となることなきが故に、非所斷とせらる。

【三〇一】二とは修所斷と非所斷となり。

て分別せば、諸の無漏法を非所斷と名く。非擇滅の得は、唯だ、修所斷なり。若し、非聖道所引の擇滅の得も、亦、是の如し。聖道所引の擇滅の得及び道諦の得は、皆、非所斷なり。

第四節　三世の諸法と三世の得

三世の法に各三世の得あり

前に、總じて、三世の法に各三有りと說けりと雖も、今、應に、其の中の差別の相を簡別すべし。

頌に曰はく、

〔三〇二〕無記の得は、倶起す。二通と、變化とを除く、
有覆の色も、亦、倶なり。欲の色には、前起無し。

無覆無記法の得

論じて曰はく、無覆無記の得は、唯、〔三〇三〕倶起にして、〔三〇四〕前後生なし。勢力劣なるが故なり。〔從つ

【三〇二】頌の舊譯
無記至倶起　除二通變化
有覆無記色　欲界色無前
上に三世の法の得は各三有りと說きたれども、之を別して說かば、その間に亦た自ら差別有り。蓋し欲界の善不善の表、無表色、卽ち別解脫戒、殺生等（業品參照）は强きが故に而も隨心轉の色に非ざる故に法前得はなきも倶得、後得あり。無記法に關しては、無覆有覆共に概して曰へば、唯倶生の得のみ有りて、前後得なしと雖も、無覆無記に攝する天眼天耳二通及び能變化心は三種の得凡べて具はる。蓋しこれ等は勢力强く、又加行を施設してその力にて起す所なるが故なり。

【三〇三】倶起とは法倶得のこと。

【三〇四】前後生とは法前得、法後得のこと。

て、法若し過去なれば、得も、亦、過去なり。法若し未來なれば、得も亦未來なり。法若し現在なれば、得も、亦、現在なりとす。

一切の無覆無記法の得は、皆、是の如くなるや。

爾らず。

天眼天耳の二通と能變化の得

云何。

眼と耳との通、及び能變化とを除く。謂はく(三〇七)(三〇五)眼と耳との通慧、及び(三〇六)能變化の心は勢力強きが故に、加行の差別の(三〇八)成辦する所なるが故に、是れ[等]は、無覆無記の性に收むと雖も、而も、前、後、及び倶起の得有り。

工巧處及び威儀路

若し、(三〇九)工巧處と、及び、(三一〇)威儀路との、極めて數習する者の得も亦爾なりと許す。

有覆無記の色の得

唯無覆無記の法の得のみ、但だ、倶起すること有りや。

爾らず。

【三〇五】眼と耳との通慧とは定の力によつて色界の勝れたる眼耳根を引起し、其二根に依止して起る眼耳二識相應の慧の心所が此二通の體也。前五識の善は唯生得にして、修得に通ぜず。故に修し得べき天眼天耳二識に善のあるべき理なし、卽ち無記なり　其眼耳と相應する慧なれば此を亦た無記と云ふ。(論第二十七智品參照)。

【三〇六】能變化心は第六意識にして、我身を變化し(卽質化)又は外に童子や宮殿を化作す(離質化)るをいふ。是れは神境通より引起せる者にして通の果なれば亦無記なり。

【三〇七】勢力云云。二通は二千世界或は三千世界等の遠き色聲を見聞し、變化心は卽質離質の化を起して、神變不可思議の故に勢力强しといふ。

【三〇八】成辦とは引起といふに同じ、此二通及び變化心は種種の加行を修して其加行力にて引起したものなる故に無記なれど、前後倶の三種の得有り。

【三〇九】工巧處の中身工巧は色香味觸を體とし、語工巧處は色聲香味觸を體とす。

【三一〇】威儀路—行住坐臥は香味

云何。

(三一)有覆無記の色の得も、亦た爾なり。謂はく、諸の有覆無記の(三二)表色の得も、亦、前の如く、但だ、倶起のみ有り。〔たとひ〕(三三)上品なるもの有りと雖も、而も、亦無表を發すること能はず。故に、勢力微劣なり。此れに由りて定んで、法前後の得無し。

善不善法の得

無記法の得に、別異有るが如く、善と不善との得にも、亦、異なること有りや。

亦、有り。

云何。

謂はく、(三四)欲界繫の善と不善との色の得には前起なく、唯、倶生、及び後起の得有り。

第五節 非得の四門分別

非得

(三五)非得も、得の如く、亦、上の如き品類の別ありや。

觸の四を體とす。此の二は常恒のは法倶得のみなり。而し極數習のものは前後得有り。

【三一】有覆無記の色とは修所斷の煩惱より起る有覆無記の身語表業(業品參照)なり。此は唯初禪天に局る。

【三二】表色とは表發の義。身語の活動形式のこと。

【三三】上品なるもの云云とは上品の心に因つて有覆の表を起すこと。

【三四】欲界繫の云云。欲界に於ける善不善卽ち善の表無表たる別解脫戒、惡の表無表たる殺生等。是等は所謂、不隨心轉の戒にして勢力、微弱なるを以て法前得なく、ただ法倶得と法後得とのみあるものとす。

【三五】非得とは得の反對作用の原理なり。

爾らず。

云何。

頌に曰はく、

〔三六〕非得は、淨の無記なり。去未世に、各三あり。

三界と不繫とは、三なり。聖道の非得を説いて、異生性と名くと許す、得法と易地とに捨す。

三性門 論じて曰はく、〔三七〕性の差別は、一切の非得は皆、唯、無覆無記の性に攝す。

三世門 〔三八〕世の差別とは、過去と未來とには各三種あり。謂はく、現在の法には、決定して現在の非得有ると無く、唯過去未來の非得のみ有り。

【三六】頌の舊譯

非至無汙記、未來世三種、欲等無垢有、許二聖道非至凡夫性一、由三至庞二餘地一則捨、

第一句は三性門の分別にして、非得は一切凡べて善惡なく、唯是れ無覆無記なり。第二句は三世門。非得は得の過去に落謝する刹那に於いて得するものなれば、現在法には現在の非得なく、唯過去、未來の非得のみ有れども、過去、未來の法は各各三世の非得有り。第三句第四句及び第五句の前半は界繫門。身欲界に在り欲界の法に對して非得あるが如く又上二界に在つても亦非得あり。かくて一般に三界の法及び、不繫の法に各各三界の非得有り。無漏の不繫法も同樣なり。不繫法の非得は亦其所依身によりて判じ、隨つて有漏なるが故に、上に準ずるなり(第四、五頌)。第五句後半、及び第六句は捨門。非得は二時に捨す。一には得法の時、二には九地の生を轉易して下地の有情が上地に生る等の時、各各そのもとの時に於ける非得を捨す。

【三七】性云云。非得の性は所依の命根衆同分に依つて判ず。若し煩惱の非得が染汙ならば已斷煩惱の者も煩惱具足者なるべし。若し煩惱の非得が善ならば已斷善根の者あらざるべし。又若し無漏法の非得が無漏ならば異生は直に聖法を成就せるが故に異生に非ざるべし。此の理に由り非得は唯だ無覆無記のみ。

【三八】世の差別云云とは非得を三世に就て分別したるものな

過去と未來とは、一一に、各三世の非得有り。

界繫門　(二九)界の差別のは、三界繫の法と及び不繫の法とに、各、三の非得あり。謂はく。欲界繫の法には、三界の非得有り。色、無色界の繫、及び不繫も亦爾なり。

欲界繫の非得

色無色繫及び不繫法の非得

無漏法の非得も有漏なり

(三〇)定んで。非得の、是れ無漏なる者無し。所以は如何。

(三一)聖道の非得を、說いて異生性と名くと許すに由るが故なり。(三二)本論に言ふが如し。云何が異生性なるや。謂く聖法を「獲ざる」なりと。「獲ず」とは、即ち、是れ、非得の異名なり。[故に]異生性を、是れ無漏なりと說くは理に應ずるに非ず。

問

(三三)何れの聖法を獲ざるを、異生性と名くるや。

り。非得は得の矛盾原理なれば、その形式は總て得に順ずるものなり。得に法前得、法俱得、法後得あるが如し、非得にも法前非得、法俱非得、法後非得あり。得は過去、現在、未來の法に對して各各又た、過去得、現在得、未來得あるが如く、非得も亦、爾りと大體に於て心得て可なり。その中ただ注意すべきは現在法には現在の非得なき點は、得と異るといふことなり。已に現在法といへば、その所得法の成就を意味するが故に、同時に非得ありといふは自家撞著の考へ方なればなり。之即ち舊論に現世法非至得但現世といへる譯し方の間違として新譯家によりて駁せらるる點なりとす。然らば是等三世八門(現在法に對する現在の非得を除くが故に三世の三世非得は八門となる)に於ける非得の作用はいかにといふはここにその一つの場合を擧ぐるに遑なき故、ただ一二の例を以てすべし。例へば、過去法に於ける過去の非得とは何を意味するやといふに、所不得の法も、非得も共に已に過去に落謝し終れる位の非得を指すものにして、その不得法に對すれば法前非得、又は法後非得なり。又過去法に於ける現在の非得とは、その法の法後非得にして、不得法は已に過去になりたれど、その法後非得は今現在化したる場合を指す。更に一例として未來法に對する未來の非得とは、その法に對する法前又は法後非得にして、今から見れば共に未來に屬すれどそは現在化する際には法前、法後に起る點に於て爾か言はるるも

答第一説

謂はく、(三二四)一切を獲ざるなり。〔本論には〕、別に説かざるが故に。

此の「獲ず」との言は、(三二五)獲を離るることを表はす。若し、(三二六)此れに異ならば、諸佛世尊も亦聲聞、獨覺種性の聖法を成就せず。〔故に〕、應に異性と名くべし。

(三二七)若し、爾らば、彼の論に、應に、「純」の言を説くべし。

要らずしも、説くことを須ゐず。此の一句の中に、純の義を含むが故に、此の類は、(三二八)水を食し、風を食すと説くが如し。

答第二説

有が説く。(三二九)苦法智忍及び、倶生の法を獲ざるを異生性と名く。(三三〇)難じて道類智の時に、此の法を捨するが故に、應に非聖を成ずべしと言ふべからず。前〔の苦法智忍の時〕に、已に、永

のとす。其他の例も凡てかく解すべきものなり。

【三一九】界の差別云云とは、非得の界繋を説きたる部門なり。非得とは、要するに持たぬといふことなれば、欲界法にも色、無色界法にも乃至不繋法(無漏)にも、各各三界の非得あるべき筈なり。例へば欲界に就て言ふに、欲界に生れたりとて欲界法の全部を得する譯にあらざれば、その得せざる法に對して欲の非得ある譯なるが、況して色、無色界に對しては勿論なるを以て、全部に於て三界の非得ありと言はるるなり、色界法無色界法も無漏法も亦爾りとす。

【三二〇】定んで非得の云云とは、非得自身は凡て有漏にして、無漏なることなき理由を明にす。

【三二一】聖道の非得云云。異生性とは凡夫性といふことにて、その本質は聖道を得ざること、即ち聖道の非得なれば、無漏法に對する非得は、無漏法にあらずして、その所依の身に從つて有漏法とせらるるなり。

【三二二】本論。發智論第二。

【三二三】何れの聖法とは、苦法智忍を初めとし、一切の無漏道は皆是れ聖法なれば此の問を起す。

【三二四】一切云云とは、苦法智忍等の學無學の智を獲ざる義なりとの意。

【三二五】獲を離る(Vinā-lābha)とは「少しも獲ることなき」と云ふ程の義。

【三二六】此れに異ならばとは、若し四諦の聖法を得ても他の法を得ざるを以て異生性とするならばとの意。

【三二七】若し少しの聖法をも獲ざ

く、彼の非得を害するが故にと。

難　若し爾らば、〔三一〕此の性は、既に三乘に通ず。〔其の中〕の何等を獲ざるを異生性と名づくるや。

答　此れ、亦、應に〔三二〕一切を獲ざるなりと言ふべし。

難　若し爾らば、此れにも、應に、〔三三〕同前の難有るべし。

答　此の難は、復た、應に前に通釋せるが如くなるべし。

征絶　〔三四〕若し爾らば、重ねて説さで、其の功を唐損にしつ。

經部師所説　經部師の説く所の如きを善と爲す。經部〔師〕の説く所の其の義は云何。謂はく、曾て〔三五〕未だ聖法を生ぜざる相續

るを異生性と名くといふが發智本論の主意ならば、本論の文中に純ら聖法を得ざるを異生性と名くとあるべき筈也。その純らの言のなき所を以て察すれば少しの聖法といふ意味にあらざらんとの難なり。

【二八】こは蚊や蟬は水を食し風を食して生活すといふ時、已にその中に純らの意味を含むといふ文例なり（寶の意稱友に同じ）

【二九】苦法智忍とは見道位の初果をいふ、此の説より見る時は苦法智忍さへ生ずれば、餘の聖法を成就せずとも異生なるべしと云ふ難なり。

【三〇】道類智とは上二界の道諦を觀じて得る智。修道の初位。此時、前の初果位たる苦法智忍を捨てて初果向位を得るなり。難の意味は苦法智忍及びそれと倶生する法を獲ざるを異生性と名くるならば、此苦法智忍等は道類智の時に捨するが故に、この時、再び非聖、即ち異生とならずやといふことなり。此に對して本論は、いかにも道類智の時に苦忍の非得あれど、そは已に前の苦法智忍位にて害され終はれる非得なるが故に、凡夫の非得と異りて非聖となることなしと答ふるなり。

【三一】此の性とは苦法智忍。三乘とは聲聞、緣覺、菩薩の三をいふ。

【三二】三乘何れの苦法智忍をも獲ざるなり。

【三三】同前の難とは純の言を説くべしとの難。

【三四】若し爾らば云云。第二説に特に苦法智忍を得ざるを異生性と名くといふ解釋を出したれど「純」の文字のなき理由に到れば第一説と異ること

の分位差別を異生性と名くと。

捨門

是の如き非得は、何れのときに當に捨すべきや。

(三三六)此の法の非得は、此の法を得する時と、或は、〔九〕地〔の生〕を轉易するとに、此の非得を捨す。

非得を捨する等

聖道の非得を、説いて異生性と名け、此の聖道を得する時と、或は、地を易ふるとによりて便ち〔それを〕捨するが如く、餘の法の非得も、(三三七)此れに類して、應に思ふべし。

若し非得の得断ずれば、(三三八)非得の非得生ず。是の如きを名けて、非得を捨すと爲す。

得非得に對する餘の得非得

得と非得とに、豈に、復た、餘の得と非得と有らんや。

應に言ふべし。此の二に、各、復た、(三三九)餘の得及び非得有りと。

得非得と餘の得非得との展轉の關係

(三四〇)若し爾らば、豈に、無窮の過有るにあらず——

なきを以て、畢竟するに第一説の困難と同じ難を免れまじければ寧ろ無用の解釋といふべきなりとの評なり。

【三三五】未だ嘗て無漏法を生ぜしことなき相續身上に假りに異生性といふ名を附すとなり。分位差別とは、その相續身の位といふ位の義。

【三三六】非得は或物を得ざることなるを以て、それを得れば、非得は從つて捨せらる。又、九地の生を轉ずれば前になかりしものが得らるることになるを以て、同じく前の非得は捨せらるることになるなり。

【三三七】この聖道非得の例により て類推せよとなり。

【三三八】非得にも得あるにより て、吾等に非得の作用を起さしむ。故に非得を捨するとは所詮、この非得の得を斷ずることにして、かくする時、非得に對して非得起りて前の非得が捨せらるることになる。卽ち二重否定の結果、肯定となるが如き關係なり。

【三三九】餘の得等は得を得せしめ又は非得せしめ、乃至、非得を得せしめ、又は非得せしむる原理にして、之を小得小非得と稱し、之に對してもとのを大得、大非得と名く。

【三四〇】得を得せしむる原理を要するならば、更にその小得を

法の生起と得―三法倶起

や。

無窮の過無し。得の展轉して、更に、相成ずることを許すが故なり。法の生ずる時、其の自體を幷して三法倶起するを以てなり。第一は、本法なり。第二は、〔二四一〕法の得なり。第三は、〔二四二〕得の得なり。〔二四三〕謂はく、相續「の依身」の中の法の得起るが故に、本法と、及び、得の得とを成就し、得の得起るが故に法の得を成就す。是の故に、此の中に、無窮の過無し。

是の如く、若くは善の、若くは染汚の法の、一一の自體の、初めて生起する時は、其の自體を幷して〔二四四〕三法倶起す。第二の刹那には、〔二四五〕六法倶起す。謂く、三法の得、及び三得の得なり。第三の刹那には十八倶起す。謂く、第一第二の刹那に於いて生ぜる所の諸法に、九の法の得と、及び、九得の得と有ればなり。

生生世世有情の果得

是の如くにして、諸の得は、後後に轉增す。〔二四六〕一切の過去未來の煩惱、及び、隨煩惱と、幷びに、〔二四七〕生得善との刹那刹那に、〔二四八〕相應すると倶有なると、無始無終の生死の輪轉の「中には」、無邊の得

得せしむる小得を要すといふが如く、無窮にならずやとの難なり。

【二四一】法の得とは大得。

【二四二】得の得とは小得。

【二四三】大得は本法と小得とを成じ、小得は大得を成ずるを以て更に小得を要せずとなり。

【二四四】三法とは本法と大得と小得。

【二四五】六法とは(一)第一刹那の本法上の法後得、(二)第一刹那の大得の上の法後得、(三)小得の上の法後得、(合して三の大得)その三大得の又三小得が起るを六といふ。

【二四六】一切の過去未來とありて現在を言はざるは必然ならざればなり。

【二四七】生得善を與へて加行善を言はざるも前と同理なり。

【二四八】相應とは心心所。倶有とは四相等。

なり。
且らく、一有情の生死の相續の刹那刹那にも、無邊の得を起す。是の如く、一切有情の相續の、一一の、各別の刹那刹那に、無量無邊の、諸の得俱起す。

得は無障礙なり

是の如き諸得は、「いかにして」極めて多く集會するや。
對礙無きが故に互ひに相容受す。若し爾らずんば、一有情の得すら、虚空も「之を」容れず。況や【三九】第二等をや。

【三九】第二等。光寶等には第二念となせど、前に一有情の得云云を受けて第二念といふは穩かならず。泰疏第四卷に、第二等の有情をやとあるは正當なり。舊譯の「若不レ爾、於二一人一虚空亦非二其器一何況第二」を參考せよ。

卷の第五（分別根品第二の三）

第六節　同分

不相應行法の同分

是の如く、已に得と非得との相を辯じつ。同分は何ん。

頌に曰はく、

(一)同分とは、有情の等しきなり。

同分の體

論じて曰はく、別に實物有り。名けて同分と爲す。謂はく、諸の有情の(二)展轉して、類の等しきなり。(三)本論には、此れを說きて(四)衆同分と名く。

同分の二種

此れに、復た二種有り。一には無差別。二には有差別なり。

【一】頌の舊譯　同分衆生等。

所謂分とは因の義にして、同分とは諸の有情を有情として各個に同じからしめ、又非情より簡別せしむる所以の原理にして頗る勝論の同句義に近し。然し、勝論の同句義は一體にして、それが萬有を規定し支配して同異有らしむと立つるに對して有部はその體は個物の有るだけありて多なりと主張することの相異有れども、何れも實體ある法と立つるに於いては相通ず。扨て、此の同分は品類足論、發智論等には名けて衆同分と爲せるが之れに無差別同分と、有差別同分との二種有り。その中無差別同分とは有情をして非情と簡別せしめ、有情をして非情に非ざらしむる原理にして、有差別同分とは上の如き有情に於て、人は人と、牛は牛と同じからしめ、人は牛に非ざらしむる原理なり。此の二は共に一個の成立的有情に約しての同分なるが更にそれ等の成立要素に分析して五蘊十二處十八界に分類せる

無差別同分

(五)無差別とは、謂はく、諸の有情と有情との同分なり。一切の有情に、各、等しく有るが故に。

有差別同分

(六)有差別とは、謂はく、諸の有情の(七)界、地、(八)趣、(九)生、(一〇)種、(一一)姓、男、女、(一二)近事、(一三)苾芻、(一四)學、(一五)無學等の各別の同分なり。一類の有情に、各、等しく有るが故に。

法同分

復た、(一六)法同分あり。謂はく、隨つて、蘊、處、界なり。

同分實有の論證

若し實物の無差別の相を同分と名くるものなくんば、展轉して差別せる諸の有情の中にて、有情と有情と等しくして、差別無き(一七)覺、及び、(一八)施設は、應に、有り得べからず。是の如く、蘊等の、等しくして差別無き覺、及び、施設も、理の如くに、應に知るべし。

上に法同分といふ有り。之れ等の諸要素をして蘊處界の類別を施設し得られしむる所以の同分なり。上の如く有部は之れ等の同分を以て實在法となせども經部は之を法の同類相似なる上に於て假立せる法と説き、從つて非情法の上にも通ずと説く有部と異る所なり。

【二】 展轉とは有情と有情と――人と人と、牛と牛と――法と法とを相望むるにといふ義。

【三】 本論とは發智論二、品類足論初頭參照。

【四】 衆同分(Nikāya-sabhāgatā)を普通の名とす、頌文に單に同分 Sabhāgatā と云ふは頌法に制限せられたることを示す。

【五】 無差別(Abhinna)とは、一切の有情を有情なりとの感を抱かしむる原理にして、勝論の所謂、第一同(Param sāmānyam)に似たる原理なり。但だ勝論のは常住にして唯一なるに、今言ふ所の物は非常にして多數あるを異とす。

【六】 有差別(Bhinna)同分は勝論の劣等同 Aparam sāmānyam)に似たる原理なり。

【七】 界(Dhātu)は三界(欲、色、無色)地(Bhūmi)は九地。

【八】 趣(Gati)。地獄、鬼、傍生、人間、天上の五趣。

【九】 生(Yoni)とは四生(卵胎濕化)。

【一〇】 種(Jāti)とは婆羅門(僧族)刹帝利(士族)吠舍(農民)首陀羅(賤民)の所謂四生。

【一一】 姓(Gotra)とは迦葉婆氏、瞿曇氏。

【一二】 近事(Upāsaka)とは五戒を持する人。優婆塞優婆夷に同じ。在家の信者修道者。

同分の得と捨との分際

頻し、死し、〔又は〕生じて、(一九)有情同分を捨せず、〔又〕得せざることあるか。

同分と得と捨との關係―四句分別

應に四句を作るべし。

第一句は、謂はく、(二〇)是の處に死し、還つて是の處に生ず。

第二句は、謂はく、(二一)正性離性の位に入る時は、異生の同分を捨して、聖者の同分を得す。

第三句は、謂はく、(二二)是の趣に死して、餘の趣に生ずる等なり。

第四句は、謂はく、前の相を除けるなり。

經部との同分に關する假實の問答

(一)異生性無用の難

(二三)若し、別に、實物有りて、異生同分と名くるならば、何ぞ、別に、異生性を立つるを用ゐんや。人同分に異りて、別に、人性あるに非ざるが故に。

【一三】苾芻(Bhikṣu)とは大戒を持する出家の修道者。

【一四】學(Śaikṣa)とは見道修道に在りて煩惱盡滅の努力修行をなしつゝある四向三果の有學の聖者。

【一五】無學(Aśaikṣa)は第四果の無學の聖者。

【一六】法同分(Dharma-sabhāga-tā)とは五蘊十二處十八界等の分類の基礎をなし、各一類と認らるゝ原因即ち法と法とを同じからしむる所以のものなり。

【一七】覺(Buddhi)とは覺慧にして、認識知覺すること。

【一八】施設(Prajñapti)とは口に言ひ、筆に書く等。

【一九】有情同分(Sattva-sabhāga-tā)とは法同分に簡ぶ。而して今言ふ所のものは有情の中の有差別同分なり。之は捨し又は得するを有るも、無差別同分は無餘涅槃に入りて、有情の仲間を離るゝに非ざる限り、生死によりて、得捨すること無し。

【二〇】是の處とは例へば欲界の人間が死して又欲界に生を受くること。その時は、欲界の人間の同分を捨する無く、又得することも無し

【二一】正性離性の位に入る(Niyāmam avakrāman)とは顚倒の異生性を離れて、見道の聖者となること。此の句は異生の同分を離れて聖者の同分を得するも、生ぜず又死せず。

【二二】是の趣に等。第三俱句は生も有り死も有りて、それと共に同分の得と捨と有る句にして、欲界の人趣から、死して天趣に生くる時は、人趣の同分を捨して天趣の同分を受くる如し。

【二三】若し別に等。上の四句分

(二)現量不可見の難

又、世間、現に、同分を見るに非ず。(二四)色に非ざるを以ての故に。

(三)覺慧不可見の難

亦、覺慧の、能く、了別する所に非ず。(二五)別の用なきが故に。

(四)無用の難

世に、(二六)有情同分を了せずと雖も、而も、有情に於いて、差別無しと謂ふが故に、設ひ、體有りとも、亦、何の所用かあらん。

(五)非情同分の難

(二七)又、何に因りて、無情同分有りと許さざるか。諸の穀、麥、豆、金、鐵、(二八)菴羅、(二九)半娜娑等も、亦、自類の、互に相似たること有るが故に。

(六)同分に又同分あるべしとの難

(三〇)又、諸の同分は、展轉して差別す。如何ぞ、彼れに於いて、更に、同分なくして、而も別無しとの覺と、施設とを起すや。

(七)勝論の所宗を成すとの難

又、應に、(三一)勝論の所執を顯成すべし。彼の宗には、(三二)總同句義有り、一切法に於いて、總

別の第二句に異生同分を捨して聖者の同分を得ずといひたる言を押へての經部の難なり。若し異生同分といふ實物體の物が有るならば、實體ある異生性を別立するに及ばざるに非ざるかとの意。異生性は聖道の非得を體とし、異生同分と體異るが故なり。

【二四】色に非ずとは現量にて緣取し、識を生じて認識し得ずといふ因故。

【二五】別の用無しとは用を論據として比量によつて推知し得ずとの因故。

【二六】有情同分などといふ原理を知らぬとも、何人も有情の無別を誤らぬが故に、かかる物を立つる必要なしといふ義。

【二七】有部は有情の同分のみを立てて、非情物に於ける、種、又は類に應ずる同分原理を立てず、故にこの難あり。

【二八】菴羅(Amra)。果物の名。形木瓜に似たり(光記)。

【二九】半娜娑。又果物の名。形冬瓜の如し(光記)(Panasa)

【三〇】又、諸の同分云云。上の得に於ける大得と小得との如く、諸の同分に於いても同分を又同じからしむる同分あること必要なるべしとの難。

【三一】勝論(Vaiśeṣika)

【三二】總同句義(Sāmānya-padārtha)、古勝論たる鵂鶹仙(Ulūka)の六句義の第四大有句義即ち同句義(Sāmānya padār-)

同の言智、此れに由りて、發生すと執す。彼には、復た、〔三三〕同異句義有り。異れる品類に於いても同異の言智、此れに由りて發生すと執すればなり。

毘婆沙師の救

毘婆沙師は、是の如きの說を作す。彼の執と、此れとは、義類同じからず。〔彼の宗にては〕、〔三四〕一物、多〔法〕に於いて、轉ずと說くを以ての故に。〔三五〕又、縱ひ、彼に於いて、〔彼の宗義の〕、若くは、顯はるるにせよ、顯はれざるにせよ、然も、此の、同分は、必ず、實物有り。〔三六〕契經に說くが故に。世尊の言ふが如し。若し、此〔の人趣〕に還り來れば、人同分を得と。乃至廣く說く。

經部又難ず

〔經の中に〕是れを說くこと有りと雖も、而も、別に、實物あるを、名けて同分と爲すとは說いて言はず。

有部徵

若し爾らば、〔汝が宗に〕說く所の同分とは、是れ何ぞ。

---

tha)のとにして、萬有の間に於ける同的關係卽ち吾人をして種概念や類概念を構成せしむる所以の萬有間の共通關係を然あらしむる原因に名く。之れを無差別同分が顯成せざるかとの意。

【三三】同異句義(Viśeṣa padārtha)は第五句義にして、上の逆に異的關係にして、吾人をして、單獨概念を構成せしむる萬有間の差別關係の原因なり。之れは有差別同分を顯成せずやとの難。(勝論の同異句義の詳しきことは木村著六派哲學第五篇第二章、第二節を見よ)

【三四】一物云云。勝論では同句義はその體一にして、その一體の原理が萬有を支配し、以つて、萬有に同異あらしむと說けども、有部にはかかる原理を完く個別的に說きて、その體多なりと說く。

【三五】この同分は勝論の宗義を顯成するにせよ、せぬにせよ、かくの如きは敢て問ふ所にあらず、とにかく、實有なることは經文に已に證ありとの義。

【三六】契經に云云。中阿含第廿四。

經部の同分

卽ち、(三七)是の如き類の諸行の生ずる時、中に於いて、人同分等を假立すること、(三八)諸の穀、麥、豆、等の同分を「假立するが」如し、

世親本宗に歸す

(三九)此れは、善說に非ず。我が宗に違するが故に。

第七節　無想果

不相應行法の無想

已に、同分を辯じたり。無想とは何ん。

頌に曰はく、

(四〇)無想とは無想「天」の中にて、心心所法の滅するなり。
異熟なり、廣果に居ず。

無想果の體

論じて曰はく、若し(四一)無想有情天の中に生ぜんとき、法能く、心心所をして滅せしむるあり。「是れを」名けて無想と爲す。

【三七】是の如き類の諸行とは人間ならば人間の種類、天ならば天の種類なり。

【三八】諸の穀等。經部にては如何なるものも同類相似のものならばその上に同分を假立すれども、有部に於いては穀麥等の非情に於いては立てず。

【三九】例によりて世親は經部をして有部の缺點を大に難ぜしめながら、中譯的に自宗に賛成したるなり。

【四〇】頌の舊譯　無想於二彼天一、能滅二心心所一、果報、諸廣果。

有情が、無想定を修し、その果報として、第四禪天の八天中の第三廣果天に生ずるときは、一法有り、その體實有にして、無想定の果報たるもの實在し、能く心心所を遮して五百大劫の間起ること能はざらしむ。之を無想果と稱す。而して、之れは色に非ず心に非ざる特殊の原因法なれば不相應行法の一に列せしむるは有部の宗義なり。

【四一】無想有情天(Asaṃjñi-sattva-deva)には、初め生する時と、後に死する時とには、有心なれども、中間五百大劫の間は無心なり。

無想果の實在說

是れは、實有物にして、能く未來の心心所法を遮して、(四二)暫く、起らざらしむること、江河を堰くが如し。

無想果は異熟果なり

(四三)此の法は、一向に、是れ異熟果なり。

誰の異熟ぞ。

謂はく、(四四)無想定のなり。

無想の有情の居する所

無想の有情は、何れの處に居在するか。

(四五)廣果[天]に居在す。謂はく、廣果天の中にて、高勝の處有り。(四六)中間靜慮の如し。[是れを]無想天と名く。

無想果の有情は又有心に通ず

彼れは、恆に、無想なりと爲んか、亦た、有想なりと爲んか。

生死の位の中、(四七)多時、有想なり。[而も、是れを]無想と言ふは、彼の有情は、(四八)中間の長時に、想の起らざるに由るが故なり。(四九)契經に說くが如し。彼の諸の有情は、想の起るに由るが故に、彼の處より沒すと。然るに、彼の有情は、久しく睡りて覺むるが如くに、還た想を起すなり。

【四二】暫らくといふも、實は五百大劫の間なり。

【四三】此の法は云云。無想果は無想定の業力に酬はれたる異熟果なり。從つてその性は無記なりと。

【四四】無想定(Asamjñi-samāpatti)

【四五】廣果天(Bṛhat-phala-deva)。第四禪天の八天中の第三天なり。此の論第八卷參照。

【四六】中間靜慮とは中間靜慮の發る處の義、梵天の居在する高臺閣在る所を指す。此の論八、參照。

【四七】多時といふも暫時といふ意なり。無想天に生れた暫時と、ここに死して欲界に生れんとする暫時とは有想なりとなり。

【四八】中間の長時とは初め生ずる時と、後に死する時との中間の五百大劫の間をいふ。

【四九】契經とは長阿含十四、梵動經。

彼れより沒し已はりて、必ず欲界に生ず。餘の處所には非ず。〔五〇〕先に修する定の行の勢力の盡くるが故に。〔五一〕彼れに於いては、更らに定を修すること能はざるが故に。箭の、空を射る力の盡きて、便ち、墮るが如し。

若し、諸の有情の、彼の所に生ずべきは、必らず、欲界に〔生ずべき〕〔五二〕順後受業あるべし。彼の、〔五三〕北倶盧洲に生ずべきものの、必定して、〔六欲〕天に生ずべき業有るべきが如し。

不相應法の無想定

第八節　無想定

已に、無想を辯じつ。二定とは何ん。

謂はく、無想定と及び滅盡定となり。

初めの無想定は、其の相云何。

頌に曰はく、

〔五四〕是の如く、無想定は、後の靜定なり。

脫を求む。

【五〇】先に修する云云。上に所謂「必ず欲界に生ず」との因故なり。先に無想定を修する所の欲界なるが故なり。

【五一】彼れに於てとは餘處に生じ得ざる因故。彼れとは無想果卽ち廣果天のこと。

【五二】順後受業とは現世に業を作りて未來第三生又は其以後の生に招果する業。此の業は無想定を修する加行の時に造る(光記)。

【五三】北倶盧洲とは人趣四洲の中の一洲なり。この處に生れたるものは、死して必す六欲天に生ずといふ定めなり(世間品參照)。

【五四】頌の舊譯

如レ此無想定、後定、欲ニ解脫ニ、善、必有ニ生報ニ、非レ聖、一世得。

前の無想果の因として、而も同樣に別個の體を有して、心心所を滅せしむる原理たるもの有り、名けて無想定と稱し、第四禪定に攝す。その性は一向に善なれども我佛敎內に在りては必ずしも欲求せざる所にして、唯外道は、之れを以つて出離とし、永遠の涅槃となして之を修す。蓋し之れは下地の染を離れて自ら得る離染得の定には非ずして、大加

善なり。唯、順生受なり。聖に非ず。

一世を得す。

無想定の體

論じて曰はく、前に、説く所の、法ありて、能く、心心所をして滅せしむるを、名けて無想と爲すが如く、是の如く、復た、別法ありて、能く、心心所をして、滅せしむるを、無想定と名づく。

無想定の名義

〔五五〕無想者の定なれば、無想定と名く。或は、〔五六〕定の無想なるを、無想定と名く。「頌に」「是の如く」の聲を説けるは、唯、此の定の、心心所を滅すること、無想「果」と同じきことを顯はすなり。

依地

此れは、何れの地に在るか。謂はく、後の靜慮、即ち、第四靜慮に在りて、餘には非ず。

無想定の目的

無想定を修するは、何の所求の爲めぞ。謂はく、解脱を求むるなり。〔五七〕彼れは、無想は是れ眞の解脱なりと執し、彼れを證することを求め

行を設けて初めて得る所なるが故に、佛家に於いて、その永遠の生死出離の理想に照らして、究竟の理想となさざるなり。

是の如き無想定は上の如く別體を有するものなるが、そは色に非ず心に非ざる純然たる別個獨立の原理なるが故に、又不想應行法に攝する所也。

【五五】 無想者の定(Asaṃjñināṃ sattvānāṃ samāpatti)。心中に想無きものを無想の者と名く(光記)。

【五六】 定の云云。定の體が、想を滅無して、定即無想の故に無想定(Asaṃjñī samāpatti)と名く(持業釋)。

【五七】 彼れはとは外道を豫想す。蓋し外道は無想天の五百大劫の間心心所の都滅する無想の異熟果を眞實の解脱涅槃と計執して此の定を修することを言ふものなり。

んが爲めに、無想定を修す。

前に、無想は、是れ異熟と說きたるが故に、無記性に攝すること、說かずとも自ら成ず。

無想定即善

今の無想定は、一向に、是れ善なり。此れは、是れ善なるが故に、能く【五八】無想有情天の中の五蘊の異熟を招く。

無想定の招果

既に、是れ善性ならば、何の受に順ずと爲んか。

唯、【五九】順生受のみ。順現、【六〇】〔順〕後、及び【六一】〔順〕不定の受には非ず。

【六二】若し、此の定を起さば、後に、退失すと雖も、傳說すらく、現身に、必ず、還た能く〔之を〕起し、當に無想有情天の中に生ずべし、と。故に、此の定を得せば、必ず、【六三】正性離生に入ること能はず。

無想定と異生

又、此の定は、唯だ異生のみ得して諸の聖者には非ずと許す。諸の聖者は、無想定に於いて、深坑を見るが如く、入ることを樂まざるが故に、要らず、無想を執して、眞の解脫と爲し、【六四】出離想を起

【五八】無想天の有情は初め生ずる時と、後に死するときには必ず心心所有る故に、五蘊を具す。

【五九】順生受とは、未來次生に招果する業。順現とは此の世に業を造りて、此の世にて招果する業。

【六〇】順後とは此の世にて業を造りて、未來、第三生、若くは其以後に招果する業。

【六一】順不定とは現世に業を造つて招果の時の不定なる業。

【六二】若し此の定云云。經部譬喩者の說。此の說にては、無想定を得るも退失あるとを許す。無間業にて勝緣に逢はば其業は轉ずと說くものなり。

【六三】正性離生とは見道位をいふ。此定に入れば次生には必ず五百大劫の無想天に生ずるが故に、此間に無漏の智慧を修得すること能はざればなり。

【六四】出離想(Niḥsaraṇa-saṃjñā)とは生死より出離するは要路なりと想ふこと。

して此の定を修す。一切の聖者は、有漏を執して、眞の解脱、及び、眞の出離と爲さざるが故に、此の定に於いて必ず修行せざるなり。

無想定には又離染得ありや

(六五)若し、諸の聖者の、(六六)第四靜慮定を修得せん時は、(六七)靜慮の如く、又、去來の無想定を得すと爲んか不か。

(六八)〔聖者の〕餘も、亦、得せず。

所以は何ん。

(六九)彼は、曾つて、習ふと雖も、無心なるを以ての故に、大に加行し、方便して修得することを要するが故なり。

(七〇)初めて得する時には、唯、一世を得す。謂はく、現在を得すること、初めて別解脱戒を受得するが如し。

此の定を得し已りて、第二念等、乃至、未だ

【六五】若し、諸の聖者の云云　凡そ定を得するに、且らく二途あり。(一)は加行得、(二)は離染得なり。加行得とは、當の定を得んと欲し、大加行を起して得るをいひ、離染得とは、下地の染を離るる時、自然に上地の定を得るをいふなり。今の問意は、第三靜慮の染を離れて自然に第四靜慮の過去の有心定と未來の有心定とを一時に修得すること有る時には、又同時に過去未來の無想定をも併せて得するがとの謂なり。

【六六】第四靜慮。第四靜慮の有心定の意なり。

【六七】靜慮。前註【六六】に同じ。

【六八】〔聖者の〕餘もとは、聖者は勿論、聖者以外の凡夫異生も離染して無想定を得することと無し。之れは聖者の厭惡し外道のみ欲樂欲求する處なり。

【六九】彼は曾て習ふと雖も等。聖者の餘、卽ち凡夫の第四禪を修するものも過未の無想定を得ぜざる理由を明す。卽ち彼れ凡夫はたとひ、過去世に無想定を修習したりとしても、そは無心定なるを以て、今世にありては、特別の大加行を以てせざればそを得ること能はざるが故に、四禪の有心定的修行に、必ずしも伴ひて得らるるものにあらずといふ。

【七〇】初めて得す云云は無想定の未來得、卽ち法前得なきことを明す。無想定は無心定なるを以て、之を眞に得せし時、卽ち法俱得の時は、その定の成就した初めにして、豫備的無想定な

捨せざる[間]は、亦、過去を成ず。無心なるを以ての故に、未來の修はなし。

不想應行法の五　滅定

第九節　滅　盡　定

次に、(七一)滅盡定は、其の相何ん。

頌に曰はく、

(七二)滅盡定も、亦、然なり。靜住の爲めなり。有頂なり。
善なり。二受と不定となり。聖なり。加行に由りて得す。
成佛得なり。前に非ず。三十四念なるが故に。

滅盡定と無想定

論じて曰はく、無想定の如く、滅定も、亦、

るものなし。これ恰も、不隨心轉の別解脱戒を受くる時と同じ。然ども一旦之を成就して、その定にある間は、過去の無想定の現在に行き續くものある點より法後得あるとせらるるを以て、第二念等は亦、過去を成ずといふ。

【七一】 滅盡定(Nirodha-samāpatti)又は無心定と名く。

【七二】 頌の舊譯

滅定亦如㆑此、爲㆓靜住㆒有頂、善、二報不定、唯聖、由修得、菩提得、非前、三十四念得故。

滅盡定は極めて無想定に近似す。其の類似點を擧ぐれば、

一、共に實體有りて心心所を滅す。

二、共に善性にして、染、無記に非らず。

三、共に離染得に非ずして加行得なり。

若し其の相異點を擧ぐれば、

(一)無想定は無想即涅槃と誤想して、生死出離の念を先行して入るに對し、滅定は散動の心を止息して靜住することを目的とし、從て止息想の作意を以て入心とす。

(二)無想定は第四靜慮に屬するも、滅定は有頂天即ち非想非非想處に攝す。

(三)無想定は果に對して所謂順生受と稱すべく、その招果は未來次生に於いてするも、滅定はその目的の靜住に在りて果に非ざるが故に不定にして、時に果なきこと有り。

(四)無想定の果は無想果にして、滅定の果は有頂の四蘊なり。

(五)無想定は唯凡夫(異生)の得する處なるも、滅盡定は唯聖者のみの得する所なり。但し佛の得し方は例外なり。理由は長行に詳し。

然なり。

此の「亦、然なり」の聲は、何の義に例せんと爲るか。

無想定の心心所の滅するに例す。［卽ち］復た、別法ありて、能く心心所をして滅せしむるを、無想定と名くと說くが如く、是の如く、復た、別法ありて、能く心心所をして、滅せしむるを滅盡定と名くるなり。

二定の差別

是の如き二定の差別の想は、前の無想定は、解脫を求めんが爲めに、出離想の作意を以て先と爲し。此の滅盡定は、（七三）靜住を求むるが爲めに、（七四）止息想の作意を以て先と爲す。前の無想定は、（七五）後の靜慮に在り。此の滅盡定は、唯、（七六）有頂に在り。卽ち是れ非想非非想處なり。

滅定の性

此れは、前の定に同じく、性、唯、是れ善にして、無記と染とに非ず。（七七）善の等起なるが故に。

二定の招果の差別

前の無想定は、唯だ、順生受なり。此の（七八）滅盡定は、順生、［順］後、及び不定の受に通ず。謂はく、（七九）異熟に約せば、順生受有り。或は、順後受あり。或は、不定受あり。或は、全く、不受も

【七三】靜住（Śānta-vihāra）とは心の散動を離れ、寂靜にして住すること。

【七四】止息想とは散動する心を止息せよとの想なり。

【七五】後の靜慮とは第四靜慮。

【七六】有頂（Bhavāgra）とは非想非非想處のこと。三有の頂上なるが故に名く。

【七七】善の等起云云。滅定は無心定なる故、無心の位には善惡を記すべからずと雖も、善起の加行力にて引起する故に等起善なり。

【七八】此の滅盡定は云云。此定は有頂の異熟果を目的として修するに非ずして、唯散動する心を止息する目的にて修する者なる故に招果は不定等なる也。

【七九】異熟とは有頂天の（色を除く）四蘊の異熟のこと。

滅定の招果

あり。謂はく、(八〇)若し下に於いて、般涅槃を得る[場合]なり。

此の定の招く所[の果]は、何の地にして、幾の蘊ぞ。

(八一)唯だ、有頂の四蘊の異熟を招く。

滅定を修する人體

前の無想定は、唯だ、異生の得なるも、此の滅盡定は、唯だ、聖者の得なり。異生の、能く、起す[所に]に非ず。(八二)斷滅を怖畏するが故に。(八三)唯、聖道力の能く起す所の故に。(八四)現法涅槃の(八五)勝解もて入るものの故に。

滅定の得成就

此れも、亦、前の[定]の如く、離染得に非ず。

何に由りて得するか。

加行に由りて得す。要らず、加行に由りて、方に、證得するが故なり。(八六)又、初めて得する時には、唯、現在のみを得し、過去を得せず、未來を修せず。要らず、心力に由りて、方に、能く、修するが故なり。第二念等、乃至、未だ捨せざ

【八〇】若し下云云とは、阿羅漢が滅盡定を得て、欲界にて般涅槃する場合の如きは、滅盡定の果報あることなきをいふ。

【八一】滅盡定は有頂の攝なるを以て、その果報も亦有頂地の有情として生るるにあり、有頂には色法なきを以て、ただ心法の四蘊のみなるが故に四蘊の異熟といふ。

【八二】斷滅云云。前の無想定は色界の第四定に在りて、身有るが故に設ひ心を滅して四蘊歸無すとも倘色蘊即ち身は有るも、今の滅定は無色界の有頂に有る定にして本より色蘊即ち身は無く、從つて四蘊を滅すべくんば忽ち虚無に歸する恐あるべきが故にとの意。

【八三】唯聖道力云云。有頂天の見所斷の惑を斷ぜぬ者は滅定を起すこと能はず。然るに其の有頂の見惑は有漏智にては斷ずること能はずして唯無漏智斷なるが故に唯聖道力の起す所といふ。

【八四】現法涅槃とは現在に於ける涅槃のこと。勿論滅定と涅槃とはその體別なれど、而も此の滅定を修する者は、是れ現在に於ける涅槃なりと假想する義なり。

【八五】勝解(Adhimukti)とは殊勝の解了にして假想と云ふ程の意。

【八六】この事は、前の無想定の場合と同じ。

るは亦、過去を成ず。

（八七）世尊も、亦、加行を以て得するか。

爾らず。

云何。

成佛得　成佛の時に得す。謂はく、佛世尊は、（八八）盡智の時に得す。佛は一德として、（八九）加行に由りて得するもの無し。暫らく、欲樂を起して、現在前する時、一切の圓德、樂に隨ひて起るが故に、佛の衆德は、皆な、離染得なり。

問　世尊は、曾つて、未だ滅盡定を起さず。盡智を得る時に、云何にして（九〇）倶分解脫を成じ得るか。

答　（九一）滅定を起すに於いて、自在を得るが故に、已起の者の如く、倶解脫を成ず。

西方師の解釋　（九二）西方の師は說く、菩薩は、學位に、先づ、

【八七】佛世尊は一切の定障を離れ居るを以て、亦、此滅盡定を修得したる筈なり。然らば、いかなる方法にて何時、之を修したるかといふは、この問題ある所以なり。

【八八】盡智の時（Kṣaya-jñāna-samakālam）とは成佛の時といふに同じ、蓋し一切の煩惱已に盡きたりといふ自覺は軈て世尊をして成佛せしめたればなり。

【八九】加行云云。佛の德は凡て、ただ欲樂に從つて起るものにして、努力を要するものなし。卽ち煩惱を離れし當處に萬德を圓滿し居るを以て、滅定なりとて努力して得るにあらずといふなり。

【九〇】倶分解脫とは倶解脫と通稱するものにして定慧の二障を離るること。蓋し阿羅漢に此の二類の解脫有り。滅定を得ざる阿羅漢を慧解脫と名く。智慧の力にて煩惱障を解脫すればなり。而して、此の慧解脫と幷せて、又滅盡定の力にて、定障を解脫せるを倶解脫と名く。今の問は佛は因位の三大無數劫の間に滅定を起せること無し。之に由りて此盡智を得る時に煩惱障を解脫するは可なるも、滅定を起さざれば、定障有りて倶分解脫とは名くべからざらんとの意。

【九一】滅定を起すに於いて等。佛は三無數劫の間、不染無智を斷じて定障は斷じ盡す故に滅定を起すこと自在なり。故に何時なりとも欲するままに起すことを得。從つて曾て滅定を起せし事有るもの同樣に倶解脫なりとの意。

此の定を起し、後に、菩提を得すと。(九三)云何にして、此の中に、彼の説を許さざるか。若し、彼の説を許さば、尊者(九四)鄔波毱多の(九五)理目足論に順ぜん。

彼の論に、説くが如し。「當に言ふべし、如來は、先に滅定を起して、後に、盡智を生ず」と。

婆沙の説

(九六)迦濕彌羅國の毘婆沙師は説く、前に、滅定を起して、後、方に、盡智を生ずるには非ずと。

所以は何ん。

三十四心

傳説すらく、菩薩は、三十四念に菩提を得するが故にと。(九七)諦現觀の中に、十六念有り。(九八)有頂の貪を離するに、十八念有り。謂はく、有頂の九品の煩惱を斷ずるに、九無間、九解脱

【九二】 西方の師(Pāścatyāḥ)とは、健馱羅の有部師にして、亦經部の意見も之に同じきが如し。此説に從へば菩薩(成道前の佛陀を菩薩といふ)は先づ異生の位にありて、下八地までの修惑を斷じ、それより菩提樹下に坐して、卅四心斷結成道に際して、初めに見道十六心を修し、見道より出でて滅盡定を修し、それより滅盡定を出でて有頂地九品の煩惱を斷ずるに九無間道九解脱道の十八心を修して以て、佛果を成すといふ。

【九三】 云何にして云云。こは世親の言分にして、此説を認むるは至當ならずやといふ難なり。

【九四】 鄔波毱多(Upagupta) 佛滅後一百年頃の人にして、北傳にては阿育王の師なりと傳ふ。

【九五】 理目足論(Netripada)。

【九六】 迦濕彌羅の有部師は前の西方師の説を許さず。三十四心の途中に滅盡定を起すにあらずといふなり。

【九七】 諦現觀云云 (Satyābhisamaya)。婆沙論一百五十三に曰はく、云何名爲二三十四心剎那一、謂菩薩先離二無所有處染一、後依二第四靜慮一、入二正性離生一、於二見道中一有二十五心剎那一、道類智時爲二第十六心一、則此名二有頂加行一、離二非想非非想處染一、復有二九無間道九解脱一、是名二三十四心剎那一。云云。

【九八】 有頂の貪とは有頂の修惑。

道を起す。是の如き十八を、前の十六に足して、三十四と成るなり。

途中に滅定を起さざる理由

〔九九〕一切の菩薩は、決定して、先に、無處有處に於いて、已に、貪を離るる事を得て、方に見道に入る（を以て）。復た、下地の煩惱を斷ずるを須ゐ（ざるが故に）此の（三十四心の）中間に於いて〔一〇〇〕不同類心を起すことを得べきこと無し。故に、諸の菩薩は、（其の）學位に、應に、滅盡定を起すべからず。

外國の師反問

〔一〇一〕外國の諸師は、是の如きの說を作す。若し、中間に、不同類心を起すときは、斯れ、何の過ありやと。

毘婆沙師過を出す

若し、爾らば、便ち、〔一〇二〕期心を越ゆるの過あらん。然も、諸の菩薩は、期心を越えざればなり。

外國師通釋　毘婆沙師難す

理としては、實に、菩薩は、期心を越えず。然も、〔一〇三〕無漏の聖道を越えざるには非ず。

若し、爾らば、期心を如何にして越えざるか。

【九九】一切の菩薩云云。凡夫の位に六行觀を以て下八地の倶生の惑を伏し、百劫根を練りて見道に入る時、見惑と同時に斷ず。

【一〇〇】不同類心（Visabhāgacittam）とは有頂地の有漏心のこと、之に二の意有り。(一)は以下の處たる無所有處の惑を斷ずる有漏道の義、(二)は滅盡定に入る入心の義。

【一〇一】外國の諸師とは上に西方諸師といへる健駄羅有部の諸師。次上迦濕彌羅國師の三十四心を述ぶる所に傳說の言を置きしは、世親の意、毘婆沙に伴はず、外國師に朋黨する內意有るが故に。以下外國師と毘婆沙師との間に問答を作る。

【一〇二】期心とは、菩薩が菩提樹下に坐して、我れ三十四心に成道せんと決心要期せる心。若し中間に不同類心の起ること有らば、要期心を超越する過有りとの意。

【一〇三】無漏の聖道を越えて有漏心を起さぬといふ道理は無し。

外國師通釋　謂はく、我れ、未だ諸漏を永く盡くし得ずんば、終に、斯の〔一〇四〕結跏趺坐を解かじと決定して、是の如き期心を越えず。〔一〇五〕唯、一坐の時に於いて、諸事、究竟するが故に。

世親本宗に歸す　前の說を善と爲す、我が宗とする所なるが故に。

第十節　無想定と滅盡定との異同

二定の同異　已に、二定に多くの同異の相のあることを說きたりと雖も、而も、其の中に於いて、復た、同異有り。頌に曰はく。

〔一〇六〕二定は、欲と色とに依る。　滅定の初めは、人中なり。

二定の現起は欲色二界による　色界に無想定を許さざる說を破す　論じて曰はく、二定と言ふは、無想定及び滅盡定なり。此の二は、倶に、欲色の二界に依りて現起することを得。〔一〇七〕若し、亦、色界に依りて無想定を起すことを許さざること有らば、便ち、此の文に違ふ。謂はく、

【一〇四】結跏趺坐（Paryaṅka）。

【一〇五】期心の如く一坐の中に諸事を究竟して大事を了するが故に、中間に滅盡定起るとも期心を越ゆること無しとの意なり。

【一〇六】頌の舊譯

二依欲色、滅定初人道。

上に說き來れる滅盡定と無想定との同異相の引き續きを敍する一段なり。

此の二定は欲界色界の二界に依りて現起することを得る點に於いて相通すれども無想定は欲界色界の何れに於いても初起し得れども、滅盡定の初起は欲界の人中に局る。

【一〇七】若し亦云云。婆沙論中に、色界によつて無想定を起すといふ一說あるによつて、この論を生ぜり。

（一〇八）本論に言ふ。或は、是れ色有にして、此の有の、五行に非ざるもの有り。謂はく、色塵の有情、（一〇九）或は、有想天に生じて不同類心に住せる、（一一〇）若くは、無想定に入れる、（一一一）若くは、滅盡定に入りたる、（一一二）或は、無想天に生じ已りて、無想に入りたる、（一一三）是れを是れ、色有にして、此の有の五行に非ざるものと謂ふと。

同相

（一一四）此れに由りて證知す。是の如き二定は、倶に欲と色とに依りて、現起することを得。是れを同相と名く。

異相

異相と言ふは、謂はく、（一一五）無想定は欲と色との二界に、皆初起し得るも、滅定の初起は、唯だ人中に在り。

（一一六）此れは人中に在りて、初めて修起し已りて、退を先と爲すに由りて、方に色界に生じ、

【一〇八】本論とは、發智論第十九なり。色有とは色界の義。五行とは五蘊の義、色塵の有情とは色界の有情といふ義。此文の意味は、色界の有情は原則として五蘊より成立するものなれど、その中には、必ずしも五蘊全部を具備せぬもありといふ義にして、而もその種類として四種を數ふるなり。

【一〇九】或は云云。第一類の五蘊を具せざるもの也。有想天とは無想天以外の全色界の義にして、不同類心に住すとは、色界に生れながら無色界とか無漏心とかを發したる場合をいひ、色界心にあらざる點に於て不同類心とはいふなり。この位は、色界としてはただ色と行とのみありて、他は色蘊にあらざるが故に五蘊を具せず。

【一一〇】若しくは云云。第二類にして、有想天に生じて、それより無想定に入れるもの、之も色行の二のみありて、他の受想識なきが故に、五蘊を具備せず。

【一一一】第三類にして、有想天より滅盡定に入れるもの、同じく色行のみあり。

【一一二】第四類、無想天に生じて無想異熟に入れるもの、同じく色行のみあり。

【一一三】是れを是れ云云。已上四位は色界に在りて、色界の有情なるに拘はらず、五蘊を具備すること無く、唯色界の身と、行蘊の命根衆同分等、二蘊有るのみとの意。

【一一四】上の四類を述べたる趣旨は要するに、色界に生れて、無想定及び滅盡定に入るこ

色界の身に依りて、後に復た修起す。

此の滅盡定も、亦、退すること有りや。

應に、亦有りと言ふべし。若し爾らずんば、卽ち（二七）鄔陀夷經に違害せん。經に言はく、（二八）具壽よ、（二九）諸の苾芻あり。先づ（三〇）此の處に於いて、（三一）淨尸羅を具し、三摩地を具し、（三二）般羅若を具して、能く、數、滅受想定に出入せんことは、斯れ、是の處あり。應に實の如くに知るべし。彼れは、（三三）現法、或は、臨終の位に於いて、勤修して、（三四）解をして滿足せしむること能はず。此の身、壞してより、（三五）段食天を超えて、隨つて一處の、（三六）意成天の身を受く。彼に於て生じ已つて、復た、數、滅受想定に出入せんこと、亦、是の處有り。應に實の如く知るべしと。

あるの證を出さんとするに外ならず。

【二五】無想定は凡夫外道の入る定にして、從つて無始以來幾度も起したるを有る定なれば起し易き故に、欲界色界通じて初起し得るも、滅定は唯聖者に局る故に無始以來嘗て起したることの無き定也。故に初起は欲界の人中に局る。人中には佛說の力有り。又强き加行を勤むることを得るが故也。（色界には此の力無し）

【二六】此れは云云。前に、色界にても滅盡定を起し得といへるは、初起の義にあらずして、後起の義に於て言へるなり。而してそは滅定を退失したる結果にして、若し退失せざれば直ちに有頂に生ずべきに退失したる爲めに、色界に生じて前生の力によりて、ここにて重ねて又之を修起するなり。

【二七】鄔陀夷經とは中阿含五。成就戒經參照。舍利弗が比丘に說法せる時、阿難の弟子鄔陀夷（Udāyin）が進み出でて、舍利弗の言に背くことをとける經なり。

【二八】具壽（Āyuṣmat舊、淨命）とは長老といふに同じく、舍利弗が比丘を指して呼びかくる語。

【二九】諸の苾芻といふは凡夫の比丘に非ず。不還果を得せる比丘なり。

【三〇】此の處とは欲界。

【三一】淨尸羅（Śīla）とは戒。

【三二】般羅若。（Prajñā）慧卽ち戒定慧三學を具に具足せる不還果の比丘が滅盡定を起して屢入定出定することは、是れあり得る道理なりとの義。

【三三】現法とは現在といふに同じ。平生の意。「現法に勤修し

〔二二七〕此の意成天身を、佛は、是れ色界と說く。謂るに滅受想定は、唯だ、有頂に在り。若し此の定を得して、必ず退する者無くんば、如何にして、〔二二八〕色界に往いて、受生することを得んや。

異說

有る〔二二九〕餘部に執す。第四靜慮にも、亦滅定有りと。〔二三〇〕彼の所執によれば、滅定に退無し。

論主破

〔二三一〕此の義も、亦成ず。第四靜慮に、滅盡定有る義は必ず成ぜじ。所以は何ん。

大衆部の說

〔二三二〕九次第定を、〔二三三〕契經に說くが故に。此れ、若し、必らず、然らば、如何にして、〔二三四〕超越定の義、有ることを得ん。

[illegible]

此の定の次第は、初學に依りて說く。自在を得る時は、樂に隨つて超入す。

て、[illegible]いふと謂す。

【二二四】[illegible]能はずとは、退緣に遇ひて無學の[illegible]して無學果を[illegible]することを[illegible]す。

【二二五】[illegible]天(Kāya[illegible])は六欲天のこと。

【二二六】意成天(Mano-maya-deva)とは色界は父母の精血等の緣を籍らず、意のままに身が起る(成る)故に意成天といふなり。

【二二七】これ論主の[illegible]にして、經文の意味は、つまり三學を具足したる不還果の聖者は欲界に於て自由に滅盡定に出入しながらも、命病緣等のために有頂に進む能はずして、死後、直ちに有頂に行かず、色界に行いて、そこにて亦、滅盡定に出入するは、退に依るといふ意味を示すものなりといふなり。

【二二八】色界に[illegible]、[illegible]無色界の有頂に生ずる者に非ずるかの意。

【二二九】餘部とは光記に依って大衆部の計にして、同部にては色界第四定にも滅盡定有りと立つ。故に上の經文に、比丘が欲界にて滅盡定を起して死し、色界の意成天へ生ると云ふは、此の部にては當然の事として退とせず。

【二三〇】彼の所執とは大衆部の滅盡定無退の義。

【二三一】此の義[illegible]此の義にても上の[illegible]は取り救ひ會釋し得ずと云ふ意。

【二三二】九次第定(Navānupūrva-samāpattayaḥ)とは、初禪よりの四禪と四無色定との入定に第九の滅定を加へていふ。若し大衆部の云ふ如く滅定が四

總結＝二定の異相の總覽

是の如く、二定には、多種の異有り。謂はく、地に異有り。第四靜慮と有頂地との故に。加行に異有り。出離と止息との想の作意を、先と爲るが故に。相續に異有り。異生と聖者との相續に起るが故に。異熟に異有り。無想と有頂との異熟果の故に。〔一三五〕順受に異有り。〔一三六〕順定と、「順」不定との生と、二受との故に。初起に異有り。「欲、色の」二界と、人中とに、最初に、起るが故に。

無想定と滅盡定の名義

〔一三七〕二定は、總じて心、心所の滅を以て、其の自性と爲す。何に緣りてか、但だ、說きて名けて、無想、滅受想と爲すか。

二定は、〔一三八〕加行の中に、唯此れを厭逆するが故に。亦、受等を知れども、唯〔一三九〕他心智と名くるが

禪次に入らば第五番目に滅定を置く可きなりとの意。

【一三三】契經は長阿含十七、布吒婆樓經。

【一三四】超越定とは初禪より三禪に　三禪より無色定にと飛び飛びに入ること。若し、有部の如く曰はば超越定といふこと不可能となるとの義。

【一三五】順受(Vedanīya)とは果報の受けらるべきことを云ふ。

【一三六】順定云云とは、無想定には順定生受、滅盡定は順定生受と順不定生受とあり。不還の者は順定生受、阿羅漢は順不定生受なり。彼は現生に般涅槃するが故に。

【一三七】無想定も滅盡定も共に心心所(心王と十大地法と十善地法と欣厭の隨一との廿二となる)を滅するを體とするに何故に一は無想定といひ、一は滅受想定と名くるかとの問

【一三八】加行の中云云。此の二定の名は加行に從つて立つる所にして、無想定は專ら想を厭ひて加行を起し、滅受想定(滅盡定)は受想の二を厭ひて加行を起すによりてかく名くとの意。(厭ふことに苦樂を以て生死の因とする意)

【一三九】他心智(Para-citta-jñāna)は受等の心所迄も知れども、加行位に他の心を知らんと欲する心を以て加行を起すが故に加行に隨て他心智と名く。

〔二七〕此の意成天身を、佛は、是れ色界と說く。〔然るに〕滅受想定は、唯だ、有頂に在り。若し此の定を得して、必ず退する者無くんば、如何にして、〔二八〕色界に往いて、受生することを得んや。

異說

有る〔二九〕餘部は執す。第四靜慮にも、亦滅定有りと。〔三〇〕彼の所執によれば、滅定に退無し。

論主破

〔三一〕此の義も、亦成ず。第四靜慮に、滅盡定有る義は必ず成ぜじ。所以は何ん。

〔三二〕九次第定を、〔三三〕契經に說くが故に。

大衆部の難

此れ、若し、必らず、然らば、如何にして、〔三四〕超越定の義、有ることを得ん。

世親釋す

此の定の次第は、初學に依りて說く。自在を得る時は、樂に隨つて超入す。

て、解をして滿足云云」を光師は長病等の退緣をいふと釋す。

【二四】解をして滿足せしむることと能はずとは、退緣に遇ひて無學の勝解を起して無學果を滿足すること能はず。

【二五】段食天(Kavaḍikāra-bhakṣo devāḥ)は六欲天のこと。

【二六】意成天(Mano-mayo devāḥ)とは色界は父母の精血等の緣を借らず、意のままに身が起る(成る)故に意成天といふなり。

【二七】これ論主の解釋にして、經文の意味は、つまり三學を具足したる不還果の聖者は欲界に於て自由に滅盡定に出入しながらも、亦病氣等のために驀直に進む能はずして、死後、直ちに有頂に行かず、色界に行いて、そこにて亦、滅盡定に出入するは、退に依るといふ意味を示すものなりといふなり。

【二八】色界に云云。必ず、無色界の有頂に生ずる筈に非ざるかの意。

【二九】餘部とは光師に從へば大衆部の計にして、同部にては色界第四定にも滅盡定有りと立つ。故に上の經文に、比丘が欲界にて滅盡定を起して死し、色界の意成天へ生ると云ふは、此の部にては當然の事として退とせず。

【三〇】彼の所執とは大衆部の滅盡定無退の義。

【三一】此の義云云。此の義にても上の鄔陀夷經は取り扱ひ會釋し得と云ふ意。

【三二】九次第定(Navānupūrva-samāpattayaḥ)とは、初禪よりの四禪と四無色定との八定に第九の滅定を加へていふ。若し大衆部の云ふ如く滅定が四

総結—二定の異相の総覧

是の如く、二定には、多種の異有り。謂はく、地に異有り。第四靜慮と有頂地との故に。加行に異有り。出離と止息との想の作意を、先と爲るが故に。相續に異有り。異生と聖者との相續に起るが故に。異熟に異有り。無想と有頂との異熟果の故に。(一三五)順受に異有り。(一三六)順定と、［順］不定との生と、二受との故に。初起に異有り。［欲、色の］二界と、人中とに、最初に、起るが故に。

無想定と滅盡定の名義

(一三七)二定は、總じて心、心所の滅を以て、其の自性と爲す。何に縁りてか、但だ、說きて名けて、無想、滅受想と爲すか。

二定は、(一三八)加行の中に、唯此れを厭逆するが故に。亦、受等を知れども、唯(一三九)他心智と名くるが

禪次に入らば第五番目に滅定を置く可きなりとの意。

【一三三】契經は長阿含十七、布吒婆樓經。

【一三四】超越定とは初禪より三禪に 三禪より無色定にと飛び飛びに入ること。若し、有部の如く曰はば超越定といふこと不可能となるとの義。

【一三五】順受(Vedaniya)とは果報の受けらるべきことを云ふ。

【一三六】順定云云とは、無想定は順定生受、滅盡定は順定生受と順不定生受とあり。不還の者は順定生受、阿羅漢は順不定生受なり。彼は現生に般涅槃するが故に。

【一三七】無想定も滅盡定も共に心心所(心王と十大地法と十善地法と欣厭の隨一との廿二となる)を滅するを體とするに何故に一は無想定といひ、一は滅受想定と名くるかとの問。

【一三八】加行の中云云。此の二定の名は加行に從つて立つる所にして、無想定は專ら想を厭ひて加行を起し、滅受想定(滅盡定)は受想の二を厭ひて加行を起すによりてかく名くとの意。(厭ふとは苦樂を以て生死の因とする意)

【一三九】他心智(Para-citta-jñāna)は受等の心所迄も知れども、加行位に他の心を知らんと欲する心を以て加行を起すが故に加行に隨て他心智と名く。

如し。今、二定の中にて、心は、久時に斷ぜり。如何にして、後に於いて、心、復た生ずることを得るや。

出定位に心の起ること

毘婆沙師の説

毘婆沙師は、過去に（一四〇）前心有り。（一四一）後の等無間緣と成ると許す。

經部の説

（一四二）有る餘師は言ふ。（一四三）無色に生ぜるが如きは、色、久時に斷ず。如何にして、後に、「下生する時に」於いて、色、復た生ずることを得るや。彼れの生ずるは、定んで、應に、心に由りて色にあらざるべし。是の如く、出定の心も、亦、應に、然るべし。

（一四四）有根身「の中に熏ずる所の種子」に由るものにして、心に由りて起るには非ず。故に、彼の（一四五）先代の諸の軌範師は、咸言はく、「色、心」二法は、互に種子と爲ると。二法とは、謂はく、心と有根身となり。

【一四〇】前心とは定前の入心なり。

【一四一】後の云云。後のとは定後の出定心なり。過去の入定心が、後の出定心の等無間緣となりて、之を引起すといふ意なり。

【一四二】有る餘師とは經部を指す。經部にては已述の如く心法の種子は色法へ、色法の種子は心法へ熏ずと說き、所謂色心互熏と說く故に今の有部の等無間緣につきて、心法につきては、入心が等無間緣となりて出心を引起すともいふべけれ、一方の色法は無色界にはなき故に、無色界より欲色界へ下生する時、又何より生ずべきか。等無間緣たるべきもの無かるべしと難ず。

【一四三】彼れ云云。以下經部の說を述ぶ。無色界の衆生が下生する時には、その時の色（彼れ）法は心中に熏じつけたる色法の種子より生じ、過去の色より生ずるに非ず。同樣に今問題たる出定の心も、五根の有る身の中に熏じ付けてある心の種子より出定の心を生ず云云。

【一四四】有根身（Sendriya-kāya）。根を有する身のこと。

【一四五】先代の軌範師（Pūrvācārya）とは經部の師を指す。

妙音、世友の説を破す

尊者(二四六)世友の、問論の中に説かく。若し、滅定を全く心有ること無しと執せば、(二四七)此の過有るべし。(二四八)我の説く滅定は、猶、細心有り。故に此の失無しと。

尊者妙音の説かく、此れは理に非ず。所以は何ん。

若し、此の定の中に、猶、(二四九)識有らば、(二五〇)三の和合するが故に、必らず、應に、觸有るべく、觸を縁と爲るに由りて、應に、受、想有るべし。(二五一)世尊の説けるが如し。意、及び、法を縁と爲して、意識を生ず。三和合の觸と倶に受、想、思を起すと。則ち、此の定の中には、受、想等の法も亦、應に滅せざるべし。

若し、(二五二)經に、受は愛に縁たりと説けども、然れども、阿羅漢は、諸受有りと雖も、愛を生ぜず。觸も、亦、應に爾るべし。一切の觸は、皆、受等の縁に非ずと謂はば、此の例は然らず。〔觸の受を生ずると、受の愛を生ずるとは〕、差別有るが故に。經に、自ら簡んで言はく、若し、(二五三)無明〔と倶なる〕觸の所生の諸受を縁と爲して、愛を生ずと。〔而も〕曾つて、

【二四六】世友。(舊譯和須密(Vasu-mitra)は經部の異師にして、婆沙會中の同名の論師とは別人なり(光記)。問論(Pari-prccha)は論の名、五事論等は彼の作なり(稱友)。

【二四七】此の過とは、前に言ふ所の「無色に生ぜるが如きは、色久時に斷す云云」の文を指す。

【二四八】我のとは世友のこと。

【二四九】識とは世友が滅定の中に尚細心ありといふに依る。

【二五〇】三とは根境識の三。

【二五一】世尊云云。雜阿含十一(辰二、五九右)以下參照。

【二五二】經に云云。雜阿含十二、(辰二六四右)以下參照(十二因縁を說く經)。世友の救釋を豫想して之を會通す。

【二五三】無明〔と倶なる〕觸とは現在の無明と相應する觸。

(一五四)觸の受を生ずることを簡べる所あることなきが故に、差別有るなり。

世親有部に歸す

此の道理に由りて、毘婆沙師の説かく、滅定の中には、諸心、皆、滅すと。

世友の問

若し都べて、心無んば、如何にして(一五五)定と名けんや。

有部の答

此れは、(一五六)大種を平等に行ぜしむるが故に、説きて名けて、定と爲す。(一五七)或は、心力に由りて、平等に此れに至るが故に、名けて定と爲す。

二定假實論

(一五八)是の如き二定は、是れ實有と爲んか、是れ假有と爲んか。

有部の實有論

應に實有と言ふべし。能く、心を遮礙して、生ぜざらしむるが故に。

經部の破論及び假有論

有るが説く。此の證は、理として、然るべからず。前の定心、能く、遮礙するに由るが故に。謂はく、前の定心と、(一五九)所餘の心と相違して起る(一六〇)此

【一五四】觸を簡んで云云。一切の觸は皆受を生ずる意。

【一五五】定は又等至と譯す。大地法の一なる三摩地(Samādhi)に由りて心心所を平等に轉ぜしむるが定なり。然る爲めには有心ならざるべからず。無心にては心平等に轉ずとは云ひ得ざるが故なり。

【一五六】大種云云。即ち肉體の活動を平等ならしむること。

【一五七】或は云云。心力に由りて定前の入心が惛沈掉擧を離れて平等に轉ずるに依りて、無心の位に至るが故に等至(定)と名くとの意(等しく至るといふ意。前解にては等に至らしむる義)。

【一五八】是の如き二定云云。有部は例によつて此の二定に關してもその素朴實在論の見地より實體有りて眞の實在なることを主張し、その實體ある二定が堤塘の如く作用し、未來の心心所を生ぜざらしむと說くに對して、經部は又例の如く二定假有論を主張し、入定前の心が、餘の心を違害遮碍して起らざらしむる如き所依身を引起相續せしむる有り。此の所依身を假りに一定の體と名くるものにして、それ以外に何等特殊の實體實在するには非ずと說く。

【一五九】後生心なり。

【一六〇】定前心。

の起るに由るが故に、唯だ、〔一六一〕餘心をして、暫時、轉せざらしむ。〔一六二〕此れは、能く、〔一六三〕心に違する所依を引發して相續せしむるが故に、唯だ、〔心の〕轉せざる位を、假りに、立てて、定と爲すのみ、別の實體無し。〔卽ち〕此れ、唯だ、〔心の〕轉せざる分位に、假立するのみにして、〔一六四〕入前出後の兩位には、皆、無し。故に、假りに、此れは是れ有爲の攝と說くと。

經部の異釋

或は、卽ち、所依〔身〕は、〔前の〕定心の引きて、〔一六五〕是の如く起らしむるに由りて、假りに、立てて定と爲す。

例して無想果を說く

應に知るべし。無想も、亦復た是の如し。謂はく、前心と、所餘の心と相違して起るに由る。此の起るに由るが故に、唯だ、餘心をして、暫時、轉せざらしむ。唯だ、〔斯の〕不轉の位に、假りに無想を立つるなり。餘は、前の如く、說くべしと。

世親有部に歸す

〔一六六〕此れは、善說にあらず。我が宗に違するが故に。

第十一節　命根

不相應行法の命根

已に、二定を辯じつ。命根とは何ん。

【一六一】後起心。
【一六二】定前心。
【一六三】心に違す云云。定前の心は次刹那には過去に落謝して用無きも、それが後の心の起るのに違害して、後の心起らざるやうにする依身を引き起し、相續せしむる故に、その所依身の力にて無心に住することを得との意。
【一六四】入前等。唯不轉分位に假立するものにして定は入定の前にも無く、出定の後にも無し。完く本無今有已還無なり。此の理によつて身體遷流生滅の義は無きも有爲に攝す。
【一六五】是の如く。有爲生滅に互りて、今の二定の體たる心に違害する所依身のこと。
【一六六】此れは云云。例によりて世親の申譯的歸結。

頌に曰はく、

(一六七)命根の體は、卽ち壽にして、能く、煖と及び識とを持す。

命卽壽

論じて曰はく、命の體は、卽ち、壽なり。故に(一六八)對法に言ふ。命根とは云何。謂はく、三界の壽なりと。

壽

此に、復た、未だ、何の法を壽と名くるかを了せず。謂はく、別法有り。能く、煖と識とを持するを、名けて壽となす。故に、(一六九)世尊の言はく、・壽と煖と及び識と、三法の、身を捨する時、所捨の身は、(一七〇)僵仆す。木の思覺なきが如しと。

【一六七】頌の舊譯
壽卽命能持、身煖及意識。
有部に從へば、有情の壽は煖と識とを持して、相續せしむるものにして、その壽は又此の煖と識とに持せらる。是の如き別體を有して實在し、有情の煖と識とを持する壽を復說きて命根と稱すと。然るに經部の師は亦此の壽卽命の實有を信ぜず。恰も放たれたる箭の墮つる迄間斷なく相續して飛ぶに際しての勢力の如く、我等の一期間住の間の身が相續する、その間の勢力を卽ち命(壽)と說き、實體ある實在にあらず、同分の住する間の勢力につきて假立する假法に外ならずと說く。

【一六八】對法とは發智論十四參照。

【一六九】世尊とは雜阿含十、及び二十一、參照。
舊譯
壽煖及意識、此三捨レ身時、所捨身卽眠、如ニ枯木無レ意。

【一七〇】僵仆。僵は後へ仰向にたふるること、仆は俯向きて仆るること。

經部の問

故に、別法有り。能く、煖と識とを持して、相續して住するの因を名けて壽と爲す。

有部の答

若し爾らば、此の壽を、何の法か能く持する。
卽ち、煖と、及び、識とが、還つて此の壽を持す。

經部の難

若し爾らば、三法は、更互に、相持し、相續して轉ずるが故に、「中に於いて」、何の法か、先づ、滅し、此れの滅するに由るが故に、餘の二も隨つて滅するや。(一七二)是「の如くんば」、則ち、此の三は、應に、常に謝すること無かるべし。

有部計を轉ず

既に爾らば、此の壽は、應に、業の、能く、持するところなるべし。業の引く所に隨つて、相續して轉ずるが故に。

經部の難

若し爾らば、何に緣りて、唯だ、業こそ、能く、煖と識とを持すとは許さずして、壽を須ふるや。

有部反つて責む

理として、應に然るべからず。(一七三)一切の識は、始より終に至るまで、恆に、異熟たること勿きが故に。

經部計を轉じて難ず

既に爾らば、業は能く煖を持し、煖は復た識を持すとせん。何ぞ、此の壽を須ゐんや。

有部の難

是の如くんば、識の、無色界の中に在るは、應に、能持無かるべし。彼れには、煖なきが故に。

【一七二】三法の間に中心なきが故に常に更互に支持して滅する機會なかるべしとの難なり。

【一七三】一切の識云云。若し煖と識とを凡べて過去の業力が直接に持して支配するものと許さば純正宿命論(Pure determinism)となり。一生の識は悉く異熟の識となり、精進もなく正命もなく、涅槃渇仰の心もなく、永遠に出離は不可能となる。(業が此の世に生を受けしめたる限り、その業は純粹の善無漏の律儀許りに非ざる故に)。

經部再び計を轉ず

應に彼の識は、業を能持と爲すと言ふべし。

有部の責

豈に情に隨ひて、數數轉計を爲し、或は、此の識は、唯だ、煖、能く持すと説き、或は、亦、説きて、唯だ、業のみ識を持すと言ふを得んや。

又、「其の後説の過てるは」、前に、已に、説きたり。

經部の問

前に説くとは何ん。

有部の答

謂はく、前に説きて言へり。一切の識は、始より終に至るまで、皆な是れ、異熟なること勿しと。

是の故に、定んで、應に、別法有りて、能く、煖と識とを持するを、説きて、名げて壽と爲すと許すべし。

經部の宗義

今、亦、全く、壽の體なしとは言はず、但だ、壽の體は、別の實物あるに非ずと説くのみ。

有部の問

若し爾らば、何の法を説きて、壽の體と名くるか。

經部の答

謂はく、三界の業の引く所の【一七三】同分の、住する時の、勢分を説きて、壽の體と爲す。三界の業に由りて、引く所の同分の住する時の勢分の、相續決定して住すべき時に隨ひて、爾所の時のみ住するが故に、此の勢分を、説きて壽の體と爲す。穀の種等の引く所、乃至、熟する時の勢分の如く、又、箭を放ちて、引く所、乃至、【一七四】住する時の勢分の如し。

【一七三】同分。衆同分也。經部にては色心の上に假立せるものにして、即ち此の五蘊の身を指す。

【一七四】住するとは飛んで行く間のこと。

勝論の行德

世親破す

有るが謂はく、(一七五)行有り。是れ、德の差別にして、箭等に依りて生ず。彼の力に由るが故に、乃至未だ墮ちざるあひだ、恆に、行いて息まずと。

(一七六)彼れの體、一なるが故に、障礙無きが故に、往いて餘方に趣くに、急と、緩と、至時の分位の差別、有り得ざるべく、又、應に、畢竟じて墮落する時無かるべし。

若し風に障礙せらるるに由るが故に「墮つ」と謂はば、應に、(一七七)初めに、卽ち、墮つべく、或ひは墮つる時無かるべし。能障礙の風に差別無きが故に。

世親本宗に歸す

(一七八)別に、實物有りて、能く煖と識とを持するを名けて壽の體と爲すと。是の說を善と爲す。

附論 一、壽と死。

壽と死との關係

壽の盡くるが故に死すとせんや。更に餘の因有りと爲んや。

【一七五】行(Saṃskāra)。上の箭の喩に依りて、矢の空を行く間の勢力といひたるに就きて勝論が行德を說くに紛れざらしめん爲に行德を破す。蓋し、勝論に從へば、心理的に記憶の基礎をなし、物理的に一旦屈せる竹を、又舊位舊狀に復せしむるは、特殊の實體ある屬性(德句義)が、それ等心作用、及び竹に具はるが故にして、かくの如き行因となり、念因となり、作因となる惰性的勢力を行德と稱す。萬有は此の德(屬性)を具するによつて、行いて墮ちず、屈して又狀位を復すと。

【一七六】彼れとは行德なり。行は一體にして、自體の上に差別無き故に、又他面障礙も無きものなる故に、一度發して餘方に赴くときは、その速力に緩急の差も有る可からず、又從つて、最後に至りて墮つることも無かるべしとの難。

【一七七】初めに墮つとは因たる行の體が無差別にして一體なれば、忽ち風の遮するに遇へば、直ちにその刹那に、行德の功能は止息せしめらるべく、然らざる限り、その功能は逆に永遠に變化を來すこと無く、從つて物體も亦永遠に墮つること有らざるべしとの意。

【一七八】別に實物有り云云。舊論には此を毘婆沙師の說と爲す。寧ろ依るべきか。

施設論の説

死に對する壽を感ずる業と福を感ずる業とを相互望めての四句分別

施設論には、壽の盡くるが故に死し、福の盡くるが故に死するには非ずと説きて廣く、四句を作る。

〔一七九〕第一句は、壽を感ずる異熟の業力盡るが故に。

〔一八〇〕第二句は、富樂の果を感ずる業力の盡くるが故に。

〔一八一〕第三句は、能く二種を感ずる業の、倶に、盡くるが故に。

〔一八二〕第四句は、枉横の縁を避脱すること能はざるが故に。〔一八三〕又、亦、捨壽行の故にとも言ふべし。

第三句―壽福共に盡きて死す

壽の盡くる位の中に、福の盡くるは、死に於いて、復た、功能無し。故に、〔壽と福と〕、倶に盡くる時、死すること有るを説きて、倶に盡くるが故に死すと爲す。

附論　二、壽と隨相續轉、一起便住の問題

壽は隨相續轉か一起便住か

〔一八四〕發智論に説かく、此の壽は、當に相續に隨つて轉ずと言ふべきや、復た當に、一たび起つて便

〔一七九〕第一單句は壽を感ずる業の盡くるに由つて死す。福を感ずる業の盡くるによつて死するには非ず。富貴の人の壽の盡きて死するが如し。

〔一八〇〕第二單句は福を感ずる業の盡くるによつて死す。壽を感ずる業の盡くるに由つて死するには非ず。例へば餓死する人の如し。

〔一八一〕第三倶句は壽と福との感ずる業の盡くるに依て死す。

〔一八二〕第四倶非句はその二の句を感ずる業の盡くるによつて死するにあらず。過然の横緣あるによつて死す。過食等を云ふ。卽ち有部は不時の死を許すなり。

〔一八三〕又、亦云云。諸佛羅漢の捨壽行も亦、壽福を感ずる業の盡くるによつて死するにあらず。態と壽を促むるものの故に第四句に攝す。

〔一八四〕發智論とはその第十五參照。

ち住すと言ふべきや。

答

(一八五)欲纏の有情の、無想定に入らず、滅盡定に入らざるは、當に此の壽、相續に隨つて轉ずと言ふべし。

若しくは、無想定に入り、若しくは、滅盡定に入れると、及び、色、無色、纏の一切の有情にありては、當に此の壽は一たび起りて便ち住すと言ふべしと。

隨相續轉の意義　外國師の說　一起便住の意義

彼の言は何の義ぞ。若し所依の身の、損害すべきが故に、壽も隨つて損害せらるは、是れを第一の「相續に隨つて轉ず」と名け、若し所依の身の損害すべからずして、起れる如くに而も住するは、是れを第二の「一たび起つて便ち住す」と名く。

毘婆沙師の說

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言はく、(一八六)初めのは、障有ることを顯はし、(一八七)後のは、障なきを顯はすと。

一切有情の自害及び他害の四句分別

(一八八)此れに由りて、決定して、非時の死有り。

故に、契經に說かく、四の自體を得ること有り。謂はく、自體を得て、唯、自ら害すべく、他の害す可きに非ざる有りと。廣く(一八九)四句を作る。

【一八五】欲纏とは已に註せる如く欲界の市場にある有情といふ義。

【一八六】初めのはとは隨相續轉のこと。之れは壽命に障有ること、即ち自ら害し、又は他に害せらるる等のこと有る意味を示す。

【一八七】後とは一起便住にして、之れは自害他害の障を免れて一度起りしままに住することを顯はすとの意。

【一八八】此れによつて云云。經部譬喩者の非時の死無しと說くを簡ぶ。

【一八九】四句の內初三句は隨相續轉にして、第四句は一起便住なり。

第一句　唯、自ら害すべく、他の害す可きに非ざる者、謂はく、欲界に生ずる【一九〇】戲忘念天と、【一九一】意憤恚天となり。彼れは、增上の喜怒を發起するに由る。是の故に、【一九二】彼れに於いて、殞沒して、餘〔に於いて〕には非ず。

世親加へて釋す　又、應に、【一九三】諸佛を說くべし。自ら般涅槃するが故に。

第二句　唯だ、他のみ害す可く、自ら害す可きには非ざる者。謂はく、胎と卵とに處する諸の有情の類なり。

第三句　俱に害すべき者。謂はく、餘の多分の欲界の有情なり。

第四句　俱に害す〔可きに〕非ざる者。謂はく、中有と色、無色界に有る一切の有情と、及び欲界に在る一分の有情、〔卽ち〕【一九四】那落迦と、【一九五】北俱盧洲と、【一九六】正しく見道と、【一九七】慈定と、【一九八】滅定と及び無想定とに住すると、【一九九】王仙と【二〇〇】佛使と佛の

【一九〇】戲忘念天とは、餘り樂に耽りて身心共に疲れ、爲めに心を失する天にして、喜の增上する時は不圖死す。

【一九一】意憤恚天。此の天は增上の恚を起し、互に相見久しく恚りて息まずんば卽ち死す。

【一九二】彼に於て云云。彼は戲と憤と也。自己の戲と憤とのみが原因となりて死する也。

【一九三】諸佛とは諸佛の捨多壽行を指す。之れをも自ら害するものと見る意。

【一九四】那落迦(Nāraka)。地獄の衆生のこと。之は惡業力につながれて自害他害無し。

【一九五】北俱盧洲(Uttarakuru)。人趣四洲の一。有情の定壽千年にして、中夭無し。

【一九六】正しく云云。見道十五心に住する間は中夭無し。

【一九七】慈定(Maitri-samāpatti)。此の定を出づるときは、有情を利樂せんとの意樂强勝なる故に此の定に住する時は佛と同じく自他害無し(光記)。

【一九八】滅定及び無想定に住する人は、定力によつて自他害なし。

【一九九】王仙(Rāja-ṛṣi)。轉輪王が出家して山に入り、道を修して五通を具足せる者。

【二〇〇】佛使(Jina-dūta)。佛勅を受けて使に行くもの。之れは佛命を果す迄は、設令火中に入るとも勅力によりて害無し。

〔二〇一〕記別する所の〔二〇二〕達弭羅と〔二〇三〕嗢怛羅と〔二〇四〕殑耆羅と長者の子〔二〇五〕耶舍と〔二〇六〕鳩摩羅時婆と、〔二〇七〕最後身の菩薩と、及び此の菩薩の母の菩薩を胎に懷む時と、一切の〔二〇八〕轉輪王と、及び、此の轉輪王の母の、輪王を胎に懷む時との如きとなり。

外人の難

〔二〇九〕若し爾らば、何故に、契經の中に言ふか。「大德、何等の有情の得する所の自體が、自ら害す可きに非ず、他も害す可きに非ざるか。舍利子よ、謂はく、非想非非想處に在りて、生を受けたる有情なり」と。

毘婆沙師の答

〔二一〇〕傳說すらく、「有頂を除く」所餘の〔二一一〕無色と、「色界の四」靜慮との得する所の自體は、自地の聖道の爲めに害せられ、亦、「次」上の他地の近分「定の有漏道」にも害せらるべきも、有

【二〇一】記別(又記別)する所。(Ad-iṣṭa)。別は分別、差別の義。瑜伽論六十四に曰はく、晉釋云、記別謂授二當來成佛記一、劫國名字等別一也云云。達弭羅以下六人は皆、佛の記別する處の人名なり。

【二〇二】達弭羅(Dharmila)。

【二〇三】嗢怛羅(Uttara)。

【二〇四】殑耆羅(Gaṅgila ?)。

【二〇五】耶舍(Ya'sas)。

【二〇六】鳩摩羅時婆(Kumārajīva-こ)

【二〇七】最後身の菩薩とは、婆婆往來數千遍にして、彌成佛するといふをいふ。釋迦佛の當生は卽ちそれなりき。

【二〇八】轉輪王は福力廣大の故に自他害を受けず。

【二〇九】若し爾らばとは、有部が上の四句に於て色無色界の一切有情を俱非句に入るるに就きていふ。此の問を光師が世親の問と記するは非也」婆沙一百五十一參照。婆沙に引く經を見れば、此は先に引ける四句分別を出せる經文後の部分にして舍利弗が佛に問ひて佛が答ふる文也。今大德といふは世尊と解すべし。何れにしても佛は有頂天（非想非非想處）に生れし有情のみに約して自害他害俱にすべからざるものと說く故に、色無色二界の一切有情を俱非句に攝するは義廣に失すとの難也。

【二一〇】傳說云云。婆沙には法救の說と記す。傳說の二字は例によりて世親の不信を表す。その意は、此の釋意に依れば自害他害の意が上來のものとは別にして、身を害し、壽を害する意に非ず、此身が自地の無漏道に害せられ、他地の

論主難絕

頂は自と上との二害なし。是の故に、說きて倶に害す可きに非ずと爲すなりと。

豈に、(三一)有頂も。亦、他地の聖道の爲めに害せらるれば、應に他害と名づくべきに不ずや。

論主經を釋す

是の如く、應に說く可し。後を擧げて初めを顯すと。

或は、有る處には、初めを擧げて後を顯はし、或は、復た有る處には、後を擧げて初を顯はす。

外人の問

云何が、有る處には、初を擧げて後を顯はす。

答

(三二)契經に說くが如し。梵衆天の如き、是れを、(三三)第一の樂生天と名くと。

問

云何が有る處には、後を擧げて、初めを顯はす。

答

契經に說くが如し。(三四)極光淨天の如きは、是れを、(三五)第二の樂生天と名くと。

有漏道に害せらるゝをいふとの意。これ三無色、四靜慮の七地の煩惱は各自地の無漏道に害せられ(自害)、又初定の煩惱は第二定の近分定の有漏道に害せられ、第二定の煩惱は第三定の近分定の有漏道に害せらるゝ等(他害)の故なり。

【三一】有頂も亦た云云。世親は上に毘婆沙の答に對して、傳說と云へる如く、寧ろ外人の難に對して贊意を有せしより茲に難絕す。有頂(非想非非想處)の煩惱も無所有處の他地の聖道の爲に害せらるゝが故に、上の如き解を以つてしては上引の經を會釋するに足らずと云ふ意。

【三二】契經は長阿含八衆集經。初禪天に三天有り。

(一)梵衆天(Devā brahmakāyikāḥ)。

(二)梵輔天(Devā brahmapurohitāḥ)。

(三)大梵天(Devā mahābrahmāṇaḥ)。

【三三】第一の樂生天(Prathamā sukhopapattiḥ)とは初禪天のこと。梵衆天の一を擧げて後の二天を兼ね、以つて初禪天全體を代表せしめしなり。

【三四】極光淨天(Devā ābhāsvarāḥ)。

【三五】第二の樂生天(Dvitīyā sukhopapattiḥ)とは第二禪天にして、之れに三天あり。

(一)少光天(Devāḥ parittābhāḥ)

(二)無量光天(Devā apramāṇābhāḥ)。

(三)極光淨天。

今はその最後の一を例として他の二を代表し、以て第二禪天の凡べてを顯はせるものなり。

外人難

彼の經の「如く」の聲は譬喩の義を顯はす。〔故に〕、是の說を作すべし。(二六)「此の經は、是れ」、一を擧げて、餘を顯はすなりと。喩法は、一を擧げて、同類を顯はすが故に。(二七)此には、「如く」の聲無し。(二八)彼れを例とはすべからず。

世親反難

(二九)若し、喩の義を顯はすに、方て「如く」の聲有ることを得ば、則ち「如く」の聲は、餘の經に有らざるべし。餘の經に說くが如し。有色の有情の(三〇)身異、(三一)想異なるは、人と一分の天との如し。是れ第一の識住なりと。故に知る、喩に非ざるも、亦、如くの聲有ることを。

傍論は、且らく、止めん。

【二六】「此の經は」とは上の梵衆天の如き云云の長阿含八をいふ。ここの大意は、この長阿含八にある梵衆天の如き、極淨天の如きの如きとあるは喩を示すが故に、一を擧げて餘を顯はすとか前を擧げて後を顯はすとか解し得べきも、前の舍利弗を教ふる經文中には如きの文字なきが故に世親の如く、後を擧げて初めを顯はすと解するは妥當ならずといふ難あり。

【二七】此とは上に引きし佛の舍利子に教ふる經。

【二八】彼れとは長阿含八の文。

【二九】如きといふ語が必ず喩を顯にすに限るならば、喩を示すを目的とせざる餘經には如きの語なかるべき筈なり。而も實際には、ある所より判ずれば、如きの語は必ずしも喩に限らざると同時に、如きの語なきも、亦喩を示す場合もあるべしとなり。かくして、前の如きの語なき經文を如きの意味を持たせて解釋したる自說の正しきを證せんとしたり。

【三〇】身異(Nānātva-kāyaḥ)。とは身の相形の夫夫異ること。

【三一】想異（Nānātva-saṃjñina-ḥ)。とは苦樂の想の夫夫違ふこと。此の中には人と一分の天とをいひて、身異想異のものを悉く擧悉する故に、他に殊る處ありて、以て類顯せらるるもの無し。故に玆に說く如の字は譬喩に非ず。如の字を以て凡べて是れ譬喩の意と解すべきに非ずとの難意。

第十二節　生住異滅の四相

第一項　四本相

不相應行法の生住異滅の四相

已に命根を辯じつ。諸の相とは何ぞや。

頌に曰はく、

(二二)相とは、謂はく、諸の有爲の、生、住、異、滅の性なり。

四相と有爲法

論じて曰はく、此の四種は、是れ有爲の相なるに由る。法にして、若し、此れ有らば、應に是れ有爲なるべく、此れと相違すれば、是れ無爲法なりとす。

四相

(二三)此れ諸の法に於いて、能く起すを(二四)生と名け、能く安んずるを(二五)住と名け、能く衰へしむるを、(二六)異と名け、能く壞せしむるを(二七)滅と名

【二二】頌の舊譯

復有₂有爲相₁、生老住無常。

四相は事象を觀察して、萬有の變遷推移の上に、それを可能ならしむる充足的原理を抽象して立てしものにして、萬有の分析觀乃至萬有に對する後天的解釋上の一歸結なり。已に四相は萬有の變化生滅の原因なる故に、それ自體も亦、自ら四相を豫想せざる可からざるが、有部は玆に於いて、又隨四相といふを立てたり。而もかくの如くにして進まば、乃至無限に至るべきなれども、有部によればかくの如き隨四相は還つて又本の四相に依るといふ。尚四相に關しては異說有りて、或は三相說を取るもの有り。增壹阿含十二(昃、一五一丁右)婆沙論三十(收二、五九丁右)等は之なり。されど所謂四相說は之れを大にして見れば、成住壞空卽ち世界一般の生滅と相應すべきものにして、畢竟四劫說の縮圖に外ならざるのみならず、三相說の主張者は住相を除けども、所謂異相は畢竟住の上の推移變化に外ならざれば異を說く時は、又住を說くことも不要とせず。世親が四相說を取れるはこれが爲なり。

【二三】此れとは相を指す。

【二四】生(Jāti)。

【二五】住(Sthiti)。

【二六】異(Anyathātva)。

【二七】滅(Anityatā)。

く。〔頌の中に所謂〕性とは、是れ、體の義なり。

問—三相と四相 豈に、(三八)經に、三の、有爲〔法〕の有爲相有りと說かずや。

答 此の經の中に於いても、應に四有りと說くべきなり。

問 〔その〕說かざる者は何ぞ。

答 所謂、住相なり。然るに、經に、(三九)住異と說く。是れは此れ異の別名なり。生を起と名け、滅を名けて盡と爲すが如く、是の如く、應に知るべし、異をば住異と名くるなり。

經に住相を說かざる理由 若し、法の、三世に行じて遷流せしむるを、此の經には、說きて有爲の相と爲す。諸の有情をして、厭畏を生ぜしめんが〔爲めの〕故に。謂はく、彼の諸の行は、生〔相〕の力に遷されて、〔色心等を〕未來より現在に流入せしめ、異及び、滅の〔二〕相の力に遷迫せられて現在より過去に流入せしめむ。其をして衰異し、及び、壞滅せしむるが故に。

喩 (三〇)傳說すらく、人の稠林に處して、三の怨敵有り、損害を爲さんと欲す。一は稠林より之れを牽いて出でしめ、一は其の力を衰へしめ、一は命根を壞するが如しと。三相の、行に於けるも、應に知るべし、亦、爾り。

【三八】經とは增壹阿含十二（大一五丁右）。有爲法をして有爲法たるしむるの特徵に三ありとの義、經には之を生、遷變、滅なりとせり。

【三九】住異(Sthity-anyathātva)。之れは異相の別名にして、住相の義に非ず、住位の上に於ける變化推移に關して曰ふ。

【三〇】傳說。之れは例の不信を表する喩には非ず。有部の家に相ひ傳ふる喩なり。

經に住を說かざる理由

住は、彼の行に於いて、(三二一)攝受し、安立し、「爲めに、一切有情は」常に樂うて、(三二二)彼れと相捨離せざるが故に、「經の中には之を」立てて有爲の相の中に在かず。又、無爲の法に、(三二三)自相住有り。住相は(三二四)彼れに濫するが故に、經に說かず。

住異合說の解

(三二五)有るが謂はく、此の經は、住と異とを說きて、總合して一と爲し、住異相と名くるなりと。

問　何の用ありて、是の如く、總合して、說くことを爲すや。

答　住は、是れ、有情の愛著する所の處なり「之を」厭捨せしめんが爲めに、「佛は」異と合して說く。(三二六)黑耳と、(三二七)吉祥とは倶なりと示すが如し。

是の故に、定んで、四の有爲の相有るなり。

【三二一】攝受とは諸行をかかへて、現在に安住せしめること。

【三二二】彼れとは諸行なり。有情が諸行と相離れざらんことを願つて厭離怖畏の情を少なからしむるが故に住相は有爲の中に置かずとの意。

【三二三】自相住(Sva-lakṣaṇe sthiti)とは無爲法には住の特色あること。

【三二四】彼れとは自相住。之れは無爲法の法爾自然の自性にして住相の力に由るに非ず。而も今の住相は此の無爲の自相住を濫す恐ある故に經の中に說かずとの意。

【三二五】有るが等。二者は體は別なれども唯合して說くといふ意。

【三二六】黑耳(Kālakarṇī)とは貧乏神の名。

【三二七】吉祥(Śrī)とは福の神。吉祥天に黑耳天がついて回はると示す、故に吉祥天に愛著を起さぬ如しとの例。

第二項　四　隨相

此の生等の相は、既に、是れ有爲なり。應に、更に、別に、〔三八〕生等の四相有るべし。若し、更に、相有らば、便ち無窮を致すべし。〔三九〕彼れに、復た、餘の生等の相有らんが故に。應に、更に、有りと言ふべし。然れども、無窮にはあらず。所以は何ん。頌に曰はく、

〔四〇〕此れに、生生等有り。八と一とに於いて、能有り。

丙 隨相

行と本相と隨相と

論じて曰はく、「此れ」とは、謂はく、前に說く「所の」四種の本相なり。「生生等」とは、謂はく、〔四一〕四の隨相にして、生生、住住、異異、滅滅なり。諸の行の有爲なるは、四の本相に由り、本相の有爲なるは、四の隨

【三八】生等の四相とは、生住異滅をして更に生たり住たり異たり滅たらしむる原理あるべしとの問なり。

【三九】彼れとは四隨相のこと。

【四〇】此れに云云の頌の舊譯生生等彼相、諸八一法事。已に上に略記せるが如く、四本相は四隨相によりて自ら又變化生滅するも、四隨相自らは又四本相によつて生滅するものにして、他の相によるものには非ず。然れどもその作用には廣狹の差ありて、本相は何れも八法に對して效用あれど、隨相はただ一法に效あるに過ぎず。以上述べ來れる本相の四及び隨相の四に關して、有部は例の如く、別體を認め、各實體ある實在なりと主張す。然るに之れに對して、現量聖教量の、それ等を別個の實體ある實在なりと證するもの無きを理由として、萬有變遷の上に於ける推移の上に、立てて以て原因と認むる所の假法に過ぎずと說く者は例の經部なり。世親の意がその何れに贊せしかは、蓋し推して知るべきのみ。

【四一】四の隨相云云。この生生等に三名あり、一は生生、乃至滅滅、二は隨相、三は小相なり。

相に由る。

問　豈に、本相は、〔二四二〕所相の法の如く、一一に、應に、四種の隨相有るべし、此〔の隨相〕に、復た、各四あらば、展轉して、無窮なるべきにあらずや。

答　斯の過失なし。四の本〔相〕と、四の隨〔相〕とは、〔二四三〕八に於けると、一に於けると、功能、別なるが故に。

本隨相の功能

何をか功能と謂ふ。

謂はく、法の作用なり。〔二四四〕或は謂く、士用なりと。

四種の本相は、一一、皆、八法に於いて用有り。四種の隨相は、一一、皆な一法に於いて用あり。

其の義、云何。

【二四二】所相の法とは本相によりて生住異滅せしめらるる法にして、之を本法と名く。

【二四三】八に於けると一に於けるとは、本相と隨相との功能の差別を示したるものにして、本相は八に對して力あり。隨相は一に對して力ある旨を述べたるなり。本相の八功能とは、例へば生相が色法を生ぜしむるとせんに、この際九法倶起す。本法たる色法と本相の四と隨相の四となり。色法の生ずるといふことは、已にその中に住、異、滅を包含すると同時に、その生住異滅をして生住異滅たらしむる生生等の隨相を要すればなり。然らば其等九法は何の力によりて生ずるやといふに、生相自體を除いて、他の八法は矢張、生相の作用によりて生ずとせざるべからず。卽ち生相は八法を相すといふこととなる。同樣に住、異、滅の場合も然り。更に然らばその生相自身は何により生ずるやと言ふに、ここに作用するは卽ち小相中の生生にして、生生の作用はただ、この大相たる生相を相する所にその役目の存するを、一法に於て用ありと言ふ也。

【二四四】或は謂く云云。現行本には、或謂生時とあり、然れども、それにては或の字、穩ならず、鮮本並に光寶共に生時を士用に作る、今はそれに從へり。士用とは士夫の用といふ義にして、つまり人の働きといふが如く、作用あるをいふなり。

九法俱起 **本生相の作用** **隨生相の作用** **本隨二相は法爾として其の功用分る**

謂はく、法の生ずる時は、其の自體を並せて、九法俱起す。自體を一となし、相と隨相との八なり。本相の中の、生は其の自體を除きて、餘の八法を生じ。隨相たる生生は、九法の内に於いて、唯だ、本性を生ず。謂はく、雌雞の多子を生むあり。唯だ一を生むと有るが如く、生と、生生との、八を生ずると、一を生ずると、其の力、亦、爾なり。

本住相隨住相

本相の中の住も、亦、(二四五)自性を除きて、餘の八法を住せしめ、隨相の住住は、九法の中に於いて、唯だ、本住を住せしむ。

異及び滅の相も、應に隨つて、亦、爾なり。

結文

是の故に、生等の相に、復た、相有るも、隨相は、唯だ、四にして、無窮の失無しとす。

四相と隨相の假實問答

經部師、説く。何に縁りて、是の如く、虛空を分析するか。生等の相は、實に法體の、「汝が」分別する所の如きものあるに非ずと。

所以は何ん。

定量なきが故に。謂はく、此の諸相は、色等の如く、定んで現、比、或は、(二四六)至教の量有りて、體の實有なることを證するに非ざるなり。

【二四五】自性　自體のこと。

【二四六】至教の量 (Āgama) とは聖教量即ち佛説の謂にして、佛教論理に於いては直接的知識たる現量(Pratyakṣa-pramāṇa)と推理による間接的知識たる比量(Anumāna-pramāṇa)との外に、教祖釋尊を中心とし、專らその教說に依る宗教的信念に從つて、佛の教を絕對の眞と認めて、それを批判の一標準とし、名けて聖教量と爲す。但し陳那に到れば因明上よりは之を去れり。

有部責

若し爾らば、何が故に（二四七）契經の中に、（二四八）有爲の起も、亦、了知すべし。（二四九）盡と及び（二五〇）住異とも、亦、了知すべしと言へるや。

經部徵

天愛よ、汝等は、文に執して、義に迷ふ。

有部徵

何をか、此の經の所說の實義と謂ふか。

經部釋

（二五一）薄伽梵の說けらく、義は是れ、所依なりと。

教說の目的

謂はく、愚夫の類は、無明に盲せられ、行の相續に於いて、（二五二）我、（二五三）我所を執して、（二五四）長夜に、中に於いて耽著を生ず。世尊は、彼の執著を斷せんが爲めの故に、行の相續の體は、是れ有爲と及び、（二五五）緣生との性なることを顯はす。故に是の說を作す。三の有爲の、有爲なる相有りと。

諸行の一刹那の中に、具さに、三相あることを顯はすには非ず。（二五六）一刹那に起等の三相は知

【二四七】契經とは增壹阿含十二（昆五二丁右）參照。

【二四八】有爲の起（Saṃs-kṛtasyātpada）とは生相のこと。

【二四九】盡（Vyaya）とは滅のこと。

【二五〇】住異（Sthi-ty-anyathātva）とは住相及び異相。此の內の有爲のの「の」の字は中心として論ずる意にして、その意は蓋し「の」の字は第六轉所有格（Possessive case）の字にて、例へば王の臣と稱する如く、王に屬する臣が、王と體の別なる通り、今の有爲の起等も有爲と別個の體ある生相等が實在し、それが、有爲法に屬する趣を示すものに外ならずといふなり。

【二五一】薄伽梵（Bhagavān Bhagavat の主格）。具德者の意にて、普通に世尊と譯す、佛の尊稱。

【二五二】我（Ātman）。固定的具體的靈魂ありといふ考なり。

【二五三】我所（Ātmanīya）。是の如き我に屬するものの意。「我が物」といふ如し。

【二五四】長夜（Dīrgharātram）とは單に長くといふに同じ。印度にては一日と言ふべきを一夜と言ふ。

【二五五】緣生（Pratītyasamutpannatvam）とは因緣和合して生じたるものといふ義。有爲の性、緣生の性は同義なり。

【二五六】一刹那云云。有部の言ふが如く、一刹那に三相又は四相ありといふ義にあらずして、一刹那にはただ起即ち生のみあれど、これは有爲の特相として軈て住異となり滅となるが故に、之を起すも了知すべく、盡と及び住異とも了知すべしといへるは經の義理な

る可からざるに由るが故に。知る可からざるを立てて、相と爲すべきに非ず、故に彼の契經に、復た、是の說を作せり。有爲の起も、亦、了知すべく、盡と、及び、住異とも、亦、了知す可しと。

經に有爲の有爲といふ所以

然るに、(二五七)經に、有爲なる言を重ねて說けるは、此の相の、是れ、有爲なることを表はすを知らしむるのみ。(二五八)此の相は、有爲〔法〕の有〔體〕なることを表はすこと、白鷺の居るは水のなきに非ざることを表はすが如しと謂ふこと勿れ、亦、有爲〔法〕の善惡を表はすこと、(二五九)童女の相の、善非善を表はすが如しとも謂ふこと勿れ。

經部の宗義の四相

諸行の(二六〇)相續の、初めて起るを生と名け、終に盡くる位の中にて、說きて名けて、滅と爲し、中間の、相續して隨轉するを住と名け、此の〔住時に〕、前と後と、別なるを名けて、住異と爲す。(二六一)世尊は、此に依りて、(二六二)難陀に說いて

りとは經部の釋なり。

【二五七】經に等。上の三の有爲の有爲といふを指す、經部の意よりせば、三は生住滅の三、上の有爲は有爲の諸法。

【二五八】此の相は云云。白鷺が居るといふことは、そこに水あるを表示し、また童女の好惡の相は、その童女の善非善を表示す。然れども、有爲法に生住異滅あるといふことは、單にそは有爲たることの特徵を表示するのみにて、有爲法をして有爲法たらしむる別の原理の實在することを表示するにはあらずとなり。

【二五九】童女の相とは、人相のことにして、例へば腰細く、齒白く、唇の薄きは善人なり。及びその逆なるは等の如し。

【二六〇】相續(Pravāha)に二種有り。(一)一期相續とは一生涯といふに同じく、(二)一運相續とは一事一物を起し又は成じて、その終るまでの相續をいふ。婆沙三十八の經部の義を述ぶる所には、一期相續に約して說けるも、今は上の二解の何れに約して見るも可なり。

【二六一】世尊とは雜阿含十一(辰二、五九左)參照。

【二六二】難陀等。增壹阿含九に(辰一、三七丁左)によれば、難陀は最初出家の時は甚だ淫欲に耽りしかば、佛は受(感覺的感情)の生異滅を觀ぜしめしが、難陀は其結果阿羅漢果を得た

言はく、是の善男子は、善く、受の生を知り、善く受の住を知り、及び、善く受の衰異壞滅を知ると。

故に、頌を說いて曰はく、

(二六三)相續の初めを生と名づく、　滅とは、終盡の位を謂ふ。
中ごろ隨轉するを住と名づく、　住異は、前後の別なるなり。

復た、有る頌に曰はく。

(二六四)本無くして、今有るは生なり。　相續して隨轉するは住なり。
前後の別なるは住異なり、　相續の斷ゆるを滅と名づく。

又、有る頌に言はく、

り。今の經は難陀が得道して後佛が難陀を歎ぜる文なり。

【二六三】相續の云云の舊譯　生謂相續初、斷名レ滅ニ續生ニ、住異此相續、是前後差別。此の偈は傳へていふ、經部古師の作と。

【二六四】本無く等の舊譯　非曾有名レ生、住相續無常、相續斷住異、相續前後異。本無今有とは此の相續の身が本無かりしもの、因緣和合して出來せし處を生と名く等の意。此の頌も亦經部古師の作といふ。

(二六五)諸法は(二六六)刹那なるに由りて、住すると無くして、而も滅するとあり。彼れ、自然に滅するが故に、住すること有りと執するは、理に非ず。

是の故に、唯だ、相續に於いて、住と說くのみなり。

經部師有部に入りて論ず

斯れに由りて、(二六七)對法に說く所の理は成ず。故に、彼の論に〔說いて〕言はく、云何んが、住と名くるやと。

(二六八)謂はく、一切の行の、已に生じて未だ滅せざるなりと。生じ已りて、滅せざるを、刹那法と性の名くるには非ず。

(二六九)發智論には、是の如きの說を作す。〔謂く〕、一心の中に於いて、誰か起。謂く、生なり。誰か

【二六五】諸法は云云。同じく、經部古師の作と傳ふ。舊譯は若法刹那滅、離レ住卽便滅、此常滅、是故、分ニ別住一非レ理。此の四句は前の諸頌とその意味やや異りて、有部の刹那實住の說を破す。蓋し諸法は生ずる刹那に滅す、而も必ず外緣を待つこと無くして自然に滅するが故に、有部の如く刹那の中に住相有りと說くは非理なりとの意。

【二六六】刹那(Kṣaṇika)。

【二六七】對法とは品類足論一。諸法は刹那に生じて且つ滅し、一刹那も止るものに非ず。唯かくの如き推移過程に於いて生じて未だ滅せず、中間に刹那生滅を成しつつ前後相續するを住相と名くとの意。

【二六八】謂はく一切の行云云。これは前の引文に對する論主の加釋なり。

【二六九】發智論卷二參照。一心の中と云ひて、一心の中に生じ、死し、老すること有りと說き、以て一刹那の上に三相有るが如く說くと思はるる如き故に今通釋す。

盡。謂はく、死なり。誰か住異。謂はく、老なりと。而りと雖も、彼の論の文は、(二七〇)衆同分の相續心に依りて說くものにして、一剎那〔の心〕には非ず。〔故に吾等の說は對法と違反するにあらず〕。

又、一一の剎那の諸の有爲法に、(二七一)實物有りと執することを離れても(二七二)四相は、亦、成ず。

經部の剎那假立說

云何にして成ずることを得るか。

謂はく、一一の念の、本無くして今有るを、生と名け、有り已りて、還つて無きを滅と名け、(二七三)後後の剎那、前前に嗣ぎて起るを、名けて住と爲し、即ち、彼〔の住相〕の、前後差別有るが故に、住異と名く。前後の念の相似して生ずる時に於いて、前後を相望すれば、差別無きに非ざればなり。

有部徵

彼の差別の相は云何が知るべきや。

經部答

謂はく、(二七四)金剛等に、擲てると、未だ擲たざると、及び、强力のものの擲てると、弱力のものの擲てると〔に由りて〕。速と遲と、墮落する時に差別あるが故に、〔其の〕大種の轉變差別する義は、成〔立〕するなり。諸行の相似、相續して生ずる時、前後相望するに、多くの差別無きが故に、異有りと

【二七〇】衆同分の相續心云云。人間等の一期相續の心を一心といへるものにして、一剎那の相を一と云へる謂には非ずとの意。

【二七一】實物有部の四相のこと。

【二七二】四相云云。狀態としての四相。

【二七三】後後云云。前念が後念を引起して、前念のあとめを切れしめぬこと、又は後念が前念の後を嗣ぎて起り、切れしめざるを住と名く。

【二七四】金剛（Vajra）等の如き一見不變化的と思はるるものも、之を擲ちて見れば、打力の强弱によりてその墮落に遲速ある所より判すれば、時の變化のあることを知ると同時に、之を組織せる大種にも亦、轉變のあることを知るといふ義。

有部難

雖も、而も、相似と見ゆるなり。

若し爾らば、最後の聲と光との刹那、及び、(二七五)涅槃の時の最後の(二七六)六處は、後念無きが故に、應に住異無かるべし。(二七七)是れ則ち、「汝が宗に」立つる所の相は、應に、有爲に遍ぜざるべし。

經部の答

(二七八)此れは、住を說きて、有爲の相と爲すにあらず。

其の義、云何。

謂はく、住の異なるが故に、「卽ち」若し住有れば、亦必ず異あり。此れに由りて相を立つ。

經部經を釋す

(二七九)不遍の失あること無し、然るに、此の經の中に、世尊の說く所の、有爲の相を、略して顯示せば、謂はく、有爲法の本無くして今有ると、有り已つて、還つて無きと、及び相續の住すると、卽ち、此の前後、相望して、別異なるとなり。此

【二七五】涅槃(Nirvāṇa)とは、無餘依涅槃(Nirupadhiśeṣa-nirvāṇa)を指す。有部等に於いては涅槃を二分し、佛が菩提樹下に大覺成道して以後、その滅時迄を有餘涅槃と稱し、滅後を無餘涅槃と稱す。蓋し有部等に於いては擇滅卽涅槃なれば、之を現象的に云へば眞實涅槃は灰身滅智の虛無(現象皆無の意)ならざるべからず。而も、佛は大覺成道したれども卽ち涅槃に入りたれども、その刹那に解體して灰身滅智すること無かりしが故に之を有餘涅槃と名け、其所謂大涅槃して、死したる以後を無餘涅槃と稱し、眞に灰身滅智せる眞實の理想と爲す。

【二七六】六處とは六根のこと。後念(Uttara-kṣaṇa)とは次後の刹那のこと。

【二七七】是れとは上の如く、次の刹那の聲光等無んば經部にては異相立たざることに歸する故、從つて有爲(四相有る法)の道理も成立困難となるとの意。

【二七八】此れは云云。住異卽異相の義。住相は別に相とせずとの意。

【二七九】不遍の失云云。最後の念は前念につぎて起る。その最後念の聲等がその前念のに異るを異と名くる故に不遍の失無しとの意。

の中に、何ぞ、生等の別物あるを用ゐんや。

〔二八〇〕云何にして所相の法を、卽ち立てて能相とするや。

有部難

云何が〔二八一〕大士の相は、大士と異るに非ざるや。〔二八二〕角、犎、胡、蹄尾は、牛相にして、牛と異るものに非ず。又、堅等地等の界の相は、地等と異るに非ず。遠く上昇するを見て、是れ煙の相と知れども、煙の體と異るに非ざるが如く、此の有爲の相も、理として、亦、應に知るべし。

經部反難

〔二八三〕有爲の色等の自性を了ずと雖も、乃至、未だ、先無、後無、相續、差別を了ぜざるあひだは、仍ほ未だ彼の體の、是れ有爲なることを知らざるが故に、〔二八四〕彼の性、卽ち有爲の相には非ず。然も、彼の性を離れて生等の實物有るには非ず。

有部反徵

若し、有爲の色等の自性を離れて、生等の實物有らば、復た、何の非理かある。

【二八〇】云何にして云云。別物の四相無き時は、所相の有爲法と能相の四相との別立たずとの意。

【二八一】大士の相とは、佛陀の相をいふ、三十二相あり（三十二相のことは後を見よ）、要するに有部は實體(Substance)と屬性(Attribute)とを別ち、而もその屬性にも一種の實體性を與へんと欲したるに反し、經部は、屬性は實體の分位差別を抽象して名けたるものにして實體を離れて存在せずと主張す。

【二八二】角とは牛の角、犎とは首の上に肉の突起したる部分、胡は喉下に垂下したる肉。

【二八三】有爲の色等云云。色等の自性は未だ眞にその有爲たる所以の理に非ず、色等の有爲たることは、そが色性たるが爲めにあらずして、その色體が生滅し相續する所に存すといふ義なり。

【二八四】彼の性云云。色等の性は直に有爲相にあらざれども、亦色性等を離れて有爲相あるにあらず。

一の法、一時に、即ち、生じ住し衰異し壞滅すべきものが俱有なりと許すが故に。

經部過を出す

有部通釋

此の難は然らず。用の時、別なるが故なり。謂はく、生の作用は、未來に在り。現在には、已に生じて、更に生ぜざるが故に。「而して」、諸法生じ已つて、正しく現在する時、住等の三相の作用方に起る。生の用の時には、餘の三、用有るに非ず。故に、「四相は」、俱有なりと雖も、而も、相違せず。

經部の破生相を破す

(二八五)且らく、應に思擇すべし。未來の法體は有と爲んや、無と爲んやを。然る後、生は、彼の位に於いて用有ると、用なきとを成ずべし。

(二八六)設ひ、未來に、生の作用有りと許すも。如何にして未來を成ぜん。應に未來の相を説くべし。

三相を破す

又、住等の三用倶に現在せば、應に一法の體、一刹那の中に、即ち、安住と、衰異と、壞滅と有るべし。若し、時に、住相は、能く此の法を住せしめ、即時に、異滅は、能く衰壞せしめば、爾の時、此の法を、安住と名くと爲んや、衰異と名くと爲んや、壞滅と名くと爲んや。

三相と刹那滅

(二八七)諸「師、或は」説かく、住等の用は、時を同じうせずと。(二八八)彼の説

【二八五】且らく應に云云。經部にては、現在有體過未無體と稱し、現在の法は體有れども、過去未來の法はその體無しと説く。故に上來有部にては、生相は未來にて作用を起すといふが、抑も未來の法には體ありや否や、それから先づきめてかかるべしとの難。

【二八六】設ひ未來に云云。未來法有體にして、而も生相が未來にて作用を起すと許すとも、それは未來に非ず。現在なるべし、いかにして未來を成ずるかとの難。

【二八七】諸「師或は」とは有部の計なり。此の意は、三相の體は現在同時に起つてあれども、用を起すには、次第ありといふなり。

【二八八】若し三相の體が同時にあ

は、便ち、刹那滅の義に違す。

若し「我れは、一法［において］、諸相の用の、皆な究竟するを、說きて一刹那と名く」と言はば、汝、今、應に、說く可し。何に緣りて、住相と、［異、滅］二［相］と倶生して、而も、住のみ、先づ、能く、所住の法を住せしめて、異に非ず、滅に非ざるかを。若し、住の力、強くして、能く、先用ありと言はば、後に何ぞ、劣と成りて、本法と並びて、倶に、異滅に遭ひて衰壞せられんや。

若し、住相、已に、作用を起す。更に、起すべからざること、猶し、(二八九)生の如しと言はば、(二九〇)生は、應に、然るべし。夫れ、生の用とは、所生を引きて現在に入らしめ、已に入らしむれば、應に復た引入するべからざるを謂ふが故なり。［然れども］住は、應に、爾るべからず。夫れ、住の用とは、所住を安じて、衰滅せざらしめ、已に住せしめて、永く安住せしむ可きを謂ふが故なり。斯れに由りて、住相の用は、常に起るべく、生に例して、再用無からしむ可からず。

又、誰れしか住の用を障へて、暫く有りて、還つて無からしむるや。若し、異滅、能く障を爲すと言

りて、用に前後ありと言はば、その用のすむまで三相が止まり居る譯なれば、刹那滅と言はれぬことにならうとの義。

【二八九】生の如しとは生相が用を起す時には、住異滅三相は、作用を起さず。生相が一度に作用を起して住相となれる時、前の生相は、再び作用を起さざるが如しといふ救釋なり。

【二九〇】敵論者が生相の例を出したるに對して、生相は汝の言ふが如きも、住相は生相に例して說くべからずと破するなり。

はば、異滅の力は、應に、强かるべし。何ぞ、〔住よりも〕先きに用あらざるや。

異滅を破す

又、住の用息まば、異滅と本法と、自然に住せず。〔然れば〕、異滅の二相は、何れの處に、如何にして、作用を起さんや。

復た、何の(二九一)事有りて二用を須ゐんや。住〔相〕の(二九二)攝持するに由りて、諸法は、生じ已つて、暫時滅せず。住の用、既に捨すれば、法は、定んで、住せず。卽ち、自然に、滅するが故に、異滅の用は、更に爲す所無けん。

異相を破す

又、應に、(二九三)一法の生じ已つて、未だ、壞せざるを、住と名け、住し已つて、壞する時を、滅と名くべき理は、且らく然るべし。〔然れども〕、異〔相〕は、一法に於て、進退推徵するに、理として、應に有る可からず。

所以は何ん。

(二九四)異とは、前と後と、性相の、轉變するを謂ふなり。卽ち此の法を此に異ると言ふべきにあらず。此の故に、頌を說きて言はく、

(二九五)前に卽すれば、異成せず。前に異れば、一法に非ず。

【二九一】事とは業。
【二九二】攝持とはしめかかへてゐること。
【二九三】一法とは一刹那の法の意。
【二九四】異とは前後相望して相狀の變はることなれば、此の變り無き同一法の上に異の相を認む可らずとなり。
【二九五】前に云云の頌の舊譯
若如レ前無レ老、若異非二前法一、是故於二一法一、老相不レ得レ成。

是の故に、一法に於いて、異を立すること、終に成ぜず。

經部正量部を破す

(二九六)餘部は、滅の(二九七)因緣に遇ふとき、滅相方に、能く所滅の法を滅すと說くと雖も、而も、(二九八)彼れの說く所は、有るが、瀉藥を服する時、天の來りて利せしむと言ふが如くなるべし、卽ち、滅の因緣は、所滅をば滅すべし。何ぞ、「必ずしも」、別に、滅相有りと執することを須ゐんや。

(二九九)又、心心所には、刹那滅を許すをもつて更に、餘の滅の因緣を待つを須ゐざらん。「然れば」應に、滅と住との用に、前後無かるべし。是れ則ち、一法が、一時の中に於いて、亦、住し。亦、滅すとせば、正理に應ぜず。

經部自宗に歸る

故に、相續に依りて、有爲の相を說くは、正理に違せず、「且つ」、善く契經に順ず。

【二九六】餘部とは正量部、法上部、賢胄部、犢子部、密林山部也。是等は一切有爲法を暫住法と刹那滅法とに分ち、外法は多く暫住法と立て、心心所の內法は刹那滅の法と立つ。而して、正量部に於いては、かくの如き暫住法は二緣を以て異滅す。(一)に內の滅相にして(二)に外緣(薪ならば火といふが如し)是なり。又刹那滅の法は唯獨り內の滅相によつて滅す云云と說く。宗輪論述記參照。

【二九七】因緣とは外緣なり。

【二九八】この正量部の說は恰も藥を服する時、天神が助けて病を癒えしむと說くが如きものにて、全く無用の假定なりとの義。

【二九九】又心心所云云とは正量部等が心法の刹那滅を主張するを破す。卽ち汝、正量部等にては心心所は本來、刹那滅なりと許するを以て、これを滅せしむる原理として、別に滅の因緣を待つの必要なかるべし。然らば卽ち所謂、住相と滅相との間に先後なきことになり、軈て、一法に對して同一刹那に住あり滅ありといふの矛盾を來すことにならんといふ難なり。

生相と所生法外難

生若し、未來に在りて、所生の法を生ずとせば、未來の一切法は、何ぞ倶に生ぜざるや。

答釋（有部）

頌に曰はく、

（三〇〇）生の、能く、所生を生ずるは、因緣の合を離れたるに非ず。

法の生起に對する生相と六因四緣

論じて曰はく、所餘の因緣の和合を離れて、唯だ、生相の力のみにて、能く、所生を生ずるに非ざるが故に、諸の未來〔法〕は、皆な頓に起るに非ず。

經部の難

若し、爾らば、我れ等は、唯だ、因緣に生の功能あるを見る。別に、生相無きも因緣の合する有らば、諸法は、卽ち、生じ、無ければ、卽ち生ぜず。何ぞ、生相を勞せん。故に知る。唯

【三〇〇】頌の舊譯 生能生ニ應生ー、不レ離ニ因及緣ー。

上來經部は有部の生等四相實有說を破し來れるが、玆に四相の實有說に對して更に困難なる事情有り。その一例を生相に取りて曰はんに、生相の體が實有なる限り、一切法は未來に住すること無く、畢竟じて、凡べて現在の外あらざるべきことは、上に已に經部に從つて世親の指摘したる所の如し。更に又、同樣に生相が實有なる限り、而して、法が有爲に攝せらるる局り、その法は又必ず生相と不可離の關係あるものとして、方に凡べて倶時に頓生して、一法たりとも未來生相位にあるべきことなく、同時に又畢竟じて不生に終るべき等の法は有る可からざらん。有部は此の困難を通ぜんと欲して、六因四緣に援を求め此の因緣に支配せらるる故に、此の因緣に遇ふものは生相と關係して、生ずるも爾らざるものは生ぜずと說けども、是れは又、經部の難ずる如く、寧ろ生相そのものを却つて無みする議論に外ならず。かくて、今の頌は、他面兼れて、次卷に六因四緣を說く爲めの誘導を意味するものなるが、何れにしても、此の如き難を逃れんと欲せば經部の主張の如く、四相を單なる假法にして、本無の法が今有となることを了知すべき爲めの認識の根據(Grund der Erkenntnis)とするの外なかるべし。

有部の釋

だ、因緣の力あれば起ることを。

〔三〇一〕豈に、諸有法が、皆な、汝の所知ならんや。法性、幽微にして、甚だ知り難し。故に現に體有りと雖も知るべからず。

〔三〇二〕生相〔の體〕にして、若し、無くんば、應に、生の覺無かるべく、又、〔三〇三〕第六轉の言も、應に成ずべからず。謂はく、〔三〇四〕色の生、受の生等と。〔三〇五〕色の色の言は說くべからざるが如し。

〔三〇六〕生を無みすることを責むるが如く、乃至、滅を無みすることも、皆な是の如く責むること、其の所應に隨ふ。

經部反難

〔三〇七〕若し爾らば、空、無我の覺を成ぜんが爲めには法の外に、空、無我の性ありと執すべけむ。〔又〕一二、大小、各別、合離、彼此の性等の覺を成ぜんが爲めには、外道の如く、法の外

【三〇一】豈に云云。經部は餘り理論的に迫まるを以て、法性の甚だ幽微にして、容易に知り難き旨を述べて、先づその氣勢を殺がんとしたる論法なり。

【三〇二】生相といふ獨立の原理なくんば、吾等に「生ずること」といふ概念がなかるべき筈ならずや。而もこの概念のある所を以てすれば、それに應ずる原理もあるべしとなり。有部は吾等の認識は對象なしに成立せずといふ主張の上に立つが、ここはこの主張を豫想しての議論なり。

【三〇三】第六轉とは八囀聲中、所謂、屬格の義にして、所有を示す格なり。

【三〇四】色の生とは、色の所有する生といふ義。受の生も亦然なり。

【三〇五】色の色とは「の」(所有格)の字は同體のものにはいひ得ず。唯體の別にして、而も一の他に屬する時にのみ云ひ得との意。

【三〇六】生相を無みすることは、以上の二の不都合を來たすが、斯の如く住、異、滅を無みするにも同じ論法にて責むるを得となり。

【三〇七】若し、一一の概念に對して、それに相當する實物を認めざるべからずとすれば、空とか無我とかいふが如き、消極的概念にも、それに應ずる空といひ無我といふ實體を認めざるべからざるの不都合を來たさん。又、一二とか大小とか、乃至、有ること(有性)とかいふが如き、物の狀態、性質、關係などにも一一、それに應ずるの原理を認むるこ

經部の四相假立

に、數量、各別、合離、彼此の有等の、別の性有りと執すべけむ。

(三〇八)又、第六轉の言を成ぜんが爲めには、別に、色の聚性有りと執すべく、又、說きて、色の自性と言ふが如きは、此の第六轉の言を、何に成ずることを得るや。

是の故に、生等は、唯だ、假りに建立して、別の實物無し。諸行の本無、今有を了せんが爲めに、假立して生と爲すなり。[而して]是の如き、本無、今有の生相は、(三〇九)色等の法の種類衆多に依るをもつて、所餘を簡ばんが爲めに、第六轉を說きて、色の生、受の生等とは言ふなり。他をして、此の生は、唯だ、色の生にして、餘の受等の[生]に非ざることを知らしめんが爲めなり。(三一〇)餘も例して、亦、然り。世間、(三一一)栴檀の香、石子の體と說くが如く、此れも亦爾るべし。

と、恰も勝論外道の宗義の如きものとなるに到らんとの難なり。

數量、各別、合、離、彼、此等は勝論哲學に於て第二句義(德句義)の攝にして、有性はその第四句義(同句義)に說かる。(木村著印度六派哲學、第五篇第二章、第三節及び第五節參照)。

【三〇八】又第六轉の所有格は、汝の言ふが如く、必ず實性に關係すとせば、例へば色の聚といふ時は、色以外に別に聚性の存在を認めざるべからざることにならん。特に色の自性といふが如き場合にも、色以外に別に自性といふ存在を認むるとせんか、否か。故に第六轉の表言は必ずしも、その目的として存在性のみを豫想すと說く汝の證明法は妥當ならず。

【三〇九】色等とは受想行識。

【三一〇】餘もとは色以外の四蘊をいふ。

【三一一】栴檀の香等。栴檀は香等の積集に過ぎず。されどこれ獨り佛教徒の許す所にして、勝論の肯んぜざる所なれば、更に勝論の許す例を出して「石子の體」と言ふ。石子(Śi-lā-putraka)とは像の胴(Torso)なり。而して體は石子の外にあるに非ざることは勝論も認むる所なり。以上兩から第六轉の用法は必しも別個の物に關係せずと云ふことを示す例なり。

是の如く、住等も、應に隨つて知るべし。

有部の難

若し行にして、生相を離れて生ずるを得ば、虛空無爲等は、何故に生ぜざるや。

經部答

諸行を生と名くるは、本無くして、今有るに由る。無爲は、[其の]體常に有り。何ぞ、生ずと言ふことを得ん。又、[汝が宗に]、法爾として、一切皆生有りとは說かざるが如く、是の如く、應に、一切法は、皆な、生ずべきには非ずと許すべし。

又、[汝が宗にて]有爲は、同じく、生相有れども、而も、因緣を、有爲法に望むるに、或は功能有り、或は功能無しと許すが如く、是の如く、一切の有爲、及び無爲の法は、同じく生相無けれども、而も、諸の因緣を、彼の(三二)二法に望めて、(三三)一は生用あり、(三四)一は生用なしと許すべし。

【三二】二法とは有爲無爲。
【三三】一はとは有爲。
【三四】一はとは無爲。

有部本宗に歸す

毘婆沙師は說く、生等の相は、別に、實物有ること、其の理、應に、成ずべし。

所以は如何。

豈に、多く難を設くる者有るが故に、便ち、所宗を捨つべけんや。麤有るを恐れて、麥を種ゑず。多く蠅の附くを懼れて、美團を食せざるに非ざるが故に。過難に於いては應に、勤めて、通釋すべく、本宗の義に於いて、應に、順つて修行すべし。

第十三節　名　句　文

不相應行法の名句文

是の如く、已に、諸の有爲の相を辯じつ。名身等の類、其の義、云何。

頌に曰はく、

（三一五）名身等は、所謂、想と章と字との總説なり。

名句文

論じて曰はく、「等」とは、句身、文身を等取す。

名

應に知るべし。此の中、（三一六）名は謂はく、（三一七）作想なり。色聲、香味等の想を説くが如し。

句

句は、謂はく、章なり。義を詮ずること究竟す。諸行無常等の章を説くが如し。或は、（三一八）業用、德、時の相應する差別を辯了する、此の章を句とす。

【三一五】名身等の頌の舊譯 名句及字聚、說言文總集、不相應行法を明す第七段なり。

玆に所謂名とは謂く作想と有りて、一般に句文の內容、根柢を成して、諸法の義理を表明するものとしての事物の名詞なり。句は卽ち斯くの如き考想を筆舌に表はしての句（Clause）章（Sentence）をいひ、かくの如き句の組成者たる a, i 等の單音を文と稱す。據て、俱舍によれば、之れ等の三法も亦、各別に實體を有する實在者といふと雖も、經部は之れに反對して、單なる假法に外ならずと說けり。

【三一六】名（Nāma）。

【三一七】作想（Saṃjñā-karaṇa）とは、名稱と云ふ義、想は心所の名なり、此の想を作るものなれば作想と云ふ。例せば太郎と言ふときは聞く人其の想を浮ぶるが如し。或は想卽作者と見るを得べし。作者とは心所を云ふ。蓋し、概念なしに言葉なきの理を示すものとす。

【三一八】業用（Kriyā）は動詞の意義。德（Guṇa）は形容詞の意義。時（Kāla）は動詞の時（Tense）なり。名は自相を詮はし、句は業用等の關係を示す。

稱す。

文

(三一九)文は、謂はく、字なり。裒、阿、壹、伊等の字を說くが如し。

問

(三二〇)豈に、此の字は、亦、書分の名に非ずや。

答

(三二一)書分を顯はさんが爲めに、諸字を製するに非ず。但だ、諸字を顯さんが爲めに、書分を製造するのみ。(三二二)云何にして、說くを聞かずと雖も、亦、解を得しむべきかと。故に書分を造れるなり。是の故に、諸字は書分の名に非ず。

身

如何んが名等の身なる。

謂はく、(三二三)想等の總說なり。總說と言ふは、是れ、合集の義なり。合集の義の中に於いて、

嗢遮の界

(三二四)嗢遮の界を說くが故に。

此の中、名身は、謂はく、色、聲、香等なり。句身は謂はく諸行無常、一切法無我、涅槃寂靜等

【三一九】文とは云云。文は(Vyañjana)にして、日本なれば、ア、イ、ウ、などに當る。裒、阿、壹、伊、は梵字の母韻にして、a, ā, i, ī, 等の音譯なりとす。

【三二〇】豈に云云。文は字なりと言はば字とは紙又は皮に書きたものの名ならずや、何故に之を不相應法の中に攝するやとの難詰。

【三二一】書分云云。文字はただ、本來、存在する a ā 等の文字を表徵的に顯はさんが爲めに、人爲的に造れるのみ、文字ありて文あるにあらずとなり。

【三二二】云何にして云云。古の聖賢が、いかにして耳を通さざるも、眼によりて思想を傳へ得べきかと思案したる結果として文字を案出したるのみ。

【三二三】想等の總說云云。總說とは、名身句身等の身(Kāya)の說明なり。正理第十四に曰く、諸想總說卽是名身、乃至、諸字總說是文身云云と。蓋し總說とは聚合の義にして、名を聚合したる全體を名身といひ、乃至、文を集合したる全體を文身と名けたるものとす。

【三二四】嗢遮(Uca)の界とは動詞の語根を指す。總說は原語に Samukti と云ふ。此の字は語根 uc (合集す)より來れりとなり。

經部問　なり。文身は、謂はく、(三三五)迦佉伽等なり。

(三三六)豈に、此の三は、語を性と爲すが故に、聲を用つて、體と爲して、色の自性に攝むるにあらずや。如何ぞ、乃ち說きて、心不相應行とは爲す。

有部答　此の三は、語を以て、自性と爲すに非ず。語は、是れ、音聲なり。唯だ、音聲のみにて、卽ち義を了せしむべきに非ざればなり。

問(經部)　云何んが了せしむるか。

答(有部)　謂はく、語は名を發し、名は、能く義を顯はし、乃ち、能く了せしむるなり。

經部解釋　但だ、音聲を、皆稱して、語と爲すには非ず。要らず、此れに由るが故に義を了知すべき、是の如きの音聲を方に語と稱するが故に。

有部徵　何等の音聲か、義をして、了ず可からしむる。

經部釋　謂はく、(三三七)能說者の、諸義の中に於いて、已に、共に立てて能詮の定量と爲せるものなり。且ら

【三三五】迦、佉、伽(Ka, Kha, Ga)は梵語字母の子音を擧ぐ、實は是の如き子音のみならず、前に出せる如き褒阿等も、文身中に攝せらるるものと知るべし。

【三三六】豈に云云。名、句、文の體は發音に存するが故に、要するに聲を性とする色法にあらずや。何故に之を非心非物の不相應行とするかとの難なり。

【三三七】能說者とは、劫初の諸の賢聖なり。卽ち、有部は、名、句、文共に法爾として備はれる一種の存在と見たるに反し、經部は劫初の賢聖が相談し契約して成立したるものと見るなり。蓋し、この議論は獨り、有部と經部の論爭に止まらず、婆羅門教の方面にありても吠陀の名句文に關して、之を常住と見るか、將た無常と見るかに就て、大論爭を生じたるが、廣く解すれば有部は常住論の系統を引き、經部は無常論の系統を引くものと見るを得べし。

く、古の如きは、九義の中に於いて、一の(三二八)瞿の聲を共に立てて、能詮の定量と爲せるが如し。故に、有る(三二九)頌に曰く、

(三三〇)方と、(三三一)獸と、地と、光と、言と、金剛と、眼と、天と、水と。
斯の九種の義に於いて、智者は、(三三二)瞿の聲を立つ。

(三三三)諸有の、名は、能く、義を顯はすと執する者も、亦、定んで、是の如き義の名を許すべし。謂はく、(三三四)共に立てて、能詮の定量と爲す所ありと。

(三三五)若し、此の句の義にして、名に由りて、能く顯はるるとせば、但だ音聲に由りて、用を顯はすこと已に辯ず。何ぞ、別に、實名有りと橫計するを須ゐんや。

【三二八】瞿(Go)。

【三二九】頌の舊譯
言方地光牛、金剛眼天水。於二此九種義一、智人說二瞿名一。

【三三〇】方とは方處。

【三三一】獸とは卽ち牛。

【三三二】以上の九義は瞿(Go)の一字に具はる。

【三三三】諸有は執する者にかかる。卽ち名體ありて、それによりて所詮の義が顯現すると主張する人人にても、矢張、かの一の Go にて九義を示すが如きは契約の結果になる定量なりと認定せんとの義。

【三三四】共に立ててとは古の賢聖が契約共立せること。

【三三五】若し云云。若し物といふ名によりて九義顯はるるとせば、要するにそは物といふ發音が九義を顯はすの用を充たすに外ならぬことは言ふまでもなからんとの意。

名を生ずる過

又、未だ、(三三六)此の名は、如何にして、語に由りて、發するかを了せず。(三三七)語に由りて顯はると爲んか、語に由りて生ずるとせんか。(三三八)若し語に由りて生ずとせば、語は聲の性なるが故に、聲は、應に、一切、皆、能く名を生ずべし。若し、名を生ずる聲は、差別有りと謂はば、(三三九)此れは義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待んや(三四〇)若し、語に由りて顯はるとせば、語は聲の性なるが故に、聲は、應に、一切、皆、能く名を顯はすべし。若し、名を顯はす聲は、差別有りと謂はば、(三四一)此れは、義を顯はすに足る。何ぞ別の名を待たんや。(三四二)又、諸念の聲は、聚集すべからず。亦、一法の、分分に、漸生することなし。如何ぞ、名の生ずることは、語に由りて發すべけんや。

【三三六】此の名とは有部の所謂不相應法としての實名をいふ。

【三三七】語に由りて云云。語以外に名體あり、而もそは語を縁として表はるるとするならば、恰も隱蔽され居るものが顯はるるが如くに、語によりて名體が發顯し來るものとするや、將た母の胎内より子の生ずるが如く、語によりて名體が發生し來るものとするやといふ詰問なり。蓋しこれ、聲顯論聲生論に對する聲無常論者の詰問に連關するの議論ならん。

【三三八】若し語に由りて云云。名生論を駁す。即ち語聲によりて名を生ずるとせば、凡ての聲は名となるべき筈なれど、然らざるはいかん。若し、一切の聲は名を生ずるにあらずして、特別の聲なりとするならば、その特別の聲自身にて澤山ならずやといふが如き論法なり。

【三三九】此れはとは聲。

【三四〇】若し云云。名顯論を駁す。然どもその論法は前の名生論に對するものと大差なし。

【三四一】此れとは特殊の差別有る聲。

【三四二】又、諸念の聲云云。經部が別に有部の名生論を駁す。有部にては聲が名を生ずといふも、かかる道理無し。諸念の聲が一處に集るものに非ず。例へば松といふとき、マとツと二刹那あり。マといふときは、ツは未來に在りて、現在に無し。次にツといふ時はマは過去に落謝して、現在には無し。又一法の松がマとツと分分に切れて生ずる筈無さ

有部救

〔然らば〕云何ぞ〔三四三〕過去の諸の表〔色〕の刹那を待ちて、最後の表〔色〕の刹那に、能く、無表〔色〕を生ずるや。

經部難

若し爾らば、最後の位の、聲、乃ち名を生じ、但だ、最後の聲を聞きて能く、義を了ずべけん。若し、是の執を作して、語は、能く文を生じ、文、復た、名を生じ、名は、方に、義を顯はすといはば、此の中の過難は、應に、前と同じく說くべし。諸念の文は、集むべからざるを以ての故に。

語は名を顯はすといふ過も、應に、例して、〔三四四〕生の如くにすべし。

文を破す

又、〔三四五〕語と異る文は、諸の明慧の者が、心を注ぎて思擇しても、其の相を辯ずること莫し。

〔三四六〕又、文は、語に由りて、若しくは顯はれ、若しくは生ずといふも、語の名に於けるに准ずるに、皆、理に應ぜず。

が、若し有部の言ふが如くんば實物體のある名が二に切れることになるべし。故に語は名を生ずるる道理無し云云。

【三四三】過去の諸の表色云云。聲が集りて名を生ずるに差間なしとの論に對する例を擧ぐ。受戒の時の表業は一刹那に非ずして多刹那に亙り、その多刹那の表業有りて最後の刹那に無表生ず。然れば、之れその多刹那に亙る表業を積集して、その結果として、最後に無表生ずといふ可きに非ざるか。聲の集りて名を生ずと云ふも同様に考ふべきのみとの意。

【三四四】生の如くとは前の諸念の聲、聚集すべからず云云の論法に順じてその不合理を知れといふ義。

【三四五】語と異る文とは語と體の別なる實有の文といふ意、かくの如き文は、三量の所知にあらざるが故に、いかなる達識も分らざる所にして、卽ち妄想の所產なりとなり。

【三四六】語によりて、文顯はるると說くも、生ずと說くも、其の非理なることは前に述べし語と名との關係に准じて明なりとの意。

経部更に條部の執を破す

又、若し、名は、(三四七)生等の「四相」の如く、義と倶に生ずと執する有らば、現在世の名を、去來の義に曰くることは、有り得べからざらん。又、父母等は、意の欲する所に隨ひて、子等の名を立つ。云何にして名は、生等の如く義と倶起すと言ふ可けんや。又、無爲法は、應に、名有ること無かるべし。生の義無きが故に。而も、「是の如きは」、許すべからず。

経部經說を通ず

然るに、(三四八)世尊の(三四九)頌は名と及び士に依つて生ずと說けるは、此れ、(三五〇)諸義に於て、共に(三五一)分量を立つる聲は、即ち、是れ名にして、此の名の安布、差別を頌と爲す。是の如き義に由りて、「世尊は」、頌は名に依ると說けるのみ。此の頌は、是れ、名の安布差別なり。實物有りと執するは、正理に應せず。樹等の(三五二)行と、

【三四七】生等の云云とは四相が有爲法と倶住して生ずる如く、名と(能詮の)、所詮の義とも連れ立ちて未來より現在に生じて來ると執するならば、

(一)能詮の名は現在に在り、所詮の法は過去に在るといふが如き場合なかるべき筈なるも實際に於いてあるをいかにせん。

(二)赤子の名は父母が意樂にて立つるものなれば、子と名と倶生すとはいひ得ず。

(三)無爲法は不生法にして名と倶起せず、故に無爲に名はなくなるべし。

【三四八】世尊とは舊譯には依レ名伽他成、士製造伽他。

伽他(Gāthā)は又偈と云ふ。頌の義也。

雜阿含三十六に曰く、天子說レ偈問レ佛・何法爲二偈因一、以レ何莊二嚴偈一、偈者何所依。何者爲二偈體一、世尊說レ偈答曰・欲者是偈因、文字莊二嚴偈一、名者偈所依、造作爲二偈體一、云云、

小本雜阿含第八に曰く、偈以レ欲爲レ初、字爲二偈分段一、偈依二止於名一、文章以爲レ體云云。

【三四九】頌は云云。頌は名に依ると云ふが要點なり。

【三五〇】諸の義とは諸法の體のこと。

【三五一】分量とは上に定量といへるに同じく、劫初の賢聖が諸法の上に之等の能詮すべき分量を立て諸法の體を呼ぶ聲を契約し定めしもの。

【三五二】行とは列といふ程の意。樹の列なり。樹を離れて別の列なし。

及び〔三五三〕心の次第の如し。

〔三五四〕或は、唯だ、執すべし。別に文の體あり、即ち、此れを總集して、名等の身と爲すと。［而も］更に、餘［の名句の體］有りと執せんは、便ち、無用と爲す。

譬部名句を破す

毘婆沙師は說く。別物有りて、名等の身と爲す。心分相應行蘊の所攝なり。實にして假に非ず。所以は何んとなれば一切法は、皆、〔三五五〕是れ尋思の能く了ずる所に非ざるが故にと。

有部本宗に歸る

第十四節　不相應法の諸門分別

第一項　名　句　文

名句文の諸門分別
(一)界繫門
(二)情非情門
(三)五類門
(四)三性門

此の名身等は、何れの界の所繫なるや。是れ、有情數と爲んや、非有情數と爲んや。是れ、異熟性と爲んや。是れ、所長養と爲んや。是れ、等流の性と爲んや、善と爲んや、不善と爲んや。無記と爲んや。此れを、皆、辯ずべし。

頌に曰はく、

【三五三】心の次第とは心心所が前念後念次第して起ること。之も心を離れて別の次第無し。

【三五四】或は云云。これ等の如き文の體ありといふことは暫らく許し得べしとするも、之れ以後に名、句の體ありといふは斷じて許し難しといふ義。

【三五五】是れ尋思云云。吾吾の經驗的認識に入るもののみが實在の全體には非ずとの意。即ち例によりて、たとひ、理論上、多少の無理あるにしても分らざるを以て無なりといふべからずといふ消極論によりて、その實有を主張したるなり。

(三五六)欲色なり。有情の攝なり。等流なり。無記の性なり。

界繫門

論じて、曰はく、(三五七)此の名身等は、唯だ、是れ、欲色二界の所繫なり。有が說く、亦、無色界繫にも通ずと。(三五八)然かも、「かく」說く可からず。

情非情門

又、名身等は、有情數の攝なり。(三五九)能說者の成にして、所顯の(三六〇)義には非ざればなり。

五類門

又、名身等は、唯だ、是れ(三六一)等流なり。

三性門

又、唯だ、無覆無記性の攝なり。

第二項　餘の不相應行法

他の不相應行法の諸門分別

上に說く所の如き餘の不相應の、未だ、說かざる所の義を、今、當に略して辯ずべし。

頌に曰はく、

【三五六】頌の舊譯
欲色衆生數、等流無記爾。
(一)界繫門、名等は欲色二界の所繫なり。
(二)情非情門、名等は有情數に攝す。
(三)五類門、名等は等流の性なり。
(四)三性門、名等は一向に是れ無記性なり。

【三五七】此の名身等の界繫は二の標準によりて定む。
(一)には、名身等は語によりて生ずるが故に語に隨つて繫を判ず。之を隨語繫といふ。
(二)には、名身等は所依の身に隨つても判ぜらる。之を隨身繫といふ。

【三五八】然かも云云。名句文は聲によりて表はるるに、無色界には聲なきを以て無色繫にも通ずといふは非理なり。

【三五九】能說者云云。能說者が能得を引きて得し所詮の松竹は名句文を得すること無し。

【三六〇】義。體。

【三六一】等流。前念の同類因より生ずれば也。

(三六二)同分も、亦、是の如し、並びに、無色なり、異熟なり。
得と相とは、三類に通ず。非得と、定とは等流なり。

同分

論じて曰はく、「亦、是の如し」との言は、同分も、名身等の如く、欲色に通じ、有情[數]、等流、無覆無記なることを顯はす。
「並びに、無色なり」との言は、唯だ、欲色のみに非ざることを顯はす。
「並びに異熟なり」と言ふは、唯だ、等流のみに非ざることを顯はす。
是れが界は、三に通じ(三六三)類は、「等流、異熟の」二義に通ず。

得及び四相

得、及び諸相との類は、並びに、三に通ず。謂はく、(三六四)刹那、等流、異熟有り。

非得及び二定

非得と二定とは、唯だ、是れ、等流なり。「唯だ」と言ふは、異熟等に非ざることを明にせんが爲めなり。

【三六二】頌の舊譯
同分亦果報、三界有至二
諸相亦二定、非至亦等流
不相應行法十四の中、名句文の三以外の十一の諸門分別を略記せば次の如し。
同分、界繋―三界、有情數に攝し、等流と異熟の二義に通じ、無覆無記性なり。
得及び四相 三界、情非情數に通じ、有刹那等流異熟の三に通じ、無記
非得及び滅定、無想定―三界、有情數、等流、無記(得)、及び善(二定)。

【三六三】類とは等流、異熟、所長養、一刹那等の五の分類をいふ。

【三六四】刹那とは前念よりの等流にもあらず、前世の異熟にもあらず、突然起るものをいふ。即ち見道の初位、苦法智忍の無漏智と俱なる得及び四相を指すなり。

無想果と命根

已に、是の如くにして未だ說かざりし所の義を說きたり。
無想と命根とは、前に、已に、辯じたるが如し。
何に緣りて、得等は、唯だ、是れ、有情數の攝なることを說かざるか。
已に、有情の所成等と說きたるが故に。
何に緣りて相は、有情、非有情數に通ずと說かざるか。
已に、一切有爲〔法〕と倶なりと說けるが故に。
餘の未だ說かざる所は、應に隨つて、準じて知れ。

卷の第六（分別根品第二の四）

第七章　六因四緣（其の一）

六因四緣

是の如く、已に、不相應行を說きつ。㈠前に生相の、㈡所生を生ずる時、所餘の因緣の和合を離るるに非ずと言ひたり。此の中、何の法を說きて因緣と爲すか。

第一節　六種の因

六因

曰らく、因に六種あり。

擧名

何等を六と爲すか。

頌に曰はく、

㈢能作と、及び俱有と、同類と、相應と、

【一】前に生相の云云。前卷の終參照。

【二】所生とは所生の法。

【三】頌の舊譯　隨造及俱有　同類幷相應　遍行與₂果報₁　立₂因有₁六種₁。有部にて因を立つるに六因論と四緣論とあり。然れども有部の主とする所は六因論の方にて、その名稱は卽ちこの頌文の示す所也。此の六因の中に一切の原因が包括せらるるものにして、而もその說相の詳しき點に於て四緣論に勝るといふが有部の主張する所なり。然ども之を歷史的に考察すれば四緣觀の方は原始的にして諸派の等しく採用する所なれど、六因論の方は言はば有部の一家言といふも不可なく、發智論に到りて初めて說かれたる說なり。頌文に「許す」とあるも此事を暗示するものとす。勿論、有部自身にありては、佛說になき一家言とありては、その權威に關するを以て、正理論第十五の如きは之れも佛說にて特に增壹含、增六經は之を說きたるものなりしも、遂にその文の隱沒したるを、迦多衍尼子か冥感により復活したるなりと辯

遍行と、並びに、異熟となり。因に、唯だ、六種有りと許す。

論じて曰はく、因に六種有り。一には、(四)能作因、二には、(五)倶有因、三には、(六)同類因、四には、(七)相應因、五には、(八)遍行因、六には(九)異熟因なり。

(一〇)對法の諸師は、因に、唯だ、是の如き六種のみ有りと許す。

第二節 能作因

能作因

且らく、初めの能作因の相は云何。

頌に曰はく、

(一一)自を除きて、餘は能作なり。

護し居れど、要するに辯解に過ぎず。

【四】能作因(Kāraṇa-hetu)。舊譯隨造因。

【五】倶有因(Sahabhū-hetu)

【六】同類因(Sabhāga-hetu)

【七】相應因(Saṁprayuktaka-hetu)

【八】遍行因(Sarvatraga-hetu)

【九】異熟因(Vipāka-hetu) 舊譯果報因。

【一〇】對法とは發智論一、婆沙論十六、參照。前述の如く小乘經典中には六因を説明するものは無し。大乘經に於ては十卷楞伽第三に、六因者、一當因、二相續因、三相因、四作因、五了因、六相待因 云云と記する有り。

【一一】頌の舊譯 除レ自餘隨造。

能作因とは、字義よりすれば最も有力なる原因の如きも、有部の法相上最も、力なきものにて、長行にもある通り主として他の發生に障碍を與へざる消極的方面を指す。故に之を無力の能作因といふ。勿論、之に對して有力の能作因とて間接ながらも或る果を生ずるために積極的作用を呈する方面をも含み居れども、主なる特徴はその消極的方面にありと心得て可なり。頌文に「自を除いて餘は能作なり」といへるは、或物をとりて、その因を考ふるに、其物のかくあるは他の一切法の障碍せざるがその一因を構成すといふ所より、他の一切を其物の能作因と名くといふ義なり。

出體

論じて曰はく、一切の有爲〔法〕は、唯だ、〔二〕自體を除きたる〔餘の〕一切法を以て、能作因と爲す。〔三〕彼れの生ずる時、障ふること無くして住するに由るが故に。

名を釋す

〔四〕餘の因の性も、亦、能作因なりと雖も、然も、能作因は、更に、別稱無くして、色處等の如く、總卽別名なり。

問

〔五〕豈に、未だ知らざれば、諸漏、當に起るべく、已に知るに由るが故に、諸漏、生せず、〔從つて〕智は、漏の生ずるに於いて、能く障礙を爲すにあらずや。〔又〕日光は、能く、現に、衆星を觀ることを障ふ。如何ぞ、有爲は、唯だ、自體を除きて、一切法を以つて、能作因と爲すか。

答

應に知るべし。〔六〕此れ生ずる時、〔七〕彼れ、皆

【二】自體を除きて云云。自體は自體の因たる能はず。

【三】彼れのとは、その自體をいふ。

【四】餘の因の性も云云とは他の五因を字義よりすれば、同じく所謂能作因なれども、他には別に名稱あるを以て、ここにはただ不障因に限りて能作因の名を與ふといふ義。蓋し Kāraṇa-hetu は直譯すれば因因となり、一切の因に當てはまるの名なればなり。

【五】豈に云云。能作因の定義に對する疑難なり。謂はく、有部は、或る法の自體を除いて他は凡て是れの能作因なりといへど、例せば無漏智と煩惱との場合の如き、又は日光と星光との場合の如き、兩者相並ぶ能はざる關係にあるものも、又、前者は後者の能作因と言ひ得るか。若し言ひ得るならば、無障な能作因といふ定義に相應せざるべく、若し能作因にあらずとするならば、自を除いて餘の一切は能作因なりといへる說明は間違なるべしとなり。

【六】此れとは上の問の文中の煩惱及び眼識（衆星を識るところの）。

【七】彼れとは無漏智（四諦の理を知る所の）及び日光。言ふ心は、いかにも無漏智は煩惱の生起を障へ、日光は星の認識を妨ぐるに相違なきも、苟も煩惱が起り、又は星を認得する際は、其等の障碍に逢はざる結果なれば、其結果の上よりして智も日光も能作因と名け得べしと。

難─無力能作因を難ず

障ふること無くして、住するが故に、彼れは、此れに於いて、是れ能作因なりと。若し、此れの生ずるに於いて、彼の能く障を爲すべきに、而も、障を爲さざるは、立てて因と爲すべし。譬へば、(一八)國人の、其の國主の、損害を爲さざるを以て、咸く、是の言を作すが如し。〔謂はく〕、我れは、國主に因りて、安樂を得と。

(一九)若し、此れの生ずるに於いて、彼れ、障用無くんば、設ひ、障を爲さずとも、何ぞ因と爲すことを得んや。且らく、(二〇)涅槃及び不生法を、普く一切有爲の生ずる中に於いてし、(二一)那落迦等の有情の相續〔身〕を、無色界の諸蘊の生ずる中に於いてするが如き、有りとも、非有なるが如く、能障の用無けん。

答

障用無しと雖も、亦、因と爲る。無力の國主も、亦、前に説くが如くなるを得るが如し。

此れは、即ち、(二二)通じて諸の能作因を説きたるなり。〔然れども〕(二三)勝に就きて言を爲さば、〔必

【一八】印度の國主中には動もすれば掠奪者の成り上り者ありて、人民を苦めて勝手の生活を爲すを以て、その特權としたる者ありしを以て、かかる比喩を生じたるなり。

【一九】此れの生ずる云云。無力能作因に對する難なり。謂はく、いかにも障得し得べき法が障得せざるは、消極的好意者の意味にて一因と見做し得べきも、元來、障碍の力なきものは、この消極的好意者の意味もなきを以て、因と稱し得べからざらんとなり。

【二〇】涅槃及び不生法とは即ち擇滅、非擇滅の二無爲なり。この無爲法は、有爲法の生起に、何等の關係あるものにあらず。

【二一】那落迦云云。又地獄の衆生身の如きは、他人が無色界に生ずるにも生ぜざるにも、何等の影響をも及ぼし得る力なし。

【二二】通じてとは、有力も無力もといふ意を含む。

【二三】勝に就きて云云。かくの如く種種ある能作因の中より取り出して云はば吃度果を生ずる力あるも有りとの意(有力能作因)。

すしも」、生力無きに非ず。〔例へば〕眼色等の眼識等を生ずるに於ける、飲食の身に於ける、種等の芽等に於けるが如し。

難　有るが此の難を作さく、若し、一切法は、障ふることなくして住するが故に、皆、能作因ならば、何に縁りて、〔二四〕諸法は、皆、頓に、起るに非ざるか。〔二五〕一の殺生せる時に、何に縁りて一切のもの、殺者の如く、皆、殺業を成ぜざるやと。

答　此の難は然らず。但だ、障ふること無きに由りて、一切法を能作因と爲ると許す。生に於いて、親作の力有るに由るには非ざればなり。

異說　〔二六〕有る餘師說かく、諸の能作因は、皆、果の生ずるに於いて、能作の力有りと。

難　曰らく、〔二七〕涅槃等の、眼識の生ずるに於けるは、云何ぞ、名けて能作力有りと爲さん。

答　意識は、彼れを縁じて、境と爲し、或は、善、或は、惡〔の意識〕を生じ、此の意識に因りて、後時の眼識次第に生ずることを得、展轉して因たるが故に、彼の涅槃等も、眼識の生ずるに於いて、能作

【二四】　諸法は皆頓に起る云云。難者は不障の意味を無規定の義に解し、無規定ならば未來雜亂衆の法は凡て一時に起り來るべしとて難じたるなり。

【二五】　一の殺生云云とは、一人が殺生を行ずるのは、他の之に干涉せずに置きたる爲めとするならば、他人も、亦、間接ながらも殺生業を成ずることにならんとの難なり。

【二六】　有る餘師云云。無力の能作因を認めざる說。

【二七】　涅槃等云云。若し無力の能作因なく、凡て有力なりと言はば、例へば涅槃や不生法の如き無爲法は、眼識を生ずる上に於て何等の積極力ありとせんやとの難なり。これ無爲法は意識の境なれば、第六意識に對しては、能作用あれど、前五識の發生には不障以外に力を有せざればなり。

の力有るなり。是の如く、餘の法も、此の〔二八〕方隅に由りて、展轉して、應に知るべし、能生の力有りと。

第三節　倶有因

是の如く、已に、能作因を說きつ。第二の倶有因の相は云何。頌に曰はく、

倶有因

〔二九〕倶有は、互に果と爲る。大と、相と、所相と、心を心隨轉に於てするとの如し。

出體

論じて曰はく、若し法にして、更互に、〔三〇〕士用果と爲らば、彼の法は、更互に、倶有因と爲る。

其の相は云何。

〔二八〕方隅。一隅を擧げたるを以て、之に例して他の三隅を知れとなり。

〔二九〕頌の舊譯　倶有互爲果　如二大心心法隨心相所相一、倶有因(Saha-bhū-hetu)とは因法と果法とが並存するものにして、之れに同一果倶有因(Eka-phala'ḥ sahabhū-hetu'ḥ)互爲果有因(Anyonya-phala'ḥ sahabhū-hatuḥ)の二種有り。前者は所謂共働的原因(Cooperative cause)にして、幾多の原因が積極的に相結合して、一結果を生ずる場合又は或る原因が他の原因に對して、消極的に作用し、其の結果を妨げ、又は變移する場合の如きをいひ後者は同じく互働的原因(Reciprocal-cause)と稱するに當り、相對する法の、相關聯して互に因果をなすをいふ。

〔三〇〕士用果とは一聚の法が互

相

(三一)四大種の如き、更互に相望めて、倶有因と爲る。是の如く、(三二)諸の相と所相の法と、更互に、因と爲る。(三三)心と心隨轉とも、亦、更互に、因と爲る。是れ、則ち、倶有因、互に果と爲るに由りて、(三四)遍く有爲法を攝すること、其の所應の如し。

法と隨相とは互爲果に非ず

(三五)法と隨相とは、互に果と爲るに非ず。然も、法は、隨相の與に倶有因たるも、隨相は法に於いて、「倶有因たるには」非ざること(三六)此の中に應に辯ずべし。

第四節　傍論　心隨轉法

心隨轉法

(三七)何等を名けて心隨轉の法と爲すか。

頌に曰はく、

(三八)心所と、二律儀と、彼れと、及び、

に助け合ふ中、助けらるる方を士用果といひ、助くる方を倶有因といふ。

【三一】四大種云云。一聚の四大種が力を合して一の眼根を作くる時、地は水火風と力を合して眼根を造るが如し(同一果)。

【三二】諸相と所相の法とは生相等とそれによりて生住異滅せらるる法との關係にして、能相の法に引かれて未來より現在に入り、所相の法は能相に助けられて未來より現在に入るが如し(互爲果)。

【三三】心と心隨轉ととは、心王と、心所等とは心王の力に心所は引かれ、心所の力に又心王は引かるる如し(互爲果)。心隨轉の意味は次頌を見よ。

【三四】遍く有爲云云。以上の理由により、倶有因には遍く一切有爲法を攝すれども、夫夫望め方あり。故に所應の如しといふ。

【三五】法と隨相とは互爲果倶有因の解釋に對する注意なり。即ち倶有因といへば、必ずしも互に果となるものには限らず、例へば本法と隨相との關係を見るに、本法あるによりて、同時に隨相のある點より本法は隨相のための倶有因なれど、逆に隨相は單に本相のための倶有因たるに止まり、本法に對しては、その成立のための直接の因となることなき點に於て倶有因といふ能はず、故に、かかる關係にあるものは、互爲果の立場より倶有因を說くべきものにあらずして、同一果の立場よりすべきなり。何んとなれば、本法も、隨相も、一法の成立といふ點よりすれば、共に共同的原因たればなり。されど同一

心との諸相と、
是れ、心隨轉の法なり。

一　輪じて曰はく、(三九)一切所有の心相應法、(四〇)靜慮と無漏との二種の律儀、(四一)彼の法と及び、心との生等の相、是の如きを、皆、心隨轉の法と謂ふ。

釋名　如何にして、此の法を心隨轉と名くるか。

頌に曰はく、

(四二)時と、果と、善等とに由る。

總說　論じて曰はく、略して說かば、時と、果等と、善等とに由るが故に、此の法を說きて、心隨轉と名く。

果を以て倶有因と言はば、隨相と本法と共同して一の大相の果を得るを以て、隨相は本法に望めて倶有因となるべしと云ふ失あり。要するに倶有因なるものは互爲果と解するも、同一果と解するも多少の過失を免れず。故に世親は比較的に過失少なき互爲果を以て倶有因を解し、其の足らざる所を同一果を以て補ふために爰に斯く注意を與へたるなり。

【三六】此の中に應に辯ずべしとは舊譯には「應擇如此義」と云ふ、原語の (Upasaṃkhyāta-vya) は正しくは「追加せらるべし」と云ふ義あり。

【三七】何等を云云。六因を次第に說明し行くべき順序なれど、前の倶有因の所にて心隨轉の事を例に出したるを以つて、暫らく傍論として、心隨轉の說明に及べるなり。

【三八】頌の舊譯
心法及二護　彼法心諸相
是名隨心轉
心隨轉の法とは、心と相應して轉ずる法といふ義にして、之に三種あり。一は心所、二は定倶戒、道倶戒、三は心心所及び二律儀に伴ふ四相となり。

【三九】一切所有云云とは四十六心所全體。

【四〇】靜慮云云。靜慮律儀(定倶戒)、無漏律儀(道倶戒)のこと。此二は次の如く有漏無漏の定心によりて自然に得らるる律儀にして、定を出づれば、同時にその律儀もなくなるを以て之を隨心轉の法と名くるなり。

【四一】彼の法とは、四十六の心所と二種の律儀。

【四二】舊譯の頌

時

且らく、時に由るとは、謂はく、此れと心と(四三)一生住滅すると、及び、(四四)隨一世となり。

果等

果等に由るとは、謂はく、此れは、心と(四五)一果、一異熟、及び、一等流なるなり。

一の義

應に知るべし、此の中、(四六)前の一と、(四七)後の一とは、倶〔時〕を顯はすと、共を顯はすと、其の義同じからず。

善等

善等に由るとは、謂はく、此れと、心と、同じく善、不善、無記の性の故に。

十四

此の(四八)十因に由りて、心隨轉と名く。

心王は五十八法(極少)の倶有因

此の中、心王は、極少のときも、猶ほ、五十八法の與に倶有因と爲る。謂はく、十大地法と、彼れの四十の本相と、心の八の本、隨相とを、五十八法と名く。〔而して〕五十八法の中、心の(四九)四隨相を除きて、餘の五十四は、心の與に倶有因となる。

五十四法は心王の倶有因

異說

有るが說かく。心の因と爲るは、唯だ、十四法のみなり。謂はく、十大地法と、並びに、心の本相なりと。

時果善等故　時も果報も三性の性質も心王と同様なる心隨轉と名づくとの意。

【四三】一生住滅とは如上諸法が、心王と同一時に生じ、住し滅すること。

【四四】隨一世とは心王が未來に在れば、心所も亦未來に有るといふが如く、同世なるをいふ。こは、獨り、心と同じく生住滅よりのみならず、過去未來にも相離れざることを示さんが爲めなり。

【四五】一果とは、心王と心所等との法は、力を合せて、一果等を得すとの意。所謂一果は士用果と離繫果。

【四六】前の一とは一生住滅のこと。一は倶時の意。

【四七】後の一とは一果一異熟等のこと。一は共果の義。

【四八】十因とは四時(一生一住一滅一世)、三果(一果、一異熟、一等流)三性の十。

【四九】四隨相はただ、本相を相するの因たるのみにて、心自身には關係せざればなり。

世親の批評

此の說は、善に非ず。所以は何ん。(五〇)品類足論の所說に違するが故に。彼の論に言ふが如し。或は、(五一)苦諦あり。(五二)有身見を以て、因となして、有身見の與に因と爲るに非ず。「謂はく」未來の有身見と、及び、(五三)彼れの相應法との生老住無常とを除ける諸餘の染汙の苦諦なり。或は、苦諦あり。有身見を以て、因と爲して、亦、有身見の與めに因と爲るあり、(五四)即ち「上の」所餘の法なりと。(五五)

異說

(五六)有る餘師は、「及び、彼れの相應法」を誦せず。

毘婆沙の說

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言ふ。彼の文は、必らず、(五七)是の如きの誦を作すべし。或は、應に義に准じて、「餘師の」說の(五八)有餘なることを知るべし。

【五〇】品類足論の所說。卷第十三千問品。ここに引用したるは、原文中の一部分なり。

【五一】苦諦とは一切有漏法。一切染汙法を凡べて云ふ。

【五二】有身見は苦諦の理に迷ひて起る我見にして、四諦修道の染汙法を生ずる因たり。但し、ここに因といへるは、能作因以外の五因の義。

【五三】彼れの相應法とは有身見相應の心心所法。附記。是は四句分別中の第一單句して、次は第三俱句なり。

【五四】即ち所餘云云とは、未來の有身見と、相應法の生老住無常等を指す。

【五五】この品類足論の說は、有部の法相上、可なりに煩はしき意味を含めど、ここに引用したる目的は、要するに、彼の相應法との生老住無常（四相の異名）といふ所を示さんとするにあり。即ち或る論者が心の俱有因となるは、唯十四法のみなりといへるに對して、相應法の四相も亦然ることは品類足論の明言する所なれば汝の說は非なりといふにあり。

【五六】有る餘師云云。前の十四法を主張する方にては、品類足論の「及び彼の相應法」といふ一句を除いて讀む。

【五七】是の如くのとは「及び彼れの相應法」を加へて讀むこと。

【五八】有餘。有る餘師が品類足論には「及び彼の相應法」の字は無しといふにもせよ。俱有因の義より準じて考へるときは、餘師の說には不足ありて、依然、相應法は加へて考ふべきものなることを知るべし。

倶有の法と倶有因

諸の〔五九〕倶有因なるに由るが故に、因と成るものは、彼れ、必らず、倶有なり。〔然れども〕或は、倶有にして、〔六〇〕倶有因に由るが故に、因と成るに非ざる有り。謂はく〔六一〕（一）諸の隨相を各の本法に於てすると、〔六二〕（二）此の諸の隨相を、各互に、相對すると、〔六三〕（三）隨心轉の法の隨相を、心に於てすると、（四）此の諸の隨相を、展轉して相對すると、〔六四〕（五）一切の倶生の、有對の造色を、展轉して相對すると、〔六五〕（六）少分の倶生の無對の造色を、展轉して相對すると、（七）一切の倶生の〔六六〕造色と、大種とを展轉して相對すると、（八）一切の有生の得と、〔六七〕所得とを展轉して相對すると、是の如き等の諸法は、倶有なりと雖も、而も、倶有因に由るが故に、因と成るには非ず。一果、〔一〕異熟、及び、一等流に

との意。

【五九】倶有因といひて特に斷るは諸餘の五因を簡ぶ意。

【六〇】倶有因に由るが故に因と成るに非ずとは倶有因として因となるものに非ずとの謂。卽ち倶有因は必ず倶有なれど、逆に倶有なりとて必ずしも倶有因ならざるものもありといふなり。ここに八對を擧ぐ。

【六一】これ第一對にして、隨相は本法のための倶有因ならざることは前に述べたり。

【六二】隨相は、ただ本相の倶有因たるのみなれど、隨相・相互の間に倶有因の關係なし。

【六三】隨心轉の法とは心所、定、道二の倶戒なり、是等の隨相も心王と倶有なれど、倶有因にあらざることは、言ふまでもなし。

【六四】一切倶生の云云。前卷の八事倶生にて云はば色香味觸の四は有對の造色の倶生。九事倶生にて云はばその上に身根を加ふ。之れ等は倶生するも倶有因に非ず。

【六五】無對の造色、卽ち無表色・定道の無表は互に倶有因となるあり、之を除く故に五分といふ。專ら散の無表につきて言ふものなり。

【六六】造色とは所造の色のこと。この所造色を能造の大種に對するに、倶有なりと雖も倶有因にあらず。何んとなれば造色あるによつて大種あるにあらざればなり。

【六七】所得とは所得の法。法倶得と所得の法とは倶時なれど、得には其外、法前得もあり法後得もあり、不定なるを以て倶有因にあらずとす。

非ざるが故に、「又」得と、所得とは、(六八)定んで、倶行するに非ず。(六九)或は前なることあり、(七〇)或は後なることあり、(七一)或は倶生することあるが故なり。

經部の問

(七二)是の如き一切の理は、且らく然るべし。而も、諸の世間に、種等と芽等との(七三)極成の因果相生の中には、未だ、斯の如き同時の因果を見ず。故に、今應に說くべし。云何にして、倶起の諸法の聚の中に、因果の義有るかを。

有部の答

豈に、現に見ずや。燈焰と、燈明と、芽と影と、同時に、亦、因果と爲ることを。

經部反難

此れを、應に、詳しく辯ずべし。卽ち、燈焰は、明の與めに、因と成ると爲んか。(七四)前に生せる因緣の和合に由りて、焰と、明と、倶に、起ると爲んか。

「又」、餘物の光明を障へて、影、現ずること有り。如何にしてか、此の影は芽を以て因となすと說かん。

有部釋

理として、應に、然るべからず。(七五)隨つて、有無なるが故に。因明を善くする者は、因果の相を說

【六八】ここに定んでとは、必ずしもとの義。

【六九】或は前とは法前得。

【七〇】或は後とは法後時。

【七一】或は倶生とは法倶得。

【七二】是の如き云云。經部は同時の因果を許さず、必ず因果關係は前件の後件に對する制約關係にして、異時なりと主張するが故に、此の見地より有部の倶有の因果卽ち同時の因果を難ず。是の如き一切の理とは「諸の隨相を」以下の文を指す。

【七三】極成の因果とは、一般に認むる因果關係といふことなり。

【七四】前に生ぜるとは經部の宗義による解釋にして、前念の焰明を生ずる因緣が和合して焰と明とが倶起するものなりとの解。

【七五】隨つて有無とは此れが有ならば、彼れも有なり、此れが無ならば無なるとき、彼れと此れと相隨ひて離れざるを同時の因果と稱する故にとの意。

きて言ふ。若し、此れの、有無なるとき、彼れも、隨つて有無ならば、此れを、定んで、因と爲し、彼れを定んで、果と爲すと。〔然らば〕倶有法の中、一有るとき、一切有り。一無きとき、一切無くんば、理として、因果を成ずべきなり。

經部の難　(七六)倶起の因果の理は、且らく、然るべきも、如何にして、互に、因果と爲ると言ふ可きか。

有部の答　卽ち、(七七)前に說く〔所に〕由りて、此れも、亦た、違すること無し。

經部の難　若し爾らば、(七八)前に說く所の如き、造色は、互に、相ひ離れざれば、應に互に、因と爲るべく、(七九)是の如く、造色と諸大種と、心の隨相等と心等の法と、皆な相ひ離れざれば、應に、互に、因と爲るべし。(八〇)

若し。汝は三杖の、互に相ひ依りて住するが如く、是の如く、倶有法の因果の義も成ずと謂はば、此れ、應に、思惟すべし。是の如き三杖は、倶起して相依る力に由りて住すと爲んか。前生の因緣の合する力に由りて、彼の三杖をして、倶起して住せしむと爲んや。

【七六】倶起の法に於て、一あるによりて他あること、恰も形あるによりて影あるが如き場合に、形を因とし影を果とすること或は至當ならん。然れども兩者は互に因となり、果となるといふ義は解し難し。影は形の因にあらざるが如しとなり。

【七七】前に說くとは次前の一有なれば一切有等の文を指す。

【七八】前に說く所とは前に倶有因に非ざるもの八を列擧せる中の第五をいふ。欲界にて色香味觸の四境は必ず相離れず倶生する故に此の難有り。

【七九】是の如くとは、同上第七なり。大種なければ造色無く造色無くして大種獨り有ることも無き故なり。心の隨相等は知るべし。

【八〇】然るを有部にては、前に述べたる如く互に因果となすといへるは何故かとの難詰なり。

(八一)又、彼の中に於いて、亦、別物の繩と、鈎と、地と等の連持して住せしむる有り。(八二)此れに、亦、餘の同類因等有り。是の故に、倶有因の義は成ずることを得。

同類因

第五節　同　類　因

是の如く、已に、倶有因の相を說きつ。第三の同類因の相は云何
頌に曰はく、

(八三)同類因は、相似なり。自部〔自〕地なり、前生なり。
道は、展轉して、九地なり。唯、等と、勝とに因と爲る。
加行生も亦然り。聞思所成等なり。

【八一】又、彼の中云云。三枚の倶立は單に三枚相互の支持のみによるにあらず、亦、繩・鈎・地等の別物ありて之を支持するに由る。故に三枚の倶立は單に所謂、倶有因のみにては說明し難く、從つて倶有因といふものは當てにならずとなり。

【八二】此れとは、經部が三枚に喩へて難じ來れる倶有法を指す。謂へらく、我宗にて倶有因を談ずるは、ただ諸因の一としてなり。倶有法の生ずるは、必ずしも倶有因のみによるといふにあらず。亦、此間に餘の同類因等の作用すること、恰も三枚の倶立に三枚相互の支持の外に繩、鈎、大地の作用があるが如し。かかる意味に解すれば倶有因の義理も成ずるにあらずやとの答。

【八三】頌の舊譯
同類因相似　自部地前生
更互有九地　道於等勝果
學得於二種　聞思等諸法。
同類の性質と果の性質と同じき場合の因を同類因（Sabhāga-hetu）といひ、之に對する果を等流果と名く。而して此の因果關係は必ず時間的には前後あり、空間的には三界九地の間に各限定ありて一地の因は他地の果を生ずることなし。而も性質的には四諦修道の五部の間に限定ありて、或部の法が因となりて他部の法を等流果として生ずることなし。卽ち簡單に云へば、一定の部の、一定の地に屬する法が、因となりて未來にその地に屬する同類の果を生ずる時、前者を同類因と名くるなり。然れどもこは主として有漏法に

同類因　論じて曰はく、同類因とは、謂はく、(八四)相似の法の與めに、同類因と爲る［謂］なり。謂はく、善の五蘊は、善の五蘊の與めに、(八五)展轉相望めて、同類因と爲り、染汙は、染汙の與めに無記は、無記の與めに、［その］五蘊を相望しても、應に知るべし、亦、爾なり。

異說(一)　(八六)有る餘師は說かく、(八七)淨無記の蘊の五は、是れ、色［蘊］の果なれど、(八八)四は、色の因に非ずと。

異說(二)　有る餘師は說かく、(八九)五は、是れ、四の果なれど、色は四の因に非ずと。

異說(三)　有る餘師は說かく、(九〇)色と四蘊とは、相望展轉するに、皆、因と爲らずと。

色蘊の同類因　(九一)又、一身の中に、羯剌藍の位は、能く、十位の與めに、同類因と爲り、頞部曇等の九位

就て言へる場合にして無漏法となれば、地に限定なく、異地（未至、中間、四根本、下三無色）の間にも、而もその價値に於て自己と同等又は同等以上の等流果を引起することを得とは頌の大要なり。

【八四】相似とは善惡・無記の三性に就ていふ。

【八五】展轉相望めてとは、前念の色蘊を後念の色蘊に對すると同樣に、前念の色を後念の四蘊に望め、又は前念の色を後念の色蘊に望めて、其間に同類因、等流果の關係ありといふ義。

【八六】有る餘師云云。以下三異說は特に無記の五蘊を展轉相望して、同類因となるに對しての意見の相違なり。

【八七】淨無記とは無覆無記のこと。

【八八】四はとは色以外の四蘊。心心所は勝法の故に、劣法たる色蘊の因とはならず。（第四頌參照）

【八九】五はとは五蘊は後の四蘊の果を說く說。心心所は勝法にして力強きが故に總じて五蘊の因となるも、色は劣法にして力劣るが故に心心所の因と爲ること無しとの意。

【九〇】色と四蘊云云。色蘊と四蘊とは同類因とはならずと云ふ說。この意見によれば無記は、その性劣なるを以て、異類に屬する色法と心法（四蘊）との間に因果の關係を生じ得ずといふなり。而して、以上、四種の意見ある中、光記によれば、この最後の說を正義とすべしと。乍併論主は第一師の說を取るとは有る餘師の言なきより見ても知るべし。

【九一】又云云。有部にては托胎

は、一一、皆、前位を除きて、餘の與めに、因と爲る。〔然れども〕若し、(九二)餘身の同類の十位に對しては、一一、皆、十位が與めに、因と爲る。

外の色を例釋す

此の方隅に由りて、外の麥稻等の(九三)自類と自類とも、應に、廣く思擇すべし。

異執を破す

若し、色は、色の爲めに、同類因と〔爲ること〕を許さずんば、(九四)彼れの執は、便ち、(九五)本論の文の説く所に違せん。故に本論に説く、過去の大種は、未來の大種のために(九六)因と、(九七)增上〔緣〕となり等と。

自部自地の法は唯自部自地の法の同類因と成る

諸の相似〔の法〕は、相似の法に於いて、皆、同類因と爲ると説き得べしと爲んや。

爾らず。

云何。

以後死位までを十位に分つ。胎内の五位、胎外の五位なり。胎内の五位とは、一に羯剌藍（Kalalam 凝滑）二に頞曇部（Arbudam 胞）三に閉尸（Peśi 血肉）四に鍵南（Ghanam 堅肉）以上は托胎後、五週目までの位なり。五に鉢羅奢佉（Praśākhā 支節）こは第五週より出產までの位なり、胎外の五位とは一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に盛年、五に老年なり。今、この十位に就て同類因を談ずるに、前前の位は、それと相似したる後後の位を引起するが故に、前位が同類因にて、後位は等流果となる。

【九二】 餘身とは、他生の身といふ義にて、現在の十位を次生に受くる十位に對すれば、その一には皆、次生の同類因となるといふ義。

【九三】 自類と自類とは、例へば麥ならば種としての麥と果としての麥との間の關係なり。

【九四】 彼れの執云云。順正理論十六に依れば、譬喩師の說なりと云ふ。

【九五】 本論とは發智論十三。

【九六】 因とは四緣の中の因緣にして、之れを六因に配すれば、能作因以外の五因に當るも、其の五因の中にて過去の大種を未來の大種に望めるときは同類因の外なし。卽ち因とは同類因に外ならず。

【九七】 增上緣とは能作因。

(九八)自部自地〔の法〕は、唯だ、自部自地〔の法〕の與めに、因と爲る。是の故に、〔頌に〕說きて自部自地と言ふなり。

部

部とは、謂はく、五部。即ち、(九九)見苦所斷乃至修所斷なり。

地

地とは、謂はく、九地、即ち、欲界を一と爲し、(一〇〇)靜慮と無色とは八なり。

(一〇一)此の中、見苦所斷の法は、還つて見苦所斷の與めに、同類因となりて、餘には非ず。是の如く、乃至修所斷〔の法〕は、還つて修所斷の法の與めに、同類因と爲りて餘には非ず。

(一〇二)中に於いて、一一、若し、欲界地は、還つて欲界の與めに、同類因と爲り、初靜慮地は初靜慮の與めに、同類因と爲り、乃至、有頂は有頂地の與めに、同類因と爲る。異地を相望しては、皆、因たるの義無し。

前生のみ後生法の同類因たり

(一〇三)又、此〔の自部自地の法〕も一切には非ず。

【九八】自部とは四諦修道（煩惱斷滅の五段階）の五部。自地とは三界九地の各地のことなり。

【九九】見苦所斷云云。見道下に四諦―苦集滅道の四段有り。之れに修道の一部を加へて五部といふ。即ち佛教は一切の有漏法を五部に分つなり。

【一〇〇】靜慮等。四靜慮と四無色。

【一〇一】例へば苦諦の下に屬する邪見は、ただ同じく苦諦下に屬する後の邪身見の同類因となりて、集諦下に屬する邪見等の同類因となることなきをいふ。

【一〇二】中に於て。部に於て制限ある上に、同類因は地にも制限あり。例へば欲界の苦諦下に屬する貪はたとひ、同性質としても、初禪乃至有頂地の苦諦下に屬す貪のために同類因となることなし。故に之を前の五部と組み合すれば、四十五類（五部と九地）の間に各別の同類因ありといふことになる。

【一〇三】部と地との制限の外に、時に制限あるを明す段なり。

何ん。
謂はく、(一〇四)前生なり。唯、諸の前生〔の法〕が、後の相似と生の未生との法の與めに、同類因と爲る。
云何にしてか然るを知らん。
本論に說くが故に。(一〇五)發智論に說くが如し。
云何が同類因なる。謂はく、(一〇六)前生の善根は、後生の善根と、及び彼れの相應法の與めに、自部と自界とに於て同類因なるが故に因と成る。
是の如く、過去は、(一〇七)餘の二世の與めに、過去現在は、未來の與めに等、皆應に廣く說くべしと。
(一〇八)然るに、卽ち、(一〇九)彼の論に、是の問を作す。言はく、若し法あり、彼の法の與めに因と爲るとせんに、或る時には、此の法は、彼れの

【一〇四】前生とは、過去と現在と未來とに對し、現在を未來に對していふ名なり。從つて未來に同類因なきは、言ふまでもなき所なれど、次ぎに述ぶるが如く之に關して種種の異議あるを見逃すべからず。

【一〇五】發智論第一、參照。

【一〇六】發智の引文は多少寫誤あり。眞諦譯を參考するに、此場合にては朝鮮本よりも宋元明三本の方寫誤少なきを以て、右三本に依れば、古來の讀み方の如く、多く文字を易へずして恰當の意義を發見し得べし。されば今は古來の改訂に依らずして、新に三字を加へて通讀したり。

【一〇七】餘の二世云云。舊譯及び梵本ともに過去現在云云とあれば二世とは過去と現在とのことなり。卽ち過去の中の前生の法は過去の中の後生の法のため及び現在法のために、又過去現在は未來の何れも自界自部の善根、及びその相應法のために因となるの意。

【一〇八】未來に同類因なしといふは、有部の正義とする所なれど、これに六難の通ぜざるべからざるものあり、今はその一にして之を無時非因の難といふ。

【一〇九】彼の論とは發智論第一。問の意は、或る法ありて、そは他法の原因たりとすれば時のいかなる關係に於ても同じく因となり果となるか。將た時の望め方によりて因とならざることもありやとなり。「或る時には」とは時たまにはといふ義にあらず。過現未の何れかの場合にありてはの意なり。

通釋

與めに、因に非ざることありやと。(二〇)彼れに即ち答へて言はく、時として、因に非ざること無しと。(二一)此れ、倶有と、相應と、異熟との三因に依りて、密に說けるものなるが故に、過有ること無し。

有部の通釋

(二二)有るが謂はく、未來正生位の法は、定んで能く、(二三)彼れが與めに同類因と爲る。是の故に彼の文には、(二四)最後の位に依りて、密に是の答を作す。「謂はく」時として因に非ざることなしと。

世親破

(二五)彼れは、所難に於いて、善釋たるに非ず。未來法は、正生位の前には、同類因に非ず。(二六)後に、方に成ずるを以っての故に。

(二七)又、若し爾らば、(二八)彼れに、復た向うて言はく、(二九)若し法ありて、彼の法の與めに、等

【二〇】答の意は、因果關係定まれるものは、いかなる時にても、因たり、果たりといふ義。蓋し、概括的見地よりの返答ならんも、未來にも同類因ありと主張せんとするものは、この「時として因にあらざることなし」といへる句に據りて、未來にも同類因ありとすることは、發智論も認むる所なりと主張するなり。

【二一】此れ云云。論師の通難にして、發智論にて時として因に非ざるをなしといへるは、たとひ明言せぬとしても、單に倶有因、相應因、異熟因の三因に就て言へるものにして、同類因を含めての答にあらざれば支障なしといふなり。

【二二】有るが云云とは、前の難に對して、或る人が別の方面より通釋せんとしたるもの。その意に謂へらく、眞の未來には同類因なきも、未來法が正に現在に生ぜんとする位、即ち半未來半現在の時にありては、その法が未だ生相位に來らぬ未來法のために同類因となるべし、發智論に時として云云といへるは、此意味を含めての答なりと。

【二三】彼れとは未だ未來生相位に來らぬ法のこと。

【二四】最後の位とは生相位を指す。未來法が現在に入る最後の位なる故なり。

【二五】彼れは云云。論主がこの救釋の妥當ならざるを指摘する段なり。

【二六】後とは未來正生位(生相位)に來た所にて因となるとこ未來の中にて正生位の前は悉く同類因たるに非ず、從って、時として因に非ざるを無しと

無間と爲るとせんに、或る時には、此の法は、彼れの與めに、等無間に非ざることありやと。[然るに]、彼れに、即ち、答へて言はく、若し此の法の、未だ(二〇)已生に至らざる時なりと。

若し、(二一)彼れの釋するが如くならば、應に、亦、答へて言ふべし、時として、緣に非ざるは無しと。如何ぞ、乃ち、若し此の法の、未だ已生に至らざる時なりと答ふるや。

有師また救釋す

然るに、彼れ、復た、釋すらく、(二二)二門を現ぜんが爲なり。[即ち](二三)彼の處に說くが如く(二四)此れも、亦、應に爾るべく、此の處に說くが如く、彼れも、亦、應に爾るべしと。

論主破

(二五)是の如く、文を作ること、何の功德をか獲る。唯だ、論主の文を善くせざることを顯はすのみ。是の故に、應に知るべし、(二六)前釋を善

はいふ可からず。因に非ざる時有りとの意。

【二七】又若し云云は、例を擧げて前の救釋の眞ならざるを指摘するなり。

【二八】彼とは發智論第二十。

【二九】前念の心心所がまさに過去に落謝せんとする時後念の心心所を誘引する關係を等無間緣と名く。今はこの等無間緣となるべき法も時の望め方によつて然らざることありやとの問なり。

【二〇】已生とは現在のこと。即ち心心所法が未だ現在に至らず、未來にある時は等無間緣たるの資格を有せずとは答なり。等無間緣は現在化して而も過去にならんとする時の作用あれば未來にあるべき筈なければなり。

【二一】若し彼れの云云。上の如く同類因も未來にありと釋し得るならば、今の文に於ても同樣に、未來生相位に至る時は、決定して現在に出でて、等無間緣となるべき故に、時として緣にあらざることなしと云ふべきものならん云云の意。

【二二】二門云云とは、發智論にて、一方には「時として因にあらざるはな」しといひ、又他方には「未だ已生に至らざる位」といへるを二門と云ふ。即ち前の因の問答の處にても、亦後の等無間の問答の處にても此の二義を具す、彼の因の所に言ふが如く此の等無間の處にも言ふべく、亦た此の等無間の處に言ふが如く彼の因の處にも言ふべしとなり。

【二三】彼處とは因の處。

【二四】此れもとは等無間を指す。

と爲す。

（一二七）若し爾らば、何の故に、品類足に說くか。（一二八）或は、苦諦あり。有身見を以て、因と爲して、有身見の與めに、因たるに非ざる有り。〔謂はく〕未來の有身見と、（一二九）「及び彼れの」相應の苦諦とを除ける、諸餘の染汙の苦諦なり。或は苦諦あり、有身見を以て因と爲して、亦、有身の與めに因と爲る有り。卽ち、（一三〇）〔前に〕除ける所の法なりと。

難の二

（一三一）彼の文は、應に、未來の有身見相應の苦諦を除くと說くべし。設ひ彼の如く說くこと有りとも、義に由りて、應に非なることを知るべし。

通釋

難の三

（一三二）復た云何にして、施設足論を通せん。彼れに說かく、諸法は、（一三三）四事決定す、所謂、因

【一二五】前の有師の救釋を破す。汝の解釋するが如しとせば發智論の文章は極めて曖昧なる拙文なりと言はざるべからず。而も斯の如きことは斷じてなきを以て、その解釋の方を不正とすべし。

【一二六】前釋とは上の俱有因相應因異熟因の三因に約して「時として云云」の文を解釋することなり。

【一二七】若し爾らばとは、若し未來に同類因なしと曰はばの意。何故に品類足論に未來に同類因あるが如き說をなすかといふ說なり。之を染汙苦諦の難といふ。

【一二八】是屢屢引用せらるる句なるが、この目的は、此句に、未來の有身見が還つて亦、有身見の因となる未來にも同類因のあることが證明し得らるると主張せんとする所にあり。

【一二九】「及び彼れの」といふ文字は本論になきも難者の側にては之を入れて讀むなり。

【一三〇】前に除ける所の法とは、未來の有身見と彼れの相應の苦諦をいふ。卽ち是等は有身見を因として亦有身見のために因となるなり。

【一三一】彼の文は云云。前の品類足論の文何を讀むに未來の有身見と及び彼れの相應の苦諦を除くと「及び彼れの」を入れるが故に、難者の言は至當の如く思はるるも、彼の文は、未來の有身見相應の苦諦を云云と讀むべきなり。卽ち未來の有身見其者にあらずして、有身見に相應する苦諦法を除くと讀み從つて有身見を因とし

四事決定

と、果と、所依と、所縁となりと。

通釋

應に知るべし、彼の文に、因といふは、謂はく、(一三四)能作と倶有と相應と異熟との因なり。果といふは、謂はく、(一三五)增上と士用と異熟との果なり。(一三六)所依といふは、謂はく、眼等の六根にして、所縁といふは、謂はく、色等の六境なり。

難の四

(一三七)若し爾らば、同類因は、應に、本無くして〔今〕有るべし。

通釋

(一三八)許すが故に、過無し。〔同類因〕は、(一三九)位に約して〔立て〕、體に〔約するに〕は非ず。(一四〇)和合作用の位果は、體の果に非ざるに由る。(一四一)

二因相例の難(五)

(一四二)若し同類因は、未來世に有ること、異熟因の如しとせば、當に、何の過か有るべき。

毘婆沙師反難

未來に、若し、〔同類因〕有らば、本論に應に

て有身見の因となるものは、有身見相應の苦諦と解すべきなり。然れば其等は相應因又は倶有因たるのみにて、同類因にあらざるが故に、未來に同類因あるの證とはならず。設ひ一歩を讓りて品類足の文中に「及び彼の」といふ語ありとするも、義理は有の如く解せざれば非理なり。

【一三二】復た云云。施設足論を引用しての難なり。之を因果決定の難と名く。

【一三三】四事云云。因果は現在に俄に出來るものに非ず、本來法爾として決定せるものとの意なり、故に法が現在に來たるも、俄に同類因となりては法爾決定といひ得ざるべし、法が未來にある內より同類因が定まりてこそ、法爾決定と云ふべし、故に未來に同類因有りとの謂なり。

【一三四】能作等は法の體につきて立てたる因なる故に本來決定す。同類因遍行因の二は法が現在に出でて作用を起せる上にて立てたる因なり。故に此二は本來決定の因ならず。

【一三五】增上等。果に五あり、離繫果、增上果、士用果、等流果、異熟果なり(一一の相は本卷の末)。此中、法爾として決定し居るは增上、士用、異熟の三果にして、已に未來雜亂聚中に、何れの因に對する何れの果と定まり居るなり。ただ等流果は前念の法に引生された作用の上に立つるものなれば、本來決定し居るにあらず、又離繫果は擇滅無爲の上に立てた名なれば、有爲法の如くに未來とか現在とかの所談にあらざるを以て此中に入れず。

〔是れを〕說くべけむ。

難者通ず

本論は、唯だ、〔二四三〕能く、果を取與する諸の同類因をのみ說くが故に、失有ること無し。

毘婆沙師破す

是の如き義無し。〔二四四〕同類因は、等流果を引くを以つて、此れが未來に有る理は、必らず然らず。前後無きが故に、已生の法は、未生の等流と爲るべからず。過去の法は、現在の果に非ざるが如し。果は先にして、因は後といふ過失は有ること勿きための故に、未來世には、同類因無し。

難―異熟因を例して難ず

〔二四五〕若し爾らば、異熟因も、未來に有るに非ざるべし。異熟果は、因の前、及び、〔因〕と倶なるべからざるが故に。〔而も、亦〕、未來世の法には、前後無きが故に。

毘婆沙師釋す

是の如き失無し。〔二四六〕相似せざるが故に。〔然

【二三六】識を生ずる爲めに、所依、所緣に定まり居ることは已に述べたり。

【二三七】若し爾らば云々。本無今有の難といふ。未來に同類因なしとすれば、三世實有の宗に違せんとの難なり。

【二三八】許すが故とは、同類因の本無今有は有部にても認むとの義。

【二三九】位とは法の作用を起す位なり。卽ち同類因は、過去、現在の法が相似の法を引生する作用の上に附する名にして、一定の體を指すにあらず。從つて其果たる等流果も體の名にあらずして、ただ相似の法の引生せらるる規定に於て後件たる現象を指すに過ぎず。

【二四〇】和合作用とは、因緣和合して働くをいふ。

【二四一】未來にも同類因あるべしとの六難中、本論はその四を通ぜり。第五に非心因法の難。第六に染汚眼識の難あれど、本論は措いて論ぜず。

【二四二】若し云云。六因中、異熟因の如きは已に未來世に定まり居ることは前の四事決定說により明なり。然らば、同類因も、又然りと言ひ能はざるかとの難詰なり。

【二四三】唯、能く云云。能く果を取とは、因中に已に將來、實現さるべき果が、可能力として規定され居るをいふ。之に對して果を與とは、その可能性が彌よ、果として、實現する功能をいふ。而して今、難者の會通せんとする趣意は、本論に過去法が現未法のために同類因となるといひ、未來にもあると說かざる所以は、專らこの取果、與果の功能ある同類因の說明を主としたるものにして、此外に、一般に

るに」謂ふところの同類因は、果と相似す。若し、前後無くんば互に因と爲るべし。既に互に因と爲らば、互に果とも爲るべし。「而も、是の如く」、互に因果と爲るは理と相違す。「之に反して」異熟因は、果と相似するに非ざれば、前後を離ると雖も、而も上の過無し。故に、同類因は、〔一四七〕位に就きて建立す。未來に有るに非ず、若し異熟因は、〔一四八〕相に就きて建立す。未來に無きに非ず。

第三頌の釋

同類因は、唯、自地なりと言ふは、定んで、何に依りて説くか。

定んで、有漏に依る。若し〔一四九〕無漏道ならば、展轉相望して、一一、皆、九地の與めに因と爲る。謂はく、未至定と、靜慮の中間と、四「根」本靜慮と、三本無色との九地の道諦は、皆互に因と爲るなり。

所以は何ん。

濟れる說明にあらざれば、これのみを證として一般論を立つる能はずといふにあり。

【一四四】同類因云云。前念の同類法が因となりて次念の同類の等流果を引くが同類因の性なれども、未來は雜亂住にして、前後の差別なき故に前念の同類法が後念の同類法を果とすること能はず、故に同類因も無し。

【一四五】若し爾らば云云。異熟因異熟果も時間的に云へば、同類因等流果の如く、前後關係の上に立つに、何故に、異熟因は未來にありて同流果はなしといふかとの難なり。

【一四六】相似せずとは、因は善惡にして、果は無記なるが故に異熟因と異熟果とは共に未來に雜亂して住することを得べしとなり。

【一四七】現に作用する位なり。

【一四八】法の體相に就てなり。

【一四九】無漏道云云。三界九地の中欲界には定なし。有說は味劣にして無漏を起さず。故に無漏定のあるは未至、中間、四根本靜慮及び下三無色の九地なり。その中、未至、といふは初靜慮の近分定、靜慮中間は初定大梵天處の定なり。

第四頌の釋

此の〔無漏道〕は、〔二〇〕諸地に於いて、皆、客の作するが如く、界の攝に墮せず。諸地の愛執して、己が有と爲すところに非ざればなり。是の故に、九地の道は、〔その〕地、不同なりと雖も、而も、展轉して因と爲る。同類なるに由るが故に。

然れども、唯、等と勝との與めに、因と爲ることを得。劣の因と爲ることは非ず。〔二一〕加行生なるが故に。

等の例

且らく、已生の苦法智忍の、還つて未來の苦法智忍の與めに、同類因と爲るが如き、是れを名けて等と爲す。

勝の例

又、即ち此の忍の、復た能く、後の苦法智より無生智に至るまでの與めに同類因と爲る、是れを名けて勝と爲す。

是の如く、廣く說きて、乃至、〔二二〕已生の諸の無生智は、唯だ、等類の與めに同類因と爲る。更に勝なるもの無きが故に。

見修無學三道に約して、等勝を釋す

又、諸の已生の見道、修道、及び無學道は、其の次第に隨つて、〔二三〕三二一の與めに同類因と爲る。

【二〇】諸地に於て云云。無漏道は九地に依りて起さるると雖も、其地に繫屬するものにあらざれば、地の制限を受くることなく、互に因たるを得。

【二一】加行生云云。高上せんと勤めて起すものなれば劣の果あるべきこと無しとの謂。

【二二】劣等智が因となりて次第に高等智を引生するは、勝の爲めの因なれど已に生じたる無生智となれば、只等の因たるのみにて勝の因となることなし。何んとなれば無生智以上の智なければなり。無生智とは煩惱已に盡き、亦後有を受けずといふ大確信をいふ。詳しくは智品を見よ。

【二三】三とは見道は見、修、無學の三道の因となり、二とは修道は修、無學、二道の因、一とは無學の一道の爲めに同類因となること。

鈍利に約しての等勝の說明

又、此の中に於いて、諸の鈍根の道は、鈍、及び、利が與めに、同類因と爲り、若し、利根の道は、唯だ利道のみの因たり。（一五四）隨信行、及び（一五五）信勝解、（一五六）時解脫道の如きは、其の次第に隨つて、（一五七）六四二の與めに同類因と爲る。若し、（一五八）隨法行、及び（一五九）見至、（一六〇）非時解脫［等］の道は、其の次第に隨つて、（一六一）三二一の與めに同類因と爲る。

問

（一六二）諸の上地の道が、下地の因と爲らば、云何が、名けて或は等、或は勝と爲すや。

答

（一六三）因の增長に由り、及び、根に由るが故なり。謂はく、（一六四）見道等と、（一六五）下下品等とは、後後の位の中に、因轉た增長す。

因增上

（一六六）一相續の中に、隨信、隨法行の二道の現起することを得可きこと無しと雖も、而も、已

【一五四】隨信行（Śraddhānusārin）。自らの慧解を主とせず、專ら他の教を信じて修行する道にして、鈍根者の修する見道なり。

【一五五】信勝解（Śraddhādhimukta）、鈍根の修道なり、同じく他の教を信じて自らの慧解を主とせざるを以て信解と稱せらる。

【一五六】時解脫道（Samayavimukta）。鈍根の羅漢道なり。隨時に涅槃に入る能はず。適當の時節を俟たざるべからざるを以て時解脫と稱せらる。

【一五七】以上の三鈍根の道を等と勝との因として觀察すれば、それぞれ六、四、二となる。隨信行は、隨信、隨法、信解、見至、時解、不時解。信勝解は、信解、見至、時解、不時解。時解脫は時解、及不時解。

【一五八】隨法行（Dharmānusārin）。利根の見道にして、自らの慧解により法に從つて行ずるが故に隨法行といふ。

【一五九】見至（Dṛṣṭiprāpta）。利根の修道なり。同じく慧解を先きとす。

【一六〇】非時解脫（通常は不時解脫 Asamayavimukta）。利根の羅漢なり、何時にても隨意に般涅槃し得るを以て其名を得たり。

【一六一】以上の三利根道は、それぞれ、次ぎの種類に對して、同類因となる。隨法行は隨法、見至、非時脫のため。見至は見至、非時脫のため。非時脫は非時脫のため。

【一六二】諸の云云。上に九地の道が互に展轉して因と爲るといふによつて此の問あり。

【一六三】因とは見修無學三道の智

後の二頌の釋

生なるは、未來〔隨法行等〕の因と爲る。

問

唯、聖道のみ、但だ等と勝との與めに、同類因と爲ると爲んか。

爾らず。

云何。

餘の世間法の加行生の者も、亦、等と勝との與めに因と爲る。劣の〔與めに〕は非ず。

加行生の法

加行生の法は、其の體云何。

謂はく、(一六七)聞所成、(一六八)思所成等なり。「等」とは、(一六九)修所成等を等取す。

聞思修に因りて、生ずる所の功德を、彼れの所成と名く。

加行生の故に、唯だ、等と勝との與めに因と爲る。劣〔の與め〕には非ず。

等の例

欲界繫の聞所成法の如きは、能く、自界の聞

慧。之れは涅槃の果を證る因。此三通の智卽ち因は見道よりも修道と段を以つて後程增長すること。

根とは、利鈍の根にして、上地にても、鈍根の道は劣、下地ても、利根の道は勝なるに由る。

【一六四】見道云云。地の下にて強ち勝劣は分ると定まらず。上地の無漏にても、修道のは勝なるが如し。

【一六五】下下品等とは、又、見道を除きて修無學の二道の中に各九品の分あり。その中何れの智にても一品の智が起る時には、上地の下下品の智よりは下地下中品の智が勝れ、又上地の下中品の智よりは下地の下上品の智が勝るる如し。

【一六六】一相續云云。隨信行は隨法行の同類因となると說けるに對して一の疑難起る。卽ち見道は速疾に轉ずるに、いかにして、隨信行より隨法行に轉じ得るかといふ難なり。今の文はこの難を伏せんが爲めに設けられたるものにして、いかにも同じ身中には二道現起することなきも、鈍根より利根に轉ずる時は、已生の隨信行の道が未來不生の隨法行の道の因となり、亦た未來可生の信解、見至、時解脫、不時解脫の道の因となるを以て差障なしと。

【一六七】聞所成(Śruta-maya)とは聖道の道理を聞きて起れる善根。

【一六八】思所成(Cinta-maya)とは聖教の道理を深く思惟してその結果起れる善根。

【一六九】修所成(Bhāvanā-maya)とは修定の結果、定中に起れ

思所成の與めに、同類因と爲り、修所成の因には非ず。[それは]欲界に無きが故なり。思所成の法は思所成の與めに同類因と爲り、聞所成の因には非ず。彼れは、劣なるを以ての故なり。

若し、色界繫の聞所成の法は、能く自界の聞修所成の與めに同類因と爲り、思所成の因には非ず、色界に無きが故なり。修所成の法は、唯だ、自界の修所成の法の與めに同類因と爲り、聞所成の因には非ず。彼れは劣なるを以ての故なり。無色界繫の修所成の法は、唯だ、自界の修所成の法の與めに同類因と爲り、聞思所成の因には非ず。(一七〇)無きを以ての故に。劣なるが故に。

(一七一)是の如き。諸法は、復た九品有り。

勝の例

若し、下下品ならば、九品の因と爲り、下中ならば、八の因、乃至上上ならば、唯だ、上上の因たり。前の劣を除くが故なり。

便に序して生得善等を明す

生得の善法も、九品相望むれば、展轉して因と爲る。(一七二)染汙も、亦、爾り。

る善根。

【一七〇】無色界には聞くといふことなきのみならず、聞所成智法は修所成法より其價値劣るといふ義。

【一七一】是の如き云云。唯だ聖道のみ九品と分るゝのみならず世間の聞所成等に於いても喜根は下下品下中品下上品等の九品に分るること。

【一七二】染汙(有覆無記も含む)法も九品の差別有り。

無覆無記

無覆無記には、總じて、四種有り。謂はく、異熟生、威儀路、工巧處、化心と「其等との」〔一七三〕倶品なり。「此等は」其の次第に隨つて、能く、〔一七四〕四、三、二、一の爲めに因と爲る。

欲界能變心

又、〔一七五〕欲界の「能變」化心に四靜慮の果有り。「中に於いて」、上靜慮の果は下靜慮の果の因に非ず。加行の因に「對して」、下劣の果を得ること非ざればなり。功力を勤めて、稻麥等を種うるが如し。劬勞を設けては、所獲無きこと勿れ。

〔一七六〕是の如き義に因るが故に、有るが問うて曰はく、頗し、已生の諸の無漏法か、未生位の無漏法の因に非ざること有りやと。

有り。謂はく、已生の〔一七七〕苦法智品を、未生位の苦法忍品に於てし、又、〔一七八〕一切「已生」の勝「無漏」を、一切「已生」の劣「無漏」に於てするなり。

頗し、〔一七九〕一身の、諸の無漏法の、前に定んで、得する所にして、後に生ずるものの因に非ざること

【一七三】倶品とは四無記と相應する心所四相等。

【一七四】四とは異熟生が自及び他の三の與めに同類因となること。三とは威儀路心が自及び他の二の與め。二とは工巧處が自及び他の一の與め。一とは能變化心が自の同類因となること。異熟生心は、過去の業力所引なれば四無記心中最も劣にして、威儀路は現在の作意によつて起る故に異熟無記よりも聊か强、他は順に準じて知れ。

【一七五】欲界の能變化心とは、欲界の身を變化したり、欲界の宮殿を變化したりする等の通果心にして、四靜慮の定力より起る果也。

【一七六】是の義とは、勝は劣の因と爲らぬこと。

【一七七】苦法智は勝れ、苦法忍は劣なる故なり。

【一七八】例せば阿羅漢位より退して不還果の道を生ずるとき、前生の無學道は後生の有學道卽ち不還果の道の因に非ず。

【一七九】一身云云。一の見道の身の諸の無漏法の中にて、前に得した無漏法が、後に生ずる無漏法の因にならぬこと有りやとの意。

有りや。

有り。謂はく、【一八〇】未來の苦法忍品を、後の已生の苦法智品に於てするなり。果は、必ず、因の前に在ること無きを以ての故に。或は、同類因は、未來に無きが故に。

頗し、【一八一】前に生ぜる諸の無漏法にして、後の已起の無漏法の因に非ざること有りや。

有り。謂はく、前生の勝無漏の法を、後の已起の劣無漏法に於てするなり。【一八二】上果を退して下果の現前するが如し。

又、【一八三】前に已に生ぜる苦法智の得を、後に已に生ぜる苦法忍の得に於てするも、同類因に非ず。彼れは、劣なるを以ての故に。

第六節　相應因

是の如く、已に、同類因の相を說きたり。第四の、相應因の相は云何。

頌に曰はく、

【一八〇】未來の苦法忍品は前に得するも、法體が未來に在る故に現在已生の苦法智に望めては因にならず。(後のとは智は忍の後位に有ることを指す)

【一八一】前に生ぜる云云。之れは前と異りて、何れも已に生じたる二の無漏法を望め合はせて、前に已に生じた無漏法が後に已に生じたる無漏法に望めて因とならぬこと有りやとの問。

【一八二】上果云云。第四阿羅漢果を退して第三不還果が現在前する時の如きは、第四果の無漏は果道の無漏にして勝れ、後の無漏は向道の無漏にして劣なり。さればこは前の勝が因となりて後の劣を引生したるにあらず。

【一八三】前の已生の苦法智の得は後の苦類智忍より乃至道類智忍の刹那と俱生する苦法智忍の得の同類因に非ず。

(一八四)相應因は、決定して、心心所、同依なり。

論じて曰はく、唯だ、心心所のみ。是れ(一八五)相應因なり。

(一八六)若し爾らば、所縁、行相の別なる者も、亦、更に、互に相應因と爲るべし。

爾らず、所縁、行相の同じき者を乃ち説きて相應と爲すことを得べきが故に。

若し爾らば、異時なりとも、所縁、行相の同じき者は、説きて、相應因と爲すべけん。

爾らず。要らず、所縁、行相、及び時の同じき者のみ乃ち相應なるべきが故に。

若し爾らば、異身なりとも、所縁、行相、及び時の同じき者は、相應と説くべし。(一八七)衆の同じく、初月を觀る等の事の如し。

體

同依の釋‖相應

相應とは所縁及び行相の同じきこと

相應は又同時なることを要す

相應は同一人體なることを要す

【一八四】相應因云云の頌の舊譯
相應因何相　心心法同依。
相應因(Śamprayuktaka-hetu)とは前の倶有因の一部を、特に心法に約して獨立せしめたるものにして、心王心所の共に同一根に依りて相應倶起し且つ相互に互動的原因たるを言ふ。

【一八五】相應(Śamprayuktaka)とは心と心所と不離の關係あることにして、之れに五條件あり、五義平等といふ。一には所依平等、心王も心所も同一根によること。二には所縁平等、同一對象を縁ずること。三には行相平等、共に同一の行解をなすを、例へば、心王の悲哀の時は、心所も悲哀の考察をなすが如きと、四には、時平等、心心所の活動は必ず同時なること。五には事平等、心王も心所も其體必ず一なること、即ち同時に同類の心王や心所が倶起せぬこと。(論四、參照)

【一八六】若し爾らば云云。以下は五義平等中、特に三義平等に約して同依の意味を説く。

【一八七】衆人同じく新月を見る時、所縁も行相も時も同じかるべきが故に、異なれる人と人との間に相應ありと言ひ得べきかとなり。

一言を以て、總べて、是の如き衆多の妨難を遮せんが爲めの故に、同依と說く。謂はく、要らず、同依の心心所法にして　方めて更互に相應因と爲ることを得。

同依

同の意義

此の中、「同」と言ふは、所依の一なることを顯はす。謂はく、若し、眼識、此の刹那の眼根を用つて依と爲し、相應の受等も、亦、卽ち、此の眼根を用つて依と爲すなり。乃至意識及び相應の法の、同じく意根に依ることも、應に知るべし、亦、爾なり。

相應因と倶有因

相應因の體は、卽ち、倶有因なり。(一八八)是の如き二因の義に、何の差別かある。

倶有因は互に果と爲る義

互に(一八九)果と爲る義に由りて、倶有因を立つ。(一九〇)商旅の相依りて、共に險道に遊ぶが如し。

相應因は五義平等

五平等に由りて、(一九一)共に、相應する義に、相應因を立つ。卽ち、商旅が食等と事業とを、(一九二)同受し、(一九三)同作して、其の中の(一九四)一を闕くも、皆相應せざるが如し。是の故に、互に因と爲る義を極成す。

【一八八】是の如き云云。二因の差別とは、倶有相應の二因は共に同時の因果にして、二法相待して互に因果となることも亦相同じき故にその差別を問ふ必要有るなり。但し、倶有因は一切有爲法に通ずれども、相應因は唯有爲法の一部分たる心心所法に局る點に於いて、二因は寬狹の相違有り。

【一八九】互に果と爲るとは、心心所が互に他から力を借りて果となる義邊にて倶有因を立つる義。

【一九〇】商旅云云。多人が一組になりて、旅をするに互に力となりて相依り、恐ろしき嶮難を超ゆるが如しとの意。

【一九一】共に相應(Samprayoga)すとは共に働く(Samprayukta)の義なり。

【一九二】同受とは同じく平等に食等を受くること。

【一九三】同作とは同じ事業を作すこと。

【一九四】一を闕くとは、一具としてあるべき心心所法中其の隨一を闕くといふ意。

第七節　遍　行　因

是の如く、已に、相應因の相を說きたり。第五に、遍行因の相は云何。

頌に曰はく、

遍行因

(一九五)遍行は、謂はく、前の遍なり。同地の染の因と爲る。

體

論じて曰はく、遍行因とは、謂はく、前の(一九六)已生の(一九七)遍行の諸法は、後の同地の染汙の諸法が與めに、遍行因と爲るなり。

遍行

遍行の諸法は、(一九八)隨眠品の中の、遍行の義の處に、當に廣く分別すべし。

別立の理由

(一九九)此れは、染法が與めに、通因と爲るが故に、同類因の外に別に建立す。亦、(二〇〇)餘部の染

【一九五】遍行因の頌の舊譯
遍行染汙因　自地前遍行。
遍行因(Sarvatraga-hetu)とは前の同類因の一部を心法、特に染汙の心法に約して特立せるものにして、つまり同類因中の煩惱の關係を明にせんが爲に設けたる因なり。頌の意味は、前生の遍行惑を遍行因と名く。そは異地には及ばざれども、同地にありては、五部(四諦修道の五部)に遍く通じて煩惱の因となるが故に遍行因と名けられたりといふ意なり。

【一九六】已生とは過去現在。

【一九七】遍行の諸法とは、苦集二諦下の十一遍行の惑と相應の心心所と四相となり。十一遍行の惑とは苦諦下(見道の第一段楷)に五見、疑、無明七あり。集諦下(見道の第二段楷にして集諦を觀じて斷ずる所の煩惱なり)に邪見、見取見、疑、無明の四、合して十一なり。之れ等に四諦修道五部に行き亘りて五部の染汙法を生ずる用有るが故に遍行惑といふ。

【一九八】隨眠品とは第十九卷參照。

【一九九】此れはとは上の遍行の諸法はの意にして、要するに之れは煩惱染法を重視する宗教

法の因となるが故なり。此の勢力に由りて、餘部の煩惱、及び彼の眷屬も亦、生長するが故なり。

(二〇一)聖者の身中の、諸の染汚法は、豈に、亦、此[の遍行法]を用つて、遍行因と爲んや。

迦濕彌羅國の毘婆沙師は言はく、(二〇二)一切の染汚法は、見所斷を因と爲す。故に、(二〇三)品類足には、是の如き言を說く。云何が見所斷を因と爲るの法。謂はく、(二〇四)諸の染汚法、及び、見所斷法の感ずる所の異熟なり。云何が(二〇五)無記を因と爲るの法。謂はく、(二〇六)諸の無記の有爲法、及び(二〇七)不善法なり。

(二〇八)或は、苦諦にして、有身見を以て、因と爲して、有身見が與めに、因と爲ること非ざる有り。廣說して、乃至、未來の有身見、及び、

的意義によつて立するな所り。

【二〇〇】餘部とは自部に對す。卽ち苦集に限らず五部に通じて因となるが故に通因といふ。(同類因は唯自部に局る。)別立の因に三ある中、第二は第一を釋成し、第三は第二を釋成す。(此の註は寶師可なり。)根來の法住師は此の說を取る(稱友の釋も亦た同じ)。

【二〇一】聖者とは有學の聖者なり。之れは見道所斷の惑(見惑といふ)迄は已に斷す、唯修所斷の貪等の煩惱が起るのみ。故に今諸の染汚法といふは修所斷の惑と知るべし。難者の意は、有學の聖者には已に遍行惑なきが故にその殘りの修惑は、遍行因の等流果にあらざるべしとなり。

【二〇二】一切の染汚法云云。此の說にては、一切染汚法は聖者

も大の別無く、見惑を因となす意。

【二〇三】品類足とは卷六、參照。

【二〇四】諸の染汚法といふ故に、聖者の起す染汚法も見所斷の遍行法を因となすとの意。

【二〇五】無記云云は品類足論の卷七、參照。無記は有覆無記無覆無記を含む。

【二〇六】諸の無記の有爲法とは有覆無覆の無記の謂にして、有覆無記は欲界の身邊二見と及び其の相應法、並に色無色界の染汚法なり。此の中欲界繫の染法は應の如く同類、遍行、俱有、相應の因性に由る身見等の無記法を因とす。他の貪等を因とせず。乍併上地にては亦た餘の煩惱を因とすることを知るべし。無覆無記は同類性因に由る無覆無記を因とす。本文に「有爲法」とあるは虛空、非擇滅の二無記

彼の相應法の生老住無常を除ける、(三〇九)諸餘の染汙の苦諦なりと。

離　(三一〇)若し爾らば、云何にして、施設足論の說を通ぜん。彼の論に說くが如し、頗し、法の、是れ不善にして、唯、不善をのみ、因と爲すもの有りや、有り。謂はく、聖人の(三一一)離欲退の最初の已起の染汙の思なりと。

通　(三一二)未斷の因に依りて、密に、是の說を作すものなり。見所斷の法も、是れ、此の因なりと雖も、而も、已斷に由るが故に、廢して說かず。

第八節　異熟因

異熟因　是の如く、已に、遍行因の相を說きたり、第六に、異熟因の相は云何。

を簡ばんが爲なり。

【三〇七】不善法。欲界の貪等にして此等は遍行因性に由る有身見等を因とす。已に單に不善法として別に簡別の言無きを以て是れ見修所斷に通ずることを知るべし。是れ第二の文證なり。

【三〇八】或は等は第三證にして、品類足論第十三卷參照。

【三〇九】已に所餘の染汙の苦諦と言へり。別に簡別の言無きを以て是れ見修所斷に通ず。されば凡夫も聖者も修所斷の惑は遍行因性に由つて有身見(見所斷惑)を因と爲すものなり。

【三一〇】若し爾らば。若し聖者の煩惱も遍行を因として起るならばの意。

【三一一】離欲退(Kāma-vairāgyāt pari-hīyamāṇaḥ)とは欲界九品の修惑を斷盡して、已に欲界の煩惱を皆離れ、不還果を得たる聖人が、又再び欲界の煩惱を起して、不還果を退するをいふ。其最初の刹那に起れる染汙の思の心所を最初の已起の云云といふ。こは聖者の修斷の染法が見斷の遍行に依らざるの證となる所以は、本文に唯不善を因となすと說きて無記の意味を否定し去れることなり。そは遍行中、身・邊の二見は無記なるを以て若し遍行を因とするならば唯不善と言ひ能はざればなり。

【三一二】未斷云云。俱有、相應二因を未斷因と云ふ離欲退の時、染本の思を起す因に二種有り。
一、未斷の因、是れは染汙の思と相應する修所斷の煩惱なり。
二、已斷因、是れは見所斷の遍行の惑にして、已に斷じ了

頌に曰はく、

（二三）異熟因は、不善、及び、善の唯有漏なり。

出體

論じて曰はく、唯、諸の不善、及び、善の有漏のみ。是れ異熟因なり。（二四）異熟法なるが故なり。

無記は異熟果を招かず

何に縁りてか、無記は、異熟を招かざる。力の劣なるに由るが故なり。朽敗せる種の如し。

無漏も亦爾り

何に縁りてか、無漏は異熟を招かざる。愛に潤ほさるること無きが故なり。（二五）貞實なる種の、水の潤沃無きが如し。又、［無漏は］、地に繫するに非ず。如何にしてか、能く、地に繫する異熟を招かん。

れる故に已斷といふ。その中、今は未斷の因に依つて說けるものにして之れは密說なり。其の實は所斷の遍行の惑も此の染汙の思の因と成れども、是れは已斷因にして已に斷ぜる故に說かずとの意。

【二三】頌の舊譯　果報因非善、及以有流善。

異熟因（舊譯果報因、Vipāka-hetu）とは、善惡の業がそれに應じて、苦樂の果報を引生する作用をいふ。然るにこの因果關係を三性門（卽ち道德的に）に就て考察するに、因は善惡なれど、その果報たる苦樂の主體は、無記にして、因と果と同性ならざるを以て之を「異りて熟す」といふ理由より、因熟因と名くるなり。尙ほ異熟の語義の詳解は論第二、九丁右に出づ。

【二四】異熟性とは異なりて熟するを自性とすると云ふ義なり。

【二五】貞實なる種とは眞實の種子といふ義。卽ち無漏は無記と異り力はあるも、自他の煩惱の愛水に潤されぬ故に、芽を生ぜざること、種は眞實にても之を潤す助緣なき時は發芽せざるが如しとなり。地に繫する云云。無漏は三界九地に屬せざるも異熟は必ず三界の何れかに屬す。

不善と有漏の善との法

餘「の不善、及び有漏善の」法は、(二六)二を具す。是の故に、能く招くこと、貞實の種の、水に沃潤せらるるが如し。

異熟因の意義

問

(二七)異熟因の義は、如何に了すべきか。異熟の因たるを、異熟因と名くと爲んや。異熟卽ち因なるを、異熟因と名くと爲んや。

(二八)義、兩釋を兼ぬ。斯れに何の過か有る。

反徴

若し、(二九)異熟の因を、異熟因と名くとせば、聖教に、異熟より生ずる眼とは言ふ應からず。

難

若し、異熟卽ち因なるを、異熟因と名くとせば、聖教に、(三〇)業の異熟と言ふべからず。

答

兩釋倶に通ずることは、已に、(三一)前に辯せるが如し。

異熟の義細釋

(一)有部の説

異熟因と他の五因

言ふ所の異熟は、其の義云何。

毘婆沙師は、是の如きの釋を作る。(三二)異類にして熟す、是れ異熟の義なりと。謂はく、異熟因は、

【二六】二とは愛潤と繫地との二條件なり。

【二七】異熟云云。問の意味は、異熟因とは異熟といふ果報の因たるが爲めか、將た異熟といふ因が、異熟なる果報を生ずるために、その名を得たるかとなり。

【二八】義兩釋云云。答は、異熟因には兩方の意味を含むとなり。

【二九】異熟の因といへば、(依主釋)異熟果に對する因の義となり、異熟は果のことになる。何故に發智論第十一に異熟より生ずる眼といひて異熟を因の義に用ゐしかとなり。

【三〇】業の異熟云云。此の用法は業を因と見、異熟も果の名を見たるものなり。

【三一】前とは此の論第二卷に、異熟因の所生を異熟生と名く。牛に駕する所の車を名けて牛車と曰ふが如し。中の言を略し去る故に、是の退をなす。或ひは、所造の業の得果の時に至りて、變じて能く熟するが故に異熟と名く。果の彼れより生ずるを異熟生と名づく云云と記す。その下參照せよ。

【三二】異類にして云云。因は善惡にして果は無記なれば、因と果と異類にして、果を生じ、受用するに至るを異熟といふの意。

との相異

唯、異類にして熟す、倶有等の因は、唯、同類にして熟す。能作の一因は、同異を兼ねて熟す。故に、唯、此の一を異熟因と名くるなり。

(二)經部の說

(三三)熟果は、餘因の得する所なるべからず。果に二義を具して、方に、熟の名を得。(三四)一には、(三五)相續の、(三六)轉變と、(三七)差別とに由りて、(三八)其の體は生ずることを得。(三九)二には、因の勢力の勝劣に隨つて、時に分限有るに由る。

此の二義と倶有相應二因

(三〇)彼の倶有と、相應との二因の生ずる果の體は、要らず、相續の轉變と、差別とに由りて方に、乃ち、生ずることを得るに非ず。(三一)取果の時、卽ち、與果するに由るが故なり。

上の二義と能作同類遍行の三因

(三二)又、能作、同類、遍行の三因の果は、亦、因の勢力の勝劣に隨つて、時に分限有るに由るに非ず。善惡等[の因は]生死の邊を窮めて、果數數生じ、時に限無きに由るが故なり。

【三三】論主は經部の義によつて異熟果を說く。謂へらく異熟果は他の五因によつて得られたる果と異ることは、二義あるに由ると。

【三四】一には云云。此の論第四卷參照。

【三五】相續とは、善因惡因が造りて已後前念後念と相續して絕えぬこと。

【三六】轉變とは因が相續して果に近づく程、相の次第に變じ行くこと。

【三七】差別とは次念に果を生ぜんとする刹那に因相が皆前と差別し、變ること。

【三八】其の體とは果の體のこと。

【三九】二には云云。因の力の勝劣によつて、其果の住する時に分限有り。喩へば强業にて引きし果なれば千年住し、弱業所引は十年住すといふが如し。以上の二義を具するとき熟果と名く。

【三〇】彼の倶有云云。倶有、相應二因は唯第二義のみありて第一義無し。

【三一】取果云云とは因に可能性の狀態(取果)と現實化(與果)との區別有り、倶有、及び相應の二因は同時の因果なる故、取果の時卽與果の時なり。

【三二】又云云。能作、同類、遍行の三因は第一義のみ有りて、第二義無きを明す。卽ち是等による因果は、因の性質と果のそれと同樣にして一の因は無數の果を生じ、其果は亦、因となつて後の無數の果

此れに由りて、但だ、是の如きの釋を作るべし。〔三三〕變異にして熟する、是れ、異熟の義なりと。但だ、〔三四〕異のみを以て、餘の因を簡別すべからず。

第九節　六因の義門分別

第一項　諸蘊が異熟因と爲りて同一果を感ずる上の界地上の關係

義門分別　欲界五蘊が異熟因となつて同一義を感ずる相

〔三五〕欲界の中に於いては、有る時は、〔三六〕一蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、〔三七〕有記の得、及び彼れの生等なり。有る時には〔三八〕二蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、善と不善との身業、語業、及び彼れの生等なり。有る時には、〔三九〕四蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、善と不善との心、心所法、及び彼れの生等なり。

を引き無窮に進むが故に異熟果の如く十年とか七十年とかいふが如き、限定なし。

【三三】變異にして云云。因が轉變差別して、果が生ずるときこれを異熟の義と名くる意。

【三四】異のみにて云云。上に述べし如く、異の一字で、餘の因を簡別しては理を盡さず。故に、異熟の二字を以つて簡ぶべしとの意。

【三五】以下は、種種の蘊が同時相望して俱有因たると同時に、亦異熟因となりて同一異熟果を生ずることを、三界に渉りて明にせんとしたるものなり。

【三六】先づ欲界よりするに、その最も單純なるは一蘊の中に攝せらるるものが共同因(俱、有因にして同時に異熟因)となりて、一の異熟果を生ずる場合なり。卽ち善又は不善の得と、その得の上の生等の四相とが共因となりて、一の異熟果を生ずる場合之なり。

【三七】有記とは善惡のこと。無記に對してといふ。

【三八】二蘊とは色行をいふ。身語業は色蘊、生等は行蘊。

【三九】四蘊とは受想行識なり。卽ち心は識、心所及び生等は受想行也。但し欲界には隨心轉の戒(定道俱戒)なきを以つて、五蘊にて一果を感ずることなし。

色界の蘊が因と爲りて同一果を感ずる相

色界の中に於いては、有る時には、(二四〇)「行の」一蘊を異熟因として、(二四一)共じて一果を感ず。謂はく、(二四二)有記の得と、無想等至と、及び彼れの生等なり。有る時には、(二四三)「色と行との」二蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、(二四四)初靜慮の善の有表業、及び彼れの生等なり。有る時には、(二四五)「色を除ける餘の」四蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、(二四六)非等引の善の心心所、及び、彼れの生等なり、有る時には、五蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、是れ等引の心、心所法、幷びに、(二四七)隨轉の色、及び彼れの生等なり。

無色界の蘊が因となつて同一果を感ずる相

無色界の中にては、有る時は、(二四八)一蘊を異熟因として、(二四九)共じて一果を感ず。謂はく、(二五〇)有記の得と、(二五一)滅盡等至と、及び彼れの生等なり。有る時は、(二五二)四蘊を異熟因として、共じて一果を感ず。謂はく、一切の(二五三)善の心心所法、及び、彼れの生等なり。

【二四〇】一蘊とは行蘊（得、無想定、四相）。

【二四一】無想異熟なり。

【二四二】有記の得云云。善惡の得と四相とが一果を共感すると、無想定と四相とが一果を共感するとの二義を含む。

【二四三】二蘊とは色行蘊（表業の色と、生等四相）。

【二四四】初靜慮とは、第二禪以上には尋伺なき故に表業を起さざればなり。

【二四五】四蘊とは色を除く餘の四。

【二四六】非等引とは等引に非ざる散心の義。散心中には隨心轉の因無きが故に、色蘊を除く。此の善の心心所は色界四禪に通ずるが故に初禪と言はず。

【二四七】隨轉の色とは定俱の無表業（定共戒のこと）。

【二四八】一蘊とは行蘊（得滅盡定、四相）。

【二四九】一果とは八萬劫の有頂の異熟。

【二五〇】有記の得云云は。有記の得と四相との一組と滅盡定と四相との一組と二組を含む。

【二五一】滅盡等至。滅盡定也。

【二五二】四蘊とは無色界には隨心轉の色なき故、色蘊を除く他の四蘊なり。

【二五三】善の心心所法。生得善及び加行善に通ず。これ定心な

第二項　一業所感の異熟

(一)決定感

(二五四)業あり、唯、一處の異熟を感ず。謂はく、法處を感ず。卽ち、(二五五)命根等なり。

若し、(二五六)意處を感せば、定んで、二處を感ず。謂はく、意と、法となり。若し、觸處を感ずるときも、知るべし、(二五七)亦、爾り。

若し、身處を感せば、定んで、三處を感ず。謂はく、身と、(二五八)觸と、(二五九)法となり、(二六〇)色香味を感ずるときも、知るべし、亦、爾り。

若し、眼處を感せば、定んで、四處を感ず。謂はく、眼處及び身、觸、法を感ず。(二六一)耳鼻舌を感ずるときも、知るべし、亦、爾り。

(二)不定感

(二六二)業あり、能く、或は(二六三)五、(二六四)或は六、或は七、或は八、或は九、或は十、或は(二六五)十一

ならば加行善の故なり。

【二五四】以下は、異熟因によりて感得する處の果の多少を明かす。附記。一處を感ずるより、乃四處を感ずる迄は決定感と稱す。因たる業は同性にして、（心王を善業にて感じ、又心所を善業にて感ずる如し）、果の體（心王、心所）の必ず俱有なるが故なり。又五處より十一處迄を感ずるは不定感といふ。それは必ずしも自性の業の所感に非ず、又果の體も俱有に非ざる故なり。

【二五五】命根等とは、命根とその生等の不相應を等取す。

【二五六】意處を感ずれば、必ず心所、四相（法處）等、之に伴ふが故に　二處となるなり。

【二五七】觸と法處となり。

【二五八】觸處とは身體を作る能造の四大種を意味す。

【二五九】法處とは生等四相。

【二六〇】色香味とは、色處と、觸、法、二處と、又香處と、觸法二處の各三處を感ずるときのことなり。觸法とは上に準ず。

【二六一】耳鼻舌云云。上の色香味に例して知るべし。

【二六二】業あり云云。不定感――五百處以上を感得するに際しては、別業にて感ずべき法を偶偶同業で感ずるとも有り。又欲界にては眼と香と味とは俱生すれども、色界にては爾らざる如く、因たる業も、果の體も共に不定なるを云ふ。

【二六三】五とは眼、身、觸、法に色の一を加ふ。

【二六四】六とは上の五に香を加ふ。（眼と色とは別業の所感の場合有り。人間の眼處は善業所感なるも色處は不善業の所感なるも有り。）

【二六五】一業十二處を感ずること

處を感ず。(二六六)〔これ〕業は、或は少果、或は多果なるが故なり。外の種の果は、或は少、或は多なるが如し。〔即ち〕種の果の少なきは穀、麥等の如く、種の果の多きは、蓮、石榴、(二六七)諾瞿陀等の如し。

第三項　業の世に約しての感果

(三)業の世に約して感果

(二六八)一世の業の、三世に異熟するあるも、三世の業の、一世に異熟すると無し。(二六九)劬勞を設けて、果の、因より減ずると無きが爲の故なり。

(二七〇)一念の業に、多年の異熟有るも、多年の業に、一念の異熟あること無し。此の中の所以は、(二七一)上の如く、知るべし。

第四項　異熟果は業と倶又は無間に來らず

(四)異熟果は業と倶又は無間に來らず

然るに、異熟果は業と倶なること無し。業を作るとき、(二七二)即ち、果を受くるに非ざるが故なり。

なし。そは聲處は非異熟なるを以てなり。

【二六六】「これ」業は云云。業の功能中には少果を感ずるものあり多果を感ずるものあり不定なるによるとの義。

【二六七】諾瞿陀（Nyagrodha）榕樹（Ficus indica）

【二六八】一世の業云云。一世に造れる業にして、過現未三世の異熟果を感ずることは有るも、三世の業が共にして一世の異熟を感ずといふことは無しとの意。

【二六九】三世の業が一世に異熟し盡さざる所以は、果が因より減少するといふことは、心理的因果法にあらざるが故なり。

【二七〇】一念（Eka-kṣaṇika）とは一刹那の譯。

【二七一】上の如くとは上の劬勞を設けて云云の文を指す。

【二七二】因ありて、即座に果有るは倶有因相應因のみなり。然るに異熟果は倶有、相應二因と異なりて熟するものなるが故に。

亦、(二七三)無間にも非ず。(二七四)次の刹那は、等無間縁の力の引く所なるに由るが故なり。(二七五)又、異熟因の、異類の果を感ずるは、必らず相續を待つて、方、能く、辨ずるが故なり。

第十節　六因と三世との關係

六因の世分別

是の如き六因は、定んで何の世に居するや。因の、世に居する定まれることは義を以て已に説きたりと雖も、而も、未だ頌を以て攝せず。故に、重ねて辯ずべし。頌に曰はく、

(二七六)遍行と同類とは、二世なり。三は世三なり。

遍行と同類と二因

論じて曰はく。遍行と同類とは。唯、過[去]と現[在]とに居し、未來世には無し。理は、前に説き

【二七三】同じく無間に果有るは同類遍行二因のみ。

【二七四】次の刹那云云は無間に非ざる譯。異熟果は、今、業を造りて今直ちに果を感じても、中間に一刹那を經、其の次刹那は、初刹那の心心所の等無間縁（四縁の下參照）の力に引かるる所にして、業力の生ずる所には非ずとの謂也。若し其等無間縁が異熟因ならば、異熟因なる等無間縁より引かれたる次第の法は或は善或は不善或は無記に通ずべし、備るに異熟果は無記ならざる可らざるを以つて等無間縁を異熟因と云ふ可らず。

【二七五】又、異熟因云云。無間に非ざる第二因故。異熟因は善惡にして、果に無記、卽ち異類にして熟する故に、無間、又は倶時に招果すること能はず。それが感果する爲めには、必ず、異類にして熟するに足るべき丈の時間を要すとの意。

【二七六】遍行云云の頌の舊譯　遍行及同類　二世、三世三。遍行及び同類の二因は過現の二世に有るも未來世には無く、相應、倶有異熟の三は三世に遍通し、能作因は一切法を以て體とするが故に、三世の有爲法と非世の無爲法とに通ず。

たる如し。

相應俱有異熟　相應と俱有と異熟との三因は、三世の中に於いて、皆、悉く遍く有り。

能作因　頌に、既に、能作因の居する所を說かず。義准じて知るべし、三世と〔二七七〕非世とに通ずるを。

第十一節　五　果

六因の果＝五果　已に六因の相の別と世の定めとを說きたり。何等を果となし、彼れに對して因と成るや。

頌に曰はく、

〔二七八〕果は有爲と離繫となり。無爲には因果無し。

品類足論の說　論じて曰はく、〔二七九〕本論に說くが如し。果たる法は云何。謂はく、諸の有爲と及び擇滅となり」。

擇滅も因ありや　若し爾らば、〔二八〇〕無爲は、是れ、果なりと許す

【二七七】非世とは三世の關係以外に立てる無爲法のこと。

【二七八】頌の舊譯
有爲擇滅果。無爲非因果。
上來說述し來れる六箇の因は、一般有爲法と離繫果たる擇滅とを果とす。その內一般有爲は六因に引かれて生ずる果にして、之れに異熟果、等流果、士用果、增上果の四有り。離繫果は卽ち擇滅涅槃にして、生ずる果には非ず、證る所の果なり。一般に無爲法は不生不滅の體なるが故に、それ自體は決して、六因によりて生ぜらるるものに非ず。之れ頌に、無爲は因果無しといふ所以なり。舊譯に「因果に非ず」といへるは妥當ならず。長行にあるが如し。或る意味に於て無爲も因たり果たるを得ればなり。

【二七九】本論とは品類足六論、發智論五。

【二八〇】無爲とは擇滅無爲のこと。之を離繫と名く。已に果

が故に、則ち、應に因有るべし。要らず、彼の因に對して、乃ち、此れを說きて、果と爲し得べきが故なり。

又、此の（二八一）無爲は、是れ、因なりと許すが故に、亦、應に、果有るべし。要らず、彼の果に對して、乃ち、此れを說きて因と爲し得べきが故に。

有爲法のみ因有り

唯、有爲法のみ（二八二）因有り、果有るも、諸の無爲は非なり。

所以は何ん。

（二八三）六因無きが故に。五果無きが故に。

問　（二八四）何に緣りて、諸の無間道は、離繫果の與めに、能作因と爲ることを許さざるや。

答　生ずることに於いて、障へざるを能作因と立つ。無爲は生ずることなし。（二八五）道に何の所作かあらん。

問　（二八六）若し爾らば、誰の果なるか。「又」、果の義は如何。

といふ以上に因あるべく、從つて無爲には因果なしといふは妥當ならざるべしとなり。

【二八一】無爲は三無爲也。上の能作因を明す文の中に於て、三無爲を能作因と許す以上は、無爲は果有るべしとの意。

【二八二】因有りとは、六因より生ずる義。

【二八三】六因無きが故に云云。無爲は常住不生の法にして、六因より生ぜず。又無爲は果を生ずること無き故に四果を有せず。（五果の中離繫を除く四）、又無漏道の如く、能證の道にも非ざる故に、離繫果も無しとの謂。

【二八四】何によりて云云。上に無爲に因無しといふに就きての問。無間道の力にて解脫道に於て離繫果を證る。故に無間道は離繫果の能作因と許して可ならずやとの意。

【二八五】道とは無間道。即ち無爲は不生不滅なるを以て、此無爲に對して、無間道は、生ずることに妨げせぬといふ役目を演ずることもあり得べからざるを以て能作因にあらずとなり。

【二八六】若し爾らば云云。擇滅は能作因の果に非ずんば誰の果なるか。因より生ぜずんば果の義は云何との問意。

答　謂はく、(二八七)是れ道が果なり。道の力にて得するが故なり。

問　若し爾らば、道の果は、唯、是れ、(二八八)得なるべし。道は得に於いて、(二八九)能あるも、(二九〇)擇滅に於いては非なるが故なり。

答　(二九一)爾らず。得に於いてすると、擇滅の中に於いてすると、道の功能に差別有るが故なり。

問　云何が、得に於いて、道は功能有るや。

答　謂はく、能く生ずるが故に。

問　云何が、滅に於いて、道は功能あるや。

答　能く證するが故に。

結　(二九二)此の理に由るが故に、道は滅の因に非ずと雖も、而も、擇滅を說きて、道の果と爲すことを得べし。

無爲と能作因

問　既に、諸の無爲には、(二九三)增上果無し。云何が說きて能作因と爲すべきや。

【二八七】是れ道とは同じく無間道の意。無間道の力にて、離繫を顯じて證得するが故に果といふ。生じたる果に非ず、證得する果なりとの意。

【二八八】得とは無間道に引起せらるる擇滅を得べき得なり。

【二八九】能とは生起の能なり。

【二九〇】擇滅云云。不生滅の法なるを以て、擇滅無爲其者には道の作用し得べき答なし。ただその無爲を證する上に關係するのみならずやとの意。

【二九一】爾らず云云。無間道が得に對しても功能あれど又擇滅に對しても功能あり。その功能の作用の仕方に區別あり。し故に果に得のみに關係すと片附くべからずとなり。

【二九二】擇滅は不生不滅なるを以て、道によりて生ずるにあらざれば、道を擇滅の生因とはなし得ざるも、擇滅は道によりて證得せらるる點より道の果といひ得べしとなり。蓋し道を擇滅の了因と名くるが至當ならんも本論には生因了因といふ區別を立てざるを以て此困難に逢ひしものとす。

【二九三】增上果（Adhipatiphala）。因の增上力によりて引生せらるる果。（又增上緣による果たり）。無爲法も能く生ずるを障へざる點に於て能作因と名くるに對する難なり。

答

有部の無爲無因果說と經部の無爲非因果說

諸の無爲は、(二九四)他の生ずる位に於いて、障を爲さざるを以ての故に、能作因と立つ。然るに、〔增上〕果無しとは、〔無爲は〕、(二九五)離世の法にして、能く取果し、與果する用無きに由るが故なり。

經部の說

經部師の說かく、無爲は因に非ず。經に、因は是れ無爲と說くこと無きが故に。經に、因は唯、有爲のみと說くこと有るが故に。

有部の問

何の處の經に說けるや。

經部經を示す

(二九六)有る經に說けるが如し、諸の因、諸の緣の能く色を生ずるものは、皆、是れ無常なり。無常の因緣の生ずる所の諸色、如何にしてか、是れ、常ならん。廣く說く。乃至、識も、亦、是の如しと。

有部の難

(二九七)若し爾らば、無爲は、亦、能緣の識等の與めに、(二九八)所緣緣と作らざるべし。

經部經を通ず

(二九九)唯「能く生ず」と說けるが故に、所緣緣と作ることを得。謂はく、經には唯「諸の因となり緣となりて能く識を生ずる者は皆是れ無常なり」と。

【二九四】他とは無爲の他の一般有爲法をいふ。

【二九五】離世の法とは三世の制約を受くること無きこと。從つて三世法に對して取果、與果の功能なき點に於いて無爲には果なしといふ。

【二九六】有る經とは雜阿含一、曰、世尊告二諸比丘一、色無常、若因若緣生二諸色一者、彼亦無常、無常因無常緣所生諸色、云何有レ常、如レ是受想行識無常云云。

【二九七】若し爾らばとは、經中に、諸因、諸緣は、凡べて無常といふ故に、無爲法が不生の法なる限り、無常なるべからざるが故に、所緣緣ともなるまじとの意。

【二九八】所緣緣(Ālambanapratyaya)。心識の活動のためには、對象を要す。その對象を心識に對して所緣緣といふ。然るに無爲は吾等の認識の對象となる限り、所緣緣なるを以つて、この難あるなり。

【二九九】有の難に對して、經部は答へて曰く。經には心識を生ぜしむる因緣は無常なりとありて、必ずしも心識の對象となるものは、凡て無常と說かざるを以て、常住法の無爲も所緣緣たることを得となり。

說けども、一切の識の緣と爲る者は、皆、是れ無常なりとは說かざるが故に、難を成ぜず。

有部の釋　〔三〇〇〕豈に、亦、唯、能生の因是れ無常なりと說くが故に、無爲は、唯、障へざる故に、能作因と爲ることを撥せざるにあらずや。

經部の破　契經の中に、無爲の法は所緣緣と爲るとは說くこと有れども、契經の中に、無爲法は能作因と爲るとは、說くこと無きが故に、唯、障へざるのみによりて、因の性と立つべからず。

有部救　〔三〇一〕經に說くこと無しと雖も、亦、遮する處も無し。又、無量の經は、今、已に隱沒せり。云何にしてか、定んで、經に說くこと無しと判ぜん。

經部の問　〔三〇二〕若し爾らば、何の法を名けて、離繫と爲すか。

有部の答　卽ち〔三〇三〕本論の中に說く所の擇滅なり。

經部又責む(擇滅)　豈に、〔三〇四〕先に、何をか、擇滅と謂ふやと問へば、是れ離繫なりと答へしに非ずや。〔而して〕、今、

【三〇〇】豈に云云　經には能生の因は是れ無常といふも、能作因はただ妨げせぬといふのみにて、積極的に能生の因たるものにあらざれば、無爲法を能作因と見ることは、別段に經文と牴觸せざらんとは、有部の會通なり。

【三〇一】こは經部師が經文を引きてその說を證するに對して、有部師は之を對破するに足る經證を見出しかねたる結果として致せる言說なり。

【三〇二】若し爾らば。無爲を能作因とすることは、暫らく、有部の主張通りなりとするも、離繫果に就ては大に爭はざるべからずとの義。これ、有部は離繫果、卽ち擇滅を以て、例によりて實有の體と見るに反し、經部は、擇滅無爲とは要するに一切の煩惱の滅盡したる當體、卽ち煩惱の非有に名けたる名義と解する所より來る大論爭なりとす。

【三〇三】本論とは前揭品類足の文を指す。

【三〇四】先にとは界品の初頭。

何の法をか名けて離繫と爲すやと問へば、是れ、擇滅なりと答ふ。是の如きの二の答は、更互に相依る。【三〇五】此の自性に於ては、竟に顯はすこと能はず、故に、別門をもつて、自性を開顯すべし。

有部の答

此の法の自性は、實に有れども、言を離る。唯、諸の【三〇六】聖者の、各別の內證なり。但だ、方便して、【三〇七】總相をもつて說きて、是れ善、是れ常にして別に實物有るを名けて擇滅と爲し、【三〇八】亦離繫と名くと言ふべし。

經部自說を述ぶ

經部師は說かく、一切の無爲は皆、實有なること、色受等の別に實物あるが如きものに非ず。【三〇九】此は無き所なるが故に。

有部の問

【三一〇】若し爾らば、何が故に、虛空等と名くるや。

經部答（二虛空）

唯、【三一一】觸る所の無きを「假りに」說きて虛空と名く。謂はく、【三一二】暗中に於いて、觸對する所無ければ、便ち、是の說を作す。此れは、是れ、虛空なりと。

【三〇五】此の自性とは、擇滅無爲卽ち離繫果の當體をいふ。故に離繫果、擇滅以外の別途の表現法によりて之を開示せよと迫るなり。

【三〇六】諸の聖者云云。見道の無漏智の起れる聖者のみ擇滅を知る。

【三〇七】總相とは、微細に詳說することなく、唯概說して云云の意。

【三〇八】別に云云とは、色心以外に擇滅の體ありといふ義。

【三〇九】此とは、三無爲。卽ち物のなき所を無爲と名くるものなるを以て、無爲は五蘊の如く或る一物として存在するにあらずとなり。

【三一〇】若し爾らばとは經部の所說に從へば無爲には體なきを以て、體の無き者につきて、何故に虛空擇滅等の名を立つるかとの問

【三一一】觸る所の無きとは有對の物なきと云ふと同じ。

【三一二】暗中とは、明ある處にても唯だ觸對する所無きは虛空なれども、暗中は眼の見ざる所にして空の相顯はれ易きを以て殊に暗と言ふなり。

(二)擇滅

(三三)已起の隨眠と生との種の滅する位に、(三四)揀擇の力に由りて、(三五)餘の更に生ぜざるを、說きて擇滅と名く。

(三)非擇滅

揀擇の力を離れ、緣を闕くに由るが故に。餘の更に生ぜざるを、非擇滅と名く。(三六)衆同分を殘して、中夭せる者の餘蘊の如し。

上座部の擇滅等

(三七)餘部の師は說かく、慧の功能に由りて、隨眠の生ぜざるを、名けて擇滅と爲し。隨眠の緣の闕けて、後の苦「果」生ぜず。慧の能に由らざれば非擇滅と名くと。

經部の破

(三八)揀擇の力を離れては、此の滅は成ぜず。故に、此の「苦界の」生ぜざるは、卽ち擇滅の攝なり。

大衆部の說

(三九)有るが說く、諸法は、生じ已つて後無し。自然に滅するが故に、非擇滅と名くと。

【三三】已起の隨眠と生との種云云。已起の隨眠とは、現に起り居る煩惱を云ひ、生とは後生のこと、種とは後生と煩惱とを引生する種子となるをいふ。此種子論は經部の有名なる立場の一なりとす。

【三四】揀擇とは無漏の智起りて四諦の理を揀擇、卽ち「エリワクル」こと。

【三五】餘とは餘の煩惱及び後有のこと。卽ち經部に從へば、現行の煩惱もその種子も刹那生滅するものなるが、その滅の位に、無漏智の力が加りて、次ぎに煩惱を生ぜざらしめ又た次の生あらざらしむるに到る當體を擇滅といふ。

【三六】衆同分云云。百年生くべき者が中夭して五十年にして死する時は殘り五十年の五蘊は緣が缺げて永く生ぜざるが如し。之れを缺緣不生と稱し、之れを非擇滅を得すと名く。こは擇力、卽ち無漏智によらざるが故に非擇滅といふ。

【三七】餘部とは上座部(Sthaviravādin)の說。

【三八】揀擇の力云云。前の上座部の解釋に對する經部の批評なり。卽ち上座部は隨眠の生ぜざるは擇滅にて、後苦の生ぜざるは非擇滅なりといへど、そは正當なる解釋にあらず、後苦の滅も、同じく擇力(無漏智)によるものなれば、之も矢張、擇滅に攝すべきなりと。

【三九】有るが云云。こは特に非擇滅に對する大衆部の解釋なり。有部にては法が過去に入るとは要するに用の滅する迄にして、體は恆有と說くも、

經部の破

(三三〇) 是の如く執する所の非擇滅の體は、是れ無常なるべし。未だ滅せざれば無きが故なり。

大衆部返難

(三三一) 豈に、擇滅も擇を先とするが故に、先には無くして後に有り。［卽ち］應に、亦、無常なるべきにあらずや。

經部の答

(三三二) 擇を先と爲して、方に擇滅有るには非ず。如何ぞ擇滅は、亦、是れ無常ならん。所以は何ん。先きに［揀］擇有りて後、(三三三) 未生法に、方めて不生［の理］有るに非ざればなり。

大衆部徵

何ん。

經部の答

(三三四)［諸法の］不生は、本來(三三五) 自有なればなり。若し、揀擇無くんば、諸法は生ずべきに、揀擇の生ずる時、法は、永く起らず。此の［諸法］起らざるとに於て、［揀］擇に功能有り。(三三六) 謂は

大衆部は過去無體と稱し、法の過去に入れるは無に歸すと說く。卽ちこの無に歸することは非擇滅なりといふなり。

【三三〇】是の如く執云云。上の說にては、有爲法未だ滅せざる間は、非擇滅無く、滅せし時に於て、非擇滅生ずと說くが故に、先無後有の無常物とならんとの意。

【三三一】右の難に對して大衆部は擇滅無爲の例を出して、その然らざるを辯ず、擇滅無爲は擇力を先きとして後に顯はるるが故に、矢張、先無後有と言はざるべからず。而も之を無爲と言ひ得るならば非擇滅も同樣の意味にて無爲と謂ひ得べしとなり。

【三三二】大衆部の例に對しての、經部の答なり。擇滅無爲は、いかにも擇力によりて得らるるも、その當體は、本來存するものなれば、擇力によりて初めて生ずるものにあらずとなり。

【三三三】未生法云云。不生の法は本來、不生法たるものにして、擇力によりて初めて、不生法が不生の理を有し來るにあらずといふ意。

【三三四】［諸法の］不生云云。不生の滅理卽ち不生の擇滅の意。

【三三五】自有とは他の助を借らずして自分自ら定在すること。

【三三六】擇滅無爲に對する擇力の功能を簡單に云へば、有爲法はその自らなる法則によりて、常に續起すれど、擇力の作用するによりてその續生止みて永く不生たるに至る。この不生の當體を擇滅無爲と名くるが故に、擇力の作用は、ただ有爲法の續生に障碍をなすといふに止まりて、その永不生の當體は自有なれば、擇

有部經を引く

經部通ず

く、先時に於ては、未だ生の障あらざるに今、生の障を爲す。〔法の〕不生を造るには非ず。

(三二七)若し、唯、不生を、是れ、涅槃なりといはば、此の經の文句を、當に云何にして通ぜんか。(三二八)經に謂はく、〔信等〕五根を、(三二九)若しくは修し、(三三〇)若しくは習し、(三三一)若しくは多く修習して、能く過去、未來、現在の衆苦を永く斷ぜしむと。

此の永斷の體は、即ち是れ涅槃なり。〔爾れば〕、唯、未來に於てのみ不生の義ありて、過現に非ずと言ふは、豈に相違せずや。

此の文有りと雖も、而も、義に違はず。此の經の意は說く、過現の苦〔果〕を緣ずる煩惱の斷ずるが故に、衆苦斷ずと名く。(三三二)世尊の言ふが如し。汝等、色に於いて、貪欲を斷ずべし。貪

力の直接に創造したるものにあらずといふ也。然れども、經部は此の永不生の積極的存在性を認めず。

【三二七】若し唯云云。經部と大衆部との問答終りて再び有部對經部の論難に戻りて不生を擇滅無爲と見るの可非を論ず。

【三二八】經云云。雜阿含二十六に曰く、於此五根修習、多修習過去未來現在一切苦斷。

附記。五根とは信勤念定慧の五根なり、二十二根等の下參照。

【三二九】若しくは修とは見道の位に、無漏の五根を修して起すこと。

【三三〇】若しくは習とは修道の位。

【三三一】若しくは多く修習とは、無學道の位。

此の三世の苦が永く斷ずる、その體は擇滅涅槃なり。爾れば、唯未來世の上に許り不生の涅槃有りて過現の法の上に、不生無しとは云はれまじ。之れを如何に通ずるかとの難意。是は有部の意にては三世の衆苦の永斷するは三世の苦樂のをなるも、有部にては過去の煩惱の法後得も、未來の煩惱の法前得も、委く自性斷にして、三世の煩惱の繫縛を離れたる時に、實體有る涅槃即ち擇滅を證ると說き、經部にて、煩惱種子を斷じて、後の煩惱苦果の生ぜざるに至れる處に擇滅を立つる故に、未來の衆苦の永斷するは可なるも、過去現在の衆苦永斷は差支を生ず。故に有部より此の難を出せるなり。

【三三二】世尊云云。雜阿含三十。

經部別釋

欲斷する時を、即ち、(三三)色斷、及び、(三四)色遍知と名く。廣說して、乃至識も、亦、是の如しと。(三五)過現の苦の斷ずる義として、亦、應に然るべし。設ひ、(三六)餘の經に、過去、未來、現在の諸の煩惱を斷ずと言ふ者有らんとも、前の理に准じて、釋せよ。義、亦違ふこと無し。

或ひは、此の經の中には、別に意趣有り。過去の煩惱とは、過去の生に起す所の煩惱を謂ひ、現在の煩惱とは、現在の生に起す所の煩惱を謂ふ。(三七)愛行の中の十八愛行の如し。「謂はく」過去世に起るものは、過去生に依つて說き。未來現在も、應に知るべし、亦、爾り。

種子

「今も亦た」是の如く、「過現の」二世に起す所の煩惱は、未來の諸の煩惱を生ぜんが爲めの故に、現「在」の相續「身」に於いて、種子を引起す。此の種「子」斷ずるが故に、(三八)彼れも、亦、斷ずと名く。異熟「果」の盡くる時、亦、說きて業盡く

【三三】色斷とは無間道にて貪欲を斷ずること。

【三四】色遍智（Rūpam parijñā-tam）とは解脫道にて貪欲の繫縛を離れて、擇滅を證ること。

【三五】過現の苦云云。この經は能緣の貪欲を斷ずることを所緣に約して色斷又は色遍知と名くるが如く、有部の引用したる經文の意味も、能緣を所緣に約して言ひ表はせるのみなれば、過去、現在にも不生の擇滅ありといふ證たらずとなり。

【三六】餘の經とは雜阿含廿六卷。

【三七】愛行（Tṛṣṇā-vicarita）とは貪愛の起動することにして此に十八種あり、謂く「我あり」と云ふことあれば、我此にあり(一)、我斯くあり(二)、我異なりてあり、(三)我實なり(四)、我は非實なり(五)、我當にあるべし(六)、我當にあらざるべし(七)、我當に此にあるべし(八)、我當に斯くあるべし(九)、我當に異なりてあるべし(十)我あるべし(十一)、我此にあれ(十二)、我斯くあれ(十三)、我異りてあれ(十四)、我あるか(十五)我此にあるか(十六)、我れ斯くあるか(十七)、我異なりてあるか(十八)、是れなり。此の十八種の愛起る、未來、現在の世にも亦是の如く各各十八種を說く。

【三八】彼とは過現の煩惱、即ち種子の因たるものを指す。

と名くるが如し。未來の衆苦、及び、諸の煩惱は、種無きに由るが故に、畢竟不生なるを、說きて名けて斷と爲す。若し、是れに異らば、過去現在は何に緣りてか斷ずるを須ゐるや。(二三九)已滅及び(二四〇)正滅の時に於いて、劬勞を設けて、其をして滅せしむるが爲にすることを須ゐるに非ず。

有部經を引いて難す

若し無爲法にして、其の體、都べて無くんば何が故に、(二四一)經に「所有諸の法は、若しくは諸の有爲なりとも、若しくは諸の無爲なりとも、中に於いて、(二四二)離染を最第一と爲す」と說けるや。如何ぞ、(二四三)無法を(二四四)無の中に於いて、立てて第一と爲すべきや。

經部の答

我れも、亦、諸の無爲法は、其の體、都べて無しとは說かず。但だ、(二四五)我が說く所の如くにして有るべきのみ。[卽ち例へば]、(二四六)此の聲の先に非有なる有り、後に非有なる有りと說くが如し。(二四七)非有を說きて有と爲す可からざるが故に、有の義、成ずることを得、無爲ありと說くことも、應に知るべし、亦、爾り。

無も實在す(經部)

【二三九】已滅とは過去。

【二四〇】正滅とは現在。之れ等は斷ぜずとも自然に滅するものなり。何ぞ劬勞を設けて、斷ずる必要有るべきやとの意。

【二四一】經は雜阿含卅一(辰三、八五右)參照。

【二四二】離染(Virāga)とは擇滅涅槃のこと。

【二四三】無法とは擇滅を意味し、無體の法といふ意。

【二四四】無とは三無爲を意味し、同じく無體義。

【二四五】我が說く云云。經部の說にては、五蘊一切有漏の迷法が無に歸せるものが涅槃にして、此の無の涅槃が實在すといふ。

【二四六】此の聲とは現在の聲の意。

【二四七】非有云云。非有を說いて、何かあるかの如くに有といふ譯に行かざれど、非有といふ事實が有るとは言ひ得るとなり。蓋し勝論が十句義中に無體句義(Abhava padārtha)を立つるに似通へる思想とす。

經部經を通す　有にあらずと雖も、而も（二四八）稱歎すべきものあるが故に、諸の（二四九）災横の、畢竟じて非有なるを名けて離染と爲す。〔而も〕此れを、一切の有と非有との中に於いて、最も殊勝と爲し、所化〔の衆生〕をして、深く欣樂を生ぜしめんが爲めの故に、此れを第一と爲すと稱歎すべし。

有部の難　（二五〇）若し、無爲法にして、唯、非有なりせば、無なるが故に、（二五一）滅聖諦とは名く可らざらん。

經部徵す　且らく、聖諦と言ふは、其の義如何。

經部自釋す　豈に、此の言は、（二五二）無倒の義に屬するにあらずや。聖〔者〕は、苦に於いては、唯、是れ苦と見、苦の非有なるに於いては、唯、非有と見るなり。（二五三）此れは聖諦に於いて、義何の違することとかあらん。

有部の難　如何にして、非有を立てて、第三の聖諦と爲す可きや。

經部の解　（二五四）第二の無間の聖見、及び、說なるが故に、第三を成ず。

有部の難　若し、無爲法にして、其の體、唯、無ならば、空涅槃の識は、應に（二五五）無の境を緣ずべし。

【二四八】稱歎とは上に有部が引ける經に、離染最第一といへるに關言す。

【二四九】災横とは惡業煩惱等の惡しきものをいふ。

【二五〇】若し云云。四諦の法門中第三の滅諦は卽ち擇滅無爲を說けるもの。而もその諦とは實の義なるが故に、之を非有と解するは非なるべしとの難なり。

【二五一】聖諦(Ārya satya)

【二五二】無倒とは、法の實理眞相に叶ひ、顚倒無きこと。

【二五三】此れは云云。聖諦とは、つまり無倒の觀察といふことなれば、無爲を非有と解したりとて、不都合なからんとなり。

【二五四】第二云云。聖者が無漏智を起して、四諦の理を見るときは、第二集諦の次に滅諦を觀じ、又四諦の法門を說くに際しても、亦第二集諦の次に、第三滅諦を說く故に、第三の聖諦と稱す。實體の有なるに

經部の解

(三五六)此の無の境を緣ずることも、亦、過有ることなし。(三五七)去來を辯ずる中に、當に、廣く思擇すべし。

有部の問

若し、無爲に、別に、實體有りと許さば、當に、如何なる失かあるべき。

經部反問

復た、何なる德ありや。

有部の答

許さば、便ち、毘婆沙の宗を擁護せん。是れを名けて德と爲す。

經部嘲弄

若し護すべきものあらば、天神、定んで知る。自ら當に擁護すべし。然るに實有と許さば虛妄の計に朋ふ。是を名けて失と爲す。

有部の徵

所以は如ん。

經部の答

(三五八)此は、體の得べきこと、色受等の如きもの有るに非ず。(三五九)復た、用の得べきこと、眼耳等の如きもの有るにも非ず。

(三六〇)又若し、別に有らば、如何ぞ「聖敎に」、(三六一)「彼の事の滅といふ第六轉の聲をば立つべきや。(三六二)滅と事と、互ひに相屬するに非ず、此彼

よりて、第三と云ふには非ず。

【三五五】無の境云云。有部は無の境を緣じては吾等の識起ることなしと立つ。故にこの難を提起せるなり。

【三五六】經部は吾等の認識は無を緣ずるも起るといふ。

【三五七】去來云云。第二十卷三世實有の問題を論究したる個處。

【三五八】此は體の得べき云云。現量によりて破す。

【三五九】復た用の云云。比量によりて破す。

【三六〇】又若し云云。聖敎に違する過を擧げて破す。

【三六一】彼の事云云。若し非有以外に別に滅の體あるならば、經文に「彼の事の滅」といふ、屬格(Possessive case)を用ゐる筈なからん。何何の滅とあるは、何何の無きことを示す

相望むに、因果に非ざるに由るが故なり。唯、彼の事を遮するに第六成ずべし。彼の事の無きを名けて滅となすが故に。

有部の解

〔三六三〕滅は、別に有りと雖も、而も、彼の事の惑の得斷ずる時、方に、此の滅を得るに由りて此の滅は彼の事に屬すと言ふべし。

經部難す

〔三六四〕何に因りて、此の滅は、定んで、此の得に屬するか。

有部經を引いて難す

〔三六五〕契經に言ふが如し。比丘〔三六六〕現法涅槃を獲得すと。如何ぞ非有ならば獲得すと言ふ可きや。

經部の答

〔三六七〕對治「道」を得するに由りて、便ち、永く、煩惱と後有とに違する所依の身を獲るが故に、涅槃を得とは名くるなり。

復た、聖敎あり。能く、涅槃は、唯、非有を以て、其の自性と爲すと顯はす。謂はく、〔三六八〕契

に外ならず。故に經文に彼の事の滅とあるは、彼事卽ち貪等の煩惱のなきことを意味すと解せざるを得ずとなり。

【三六二】滅と事云云。煩惱と煩惱の滅とは、矛盾關係をなす槪念にて、その間に因果關係あるにあらず。ただ煩惱のなき所に彼の事の滅といふ第六轉の文法關係が成立するのみといふ義。

【三六三】滅は云云。有部にては第六轉の「の」を別體同志の繫屬にも用ふと解す。例へば、王の臣といふとき、王と臣との體は一に非ざる如し。

【三六四】何によりて云云。經部にては貪の體の滅無して無きを彼の事の滅と稱し、體と滅とが能くつなぎ合ふも、今の有部の釋にては擇滅に別體有りて、彼の事と滅とが體を別にす。故に、二體のつなぎは事

體の繫縛を離れし時の滅の得と說く。故に今經部は擇滅は無爲、得は有爲なるを論據として、有爲と無爲とは因果にあり得ざるとを主張して、上の難を作る。

【三六五】契經は雜阿含九、參照。

【三六六】現法涅槃（Dṛṣṭa-dharma-nirvāṇa）とは有餘涅槃の義。現身に涅槃を得といふ故に、涅槃はその上の得によりて、現身と繫ぐものと解すべし。體の無きものを獲得（Prāpta）すとはいふ可からずとの謂。

【三六七】對治〔道〕云云。契經の意は能得にて涅槃を我身に引きつくることに非ず。能對治道が起りて煩惱を斷ずるに依り、煩惱と後有（他生等）とに違害する所依の身を得、此の身を得るときは、未來の煩惱や後有は生ぜず。此の不生を以て、涅槃を得と

經に言はく、所有衆苦を皆、餘すこと無く斷じ(三六九)各別に捨棄し、(三七〇)盡し、(三七一)染を離れ、(三七二)滅し、(三七三)靜息し、(三七四)永く沒し、餘の苦、續かず、取らず、(三七五)生ぜず、此れ極寂靜なり。此れ極美妙なり。謂はく、(三七六)諸依、及び、一切の愛を捨し、盡し、離染し、滅するを名けて、涅槃と爲すと。

有部の徴

(三七七)云何にして、不生と言ふは、此れ「即ち實有なる物」に依りて無生の故に不生と言ふとは許さざるや。

經部の答

(三七八)我等、此の第七轉の聲を見るに、滅の有を證するに於いて、都べて功力なし。「汝は」何の意の故に、此に依りて無生と説くや。

(三七九)若し「此に依る」の言を已有の義に屬せば、應に本より不生なるべし。涅槃は、常「住」なる

名くるなりと解する謂。

【三六八】契經云云。雜阿含十三(辰二、七二丁右)參照。涅槃を嘆ずる十名を掲ぐる經。

【三六九】各別に云云。三界九地の苦果と煩惱とを各別に捨離せしこと。

【三七〇】盡すとは、苦果と煩惱が無くなれること。

【三七一】染を離るとは、苦果煩惱を離るること。

【三七二】滅しとは、同じく、苦果と煩惱とを滅すること。

【三七三】靜息とは、騷がしき苦果の生死と煩惱とが靜まり息むこと。

【三七四】永く沒すとは、苦果と煩惱とが永く隱れて起らぬこと。

【三七五】前の「斷じ」より「生ぜず」に至る文句は總て一の涅槃の異名なり。今の「生ぜず」の言は涅槃の非有を顯はすに適當なるを以て經部師が引證せるなり。

【三七六】諸の依とは苦果のこと。

【三七七】云何にして云云。終に涅槃を說いて「生ぜず」とあるは單に消極的に生ぜずといふ意味にあらず、その根柢には涅槃といふ實有體ありて、然らしむるに由ると解すべきなりとの義。

【三七八】我等云云。有部は此に依りて無生ありとて、八轉聲中の第七所依格(Locative case)を用ふることによりて滅の實有を證明せんとしたれど、吾等經部より見るに、所依格を用ゐるもその目的には何の意味も有せずとなり。

【三七九】若し「此に依る」云云。有の義とは、已に先より擇滅といふ法有りて、其の力に依りてといふ義也。即ち有部が無生といふ先在的作用に依りて、不生ありと言はば、煩惱

が故なり。(三八〇)若し「此に依る」の言を已得の義に屬せば、是れ則ち道の得に依ると許すべし。唯道に依り、或は道の得に依りて、苦をして、不生ならしむと。汝應に(三八一)信受すべし。此に由りて善く(三八二)經に喩を說きて、燈焰の(三八三)涅槃するが如く、心解脫も亦爾りと言ふを釋す。

擇滅無體の證（經部）

此の經の意は、燈の涅槃するは、唯、燈焰の謝して、別に物有ること無きが如く、是の如く世尊は心に、解脫を得るは、唯、「心心所等の」諸蘊の滅して、更に、所有無きを說けるなり。

(三八四)阿毘達磨も、亦、是の言を作す。(三八五)無事法は云何。謂はく、諸の無爲法なりと。「卽ち」無事と言ふは、體性無きを謂ふなり。

有部の釋

毘婆沙師は此の釋を許さず。

經部の問

若し爾らば、(三八六)彼れ事の義を釋すること云何。

有部の五種の事

彼れの事と言ふは、略して(三八七)五種有り。一には(三八八)自性の事。(三八九)有る處に言ふが如し。若し已に

の滅の位に、不生となるべき筈なく、元來、初めより不生なるべき筈ならずや。

【三八〇】若し「此に依る」の言を已得云云。已得の義とは、此擇滅涅槃を得せし其力に依りてといふ義。然らばこれ道に由りて斷を得するものなれば「此に依る」とは道の得に依ると云ふ義ならざる可からず。

【三八一】信受云云。爰に其餘の涅槃を假定するの要あらんとの意。

【三八二】經とは雜阿含二十九、別譯雜阿含六、參照。

【三八三】涅槃（Nirvāṇa）には諸義ありて、其の一義に火の消ゆる義有り。（滅の義）。

【三八四】阿毘達磨とは品類足六、

【三八五】無事の事は體の義。

【三八六】彼とは毘婆沙師のこと。

【三八七】五種云云。婆沙一百九十六、雜心論九、五事論上等、參照。

【三八八】自性の事(Svabhāva-vastu)は法の自體といふ義。

【三八九】有る處とは發智論二十、參照。下文の此の事の事は前の事は不淨、後の事は不淨觀を意味す。

此の事を得れば、彼れ、此の事を成就すと。二に、（三九〇）所縁の事。（三九一）有る處に言ふが如し。一切の法は智の所知なり。（三九二）其の事に隨ふと。三に、（三九三）繋縛の事。（三九四）有る處に言ふが如し。若し此の事に於いて、（三九五）愛結に繫せらるれば、彼れを此の事に於いて、（三九六）恚結繫すると。四に、（三九七）所因の事。（三九八）有る處に言ふが如し。有事の法とは云何。謂はく、諸の有爲法なりと。五に、（三九九）所攝の事とは、（四〇〇）有る處に言ふが如し、田事、宅事、妻子等の事なりと。

（四〇一）今、此の中に於いて、因を說きて事と名け、無爲法の、都べて、因有ること無きを顯はす。

是の故に、無爲は實に物有りと雖も、常に用無きが故に、因も無く、果も無し。

第十二節　六因と五果との關係

因と果—との對配　五果と六因との關係

總じて論ずること、已に、竟はんぬ。諸果の中に於いて、應に何れの果は、何れの因の所得なりや

【三九〇】所縁の事（Ālambana-vastu）とは心心所に縁ぜらるる所縁の境のこと。

【三九一】有る處とは品類足論六、參照。

【三九二】其の事に隨ふとは四諦の法中有漏の因果は苦智集智に縁ぜられ無漏の因果の法は滅智道智に縁ぜらるるが如し。

【三九三】繫縛の事（Saṃyojaniya-vastu）とは煩惱に縛せらるる法の意。

【三九四】有る處とは發智論三。

【三九五】愛結とは貪煩惱の義。

【三九六】恚結とは瞋煩惱のこと。

【三九七】所因の事（Hetu-vastu）とは、因のこと。

【三九八】有る處とは品類足論六。

【三九九】所攝の事（Parigraha-vastu）とは人の攝して我物として受用する物柄。

【四〇〇】有る處とは、婆沙五十六。

【四〇一】今此の中とは上の品類足論の文に、無爲法を無事の法といふを指す。故に經部の之を無體の義に釋するは非也。

を説くべし。

頌に曰はく、

〔四〇二〕後の因の果は、異熟なり。　前の因は増上果なり。
同類と遍とは等流なり。　倶と相應とは士用なり。

後の因（異熟因と異熟果）

論じて曰はく、「後の因」と言ふは、謂はく、異熟因なり。六因の中に於いて、最後に説くが故なり。初の〔四〇三〕異熟果は、此の因に所得なりとす。

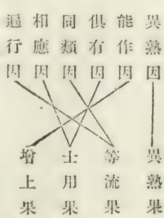
前の因（増上因と増上果）

「前の因」と言ふは、謂はく、能作因なり。六因の中に於いて、最初に説くが故なり。後の〔四〇四〕増上果は、此の因の所得なりとす。〔四〇五〕増上の「因の」果を、増上果と名く。

増上果　能作因と

唯、障無くして住するに、何の増上「の力用」かある。

【四〇二】頌の舊譯
後因果報果、前因増上果、
同類及遍行、等流二功力。
今五果と六因との關係を見るに、五果の中の離繫果は、六因によりて引起する所に非ざる故に、且らく之を除く。かくて、因果の關係は、異熟因に對して異熟果有り、能作因に對して増上果あり、同類遍行二因に對して、等流果あり。倶有、相應二因に對して士用果有り。之を圖表すれば次の如し。



【四〇三】異熟果（Vipākaphala）

【四〇四】増上果（Adhi atiphala）

【四〇五】増上とは因の力用の勝れたこと。

增上果の關係に就て

即ち(四〇六)障無きに由りて、增上の名を得たり。(四〇七)或は能作因も、亦、勝力有り。(四〇八)十處界を五識身に於てし、諸の(四〇九)有情の業を器世界に於てするが如し。耳等を眼識の生等に對するも亦、展轉して、增上の生力有り。聞き已りて、便ち見んと欣ふ欲を生ずるが故なり。此等の增上は、應の如くに、當に思ふべし。

同類遍行二因と等流果

同類と遍行とは、(四一〇)等流果を得す。此の二因の果は、皆因に似るが故なり。

倶有と相應との二因と士用果

倶有と相應とは、(四一一)士用果を得す。(四一二)士の體を越えて、別の士用有るには非ず。即ち此れが得する所を士用果と名く。

士用の名

此の士用の名は、何の法に目くと爲んか。即ち、諸法の有する所の作用に目く。(四一三)士の用の如くなるが故に士用の名を得るなり。世間

【四〇六】障無き云云。若し障ふれば、果無きが故に、障へざる力用に增上の名を附すとの謂。無力の能作因に就いていふ。

【四〇七】或は云云。有力の能作因に就ていふ。

【四〇八】十處界とは五根五境が所依所縁となりて五識を生ずるを增上の力用とする意。

【四〇九】有情の業云云。共通の果たる器世間(世界)を感ずるを共業といふ。之れも能作因の力なり。

【四一〇】等流果(Niṣyandaphala)因の性質と果の性質と相似たる時、その果を等流果と名づく。同類因と遍行因とは、自已に相似する果を引生するが故に、その果は即ち等流果と稱せらるるなり。

【四一一】士用果(Puruṣakāra phala)とは、前の異熟因に對する異熟果、同類因に對する等流果の如く、因と果との性質に就いて觀察したる因果關係にあらずして、主として、主體に對してその有する作用に名けたるものとす。勝論にては主體(實)と業用(業)とを別類のものと見倣し、兩者は和合因緣によりて結び付くと考ふるが、佛教は、かく體と用とを別物とせざれど、因果關係よりすれば、矢張、體は因にして、その用は果なりとせざるべからず、此果を即ち士用果と名くるなり。而して倶有因と相應因とは互爲果と見るも、同一果と見るも、要するに果を成立する所以の作用に就て觀察したる因果關係の規定なれば、その果を士用果といふ。

〔四一四〕鴉足藥草、〔四一五〕醉象將軍と說くが如し。

通の士用果　〔四一六〕唯、此の二〔因〕のみ、士用果有りと爲んか、餘も、亦、然りと爲んか。

第一說　有るが說く、餘の、因も、亦、此の果有り、唯、異熟〔因〕を除くと。士用果は、〔四一七〕因と俱生し、或は無間に生ずるも、〔四一八〕異熟は爾らざるに由る。

第二說　有る餘師は說かく。此の異熟因も、亦、〔四一九〕隔越の遠士用果有り。譬へば、農夫の收むる所の果實の如しと。

第十三節　五果の細相

異熟等の果は其の相云何。

頌に曰はく、

【四一二】士の體云云とは光記に從へば、勝論が士體（實句義）以外に別に業句義あるを遮したる文なりといふ。

【四一三】士の用云云とは士用の名は喩に就て云へるものにて、恰も人間（士）といふ主體が見るとか働くとかの作用を有するが如きものなりと。

【四一四】鴉足藥草（Kāka-jaṅghā oṣadhiḥ）鴉の足に似たる藥草を鴉足といふ。

【四一五】醉象將軍（Matta-hasti Śūraḥ）とは勇猛なること醉象に似たる將軍をいふ。

【四一六】唯此の二因云云。以上述べたる士用果は、所謂、俱生展轉の士用果とて、主として挾き意味に解したる場合なるが、併しながら、若し作用の義を廣く解すれば他の諸因にも通じ得べきを以て、此の問あるに至れるなり、之を通の士用果と名く。

【四一七】因と俱生すとは俱有因、相應因に對していひ、無間生とは同類因、遍行因に對していふ。

【四一八】異熟果は因と俱ならず又た無間に非ざることは先已に說けり。

【四一九】隔越の遠士用とは因が遙かに時間を隔てて、果に作用するをいふ。

〔四二〇〕異熟は無記の法なり、有情なり、有記より生ず。等流は自らの因に似たり。離繫は慧に由つて盡すなり。若し彼の力に因りて生ぜば、是の果を士用と名く。前を除きて有爲法は、有爲の增上果なり。

第一項 異熟果

異熟果　論じて曰はく、唯、無覆無記法の中に於いてのみ異熟果あり。

情非情門　此れは、亦、非有情數にも通ずと爲んか。唯、有情に局る。

五類門　等流、及び、所長養に通ずと爲んか。應に知るべし、唯、是れ有記の所生なり。

有記　〔四二一〕一切の不善、及び、善の有漏とは、能く異熟を記するが故に、有記と名く。

【四二〇】異熟云云の頌の舊譯　果報無記法、衆生有記生、等流似自因、離滅由智盡、先未有有爲、有爲增上果。

異熟果は因の善惡なるに對し、常に無記性にして、因と異類にして熟するによりて此の名有り。五類門を以て分別せば、有情數にして、常に有記の善惡より生ずる故に、等流所長養には通ぜず。

等流果は遍行同類二因の果にして、自らの因たる遍行と同類との因より流出(emanate)して、その因に自ら相似するをいふ。

離繫果は慧の擇力に依りて、煩惱の繫縛を離れたる處にて證る盡滅の法卽ち煩惱の繫縛を離れたる無爲涅槃をいふ。

士用果とは法の、他の法の士用力卽ち物を生ずるそれ自體の力によりて、生ぜらるるものなり、

又增上果とは、凡そ、有爲法の中に於て、已生の法を除きて、因と俱時及び因より以後の法ならば、凡べて、その因に對する不障の意義によりて增上果と名く。

【四二一】一切の不善はその結果に於いて、三惡道の異熟を記し、善業は人天善趣の異熟を記す。

生

〔四二〕彼れ從り後時に、異熟は、方に起りて、倶と無間とに非ざるを有記生と名く。是の如きを、名けて異熟果の相と爲す。

非有情數は異熟に非ず

〔四三〕非有情數も、亦、業從り生ずるに、何ぞ異熟に非ざるや。

〔四四〕共に有するものなるを以ての故なり。謂はく、餘〔人〕も、亦、能く、是の如く受用す、夫の異熟果は、必らず、能く、共に、受用する義有ること無し。〔四五〕餘の業を作りて餘の斯れに由りて、異熟果を受く可きにあらず。

增上異熟共受用

問　〔四六〕共の增上果も、亦、業の所生なり。何ぞ共に受くることを得るや。

答　共業より生ずるが故なり。

第二項　等流果

等流果

自の因に似たる法を等流果と名く、謂く、同類と遍行との二因に似たるなり。

遍行因を別立する所以

若し遍行因も、亦、等流果を得すとすれば、何ぞ。此れを、即ち、同類因と名くと許さざるや。

【四二】彼れとは、善惡の有記の業なり。異熟果は善惡業をなしてより、若干の時間を經過して生起するものにして、又作業と同時にもあらざれば、作業後、直ちに生ずることなし。

【四三】非有情數とは一般器世間を意味す。

【四四】共に云云。器世間等は、共業所感とて、衆生の各業の共同して作れるもの、而してその結果は一般に共通するものなるを以て、之を異熟と名けず。異熟とは必ず各自特別の果報をいふ。

【四五】餘の云云。甲が或る業をなしたるに對して、乙も、甲と同じ異熟果を受くべき理たしといふ義。

【四六】共の增上果とは、上に明せる非有情數たる山河大地なり。之れも亦有情の業の所感なれども、之れは共通の共業所感なるが故に、共受用のものなり。

(四二七)此れが果は、但だ、地と等しく染なるとに由るが故に、因と相似す。(四二八)種類に由らず。若し種類に由りて、果も、亦、因に似るときは、此の果の所因を、乃ち、同類と名く。

同類因と遍行因との關係

(四二九)故に、是の問を作す。若し是の同類因も亦遍行因なりやと。

四句分別

應に四句を作るべし。

(四三〇)第一句は遍行に非ざる法を同類因と爲す。

(四三一)第二句は他部の遍法を遍行因と爲す。

(四三二)第三句は自部の遍法を遍行因と爲す。

(四三三)第四句は前の諸相を除く。

第三項　離繫果と士用果

離繫果

慧に由りて盡す法を離繫果と名く。滅の故に盡と名け、擇の故に慧と名く。即ち擇滅を說いて離繫果と名くるなり。

士用果

(四三四)若し法にして、彼れの勢力に由りて生ぜ

【四二七】此れが果云云。遍行因は欲界乃至有頂にあれば其果も欲界乃至有頂にあり。遍行因が染なれば、其の果も亦た染なり、故に之を因と相似すと云ふ。

【四二八】種類とは五部のことにして、遍行因は五部染法の通因となるも、同類は然らず、各部の因が各部の果を生ずるなり。

【四二九】故に云云。同類因と遍行因とは共通點あると同時に、一方(同類因)は部の制限あり、他方(遍行因)は部の制限なきも、三性中、特に染に就て考察するが故に、その間に相互に寬挾あるを以て、四句分別的考察をなし得べし。

【四三〇】第一單句は同類因にして、遍行因に非ず。即ち十一遍使の煩惱を除いて、餘の同類因なり。

【四三一】第二單句は遍行因にして同類因に非ず。身見等が他部の染汙法の因となるは遍行因なるも、他部の因となる故に同類因に非ず。

【四三二】第三俱句は同類因にして、遍行因なり。身等が自部の法の因なるなり。

【四三三】第四非句は染法を善に望め、善を染に望め、又た貪等を餘部の染法に望むる等を指す。

【四三四】若し法云云。一法あり、或物の力によりて生ぜらるる時は、前者を士用果と名け、

らるれば、即ち、此の法を説きて、士用果と名く。(四三五)下地の加行心の力に由りて、上地の有漏無漏の定生じ、及び、(四三六)清淨なる靜慮心の力に由りて、變化身の生ずるが如し。

(四三七)是の如き等の類なり。

不生士用果

(四三八)擇滅は、道力に由りて得すと言ふべし。

第四項　增上果

增上果

諸の有爲法は、(四三九)前に、已に、生ぜるを除きて、是の餘の有爲を增上果と名く。

士用果と增上果

士用と增上との二果は、何に殊なるや。

士用果の名は、唯、作者に對し、增上果の稱は、通じて(四四〇)此の餘にも對す。匠の成す所を、能成の匠に對しては、具さに士用と增上との果の名を得るも、餘の匠に非ざるものに對しては、唯、增上果たるのみなるが如し。

後者を、その因(廣くは五因、狹くは俱有、相應)と名く。

【四三五】下地の云云。欲界善心が上地の定を得る加行となるが如きをいふ。

【四三六】清淨なる靜慮云云。淨定のこと(此論二十八、參照)。此の淨定より能變化を生じ、種種のものを化作す。

【四三七】是の如き等云云。擇滅を不生士用果といふ。道の士用力にて得する果なればなり。

【四三八】擇滅も士用果を許さるれども、彼は常なるが故に因力より生ぜるに非ず、彼は擇の士用果なりとの意。

【四三九】前に已に云云。果は因の先きに來ることなきが故に、已生法を除く。この已生法以外の因と同時なるもの、及びその後なる有爲法は、一切增上果なり。增上果は能作因に對するものなれば、有爲法の發生自身は已にこの果なればなり。

【四四〇】此の餘云云。「此の」とは士用力ある作者を指す。此の作者以外の不障のものをも增上果と名くとの意。

第十四節　六因の取果と與果

第一項　取果と與果との相

六因の取果と與果

上に說く所の六種の因の中に於いて、(四一)何れの位に、何れの位が取果し、與果するか。頌に曰はく、

(四二)五の取果は唯現なり、二の與果も亦然り。過現の與は二因なり、一の與は唯過去なり。

五因の取果

論じて曰はく、(四三)五因の取果は、唯、現在に於いてし、定んで過去には非ず。(四四)彼れ、已に取〔果〕せるが故なり。亦、未來にも非ず。彼れ用無きが故なり。

能作因の取果

亦、應に(四五)是の如く、能作因をも說くべき

【四一】何れの位とは三世の位。

【四二】頌の舊譯
五現世取果　二是時與果
二現世過去　一過去與果
取果とは法の現在に出でて果を生ずる用を起すをいひ、又果の生ずる時、因が果に力を與ふるを與果といふ。而して六因の内、能作因の一を除きて餘の五因の取果は唯現在なり。能作因の取果も亦唯現在なりと雖も、無爲法、未來法の如きは、同じく能作因なるも取果せざるが故に、此の一因の取果は頌の中に說かざるなり。(第一頌)。
俱有相應二因の與果も亦唯現在にして、同類遍行の與果は過現二世に亙り、異熟因の與果は唯過去なり。

【四三】五因とは能作因を除きて其餘をいふ。

【四四】「彼れ」とは過去法。

【四五】是の如くとは一般に能作

も、〔之れは〕、定んで、果有るには非ざるが故に此に說かず。

倶有相應二因の與果

倶有と相應との與果も、亦、爾く、唯、現在に於いてす。(四四六)此の二因は、取果と與果と必らず倶時なるに由るが故なり。

同類遍行二因の與果問

同類遍行の二因の與果は、過現に通ず。

(四四七)過去は然るべし。如何にして、現在に、等流果を與ふるか。

答

(四四八)等流果の無間に生ずること有るが故なり。

(四四九)若し、果の、已に生ずる時は、因は便ち過去にあり。〔是れを〕已與果と名く。應に更に與〔果〕すべからず。

第二項　同類因の取與果に就きての四句分別

同類因の取果與果に就きての四句分別

善の同類因は、有る時には、取果にして、與果に非ず。應に四句を作るべし。

因の取果することを論ぜば上同樣唯現在なるも、無爲法未來法の如きは能作因にして、而も、取果すること無き故に頌中に說かずとの謂。

【四四六】此の二因は倶生展轉して士用果を取る故に、因として取果するときが卽ち果に力を與へて生ぜしむる與果の時なり。

【四四七】過去は云云。同類遍行の二因は前の法が後の法の因となるに依りて、因が過去へ入りて後與果するは勿論の理なるも、現在にて與果すとはその理由云何との謂。

【四四八】等流果云云。等流果が無間に生ずる時には、因が現在になる時に果も未來生相位に來るをいふ。

【四四九】若し果の云云。若し果が現在に入るときには、因は已に過去に入りて、已に與果し了り、從つて、過去に於いて重ねて與果する道理無く、從つて此二因が無間の等流果を取るときには、現在に與果し、隔越の等流果を取るときは過去に入りて後に與取す。

(ハ)無所縁の得或は善根等に約す

(イ)善

〔四五〇〕第一句は、斷善根の時の最後に捨する所の〔善の〕得なり。

〔四五一〕第二句は、續善根の時の最初に得する所の得なり。〔四五二〕應に說くべし。爾の時の續く者は前の得なりと。

〔四五三〕第三句は、謂はく、善根を斷ぜざるものを所餘の諸位に於てするものなり。

〔四五四〕第四句は、謂はく、前の相を除く。

(ロ)不善

又、不善の同類因の中に於いても、亦四句有り。

第一句は、謂はく、〔四五五〕欲貪を離るる時の最後に捨する所の得なり。

第二句は、謂はく、〔四五六〕離欲を退する時の、最初に得する所の得なり。

〔四五七〕應に說くべし、爾の時に退する者の前の

【四五〇】第一單句、取果にして與果にあらず。大邪見を起して、全く善心の根本を斷するを斷善根と名く。この斷善根に到る最後の善の得は、現在世に住して已に因の義を成ずるが故に、取果と名け得べきも、後の刹那の善心を引き起すことなきが故に、與果とは名け得ず。

【四五一】第二單句は與果にして取果に非ず。之は上の斷善根の人が後に正見を起して續善する時善の得を得す。其得が同類因となりて與果す、已に取れるが故に取果せずとの意。

【四五二】應に說くべし云云。此の第二句の說相過失あるを以て論主言ひ方を正せるなり。如何となれば、續善の時は九品の善根の三世の得を得す。此の中の過去の得が同類因として與果して、已に取るが故に取果せずと云ふは理に當れりと雖も、現在の得も同樣に與果して取果せずとは云ふ可らず、現在の得は取果し又た與果するなり。然るに毘婆沙師の言の如く單に「續善根の時の最初に得する所の得」と云ふときは以上の義意を混同するを以つて論主別に釋して曰く、「爾の時續くものは前の得なり」と、前の得と言へば現在の得を含まざるが故に過失なきなり。

【四五三】第三俱句は取果にして與果なるものにして、不善根の人の善の得が相續して起れる位是なり。これ前念の得が現在に取果し、後念の得が未來生相に出で來る故に、夫夫力を與へて與果すればなり。

【四五四】第四俱非句は渕せば上述

得なりと。

第三句は、謂はく、(四五八)未だ、欲貪を離れざるものを所餘の諸位に於てするなり。

第四句は、謂はく、(四五九)前の相を除く。

(ハ)有覆無記

(四六〇)有覆無記の同類因の中にも、亦、四句有り。

阿羅漢〔果〕に於いて得する時と、退する時と、未得と、及び、餘とにして理の如く、應に說くべし。

(ニ)無覆無記の順後句

(四六一)無覆無記の同類因の中に順後の句有り。

謂はく、與果の時は必らず亦取果すれど、或る時は取果にして與果に非らずと。〔卽ち〕、阿羅漢〔の無餘涅槃に入る時の〕最後の諸蘊を謂ふなり。

(三)有所緣に約す
(イ)善

(四六二)有所緣の(四六三)刹那の差別に約するに〔善〕の

より退せる人の上地の善根の得の如し。此の善の同類因は取果せず、已に取れるが故に、又與果せず、其の地より退せる人は其地の善法の得なきが故に。

【四五五】欲貪云云。欲界の煩惱を斷盡する第九無間道の時に、煩惱の得を捨して、未來生相に煩惱の非得が來る故に最後所捨の得と名く。此の最後念の得が現在の位に後念の得を引く故に取果の用を起すも、後念の得が續かざるが故に與果すること無し。

【四五六】離欲を退する時とは、一且斷ぜる欲貪を再び起して退する時、最初得する所の得なり、前に准知せよ。

【四五七】應に說くべし云云。第二句は與果にして取果に非ざるものなれば、此は先に欲貪を離るるとき、最後に捨したる得と云ふべしと論主の匡正したる言なり、前の第二句と同轍なり。

【四五八】未だ欲貪云云。未離欲の人の煩惱の得が相續して起る位は前念の得が現在に入る故に取果し、後念の得が生相へ來る故に與果す。

【四五九】前の相を除くとは、例せば離欲せる不退法の羅漢の不善の得の如し。これ不善の同類因として、已に取るが故に取果せず、彼に不善の得なきが故に與果せず。

【四六〇】有覆無記云云。有頂天の煩惱は、其性が有覆無記なる故得も亦然り。有頂の煩惱を斷じ、阿羅漢果を得る時、最後念に捨する得は取果にして、與果に非ず。

(第一單句)

阿羅漢果を退して重ねて有覆無記の煩惱が起る時、最初に

同類因に、亦、四句有り。

（四六四）第一句は、謂はく、善心の無間に、染、無記心を起すなり。

第二句は、謂はく、（四六五）上と相違す。

第三句は、謂はく、善心の無間に、還た善心を起すなり。

第四句は、（四六六）前の相を除く。

（ロ）不善心等

不善心（四六七）等も、其の所應の如く、亦、四句有り。准例して說くべし。

第三項　取果と與果との意義

取果と與果との意義

取果と與果と、其の義云何。

（四六八）能く彼れの種と爲るが故に、取果と名け、正しく、彼れに、力を與ふるが故に、與果と名く。

得する過去の最後念の得は唯與果にして取果にあらず。(第二單句)。未だ阿羅漢果を得せざるものは、有覆無記の得が念念に相續して起る故に取果にして與果なり。(第三俱句)。餘の無學の位は有覆無記の煩惱の得無き故に二にあらず。(第四非句)。

【四六一】無覆無記。色身又は命根衆同分等は無覆無記なり。是は取果にして寬く、與果は狹し。故に四句は立たず。故に又與果するときは必ず取果すると。阿羅漢が無餘涅槃に入る最後の一刹那には取果すれども、後が續かざる故に與果することなきとなり。

【四六二】有所緣。心心所。

【四六三】刹那の差別とは、三性の心心所が雜起して前念後念差別すること。

【四六四】第一單句は善心の無間に染汙心又は無記心を起して後の善心の來らざる時は唯取果にして、與果に非ず。

【四六五】上と相違す(第二單句)とは染汙心無記心の無間に善心を起すときは、次前に過去に入れる善心が與果し、取果は前にしてある故に、今は無し。

【四六六】染無記心の無間に染或は無記心現起せんに、彼の有所緣の善の類因は取果せず、已に取るが故に、又與果せず、染無記心現起するが故に。

【四六七】等とは二の無記心(有覆無覆)を等取す。

【四六八】能く云云。前前より取果(Phalaṃ pratigṛhṇāti)、與果(Phalaṃ dadāti)のことを論じ來りて、ここに、取果與果の定義を擧げて、その相を明にせんとしたるなり。種とは

異熟因の與果

異熟の與果は、唯過去に於いてす。異熟果は因に俱なること、及び、無間なること無きに由るが故なり。

第四項　九果說

異說—九果說

安立果

加行果

和合果

修習果

(四六九)復た有る餘師は、前の五果の外に、別に四果を說く。一には、(四七〇)安立果。謂はく、(四七一)水輪は、風輪の果となり、乃至、草等は、大地の果となるが如し。二には、(四七二)加行果。謂はく、無生智等の、遠く、不淨[觀]等の果たるが如し。三には、(四七三)和合果。謂はく、眼識等の、眼根等の果爲るが如し。四には、(四七四)修習果。謂はく、[能變]化心等の、諸の靜慮の果たるが如しと。

通釋

(四七五)是の如き、四果は皆、是れ士用と增上との果に攝す。

第十五節　法と因との關係

能生の義にして因に生果の能あるを取果といひ、その因が正しく果に力を與ふるを與果と名く。故に取果とは因が内在的に果を孕みながらも、未だ果を實現せざる、言はば可能態を指し、與果とは、その可能態が彌よ果を實現する作用を指す。文中「種」(Bīja)なる語は又は種子とも云ひ、經部獨得の用語なり。

【四六九】復た餘師。光によれば西方師の說なり。

【四七〇】安立果(Pratiṣṭhā-phala)。舊譯依止果。安立とは足場といふが如し。

【四七一】水輪と風輪とは此の物器世間の土臺を成す水及び風所成の輪なり。世間品參照。

【四七二】加行果(Prayoga-phala)。舊譯同。不淨觀を加行として次第に展轉して無生智等の果を生ず。故に無學の無生智を最初の不淨觀等に望めるとき加行果と名けらる。

【四七三】和合果(Sāmagrī-phala)。舊譯集果。

【四七四】修習果(Bhāvanā-phala)。舊譯同名。

【四七五】是の如き四果云云。第一の安立果は增上果に、他の三は士用果に攝す。

法と因との關係

四種の法

因果を說き已りたり。復た、應に思擇すべし。此の中、何れの法は、幾因の所生なるかを。法に略して四有り。謂はく、(四七六)染汙法と、異熟生法と、(四七七)初無漏法と、三の所餘の法となり。

餘の法とは何ぞ。

謂はく、異熟を除きて(四七八)餘の無記法と、初無漏を除きて諸(四七九)餘の善法となり。

此の如き四法は、頌に曰はく、

(四八〇)染汙と異熟生と、　餘と初聖とは、次の如く、
異熟と遍と二と、　及び同類とを除きて餘より生ず。
此れは、謂はく、心心所なり。　餘は及び相應を除く。

染汙法

異熟生法

論じて曰はく、諸の(四八一)染汙法は異熟因を除ける餘の五因より生じ、(四八二)異熟生の法は遍行因を除き

【四七六】今且らく不相應の法を除き相應法のみに就て作法す。染汙法には不善と有覆無記とを收む。卽ち煩惱と其相應と其等起となり。

【四七七】初無漏法とは苦法智忍並に相應倶有の法。

【四七八】餘の無記とは威儀工巧能變化。

【四七九】餘の善法とは初無漏の餘の一切有漏無漏の善を含む、卽ち苦法智品等の一切有學無學道と世間の善となり。

【四八〇】頌の舊譯

染汙果報餘、初無漏次第、
除果報遍行、二同類餘生、
心及心法如、餘相應所離、

一切法を分つこと次の如し。

(一)染汙法
(二)異熟生法
(三)初無漏法
(四)三の餘の法

餘は以下に辨ず。

【四八一】染汙法は心心所の故に、相應因より生じ、染汙法なるにより遍行因より生じ、同類倶有能作等は知るべし。異熟因を除くは、染汙法が異熟無記に非ざる故也。

【四八二】異熟生の法は染汙に非ざる故に遍行因を除き、異熟因より生じ、心心所なる故に相應因より生ず。他は知るべし。

て餘の五因より生じ、(四八三)三の所餘の法は、雙べて異熟と遍行との二因を除きて餘の四因より生ず。(四八四)初無漏の法は、雙べて、前の二及び同類因を除ける餘の三因より生ず。是の如き四法は何等を説くとせんや。謂はく、心心所なり。

第五句釋

不相應行、及び、(四八五)色の四法は、復た、幾因より生ずるや。

(四八六)心心所の如くに除く所の因の外に及び、相應を除いて、應に知るべし、餘の法は、四、三、二の餘の因の生ずる所なり。

第六句釋　不相應及び色法の因との關係

[即ち]此の中、(四八七)染汚と(四八八)異熟生との法は、餘の四因よ

【四八三】三の所餘とは、染汚、異熟、初無漏の三の外の法の意。之はその體異熟生に非ざる故に異熟因を除く、染汚に非ざる故に遍行因を除く。心心所法なる故に相應因より生ず。餘は知るべし。

【四八四】初無漏法の苦法智忍は前の二即ち異熟遍行の二因を除くことと知るべし。又同類因を除くことも知るべし。但しその體が心心所なる故に相應倶有二因より生ず。能作因は知るべし。

【四八五】色の四法とは、染汚の色(惡律儀)、異熟色(五根)、初無漏色(苦法忍の上の道共戒)、三所餘の色(道共戒定共戒)。

【四八六】前の心心所の四法に於いて、その因として六因中より除くものあることは、前に述べたる所なるが、この不相應及び色の四法にありては、其外に更に相應因を除く。これ相應因は獨りの心法に限るの因なればなり。故に前の心心所の四法は、五因、四因、三因より生じたるに對して、こは四三二となる。

【四八七】染汚の四因は異熟相應を除く。

【四八八】異熟生法の四因は遍行と相應とを除く。

【四八九】餘の三とは異熟、遍行、相應を除く。

【四九〇】初無漏とは色の初無漏にして、道倶戒のこと。又不相應の初無漏とは苦法智忍の上の得四相なり。之れは異熟、遍行、同類、相應の四因を除く。

【四九一】一因云云。能作、倶有の二因は決定して有るが故なり、塗灰外道は大自在天(Maha-iśvara)が一切萬法を生ずと

り生じ、三の所餘の法は、〔四八九〕餘の三より生じ、〔四九〇〕初無漏法は餘の二因より生ず。

〔四九一〕一因より生ずる法は、決定して、有ること無し。

說き、乃至梨俱吠陀には生主(Prajāpati)が其の意向によりて一切を生ずと說けり。然れども、かくの如き第一原理は佛教の許さざる所なれば、今一因生論を排斥せるものなり。

附記〕古來の末疏多くは數論を此の一因外道の中に置けども、數論は自性の外に神我を立て、二者を並存的原理として、世界萬有の發展を論ずるものなれば、二元論にして一因論者には非ず。但し、その神我は唯實在者たるのみにして、直接世界の發展に與るものには非ざれば、一元的色彩の強きことは事實なり。

卷の第七（分別根品第二の五）

第八章　六因四緣（其の二）

第一節　四種の緣

四緣

廣く因を說き已りたり。(一)緣は、復た、云何。頌に曰はく、

(二)四種の緣有りと說く。因緣は五因の性なり。

等無間は、後に非らず、心心所の已生なり。

所緣は、一切法なり、增上は、即ち能作なり。

【一】緣(Pratyaya)。

【二】頌の舊譯

說緣有四種、因緣是五因、心心法非後、已生次第緣、緣緣一切法、隨增增上緣。

緣に四種有り。

(一)因緣(Hetu pratyaya)とは物の種子の如く、物を生ずる親因にして、能作因を除きて五因を總括す。

(二)等無間緣(Samantara pratyaya)とは婆沙には、「如開避法」と云ひ、古來一本橋に喩し、前念の心心所が過去に滅して、後を次念の心心所に空け渡すをいふ。

(三)所緣緣(Ālambana-pratyaya)とは任杖法の如しと稱し(婆沙)、心心所に對し、杖の如き意義有る一切所緣の法に名く。

(四)增上緣(Adhipati-pratyaya)とは不障礙の法にして、即ち能作因なり。

四緣の說
聖典に於ける根據

論じて曰はく、何れの處に於いて、說けるや。謂はく、契經の中なり。(三)契經の中に說けるが如し。四緣の性とは、謂はく、因緣の性、等無間緣の性、所緣緣の性、增上緣の性なりと。

性

此の中、性とは是れ緣の種類なり。

因緣

六因の中に於いて、能作因を除いて所餘の五因は、是れ因緣の性なり。

等無間緣

(四)阿羅漢の涅槃に臨む時の最後の心心所法を除きて、諸餘の已生の心心所法は、是れ等無間緣の性なり。

此の緣より生ずる法は、(五)等にして、而も、無間なり。是の義に依りて、等無間の名を立つ。

色等は等無間緣に非ず

此れに由りて、色等は、皆、等無間緣と立つべからず。等しく生ぜざるが故なり。謂はく、欲界の色は、或は、無間に、(六)欲界と色界との二の無表色を生じ、或は、無間に欲界と無漏との二の無表色を生ず。〔是の如く〕、諸の色法は雜亂して現前

附記「說」の一字は、上の六因は經說無きも、此の四緣は經說有ることを示す字なり。

【三】契經云云。隋譯緣生初分本經上卷、唐譯分別緣起初勝法門經下卷（共に宙帙七にあり）にあり、而も此中には「餘處に說くが如し」とある所を以て察すれば、この經以外にも說ける所あるや明なれど、今の四阿含中には見當らず。尙ほ前の分別緣起經を藏經中にては、方等部に攝し置くも、內容よりすれば、小乘に屬すべき論部的經文と判ずるを至當とす。

【四】阿羅漢云云。阿羅漢が、將に無餘涅槃に入らんとする最後刹那の心心所は後の心心所の緣に非ざるが故に除く。其他の已生の心法は必ずその後を引く點に於て等無間緣となる。

【五】等にして云云。此の緣は前念の心心所の體の一なるに隨つて、所起の心心所も亦その體一にして、二者相等しきが故に等といひ、而も前後法の間に餘法の間入するなき點に於て無間と稱せらる。

【六】欲界と色界との二の無表色云云。別解脫戒を受け更に有漏定に入る時、定中に欲界の別解脫戒の無表色と色界の定共の無表色と二者は俱時に起り、無漏定に入る時は欲界と無漏（道共戒）との二無表色は同時に起る。

す、等無間緣は、生ずるに、雜亂すること無きが故に、色に等無間緣を立てず。

世友の說

尊者世友は、是の如き言を作す。〔七〕一身の中に於いて、一の長養の色あり。相續して、斷せざるに、復た、第二の長養の色の生ずること有りて、相違害せざるが故に、等無間緣を立てずと。

大德の說

大德は、復た、言はく、諸の色法は、無間に生起するに、或は少く、或は多きを以て「等無間緣を立てざる」なり。謂はく、有る時は、復た、多より少を生ずること、稻稈の大聚を燒きて灰と爲すが如く、或る時は、復た、少より多を生ずること、細種の〔八〕諸瞿陀樹を生じて、根莖枝葉の、漸次に、增榮して、幹を聳やかし、條を垂れて、蔭映する所多きが如しと。

問　豈に、心所の無間に生ずる時にも、亦、少多有りて、品類が等に非ざるにあらずや。謂はく、〔九〕善、不善、無記の心の中と、〔一〇〕有尋有伺の三摩地等となり。

答　此れは、〔一一〕異類に於いては、實に少多有り。然れども、自類の中には、非等の義無し。謂は

〔七〕一身の中云云。食し已りて眠り又は入定するが如し。其の時食より生ずる長養の色と睡眠又は定より生ずる長養の色と並び生す。

〔八〕諸瞿陀樹(Nyagrodha)。又尼瞿陀、尼拘盧陀等と記す。下に生長する樹の意、榕樹 ficus indica のこと。

〔九〕善不善云云。善心の無間に無記心の生ずるとき、前念の善心に十大地法と十善地法との廿の心所生じ、後念の無記心は唯十二あり。若し無記心の無間に不善心の起るときは、前念の無記の十二心より後念の不善の心所生ず。

〔一〇〕有尋有伺云云。前念の有尋有伺の初靜慮より、後念の無尋唯伺の中間靜慮に入り、それより無尋無伺の第二靜慮に入る時は、前念には尋伺有り。次念には伺ありて尋なく後念には尋伺無し。

〔一一〕異類とは體の異りたる心所を望め合はすこと。卽ち四十六心所は皆異類なり。卽ちこの異類にありては前後に、少多の相違あれど、同類の中にありては、例へば前念に僅

く、少受の無間に多「受」を生じ、或は、復た、多「受」より無間に少「受」を生ずること無し。想等も、亦、爾なり。「故に」、非等の過無し。

問 (一二)豈に、唯だ、自類の前なるもののみ、能く、後の等無間縁と爲るや。

爾らず。

云何。

答 (一三)前の心品の法は、總じて、後品の等無間縁と爲るなり。唯、自類のみに非らず。且らく(一四)受等の自體の類の中に於いて、少より多を生ずること無きを以て等の義を說く。

異執 (一五)唯、同類の相續を執する者は、唯、自類のみに等無間縁有りと說き、心は、唯、心を生じ、受は、唯、受のみを生じ、乃至、廣說す。「從つて、これに隨へば」(一六)若し無染より無間に、染の生ずるも、此の染心の中に有る所の煩惱は、先に滅せる煩惱を用つて等無間縁と爲す。(一七)滅定を出づる

かの受(感情)なりしものが、その受を縁として後念に多くの受を生ずることなし。

【一二】豈に唯だ云云。例へば前念の受よりはただ後念の受のみを生じ、想よりは想のみを生ずるやとの問なり。

【一三】前の心品の法云云。前念の受の心所が、後念の一切心心所の等無間縁と成るが如し。

【一四】受より想行等を生ずることあるも、少受より多受を生ずることなき點に於て等といふなりとの義。

【一五】唯、同類云云。婆沙第十にある所謂、相似相續(Sāntānasabhāgik iḥ)。沙門の說にして、之に從へば受はただ受のみを生じて想を生ぜず、同樣に想はただ想の緣たるのみにて受に緣とならずといふ。今この說を破するなり。

【一六】若し云云。相似相續の例なり。例へば善心より直ちに不善又は有覆心の生ずるが如きは、善心を等無間緣として、不善心の起るにあらずして、先に一度び滅したる煩惱を等無間緣とするなり。

【一七】滅定云云。尚ほ一例を擧ぐれば、滅盡定より起りて有心位となる時、その有心たるの等無間は滅定中の無心にあ

心の、還つて先に滅せる[所の]正しく滅定に入る心を用つて、緣と爲すが故に起るが如し。

世親破

〔一八〕彼れの說は、善に非らず。初無漏心は、此の緣を闕ぎて、而も、生し得べきが故なり。

不相應行法も等無間緣に非ず

不相應行も、亦、諸色の如く、雜亂して現前するが故に、等無間緣に非らず。〔一九〕三界と、及び、不繫と、倶[時]に現前すべきが故なり。

未來世法も等無間緣に非ず

何に緣りて、未來世には、等無間緣有りと許さざるや。

〔二〇〕未來の法は雜亂して住し、前後無きを以ての故なり。

餘論　未來法の雜亂住

未來法の雜亂住と佛陀の未來に關する知識　第一說

〔二一〕如何にして、世尊は、未來世に此の法の無間に、此の法の生ずべきことを知るや。過現の法に比して、現に知るが故なり。〔二二〕傳說すらく、世尊は、過去の此の如き類の業より、此の

らずして、先きに滅盡定に入らんとして滅したるその心なりといふ。(こは有部にても許す所なり。)

【一八】論主、前の說を破す。見道の無漏心は、所謂一刹那にして、初の無漏心より生じたるものにあらず、若し相似相續說によらば、之も亦、前の無漏心より生ずと言はざるべからず、而もこは認容し得ざる說なるが故に、相續說は非なりと。

【一九】三界及び云云。欲界の阿羅漢は、欲界の法の得と、色界定を得するは、色界の得と、無色定を得するは無色界の得と、無漏を得するは不繫の得と是の如く三界及び不繫の得が倶時に起る。

【二〇】若し未來世に等無間緣ありとすれば、一切法の生起は凡て豫定 (predestinate) の事件となり、極端なる運命論となる恐あることを、附記し置く。

【二一】如何にして云云。以下の二難は、未來法雜亂住といふに就きての難、卽ち未來世に定まれる等無間緣なしとすれば、世尊が未來の事件を豫知するは、何によるかとの問なり。

【二二】傳說すらく。婆沙の十一及び百廿一參照。

類い果生じ、是の法の無間に、是の如き法を生じ、又、現在、此の如き類の業より、此の類の果生じ、是の法の無間に、是の如き法を生ずるを見る。「而して」是の如く見已りて、便ち、未來の諸の亂住の法に於いて、能く正しく此に法の無間に、此の法の生ずべしと了達す。

(二三)是の如く知ると雖も、而も、比智に非ず。佛は、過去現在の因果の次第を比類するに由り、便ち、未來亂住の諸法に於いて、能く現に了達するなり。謂はく、未來世には、是の如き有情は、是の如き業を造りて、是の如き果を招ねくと。「而して」是れは(二四)願智に攝するが故に、比智には非らず。

世親破す

若し爾らば、世尊は、未だ(二五)前際を見ざれば、(二六)後際の法に於いて、知る能はざるべし。

第二說

(二七)餘有り。得た言ふ。有情の身内に、未來世の果の因、先に兆すもの有り。是れは(二八)不相應行蘊の差別なり。佛は、唯、此れを觀て、便ち、

【二三】 佛が未來の事件を知るは、然らば、比智即ち間接知たるべく、從て不確實のものならずやとの非難を豫想しての辯解なり。解意は、佛の未來を知るは、通常人が類推によりて想定すると異り、過去現在の因果法を基礎として、未來法に於て現に直觀通達すといふにあり。然れども、實をいへば、この辯解は可なりに苦しきものにて、矢張、比智といふことに歸する恐あるを以て、論主の破する所となる。

【二四】 願智(Praṇidhi-jñāna)とは願の如く知る智にして、例へば未來のことを知らんと欲せば、第四定に入りて願を起して知る如し。

【二五】 前際(Pūrvānta)とは、過去現在。

【二六】 後際(Aparānta)とは未來。若し上の如くんば、前際を見てからでなくんば、佛も後際を知らざらん、爾らば一切知者と云ふ可らずの意。

【二七】 第二師の釋なり、正理第十九を見よ。こは有情の身中に、現に未來に受くべき果の前兆表はる。佛陀は之を見て未來を判ずとの說なり。

【二八】 不相應行蘊云云。法同分に攝す。

世親破

未來を知る。要らず現に靜慮に遊ぶの通慧に非らずと。

經部師の說

若し爾らば、諸佛は、便ち未來に於いて、(二九)占相するが故に知るのみにて(三〇)現證をなすにあらず。(三一)故に、經部の諸師の言ふ所の如し。(三二)世尊、意を擧ぐれば、遍ねく諸法を知る。此にも非らず。占にも非らずと。

世親評取

此の說を善しとす。世尊の說くが如く、諸佛の德用と、諸佛の境界とは、不可思議なればなり。

未來雜亂住に關する所餘の問題

(三三)若し、未來に於いて、定まれる前後次第の安立なくんば、何が故に、但だ、世第一法の無間に、唯、苦法智忍を生じて、餘法を生ぜず。是の如く、廣說して、乃至、金剛喩定の無間に、唯、盡智を生じて、餘法を生ぜずと言ふや。

答

(三四)若し、此の法の生ずるは、彼の法に繫屬

【二九】占相とは相は人相といふが如し。

【三〇】現證。現量にて證知すると。意は、かくては佛は人相觀となり、人相によりて知るものなる故に、直ちに未來を現量にて證智すとは言ひ得すとの謂。

【三一】故に云云。論主は經部の說を以て正義となす。而もこは、大衆部の佛陀觀に應ずるもの。

【三二】增一阿含第十八參照。

【三三】再び主題に戻りて、未來に等無間緣なきことを論ず。この難意は、未來に等無間緣なくば、何故に修行の經過に於て世第一法より、必ず見道初無漏の苦法智忍を生じ、乃至修道に於て、金剛喩定(有頂九品の煩惱中、第九品を斷ずるの無間道をいふ)より直ちに盡智生ずと定まり居るやとの問なり。

【三四】此法と彼法との間に因果關係ありて、此法の生ずる爲めには、必ず彼法に依存(繫屬)するといふことは吾等も許す所なり。從つて見道初無漏の苦法智忍は世第一法に依存し、盡智は金剛喩定に依存するといふことは、未來の事件なりとも、今より確定して誤まらざる所也。然れどもこ

し、要らず、彼れの無間に、此れ、乃ち、生ずることを得。芽等の生ずるに、要らず、種等に藉るが如し。然も、此「の未來法」は、等無間緣有るに非らず。

諸の阿羅漢の最後の心心所は、何に緣るが故に、等無間緣に非らずと說くや。

餘の心等の、此れに續きて起ること無きが故なり。

〔三五〕豈に、是の如き無間滅の心を、亦、名けて意と爲さずや。後心の無間に、識、既に生せずんば、意と名けざるべし。

〔三六〕意は、是れ、依の顯はす所にして、作用の顯はす所には非らず。此の最後心は所依の義有れども、餘の緣闕くるが故に、後の識生ぜざるなり。等無間緣は作用の顯はす所なり。若し、法あり。此の緣、取て果と爲し已らば、定んで、諸法、及び、諸の有情の、能く、障礙を爲して、彼れをして、起らしむること無し。故に、最後心は意と名く

は、ただ義理上、前後の關係として說くのみにて時間上、未來に前後ありといふにあらざるを以て、等無間緣にはあらずとなり。

【三五】豈に云云。阿羅漢の最後心も意と名く。然るに意は即ち意根にして、後に起る心法の所依たる所に、その意義の存するに、已に後に起る心法なしとすれば、意と名くるは不都合ならずやとの問也。而してその主旨は之によりて羅漢の最後心を等無間緣にあらずといふ說の不都合を證せんとするにあり。

【三六】前の難に對する答辯なり。謂はく意と等無間緣とを混じて同一視して難ずるは非なり。意といふ名義は、要するに後心の所依となるといふ點に於て特色あるものなれど、等無間緣は後心を引生するといふ作用の點に於いて特色あり。故に羅漢の最後心も所依たるの資格の上より、意と名け得べきも、後の心法を引生する作用なき點より等無間緣とは名くべからずとなり。

ることを得と雖も、而も、等無間緣とは說く可からず。

心の等無間を心の無間に對しての四句分別

(三七)若し、法にして、心の與めに等無間と爲るときは、彼の法は、亦、是れ、心の無間なりや。

應に、四句を知るべし。

等無間にして心無間に非ず

(三八)第一句は、謂はく、無心定を出づる心心所、及び第二等の二〔無心〕定の刹那なり。

心無間にして等無間にあらず

(三九)第二句は、謂はく、初めて起る所の二定の刹那〔の生住異滅〕、及び、有心位の諸の心心所の生住異滅なり。

等無間にして心無間

(四〇)第三句は、謂はく、初めて起る所の二定の刹那、及び、有心位の心心所の法なり。

等無間に非ず心無間に非ず

(四一)第四句は、謂はく、第二等の二定の刹那と、及び、無心定より出つる心心所との生住異

【三七】若し法云云。心の與めの等無間とは前心を等無間緣として起れる果をいふ。故に心法に限る。心の無間とは、そは等無間緣により生ずると否とに關らず、とにかく、前心に接續して起る法をいふ。故に必ずしも心法に限れるにあらず。今はこの兩者に就いて分別する段なり。

【三八】第一句は心の等無間（Samanantara）にして、心無間（Nirantara）に非ず。無心定の出心と、第二念以後の無心定の刹那との二は入心の等無間緣に引起せられた果なる故に心の等無間なり。而も入心より、少くも一刹那以上を經過するを以て、心無間にあらず。第二等の二定の刹那とは二無心定に入りてより、第一刹那を經たる以後といふこと。

【三九】第二句は心無間にして、心の等無間に非ず。一、初念の二無心定の上の四相。二、餘の有心位の心心所の上の四相の二の中、一は入心の無間に起るが故に心無間なり。二は前心の無間に起るが故に心無間なり。併し四相は等無間緣の果に非ざるが故に心の等無間には非ず。

【四〇】第三句は俱句。一、初念の二無心定。二、餘の有心位の心心所の二の中、一は入心の無間に起る故に心無間、二は念念相續して起り、後念の心心所は前念の等無間の果なれば心の等無間なり。而も前念の心の無間に續起する故に心無間なり。

【四一】第四俱非句。一、第二念等の上の無心定の四相。二、出心の四相の二は

滅なり。

心の等無間を無心定の無間に對しての四句分別

(四二)法あり、若し心の與めに等無間と爲らば、無心定の與めに無間と爲るや。

應に四句を作るべし。(四三)謂はく、前の第三、第四の句を、今の第一、第二の句と爲し、卽ち前の第一第二の句を、今の第三、第四の句と爲す。

問 二定より出づる諸の心心所を入定の心に望むるに、中間に遠き隔あり。如何にして、彼れの等無間と爲るや。

答 (四四)中間に心心所を隔てざるが故なり。

所縁縁 是の如く、已に、等無間縁を釋しつ。所縁縁の性とは、卽ち、一切法を心心所に望めて、其の所應に隨ふなり。謂はく、眼識、及び、相應

入心の等無間にも非ず、又入心と刹那を隔たる故に心無間にも非ず。

【四二】 前心を等無間縁として生じたる法と、二無心定より續起したる法との關係なり。

【四三】 謂はく云云。第一單句。等無間にして、定無間にあらず。「初めて起る所の二定の刹那と有心位の心心所なり」(前の第三句)。卽ち二定の初念と有心位の心法とは前心を等無間縁として生じたるものなれど、二定より續起したるものにあらず。

第二單句。定無間にして等無間にあらず。「第二等の二定の刹那の四相と無心定より出たる心法の四相となり」(前の第四句)。第二念以後の無心定の四相と、出定後初刹那の心法の四相とは、共に無心定の無間に生ずるを以て定無間なれど、等無間縁より生じたるものにあらざれば等無間にあらず。

第三倶句。等無間にして定無間。「無心定より出づる心心所と、二定の第二念。」是等は前に述べたる如く、等無間なるが(心無間にはあらず。)更に共に無心定の無間に續起したるものなるが故に、定無間なり。

第四倶非句。等無間にも、定無間にもあらず。「二定の初念の上の相四、及び有心位の四相。」二定の初念の四相は、等無間縁より生じたるものに非ざると同時に、また定より生じたるものにも非ざるを以つて、兩非なり。有心位の四相も同樣なり。

【四四】 中間に云云。卽ち等無間縁とは必ずしも、時間的に無間と限らず、前心と後心との

法の、一切の色を以て、所緣緣と爲すが如く、是の如く、耳識、及び、相應法は一切の聲を以て、鼻識と相應とは、一切の香を以て、舌識と相應とは、一切の味を以て、自識と相應とは、一切の觸を以て、意識と相應とは一切法を以て、所緣緣とは爲すなり。

【四五】若し法あり。彼の法の與めに、所緣と爲さば、時として、此れは、彼れが與めに、所緣に非ざること無し。不緣の位に於いても、亦、所緣に攝せらる。【四六】彼の緣と不緣と、其の相一なるが故なり。譬へば、薪等の燒かれざる時に於いても、亦、所燒と名くるが如し。相に異ることなきが故なり。

心心所法と所依

心心所法は、所緣に於いて、【四七】處、【四八】事、【四九】刹那の三の、皆、決定せるが如く、【五〇】所依に於いても、亦、是の如く決定すること有りや。

【五一】應に、亦、是の如く決定すること有りと

間に別の心心所の間入することなく、而も前心が後心を引生するをいふとなり。

【四五】若し云云。一切法が意識と相應、卽心心所のために所緣緣たる理由を示す。法ありの法とは一切法の義。彼の法とは心心所の義。卽ち一切法は、たとひ、現實に於て、心法のために所緣となり居らずとしても、所緣たるべきの約束となり居るが故に、一切時に所緣なりといひ得となり。

【四六】彼のとは、能緣の識を指すなり。

【四七】處とは十二處。眼は必ず色處を緣するが如し。

【四八】事とは體。その色處の中にて、一眼識は靑を他の眼識は黃をと各別の事體を緣するを事定まるといふ。

【四九】刹那定まるとは、かく靑を緣する中にも、一眼識は此の刹那の靑を、彼の刹那の眼識は、彼の刹那の靑を緣するが如し。

【五〇】所依とは眼等の六根をいふなり。

【五一】應に亦云云。例へば、眼識に對する所依の處定まるとは眼は必ず眼根に依るをいひ、事定まるとはその眼根の中に

言ふべし。

（五二）然るに、現在に於いては、自らの所依に親附すれども、過去と未來とは所依と相離る。有るが說かく。過去に在りても、亦、所依に親附すと。

是の如く、已に、所緣緣の性を釋しつ。

増上緣

（五三）増上緣の性は、卽ち、能作因なり。卽ち、能作因を以て、増上緣と爲すを以ての故なり。一切此の緣は、體、廣ければ、増上緣と名く。一切「法」は、皆、是れ増上緣なるが故なり。「上に」、一切法は、亦、所緣緣なりと說きたり。此の増上緣のみ、何ぞ獨り體、廣しといふや。

増上緣の體の寛廣

（五四）俱有の諸法は、未だ、嘗て、所緣と爲らざるも、然も、増上「緣」たるが故に、唯、此れのみ體

も男のと女のとあり、而して必ず男の眼識は男の眼根に依る等の如きをいひ、刹那定るとは此の刹那に依る眼根の眼識は、必ず此の刹那の眼根に依りて、餘の刹那の眼根に依ること無きが如きをいふ。

【五二】 然るに心心所と所依との間にも處、事、刹那の定まり居ることは、前述の如くなれど、三世に渉りて然るか否かに關しては婆沙の第十二に異說ありて三說を擧し、第一說は、その關係は現在のみにて過去と未來とにありては、心法と所依の六根との間に不離の關係なしといひ、第二說は未來にありては不離の關係なきも、現在は勿論、過去には此關係ありとす。蓋し此の說は、過去は要するに現在に於ける親附の關係を持ちながら過去位に落謝したるものに過ぎずと解するによる。第三說は三世に通じてその關係ありと說けど此論には錄せず。

【五三】 増上緣とは六因中の能作因と同じことにて、要するに他の生を障へざるに名けたるなり。

【五四】 一切法は所緣緣たるも、同時の心心所四相等は、それ自身の所緣たることなきを以て、少くともその刹那の所緣としては、之を除かざるべからず、而もこれ等も増上緣たるなり。

廣し「といふ」。

或は所作の廣ければ、増上縁と名く。一切法は、各各自性を除きて、一切有爲の與めに、増上縁と爲るを以ての故なり。

法と四縁

頗し、法の法に於いて、全く四縁に非ざるもの有りや、不や。

有り。

(五五)謂はく、自性を、自性に於てする「もの是れ」なり。

(五六)他性に於ても、亦、有り。謂はく、有爲を無爲に於てし、無爲を無爲に於てするなり。

第二節　四縁の作用

四縁の作用

是の如き諸縁は、何れの位の法に於いて、作用を興すや。

頌に曰はく、

(五七)二因は、正滅に於いて、　三因は正生に

【五五】自體は自體の縁たることなしとの義。

【五六】他體に對して縁の關係なき場合は、有爲法は無爲法の縁となることなく、亦無爲法は無爲の縁となることもなし、之れ無爲法は元來、因縁所生法にあらざるによる。

【五七】頌の舊譯

於㆓正滅㆒二因、作㆓功能㆒三因、於㆓正生㆒二縁、礙㆑前有㆓功能㆒。

爰に作用といふは、與果の謂なり。取果の用は、前卷、六因に約してその取果の用は唯現在に於いてすでに說きたれば、今重ねて說かず。

扨て、前述の如く因縁は能作因以外の五因を以て體とする故に、今用を明すにも五因の上につきて明す。即ち俱有相

於いて、

餘の二緣は相違して、　作用を興す。

因緣の作用

論じて曰はく、前に五因を說きて、因緣の性と爲したり。「其の中」(五八)二因の作用は、正滅の時に於いてす。

倶有と相應と二因

(五九)正滅の時と言ふは、法、現在して、滅、現前することを顯はすが故に、正滅の時と名くるなり。

倶有と相應とは、法の滅位に於いて、方に作用を興す。此の二因は、「爾の時」、倶生の果をして、作用有らしむに由るが故なり。

同類遍行異熟三因

(六〇)言ふ所の三因は、正生に於いてすとは、謂はく、未來法の、正生位に於いてするなり。生じて現前するが故に、正生の時と名く。同類、遍行、異熟の三種は、法の生ずる位に於いて、作用、方に、興るなり。

應三因は果の法が現在滅相位にあるときに與果の用を起して果に力を與へ　同類遍行異熟の三因は、未來法が正生位に在るときに於て作用有り。等無間緣と所緣緣との二は果の法が將生と正滅との位に在るときに與果の作用を起す。增上緣に至つては、別つところ無し。

【五八】二因とは倶有と相應。

【五九】正滅云云。法は現在前し、滅相の將さに顯はれんとする位なり。つまり完全なる現在なり。倶有因と相應因とは同時因果なるを以て、その因が作用を呈するは現在にあるなり。

【六〇】三因とは同類因、遍行因異熟因をいふ。この三因は共に後時に果を引生するが故に、因たるの作用は、その果たる法が未來に於て方に生ぜんとする位、卽ち生位に於て顯はる。

等無間緣と所緣緣

已に、因緣の(六一)二時の作用を說く。(六二)二緣の作用は此れと相違す。

等無間緣は、(六三)法の生ずる位に於いて、作用を興す。(六四)彼の生ずる時に、前の心心所が、其の處を與ふるを以ての故なり。

若し、所緣緣は、能緣の(六五)滅する位に作用を興す。心心所は、要らず、現在の時に、方に境を取るを以ての故なり。

增上緣の作用

唯、增上緣は一切の位に於いて、皆、障ふること無くして住するが故に、彼の作用は無障の位に隨ひて、「正生と正滅と」、一切遮すること無し。

第三節　法と緣との關係

法と緣との關係

已に、諸緣、及び、作用を興すことを說きたり。應に言ふべし、何の法は幾くの緣に由りて生ずるかを。

頌に曰はく、

【六一】二時とは正滅位と正生位となり。

【六二】二緣とは其無間緣と所緣緣となり。此二緣は前の二類の緣と異り、等無間緣は正生位に所緣緣は正滅位に作用を興す。此れと相違すとは前の二類の緣はそれぞれ正滅、正生の順なるに、等無間緣、所緣緣の四は生緣、正滅の順になるといふ義なり。

【六三】正生位なり。

【六四】彼とは後の心心所なり。卽ち後の心心所が方に生ぜんとする位は、總て前の心心所が等無間緣たるの作用を呈する時なり。

【六五】滅する位とは正滅位の義にしてつまり現在の事なり。心法が法を認識するは必ず現在なるを以て、法が認識の對象たるの役目、卽ち所緣緣の作用を呈するも現在にあるや勿論なりとす。

〔六六〕心心所は四に由り、二定は、但だ、三に由り、餘は二緣に由りて生ず。天に非ず。次等の故に。

心心所法

論じて曰はく、心心所法は四緣に由りて生ず。此の中の因緣は、謂はく、〔六七〕五因の性なり。等無間緣は、謂はく、前〔念〕の無間の已生〔の心心所〕にして、〔無學の最〕後の心心所法には非ず。所緣緣は、謂はく、所應に隨ひて、或は、〔六八〕色等の五、或は〔六九〕一切法なり。增上緣は、謂はく、所應に隨ひて、各自性を除きて餘の一切法なり。

二無心定

滅盡と無想との二定は、〔七〇〕三に由る。〔七一〕所緣緣を除く。〔二定は〕能緣に非ざるが故なり。因緣に由るとは、謂はく、二因に由る。一には倶有因、謂はく、〔七二〕生等の相なり。二には同類因、謂はく、

【六六】頌の舊譯。
由二四緣一心法、二定由二三緣一、餘法由レ二生、非二自在一次故。
佛教に於いては一切有爲法は凡べて緣により生ずと主張し、外道の如く、天等の如き超越的一因有りて生ずと說くこと無し。かくて一切有爲法の中、
(一)一切心心所は全四緣に由つて生じ。
(二)無想滅盡二定は所緣緣以外の三緣より生じ。
(三)不相應法、色法等は因緣と增上緣とによりて生ず。

【六七】五因云云。染汙心は異熟を除いて餘の四因より生じ、初無漏の苦法智忍は異熟同類遍行の三因を除いて餘の二因より生じ、三の所餘の有漏の善、無漏の善及び無記の心心所は異熟遍行を除いて餘の三因より生ず。

【六八】色等の五は前五識の所緣緣なり。

【六九】一切法は第六識の所緣緣なり。一切法は三世の有爲法と非世の無爲法をいふ。

【七〇】三とは因緣、等無間緣、增上緣の三。

【七一】二無心定には、能緣の心なきを以て、所緣緣より生ずる理由なし。

【七二】生住異滅の四相は、二定にもあるを以て、こはその倶有因たるや勿論なり。

（七三）前に已に生ぜる同地の善法なり。等無間縁とは、謂はく、入定の心、及び相應の法なり。增上縁とは、謂はく、前に説きたるが如し。是の如き二定は、（七四）心等、引生するも、（七五）心等の起を礙ふるが故に、心等の與めには、但だ、等無間と爲るも、等無間縁には非ず。

餘の不相應及び色法

餘の不相應、及び、諸の色法は因と增上との二縁に由りて生ぜらる。

第四節　附論　世間は一因より生せず。

一切世間は自在天等の一因より生ずるものに非ず

一切世間は、唯、上に説く所の如き諸の因と諸の縁とより起る所なり。（七六）自在天、（七七）我、（七八）勝性（七九）等の一因の起す所に非す。

外道問

（八〇）此れは何の因有りや。

【七三】前に云云。二無心定は前の第四定の一切善法が同類因となる、是は五蘊に通ず。滅盡定は前の已生の有頂の一切善法が同類因となる、是は四蘊に通ず。此二定は心法に非ざる故に相應因を除き、其體善なるによりて遍行異熟無し。

【七四】心等云云。二定は入心の時に心に引起せらるる故に心の等無間にして心の果也。

【七五】心等の起を云云。心心所を障へて生ぜしめざるが故に等無間縁には非ず。

【七六】自在天(Īśvara)が唯一の第一原理として、人格的力を用ゐて一切諸法を生ずと説くは塗灰外道の計なり。

【七七】我(Puruṣa)。神泰光師寶師共に勝論の我と稱するも必ずしも當らず、奥義書の汎神哲學(自我一元の汎神論)等及び吠陀多哲學に於ける同樣の主張を指すものと見るべし。

【七八】勝性(Pradhāna)とは數論の自性(Prakṛti)のこと。蓋し數論は嚴密に言へば、此の物質の外に精神的原因として神我を立て二元論を說けども、所謂神我(Puruṣa)は世界發展のことには何等與る所無く萬有は自性より覺・我慢等と轉展發生せらるるが、故に文の如く一元論と見たるなり。(詳細は木村著六派哲學數論の條參照)。

【七九】等とは時(Kāla)。自性(Svabhāva)・極微(Paramāṇu)等を等取す。

【八〇】此れは云云。外道の問。一切法が自在天等の因より生ずることを否定せば、諸法は何の因より生ずるかとなり。

答

（八一）若し、一切の成ずることは、因に由ると許さば、豈に、便ち、一切世間は、自在等の一因に由りて生ずとの論を捨つるにあらずや。

又、諸の世間は、自在等の一因の起す所に非ず。次第等の故に。謂はく、諸の世間にして、若し、自在等の一因より生ぜば、則ち、一切は俱時に生じて、次第に起ること非ざるべし。〔而も〕、現に諸法を見るに、次第に生ずるが故に。知る、定んで一因の起す所に非ざるを。

轉計（一）

（八二）若し自在の欲に隨ふが故に然り。謂はく、彼れは、此の法をして、今起らしめ、此の法をして、今滅せしめ、此れは後時に於いてせんと欲すと執すれば、（八三）是れは、則ち、一因より起るに非らざることを成ずべし。亦、樂欲の差別に由りて生ずるが故なり。

設

（八四）或は差別の欲、一時に生ずべし。所因自在にして差別無きが故なり。

（八五）若し欲の差別は、更に餘因を待つが〔故に〕、俱起せずといはば、則ち、一切は、唯、

【八一】若し云云。論主の答也。一切法の成立は前述の如く諸因によるといふことを認定せば、之れ聽て一因論を捨てざるべからざるに非ずやと。

【八二】次第に起ることは一因生ならざるの證なりと攻められたるに對して、外道は、その次第に起ることも要するに神の意志なりと救釋するなり。

【八三】是れは云云。前の神の意志云云に對する返駁なり。次第に生ずることは神の意志によるとすれば、それは一因生といふ宗義に背くことにならん。何んとなれば一切法は種種の樂欲によるといふ限り、種種の樂欲が因となることになればなり。

【八四】或は云云。又、樂欲に種種あるも、神は一なるを以て、一因論を成ずと言はば、更に、神は唯一無差別なるを以て、種種の樂欲が一時に生じて世界は無秩序となる恐あるべきに、然らざるは、その轉計も非なりとなり。

【八五】外道更に轉計して、神に

自在の一法を用つて、因と爲すに非らず。或は待つ所の因も、亦、更に餘因の差別を待ちて、方に次第して生ずべく、則ち待つ所の因は、應に邊際無かるべし。

若し、更に餘の、差別の因を待たずんば、此の因には、次第生の義無かるべく、則ち差別せる欲は、次第して生ずるに非ず。

〔八六〕若し諸因、展轉差別して邊際有ること無しと許さば、無始を信ずるが故に、徒らに自在を執して、諸法の因と爲すも、釋門の因緣の正理を越えず。

轉計(三)破

〔八七〕若し自在の欲は、頓に生ずと雖も、而も、諸の世間の俱起せざるは、自在の欲に隨つて、生ずる所なるに由るが故なりと言はゞ、理として亦然らず。彼の自在の欲は、前位と後「位」と無差別なるが故なり。

自在天無用論

〔八八〕又、彼の自在は大功力を作し、諸の世間を生じて、何の義利をか得んや。

ある種種の意欲には、之を一時に俱起せしめざる因別にありと言はゞ、神の意志は他によりて制限せらるることとなりて一因論を破壞するの矛盾を生ずべく、又、他方面よりすれば、そを制限する因を更に規定する他の因を要し結局は無窮になるべき不都合もありとなり。

【八六】若し、神の種種の意欲を規定するに種種の因ありて、其等が相互に差別するが故に一切法は俱起せずと言はゞ、之れ卽ち佛教の因緣觀に近づけるものにして、その結果は遂に自在神の無用を來たさんとなり。

【八七】若し云云。第一の轉計(上揭)は、自在天が樂欲に隨つて世界を生ずといふ意にして、今の轉計は自在天の樂欲に隨つて世間の法が生ずといふ意なり。

【八八】上述は專ら生因といふ立場より自在天の非を破したるが、以下は、終局因、卽ち目的といふ立場より之を破す。卽ち自在天ありとするならば、何の目的を以てこの世界を作りしかといふことなり。

若し喜を發す爲めに、諸の世間を生じて、(八九)此の喜は餘の方便を離れて發らずんば、是れ則ち、自在、喜を發する中に於いて、既に、必らず、餘を待つものにして、自在に非ざるべし。

(九〇)喜に於いて、既に爾り。餘も、亦然るべし。差別の因緣、得可からざるが故なり。

或は若し、自在、地獄等、無量の苦具を生じて、有情を逼害す。斯の如きを見て、自ら喜を發生すと爲んや。拙ない哉。(九一)何ぞ此の自在を用ゐることを爲んや。(九二)彼れの頌言に依るに、誠に、(九三)善說と爲す。

(九四)險利なると、能く燒くと、畏るべきと、恆に逼害すると、
樂うて血肉髓を食ふとに由る。故に、
(九五)魯達羅と名く。

【八九】此の喜云云。喜を生するためには世間を生ずと言はば、自在天は世間なくんば喜ぶ能はず、爾らば彼は喜を生ずることに於て自在ならずと云ふべし。(神は喜びのために世界を作れりとの論は吠檀多派にて主張する一說なり。六派哲學五四〇頁參照)

【九〇】喜に於いて云云。喜に於て已に自在ならずとせば、同理に因りて三界に於ても自在ならずと云ふべしとなり。

【九一】斯る自在神ならば何の役にも立たざらん。無用有害のみ。

【九二】彼れの頌云云。外道所說の頌。

【九三】善說云云は世親の反語的なる嘲弄辭なり。

【九四】頌の舊譯。由下能燒、嶮利、可畏、恆苦他、樂食二肉血髓一、令啼稱律他。

【九五】魯達羅(Rudra)とはRud(叫ぶ)より來れる名にして、吠陀時代より荒神の地位を占め、後、發達して大自在天(Maheśvara)となり、世界の破壞を司るの神とせらる(印度哲學宗教史一〇四頁參照)。

妄執を傷嘆す

（九六）又若し、一切世間は、唯、自在天一因の起す所なりと信受せば、則ち、現見世間の、所餘の因緣、人功等の事を非撥すと爲す。

若し、自在は餘の因緣の、助發する功能を待ちて、方に因と成ると言はば、但だ、是れ、自在天を朋敬するの言のみ。所緣の因緣を離れて、別の用を見ざるが故なり。

或は彼の自在は、餘の因緣の助を要して、方に能く生ぜんか。應に、自在に非ざるべし。

若し初めて起るときには、自在を因と爲し、餘後の續生には、餘因を待つと執せば、（九七）則ち初めに起る所は、餘因を待たざれば、應に無始より成ずること、猶し、自在の如くなるべし。

我、勝性等も、其の所應に隨ひて、自在天の如く廣く徵遣すべし。

故に、法として、唯、一因より生ずるもの有ることなし。奇なる哉、世間、勝慧を修せず、愚なる禽獸の如し。良に、是れ、悲しむべし。（九八）彼彼の生中に、別別に業を造りて、自ら異熟、及び、士用の果を受けながら、妄に計して、自在等の因有りとなすや。

【九六】自在天が一切の原因なりとすれば、吾等の現見する種種の原因や人事の力を一切撥無し去る無理を起すことにならんとなり。

【九七】神が初めて世界を造り、以後のことは凡べて神以外の因緣によると言はば、抑世界の初は因緣生にあらざるが故に、世界も實は神と同じく無始より存在したるものにして創造を認め得べからざるに到らん。何んとなれば神は因緣以上の存在なるが故に無始なりとすれば世界の初も因緣以上なる限り、同じく無始とせざるべからざればなり。

【九八】彼彼の生云云とは、一切有情は種種の生に於て、自ら業を作りて自らその餘を受け居りながらと也。

且らく、破邪を止めて、應に正義を辯ずべし。

第五節　大種と所造との相互關係

大種と所造との自他相望めての關係

前に、（九九）餘法は（一〇〇）二緣に由りて生ずと言ひたり。中に於いて、云何にして、大種と所造とが、（一〇一）自他相ひ望めて、互に因緣と爲るや。

頌に曰はく、

（一〇二）大は大が爲めに二因なり。　所造の爲めに五種なり。
造は造が爲めに三種なり。　大が爲めに唯一因なり。

大種と大種

論じて曰はく、初めに、「大は大が爲めに二因なり」と言ふは、是れ、諸の大種の、更互に相望めて、（一〇三）但だ、倶有と同類との因たるの義なり。

【九九】餘法とは色法と不相應行となり。

【一〇〇】二緣とは因緣と增上緣となり。

【一〇一】自他相望むとは、大種を大種に望め、大種と所造と相望むること。

【一〇二】大は云云の頌の舊譯。二種大大因、於所造五種、所造互三種、所造大因一。大種は又他の大種に對して、倶有因、同類因となり、大種は又所造色に對して生、依、立、持、養の五種の因となるも畢竟之れ等は能作因の差別なり。又所造を互に相對せしむれば、倶有同類異熟の三因となり、大種に對しては異熟の一因となる。

【一〇三】一の大種の成立する爲めには他三大種と共同せざるべからず、これを倶有因によるといふ。又、同類を相望する前念の大種より後念の大種の生ずるは同類因による。

大種と所造

大は所造に於いて、能く五因と爲る。

五因の相

何等をか五と爲すや。

謂はく、〔一〇四〕生と依と立と持と養との別の故なり。〔然れども〕是の如き五因は、但だ是れ〔一〇五〕能作因の差別なり。彼れより起るが故に、說きて生因と爲す。生じ已りて、大種に隨逐して轉ずるが故に、師等に依るが如きを說きて依因と爲す。能く任持するが故に、壁の畫を持するが如きを、說きて立因と爲す。不斷の因なるが故に、說きて持因と爲す。增長の因なるが故に、說きて養因と爲す。

是の如きは、則ち、大〔種〕の、所造が與めに〔一〇六〕起と、變と、持と、住と、長との因の性となることを顯はす。

所造と所造

諸の所造の色を、自ら互ひに相望するに、三因有る容し。所謂、俱有、同類、異熟なり。其の能作因は、差別無くして、轉ずるが故に、恆に數へず。俱有因とは、謂はく、〔一〇七〕隨心轉の身語二業のみなり。餘の造色にあらず。同類因とは、一切の前生を、後の同類に於てするなり。異熟因とは、謂はく、身語業の、能く異熟の眼根等の果を招くなり。

【一〇四】生因(Janana-hetu)。依因(Niśraya-hetu)。立因(Pratiṣṭhā-hetu)。持因(Upastambha-hetu)。養因(Upabṛṃhaṇa-hetu)。

【一〇五】能作因云云。生等の五は因としては能作因に攝するも、緣に配せば、因緣に攝す。

【一〇六】起は生因、變は依因、持は立因、住は持因、長は養因なり。

【一〇七】隨心轉云云。定俱戒、道俱戒による七支の無表は相互に望むるに、互に依存的關係を有する點に於て俱有因となる。

所造と大種

所造は大〔種〕に於いて、但だ、一因と爲る。謂はく、異熟因なり。身語の二業は、能く異熟の大種の果を招くが故なり。

第六節　等無間緣としての心心所相互の關係

(一〇八)前に、已に、總じて、諸の心心所の前なるは、能く、後の等無間緣と爲ることを說きたるも、未だ決定して、何の心の無間に、幾心の生ずる有りや。復た幾心より、何の心の起ること有るかを說かず。今、當に、定んで、〔是れを〕說くべし。

三界十二心

第一項　三界十二心

謂はく、(一〇九)且らく、略して說かんに、十二心有り。
云何が十二心なる。
頌に曰はく、
(一一〇)欲界に四心有り。　善、惡、覆、無覆なり。

【一〇八】前に概括的に等無間の事を論じたるに對し、以下はその細論なり。卽ち、善、惡、有覆無記、無覆無記、有學心、無學心の六心を基礎とし、更に之を三界に配屬して、其總計を求め、一一に就て、幾干心を等無間緣として自らは生じたるものにして、而も自ら等無間緣となりて後の幾干心を生ずるかを細說するなり。隨つてこの段は極めて煩雜にして、而も單調なるを免れざるも勿論なり。

【一〇九】前の六心を三界に配屬して十二心となして等無間緣を細說するの標準となす。

【一一〇】頌の舊譯。
欲界心善惡、有覆及無覆、於二二界一除レ惡、無流二。

色と無色には惡を除く。無漏には二心有り。(二一)

三界の心

論じて曰はく、且らく、欲界に於いて、四種の心有り。謂はく、善と、不善と、有覆無記と、無覆無記となり。色と無色との界には、各、三心有り。謂はく、不善を除く。(二二)餘は、上に說くが如し。[而して]、是の如き十種は有漏心と說く。

無漏の二心

若し、無漏心は、唯、二種有り。謂はく、學と無學となり。

合して、十二と成る。

第二項　十二心の相生

十二心の相互的生起關係(相生)

此の十二は、互に、相生ずとは、

頌に曰はく、

(一)(二三)欲界の善は九を生じ、(二)此れは復た八より生ず。

【二一】欲界には善と惡と有覆と無覆との四、色界には惡を除ける餘の三、無色界には同じく惡を除ける餘の三、無漏心には學、無學の二、合して十二となる。

【二二】餘は云云。不善を除ける餘の三心のあることは欲界の場合と同じ。

【二三】頌の舊譯。

於欲從レ善九、此善從レ八生、從レ十惡心生、從レ此四、覆爾、從レ五、無覆心、復從レ此七心、從ニ色善ニ十一、從レ九此復生、從レ八有覆生、三無覆、此六、無色如レ是理、從レ善九、此從レ六。有覆七、此爾、從レ此四、有學、從レ此五、無學亦從レ五、從ニ無學ニ四心。

この頌文の大要は、煩はしくして擧げ難し。長行の冠頭に句の番號を附すべければ、それに就て見よ。

(三)染は十よりして〔こは亦〕四を生じ、　(四)餘は五より七を生ず。
(五)色の善は十一を生じ、　(六)此れは復た九より生ず。
(七)有覆は八より生じ、　(八)此れは復た六を生ず。
(九)無覆は三より生じ、　(十)此れは復た能く六を生ず。
(十一)無色の善は九を生じ、　(十二)此れは復た六より生ず。
(十三)有覆は七より〔七を〕生じ、(十四)無覆は色に辯じたるが如し。
(十五)學は四よりして、〔これより〕五を生ず、　(十六)、餘は五よりして、〔これは亦〕四を生ず。

【二四】欲界の善心が等無間縁となりて九心を生じ得る可能性あり、卽ち欲界にありては善、不善、有覆無記、無覆無記の四、色界にありては、善心と染(有覆をいふ)の二、無色界にありてはただ染の一、及び有學心、無學となり。

【二五】謂く云云。この文章は數目の列擧と說明とを混入するが故に、稍讀み惡し。先づ初めの七心に就て說明す。

【二六】色界の二心云云。欲界の善心を以て色界定に入る時、前の善心は色界の善心の等無間縁たり、又、欲界に善心を起して死し色界に生ずる時は、欲界の善心は色界の染心の等無間縁となる。これ、續生の時は、何界に生ずるも染心なるに由る。

(第一句)欲界の善心は九を生ず

論じて曰はく、(二四)欲界の善心の無間に九を生ず。(二五)謂はく、自界の四と、(二六)色界の二心と、〔こは〕入定の時及び續生の位に於いて、其の次第の如く、善と染との心を生ずるを謂ひ、無色界の一と、續

生の位に於いて、欲〔界〕の善の無間に、(二七)彼の〔界の〕染心を生ずるをいふ。(二八)彼れの善を生せざるは、極遠なるを以ての故なり。

無色は欲に於いて四遠あるが故に遠しといふ。〔卽ち〕一には、(二九)所依遠。二には、(三〇)行相遠、三には、(三一)所緣遠、四には、(三二)對治遠なり。

第二句

(三三)及び、學と無學とは、謂はく、入觀の時なり。

欲の善心は八より生ず

(三四)卽ち、此れ〔欲界の善心〕は、復た、八より無間に起る。

謂はく、自界の四と。色界の二心。〔こは〕(三五)出定の時に於いて、彼の善より起る。(三六)彼の染汙の定に逼惱せらるる時に、彼の染心より、下〔地〕の善を生ず。下の善に依りて、彼れ

【二七】彼の〔界〕とは無色界のこと。欲界の生得善心にて命終して、次念に無色の染汙心を生じて無色界に生ず。その際の染心をいふ。附記。無色界の續生位とは、生有の初念なり。

【二八】彼れの善云云。欲界の〔生得〕善の無間に彼れ無色界の善を生ぜざるは云云の意。

【二九】所依遠(Āśraya-dūratā)。所依とは依身のこと、無色界の身中には如何なる欲界の法も現起することなきを以て、所依遠の義ありと云ふ。

【三〇】行相遠(Ākāra-dūratā)とは厭下稱上の六行觀の時に、下地の有漏法を厭ひ麤苦障の行相をなす、此際無色界にありては唯第四禪を下地と觀じ直接に欲界の五蘊を緣じて此行相をなすことなきを云ふ。

【三一】所緣遠(Ālambana-dūratā)とは欲界の法を所緣とせざること。

【三二】對治遠(Pratipakṣa-dūratā)とは對治に四種ありて一に厭對治(欲界の殺生等の惡戒等を厭ふこと)二に斷對治(正しく欲界の煩惱を斷ずること)三に持對治(未至定にて欲界の煩惱を斷じ、擇滅の得を任持して失はざる樣にすること)、四に遠分對治(已に斷ぜる煩惱の得を彌遠くること)等の中、未だ欲界の貪を離れざるものは、無色界定を起して、欲界の惡戒等に對して、厭對治、斷對治をなすを得ざるをいふなり。

【三三】及び學云云。最後に欲の善心を等無間緣として二無漏心を生ずる場合を說明したるものにして、こは欲界の加行

の退するを防がんが爲めの故なり。

(二七)及び、學と無學と〔こは〕、謂はく、出觀の時なり。

(第三句)欲の染は十より生ず

「染」とは、謂はく、不善と有覆無記との二にして、各、(二八)十より無間に生ず。謂はく、十二の中にて、學と無學とを除く。續生の位に於いては、三界の諸心は、皆、無間に、欲界の染心を生ずべきが故なり。

欲の染は四を生ず

卽ち、此〔の欲界の染心〕の無間に、能く四心を生ず。謂はく、(二九)自界の四なり。餘は生ずる理なし。

(第四句)餘は五より生ず

(三〇)餘とは、謂はく、(三一)欲纏の無覆無記なり。此の心は、五より無間に生ず。謂はく、自界の四と及び　(三二)色界の善となり。欲界の〔變〕化心は、(三三)彼より生ずるが故なり。

欲の無覆無記は七を生ず

卽ち、此れの無間に、能く、(三四)七心を生ず。

善より學、無學の二觀に入る時なといふなり。

【二四】卽ち云云。欲界の善心を生ずるためには、等無間緣たり得べき心に八種あり。欲界の四と色界の善と染、及び學無學なり。

【二五】出定云云。身は欲界にありて色界定に入り、この色界定より出づる時の欲界の善心は、色界の善心より等流したるものなり。

【二六】彼の染汚云云。色界定に入り、ここに味著して上定に進み得ざるを味定と名く。然ることは、この定をも退く恐あるを以て、下地卽ち欲界の善心を起して之を防護せんとす。この時の欲の善心は卽ち色の染より等流したるものなり。

【二七】有學無學の無漏觀より出でて、欲界の善心を起すをいふなり。

【二八】十とは欲界の四心、色界の三心、無色界の三心をいふ。その何れも續生の位に等無間緣となり、欲の不善又は有覆心を引生し得るなり。學心と無學心が等無間緣となりて欲界の染心を引生することなきを以て之を除く。

【二九】自界の四云云。欲界の染心は上定を生じ、又は上界に往くこと能はざるを以て、餘界の心を生ぜず、學、無學心を生ぜざることも勿論なり。

【三〇】頌文に餘は五より生ずとある「餘」とは欲界の善心、不善心、有覆心　餘にして卽ち無覆無記心の義なり。

【三一】欲纏〔Kāmāvacara〕とは欲界のこと。

【三二】色界の善心とは、色界の定より生ずる欲界の能變化心のこと。

謂はく、自界の四、及び、色界の二、［こは］、彼善と染汙となり。欲界の［變］化心は、還た、彼の［色界］の善を生じ、續生の位に於いては、彼［の色界］の染心を生ずるをいふ。幷びに、無色の一、［こは］、續生の位に於いて、此［欲界の］無覆心の、能く彼［無色界］の染［心］を生ずるなり。

（第五句）色の善は十一を生ず

色界の善心の無間に(二三五)十一を生ず。(二三六)謂はく、無色の無覆無記心を除く。

（第六句）色の善心は九より生ず

即ち、此れは、復た、九より無間に起る。謂はく、欲界の(二三七)二染汙心を除き、及び、無色の無覆無記を除く。

（第七句）色界の有覆は八より生ず

有覆は八より無間に生ず。(二三八)欲の二染と、及び、(二三九)學、無學とを除く。

（第八句）色の有覆は六を生ず

即ち、此れの無間に、能く六心を生ず。謂はく、(二四〇)自界の三と、欲の善、不善、有覆無記となり。

【二三三】彼とは色界の善心のこと。

【二三四】七心云云。欲界の無覆無記心は、等無間縁となりて七心を生じ得べし。即ち欲界の四心と、色界にありては、善心と有覆無記心と、無色界にありては、有覆無記心の一となり。色界の善心を生ずるは、欲界の能變化心が等無間縁となる場合にて、色無色の染心は欲界にありて異熟威儀の無記心にて命終して、そこに續生する際に起る。

【二三五】十一とは、欲界の四心、色界の三心、及び無色界の二心、無漏の二心となり。

【二三六】無色の無覆無記を除く所以は、無色界にはただ異熟無記心あるに過ぎざるに、その異熟無記心は、異地に起ることなきを以てなり。

【二三七】二染汙心とは不善及び有覆無記なり、此二心より上界たる色界の善心を起し得べからざるは云ふまでもなし。無色の無覆無記を除く理由は前に述べたり。

【二三八】欲界の二染不斷の時は色界に生ずべき理なきを以て、色界結生の縛なし、隨つて有覆無記心生ずること能はず。

【二三九】學無學の染心にて出定することはあり得べからざるが故に之を除く。

【二四〇】自界の三とは善と二無記心となり。又欲の善は味定より生ずるものにして、その染汙は續生の位に起るものとす。

（第九句）色の無覆は三より生ず

無覆は三より無間に起る。謂はく、唯、自界にして、〔四一〕餘は生ずるの理無し。

（第十句）色の無覆は六を生ず

即ち、此れの無間に、能く、六心を生ず。謂はく、自界の三と、〔四二〕欲と無色との染となり。

第十一句 無色の善は九を生ず

無色界の善の無間に、九心を生ず。謂はく、〔四三〕欲〔界〕の善と及び欲色〔二界〕の無覆とを除く。

第十二句 無色の善は六より生ず

即ち、此〔の無色界の善心〕は、六より無間に生ず。謂はく、自界の三、及び、色界の善。並びに、學と無學となり。

第十三句 無色界の有覆心は七を生ず

有覆の無間に、能く、七心を生ず。謂はく、自界の三、及び、色界の善、〔四四〕欲色〔二〕界の染なり。

無色の有覆は七より生ず

即ち、此の〔有覆心〕は、亦七より無間に起る。謂はく、欲、色の染、及び、學、無學の心を除く。

第十四句 無色界の無覆は三より生ず

無覆は、色〔界〕に説きたるが如く、三より無間に生ず。謂はく、自界の三なり、餘は皆理に非らず。

無色無覆は六を生ず

即ち、此〔の無覆心〕の無間に、能く、六心を生ず。謂はく、自界の三、及び欲色〔二界〕の染なり。

第十五句 學心は四より生ず

學の心は、四より無間に生ず。謂はく、學心及び三界の善なり。

學心は五を生ず

即ち此〔の學心〕の無間に、能く、五心を生ず。謂はく、前の四心と、及び、無學の一となり。

【四一】欲の化心を除ける餘の無覆無記心は異地の心を等無間縁とすることなきが故なり。

【四二】欲の染とは、不善、有覆二を指し。無色の染とは有覆を指す。

【四三】欲の善を除く所以は、極遠のためにして、二界の無覆を除くことは前に明したり。

【四四】欲界の染は不善と有覆との二、色界の染は有覆の一。

「餘」とは、謂はく、無學にして、〔此は〕五より無間に生ず。謂はく、三界の善及び學無學の二なり。即ち、此〔の無學心〕の無間に、能く四心を生ず。謂はく、三界の善と、及び、無學の一となり。

第十六句 餘（無學）は五より生ず 無學心は四を生ず

第七節 二十心

第一項 二十心とは如何

二十心

〔二四五〕十二心の互に、相生ずることを說き已りつ。云何が、此れを分ちて、二十心と爲すや。

頌に曰はく、

〔二四六〕十二を二十と爲す。謂はく、三界の善心に、加行と生得とを分つ。欲の無覆に四を分つ。異熟と威儀路と、工巧處と通果となり。色界には工巧を除く。餘の數は〔二四七〕前說の如し。

【二四五】以下は、前の十二心を更に細分して廿心となし、而して前の如く、其各心の相生の次第を明にせんとするなり。

【二四六】頌の舊譯。
十二作二十、加行及生得、分三界善二、果報及威儀、工巧並變化、欲界四無記、色界除工巧、
十二心を開きて二十心となす次第は、次の如き理に依る。先づ三界の善を加行生得と分つが故に、六心となるべし、次に欲界の無覆無記心を異熟生、威儀路、工巧處、通果心の四とし、色界の無覆無記心を異熟威儀通果の三心とし、無色界の無覆無記は異熟の一即ち總じて三界の無覆を八心となす。又欲界に不善、有覆無記の二あり、色無色に有覆無記各一あり、之に無漏の學無學二心を加ふるが故總じて二十心となる、

【二四七】前說とは前に十二心の下に說く所なり。

三界の善心

論じて曰はく、三界の善心に各各二種を分つ。謂はく、(一四八)加行得と、(一四九)生得と、別なるが故なり。

欲界の無覆無記

欲界の無覆は、分ちて四心と爲す。一には(一五〇)異熟生、二には威儀路、三には工巧處・四には通果心なり。

色界の無覆無記

色[界]の無覆心を、分ちて三種と爲す。工巧處を除く。上界には、都べて、種種、工巧の事を造作すること無きが故なり。

是の如くにして、十二を二十心と爲す。謂はく、善を六に分ち、無覆を七に分つ、無色界には、威儀路等無きも、餘の數は(一五一)上の如きが故に、(一五二)二十と成る。

威儀路等三無記心所縁

(一五三)威儀路等の三の無覆心は、色香味觸を所縁の境と爲す。工巧處等は、亦、聲を縁ず。

【一四八】加行得 (Prāyogika)とは後天的修習の善。

【一四九】生得善(Upapattilābhika, Upapatti Pratilambhika) とは先天的生得の善。

【一五〇】異熟無記心は前生の業力に引かれて任運に十二處を縁じて起る心にして別に差別無し。(他は次下に別釋す、詳しくは第三巻參照)

【一五一】上の如しとは十二心を説く條下を指す。

【一五二】この廿を便利上、表示すれば次の如し。

欲界	八——二善	二染	四無記	
色界	六——二善	一染	三無記(工巧を除く)	
無色界	四——二善	一染	一無記(異熟)	

外に學心及び無學心。

【一五三】威儀路等の事は已に第三巻に説明し置きたれど、尙はこゝに少しく説明せん。(イ)威儀路心。威儀とは行住坐臥する作用にして、此行住坐臥の狀態を路と名く。而して威儀路心とは行住坐臥の狀態に關する心といふ意なり。而して威儀は色香味觸の上に現はるるを以て、論には色香味觸を所縁の境となすといへるなり。更にこの威儀心を細分すれば三となる。第一は威儀路を起すの心にして、ここにはただ第六意識を體とす、第二には威儀路を縁ずるの心にして眼鼻舌身の四識と第六識となり、第三は似威儀路心にして、漠然と外界を縁ずるの心なり、六識全體に通ず(似威儀路心の説は玄奘が印度より傳へたる説か若くは普光の發明する所なり)。

三心の體

是の如き三心は、唯、是れ、意識なり。威儀路と工巧處との加行は、亦、四識五識に通ず。

所緣の異計

【一五四】有る、餘師は說かく、威儀路、及び、工巧處の引く所の意識あり。能く具足して、十二處の境を緣ずと。

第二項　二十心の相生

二十心の相生

欲界の八心

(一)加行善心

是の如き二十の、互に、相生ずることは、且らく、【一五五】欲界を說かば、八種の心の中に〔於いて〕、加行善心の無間に十を生ず。謂はく、自界の七。通果心を除く。及び、色界の一加行善心、並びに、學無學なり。即ち、此れは、復た、八より無間に起る。謂はく、自界の四〔即ち〕二善と二染と、及び、色界の二、〔即ち〕。加行善心と有覆無記と、並びに、學と無學となり。

(ロ)工巧處心。工巧處を二種に分つ。一は身工巧にして彫刻等をいひ、二は語工巧にして詠歌等をいふ。而して身工巧は色香味觸を體となし、語工巧は更に聲を加へて五境全體を體となす。この身に兩處に關する心を工巧處心と名くるなり、而して之に亦三種あること威儀路心と相同じ。即ち一に工巧を起すの心にしてただ意識にあり、二には工巧を緣ずるの心にして、五識乃び意識に通じ、三には似工巧心にして、六識全體に通ず。(第三似工巧心の說は前の威儀路の場合に同じ)。

(ハ)通果心。能變化心、及び天眼天耳等の通果をいふ。こは色等の四境を緣ずるを通例とすれど、發語の通果心にありては聲をも所緣となすなり。(主として頌疏による)。論文の意味は、前の事を得てかかれば容易に通じ得べし。

【一五四】有る餘師云云。普光の意に依れば似威儀心に就て立論したるものなり、似威儀路にありては、總じて外界を緣ずるの心を威儀路心といふを以て、六根六境がその對象となる點より十二處を緣ずといへるなり。稱友は曰く、此の四種の無覆無記の外に更に別種の無記を立つる說なり、其學者の論據は、定品の第十三頌に生二上三靜慮一、起二三識表一心、皆初靜慮攝、唯無覆無記とあり、又智品の第五十六頌に語通由二自下一とあり、此等の上三定に生じて、眼耳身識及び表業を起す心や、二定以上の化人が語を發する場合の心の如きは皆な初定に繫屬するものなり(委しくは上揭頌文を釋する所を見よ)。此等の心

(二)生得善心

生得善心の無間に、九を生ず。謂はく、自界の、七通果心を除く。及び、色無色〔二界〕の有覆無記なり。卽ち、此れは、復た、十一心より起る。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び、色界の二〔卽ち〕、加行善心と有覆無記と、幷びに、學、無學となり。

(三)二染汙心

〔不善有覆の〕二染汙心の無間に、七を生ず。謂はく、自界の七、通果心を除く。卽ち、此れは、復た、十四心より起る。謂はく、自界の七、通果心を除く、及び、色界の四、〔卽ち〕加行善と通果心とを除く。幷びに、無色の三、〔卽ち〕加行善を除く。

卽ち識は異熟生と云ふ可からず、上地に生ぜるものに下地の異熟ある可らざるが故に。又威儀路等にも非ず、此等は威儀路等の性質なきが故に。のみならず無智等の熏習する心は四無記の外に無記を立てずんば攝せらるる處なし、大德無邊鎧（Bhadanta-anantavarma）も彼の毘婆沙の釋（Vibhāṣā-vyākyāna）の中に此の四を離れたる無記の識ありと言へり。以上の所論に依り今論の文は有餘の（不足なる）説なりと知るべし。

【一五五】 欲界の八種。二善（加行、生得）二染（不善、有覆）四無記心をいふ。是等の相生の次第に關しては、一一説明を加へず、前の十二心相生の例によりて推知すべし。

(四)異熟と威儀

異熟と威儀との無間に八を生ず。謂はく、自界の六、〔卽ち〕加行善と通果心とを除く。及び、色無色の有覆無記なり。卽ち、此れは、復た七より、無間に起る。謂はく、自界の七、通果心を除く。

(五)工巧處心

工巧處心の無間に六を生ず。謂はく、自界の六、加行善と通果心とを除く。卽ち、此れは、復た、七より、無間に起る。謂はく、自界の七、通果心を除く。

(六)通果心

通果心より、無間に、二を生ず。謂はく、自界の一、卽ち、通果心なり。及び、色界の一、卽ち、

加行善なり。即ち、此れは、復た、二より無間に起る。謂はく、即ち前に説きたる〔二五六〕自〔界〕と〔二五七〕色〔界〕との二心なり。

色界六種の心の相生

次に、色界を説かば、〔二五八〕六種の心の中〔に於いて〕、

(一)加行善心

加行善心より、無間に、十二を生ず。謂はく、自界の六、及び、欲界の三、〔即ち〕、加行と生得と通果心と、幷びに、無色の一加行善心と、學と無學の心となり。

即ち、此れは、復た、十より無間に起る。謂はく、自界の四、威儀路と異熟生とを除く。及び、欲界の二、〔即ち〕加行と通果と、幷びに、無色の二、〔即ち〕加行と有覆と、〔及び〕、學、無學の心となり。

(二)生得善

生得善心の無間に、八を生ず。謂はく、自界の五、通果心を除き、及び欲界の二、〔即ち〕、不善と有覆と、幷びに、無色の一、〔即ち〕有覆無記となり。

即ち、此れは、復た、五より無間に起る。謂はく、自界の五、通果心を除く。

(三)有覆無記

有覆無記の無間に九を生ず。謂はく、自界の五、通果心を除き、欲界の四、〔即ち〕二善と二染となり。

即ち此れは、復た、十一心より起る。謂はく、自界の五、通果心を除き、及び、欲界の三、〔即ち〕生得善心と威儀と異熟となり、幷びに、無色の三、加行善を除く。

〔二五六〕自界とは自界の一たる通果心。

〔二五七〕色界とは加行善。

〔二五八〕色界の六種の心とは加行善、生得善、有覆、異熟の無覆、威儀路及び通果の無覆の六。

（四）異熟及び威儀

異熟と威儀との無間に七を生ず。謂はく、自界の四、加行善と通果心とを除く、及び、欲界の二、不善と有覆となり、并びに、無色の一、有覆無記なり。

卽ち、此れは、復た、五より無間に起る。謂はく、自界の五、通果心を除く。

（五）通果心

通果心より無間に二を生ず。謂はく、自界の二、加行と通果となり。

卽ち、此れは、亦、二より無間に起る。謂はく、卽ち前に說きたる、（一五九）自界の二心なり。

無色界四種の心の相生

（一）加行善心

次に、（一六〇）無色を說かば、四種の心の中にて、加行善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四、及び、色界の一、加行善心、并びに、學と無學となり。

卽ち、此れは、復た六より、無間に起る。謂はく、自界の三、唯、異熟のみを除く、及び、色界の一、加行善心、并びに、學と無學となり。

（二）生得善心

生得善心の無間に七を生ず。謂はく、自界の四、及び、色界の一、有覆無記、并びに、欲界の二、不善と有覆となり。

卽ち、此れは、復た、四より無間に起る。謂はく、（一六一）自界の四なり。

（三）有覆無記心

有覆無記の無間に八を生ず。謂はく、自界の四、及び、色界の二、〔卽ち〕（一六二）加行と有覆となり、並びに、欲界の二、不善と有覆となり。

【一五九】自界の二とは加行と通果。

【一六〇】無色の四種の心とは加行、生得の二善と有覆及び無覆（異熟）の二無記となり。

【一六一】自界の四とは前註參照。

【一六二】加行とは加行善。

即ち、此れは、復た、十より無間に起る。謂はく、自界の四、及び、色界の三、「即ち」、生得と異熟と威儀路となり、并びに、欲界の三、(二六三)〔その〕名は、色〔界の處に〕說きたるが如し。

(四)異熟無記心

(二六四)異熟生心の無間に六を生ず。謂はく、自界の三、加行善を除く、及び、色界の一、有覆無記、并びに、欲界の二、〔即ち〕不善と有覆となり。

即ち、此れは、復た、四より無間に起る。謂はく、自界の四なり。

學及無學心の相生

(一)有學

次に、(二六五)無漏を說かば、二種の心の中にて有學心より無間に六を生ず。謂はく、通じて、三界の加行善心、及び、欲〔界〕の生得、并びに、學と無學となり。

即ち、此れは、復た、四より無間に起る。謂はく、(二六六)三の加行及び有學心なり。

(二)無學

無學心より無間に五を生ず。謂はく、(二六七)前の有學が生ずる所の六の中にて、有學の一を除く。

即ち、此れは、復た、五より無間に起る。謂はく、三の加行と、及び學と無學となり。

加行善に對する難

復た、何の緣有りて、(二六八)加行の無間に、能く、異熟、工巧、威儀を生じながら、(二六九)彼れの無間に、加行善を生ずるに非ざるや。

【二六三】〔その〕名云云。生得善、威儀路、異熟。

【二六四】異熟生心云云。無色界の異熟生心とは無色界の唯一無覆無記心なり。

【二六五】無漏の二種とは有學と無學となり。

【二六六】三の加行とは三界の加行善心の意。

【二六七】前の有學云云。即ち三界の加行善心、欲界の生得善心、及び學、無學心の中より、學の一を去るなり。

【二六八】加行の無間とは三界の加行善の無間にの意。

【二六九】彼れとは異熟、工巧、威儀

答　(一七〇)勢力の劣なるが故に、功用を作して、引發せらるるものに非ざるが故に、(一七一)樂うて功用を作し、「唯、自類」の工巧威儀を引發して轉ずるが故に。加行善心を順起すること能はず。「之に反し」。(一七二)出心は、功用に由らずして轉ずるが故に、加行の無間に、能く彼「の三無記心」を生ず可し。

難　(一七三)若し爾らば、染汚の無間には、加行善を生ずべからざるべし。相順ぜざるが故に。

答　爾りと雖も。煩惱の現行を厭倦して、(一七四)了知せんと欲するが爲めに、加行を起す容し。

生得善に對する難を妨ぐ　(一七五)欲界の生得は、明利なるを以ての故に、彼の學、無學心、「及び」、(一七六)色界の加行より無間に起ることとあるべし。「生得善」(一七七)功用を作して、引發する所に非ざるが故に、此れより、

の三心。

【一七〇】勢力の劣云云。異熟無記は前生の業に報いて任運に起るものにして、勢力劣なるが故に、現世の特別なる功用によつて引起せられたものに非ざるを以て、加行善を引起すべきに非ず。

【一七一】樂うて云云。工巧と威儀とは、異熟心と違ひ、技の上達を願ひて功用を起し引起する力有れども、之れは唯自類の工巧、威儀を起すのみにして、他の加行善を引起することは能はず。

【一七二】出心とは加行善心を出づる心。此の出心は任運に起る。之れは加行善心の無間に三無記心を生ず。

【一七三】若し爾らばとは、上の文に、加行善心を順起することは能はずといふにつきて、若し無記心が、加行善心を順起せずといふならば、性の大に異る染汚心は、加行善心も順起し能はざるべき筈なるに、然らざるはいかにとの難なり。

【一七四】了知せん云云とは煩惱の現行することを了知して見究むること。その了知することは卽ち初の染汚心を出發點としての加行善なり。

【一七五】欲界の生得善は、學、無學心等より生ずるも、逆にそれより學無學心等を生ぜざる理由を明にす。

【一七六】色界の加行とは色界の定心のこと。

【一七七】功用云云。生得善は努力の結果にあらざるが故に、努力の結果たる學無學心、及び色界の定心等を生ずるを得ずとなり。

彼の心を引生すること能はず。

欲色界の生得善

又、欲の生得は明利なるを以ての故に、色の染より無間に生ずべきも、(一七八)色界の生得は、明利ならざるが故に、無色の染の無間に起るに非らず。

第八節　聖道の出入

聖道の出入三種の作意

(一七九)作意に三有り。一に(一八〇)自相作意とは、謂はく、色は變礙を相とすと觀じ、乃至識は了別を相となすと觀ずるが如き、是の如き等の觀に相應する作意なり。二に(一八一)共相作意とは、謂はく、十六行と相應する作意なり。三に(一八二)勝解作意とは、謂はく、(一八三)不淨觀と、及び(一八四)四無量と(一八五)有色解脱と(一八六)勝處と(一八七)遍處と、是の如き等の觀に相應する作意なり。

【一七八】色界の生得云云。色界は定地なるが故に、散心の生得善より劣なり。故に無色の防退定心とはならず。從つて無色の染汙心の無間に生ずることなし。

【一七九】作意に三云云。以上、十二心又は廿心の相生の次第を論じたるが、諸心の相生は又た一方には作意の力によりてするものなれば、此處に作意を明す。

【一八〇】自相作意(Sva-lakṣaṇa-manaskāra)とは自相觀(本文に說明する如し)と相應する作意なり、此の時には餘の受想等の心所も起れども、作意の心所が強く用らく故に作意を以つて標す。

【一八一】共相作意(Sāmānya-lakṣaṇa-manaskāra)。苦空無常無我等は色法にも心法にも通ずる法の共相なり。その共相の觀智と相應する作意を共相作意と名く。共相觀は有漏無漏に通ず。

【一八二】勝解作意(Adhimukti-manaskāra)。勝解とは境に於いて繫せられず、礙へさられず、無礙自在に轉ずること。かくの如き勝解による不淨假想觀等の作意を解勝作意と名くるなり。

【一八三】不淨觀(Aśubhā-bhāvanā)とは美人の如く心を繫礙するものより離脱せん爲めに、その內臟等を觀じて不淨の觀法をなすこと(論二十二、參照)

【一八四】四無量とは一切衆生に對して慈悲喜捨の念を抱くことを云ふ。

【一八五】有色解脱とは四解脱中の前三を云ふ。(論二十九、參照)

【一八六】勝處は八勝處。

聖道の出入、第一説

是の如き三種の作意の無間に、(一八八)聖道現前し、聖道の無間に、亦、能く具さに三種の作意を起す。

若し是の説を作さば、便ち此の言に順ず。(一八九)「謂はく」、不淨觀と倶行して、念等「七」覺分を修すと。

第二説

(一九〇)有る餘師は説く、唯、共相作意の無間に聖道現前し、聖道の無間を通じて三種を起す。「即ち」不淨觀を修して、心を調伏し已りて、方に、能く、共相作意を引生し、此れより無間に、聖道現前するなり。(一九一)此の傳傳の密意に依るが故に、「不淨觀と倶行して、念等「七」覺分を修す」と説くと。

第三説

(一九二)餘有り、復た言はく、唯、共相作意より、無間に、聖道現前し、聖道の無間に、亦、唯、能く共相作意のみを起すと。

【一八七】遍處は十遍處。勝處遍處共に假想觀にして、已に前に註したり。詳くは智品。

【一八八】聖道は見修無學の三道に通ず。

【一八九】不淨觀は卽ち勝解作意の一種なり、念等の七覺分は無漏なり。然るにこの經文中に不淨觀と七覺分と倶行してとある以上、兩者は無間に互に相生の關係ありといふ意に解せざれば、經の意味が徹底せぬことにならんとなり。

【一九〇】有る餘師云云。上第一説にては三の作意より聖道に入り、又聖道より此三の作意起ると説き、今、第二説にては共相作意の一より聖道に入り、聖道より出づる時は、三種の作意起ると説くものなり。

【一九一】此第二説にては、經に倶行してとあるは無間相互の意味にあらずして、不淨觀より共相作意（十六行別觀）に進み、共相作意より見道に進む展轉相生の義に約して言へるなりと解す。

【一九二】餘有り云云の第三説は、共相作意の一より聖道に入り、聖道を出づる時も亦唯共相作意の一より起ると説くものなり。

若し爾らば、(一九三)未至定等三地に依りて、(一九四)正性離生に證入すること有らば、聖道の無間に、欲界の共相作意を生ずべきも、若し、第二、第三、第四の靜慮に依りて、正性離生に證入せば、聖道の無間に何の作意をか起さん。(一九五)欲界の共相作意を起すに非ず。極遠なるを以ての故なり。

彼の[第二定以上の]地に於いては、已に曾て得せる共相作意の、曾て得せる(一九六)順決擇分に異なるもの有るに非ず。(一九七)諸の聖者の順決擇分は、復た、現前すべきに非らず。得果し已りて、重ねて加行道を發生すべきに非ざるが故なり。

第三說を破す

(一九八)若し別の共相作意有り。順決擇分と倶時に、已に、修す。彼れに繫屬し、是れは、彼れ

【一九三】未至定等三地とは未至定、初定、中間定の三。

【一九四】正性離生(Samyaktva-niyāma)とは見道のこと。

【一九五】未至定、初定、中間定の三にありては欲界に近き故、その共相作意を起し得べきも、第二第三第四定となれば已に初定等を距つるを以て欲界に遠し、從てその共相作意を起し得ざるべし。然れば卽ち共相作意より見道に入り、見道の無間に共相作意を生ずといふ說が成立し得ざるに至らんとなり。

【一九六】順決擇分とは前に註せる如く、見道に入る前の煖頂忍世第一の加行位なり。曾て得せる共相作意と云はば唯だ順決擇分のみなり。曾て未だ聖道を起さざるが故に二定地等又は未至地等の無漏道を得せしことなし、行相を作さざる世道は曾て得せることあるべきも、此れは聖者の出觀を欣ばすものに非ず。

【一九七】若し順決擇分の共相作意を起すと云はば、之れ又不可なりとの意。

【一九八】若し云云。前の難詰によりて敵論者(第三說)は次の如き論法を立てたりとせよ。卽ち、加行道の共相作意(空無我等)と別の共相作意ありて、順決擇分の位に、これを加行道の共相作意と一處に修す。蓋しそは加行道の共相作意と同種類にして而もそれに依存すればなり。卽ち加行道の共相作意に於て諸行は無常なりと觀じ、一切法は非我なり、涅槃は寂靜なりと觀ずる如く、此の別の共相作意も亦爾り。見道より出觀する時に起す所

の類なるに由るが故に、諸行は、皆是れ非常なりと觀じ、一切法は、皆、是れ非我なり、涅槃寂靜なりと觀ずるが如く、聖道の無間に、彼れを引きて、現前せしむと謂ふとも、毘婆沙師は、此の義を許さず。(一九九)正理に違するが故なり。

無學の九地の出心

(二〇〇)若し未至定に依りて、阿羅漢果を得て、後の出觀の心は、或は卽ち彼の〔未至定〕地〔の有漏定〕、或は是れ欲界〔の散心〕なり。

(二〇一)無所有處に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、或は彼の〔無所有處〕の地〔の有漏定〕、或は是れ有頂なり。

四慧にして聖道に出入すること

若し餘地に依りて、阿羅漢果を得したる後の出觀の心は、唯、自〔地〕にして、餘地にあらず。

欲界三種の作意

欲界の中に於いて、三の作意有り。一には(二〇二)聞所成、二には(二〇三)思所成、三には(二〇四)生所得なり。

色界三種の作意

色界にも、亦、三種の作意有り。一には聞所成、二には(二〇五)修所成、三には生所得なり。〔色界には〕、

の共相作意とは卽ちこの別の作意なりと。

【一九九】彼の類の別の共相作意なる者は順決擇分に繫屬して修する者にして、無漏道に繫屬するものに非ざればなり。

【二〇〇】若し未至定云云。不還果の聖者が初て無學果を得て無漏定を出づる時のこと。無學果を得るには、未至中間四根本靜慮下三無色の九地の無漏定による。その中、今は身欲界にありて未至定によりて無學果を得る人のことなり。

【二〇一】無所有處云云。身・有頂に在りて、無所有處によりて無學果を得、涅槃に入る人のこと。

【二〇二】聞所成作意 (Śrutamayo manaskāraḥ)。聞慧相應の作意をいふ。

【二〇三】思所成作意 (Cintāmayo manaskāraḥ)。思慧相應の作意をいふ。

【二〇四】生所得作意 (Upapattipratilambhiko manskāraḥ)。生得慧相應の作意なり。欲界は散地なるを以て、修所成作意なし。

【二〇五】修所成作意(Bhāvanāmayo manaskāraḥ) 禪定的修養の結果になる作意なり。

思所成は無し。(三〇六)心を擧げて思ふ時即ち入定するが故なり。

無色界の三種の作意

無色〔界〕には、(三〇七)唯、二種の作意有り。一には修所成、二には生所得なり。此の中、(三〇八)五種の作意の無間に聖道現前す。生所得を除く。聖道は加行心に繫屬するが故なり。〔然れども〕聖道の無間には、亦、(三〇九)欲界の生得をも發生することを得。〔此れは〕明利なるを以ての故なり。

第九節　十二心の中に於ける相互的關係

十二心の中に於ける相互的關係（得心の多少）

(三一〇)前に說く所の十二心の中に於いて、何の心の現前するとき、幾くの心を得すべきや。

頌に曰はく、

(三一一)三界の染心の中には、　六と六と二との種を得し。

【三〇六】色界にありては欲界の如く、散慧による思惟なるものなし、思惟すれば即ち禪定的觀察となる。

【三〇七】無色界には聲なきを以て聞所成なし。定地なるを以て思所成なし。

【三〇八】五種云云。以上三界八種の作意の中、三界の生得慧相應の作意を除きて五種の無間に無漏の聖道現前す。諸の聖道の起るは唯加行心に由るを以て、加行起に非ざる生得慧は與ることを得ざるなり。

【三〇九】欲界の生得云云。無漏聖道の無間には上の五種と欲界の生得慧との六種が起る。

【三一〇】以下の一段は、前の十二心の中にて、何れの心を得する時には、亦初めて幾干の心を得すべきを明にするを目的としたるものなり。即ち十二心の一一は、それによりていかなる心を得し得る可能性あるかを明にせんとしたるなり。

【三一一】頌の舊譯。

三界染心中、得二六六二心一、於二色界善一三、學四餘准レ此。欲界の染心を緣としては（正しく現前するときには）欲界の善不善、有覆、色界の有覆無色界の有覆及び學心の六を、色界染心を緣としては、欲界の無覆、色界の有覆、善、無覆、無色界の有覆及び學の六

色の善には三、學には四、餘は皆自ら得す可し。

欲界染心の緣によるもの

論じて曰はく、欲界の(三二)染心の、正しく現前する位には、十二心の內、(三三)六心を得す容し。彼れの先きより成せず。今、成ずることを得るが故なり。(三四)疑續善、及び、(三五)界退還に由りて、欲界の善心を、爾の時、得すと名く。(三六)起惑退、及び、界退還に由りて、欲の二心を得す。不善と有覆となり。及び、色界の一の有覆心を得す。(三七)起惑退に由りて無色界の、一の有覆心を得し、及び、學心を得す。故に、六を得すと名く。

色界染心の緣によるもの

色界の染心の、正しく現前する位には、十二心の內、亦(三八)六心を得す。(三九)界退還に由りて、

心を、無色界の染心を緣としては、無色界の有覆、學の二心を、色界の善心を緣としては、色界の善、欲界の無覆、色界の無覆の三心を、有學心を緣としては、有學心、欲界の無覆心、色界の無覆心、無色界の善心の四心、並に色界の善心、三界の無記心、無色界の善心、無學心等を緣としては各自類の心をのみ得す。

【三二】欲界の染心とは不善、有覆無記。

【三三】六心とは欲界の善、不善、有覆、色界の有覆、無色界の有覆及び學の六心なり。

【三四】疑續善(Vicikitsayākuśala-pratisaṃdhānam)とは前に因果撥無の大邪見を起して、善根を斷じたるものが、後にふと因果の强ち無きに非ざることを考へ、前に斷じたる欲界の生得善を取り戻し續善すること。疑は染心なれど之が因となりて、欲善を生ずるなり。

【三五】界退還(Dhātu-pratyāgamana)。之は色無色界に命終して、欲界に生ずるを上界より退して、下界へ立歸る故に界退還といふ。此時の中有の初念は染心なれど、法前得によりて善心を得す。

【三六】起惑退及び界退還云云とは前に有漏道にて欲色二界の煩惱を斷盡したるものが後にふと欲界煩惱を起して退する時は一旦斷じたる惑を起して離染を退し、又無色界より退いて欲界に生ぜんとする中有の初心にありても、欲の二染を得す。

【三七】起惑退云云。こは無學果を退して欲の惑を起す場合を指したるものにして、此時、無色の染汙心を起し、又第三

欲界の、一無覆無記と、及び、色界の、三〔心〕とを得す。〔但し〕(三〇)色界の染心は、亦、退に由りても得す。(三一)起惑退に由りて、無色界の、一の有覆心を得し、及び、學心を得す。故に、六を得すと名く。

無色界染心の緣によるもの

無色〔界〕の染心の、正しく現前する位には、十二心の內、唯、(三二)二心を得す。(三三)起惑退に由りて、彼の染心を得し、及び、學心を得す。故に、二を得すと名く。

色界善心の緣によるもの

色界の善心の、正しく現前する位には、十二心の內、(三四)三心を得すべし。謂はく、善心、及び、欲色界の無覆無記となり。(三五)昇進に由るが故なり。

有學心の緣によるもの

若し有學心の、正しく現前する位には、十二心の內、(三六)四心を得すべし。謂はく、有學心、

果となるを以て、學心を起すなり。

【二八】六心とは茲にては欲界の無覆心、色界の有覆心、善心、無覆心、無色界の有覆心及び學心の六なり。

【二九】界退還云云。六心の中、先づ自界の三心と欲界の無覆無記心を明にすれば、こは無色界に命終して、色界に生ずる場合をいへるものにして、その續生の位に染心を起す時、色界の三心と欲界の通果心とを得することをいふ也。

【三〇】色界の染心云云。色界の染心は、必ずしも前の界退還の場合のみに限らず、色界の惑を起して退く時にも得することありとの斷りなり。

【三一】起惑退云云。こは、阿羅漢が色界の惑を起して退する場合なり。卽ち此時、正しく色界の染心を起し、この染心を緣として無色界の有覆心と學心とを得するなり。

【三二】唯二心とは無色界の有覆心と學心となり。

【三三】起惑退云云。こは阿羅漢が無色の惑を起して退する時、自界の染と學心とを得するをいふ。

【三四】三心とは色界の善心、欲界の無覆心、色界の無覆心。

【三五】昇進とは欲界より未至定に、未至定より根本に入る二の昇進をいふ。蓋し、所謂三心は一に未至定に入る初念に色界の善心を得す。(未至定は色界の善心なり)。二に根本定に入る初念に欲界の無覆心と色界の無覆心とを得す。(是れは未至定にて欲界九品の惑を斷盡して第九の解脫道の位に初定の根本定に入り欲界色界の通果心を得すること)。

【三六】四心とは有學心と欲界の

及び、欲色界の無覆無記、并びに、無色の善となり。(三二七)初めて、正性離生に證入するに由り、及び、聖道の欲色の染を離るるに由るなり。

色界の善心三界の無記心無色界の善心等の縁によるもの

(三二八)「餘」とは、謂はく、前に說きたる染等の心の餘なり。〔而して〕、(三二九)彼の心の正しく現前する位の得心の差別を說かず。應に知るべし、彼の心の正しく現前する位には、唯、自ら得すべし。

異說

(三三〇)餘あり、此れに於いて、總じて說く。

頌に曰く、

(三三一)慧者の說かく、染心の、現起する時九を得す。
善心の中に六を得し、無記には、唯、無記なり。

無覆心、色界の無覆心、無色界の善心。

【三二七】初めて云云。初めて見道に證入するに苦法智忍の位に有學心を得し、又、聖道によつて欲界の染心を離れ、色界の根本地に入りて欲色二界の通果心を得し、又同じく聖道によりて色界の染を離れて無色の善を得するによりて四心得となるなり。

【三二八】餘とは上說の欲界の染心色界の染心等の餘なる欲界の善心、三界の無記心、無色界の善心、無學心なり。

【三二九】彼の心。上の六心也。(欲界の善心、三界の無記心、無色界の善心、無學心)。

【三三〇】餘あり云云。論主は、雜心論主の說を藉りて、心を得するの多少に關する總說をなせるなり。總說とは三界の染等を區別せざるが故に斯く云ふ。(雜心論第九參照)

【三三一】頌の舊譯。
染汙心起時、說得九種心、於善得六心、於無記准此。

三界の染心は總して九心を得す。卽ち欲界の善、不善、有覆、無覆の四心、色界の善、有覆、無覆の三心、無色界の有覆並に學心なり。又同じく三界の善心の起る時、總じて六心を得す。卽ち、欲界の無覆、色界の善、及び無覆、無色界の善、及び學無學心なり。三界の無記心の起る時はただ各自を得するに過ぎずといふは頌文の意味なり。

然るに、この頌文の說は、一見すれば俱舍のそれと可なりに異るものあるが如し、俱舍にては三界の染心起る時に、欲界のそれは六を得し、色界のそれも六を得し、無色は二を得すといひ、總じて十四心

世親の批評

（三二）善心の中に於いて、應に七を得すと言ふべし。謂はく、正見に由りて、善根を續くる時、欲界善心の起る位を得すと名く。（三三）欲界の染を離るる究竟の位の中には、頓に、欲と色との無覆無記を得す。（三四）色と無色との三摩地を得する時には、彼の二の善心を、說きて名けて得と爲す（三五）初めて離

とするに、この頌文はただ九心とすればなり。然れども、こはただ數へ方の相違にして雜心論の方は、同じものは二度數へざるに反し、倶舍の方にては、同じものも、界の異るに依て數へ擧ぐること、例せば色の有覆心は欲の染心にても色の染心にても得らるるを、二としたるが如し。故にこの染心が九を得すといふも十四を得すといふも、實質に於ては同じことにて、從つて論主は敢てこれに反對することなし。ただこの頌文と論主の異る所は、善心が六を得すとするか、七を得すとするかにあり。

【三二】善心云云。之れ即ち六心得に對する論主の批評なり。即ち、この頌文は大體に於て自分の贊成する所なれど、ただ善心が六心を得すといふは非なり。宜しく七心得と訂正すべきなりといふにあり。そは、本論にありては色界の善心が三心を得し、學心は四心を得するを合して七心となし。欲界の善心と無學心とに就ては、自得として、上の七心の中に加へざるに反し、雜心論は上の七心中より重得に屬する欲界及び色界の二無覆を去りて、それに無學心を加へて六心としたるを捕へての批評なり、即ち自得として取扱はるる無學心を入れるならば、同じく自得とせらるる欲界の善心をも此中に數へ入れて七心とすべきなり。何んとなれば正見を續くる時欲界の善心も起るを以て、正見即ち善心が欲善を得すと言ひ得べければなりといふにあり。

【三三】欲界の染云云。以下善心の中に七を得する理由を明にするものにして、欲善を除いては雜心師の說と異るにあらざれど、特に說明を下したるなり。この欲界の染云云は、先づ欲色二界の無覆無記心を得する次第を明にしたるものとす。

【三四】色と無色と云云。七心中の色無色の二善心を得する次第を明にしたるもの。三摩地(Samādhi)は等持と譯し、禪定の名なりとす。

【三五】初め云云。七心中の學無學心を得る次第を明にしたるもの、即ち正性離生(見道)に入る時、學心を初めて得し、第四果の阿羅漢果を得する時無學を得すといふなり。

【三六】舊譯。

託生入觀時、離欲退定時、接善時得心、是非ニ支所得。

頌文の大要は、先きに成じ居らざる心を新に得するは次ぎ

生位に入り、阿羅漢を證する時、學と無學との心を說きて、名けて得すと爲す。餘は、前の釋に準じて、其の相を知る可し。

の場合による。卽ち

託生。界退還によりて下地に生を受くる時。

入定。靜慮に入れる時、前の色善及び學心なり。

雜染。煩惱を離るる時、前の欲界の染心を離るる位なり。

退時。一旦得たる位を疑を起して離るる時なり、前の起惑退なり。

續善位。一旦邪見を起しながらも、再び正見に還へる位。前の疑心續善なり。

是等一一の場合に於ける得心の種類は已に前に述べたれば略す。

前の義を攝せんが爲めに、復た、頌を說いて言はく、

(三六)託生と入定と、及び、雜染と退時と、
續善位とに由りて、心を得す。先の所成にあらざるが故に。

卷の第八（（一）分別世品第三の一）

本論第三　世間及び世界

第一章　世間

第一節　三界

第一項　序説

三界

已に、三界に依りて、心等を分別したり。今、次に説くべし、三界は是れ何ぞ。各、其の中に於いて、處の別に幾く有るかを。

（二）頌に曰はく、

（三）地獄と（四）傍生と（五）鬼と、（六）人及び、（七）六欲

【一】分別世品。舊譯には分別世間品といふ。世（Loka と）は可毀壞の義にして、一切有漏法の有爲の四相に遷されて、刹那刹那に壞せしめらるるをいふ。

【二】頌の舊譯。

地獄鬼畜生、人道及六天、名二欲界二十一、由二地獄洲異一、向レ上十七處、名二色界一各各、定三地於レ中、四定有二八地一、無色界無レ處、由レ生有二四種一、衆同分及命、依二此心一相續。

三界とは欲界色界無色界をいふ。之を細別すれば、地獄、傍生、餓鬼、人間、及び四天

天とを、欲界と名け、二十あり。地獄と洲との異なるに由る。此の上に、十七處あり。色界と名く。中に於いて、三の靜慮に、各三あり。第四靜慮には、八あり。無色界には、處無し。生に由りて、四種有り。同分及び命に依りて心等を相續せしむ。

第二項　欲界

【欲界】

論じて曰はく、地獄(八)等の四、及び、六欲天並びに、(九)器世間、是れを欲界と名く。

六欲天

六欲天とは、(一〇)一に四天王衆天、(一一)二に三十

王衆天等の六欲天を欲界に攝し、更に地獄に八種の別有り、人趣に四洲の別有りて合計二十處に分つ。次に初天より第三禪天に至る各天に各三處の別有り。第四禪天には八處の別あり。合計十七處を色界と名く。無色界には色法無きを以て處の別無きも異熟生の差別に四有り。此の四は唯生に由りて勝劣あるのみにして、處の上下あるには非ず。此の無色界の有情は有色二界(欲色)の有情が色身によりて心心所の相續するが如く、衆同分及び命根により相續す。

【三】地獄(Naraka)。

【四】傍生(Tiryag-yoni)とは此の趣の有情の身は多くは横住にして、少分の傍行(横行)のものある故に名く。舊には畜生と譯す。(順正理論廿一、參照)

【五】鬼(Preta)。餘の生の中にて喜んで他の物を盜み、多くは怯劣にして形疲悴し、身心輕躁の故に餓鬼と名く。

【六】人(Manuṣya)。彼れは增上の慢有り、或は思慮多し。故に名けて人といふ。

【七】六欲天(Deva)とは尊高明德熾にして、神用自在、衆の所告する所ある故に名く。而して、その欲界にあるもの六を六欲天と名く。

【八】等とは餓鬼畜生(傍生)人間の三を等取す。

【九】器世間(Bhājana-loka)とは有情の所依たる世界なり。

【一〇】四天王衆天(Cāturmahārājakāyikā-devāḥ)。增上、廣目、持國、毘沙門の四天王の所領の天なり。

【一一】三十三天とは八の婆藪(Aṣṭau vasavāḥ)と二のアシュ

三天、(二二)三に夜摩天、(二三)四に覩史多天、(二四)五に樂變化天、(二五)六に他化自在天なり。

欲界の處の別

是の如き欲界は、處の別に、幾く有るや。

地獄と洲との異あるが故に、二十と成る。

八大地獄

八大地獄を地獄の異と名く。一に(二六)等活地獄、二に(二七)黑繩地獄、三に(二八)衆合地獄、四に(二九)號叫地獄、五に(三〇)大叫地獄、六に(三一)炎熱地獄、七に(三二)大熱地獄、八に(三三)無間地獄なり。

四大洲

(三四)洲の異と言ふは、謂はく、四大洲なり。一に(三五)南贍部州、二に(三六)東勝身洲、三に(三七)西牛貨洲、四に(三八)北俱盧洲なり。

是の如き十二と、幷びに、六欲天と、傍生と餓鬼とにて、處は二十と成る。(三九)若し有情界は自在天より無間獄に至り。若し器世界は、乃至風輪まで、皆、欲界に攝す。

ヴィン(Dvāv eśvinau)と十一の魯達羅(Ekādaśa rudrāḥ)と十二の阿提覩耶(Dvādaśādityāḥ)なり。正法念經二十五によれば所謂三十三天には次ぎの諸天ありといふ。(一)善住法堂天、(二)住峯天、(三)住山頂天、(四)善見城天、(五)鉢私陀天、(六)善俱吒天、(七)雜殿天、(八)住歡喜園天、(九)光明天、(十)波利耶多樹園天、(十一)險岸天、(十二)住雜險岸天、(十三)住摩尼天、(十四)施行地天、(十五)金殿天、(十六)鬘影處天、(十七)住柔軟地天、(十八)雜莊嚴天、(十九)如意地天、(二十)微細行天、(廿一)歌音喜樂天、(廿二)威德輪天、(廿三)月行天、(廿四)閻魔婆羅天、(廿五)速行天、(廿六)影照天、(廿七)智慧行天、(廿八)衆分天、(廿九)住輪天、(三十)上行天、(卅一)威德顏天、(卅二)威德燄輪天、(卅三)清淨天。

【二二】夜摩天(Yāmadevāḥ)。舊譯唱樂天。寶師光師共に時分天と譯す。蓋し彼の天には時時多分に快樂哉を稱するが故なり(正理顯宗論)。

【二三】覩史多天(Tuṣitādevāḥ)舊譯善知足天、喜足と譯す。此の天には、その受くる所に對して喜足の心を起すが故に。

【二四】樂變化天(Nirmāṇaratayo devāḥ)。舊譯化樂天。自ら五塵を化し、自ら娛樂する故に名く(智論九)。

【二五】他化自在天(Paranirmitavaśavartino devāḥ)。舊譯同他の所化の欲境に於いて、自在に樂を受くるが故に此の名有り(正理顯宗論)。

【二六】等活地獄(Saṃjīva)。舊譯更生。衆苦身に逼り悶ふること死するが如く、尋いで蘇ること本の如し。故に等活と名く。

【二七】黑繩(Kālasūtra 舊、同)。先づ黑索を以て支體を縛り、

第三項　色界

色界

此の欲界の上の處に、十七有り。謂はく、三靜慮處には、各三有り、第四靜慮處には、獨り八有り。器と、及び、有情とを、總じて、色界と名く。

初禪天　第一靜慮處に、三有りとは、一に(三〇)梵衆天、二に(三一)梵輔天、三に(三二)大梵天なり。

第二禪天　第二靜慮處に三有りとは、一に(三三)少光天、二に(三四)無量光天、三に(三五)極光淨天なり。

第三禪天　第三靜慮處に三有りとは、一に(三六)少淨天、二に(三七)無量淨天、三に(三八)遍淨天なり。

第四禪天　第四靜慮處に八有りとは、一に(三九)無雲天、二に(四〇)福生天、三に(四一)廣果天、四に(四二)無煩天、五に(四三)無熱天、六に(四四)善現天、七に(四五)善見天、八に(四六)色究竟天な

後に斬鋸するが故に黒繩と名く。

【一八】衆合（舊、衆磕 Saṃghāta）。衆多の苦具倶に來りて身に逼り相殘ふが故に衆合と名く。

【一九】號叫（舊、叫喚 Raurava）。衆苦に逼られて異類悲號し叫聲を發する故に號叫と名く。

【二〇】大叫（舊、大叫喚 Mahāraurava）。劇しき苦に逼られて大酷聲を發し悲叫稱怨するが故に大叫と名く。

【二一】炎熱（舊、燒燃 Tapana）。火身に隨て轉じ、炎熾に、熱任へ難き故に炎熱と名く。

【二二】大熱地獄（舊、大燒燃 Pratāpana）。内外自他の身共に猛火を出して互に相燒害する故に大熱と名く。

【二三】無間（舊、同 Avīci）。苦を受くること、無間なる故に、又は樂の間じること無き故に無間と名く。（以上、順正理論三十一による）

【二四】洲（Dvīpa）。須彌山を中心として四方の海に一洲づつあるをいふ。之を四洲世界（Cāturdvīpaka-lokadhātu）と名く。

【二五】南贍部洲（舊、剡浮洲 Jambudvīpa）。釋名は論十一參照。林に隨て名を立つ。吾等の世界は卽ち之なり。

【二六】東勝身洲（舊、同 Pūrvavideha）身形の勝れたる故に名く。

【二七】西牛貨洲（舊、同 Avaragodānīya）。牛を以て貨幣に易ふるが故に名く。

【二八】北倶盧洲（舊、北勝生 Uttara kuru）。譯して勝處と云ふ。四洲の中前勝なる故に名く。

【二九】若し云云。有情といふ立場よりすれば上は他化自在天より下は地獄までを欲界の有

り。

色界十六天説

迦濕彌羅國の諸の大論師は、皆、言ふ、色界の處は、但だ、十六有るのみと。

彼れ、謂へらく、卽ち、梵輔天處に、高臺閣有り。[是れを]大梵天と名け。一主の居る所にして。別地有るに非らず。[恰も世]尊の坐する處を、(四七)四衆の圍繞するが如しと。

第四項　無色界

無色界

無色界の中には、都べて、處有ること無し。色法無きを以て、方所有ること無し。(四八)過去と未來と無表と無色とは、方所に住せざるの理、決定して然るが故なり。但だ、(四九)異熟生の差別に四つ有り。一には(五〇)空無邊處、二には(五一)識無邊處、三には(五二)無所有處、四には(五三)非想非

四異熟生處

情といひ、物器世界といふ立場よりすれば色界の頂上より。下は物器世界の最底とせらるる風輪まで欲界と名くといふ義。(宇宙形體觀に關しては後を見よ)

【三〇】梵衆天(Brahma kāyikā devāḥ)。大梵天の所有の所化の領する所の故に名く。

【三一】梵輔天(舊、梵先行天 Brahma purohitā devāḥ)。大梵天の前に行列して侍衞するが故に梵輔と名く。

【三二】大梵天(Mahābrahmā devāḥ)。廣く善の生ずる所の故に梵と名け、梵卽大の故に大梵と名く。

【三三】少光天(Parīttābhā devāḥ)。自地の天の中にて、光明最少なる故に少光と名く。

【三四】無量光天(Apramāṇābhā devāḥ)。光明の轉た勝にして、測り難きが故に名く。

【三五】極光淨天(舊、遍光天 Ābhāsvarā devāḥ)。淨光の遍く自地の處を照すが故に爾かいふ、又之を光音天とも名く。

【三六】少淨天(Parīttaśubhā devāḥ)。意地の樂受を淨と名け自地の中にて、此の淨の最小なるが故に小淨と名く。

【三七】無量淨天(Apramāṇaśubhā devāḥ)。此淨の轉た增して量の測り難き故に名く。

【三八】遍淨天(Śubhakṛtsnā devāḥ)。此の淨の周普せるが故に遍淨と名く。

【三九】無雲天(Anabhrakā devāḥ)。所居の天の、雲の密合するが如くなる故に雲と名け、此の天以上は雲無き故に無雲と云ふ。

【四〇】福生天(Puṇyaprasavā devāḥ)。異生の勝福有りて、往いて生ずべき所の故に名く。

【四一】廣果天(Bṛhatphalā devā-

非想處なり。

是の如き四種を無色界と名く。此の四は、處に上下有るに由るに非ず。但だ、生に由るが故に、勝劣の殊有るのみ。

無色界に方所無き所以

復た、如何んが、彼れに方處無きことを知るや。

謂はく、(五四)是の處に於いて、(五五)彼の定を得する者は、命終して卽ち是の處に生ずるが故なり。

復た(五六)彼より沒して、欲色に生ずる時は、卽ち、是の處に於いて、(五七)中有起るが故なり。

無色界の依身

(五八)有色界の一切の有情の如きは、色身に依りて、心等の相續するに、無色界に生を受けたる有情は、何を以て依と爲して、(五九)心等相續するや。

答

(六〇)對法の諸師は說く、彼れの心等は、衆同分

三) 異生の果の中、最も殊勝なるが故に名く。

【四二】 無煩天 (Avṛhā devāḥ.) 舊、無大求天、顯正理論には、淨居天に作る。離欲の聖者の聖道を以て、煩惱の垢を濯ぐが故に名く。

【四三】 無熱天 (Atapā devāḥ) 熱惱を離るる故に名く。

【四四】 善現天(Suprśā bevāḥ)。五品雜修の定を得て果德の現はれ易き故に名く。

【四五】 善見天(Sudarśanā devāḥ) 雜修定の障の、餘品の微にして、見ること清徹するが故に名く。

【四六】 色究竟天 (舊、無下 Akaniṣṭhā devāḥ)。此以上の有色の天あること無き故に名く。

【四七】 四衆とは比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷をいふ。

【四八】 過去法、未來法、無表色及び無色界とは空間を占領せる事は疑ふべからざる眞理なりとの義。ここは、最後の無色の爲に、過去未來・無表などをも提出したるに過ぎず。

【四九】 異熟生云云。異熟業に空無邊等の果を引く別有る故に異熟生に四の差別を記する意。

【五〇】 空無邊處 (Ākāśānantyāyatanam)。色を厭ひて無邊空を思ひ空無邊の解を作す處。

【五一】 識無邊處 (Vijñānānantyāyatanam)。外空を厭ひて內識を思ひ識無邊の解をなす處。

【五二】 無所有處(Ākiñcanayāyatanām)。識も亦厭ひて無所有を思ひ、無所有の解を作す處。

【五三】 非想非非想處(Naivasañjñānāsañjñā yatanam)。下七定(四解及無色三定)の如き麤想に非ざる故に非想と云ひ、無心に同ずるに非ざるが故に非非想といふ。

と、及び、命根とに依りて、相續することを得と。

世親破す 若し、爾らば、有色の有情の心等も、何んぞ但だ、(六一)此の二に依りて相續せざるや。

有部の答 (六二)有色界の生は、此の二つの劣なるが故なり。

世親の問 無色の此の二は、何に因るが故に強きや。

有部の答 彼の界の(六三)二は、勝定に從りて生ずるが故に、(六四)彼の等至に由りて、能く、色想を〔調〕伏すればなり。

世親難絶 若し爾らば、(六五)彼れに於いて、心等の相續するは、但だ、勝定に依るのみ。何ぞ、別の依を用ゐんや。

又問 (六六)又、今、應に說くべし。有色界に生を受けたる有情の如き、同分と命根とは、色に依り

附記、處(Āyatana)とは有情の生長する處の意。

【五四】是の處とは欲界をいふ。

【五五】彼の定とは無色の定。

【五六】彼よりとは無色界の意。

【五七】中有(Antarābhava)とは通俗的に云へば、靈魂身のこと、詳しくは、此の卷の末を見よ。

【五八】有色界とは無色界に對して欲色二界の色ある界をいふ。ここの疑問は、欲色二界にありては、衆生はその身體によりて生命を相續するに、無色界には身體なしとすれば、何に依りてその生命の活動あるを得るかといふことなり。

【五九】心等とは心所を指す。

【六〇】對法の諸師とは、主として經部師が有部師を指す時の言の如し。而も有部にありても毘婆沙以前の說を對法師の說と名くる傾きあるが如し。

【六一】此の二とは衆同分、及び命根なり。世親は經部に同じて命根衆同分を假立として實體無しとする故に有部の義を排してこの二の假有なることを立證せんとして此の問をなす。

【六二】有色界云云。無色界の命根衆同分はその勢用強きが故に、身體なくも、ただ此二によりてその生活を維持し得るも、欲色界にありては、その力弱きを以て、身體によるとの義。

【六三】二はとは上の衆同分と命根なり。

【六四】彼の等至云云。無色定の力によりて物質を征伏したる位なれば、その命根衆同分も物質を調伏し得ざる有色界のそれよりも、強しといふ答なり。

て轉ず。無色の此の二は、何を以て、依と爲すや。

有部の答

(六七)此の二は、更互に、相依りて轉ず。

世親の問

有色の此の二は、何ぞ、相依らざるや。

有部の答

有色界の生は、此の二の、劣なるが故なり。

世親の問

無色の此の二は、何に因るが故に強きや。

有部の答

彼の界の此の二種は、勝定に從りて生ずるが故なり。前に説く。彼の定は、能く色想を[調]伏すと。

世親難絕

是れは則ち、還た心相續の難に同じ。(六八)或は心と心所と、唯、互に相依るが故なり。

經部の無色界心相續に對する説明

經部の師は説く、無色界には、心等の相續するに、別の依有ること無しと。(六九)謂はく、若し、因に、未だ、色の愛を離れずして、心等を引起すること有れば、所引の心等は、色と倶生して、而も、色に依りて轉ずるも、若し、因は、色に於いて、已に、愛を離るることを得ば、色を厭背するが故に、所引の心等は、色と倶生するに非らず。色に依

【六五】彼れとは無色界。

【六六】又云云。前には無色界の生命は何を所依として、自らを相續するかとの問を出したるが、今回は、相續の原因にあらずして、轉ずること、卽ち活動の所依を問へるなり。

【六七】此の二云云　命根は衆同分を所依とし、衆同分は命根を所依として、互に相依りて活動すとの義。

【六八】或は云云。同分命根にして勝定に依りて生ずる故に相依る可くんば、心心所も、勝定に依りて生ずる故に又互に相依る可しとの意。

【六九】謂はく。有色界の心等は色(身體)に依りながらも、無色界に於ける心等の相續には別の所依なき理由を明にす。其意に謂へらく、因位に於て色の愛を離れざるものは、生を易へて同じく色に依らざるべからずと雖も、已に因位に於て色の受を離れたるものは他生に於て色を所依とすることなくして、而も心等の相續して、純粹なる精神生活を遂ぐることを得るなり。無色界は實に、因位に於て色を調伏したるものの生ずる所なれば、心等の外に別に所依を要せずといふにあり。

りて轉せずと。

第五項　三界の名義

三界の釋名第一說　界

（七〇）何が故に、名けて、欲等の三界と爲すや。能く、自相を持するが故に名けて界と爲す。或は、〔界は〕、種族の義なること、前に、已に釋するが如し。

欲界色界

（七一）欲の所屬の界を、說きて欲界と名け、（七二）色の所屬の界を、說きて色界と名く。中の言を略し去るが故に、是の說を作すなり。（七三）胡椒の飲、金剛の環と〔言ふ語の〕如し。〔而して〕、彼の界の中に於いて、色、有るに非ざるが故に、名けて無色と爲す。

無色界

言ふ所の色とは、是れ（七四）變礙の義、或は、（七五）示現の義なり。（七六）彼の體の、色に非ざるに、無色の名を立つ。彼れには、但だ、色無きを用つて、體と爲すには非ず。

【七〇】何が故に云云。三界の名義を明にす。

【七一】欲の所屬とは、欲のある所と言ふ程の義。

【七二】色の所屬とは、色のある所といふ義なれど、こは前の欲界の命名とは、些か立場を異にするものにして、寧ろ次の無色界に對する命名と解するを至當とす。卽ち無色界とは全く物質(特に身體)のなき世界なれど、ここには尙ほ物質のある世界といふ義なり。

【七三】胡椒云云。欲所屬界、色所屬界ともいふべきを、所屬の言を去りて欲界色界といへるは、恰も飲物の中に胡椒を入れたるを胡椒飲といひ、環の上に金剛石あるを金剛環と名くるが如しとなり。

【七四】變礙は根境の十に通ず。

【七五】示現は色處の一に局る。

【七六】彼の體云云。變礙もなく示現することも能はざる世界といふ意味にて、無色界の名を立てたるものにして、色のなき所、卽、無色界といふ義にあらず。

無色所屬の界を、說きて無色界と名く。中の言を略し去る喩は、前に說くが如し。

第二說

（七七）又、欲の界なるを、名けて欲界と爲す。此の界の力が、能く、欲を任持するが故なり。色と、無色との界も、應に知るべし、亦、然なり。

欲の意義

此の中、欲と言ふは、何の法を說くと爲んや。

（七八）略して、段食と、婬との引く所の貪を、說くものなり。（七九）經の頌に言ふが如し。

世の諸の（八〇）妙境は、　眞の欲に非ず。
眞の欲は、謂はく、人の分別する貪なり。
妙境は、本の如く、　世間に住するも、
智者は、中に於いて、　已に、欲を除く。

（八一）邪命外道、便ち、尊者舍利子を詰つて言はく、

【七七】 又云云。前には欲の屬する世界といふ意味にて欲界を解したるが、この說は、所屬の字を略したるに非ずして直に欲の界を解す。

【七八】 略して云云。欲の本質の內心にあることを明す。從つて欲界といふも、所詮、內心にて貪欲を有して、それを縱にする有情の住所といふことに外ならず。

【七九】 經とは雜阿含二十八、參照。

これは外的方面に重きを置く、Ajīvika 又は耆那派に對して內面生活を主とする佛敎の立場を舍利弗の明にしたるものなり。

【八〇】 妙境の境は五境。妙とは五境は賤なれども、貪欲者が妄分別して以て淨妙と執する故にいふ。

頌の舊譯。

世間希有不レ名レ欲、
於レ中分別處名レ欲、
世間希有住不レ異
智人於レ中唯除レ欲。

【八一】 邪命外道(Ājīvika)。舊譯には尼乾子外道と翻す。蓋し耆那(Jaina)敎の說ならん。

頌の舊譯。

世間希有若非レ欲
汝說分別受名レ欲
比丘恒應受塵欲
若起染汙塵覺觀

若し世の妙境は、眞の欲に非らず。
欲は、是れ、人の分別する貪と說かば、
(八二)苾芻を、應に、受欲人と名くべし。
惡分別の尋思を起すが故にと。

時に、舍利子、彼れに反質して言はく、

(八三)若し、世の妙境は、是れ、眞の欲なり。
欲は人の分別する貪に非ずと說かば、
(八四)汝の師を、受欲の人と名くべし。
恆に、可意の妙色と觀ずるが故にと。

法の界繫

(八五)若し法あり、彼の三界に於いて現行せば、
此の法を、即ち、三界繫と說くや、不や。
爾らず。

【八二】苾芻云云。欲を外的に見ればこそ、外的妙境を遠觀せんとする生活法をとれる苾芻即ち乞士(比丘)を離欲者と言ひ得べけんも、內的生活を主とし言はば比丘も亦受欲の人と言はざるべからず。何んとなれば比丘も內心には時としては惡分別の貪を起すことあればなりといふ義。

【八三】頌の舊譯。

世間希有若是欲
分別愛著若非レ欲、
汝師恆應ニ受塵欲一、
若レ見ニ可愛色等塵一。

【八四】汝師云云。欲の體は外的なりとせば汝が師も、外的欲境を見るが故に同じく欲を受くる人と言はざるべからざるに到らんとなり。

【八五】若し法云云。苟も三界にて起る現象ならば凡て之を三界に繫屬するものと名くるかとの問なり。

三界の貪

云何。

(八六)中に於いて、三界の貪を隨增する者、是れ三界繫なり。

問 此の中、何の法を、三界の貪と名くるや。

答 謂はく、三界の中にて、各　隨增する者なり。

難 (八七)今、此に言ふ所は、縛馬の答に同じ。猶ほ馬を縛するは誰ぞと問ふ者あらんに、答へて馬主と言ひ、即ち彼れ復た馬主とは是れ誰ぞと問はんに、答へて縛者なりと言ふがごとし。「今、言ふ所も、亦、猶ほし、是の如き而耳。然も」、是の如き二の答は、皆、解せしめず。

答 今、此に云ふ所は、彼の答と同じからず。

(八八)謂はく、前に說きたる欲界の諸處にて、未だ、貪を離れざる者の貪を欲貪と名け、此れが隨增する所「の法」を、欲界繫と名く。

前に說きたる所の色、無色の中に於いても、其の所應に隨ひて、當に知るべし、亦、爾り。

【八六】中に於いて云云。三界にて起る現象を凡て三界繫と名けず、その中にて、特に三界の貪欲を隨逐し增長せしむるもののみを三界繫とはいふなり。無漏法の如きは、假令、三界にて起るとも三界繫にあらざる所よりも推知し得べし。

【八七】今此に云云。三界の貪を隨增する者は三界繫なりといふが故に、然らばその三界とは何ぞやと問へば三界の中にて各隨增する者なりと答ふ。斯の如きは、即ち循環論的返答にて、喩によせて云へば、所謂縛馬答といふものなりとの難なり。

【八八】謂はく云云。欲貪とは欲界の有情身中にある貪をいふものにして、欲界繫の法とはその貪に隨逐し增長せしむる法を指すものなれば循環的返答にあらず、欲貪の分は狹く欲界繫の方は廣し、色無色の場合も然り。故に先きの答は正當なり。

異說　或は、不定地の貪を欲貪と名け、此れの隨增する所を、欲界繫と名く。諸の靜慮地の貪を色貪と名け、此れの隨增する所を、色界繫と名く。諸の無色地の貪を、無色貪と名け、此れの隨增する所を無色界繫と名く。

問　(八九)欲の[能變]化心の上に於いて、如何にして、欲貪を起すや。

答　(九〇)他より聞く所において、(九一)或は、自ら退失して、[化心に於いて]。愛味を生ずるが故なり。(九二)或は、化者の自在なる勢力を觀て、彼の化心に於いて、貪愛を生ずるが故なり。

(九三)若し、心、能く。香味二法を化する、此の能化心は、是れ、欲界繫なり。色界の心は、香味を化作すること能はざるが故なり。

【八九】欲の化心云云。欲界の能變化心を得るは、欲貪を斷じて色界の根本定を得たるものに限る。然らばこの能變化心に對して欲貪を起すべき筈なきに、起すは何故かとの問なり。

【九〇】他より云云。未來の化心の上に欲貪を起すことにして、未だ根本定を得ぬものが、他より欲の化心を起すことをききて、その化心に對する欲を起すこと。

【九一】或は云云。過去の化心の上に欲貪を起すをを示す。

【九二】或は云云。或は他人の起す化心に對して、羨ましと感じて欲貪を起す。即ち何れにしても化心に對する欲貪は間接にして、直接に自ら能變化心を得てそれに欲貪を起すことなしとは論主の答なり。

【九三】若し云云。序での說明にして、能變化心は元來色界定より得たるものなれど、欲界に香味を變作する際は、その心は欲界繫なり、何んとなれば色界には香味なければなり。

第六項　三界の數

三界は一か　是の如き三界は、唯、一有りや。

三界は無邊なること、虛空の量の如し。故に、(九四)始起の、有情有ること無しと雖も、(九五)無量無邊の佛の、世に出でて、一一、無數の衆生を化度し、無餘の般涅槃界を證せしむるも、而も、窮盡せざること、猶ほし、虛空の若し。

第七項　三界の住相

世界の住相

(九六)世界は、當に云何にして、安住すと言ふべきや。

答

(九七)當に傍に住すと言ふべし。故に、(九八)契經に言はく、譬へば天雨の滴ること、(九九)車軸の如くにして、無間、無斷に空より下り澍ぐが如く、是の如く、東方に、無間、無斷に無量の世界は或は壞し、或は成ず。東方の如く、南西北方も亦、復た、是の如しと。

異說

(一〇〇)上下とは說かざるなり。(一〇一)有るが說く、亦、上下二方も有りと。

【九四】始起の有情云云。有部及び大乘は有情無始とし、化地部は任運始起の有情ありと許す。今論に始起の有情なしと雖も云云と云へるは、この化地部の說に對する言ひ分なり。

【九五】三界の數無邊なるに應じ、衆生も無邊なるを以て、無量の佛出でて是等を無餘涅槃に入らしむるも全く濟度し盡すといふ期なしといふ義。

【九六】世界は云云。かく無量の三界ありとすれば、其等はいかなる工合に地位を占むるかとの問なり。

【九七】當に云云。下地獄界より上色究竟天までは、大體、縱に並びゐるも、之を一單位と見ての無數の三界（實は欲色の二界）は凡て橫に並立し居るといふ考なり。

【九八】契經。長阿含世紀經參照。

【九九】雨滴の大きさを車の軸に喩へたるなり。

【一〇〇】上下云云。經文には東西南北に無數の世界ありて間斷なく或は成じたり、或は壞したりして居ると說くも、上下と言はざる所より判ずれば、その安布は橫にして、縱にあらずとなり。

【一〇一】有るが說くとは、出所不明なり。

〔一〇二〕餘部の經中には、十方と說くが故なり。〔故に〕、色究竟の上に、復た、欲界有り。欲界の下に、色究竟有りと。

諸世界と離欲關係

〔一〇三〕若し、一の欲界の貪を離るるとある時は、諸の欲界の貪も、皆、滅離することを得、色無色のを離るることも、應に知るべし、亦、爾なり。

諸世界と神通

初靜慮に依りて、通慧を起す時に發する所の神通は、但だ、能く、自の〔一〇四〕所生の界と、梵世とに住至して、餘にはあらず、〔一〇五〕所餘の通慧も、應に知るべし、亦、爾なり。

第二節　五趣

五趣

已に、三界を說きたり。〔一〇六〕五趣とは云何。

頌に曰はく、

【一〇二】餘部とは光師寶師共に法密部と釋す。

【一〇三】若し云云。かく無數の世界あるもその性質は凡て同じきを以て、一の三界を解脱すれば、同時に凡ての三界を解脱し得ること、恰も同じ程度の學校は澤山にありても、其一を卒業すれば、他の校の科目も卒業したると同理なり。

【一〇四】所生の界とは千世界の界にして欲界等の界には非ず。同一日月の照す所を一界といひ、千界に一梵王ありといふ。

【一〇五】所餘云云。光には二解あれど、その第一義によれば、第二定等による通慧との義なり。

【一〇六】五趣(Pañca gatayaḥ)。

(一〇七)中に於いて、地獄等の、　自名を五趣と說く。唯、無覆無記なり。　有情にして、中有に非ず。

五趣の名

論じて曰はく、三界の中に於いて、(一〇八)五趣有りと說く。卽ち、地獄等にして、自名の如く說く。謂はく、前に說きたる所の地獄、傍生、[餓]鬼、及び、人、天、是れを五趣と名くるなり。

三界と五趣

(一〇九)唯、欲界のみに於いて、四趣の全有り。三界に、各、天趣の一分有り。

問

(一一〇)三界にして、趣の所攝にあらざるもの有りて、界の中に於いて、五趣有りと說くとせんや。

界にして趣に非ざるもの

(一一一)有り。謂はく、善と染と外器と中有とは、

【一〇七】頌の舊譯。
於レ中地獄等、名說レ有ニ五道一、是無覆無記。衆生非ニ中陰一。
上の如き三界の中に有情の轉廻する範圍を分ちて五趣となす。所謂地獄、餓鬼、傍生、人、天等の五之なり。蓋し趣(Gati 舊譯、道)とは衆生の趣く所の意にして、一切有情の輪廻する所を依身の相等によりて五別したるものに外ならず。而して之れは一様に無覆無記にして、此の中には、中有を攝せず。

【一〇八】五趣云云。阿含中には五趣と說くこともあれば六趣と說くこともあり、六趣の際は阿修羅(Asura)を加ふ。智度論第十によれば五趣說は有部の主張する所にして犢子部は六趣說を主張すといふ。又、論事(Kathāvatthu)によれば、上座部は五趣說を正義とすれど、案達羅派(Andhaka)及び北道派(Uttarāpathaka)は六趣說を正義なりと主張すといふ(K. V. 8. 1を見よ)

【一〇九】唯欲界云云。地獄、餓鬼、傍生(畜生)人間の四趣は凡て欲界の攝なり。天趣は欲界にもあり(六欲天)、色界、無色界も然るが故に、三界に各天趣の一分ありといふなり。

【一一〇】三界云云。三界の範圍と五趣の範圍の間に於ける廣狹の關係を問題としたるものなり。

【一一一】有り云云。三界の中には五趣にあらざるものあり。五趣の體は、異熟果なるを以て三性門よりすれば無覆無記なり。然らば三界中に於ける善

是れ、界の性なりと雖も、而も、趣の攝にはあらず。五趣の體は、唯、無覆無記なり。〔二二〕若し此れに異らば、趣は、相雜るべし。一趣の中に於いて、具さに五趣の業と煩惱とを有すが故なり。

五趣は有情數

〔二三〕五趣は、唯、是れ、有情數に攝し、體、〔二四〕中有にあらず。施設足論に、是の如き說を作す。〔二五〕四生に、五趣と攝すれども。五「趣」には、四生を攝せずと。

中有は五趣に攝せず

攝せざる者は何ぞ。

所謂中有なり。

〔二六〕法蘊足論に、亦、是の言を作す。眼界は云何。

〔二七〕謂はく、四大種と、所造の淨色とは、是れ眼、眼根、眼處、眼界、地獄、傍生、鬼、人、天の趣と、修成と中有となりと。

染と有覆とは、有記なるを以て趣の中に入らざるべく、又五趣は有情の身分なるを以て、非有情たる外器も此中に入らざるべく、最後に五趣は定まれる位なれば未定の中有はこの中に入らざるべく、即ち界の中には趣の中に入らざるものありといふ也。

【二二】若し云云。五趣の體を無覆無記なりとせざれば、五趣の區別が立たざることにならん。何んとなれば、有記なるとすれば、一趣の中にも五趣の煩惱業を具備すればなり。

【二三】五趣云云。中有は五趣に入らざる理由を明にす。

【二四】中有云云。趣は所往なれども中有は能往なればなり。

【二五】四生とは胎卵濕化の四生にして、その中、中有は化生に攝す。

【二六】法蘊足論云云。その第九卷參照。

【二七】謂はく云云。これ眼の種類を說明したる文なれど、ここに引用せる目的は、この文中に五趣の眼の外に、別に中有の眼をも數へ擧げたる一事にありて、中有を五趣以外と見ざれば、かかる數へ方をなすまじと言はんとする所にあり。

契經にも、亦、中有を簡んで、趣と異なりとす。

是れは何の契經ぞ。

謂はく、(二八)七有經なり。彼れ、七有を說く。謂はく、地獄有と、傍生有と、餓鬼有と、天有と、人有と、業有と、中有とにして、彼の經の中に、五趣と、及び、(二九)因と幷びに、(三〇)趣の方便とを說くなり。

故に、趣は、唯、是れ、無覆無記なること、其の理、極成す。(三一)業有の因を簡んで、諸趣に異するが故なり。

迦濕彌羅國の經

迦濕彌羅國にては、是の如きの契經を誦す。

尊者舍利子は、此の言を作す。〔謂はく〕、具壽よ、(三二)若し地獄の諸漏の現前すること有るが故に、順地獄の受業を造作し、增長す。彼の身語意の、(三三)曲穢濁の故に、那落迦の中に於いて五蘊の異熟を受く。異熟の起り已るを、(三四)那落迦と名く。(三五)五蘊の法を除きては、彼の那落迦

【二八】七有經。長阿含十法報經(長十、六九左)。曰、當レ知ニ七有一、一爲ニ不可有一、二爲ニ畜生有一、三爲ニ餓鬼有一、四爲ニ人有一、五爲ニ天有一、六爲ニ行有一、七爲ニ中有一云云。蓋し不可有とは地獄にして、不可樂の義によつて不可といふなり。

【二九】因とは五趣の因としての業有をいふ。

【三〇】趣の方便とは、五趣に趣く爲めの方便位としての中有をいふ。

【三一】業有云云。五趣を業有と區別する所より判ずれば、善惡を性とする業の果としての五趣は異熟にして無覆無記性たるや明白なりといふ也。

【三二】若し云云。地獄の果を受くべき煩惱の發顯するによりて、正しくその果を受くべき業を造作し、之によりて地獄の異熟果を感ずといふは經文の大要なり。

【三三】曲穢濁とは卽ち癡瞋貪にして、發業の煩惱なり。舊譯には、淨命身口意、諂曲憎恚癡濁業。云云と記す。

【三四】那落迦(Naraka)は地獄に在るもの、今は地獄の有情なり。

【三五】五蘊云云。右引用の經中

は、都べて、得可からずと。故に、趣は、唯、是れ、無覆無記なり。

難 若し、是の如くんば、(二三六)品類足論をば、當に云何か通ずべき。彼れには、五趣は、(二三七)一切の隨眠の隨增する所なりと說くが故に。

答 (二三八)彼れは、五趣の續生の心の中に、五部の一切の煩惱有る容きを說くものにして、趣、及び、入心を、總じて、說きて趣と爲す〔が故に〕。相違の失無し。譬へば、村落、及び、村落の邊を、總じて村落と名くるが如し。

大衆部の異説 (二三九)有るは說かく、趣の體は、亦、善と染とに通ず。**大衆部經を通す** 然るに、七有經に、業有を簡ぶも、別に說くが故に、定んで、彼れの攝に非ざるには非ず。〔是れ恰も〕五濁の中の煩惱と見とを別に說きて濁と爲るが如し。別に說くが故に、彼の見は、定んで、煩惱の所根に非ざるに非ず。是の如く

今の目的とする所は「五蘊の異熟を受く。異熟の起り已るを那落迦と名く」といふ所にあり。つまり異熟果たる五蘊法が地獄といふ意なれば、地獄の體は異熟無記ならざるべからずと主張する所にあり。

【二三六】品類足論第六の五、云、地獄趣十八界十二處五蘊攝、七智知、除二類滅道智一、六識識、欲界一切隨眠隨增、傍生趣鬼趣人趣亦爾、天趣十八界十二處五蘊攝、八智知、除二滅道智一、六識識、三界一切隨眠隨增云云。

【二三七】一切の隨眠の隨增するとは、これ五部の法が趣の自性なるが故なり、若し唯無覆無記のみが趣の自性ならば唯だ修所斷と遍行隨眠の隨增すと說くべしとの意なり。

【二三八】彼れ云云。品類足の立論は五趣に入る時の心の中に四諦修道の五部の煩惱が具足され得べきを、趣自身と合して說けるものにして、單に趣自身に就て言へるものにあらずと會通したるなり。

【二三九】有るは云云。大衆部の說（光寶）この說に從へば、七有經に五趣と業有を別に說きたりとて、必ずしも五趣中に業有を攝せずといふ義にあらず。業有も五趣中に攝せらるれど、因として重き意味を有することを顯さんが爲めに特に別立したるに過ぎず。これ恰も五濁中に於て、煩惱濁、見濁……といひて、煩惱と見とを別說するも、見を以て煩惱以外のものとせぬと同斑の說明法なりと。

業有も、亦、是れ趣なりと雖も、趣の因を顯はさんが爲に、是の故に、別に說きたるなりと。

難 若し爾らば、中有も、亦、是れ趣なるべし。

大衆部の答 爾らず。趣の義と相應せざるが故に。趣とは、謂はく、往く所なり。中有を說きて、是れ往く所とは言ふ可からず。(三〇)〔是れは〕、卽ち死する處に生ずるが故に。

難 若し爾らば、無色も、亦、趣に非ざるべし。卽ち死する處に於いて生を受くるが故に。

大衆部轉計 既に爾らば、中有は、中有と名くるが故に、趣とは名くべからず。二趣の中なるが故に、名けて中有と爲す。此れを、若し、趣に攝せば、中間に非ざるが故に、是れは、則ち、說きて中有とは名くべからず。然れども、彼の尊者舍利子が、「異熟の起り已れるを地獄と名く」と說くは、異熟の起るを、方めて地獄と名くと說くものにして、地獄を、唯、是れ異熟なりと說くには非ず。然も、復た、說きて、「五蘊の法を除きては、彼の那落迦は得可からず」と言へるは、(三一)實に、能く、諸趣に往く補特伽羅あることを遮せんが爲めの故に是の說を作すのみ。(三二)餘の蘊を遮せんがための故に、是の言を作すには非ず。

【三〇】〔是れは〕卽ち云云。中有は死と同時に生じ、五趣に趣く途中の位なれば、納まり所といふ意味を有する趣とは名くべからずとなり。

【三一】實に能く云云。外道の如く實我ありて諸趣に行くといふことを遮せんが爲めに云云といふ義。補特伽羅(Pudgala)とは數取趣と翻じ、人又は我の義。

【三二】餘の蘊云云。地獄の五蘊はただ無覆無記のみにして、他の善染等の有記の五蘊なしといふ義にはあらずとなり。

世親有部に論を歸へす

毘婆沙師は說く、趣は、唯、是れ、無覆無記なり、と。有るは說く、(二三三)一向に、是れ。異熟生なりと。有る餘師は言ふ、(二三四)亦、長養にも通ずと。

第三節　七識住

七識住

卽ち、三界。及び、五趣の中に於いて、其の次第の如く。(二三五)識住に七有り。

其の七とは何ん。

頌に曰はく、

(二三六)身異と、及び、想異と　身異にして、同一想なると、
此れに翻ずると、身想の一なると、幷びに
無色の下三となり。
故に、識住に七有り。　餘は非なり。損壞有ればなり。

【二三三】一向に云云。地獄の體は全く先天的にして後天的要素なし。

【二三四】亦云云。亦後天的に養成され得る部分もありと。

【二三五】識住云云。識住(Vijñāna-sthiti)とは識の安住する所といふ義にして、今はその安住の仕方の相違によりて三界五趣の中に於て下より數へて七種とす。之を七識住といふ。

【二三六】頌の舊譯。

身異及想異、身異同一想、
翻レ此身想一、復有ニ三無色一、
故識住有レ七、所餘有ニ變異。

第一識住とは、身も異り、想も異るものをいふ。人趣と欲界の天と初禪天とを攝す。第二識住は、劫初起の有情にして、之れは身は異るも想は一なり。第三識住には、身一にして想の異るものを攝し、第二禪天を總括す。第四識住には、身想共に一なる遍淨天を攝し、下三無色の天を第五より第七識住と名く。

此れ等の他の諸の惡處、第四禪天、及び非想非非想處(有頂天)等は識を壞損する所あるが故に識住とは名けず。

第一識住　論じて曰はく、(一三七)契經の中に說く、有色の有情の、(一三八)身異り、想異ること、人と一分の天との如きは、是れ、第一識住なりと。一分の天とは、謂はく、欲界の天及び初靜慮なり。(一三九)劫初に起るは除く。

身異　「身異」と言ふは、謂はく、彼の色身の、種種に顯形、狀貌の異るが故に、彼れは身の異るに由り、或は異れる身を有するが故に、彼の有情を說きて身異と名く。

想異　「想異」と言ふは、謂はく、彼の苦、樂、不苦不樂の想の差別せるが故に、彼の想の異るに由り、或は異れる想を有するが故に、彼の有情を說きて想異と名く。

第二識住　有色の有情には、身異りて、想の一なること梵衆天の如きものあり。謂はく、劫初に起るものにして、是れ第二識住なり。

想一　所以は何ん。(一四〇)劫初に起れるを以て、彼の諸の梵衆は、是の如きの想を起す。我れ等は、皆、是れ、大梵の生ずる所なりと。大梵も、爾の時に、亦、

【一三七】契經とは中阿含廿四、大因經、增一阿含三十八、四十二、長阿含八、衆集經等を參照せよ。

【一三八】身異り云云。三界の有情中には、相互に外形も異れば其の思想も異るものあり、外形は異りながらも、同一想に化するものあり、外形は同一ながらも、その思想の異るものあり、七識住中、有色界に關係するものは、全く右三通りの立場を基礎として分類したるものなり。今は其中、身異想異を第一識住と立つ。

【一三九】劫初云云。劫初起の有情は第二識住に攝するが故なり。

【一四〇】劫初に云云。こは婆羅門教の世界觀を佛敎的に解釋しての說なり。謂はく、劫初に大梵王ありてただ一人住したりしが、後その侍衞を欲して發願したるに、第二禪の極

此の想を起す。是の諸の梵衆は、皆、我が、生ずる所なりと。［かく］同じく［大梵の］一因を想ふが故に、想一と名く。

身異

大梵王の身は、其の量高く、廣く、容貌威德言語光明、衣冠等の事、一一、皆、梵衆と同じからざるが故に、身異と名く。

梵衆の梵王を見たる處

經に說かく、梵衆、是の念を作して言はく、我れ等、曾て見る。是の如き有情あり。壽長くして、久しく住し、乃至、願を起すらく、云何にして、當に（一四一）諸餘の有情をして、（一四二）我が同分に生ぜしめんと。彼れの、正しく、此の心願を起せる時に於いて、（一四三）我れ等は、便ち、彼れの同分の內に生れぬと。

第一說

梵衆は何れの處に、曾て、梵王を見たるや。有る餘師の言はく、極光淨［天］に住し、彼の天より、沒し來りて、（一四四）此に生ずるが故にと。

世親難

（一四五）云何にして、今時に、第二靜慮を得せず

光淨天（光音天）之を憐みて自ら初禪に下りて梵衆天となれり。ここに於いて大梵天王は是等の梵衆天を目して自らの生ずる所なりと思へば、亦、梵衆天も、大梵天によりて吾等はここに生ぜしめられたりと思ふに到りて、卽ち諸天が同一想となれるなり。然れども大梵天の威德は重大にして梵衆天と異るものあるを以て、形の同じからざる點に於て身異と稱せらる。（婆羅門教の世界觀に就ては印度哲學宗教史二四四―二四五。同三四七―三四八等を見よ）

【一四一】諸餘の有情とは梵衆等。

【一四二】我がとは大梵の同分のこと也。

【一四三】我れ等とは梵衆なり。

【一四四】此とは初禪天のこと。極光淨天は第二定の三天の隨一にして、劫初の時は第二定より初定に下生する故に、其地を所依として起したる宿習智は、其の他の宿住を憶念すとの意。

【一四五】云何云云。第一說に對する論主の非難なり。梵衆天が

して、能く彼の地の宿住の事を憶念するや。若し彼れにして、已に第二靜慮を得したりとすれば、云何ぞ、大梵を緣じて猶ほ〔四六〕戒禁取「見」を起すや。

第二説 〔四七〕有る餘師は說かく、〔四八〕中有の中に住するときなりと。

世親破 彼れの中有の中に住するや、長時住するの義無し。〔四九〕受生に於いて、障礙無きを以ての故なり。〔爾れば〕、如何にして、梵衆は、念を作して、「我れ等、曾つて、是の如き、有情の、壽長くして、久しく住したるを見たり」と言ふ可きや。

正解 是の故に、梵衆は、卽ち、〔五〇〕自天に住して、此の生の前に更る所の事を憶念す。〔五一〕謂はく、先に彼れの、壽長くして、久しく住せるを

大梵天を見たるは二禪より下りて初禪に生じたるが爲めなりといふ漠然たる答には進退兩難あり。卽ち已に初禪天に生れたる以上、二禪天に於ける昔のことを憶念し得ざるべく、又已に二禪定を得してゐるといふならば、大梵天を能生者と考ふる筈なし。

【四六】戒禁取とは五惡見の一にして因にあらざるを因と計するの過をいふ。卽ち梵衆天は元來、第二禪より初禪に下りたるものなるを以て、大梵天の所生にあらず。然るを大梵天の所生なるが如くに思ふは誤れる觀察なるが故に爾かいふなり。

【四七】有る餘師云云。第二説は梵衆に生ずる前の中有の中にて大梵王を見たりとする說。

【四八】中有とは第二禪天に沒して、初禪天に至る間の中有なり。中有長短の議論は後に四有の下の中有の條に詳し。

【四九】受生に於て云云。二禪より初禪に下る時の中有中に、別段に下生を礙ふるの理由なきを以て、その中有の期間は決して長かるべき筈なく、從つて大梵天の長壽、久住を見る筈もなしとなり。

【五〇】自天とは梵衆天のこと。

【五一】謂はく云云。論主の正意は、梵衆が大梵天を見るは、初禪にて、而も生じ初めに、先づその偉德を見、更に長時を經て之を見て、前の所見を憶念し、それと合して、吾等嘗て見る云云の念を生ずといふにあり。

見、後に、重ねて見る時、是の如き念を起す。

第三識住　有色の有情の身一にして、想異なるは極光淨天の如し。是れ第三識住なり。[但し]（一五二）此の中には、後を擧げて、兼ねて以て初を攝するなり。知るべし、具さに第二靜慮を攝するを。若し爾らずんば、彼の少光天、無量光天は、何れの識住にか攝せん。

身一想異　彼の天の顯形、狀貌は異らざるが故に、身一と名く。（一五三）樂と非苦樂と二想、交、參るが故に想異と名く。

（一五四）傳說すらく、彼の天は、根本地の喜根を厭ひ已りて、近分地の捨根を起して現前し、近分地の捨根を厭ひ已りて、根本地の喜根を起して現前す。富貴の人の欲樂を厭ひ已りて、便ち法樂を受け、法樂を厭ひ已りて、復た歡樂を受くるが如しと。

難　豈に、（一五五）遍淨[天]の想も、亦、然るべきにあらずや。

有部の答　（一五六）遍淨天には、曾て、樂を厭ふこと有るに

【一五二】此の中には云云。上には第二禪三天の中、最後の極光淨天の一のみを揭げたれども實は第二禪天の全體を攝すとの謂。

【一五三】樂と非苦樂と云云。第二定には、喜と捨との二有り。今は三受門に約して喜を樂といふ。非苦樂とは捨の義。

【一五四】傳說云云は婆沙論三十八の說にして、世親は自意に非ざることを表明する爲めに傳說といふこと例の如し。

【一五五】遍淨天とは第三禪中の天にして、之れも根本地の樂を厭ひて近分地の捨に入るが故に應に想異といふべしとの難意。

【一五六】遍淨天云云。第三禪天の樂は寂靜なれば之を厭ふこと

あらず。樂は寂靜なるを以て、曾て厭ふ時無ければなり。喜は、則ち、然らず。心を擾動するが故に。

經部の師は說く、有る餘の(二五七)契經に、(二五八)彼の天の中に、想異の義有るとを釋して謂はく、極光淨[の中]に天の新に生ぜるもの有り。未だ、善く世間成壞のことを知らず。(二五九)彼れ、下地の火焰の洞然たるを見、見已りて、便ち、驚怖、厭離を生じて[謂はく]、彼の火焰は、梵宮を燒盡し、彼をして、皆、空ならしめ、上りて、我が處を侵すこと勿らんやと。[爾の時に]、彼の極光淨に、舊く生ぜる天あり。已に、善く世間成壞のことを了知し、便ち、彼の驚怖せる天を慰喩して言はく、淨仙、淨仙、怖るること勿れ。怖るること勿れ、昔、彼の火焰は、梵宮を燒盡し、其をして皆、空ならしめしのみにて、卽ち彼に於て滅せりと。[是の故に]、(二六〇)彼れは火焰に於いて、來と、不來との想、及び、怖と、不怖との想有るが故に、想異と名く。樂、非苦樂の想の交參せること有るに由るが故に、想異の名を得るには非ずと。

なし。第二禪の喜は尙ほ動することあるを以て之を厭ふの心生ずとなり。

【二五七】契經は、增一阿含三十四。長阿含二十一、世紀經三災品參照。

【二五八】彼の天とは第二禪極光淨天のことなり。經部は第二禪の想異の理由を喜捨互生以外に說明せんとするなり。

【二五九】彼れ下地の云云。劫壞の時の火災はただ初禪のみに及びて二禪以上に及ぶこと能はず。新生の天はこの事を知らざるが故に怖るるなり。

【二六〇】彼れは云云。二禪天中には下の火災を見て、そこにも來ると思ひて怖るるものあり、來ぬと定めて怖れざるものあるは、卽ち想異と言はるる理由にして、同一人の感情狀態に變化あるが爲めにあらずとなり。

第四識住

有色の有情の、身一にして、想一なるものは、(一六一)遍淨天の如し。是れ第四識住なり。唯、樂の想のみ有るが故に、想一と名く。(一六二)初靜慮の中には(一六三)染汙の想のみなるに由るが故に、想一と言ひ、第二靜慮には、(一六四)二の善の想あるに由るが故に想異と言ひ、(一六五)第三靜慮には、異熟の想のみなるに由るが故に、想一とは言ふなり。

無色の三識住

(一六六)下三無色の名の別は經の如し。即ち、「是れ」、三識住なり。

是れを、名けて七「識住」と爲す。

識住

此の中、何の法を、名けて識住と爲すや。

謂はく、(一六七)彼の「所繫の」五蘊、及び、四蘊は其の所應の如く、是れを識住と名く。

所餘の諸處の識住に非ざる所以

(一六八)所餘は、何が故に、識住に非ざるや。

餘の處に於いては、皆、識を損壞する法有るが故なり。

【一六一】遍淨天。第三禪天なり。

【一六二】初靜慮云云。初禪、二禪、三禪の想一、想異の理由を明にす。

【一六三】染汙の想とは大梵天を能生者と考ふること、卽ち同じく戒禁取見を抱くことなり。

【一六四】二の善の想とは樂と捨とにして、善の想とは定心の故にいふ。

【一六五】第三靜慮云云。第三禪の樂は異熟の樂にして、一向樂なり。

【一六六】下三無色云云。集異門足論十七曰、無色有情超㆓一切色想㆒、滅㆓有對想㆒、不㆑思㆓惟種種想㆒、入㆓無邊空㆒、空無邊處具足住、如㆓空無邊處天㆒、是名㆓第五識住㆒。無色有情超㆓一切空無邊處㆒、入㆓無邊識㆒、識無邊處具足住、如㆓識無邊處天㆒、是名㆓第六識住㆒。無色有情超㆓一切識無邊處㆒、入㆓無所有㆒、無所有處具足住、如㆓無所有處天㆒、是名㆓第七識住㆒。

【一六七】彼の所繫云云。上述の七處に屬する五蘊（欲色界にありて）又は四蘊（無色界）は、識の安住する所なれば之を識住と名くとなり。

【一六八】所餘云云。所餘とは上の七處以外のものを指し、欲界にありては地獄、鬼、傍生等、色界にありては第四禪・無色界にありては有頂地なり。

餘の處とは何ぞや。
謂はく、諸の惡處と、第四靜慮と、及び有頂となり。
所以は何ん。
彼の處には、識を損壞する法有るに由るが故に、識住に非ず。

識法の損壞

何等を名けて、識を損壞する法と爲すや。
謂はく、諸の惡處には、重き苦受有りて、能く識を損じ、第四靜慮には、無想定、及び、無想事有り、有頂天の中には、滅盡定有りて、「何れも」、能く、識を壞し、「其の」相續をして、斷せしむるが故に、識住に非ざるなり。

異說

復た說くものあり。若し、餘の處に處る有情は、心に來止せんことを樂ひ、若し此に至れば、更に出でんことを求めざるを、「乃ち」、說きて、識住と名く。「而して」、諸の惡處には、(一六九)二の義倶に無し。(一七〇)第四靜慮の心は恆に出でんことを求む。
謂はく、諸の異生は、無想に入らんことを求め、若し、諸の聖者は(一七一)淨居、或は無色處に入らんことを樂ひ、若しくは、淨居天は、寂滅を證せんことを樂ふ。

【一六九】二の義云云。二の義とはそこに來止せんとの願求と、來至して長くそこに止まらんとするの希望とをいふ。

【一七〇】第四靜慮。四禪に對しては來至せんとするの願求あれど、そこに到れば、安住せずして更に進展せんとの希求を起す。

【一七一】淨居云云。第四禪の八天中、無雲、福生、廣果の三天は凡聖同居の所にして、凡夫はここより無想天に進まんと欲し、聖者は淨居者卽ち無欲

有頂は、味劣なるが故に、識住に非ずと。

第四節　九有情居

是の如く、七識住を分別し已りたり。玆に、

九有情居

復た、(一七二)九有情居を說かん。

其の九とは何ん。

頌に曰はく、

(一七三)應に知るべし、有頂と　及び、無想の有情とを兼ねて、
是れ、九有情居なり。　餘は非なり。樂住せざればなり。

九とは云何

論じて曰はく、前の七識住と、及び、(一七四)第一有と無想の有情と、是れを、名けて九と爲す。諸の有情類は、唯、此の九に於いてのみ、欣樂して住するが故に、有情居と立つ。餘處は、皆、非なり。樂うて住せざるが故なり。

惡處は有情居に非ず

餘の處と言ふは、謂はく、諸の惡處なり。有情類の、自ら樂うて中に居るに非らず。惡業の羅刹の

天に進みて聖道によりて煩惱を洗ひ去らんと欲するなり。

【一七二】有情居。(Sattvāvāsa)舊譯、衆生居。

【一七三】頌の舊譯。有頂無想天、衆生居有レ九。不レ欲レ住餘非。

廣く、一般有情の願樂して住する所に有情居と名く。之れ前の七識住と非想非非想天と無想天との九をいふ。惡處及び無想天を除ける第四禪天は有情の居らんことを願はざるが故に有情居とは名けず。

【一七四】第一有とは有頂天卽ち非想非非想處のこと。

第四禪天

之れに逼りて、[中に]住せしむるが故なり。彼れは牢獄の如くなれば、有情居と立てず。第四靜慮には、無想天を除いて、餘は、有情居に非ず。識住の中に釋するが如し。

第五節　四識住

四識住

前に引く所の經には、七識住を說く。復た、有る餘の經には、四識住を說く。

其の四とは何ん。

頌に曰はく、

(七五) 四識住は、當に知るべし、四蘊なり。唯、自地なり。
獨り識のみは住に非ずと說く。有漏にして、四句の攝なり。

經說四識住

論じて曰はく、契經に言ふが如し。識は、色に隨ひて住し、識は、受に隨ひて住し、識は、想に隨ひて住し、識は、行に隨ひて住す。是れを四種と名くと。

【七五】頌の舊譯。
復有四識住、謂有流四陰、自地非餘地、各異四句攝。

茲に識住といふは、識に對して所依所著たるべきものをいふ。從つて有漏の四蘊を以てこれに充つ。然れども、識は異地の四蘊に受著すべきに非ざるを以て、常に唯自地の四蘊を以て四識住と名く。かく識住は所住の意に外ならざるが故に能住の識は常に識住に非ず。最後に四識住と七識住との相互的關係に至りては、或は七識住にして四識住に非ざる有り、その逆あり。或は二種の孰にも攝せらるる有り、又は全然攝せられざるも有りて、正しく四句を成ず。

四識住の體

是の如き四種は、其の體云何。

謂はく、[一七六]次第に隨ひて、有漏の四蘊なり。又、[一七七]此れは、唯、自地のみに在りて、餘に非ず。識の[一七八]依し、[一七九]著する所を、識住と名くるが故なり。[一八〇]異地の色等の蘊の中に於いて、識は愛力に隨ひて、彼れに依著するに非ず。

識は識住に非ず

如何ぞ、識を說きて、識住と爲さざるや。

[一八一]能住を離れて、所住を立つるに由るが故なり。能住の識を、所住と名く可きに非ず。卽ち、王を、王座と名く可きに非ざるが如し。

異說

或は、若し、法有りて、識の乘御する所となること、人と船との理の如くなるを、說きて識住と名く。識は、卽ち、能く自體を乘御するに非ず。是の故に、識を說きて、識住と爲さず。毘婆沙師の說く所は是の如し。

難

若し爾らば、何が故に、餘の[一八二]契經に、[一八三]識食の中に於いて、喜有り、染有り、[一八四]喜染有るが故に、識、其の中に住し、識の乘御する所

[一七六] 次第とは、色受想行の次第なり。

[一七七] 此れとは上の四蘊。

[一七八] 依しとは能住の識が所依とする義。

[一七九] 著すとは愛著する義にして、此所依及び所著の二義有るものを識住と名く。

[一八〇] 異地云云。識は、自地以外の處の四蘊に對して愛力を生ずることなし。

[一八一] 能住云云。四識住は、識の住する所依を明にするものなれば、能住たる識をその中に入るべき筈なし。

[一八二] 餘の契經とは雜阿含十五(辰一、八三左)參照。

[一八三] 識食 (Vijñānāhāra)。識卽食の義。

[一八四] 喜染云云。識食の中に喜染ありと言はば、その識の喜染なるものは、識の所依處に

たりと言へるや。(一八五)又、如何ぞ、前の七識住は五蘊を體とすと言ふや。

答 (一八六)是の說有りと雖も、而も、生處に攝せらるる蘊の中に於いて、別して分析せず。〔是れ等の諸蘊は〕總じて喜染を生ずるが故に識の(一八七)轉ずる時、亦、識住と名く。獨り、識のみを說くには非ず。(一八八)然れども、色等〔四〕蘊は、一一、能く、種種の喜染を生じ、識をして、依著せしむるも、獨り識は然らず。故に、住に非ずと言ふ。是の故に、此の四識住の中に於ては、識は識住に非ず。(一八九)餘に於ては說く可し。

第二釋 又、(一九〇)佛意の說く、此の四識住は、猶し、良田の如し。總じて、一切(一九一)有取の諸識は、猶し、種子の如しと說く。〔爾れば〕、(一九二)種子を立てて、良田とは爲す可からず。

仰いで世尊の敎意を測れば、是の如し。

して識の乘御するものならざるべからずとなり。

【一八五】又云何ぞ云云。識は識住にあらずとせば、何故に五蘊(此中に識もあり)を七識位の體となすと言へるや。

【一八六】是の說云云。總じて五蘊を緣じて喜染を生ずることを說くものにして、唯第五の識蘊を所緣として喜染を生ずと說く經には非ずとの意。

【一八七】轉ずとは生起する意。即ち識が起る時にその生處の五蘊總體に於て生ずる喜染を所依とするが故に、之を概括的に識住と名くるのみといふなり。

【一八八】然れども云云。總括的に云へば五蘊は凡て識住と稱せらるべきも、嚴密に分析して云へば、喜染を生ずるは前四蘊のみにて識にあらず。

【一八九】餘に於てとは、四識住以外の場合といふ義。即ち四食七識住等にありては識も亦識住と名くるも可なり。

【一九〇】佛意の云云。雜阿含二(辰二。七左)に曰く、彼五種子譬二取蘊俱識一、地界譬二四識住一云云。

【一九一】有取とは有愛の義、即ち自地の愛を有せる全相續中の識を指す。

【一九二】種子は識、良田は四蘊に譬ふ。即ち種子たる識を良田たる四蘊に同じて識住とは說き難しとの意。

第三釋

又、〔一九三〕法は、識と倶時に生じ、識の良田と爲る可ければ、識住を立つ可し。識蘊は爾らざるが故に識住に非ず。

七識住と四識住とは有漏なり

是の如く、說く所の七種と四種との識住殊ありと雖も、而も、皆、有漏なり。

七識住と四識住との關係（四句分別）

七に四を攝すと爲んや。四に七を攝すと爲んや。遍く相攝するに非ず。應に四句を爲くる可し。謂はく、審に觀察して、應に、二門の體、互に寬陿ありて、四句を成ずることを得ることを知るべし。〔卽ち〕或は七の攝にして、四の攝に非ざる等なり。〔一九四〕第一句は、謂はく、七の中の識なり。〔一九五〕第二句は、謂はく、諸の惡處と、第四靜慮と及び有頂の中の識を除いて餘蘊となり。〔一九六〕第三句は、七の中の四蘊、第四句は、謂はく、前の相を除く。

第六節　四　生

四生

前の所說の諸の界趣の中に於いて、應に知るべし、其の生に、略して四種あり。

【一九三】法はとは茲にては四蘊の意。

【一九四】第一句は七識住にして四識住に非ざるもの。謂はく、七識住の中の識蘊。

【一九五】第二句は四識住にして、七識住に非ざるもの。その物體は知るべし。

【一九六】第三句は七識住にして、四識住なるもの。

何等をか四と爲し、何れの處に、何れが有るや。
頌に曰はく、

(一九七)中に於いて、四生有り。　有情なり。
謂はく、卵等なり。
人と傍生とは、四を具す。　地獄と、及び
諸天と、
中有とは、唯、化生なり。　鬼は、胎と化
との二に通ず。

四生

論じて曰はく、有情の類に、卵生と、胎生と濕生と、化生とあり。是れを名けて四となす。生とは、謂はく、生類なり。(一九八)諸の有情中餘類雜ると雖も、而も、生類は等しきなり。

卵生

云何が(一九九)卵生なる。

【一九七】頌の舊譯。於ㇾ中有二四雜、衆生一謂卵等、人畜具二四種一、地獄但化生、中陰及諸天、鬼神亦胎生。以上の三界五趣の有情を、その生るる狀態事情によりて四種に分つ、所謂四生之れ也。四生とは卵生、胎生、濕生(濕氣より生ずるもの)、化生(託する所無くして忽然として起るもの)の四をいふ。而してこれを五趣に配して見れば、人と傍生とは四生を具し、地獄と天趣と中有とは唯化生にして、鬼趣は胎化二生に通ず。四生の中、化生は最勝にして且つ尤も多數に上る。

尙ほ、佛教以外の諸派にても恐らく奧義書の敎を基としてか、四生を立つれど、佛教のそれと少しく異るものあり、即ち彼等は胎生、卵生、濕生の次ぎに第四生として種子生(Udbhijja)を立つる也。種子生とは主として草木を指す。佛教にては有情の中にて四生を分ち、他の學派にては廣く生物の中にて四生を分つがゆゑに是の別あり。

【一九八】諸の有情云云。衆生には種種の類あれど、生れ方よりすれば等しきもの多き故に四種のみに分ち得となり。

【一九九】卵生(Aṇḍaja)。

謂はく、有情の類の生ずること、卵殼よりする、是れを卵生と名く。鵝、孔雀、鸚鵡、雁等の如し。

胎生　(二〇〇)云何が胎生なる。

謂はく、有情の類の生ずること胎藏よりする、是れを胎生と名く。象、馬、牛、猪、羊、驢等の如し。

濕生　(二〇一)云何が濕生なる。

謂はく、有情の類の生ずること濕氣よりする、是れを濕生と名く。蟲、飛蛾、蚊、蚰、蜒等の如し。

化生　(二〇二)云何が化生なる。

化　謂はく、有情類の生ずるに所託無き、是れを化生と名く。那落迦、天、中有等の如し。(二〇三)具根(二〇四)無缺にして、(二〇五)支分、頓に生じ、無にして、欻ち有るが故に、名けて化と爲す。

人、傍生と四生　(二〇六)人、「及び」、傍生の「二」趣は、各、四種を具す。

人の卵生の例　人の卵生とは、謂はく、(二〇七)世羅と鄔波世羅とが、鶴卵より生れたると(二〇八)鹿母の生める所の三十二子と(二〇九)般遮羅王の五百子等の如し。

【二〇〇】胎生(Jarāyuja)。

【二〇一】濕生(Saṃsvedaja)。

【二〇二】化生(Upapāduka)。忽然として生じ而も初より五體完備し居るものなり。

【二〇三】具根とは眼等の根が完具す。

【二〇四】無缺とは眇、齆等のなきなり。

【二〇五】支とは手足等、分とは指等なり。

【二〇六】人及云云。人間と畜生とには四生の全部ありと、從つてこの說明中には神話的傳說も豫想され居るや勿論なりとす。

【二〇七】世羅云云。昔し此洲(南閻浮)に二商人有り。海に入りて一の雌鶴を得。その形色偉麗にして、奇として之を悅びしが、遂に此と通じ二卵を生み、後に、その卵より二人の童子生れたり。共に端正聰慧にして、年長じて出家し、共に阿羅漢果を得たり。その小なるを鄔波世羅(Upaśaila)といひ、大なるを世羅(Śaila)と名く。(婆沙論一百二十、(收五、八十四左)參照。

【二〇八】鹿母とは毘舍佉(Vaiśā-

人の濕生の例

人の胎生とは、今の世の人の如し。

人の濕生とは、(三〇)曼駄多(三一)遮盧、(三二)鄔波遮盧、(三三)鴿鬘、(三四)菴羅衛等の如し。

人の化生

人の化生とは、唯、(三五)劫初の人なり。

傍生と四生

傍生の(三六)三種は、共に、現見する所なり。

化生は、(三七)龍揭路茶等の如し。

地獄諸天中有

一切の地獄と、諸天と中有とは、皆、唯、化生なり。

鬼趣

鬼趣は、唯、胎と化との二種に通ず。

鬼の胎生

鬼の胎生とは、餓鬼母の目連に白して言へるが如し。

(三八)我れ、夜に五子を生み、生むに隨つて、皆、自ら食らふ。
晝、五を生むも、亦、然り、盡すと雖も
(三九)飽くこと無し。

---

kha) の夫人にして、彌伽羅長者の母 (Mṛgāra-mātṛ)なり子を鹿と名く。故に鹿母といふ。三十二卵を生み、卵毎に各一兒を生ぜりといふ。(圓暉の頌疏)

【二九】般遮羅王 (Pañcāla-rāja)。王に妃有り。五百の卵を生む。羞恥して災變を來さんことを恐れ、小函に盛り殑伽(Gaṅgā)河に棄つ。下に隣國の王有り。偶、此の河邊に遊びて此の函を見、人を派して取らしむるに、中に卵有り。將らして城に入り數日を經て各一子を出せり。此の兒等長ずるに及びて驍勇並びなく往く所皆伏せしが、時に、かの般遮羅王と好からず。書を送り辱いで兵を派し、その城を圍むや王大に恐れしも、妃の慰撫して曰く、大王恐るゝこと勿れ、所謂五百の勇者は悉く是れ我子なり。母を見ば、惡心忽にして息まんと。乃ち、妃自ら城に登り五百子に告ぐるに上の因緣を以てし、且つ曰く、若し信ぜずんば口を開くべしと。妃、依りて兩乳房を按ずるに、五百の道有り。乳迸り出でて、各一口に注ぐ。緣りて兩國忽ち和するを得たり云云(圓暉)。

【三〇】曼駄多 (Māṃdhātṛ)。王の名。此を「我養」と譯するはMāṃdhāta と讀みしものにて佛教家の誤傳のみ。之は布殺陀(Upoṣadha) 王の頂の皰より生ずる所なり。顏貌端正にして、王の抱きて宮中に入るや、諸宮人皆爭ひて我能く養はんと曰へる故に名く。長じて金輪王と爲ると。

【三一】遮盧(Cāru)。

【三二】鄔波遮盧(Upacāru)。上の我養王の兩髀の上に、各一

四生の中化生最勝

一切生の中にて、何れの生が、最も勝るや。

應に言ふべし。最勝なるは、唯、是れ化生なりと。

難

(三〇)若し爾らば、何に緣りて、(三一)後身の菩薩は、生を得ること自在なるに、而も胎生を受くるや。

答

後身菩薩胎生の大利

現に、胎生を受くれば、大利有るが故なり。謂はく、諸の大釋種の親屬を引導し、相因りて正法に入らしめんが爲なり。又、(三二)餘類を引いて、菩薩は、是れ、〔轉〕輪王の種なりと知らしめ、敬慕の心を生じ、因りて、邪を捨てて、正法に趣くを得しむ。

又、(三三)所化をして、增上心を生ぜしむ。〔謂はく〕、(三四)「彼れ、旣に、是れ人なり。能く大義を成ず。我曹も、亦、爾り。

皰を生じ、各一子を生じ、その所生の子の名なり。共に長ずるに及びて輪王となれり。

【三三】鴿鬘(Kapotamālinī)。昔一王有り。梵授(Brahmadatta)と名く。王の腋下に一皰生ずる有り。それより一女子を生ず。名けて鴿鬘と言ふ。蓋しその生るる時、恰も鴿の如くにして飛び出し、王の之れを重ずるや花鬘の如くなるによりて名く。

【三四】菴羅衞(Amrapālī)とは女人の名。芭蕉樹の幹より生れたりと傳ふ。(以上主として圓暉頌疏に由る)

【三五】劫初の人とは世界が成立せし初期に、有情が生ずる際のこと。

【三六】傍生の三種とは、卵、胎、濕三生のこと。

【三七】龍(Nāga)揭路荼(Garuḍa)とは、唐に頂瘿と翻す。亦蘇鉢刺尼と呼ぶ。譯して妙翅といふ。舊譯には金翅鳥と云へり。

【三八】頌の舊譯

我化生二五子一、汝時亦生レ五、生已皆食盡、如レ此我無レ飽。

【三九】已に飽くこと無しと云へば是れ胎生なり、若し化生ならば飽不飽ある可らず。化生に通ずることは知り易ければ別に言はず。

【三〇】若し爾らば云云。以下、言はば傍論として、化生は最勝なりとの說に關連して、何故に菩薩は化生せずして胎生したるやの問題を論究す。

【三一】後身の菩薩とは、通例最後身の菩薩といひ、一般にはその生に大覺を成する菩薩を指せど、實は今の釋迦牟尼佛の成道前、卽ち太子時代を指すなり。蓋し、佛陀は因位に菩薩として娑婆往來數百千回

何ん爲れぞ、因りて、正勤を發し、正法を專修することは能はざらんと。

又、(三三五)若し爾らずんば、[其の]族姓、知り難く、[人或は]、幻化にして、天なりとせんや。鬼なりと爲んやと疑はんことを恐る。外道の論に、矯りて、謗を設けて言ふが如し。百劫を過ぎて後、當に(三三六)大幻、世に出現し、世間を敢食すること有るべしと。故に胎生を受けて、諸の疑謗を息むるなり。

異説

有る餘師は說く、(三三七)身界を留めんが爲めの故なり。[卽ち]胎生を受けて、無量の人、及び諸の異類をして、一、供養を興すとき、千返、天に生じ、及び解脫を證せしめ、若し化生を受くれば、(三三八)外の種無きが故に、(三三九)身纔かに殞逝するとき、復た遺形無きこと燈光を滅すれば、卽ち見る所無きが如くならんと。

世親破

若し人、佛に(三四〇)持願通有りて、能く久しく

して種種の修行を積み、遂に迦毘羅城の王子として生れて正覺を成じたるを以て之を最後身とは名くるなり。

【三三二】餘の類とは釋氏 (Śākya) に非ざるもの。

【三三三】所化とは敎化せらるる人の意。

【三三四】彼れとは後身の菩薩。

【三三五】若し爾らずんば云云。後身の菩薩胎生の利益の第四にして、若し爾らずんばとは、若し菩薩にして化生せんにはの意。

【三三六】大幻云云。化術を以て活計を立つとの義。

【三三七】身界。舊譯には舍利といふ。Śarira の義にして、佛陀の遺身をいふ。卽ち此說にては佛の胎生せられた所以は、滅後にも大利益を與ふるの目的を以て遺身舍利を止めんとしたるが爲なりと。

【三三八】外の種とは、外の四大種等の意。卽ち精血等不淨の物を指す。化人は死後、身を止めず、その死後に止むる身は精血等より成れる身ならざる可らず。

【三三九】身纔かに云云。順正理論廿二に曰はく、化生頓生故應二頓滅一、故無二遺形一云云。

【三四〇】持願通云云。此の物は斯くあれと願すれば其の如くに

身を留むと〔三一〕許すときは此れ、釋を成ぜず。

附論　化生は死して遺る所無し

化生死無遺の難

論に因りて、論を生ず。

若し化生の身にして、燈光を滅するが如く、死して遺ること無くんば、何が故に、〔三二〕契經に化生の〔三三〕揭路荼が化生の龍を取る、所食に充てんが爲めなりと說くや。

答

知らざるを以ての故に、食の爲めに龍を取るのみ。飢を充たすとは說かず。斯に何の失かあらん。或は、龍の未だ死せざれば、暫らく饑に充つるを得るも、死し已れば、還た饑ゆ、暫食「を指して所食の爲めといふも」何の咎あらんや。

四生の中最多は化生

四生の內に於いて、何れが最も多きや。

唯、化生なり。何を以ての故にといはゞ、〔三四〕三趣の少分、及び〔三五〕二趣の全と、一切の中有とは、皆化生なるが故なり。

なる通力を持願通と云ふ。持とは加持にして力を加ふることなく、若し佛に此の能力ありと許す人即ち佛教徒には此れ答釋とならずとの意なり。

〔三一〕「許す」の字は、稱友に依る。古來「信ず」と云ふ、意義は何れにするも大差なし。

〔三二〕經とは、長阿含十九、世紀經地獄品、增一阿含十九等參照。

〔三三〕揭路荼。或は伽樓羅（Garuḍa）。舊譯に金翅鳥とあり。譯して食吐悲苦聲といふ。鳥の名也。此鳥は龍を取りて先づ嗪中に內れ、後吐きて之れを食ふに、其の龍尙活き悲苦の聲を出すと云ふ（林常）。

〔三四〕三趣とは鬼、畜、人。

〔三五〕二趣とは天と地獄。

第七節　中有

中有

此の中何の法を說きて、中有と名くるか。何に緣りて、中有は卽ち生と名くるに非ざるか。

頌に曰はく、

(三三六)死と生との二有の中の、五蘊を、中有と名く。
未だ至るべき處に至らず、故に、中有は生に非ず。

中有

論じて曰はく、(三三七)死有の後に於いて、(三三八)生有の前に在りて、卽ち(三三九)彼の中間に、(三四〇)自體ありて起る。生處に至らんが爲めの故に此の身を起す。二趣の中間なるが故に、中有と名く。

中有は生に非ず

此の身、已に起る。何ぞ生とは名けざるや。

生とは、謂はく、當來應に至るべき所の處なり。所至の義に依りて生の名を建立す。此の中有の身は、其の體起ると雖も、而も未だ彼れに至らざるが故に、生と名けず。

【三三六】頌の舊譯　死有及生有、住二中間五陰一、未レ應レ至故、未生名二中有一。死の刹那と生の刹那とを連結する中間の五陰は、未だ異熟の果報を受けて、應に往くべき所に往きたるには非ず、應に行くべき所に往かんとする道程なるに由つて、中有と名け、生に攝せず。

【三三七】死有とは死の刹那をいふ。此世の死の瞬間なり。

【三三八】生有とは生の刹那をいふ。次世の生の瞬間なり。

【三三九】彼れとは死、生二有をさす。

【三四〇】自體とは五蘊をいふ。

何をか當來應に至るべき所の處と謂ふや。
[業の]引く所の異熟の、〔三四一〕究竟し分明なる、是れを、當來應に至るべき所の處と云ふ。

第八節　中有說の論據

第一項　理論的根據

中有の立證

有る〔三四二〕餘師の說かく、死より生に至る處、間絕す容し。故に、中有無しと。此れは許す可からず。所以は何。理と敎とに依るが故なり。理と敎とは何ん。頌に曰はく、

〔三四三〕穀等の相續するが如く、　處は無間に

【三四一】究竟とは牽引業に因りて引ける衆同分の顯現すること、分明とは圓滿業に因りて完成すること。（引業と滿業のことは論第十七を見よ。）

【三四二】餘師とは大衆部、說出世部、鷄胤部、化地部の四にして、此の四部は中有を立てず、鏡の中に像色が顯はるるに、本質と像色とは、その處間隔するが如く、死有と生有とも亦、間隔すと說く。世親今此の主張を破せんとして、論を說く。

【三四三】頌の舊譯

似穀相續故、無間於後生、影非成實故、不等故非譬、共一處二無、無相續二生、由經乾闥婆、說五行經故。

此は中有を論證する一段にして、その理論的に根據とする所は、經驗的に穀物等は常に無間に相續して斷えざるが如く、我等有情も亦死の刹那に中有ありて次の生有との中間を連綴補塡せざるべからずといふものにして、又聖敎量よりしては種種の經に、或は、中有と明に而も別立して說き、健達縛の正しく現在前すなどと稱して、所謂中有を外にして、相應す可きもの無きものを說くが故にといふ。以上有部の有中有論に對して、無中有論を主張するは前註の如く大衆部等の諸派なるが、彼れ等に從へば、今世と後世間に道德的責任の繼續あることは恰も一物のその影を鏡面に映ずるが如き理由に依ると。然るに世親は之れを批評して曰ふ。中有は死有と生有との中間を充たすべき實在なるに對して、（但し靜的實在

して、續生す。
像の實有なること成ぜず。等しからざる
が故に、譬に非ず。
一處に二つ幷ぶこと無きと、相續に非ざ
ると、二より生ぜざると、
健達縛と、及び五と七と有りと說く經ある
との故に。

には非ずして、刹那に生滅して—無常にして—相續する動的實在）、鏡面の像は實體有ること無く、從つて、彼れと之れとは類同じからざるが故に類推の根據とするに足らず。又中有は死有より展轉相續する一相續體に外ならざるも、鏡面の映像はその影像を作る客體と鏡とによつて、作られたる第三體にして、客體の一相續と認むべきものに非ず、此の點よりしても亦類推の根據となすに足らず。云云」かくの如くにして、世親に從へば、無中有論者の主張は畢竟根據無きが故に、上の如き有中有の主張は實理に應ずる所說にして、卽ち中有は實在すと。

【二四四】質とは能寫の本體。

現量的根據

論じて曰はく、且らく正理に依れば、中有は無に非ず。現に世間を見るに、相續して轉ずる法は、要らず、處、無間にして、刹那に續生するものなり。且らく、世間の穀等の相續するが如く、有情相續の理も亦應に然るべし。刹那に續生して、處、必らず無間なり。

難

豈に現見するに、法の續生して、而も、其の中に於て、處、亦、間有ること、鏡等に依りて、(二四四)質より、像の生ずるが如くなるものあるにあらずや。是の如く、有情の死有と生有とも、處に間有りと雖も、何ぞ續生するを妨げんや。

難破

(二四五)實に諸像有りとの理、成ぜざるが故に、

【二四五】實に云云。此の文、世親——の論にして有部に從つて作れ

又等にあらざるが故に、喩となること成ぜず。

謂はく、別色の生ずるを、說きて名けて像と爲す。[然れども]其の體の實有なることは理として成ぜざる所なり。

設ひ成ずとも、等しきに非ざるが故に、喩を成ぜず。

像色は實有に非ず　其一

(二三六)像の成ぜざるが故に、喩に非らずと言ふは、一の處所に、二[の實有色]の、幷ぶこと無きを以ての故なり。(二三七)謂はく、一處に於いて、鏡色と、及び像と、幷びに、現前するを見るも[若し實有ならば]二色は、同處に幷びて有るべからず。異の大[種]に依るが故なり。

其二

又、(二三八)陜水の上の兩岸の色形は、同處に一時に倶に二像を現じて、兩岸に居する者は互に見ること分明なり。曾て一處に幷べて二色を見ること無し。此の二色は、倶生すとは、謂ふべからず。

る論には非ず。即ち世親は經部の像色無體の義によりて、大衆部等の譬を破す。その破に二有り。(一)像色は實有に非ず。故に實有の死生二有の理論に對する類推の根據とは成す可からず。(二)假令實有と許すとも、實有の色は二つが、合體して而も並立すること能はず。且つ鏡と像とは別物體の關係にして死有より中有、中有より生有と一物體が變遷し行くと等しからず。故に又喩としての價値なし。

【二三六】像の成ぜざる云云とは影像の實有といふことが成立せざるをいふ。

【二三七】謂はく云云。鏡面と像とは同處に現前す。若し像も實有性のものならば異れる物質より成るべく、從つて鏡との間に不可入性の關係あるべきを以て、かかる同時に二物が同一場所を占領すといふが如き現象のあるべき筈なし。而も之あるは實有ならざるの爲なり。

【二三八】陜水云云。挾き水を挾みて二人の人立つとき、水上に二人の像を現じて、分明に見ることを得るも、若し二人の像色にして實有ならば、同一水上に二つの像を同時に映象すべきに非ずとの意。

其三

(二四九)又影と光とは、未だ嘗て同處に非ず。然も嘗て、鏡を影の中に懸け置くを見るに、光の像は顯然として鏡面に現ず。此に於いて、二つは幷び生ずとは謂ふべからず。

其四

(二五〇)或は、一處に二つ幷ぶこと無しと言ふは、鏡の面と月の像と、之れを謂ひて二と爲す。遠と近との、別に見ゆること、井水を觀るが如し。若し幷び生ずること有らば、如何が、別に見んや。

結

故に知る、諸の像は理に於いて、實に無なることを。然も諸の因緣和合の勢力が是の如く見せしむるものにして、(二五一)[是れ]諸の法性の功能の差別の、思議す可きこと難きを以てなり。

已に所以を成ぜざれば、喩に非ざることを辯じたり。

質像の關係は死中生三有の相續的關係と等しからず

等しきに非ざるが故に、亦喩に非ずとは、質と像とは相續に非ざるを以ての故なり。

謂はく、質と像とは、一相續にあらず。唯、鏡等に依りて、像の現ずるあるが故に。[又]像と本質と俱時に有るが故なり。如、死生の有は、是れ一相續にして、前と後と、無間に餘處に續生す。質と像

【二四九】又影云云。影と光とは同處にあるべき筈なし。然れども日光の影のある所などに鏡を置けば、その中に日光も寫りて、卽ち影と形と同處にあることとなる。故に知りぬ、鏡中の像の實有にあらざることをといふ義なり。

【二五〇】或は云云。前に光と像との二が並び生ずと說くべからずといへるは更に詳しく論じたるものなり。謂く若し並に生ずるものならば鏡面と鏡面內の像とは何處と見ゆべき筈なれど、鏡面と鏡面內の月像との間に遠近の距離あるが如く見ゆる所よりすれば二つ並び生ずと言ふべからず、從つて像は實有に非ずとなり。

【二五一】諸法性の功能云云。惜哉當時未だ光學が發達し居らざりしを以て、影像の現象を遂に法性の不思議力に歸したるなり。

とは、相望するに、此の如き、相續無し。〔即ち〕相似ざるを以ての故に、喩を成ぜざるなり。

質像と死中生有との相異

又、現ずる所の像は、二に由りて生ずるが故なり。

謂はく、二縁の故に、諸像は生ずることを得。一には本質、二には鏡等なり。(三五二)二の因の勝れたるときは、像彼に依りて生ず。

生有は、二縁に由りて、起るべきこと無し。唯、死有のみありて、別の勝依無きが故に、引く所の喩は、法と等しからず。

亦、外の非情精血等の縁を以て、勝依の性と爲すとも、説く可からず。化生に由る者は、空中に(三五三)欻生するをもつて、中に於いて、何を計してか、勝依の性と爲すや。

已に正理に依りて、彼の宗の死より生に至る處の、間絶ある容しといふを對破す。是の故に、中有は決定して、無きに非ず。

第二項　聖教に於ける根據

聖教量的根據

次に聖教に依りて、中有の有ることを證せん。謂はく、(三五四)契經に言ふ、有に七種有り、即ち、五趣の有と、業有と中有となりと。

七有經

【三五二】「因」の字は玄奘譯の「中」の字にして梵文と舊譯とに據りて斯く改めたり。而して二の因とは鏡と本質とを指す。「勝」とは像のために鏡も本質も缺く可らざる要因なればなり。

【三五三】欻生云云。欻ちに生ずるといふこと、即ち頓生たり。

【三五四】契經とは七有經にして前引の如し。

健達縛經

若し、此の契經を、彼の部に、誦せずんば、豈に亦（二五五）健達縛經を誦せざらんや。契經に言ふが如し。

母胎に托す三條件

母胎に入るは、要ず、三事の倶に現在前するに由る。一には、母の身、是の時、調適すること、二には、父母の、交愛和合すること、三には（二五六）健達縛の正しく現在前することなりと。

（二五七）「此の中」中有の身を除きて、何の健達縛かあらん。前の蘊は已に壞しぬ。何ぞ現在前せん。

掌馬族經

若し、此の契經をも彼れ亦誦せずんば、云何にしてか、（二五八）掌馬族經を釋せん。彼の經に言ふが如し。

汝、今知るか不か。此の健達縛の、正しく現在前するは、（二五九）婆羅門とせんか、「或は」刹帝利と爲んか、「或は」是れ吠舍と爲んか、「或は」戍達羅と爲んか、「或は」東方より來ると爲んか、「或は」南西北よりと爲んかと。

【二五五】健達縛經。雜阿含十二參照。

【二五六】健達縛（Gandharva）は、もと梨倶吠陀時代に於ける雜神の一類にして、ソーマ酒に關係ある神なり。性極めて好色にして、アプサラスといふ女妖神と關係するのみならず、人間の處女をも自己の領分と心得、處女の結婚したる晩の如きは、その寢所を窺ひ居るものとして恐れられたる程なりき。然れども、今、契經に健達縛とあるは、右の如き性格を有する健達縛その者を意味するにあらずして、寧ろそれより脫化して而も男女の寢室に關係ある一種の神祕的存在を意味するが如し。

【二五七】「此中」云云。終に健達婆とあるは、中有以外に解しやうなしとの義。

【二五八】掌馬族經とは、中阿含三十七、參照。

【二五九】婆羅門云云。婆羅門（Brāhmaṇa）は四姓の最上にして、宗教を司る種族。刹帝利（Kṣatriya）は武士階級。吠舍（Vaiśya）は庶民階級。戍陀羅（Śūdra）は奴隷。之を印度の四姓といふ。

前の蘊は、已に壞したれば、それを來るとは言ふ可からず。此に言ふ所の來るは、固より、唯中有ならんのみ。

五不還經

若し復た是の如き契經を誦せずんば、(二六〇)五不還經を、當に云何が釋すべき、契經に說くが如し。

(二六一)五の不還有り。一には中般、二には生般、三には無行般、四には有行般、五には上流となりと。

若し中有無くんば、何ぞ中般と名けんや。

異說

(二六二)餘師有り。執すらく、天有り、中と名く。彼れに住して、般涅槃す。是の故に、中般と名くと。

世親の批評

(二六三)是れ則ち生等の天有りと許す可し。既に然りと許さざるが故に、〔彼の〕執は善に非ず。

【二六〇】五不還經とは雜阿含二十七、長阿含八、衆集經參照。

【二六一】五の不還云云。不還(Anāgāmin)とは、第三果の聖者にして、この欲界に沒して、上界に於て得果し涅槃して再び歸ることなきを以て、不還と名けらる。然れども、ここに沒して上界にて般涅槃する經過に至れば、種種あるを以て不還果の聖者は、この點より種種に分類せらる。今の五不還經は五類に分けて說明せるもの。一一の意味は、長行にもあるが如く、種種に解釋し得らるる餘地あれど、暫らく有部の立場より之を解せん。一に中般とは欲界に沒して色界に到らんとする中有の位にて涅槃に入る者をいふ。卽ち中有般涅槃の略。二に生般とは色界に生れて後に涅槃に入るもの。三に無行般とは色界に生れて、修行せずして自然に涅槃する者。四に有行般とは前と反對に修行して涅槃する者。五に上流とは初め初禪に生れ次第に二三四禪に進み、遂に無色界にて涅槃する者なり。

【二六二】餘師云云。具には論第二十四を見よ。婆沙論六十七には分別論者の說と說けり。

【二六三】是れ則ち云云。論主之を評して、若し中、般を中天に住して、般涅槃する意味と解するならば、同様に生般は生といふ天に住して、涅槃する人と解せざるべからざらんと。

又(二六四)經に、七の善士趣有りと說く。謂はく、前の五に於いて、(二六五)中般に三を分つ。處及び時の近と中と遠とに由るが故なり。

譬へば、(二六六)札火の、小星の迸る時、纔かに起りて、近く卽ち滅するが如く、初の善士も、亦た、爾なり。

譬へば、鐵火の、小星の迸る時、起つて中に至り、乃ち滅するが如く、「第」二の善士も亦爾なり。

譬へば鐵火の、大星の迸る時、遠く「至つて」、未だ墮せず。而も滅するが如く、第三の善士も亦爾なりと。

彼れの執する所の「如く」、別に、中天、有りて、此の、時と、處との、(二六七)三品の差別あるにあらず。故に彼の執する所は、理に應ずるに非ず。

(二六八)餘に復た說くものあり。或は、壽量の中

【二六四】又經とは中阿含二、善人往來經(辰五、九丁右以下)。その說明する所に曰はく、
一、如二燒レ麩纔燃便滅一、
二、如二鐵銅燃俱熾以レ鎚打レ之迸火飛レ空上已卽滅一、
三、飛レ空從レ上來還未レ至レ地滅、
四、墮レ地而滅、
五、墮二少薪草上一、若煙若燃便滅、
六、墮二多薪草上一、若煙若燃燃盡已滅、
七、墮二多薪上一、燃盡便燒二村邑曠野一已滅、
云云。

【二六五】中般に三を分つ云云。未だ欲界を出でずして、般涅槃するときは處と時と倶に近し。故に是れを初の人と名く。欲色二界の中間に至りて般涅槃するは、處と時と倶と中なり。是れを第二人と名く。色界に至りて般涅槃するは處と時と倶に遠し。是れを第三人と名く。

【二六六】札火の小星とは、木片の火花といふ義。

【二六七】三品とは近中遠の三品の差別をいふ。

【二六八】餘に復た云云。同じく中般の大衆部的解釋にして婆沙

間に、或ひは、天に近き中間に、餘の煩惱を斷じて、阿羅漢を成ずるとき、是れを中般と名づく。(二六九)界位、或ひは想、或ひは尋に至りて、般涅槃するに由るが故に、[近中、遠の]三品有り

第二異說

(二七〇)或は色界の衆同分を取り已りて、即ち涅槃する、是れを第一と名け、是れより次いで後に天の樂を受け已りて、方に般涅槃するを、是れを第二と名け、復た、此れより後、(二七一)天の法會に入りて、乃ち般涅槃する、是れを第三と名く。

義便に生般等を明す

(二七二)法會に入り已りて、復た多時を經、方に般涅槃する、是れを生般と名く。(二七三)或は、多壽を減じて、方に般涅槃し、創めて生ずる時に非ざるが故に生般と名くと。

六十九によれば分別論者の說なりといふ。之に二義有り。謂はく一に壽量の中間とは、謂はく壽と壽との中間の義にして、天然の壽を終へて餘の煩惱を斷じて阿羅漢を成ずる、之れを中般と名く。二に近天の中間、謂はく、色界に生ずるとき、根本の天に近き中間は即ち稍や邊（近分）に居して遠し。生じ已れば便ち來りて天衆に趣く。即ち中路に於いて、未だ本天に至らざる中間に、即ち惑を斷じて、阿羅漢と成る。故に之を中般と名く。

【二六九】界位云云とは中有を認めずして、前の近中遠の經句を解釋せんとするなり。此中、界位とは界は煩惱種子の義にして、煩惱の現行せざる位に之を斷じて般涅槃すること。近とは之をいふ。想とは煩惱の初て生起する位、此位に煩惱を斷ずるを中といひ、尋とは煩惱を增す位。此位に斷惑し得果するは遠なりと。

【二七〇】或は色界云云。婆沙論同上の分別論者の一說なり。同じく近中遠の解釋法なり。

【二七一】天の法會。天趣の說法の集會。

【二七二】法會に入りて云云。序でに生般の意味を明にするものにして、文章の要部にあらざるなり。

【二七三】或は云云。生般とは、長く生きて居るべき壽命を減して涅槃するの義にして、色界に生れて間もなく涅槃する義にあらずとあり。

(二七四)是の如き所說は、火星の喩と、皆相應せず。

所以は云何。

(二七五)彼れの處行に、差別無きを以ての故なり。

(二七六)又、無色界にも、亦應に中般涅槃有りと說くべし。彼の「處」にも、亦壽量の中間に、般涅槃すること有るに由るが故なり。

然も、彼の「處」に中般有りと說かざるは、(二七七)嗢柁南の迦他の中に說くが如し。

　總じて衆の(二七八)賢聖を集むるに、四靜慮には、(二七九)各十あり。
　(二八〇)三無色には各七あり。(二八一)唯六なるは、謂はく非想なり。

【二七四】是の如き云云。前の火星(火花)の喩を擧げて近中遠を明かしたる經文の意味と、大衆部流の解し方とは一致せぬといふ義。

【二七五】彼の處行云云。大衆部流の中般の說明にして、時間上に於ても中といふことのみにて、場所に關しての差別は少しも明ならずとなり。

【二七六】若し、無色界云云。若し壽量の中間に般涅槃するが故に、名けて中般と爲すと言はば、無色界にも中般有るべしとの意。而も次ぎに述ぶるが如く、無色界には中般なしとするが故に、中般を壽量の中間にて涅槃する義とするは非なりと。

【二七七】嗢柁南の迦他(Uddāna-gāthā)とは譯して攝頌と云ふ多の內容を攝收するが故なり。

【二七八】聖とは見道より無學果までをいひ、賢とは見道以下、五停心以上をいふ。

【二七九】各十とは欲惡不善法を離れて初靜慮を得、初定に於て愛樂の心を生じ、出世を求めず。

一、上品の因を造りて大梵處に生ず。

二、中品の因を造りて梵輔處に生じ、

三、下品の因を造りて梵衆處に生ず。

四、或は初定を得、以て足ると爲さず。初定の諸の有漏法に於て心を生じて厭離し、涅槃を祈樂し菩提を求め解脫分の善根を種植す。

五、不還果を證し、欲界の身に於て、能く諸漏を斷じ現涅槃す。

結破

故に彼の執する所は、皆是れ虚妄なり。

大衆部等難

若し復た、是の如き等の經をも誦せずんば、（二八三）大法將も、亦般涅槃して、（二八四）聖教は支離して、已に多部と成る。其の文義に於いても、異執交馳し、取捨情に任せて、（二八五）今に轉た、盛なり。哀れなる哉、（二八六）汝等は固く愚迷を守りて、理に違ひ、教を拒む。傷む可きの甚しきなり。

（二八二）無上法王は、久しく已に滅度し、諸の

「若し」、諸有、前の理教に憑りて、量を爲さば、中有の（二八七）彼に於て、實有なることを極成せん。

若し爾らば、云何にして、（二八八）契經の中に、極惡の業を造れば（二八九）度使魔羅は、現身に、無間地獄に顚墜せりと說けるか。

世親通釋

此の經の意は說く、（二九〇）彼れの命の、未だ捨せ

六、初定を得て、中般涅槃し。
七、生般涅槃し
八、有行般涅槃し
九、無行般涅槃し
十、上流般涅槃す。
以上初定に就て言ふ、第二第三第四定も準知すべし。稱友所引の經には前表の四より十を次の如く一より七とし、前の一、二、三を次の如く八、九、十とす。

【二八〇】三無色には各七とは前の十中、各中般と、二處とを除く、無色には處の別なきを以て大梵、梵輔等の別處なく、唯だ一の處なればなり。

【二八一】唯六云云とは前の七中、又上流を除く。彼處より上生すべき處無きが故なり。

【二八二】無上の法王とは佛世尊のこと。

【二八三】大法將とは舍利弗、目犍連、阿難、迦葉等の諸大弟子。

【二八四】聖教は支離云云。聖教は種種に分れて十八部となれること。

【二八五】今に云云。世親の出世に關しては異說あるも、大體佛滅後九百年、卽ち第四世紀頃なり。

【二八六】汝等とは大衆部等。

【二八七】彼に於てとは欲色二界のこと。

【二八八】契經。中阿含三十、參照。

【二八九】度使魔羅（Dūṣi-māra）婆沙一百二十五によれば、羯洛迦孫駄佛、一時侍者志遠を將ゐて婆羅村に入り次第に行乞す。時に度使魔、少年を化作して石を擲ち、遂に侍者を打ち、頭破れて出血す。佛卽ち魔を訶叱して曰はく、汝何ぞ非分に、斯の惡業を造るかと。時に度使、業盡きて便ち地獄に墮ちたり云云。

【二九〇】彼れとは度使魔羅。

ざるに、地獄の猛焔、已に其の身を繞り、此れに因りて命終し、彼の中有を受け、茲に乗じて乃つて、無間地獄に墮すと。［即ち］彼の惡業の勢力の增强なるに由り、命の終るを待たずして苦相已に至りて、先に(二九一)現受を受け、後に(二九二)生受を受けたるなり。

大衆部等の難

何が故に、經に說くか、一類の有情は、(二九三)五無間業に於て作り、及び增長し已はりて、無間に、必定して、那落迦に生ずと。

世親の通經

此の經の意は、(二九四)彼れの、異趣に往くことを遮し、及び彼れの業の、定んで(二九五)順生受なることを顯はす。

世親反難

(二九六)若し但だ文を執せば、要ず、五を具して、方に地獄に生じ、隨つて一を闕くと、或は、餘の業因とには非ざるべし。［然らば］便ち大過を成ず。又、無間に那落迦に生ずと言へり。應に、［業を］作りて卽［時に］生じ、身の壞するを待たざるべし。

【二九一】現受とは順現受の意。卽ち現世に業を作りて現世に其果を受くることなり。

【二九二】生受とは順生受のことにして、現世に業を作りて次生に果を受くること。

【二九三】五無間業とは、無間に地獄に落つる業にして、父を殺し、母を殺し、佛身血を出し、阿羅漢を殺し、和合僧を破ること也。難意は無間といふ以上は中有なかるべしと。

【二九四】彼れの云云。無間に定んで地獄に墮つとは、地獄以外の餘趣に行かぬことと、而もそは必ず次ぎの世に起るといふ義にして、時間的に無間といふ意にあらざれば中有なき證とはならずと云云。

【二九五】順生受は次ぎの世に果報を受くるといふ義。

【二九六】若し但だ云云。若し餘りに文に拘泥せば文に五無間業と有る以上、必ず常に五個の無間業を作る時にのみ墮獄するものと解すべく、其中の一を闕くも墮獄すると無しと釋せざる可からず、且つ同様にして、地獄に墮つることは必ず五無間業のみに依り、必定して他の業に由ること無しと云はざるべからず云云の意。

(二九七)或は誰か、中有は是れ生なりと許さざる。那落迦の名も亦中有に通ず。死有の無間に、中有の起る時も、亦生と名くるを得。生の方便なるが故なり。經には無間に那落迦に生ずと言ひて、爾の時を、即ち、是れ、生有なりとは言はざるなり。

世親の自意

若し爾らば、(二九八)經の頌を、復た云何にして、通ずるか。

經の頌に言ふが如し。

大衆部等無中有論者の難

再生、汝、今(二九九)盛位を過ぎ、　衰に至つて
將に　(三〇〇)琰魔王に近し。
(三〇一)前路に往かんと欲して、　資糧無し。
中間に住らんことを求むるも、　止まる所無し。

【二九七】或は誰か云云。經には無間に地獄に生ずとあるをもつて、中有なしと解すれど、その生ずといふことは聽て中有と解しても不可なし。何んとなれば地獄に生ずべき中有は又地獄の範圍なればなり。而もその生ずといふことが生有の意味にあらざることは、終文に生有と言はざるに徴して明ならん。

【二九八】經とは雜阿含卷五、參照。頌の舊譯
已度㆓四位㆒經㆓衰耄㆒、
二生汝今近㆓閻魔㆒、
於㆓其中間㆒必無㆑住、
路中資糧咄不㆑有。
此の偈は、一婆羅門が、(再生とは婆羅門に名く)、外道の法を學び年老い、遂に解脫を得ざるを見て、佛の呵責せる所のものなり。

【二九九】盛位(Vayas)。胎外の有情の一生に五位あり。一に嬰孩、二に童子、三に少年、四に盛年、五に老年、之れなり。盛位はその第四位なり。舊譯に四位とするは、第四位を度れば、前三位も勿論已に度りたるものなれば、義意より「度四位」と譯せるのみ。

【三〇〇】琰魔(舊、閻魔 Yama)譯して諍息といふ。犯罪の有情自ら罪を知らず、更に餘罪を造るとき、大王の指示によりて初めて、之を自覺し、諍を息むが故に、此の大王に、諍息の名を與ふるものなり。(光記)

【三〇一】前路云云。前の善趣に往かんと欲するも、施戒修等の資糧無しとの意。

世親通ず　若し中有有らば、如何ぞ、世尊は、「彼れ中間に止まる所有ること無し」と言へるや。
此の頌の意は、(三〇二)彼れ人中に於いて、速かに磨滅に歸して、暫らくも停る義なきことを顯はす。或は、彼れの中有は、生ずべき所に至らんが爲めに、亦暫くも停ること無し。行くこと無礙なるが故なり。

無中有家問　寧ぞ知らん、經の意の、此の如くして、餘に非ざることを。

世親反問　汝、復た焉ぞ知らん、餘の如くにして、此れに非ざることを。

無中有家言　二の責は既に等し、何ぞ乃ち偏へに徵せん。

世親言　二釋は、經に於いて、幷びに違害無し。如何にして、偏へに、中有は是れ無しと證せんや。

難絶　(三〇三)凡そ引證の言は、理として、異趣なかるべし。此れは異趣あれば、證と爲ることを成せず。

【三〇二】彼れとは犯罪人、再生族の惡等を造りて、速に磨滅に歸し暫くも停ること無き無によりて云ふとの意。

【三〇三】凡そ云云。異義あるものは引證文としての資格なし。然るに汝の引用せる前の頌文には、斯くの如く異解を許し得べき餘地あるを以て、引用して無中有の證とするに足らず。

卷の第九（分別世品第三の二）

第九節　中有の形狀

中有の形狀

當に何れの趣に往く可き、所起の中有の形狀は如何。

頌に曰はく、

趣と中有とは同一業の引く所なり

(一)此は一業の引くが故に、當の本有の形の如し。

本有とは、謂はく、死の前にして、生の刹那の後に居す。

論じて曰はく、若し、業、能く(二)當の所往の趣を引くとき、彼の業は、即ち、能往の中有を招くが故に、此の中有、若し彼の趣に往くには、(三)即ち、所趣の當の本有の形の如し。

難

隨難

(四)若し爾らば、一の狗等の腹の中に、五趣の

【一】頌の舊譯　由二一業一引レ此、當先有相貌、復有先二於死一、後二於生刹那一。中有と當往の本趣とは同一業の引く所なるが故に中有の形狀は、當往の趣に於ける本有の形狀に准す。本有とは生の刹那(生有)以後、死の刹那(死有)に至る有情の一期相續をいふ。

【二】當とは當來、即ち未來の義。

【三】即ち云云。未來に生を受くべきその形をとるとの義。例せば、未來に犬に生るべきものならばその中有の形狀は

答

中有の、頓に起ること有る容し。〔かくして〕、既に、地獄の中有の現前すること有らば、如何にして、母の腹を焚焼すること能はざるか。

(五)彼れは、〔地獄の〕本有に居するも、亦、恆に焼くにはあらず。暫らく、(六)増に遊ぶが如し。況んや、中有に在るをや。設ひ、能く焼くと許すとも、見る可からざるが如く、亦、觸る可からず。中有の身は、極めて微細なるを以てなり。故に、難ずる所は、理にあらずとす。(七)諸趣の中有は、一の腹に居すと雖も、互に觸焼するに非ず。業の遮する所なるが故なり。

欲界の中有

(八)欲〔界〕の中有の量は小兒の、年、五六歳の如しと雖も、而も、根は明利なり。

菩薩の中有

菩薩の中有は、盛年の時の如く、形量周圓にして、諸の(九)相好を具ふるが故に、中有に住

已に犬の狀をなす。

【四】若し爾らば云云。中有の形にして、本有の形の如しとは、例せば一の牝狗の中に五子の托するありて、何等かの事情にて腹中にて一時に死することありとすれば、其等五子は各一趣に趣くべく、從つて母狗の腹中に一時に五趣の中有の起ることもあり得べし。かくして、その一趣として地獄の中有起らば母腹を焼くの患なきかとの難なり。

【五】彼れは云云。地獄にありて必ずしも常に焼けると定まり居らず、例せば大地獄の四方に附屬しある十六増の如きは、地獄なりと雖も、この中には火なきが如し。かく本有に於てすら必ずしも火ありと定まらざるに、況して中有にありて、いかで母腹を焼くこと云ひ得んやとなり。

【六】増。明本には園とありて如二暫遊一園といふ。然れども正理にも婆沙にも増とあり。頌疏には明かに本論の引用文として、如暫遊増といへり。故に今は之れ等に從つて増と譯しぬ。十六増の事は本論第十一卷を見よ。

【七】諸趣の中有云云。設ひ地獄の中有に火有りとも、餘趣の中有は、業の遮するが故に火の爲めに焼かれず。

【八】欲〔界〕の中有とは欲界の本有に往く可き中有の意。特に人間に就ていふ。

【九】相好とは三十二相・八十隨好有りて、其の身を莊嚴し間飾をなす。身は眞金色にして、圓光一尋有り云云。(婆沙論卷七十)

して、將に入胎せんとする時、百（一〇）倶胝の四大洲等を照らす。

難

（一一）若し爾らば、何が故に、菩薩の母は、（一二）夢中に白象の子の、來りて、已れの右脅より入ると見たるか。

答

此は、吉瑞の相にして、中有に關はるに非らず。（一三）菩薩は、久しく傍生の趣を、捨てたるが故なり。（一四）訖栗枳王の、夢に見たる所の十事の如し。

大象と井と麨と、　栴檀の妙園林と、
小象と二の獼猴と、　廣堅衣と鬪爭となり。

是の如く夢みる所は、但だ、當に來るべき餘

【一〇】倶胝(Koṭi)。千萬と譯す。

【一一】以下、少しく菩薩の中有に關する傍論。若し爾らばとは、菩薩の中有にして、盛年(欲界の)の如く、乃至百倶胝を照すべくんばとの意。

【一二】夢中に白象云云の因緣は佛本行集經七、摩耶經下等に詳し。釋迦菩薩等の入胎の時、菩薩の母は白象の子來りて右脇より已身に入ると夢しといふ。而も八相成道の神學論に從へば、過去未來の諸佛も亦この夢相の形をとりて母胎に托すといふ。

【一三】菩薩は久しく云云。菩薩は九十一劫已來久しく傍生を捨すれば、白象の入胎すと見たる白象是れ菩薩の中有たるには非ずとの意。

【一四】訖栗枳王（舊譯、柯枳王、Kṛkin）とは過去佛最後たる迦葉佛の父にして、此の因緣は給孤獨長者女得度因緣經中に出づ。迦葉佛の父十事を夢みて、之を佛に告げしに、佛の曰く、此れは當來に釋迦遺法の弟子に關する先兆を表す。

(一)大象の室中に閉ぢられ、更に門戶無く、唯小牕有り。其の象方便して、其の身は出づることを得るも、唯尾のみは窓に礙られて出づることを得ず。こは釋迦遺法の弟子が能く父母妻子を捨てて出家修道すれども、尙其中に名利を懷きて捨離し得ざることを表す。

(二)一渴人有り。水を飲まんことを覓めて、便ち八功德水を具する一井を見出す、而もそは渴人に隨逐すと雖も敢へて飲む能はず。こは釋迦遺法の弟子が法を學ぶことを肯ぜす、知法の者有りとも、唯名

の事の先兆を表す。見る所の如くなるには非ず。

(二五)又、諸の中有は、生門より入るものにして、母の腹を破りて、胎に入ることを得るものに非ず。故に、雙生の者は、前なるは小にして、後なるは大なり。

「若し爾らば」、(二六)法善現の說を、復た、云何が通ずる。

(二七)白象の相、端嚴にして、六牙四足を具へ、
正知にして、母腹に入りて、寢ること、
仙の林に隱るるが如し。

必ずしも、通ずるを須ゐず。(二八)三藏に非ざるが故に。「又」諸の諷頌の言は、或は實に過ぐる

利の爲に說くことを表す。(三)人あり一升の眞珠を以て一升の麨を博す。こは釋迦遺法の弟子が利を求むる爲めの故に、佛の正法を以て他人の爲めに說き、彼の財物を求むることを表す。(四)人あり栴檀香を以て丸木と博す。こは釋迦遺法の弟子が內の正法を以て、外典等と博することを表す。(五)妙園林の花果茂盛なるもの有るも、狂賊毀壞し、遺餘有ること無し。こは釋迦遺法の弟子が、如來正法の園を磨滅することを表す。(六)諸の小象有りて大象を駈り群中より出でしむ。こは諸の破戒の苾芻が、持戒有德の苾芻を衆外に出でしめ擯斥することを表す。(七)一獼猴有り、身に糞穢を塗り衆に搪突す、衆見て皆避け去る。こは釋迦遺法の弟子が諸の惡事を以て好人を誹謗し、爲めに皆遠避することを表す。(八)又一獼猴あり、德有ること無き衆共に海水を以て、之を灌頂し立てて王と爲す。こは釋迦遺法の弟子が、破戒の苾芻を扶持して、立てて衆首と爲すことを表す。(九)一の廣堅衣有り、十八人各少分を執りて挽けども、その衣破れず。釋迦遺法の弟子の分れて十八部となることを表はす。(十)多人集りて互に相征伐し互に死亡す。此れ釋迦遺法の弟子が十八分して、各門人有り、部執同じからず。互に鬪諍を起して互に不利を來たすことを兆す。

卽ち是等の十夢は凡て表徵的にして、文字通の事實に其の意味あるにあらず。菩薩の母が白象を夢みるも亦、斯の如きものにして、菩薩が中有に白象の形をとれると解すべか

が故に。若し、必らず、通ずべくんば、菩薩の母の、見たる所の夢相の如く、頌を造りたるに失なしと〔謂はんのみ〕。

色界の中有

色界の中有は、(一九)量、圓滿すること本有の如く、衣と倶に生ず。〔云何となれば〕、慚愧の增せるが故なり。

菩薩と鮮白比丘尼とは衣と倶生し餘の欲界の中有は然らず

菩薩の中有も、亦、衣と倶なり。(二〇)鮮白苾芻尼は、本願力に由るが故に、彼れ、世世に於いて、自然の衣有りて、恆に身を離れず。時に隨つて改變し、乃至、最後の般涅槃の時も、卽ち、此の衣を以て、屍を纏ひ焚葬せり。

餘の欲界の中有

所餘の欲界の中有は、衣無し。皆、增長の無慚愧に由るが故に。

本有

(二一)似る所の本有は、其の體、是れ何ぞ。

らずとなり。なほこのキリキ王の十夢を傳へたる經文は、ターナラータに從へば Kāncana māla-avadāna sūtra にして、迦膩色迦王結集の際に、脇尊者が東方より初めて之を西方に將來したりといふ。(Schiefners über-setzung S. 59)

【一五】又云云。中有の身は產門を通じて入胎するものなれば、白象が右脇より入る筈なく、旁旁白象の夢は中有論に關係するものにあらずと言はんとするにあり。尙ほ前なるは小、後なるは大といへるは中有の產門を通じて入胎することを記せざるなり。蓋し當時の考に從へば双生兒は二回に受胎する結果なれば、前に生るる方は後に受胎したることになり、後に生るゝ方は先きに受胎したることになればなり。

【一六】法善現(Dharma-subhūti)。舊譯には達磨須部吼座とあり。ターラナートに依れば馬鳴の異名なり、婆沙論にも此の名を出す。

【一七】その頌文を舊論は次の如く譯す。

變レ身作ニ白象一、六牙四足飾、入ニ母胎一臥住、念如ニ仙入レ林。

【一八】三藏とは經律論の三にして、佛教の根本聖典と、實行規範と末疏註釋書となり。今の法善現の言は、唯彼の大德の任意的の言といふに止まり上の三藏に攝するものに非ざれば、必ずしも通ずるを用ゐずとの答。

【一九】量とは形量のこと。

【二〇】鮮白苾芻尼(舊譯には叔柯羅比丘尼)は衣を以て四方の僧に施したる果報によりて、本文の如き功德を得たりといふ。此の因緣は賢愚因緣

有の體

謂はく、死有の前、生有の後の蘊なり。

四有

總じて、有の體を説かば、是れ五取蘊なり。[而して]中に於いて、位の別を分析して四と爲す。一には、中有。義、前に説くが如し。二には、生有。謂はく、諸の趣に於いて、(三二)生を結ぶの刹那なり。三には、本有。生の刹那を除いて、死の前の餘位なり。四には、死有。謂はく、最後の(三三)念にして、中有の前に次ぐ。

無色界には中有無し

(三四)有色の有情は、四有を具足するも、若し、無色の中に在りては、中[有]は、闕けて、三のみを具す。

第十節　中有の九門分別

眼見等九門

已に、形量を説きつ。餘の義を當に辯ずべし。

頌に曰はく、

經四、百因經八に出す。

【三一】似る所云云。先きに中有の形は本有に似たりといへど、未だ本有の説明を下さざるを以て、この問あるなり。尙ほ、原文に所以本有云云とあれど、實はその「以」を「似」の訛に見たるに從へり。若し所以とあるが正しとすれば、「いはゆる」と訓すべきか。

【三二】生を結ぶの刹那とは、胎生及び卵生なれば受胎の刹那をいひ、化生なれば頓生の刹那をいふ。

【三三】念（Kṣaṇa）とは有情の現世生活の最後の刹那なり。即ち死せんとする刹那。

【三四】有色云云。無色界には色無く從つて形無く、又中有を能起すべき結を凡べて悉く斷盡し已りて初めて彼界に生ずるものなる故に、同界には中有無し。

[三五]同と淨天との眼に見ゆ。業通あり。疾なり。根を具す。無對なり。不可轉なり。香を食す。久しく住するに非ず。倒心もて欲の境に趣く。濕と化とは香と處とに染す。天は首を上にし、三は横なり。地獄は頭を下に歸す。

一、境門（眼見門）

論じて曰はく、[三六]此の中有の身は、同類のみ相見るも、若し極淨天眼を修得すること有らば、亦、能く見ることを得。諸の生得の眼は、皆、觀ること能はず。極細なるを以ての故なり。

異說

有る餘師は說く、天の中有の眼は、具足して、能く五趣の中有を見、人、鬼、傍生、地獄「等

【三五】頌の舊譯

同生淨天眼、可見、業通、疾、具根、無ニ障礙ニ不轉、此食レ香、顚倒心行ニ彼、生處ニ由レ欲戲、除愛ニ樂香處ニ、地獄脚向レ上。

中有に關する九門を明す。

第一、眼見門　中有を同類は互に相見る。欲界の有情にても極淨の天眼を得たるものは見ることを得。

第二、行遲疾門。中有はその業によりて虛空を行くこと自在にして、之を業疾通と稱し世尊も能く遮すること無し。

第三、具根門、一切中有は皆五根を具す。

第四、無礙門。中有は金剛等も遮すること能はざるが故に無礙と名く。

第五、決定門。一定趣に往くべき中有は決定して、彼趣に往き、いかなる力も、之を轉ぜしむること能はず。

第六、所食門。中有の身は極細の香等の段食に資けらる。

第七、住時門。中有の時間的限界に關しては有部に大體五說有れども正義としては、唯少時と說く。

第八、結生門。中有は業所起の眼根によりて、能く當生の處に父母の交會するを見て、倒心を起して欲境に馳趣し、母胎に入りて生有に至る。結生時の根依の大種は、精血の大種之れに當る。

第九、行相門。天趣の中有は首正しく上昇し、人鬼傍生の中有は行相、人間の如く、地獄の中有は足を上に頭を下にす。

【三六】此の中有の身云云。極めて微細の故に、同類のみ相見

四」の中有は、（二七）四と三と二と一とを見る。謂はく、自と下にして、上を除くと。

二、行遲疾門

通の意義と業通

（二八）一切の通の中にて、業通は、最も疾し。虛「空」を凌ぐことの自在なる、是れを通の義と謂ふ。通の、業に由りて得するを、名けて業通と爲す。

疾

此の通は、勢用の速かなるが故に、疾と名く。

中有の業通

中有には、最疾の業通を具得す。上世尊に至るまで、能く遮抑すること無し。業の勢力、最も強盛なるを以ての故なり。

三、具根門

一切の中有は、皆、五根を具す。

四、無礙門

（二九）對とは、謂はく、對礙なり。（三〇）此れは、金剛等も遮すること能はざる所なるが故に、無對と名く。曾て聞く。炎赤の鐵團を析破して、其の中を見るに、蟲の生ずるもの有りしとの故に。

五、決定門

（三一）彼の趣に往くべき中有、已に生ずれば、一切種の力も、皆、轉ずること能はず。謂はく、人の中有に沒して、餘の中有を起らしむ可からざるなり。餘の類も、亦、然り。彼の趣に往く爲めに、中有、已に、起らば、但だ、應に彼にのみに往くべく、（三二）定んで、餘には往かず。

ることを得。通常の有情（欲界）なれば、極淨の天眼を得たるものは見ることを得。

【二七】四とは人趣の中有は人及び其以下の四趣の中有を見、三とは鬼趣の中有は鬼及び其以下の三趣の中有を見、二とは傍生の中有は傍生及び其以下の二の中有を見、一とは地獄の中有は唯地獄の中有をのみ見るとの意。

【二八】一切の通云云。頌に業通あり疾ありとある部門の說なり。

【二九】對云云。頌に無對なりとの說明なり。

【三〇】此れはとは、中有はの意。

【三一】彼の趣云云。何れの趣にても、一旦そこに行くと定まれば改轉し得ず。

【三二】定んで餘趣に往かざることは一等の所引なるに依る。

六、所食門

問　欲界の中有の身は、段食に資けらるるか、不か。

答　段食に資けらると雖も、然も、(三三)〔其は〕細にして、麤に非ず。

問　其の細とは何。

答　謂はく、唯、香氣なり。斯れに由るが故に、(三四)健達縛の名を得たり。(三五)諸の字界の中に、義一に非ざるが故に。而も、音の短かきは、(三六)設健途と。及び、(三七)羯健途の如し。略せるが故に、過無し。諸の少福の者は、唯、惡香をのみ食し、其の多福なるは、好香を食と爲す。

七、住時門

(三八)是の如き中有は、住すること、幾時となさんか。

大德は說きて言はく、此れは定限無し。生緣、未だ合はざれば、中有は恆に存す。(三九)彼の命根は、別業の引に非ざるに由りて、所趣の人等の

【三三】〔其は〕とは所謂段食はの意。

【三四】健達縛(Gandharva)。詳しくは健達頞縛(Gandha+arva)といふ。今は頞の字を略す。故に次文あり。

【三五】諸の云云。動詞の語根には、一語にても諸の義を有するあり。今のArvaの本のArvも是の如く、「行く」の義と、「食」の義とあり、健達は「香」の義なり、二語合すれば「香に行く(尋香)」、又は「香を食ふ(食香)」の義となる。

【三六】設建途(Śakandhu)。

【三七】羯建途(Karandhu)。以上設建途及び羯建途は何れも具にはŚakandhu, Karandhuとすべきを略して短音に呼べるなり、今の建達縛も同様なりと云ふ義なり。

【三八】是の如き云云。中有の住時に關しては、婆沙論第七十卷に五說有り。(收三、七十九丁左)

一、設摩達多(Kṣemadatta)は中有の極多住を七七日(四十九日)として多くも四十九日にして定んで結生すと說き、

二、世友は極多住を七日とし、その身羸劣なるが故に久住せずと說き、

三、大德の說、

四、婆沙の正義にして、少時住と說く、

五、轉受說、之れなり。

【三九】彼の命根云云。中有の命

衆同分と一なるが故なり。若し、此れに異らば、中有の命根の最後に滅する時、應に死有を立つべしと。

傍論　中有の時的規定

諍論
問　(四〇)設ひ、肉聚の妙高山に等しきもの有りとも、夏の雨時に至らば、變じて蟲聚と成る。諸の中有は、漸く此の時を待つと言ふべきや。爲た、何れの方よりか、頓に、此に來至すと說くや。

答　經と論とには、誠文の、判釋無しと雖も、然も、正理に依りて應に是の言を作すべし。

第一釋　(四一)雜類の生有り。その數、邊際無し。香味に貪著して、壽量短促なり。彼の諸の有情は、此の氣を齅ぐに因りて、香味を貪るが故に、倶時に命終し、愛に由りて、先に蟲身を成ずべき業を覺し、同時に此れに於いて、細蟲の身を受く。

第二釋　(四二)或は、多くの有情あり。倶に此に生ずべきに、多くの緣、未だ合はざれば、中有の中に住し、(四三)今、多緣に遇ひて、方に頓に此に生ず。倶生すべきものは、定ん

根も當來の本有の命根を感ずる業によりて生じたるものなれば、本有の命根衆同分の一期定住するが如くに、中有にありても然らん。然らずとすれば中有の命根に滅する時あり。隨つて中有の次ぎに生有の代りに却て死有を立てざるべからざるの不都合を來さんとなり。

【四〇】或る時期のみに限りて生ずる生物に關する疑問なり。例へば蟬の如く夏に生じて秋に死する者は、冬より春にかけて、その中有はいかにしてゐるかといふが如き問題にて、蓋し中有の期間に關連して必然に起るべき傍論とす。

【四一】雜類云云。第一釋、頓死頓生に約す。

【四二】或は多くの有情云云。第二釋は漸死漸生に約す。

【四三】今多緣云云。今夏時に雨等の緣に逢ひてなり。

で、時を異にせざるなり。如へば能く（四四）轉輪王を招く業あり。要らず、人壽八萬歲の時、或は此を過ぐる時に至りて、方に、頓に、與果して、餘位にあらざるが如く、此れも、亦、應に然るべし。故に、（四五）世尊の言はく、諸の有情類の業の果の差別は、思議す可からずと。

世友の說

（四六）尊者世友は言ふ、此れの極多は七日なり。若し生緣未だ合はざれば、便ち、數死し、數生ずと。

設摩達多の說

（四七）有る餘師は言はく、極は七七日なりと。

婆沙の正義

毘婆沙は說く、此れは住すること少時なり。中有の中には生有を樂求するを以ての故に、久しく住するに非ずして、速かに、往いて、生を結ぶ。（四八）其の生緣、未だ、卽ち、和合せざる有りて、［而も］、若し、定んで、此の處に、此の類の應に生ずべくんば、業力は、卽ち、此の緣を和合せしむ。（四九）若し、定んで、此の和合緣に託するに非ずんば、便ち餘處の、餘類の寄生すと。

【四四】輪轉王云云。此の論十二參照。輪王は人壽八萬歲の時若しくは之を過ぎて稍後に出現するの定めなり。かくの如くに夏時に、一時に蟲類の倶生するも定まれる事なりといふなり。

【四五】世尊云云。雜阿含二十一參照。此問題の解決は遂に不可思議論に歸せらるるに至れるなり。

【四六】尊者世友云云。婆沙七十に曰く。中有極多住經二七日一、彼身羸劣不二久住一故。問、若七日內生緣不二和合一、彼可二續生一、若爾所時生緣未レ合、彼豈斷壞。答、彼不二斷壞一、謂彼中有乃至生緣未二和合一位、數死、數生、無二斷壞一故云云。

【四七】有る餘師云云。尊者設摩達多の說。婆沙七十に曰く、中有極多住七七日、四十九日定結生故。

【四八】其の生緣云云。是れも一定の時處位に生るると定まり居れば、その中有の業力が主動因となりて、自ら生るるための條件を構成すとなり。

【四九】若し定んで云云。然れども是非とも一定の時處位に托生すと定まり居らざれば便宜上、寄生的方法にて生を受くることあり。

異說

有るは說かく、「若し定まれる衆生類の中に於いて生じ得ざれば」、轉じて、相似の類の生を受く。且らく、家牛、及び、狗、熊、馬は、〔五〇〕欲の增すこと、次の如く、夏秋冬春に屬し、野牛と、野干、羆と、驢とは、定無ければ、〔五一〕前の四の中有にして、若し遇はざる時は、次の如くに轉じて、後の四の同類に生ずるなりと。

世親の破

〔五二〕豈に、中有は、必らず、生の衆同分と別無きに非ずや。一業の引く「所の」故に。「爾れば」、如何にして、轉じて、相似「の生を」受くと言ふ可きか。

八、結生門

是の如き中有は、生ずる所に至らんが爲めに、先づ倒心を起して欲境に馳趣す。「謂く」彼れは、業力の起す所の眼根に由りて、遠方に住すと雖も、能く生處の、父母の交會するを見て、倒心を起すなり。若し男ならば母を緣じて、男の欲を起し、若し女ならば、父を緣じて、女の欲を起し、〔五三〕此れに翻じて、「父母の」二を緣じ、倶に瞋心を起す。故に、施設論には、是の如き說有り。時に、健達縛は、〔五四〕二心の中に於いて、隨一現行す。謂はく、愛、或は、恚なりと。

【五〇】欲の增すとは舊譯には欲事偏多といふ。即ち性欲發動期の謂にして、家牛は夏、狗は秋、熊は冬、馬は春なりと。

【五一】前の四とは牛、狗、熊、馬。後の四とは野牛、野干、羆、驢。

【五二】豈に中有云云。中有が當往の本有に准ずること前說の如し。之を理由として論主は前說の轉受說を評破したるなり。

【五三】此に翻じて云云。女は父に對して愛欲を起す代りに母に對して妬瞋を起し、男は母に對して愛欲を起し、父に對して妬瞋を起す。

【五四】二心とは愛と恚。

(五五)彼れは、此の二種の倒心を起すに由りて、便ち、己が身と所愛と合すと謂ひ、(五六)所遺の不淨の、泄れて、胎に至る時、是れ、己が有なりと謂ひ、便ち喜慰を生ず。茲の蘊の厚きによりて、中有は便ち沒し、生有の起り已るを、已に、結生すと名づく。

胎中の住相

若し男ならば、胎に處するや、母の右脇に依り、背に向ひて蹲坐し、若し女ならば、胎に處するや、母の左脇に依り、腹に向ひて住す。(五七)若し非男女ならば、母胎に住する時、所起の貪に隨つて應の如くに住す。

中有には非男女無し

(五八)中有には、必らず、非男女無し、中有の身は必らず、根を具するを以ての故なり。「かくて」中有に處しては、或は女、或は男なるに由るが故に、母胎に入りては、應に隨つて住するにも、後に胎の增長して、或は不男等と作るなり。

【五五】彼れは云云。婆沙七十に曰はく（收三、八十一左）作二如レ是念一、若彼丈夫離此處者、我當與二此女人一交會、作二如是念一已顛倒想生、見彼丈夫遠離此處、尋自見與女人和合、父母交會精血出時、便謂丈精是自所有、見已生喜尙便迷悶、以迷悶故中有麤重、已麤重已便入二母胎一、自見已身母右脇向背蹲坐、衞時中有諸蘊滅・生有蘊生、名二結生已一、云云。

【五六】所遺云云。父母のやる所の精液なり。漢譯には所憎の不淨云云とあれど法義も言へるが如く、所憎にては意味通ぜず、顯宗論に所遺とあるに從ひて、今は之に從へり。

【五七】若し非男女云云。男とも女とも定まらぬものを非男女といふ。隨つて其時としては女欲を生じ時としては男欲を生ずるに從つて、それぞれの地位を占むとなり。但し中有には非男非女なし、非男非女は托胎後に漸次に起る現象なりとす。

【五八】中有には必らず非男女云云。色界には男女根無く（論十三）、無色界には色無き故に今の言は、唯欲界のみに關す。

結生の根依の大種

此の義の中に於いて、復た、應に思擇すべし。〔五九〕業力に由る精血の大種を、即ち、根の依と成ると爲んか、業の別に根の依の大種を生じ、精血に依りて住すと爲んか。

第一說

有が言はく、精血、即ち、根の依と成ると。謂はく、〔六〇〕前の無根〔の精血の大種〕は、中有と倶に滅し、後の有根〔の大種〕は、無間に續生す。種と芽と、滅し生ずる道理の如し。斯れに由りて、初位を〔六一〕羯邏藍と名く。〔此の釋は〕亦妙に〔六二〕此の經の文句に順成す。〔謂はく〕、父母の不淨、羯邏藍を生ずと。又、比丘に告ぐ。汝等、長夜血滴を執受して、〔六三〕羯吒私を增すと。〔故に知る。精血の大種、即ち、根依を成ずるを〕。

第二說

〔六四〕餘師有りて說く。別に大種を生ず。葉糞

【五九】業力云云。精液と身根所依の大種との關係に關する疑問なり。即ち精液を形成する大種が直ちに身根の依處となるか、將た業力によりて精液以外の大種を生じてそれを身根所依の大種となし、而もそを精液が任持するかといふ問題なり。

【六〇】前の無根の大種とは、父母が交會して一滴を泄せるときと中有の最後の位とが同時にして、その時の一滴の精血を無根の精血といふ。第二刹那には子の生有の位にして其の時の精血を有根といふ。此の無根の精血の大種を同類因として、第二刹那の有根の精血は生ず。

【六一】羯邏藍(Kalalam)。週凝結と翻す、受胎後、一週間の間をいふ。即ち初位を凝結と名くる所以は、最初の無根の精液が滅して、有根的に凝まりたるが爲めなりとの解なり。

【六二】此の經とは毘奈耶雜事十一、參照。

【六三】羯吒私(Kaṭasi)。漢に貪愛又は血鑵と名く。舊譯には「增ニ長貪愛一攝ニ取血滴一」と記す。稱友は「墓」のに義解す。Mahāvyutpatti も亦た然り。墓を增すとは死を重ぬるが故なり。

【六四】餘師有り云云。こは業力によりて、精液以外に別に根の所依の大種を生ずといふ說なり。その樣は恰も草木の葉によつて葉の外に蟲を生じ、又は糞穢により別に糞蟲を生ずるが如しと。

に依りて、別に蟲の生ずること有るが如しと。

（六五）不淨の聚の中に依りて、羯邏藍を生ずるが故に、〔經に〕、父母の不淨は、羯邏藍を生ずと說くなり。故に、彼の經と相違する失無し。

濕生の結生

是の如く、且らく胎卵の二生を說きつ。餘は、所應に隨ふ。

今、次に、當に說くべし、若し濕生の者ならば、香に染するが故に生ず。謂はく、遠く生處の香氣を齅知して、便ち、愛染を生じ、彼れに往いて生を受くるなり。〔而して〕、業の所應に隨ひて香に淨穢有り。

化生

若し化生の者ならば、〔生〕處に染するが故に生ず。謂はく、遠く、（六六）當の生處たるべき所を觀知して、便ち、愛染を生じ、彼に往いて、生を受くるなり。〔而して〕、業の所應に隨ひて、處に淨穢有り。

問

（六七）豈に、地獄に於いても、亦、愛染を生ずるや。

心の倒するに由るが故に、（六八）〔彼にも、亦〕、染を起すこと失無し。謂はく、彼の中有は、或は自身の冷雨寒風に逼切せらるると見、熱地獄の火焰の熾然たるを見て、情に煖觸を欣びて、身を彼れに投ず。或は自身の熱風盛火に逼害せらるるを見、寒地獄を見て、心に清涼

【六五】不淨聚云云。第二師が前の經文に父母の不淨は羯邏藍を生ずとある文を會通す。卽ち羯邏藍を生ずといへるは、精血が同類因となりて、羯邏藍の等流果を生ずる義にあらずして、精液の中に別に生ずといふ義なりと救釋したるなり

【六六】當のとは未來のといふ義。

【六七】豈に云云。化生の中有に約す。

【六八】〔彼にも〕とは地獄にても の意。

九、中有の行相

を欲して身を彼れに投ずるなり。

(六九)先舊の諸師は是の如き說を作す。先に、(七〇)彼を感ずべき業を造りし時の(七一)己身の伴類を見るに由りて、馳せ往いて彼に趣くと。

又、天の中有は、首、正しく上昇すること、坐より起つが如し。人、鬼、傍生の中有は、行相、還た人等の如し。

地獄の中有は、頭を下に、足を上にして、其の中に顚墜す。故に、(七二)伽他に說かく、

地獄に顚墜するときは、足を上にし、頭を下に歸す。
(七三)諸仙と、(七四)寂を樂むと、(七五)苦行を修するとを毀謗するに由る。

四種の入胎

第十一節　四種の入胎

前に倒心を以て、母の胎藏に入ると說きつ。一切の中有は、皆、定んで、爾るか。

爾らず。

【六九】先舊の諸師 (Pūrvācārya) とは、瑜伽師即ち無著等を指す。
【七〇】彼をとは地獄をの意。
【七一】己身の伴類とは共に造業せる伴侶のこと。中有の身が地獄を見て、之を先きに地獄業を共に作りし處の仲間と謂りて、走せ行くとなり。面白き解釋ならずや。
【七二】伽他。雜阿含四十七（卍四、七二左）、參照。舊譯
衆生墮二地獄一、脚上頭向レ下、誹二謗諸仙人一、護精進行者。
【七三】諸仙。遁世者。
【七四】寂を樂む。獨覺の類。
【七五】苦行を修す。菩薩の類。

經に言ふ。入胎に四有りと。
其の四とは何ん。
頌に曰はく、

(七六)一は入に於いて正しく知る。二と三とは住と出とを兼ぬ。四は一切の位に於いてす。及び卵は恆に知ること無し。

前の三種の入胎とは、謂はく、輪王と二佛となり。業と智との倶に勝るが故に、次の如し。四は餘の生なり。

【七六】頌の舊譯
一正入有覺、餘住、復餘出、餘三位一切、卵生則無覺、說託胎有三、輪王及二佛、業智慧及二、次第勝能故。
四種の入胎とは、
一は、宿世に廣大なる福を修したるが故に、入胎の位に正しく入胎すと知る。之れは轉輪王なり。
二は、久しく多聞を修して智の勝れたるが故に、住入胎を正しく知るものにして、之れは獨覺なり。
三は、三祇百劫の間福智を修行して智福共に勝るが故に正しく入胎、住胎、出胎の三位を知るものにして、之れは無上等正の大覺なり。
四は、以上の三種を除く餘の胎卵二生にして福智共に劣なるが故に、上の三位の何れをも知らざるものなり。
卵生は總じて言へば、常に此の三位を正知せず。

【七七】正しく入胎を知るは轉輪王なり。

第一入胎位

論じて曰はく、諸の有情有り。多く福業を集め、念慧を勤修するが故に、死[有]生[有]の時、[その]念力に持せられて、正知亂るること無し。中に於いて、或は(七七)正しく入胎を知る有り。或は、

第二入胎位

(七八)正しく住胎と、兼ねて、入「胎」とを知る有り。或は、(七九)正しく出「胎」を知り、兼ねて、入と住とを知る。

第三入胎位

[爰に]、「兼ねて」と言ふは、後の、必らず、前を帯することを顕はさんが為めなり。

第四入胎位

諸の有情あり。福智、倶に少なきは、入と住と出との[三]位を、皆、正しく知らず。入を正しく知らざるをもつて、住と出とも、亦、爾るなり。

(八〇)結頌の法に順ずるが故に、逆に四を説きたるなり。

卵生

諸の卵生は、入胎等の位に、皆、恆に知ること無し。

問

如何にして、卵生は卵より出づるものなる胎藏に入ると言ふか。

答

卵生は、先づ、必らず、胎に入るを以てなり。(八一)或は、當來に據りて、卵生の者と名く。(八二)「例せば」契經に、有爲を造作すと説き、世間に、亦、飯を煮ると言ひ、麨を磨すと言ふが如し。故に、卵

【七八】正しく住胎と入「胎」とを知るは獨勝覺(Pratyekabuddha)なり。

【七九】正しく出「胎」と入胎と住胎とを知るは無上覺なり。

【八〇】結頌云云。經の次第に依れば劣より勝に向ふが故に、第一、三時不知とし、餘は現文の如くあるべし。然るに頌文には「四は一切の位に於てす」と説きて一切位を知らざるもの、即ち第一の三時不知を第四番としたるは、頌文構成上の必要によれるなりとの斷り。

【八一】或は云云。先づ胎に入りて後に卵より生ずるが故に、實は胎藏に入れるものなれど第二次に約して卵生といふ。

【八二】(例せば)。當來に約して命名するの例也。造作の結果なるが故に有爲といひ、米の煮るを飯といひ、麥の揑られたるを麨といふべきは嚴格なる言葉の用法なれど、當來に約して有爲を造作す等の語を使用す。卵生の場合も亦かくの如しとなり。

生を入胎と說くに失無し。

云何が、三位の正知、不正知なるや。

一 不正知の一

且らく、諸の有情の「中」、若し福の微薄なるものは、母胎に入る位に、倒想の解を起して、大風雨、毒熱、嚴寒、或は大軍衆の聲威亂れ逼ると見て、遂に己れ、密草、稠林、葉窟、茅閭に入り、樹牆の下に投ずと見、住する時は、自ら此の中に住在すと見、出づる時は、身、此の處より出づと見る。

二 不正知の二

若し福の增多なるものは、母胎に入る位に、倒想の解を起して、自ら、己が身、妙園林に入り、華臺殿に昇り、勝牀等に居すと見、住するときも、出づるときも前の如し。

是れを、三時不正知の者と謂ふ。

正知

若し三位に於いて、皆、能く正しく知る者ならば、入等の時に於いて、倒想の解無し。謂はく、入胎の位には、自ら入胎すと知り、住出胎の時には自ら住し、出づと知る。

四種の入胎の人に約しての諸明

又、別して、四の入胎を顯示せば、且らく、前の三種は、謂はく、轉輪王と獨覺と大覺と、其の次第の如し。

第一入胎

初めの入胎とは、謂はく、轉輪王なり。入位は、正しく知れども、住にあらず、出にあらず。

第二入胎

二の入胎とは、謂はく、獨勝覺なり。入と住とは、正しく知れども、出位に於いては非なり。

第三入胎

三の入胎とは、謂はく、無上覺なり。入と住と出との位に、皆、能く正しく知る。

(三)此の初の三人は、當［來］の名を以て顯はす。

何に緣りて、是の如き三品の不同あるか。

此の三品の不同ある所以

業と智と倶との、次の如く、勝るるに由るが故なり。

業勝

第一に、業勝るるとは、謂はく、輪王は、宿世に、曾て、廣大なる福を修したるが故なり。

智勝

第二に、智勝るるとは、謂はく、獨勝覺は、久しく多聞を習うて、勝れたる思擇あるが故なり。

倶勝

第三に、倶に勝るるとは、謂はく、無上覺は、(四)曠劫に、勝れたる福智を修行するが故なり。

三條の胎卵生

前の三種を除きて、餘の胎と卵との生は、福と智と倶に劣る［が故に］、合して第四と成る。

第十二節　無我と中有と輪廻

外道の執我

此の中にて、外道の我を執する者は言ふ。若し、有情の餘世に轉趣することを許さば、即ち、我が執する所の有我の義を成せんと。今、彼れを遮せんが爲めに、頌に曰はく、

【三】此の初云云。輪王といひ、獨覺といひ、佛世尊といふも、凡て當來、本有の位に於て爾かくなる人といふ意なり。

【四】曠劫とは三祇百劫。

〔八五〕無我にして、唯、諸蘊のみなり。煩惱と業との所爲なり。
中有の相續するに由りて、胎に入ること、燈焰の如し。
引くが如くに、次第に增し、相續して、惑と業とに由りて、
更に餘世に趣く。故に有の輪は初め無し。

有部徵　論じて曰はく、汝等が執する所の我は、何を相とするや。

外道釋　能く此の蘊を捨して、能く餘の蘊を續くる〔八六〕內用の士夫なり。

世親破　此れは、定んで、有なること〔八七〕色、眼等の如くなるに非ず。得べからざるが故に。

【八五】頌の舊譯

無我唯諸蘊、煩惱業生起、由ニ中陰相續一入ニ母胎一如レ燈、如レ引次第長、相續由ニ惑業一、更入ニ於餘世一、故有輪無レ初。

此れは上來說き來れる、中有と十二因緣との橋渡しの一段なり。

以上說き來れる中有は五蘊所成にして、自體は亦無常刹那の法に外ならず。その刹那滅の法の相續しての實在なり。故に外道の執する如き實在我には非ず、畢竟煩惱とそれに基く業との力に支持せられたる、恰も燈焰の刹那に滅しつつ相續するに比すべきものに外ならざるなり。

是の如き中有は、是の如くに相續して、恰も玉突 (billiard) の一球が轉轉して、他の一球に運動を傳へて、初の一球に非ざれども、而も初の一球なくして、此れ有らざる第二の一球が新に轉轉する如く、亦惑と業とに支持せられて生有本有と相續し、又惑業を造りて第三生の基を作り、かくして無始以來、無窮の末に至るまで、有情は惑海に生出死沒して無限に轉ず。その輪廻を圖式 (Schema) に作れるもの即ち十二因緣の系列なり。(玉突の譬は Ānanda Coomaraswamy : The Gospel of Buddha 參照)。

【八六】內用とは內に在りて用らく意にして外に顯はれざる故に云ふ。士夫とは我のこと。

【八七】色眼云云。色等五境の如く現量の所取にも非ず、眼等五根の如く比量の所知にも非ざるが故に、實有となすべからずとなり。

世親引證 (八八)世尊、亦、言はく、業有り、異熟有り。作者は、得可からず。謂はく、能く此の蘊を捨し、及び能く餘の蘊を續く。唯、法假を除くと。

(八九)法假とは、何を謂ふか。此れ有るに依りて、彼れ有り。此れ生ずるが故に、彼れ生ずるなりと、廣く緣起を說く。

外道の問 若し爾らば、何等の我か、遮〔遣〕する所に非ざる。

世親の答 唯、諸蘊有るのみ。謂はく、蘊に於いて、假りに我の名を立つるは、遮遣する所に非ず。

外道の問 若し爾らば、諸蘊が、卽ち、能く此の世間從り轉じて、餘世に至ると許すべし。

世親の答 蘊は刹那に滅し、轉ずることに於いて能無し。數習する煩惱と業との所爲の故に、中有の蘊を相續して胎に入らしむ。譬へば、燈焰の、刹那に滅すと雖も、而も、能く相續して、餘方に轉じ至るが如し。諸蘊も、亦、然り。轉と名くるも失無し。故に、無我なりと雖も、而も、惑と業とに由りて、諸蘊は、相續して、胎に入るの義成ず。

【八八】世尊云云。雜阿含十三(辰二、七右)に曰く、
諸比丘眼生時無二來處一、滅時無レ有二去處一、如レ是眼不實而生、生已盡滅、有二業報一而無二作者一、此陰滅已異陰相續、除二俗數法一、耳鼻舌身意亦如レ是說、除二俗數法一、俗數法者、謂此有故彼有、此起故彼起、如二無明緣レ行行緣レ識、廣說乃至純大苦聚集一。

【八九】法假(Dharmasaṃketa)。舊、法數。因果の連鎖の常住すること。

（九〇）業所引の「內外の五位の」、次第に轉增して、諸蘊相續するが如く、復た、煩惱と業との力の爲す所に由り、轉じて餘世に趣く。（九一）謂はく、一切の、所引の諸蘊の增長相續する（九二）修促の量は、齊しきに非ず。壽を引く業因に、差別有るが故に、能引の業の勢力の增と微とに隨ひ、爾所の時に齊りて、次第に增長す。

云何なるか次第なるや。

（九三）望の說きて言ふが如し。

最初は（九四）羯邏藍なり。次に（九五）頞部曇を生じ、
此れより（九六）閉尸を生じ、閉尸より（九七）鍵南を生じ。
次に（九八）鉢羅奢佉なり。後に髮毛爪等、
及び、色根形相、漸次に轉增す。

【九〇】業所引云云。三世の流轉は煩惱と業とによることを明かす。

【九一】謂はく云云。以下は、壽命の長短は能引の業の大小によることを明かす。

【九二】修促。長短。

【九三】望の說云云。雜阿含四十九、增一阿含三十等參照。頌の舊譯

初名柯羅邏一、次生二頞浮陀一、從レ此生二俾尸一、俾尸生二伽那一、伽那生二捨佉一、及髮毛爪等、並有色諸根、次第生二身分一。

【九四】羯邏藍(Kalalam) 舊、柯羅邏。譯して雜染といふ。又は和合、凝滑といふ。托胎已後初七日間をいふ。

【九五】頞部曇(Arbudam)。舊、頞浮陀。譯して皰といふ。第二の七日間をいふ。

【九六】閉尸(Peśī)。舊、俾尸。譯して、血肉といふ。第三の七日間をいふ。

【九七】鍵南(Ghanam)。舊、伽那。譯して堅肉といふ。第四の七日間なり。

【九八】鉢羅奢佉(Praśākhā)。舊、捨佉。譯して支節といふ。第五の七日以後出産に至る三十四の七日の間をいふ。

胎内の五位

謂はく、母胎の中の分位に五有り。

一には、羯邏藍の位、二には、頞部曇の位、三には、閉尸の位、四には、鍵南の位、五には、鉢羅奢佉の位なり。

出産

此の(九九)胎中の箭は、漸次に轉增す。乃至、色根形相の滿つる位に、業の起す所の異熟の風力に由りて、胎中の箭を轉じて產門に趣かしむ。強き糞團の過量の如くに閟澁す。此れより轉墮して、劇苦、任へ難し。

死産

其の母、或る時は、威儀と飲食と執作との分を過し、或は其の子の宿の罪業力に由り、胎内に死することあり。

時に女人、或は、諸の醫者あり、妙に產法に通じ、(一〇〇)善く嬰兒を養ひ、[産門を]溫むるに、酥油を以てし、(一〇一)睒末梨汁を以て、用て其の手に塗り、小さき利刀を執る。

内は糞坑の如くにして、最も臭惡を極め、雜穢充塞し、黑暗の居する所にして。無量の千蟲の依止する所、常に惡汁を流せり。恆に須らく對治すべし。精血、垢膩、潰爛し、臭滑にして不淨流溢し鄙穢觀ること難し。穿漏せる薄皮あり。以て其の上を覆へり。

宿業所引の身は、(一〇二)瘡孔の中にて、肢節を分解し、外に牽き出さる。然るときは、此の胎子は、

【九九】胎中の箭とは兒のこと。

【一〇〇】善く云云。生兒を養育する義にあらず。產兒の取扱方が上手といふ位の義。

【一〇一】睒末梨汁。舊、睒摩梨滑汁。草の名にして其の汁は極めて滑かなり。

【一〇二】瘡孔とは產門即ち子宮のこと。

安產

〔一〇三〕宿の爲す所の順後受業に乘じて、所趣を了ずること難し。

或は復た、難無くして、安穩に生ずることを得ば、體は新瘡の如く、細輭にして觸ること難し。

而して、或は、その母が、〔一〇四〕子を愛して、或は餘の女人が、〔一〇五〕刀灰の如き麤澁なる兩手を以て、執取して、洗拭し、之れを安處せしめ、次に清酥を含ましめ、飲ましむるに、母の乳を以てし、漸く細麤の飲食を習受せしむ。

次第に轉增して、根の熟する位に至れば、復た煩惱を起して、諸業を積集し、此の身の壞するに由りて、復た前の如く中有の相續する有りて、更に餘世に趣く。

結

是の如く、惑と業と、因と爲るが故に生じ、生、復た、因と爲りて、惑と業とを起し、此の惑と業とに從りて、更に復た生有るなり。故に知る、〔一〇六〕有の輪は、旋環して始無きを。

有始説を破す

〔一〇七〕若し有始と執すれば、始めは無因なるべく、〔一〇八〕始め、既に無因ならば、餘も、應に自ら

【一〇三】宿の爲す所云云。この胎子が安產して相當の運命を受くれば、即ち順次業（先世に作して今世に果を受くること）を受くることになれど、胎內にて死せることあれば、次ぎの果報は、即ち順後受業（前世に作りて來來世に果を受くること）に酬ゆるの果となる。故に之を宿所爲の順後受業に乘じてといへるなり。所趣とは上趣の何れかの義にして、つまり何れの趣にか行くことになるけれども、漠として了り難しと放したるなり。

【一〇四】子を愛して云云。林常は愛しては恐らく受けての誤なるべしといへり（法義）。これは意味能く通ず、眞諦譯の鮮朝本に「子に乳し」とあり、此れも亦意味善く通ず。

【一〇五】刀灰の如き云云。新瘡の如き輭き生兒を取扱ふに、刀杖や烈灰の如き堅き手を以てするといふ意味にし、つまり出生の最初より苦の多きことを示すなり。

【一〇六】有とは生死を輪廻しながらの惑的生活。

【一〇七】若し有始と云云。外道の一派及び佛教中の化地部にて

起るべし。現に芽等を見るに、種等を因として生ず。處、及び、時の、倶に決定するに由るが故なり。又、火等に由りて、熟變等は生ず。此れに由りて、定んで、無因にして起る法なし。

常因論を破す

常因を説く論は、（一〇九）前に、已に、遣るが如し。是の故に、生死は、決定して、初め無し。

有經の理由

然るに、（一一〇）後邊有るは、因の盡くるに由るが故なり。〔謂く〕、生は因に依るが故に、因の滅壞する時、生果は必ず亡す。理として、定んで、應に爾るべきなり。種の滅壞するとき、芽の、必らず、生せざるが如し。

は輪廻の輪は有始なりと説く。寶疏曰、破二彌沙塞（Mahīśāsaka）部、衆生有レ始、及破二無因外道、常因外道一。

【一〇八】始め云云。始めに因なくして偶然、又は勝手に法が起れりとするならば、現在と雖も、因果の規定なくして起るものあるべき筈なり。而も現見するに凡ては因果の規定を離れざるを以て、有始説は誤謬なりといふ。

【一〇九】前にとは卷七、參照。

【一一〇】後邊とは阿羅漢の如く更に後有を受けずして、生死を離脱せる者に關していふ。

第二章　十二因緣

第一節　三世兩重の因果

十二因緣

是の如き蘊の相續は、三生を位となすと説く。

頌に曰はく、

(二二)是の如き諸の緣起は、十二支にして三際なり。
前と後との際に各二あり。中は八なり。
圓滿に據る。

十二支の名

論じて曰はく、十二支とは、一に(二三)無明、二に(二三)行、三に(二四)識、四に(二五)名色、五に(二六)六處、六に(二七)觸、七に(二八)受、八に(二九)愛、九に(三〇)取、十に(三一)有、十一に(三二)生、十二に(三三)老死なり。

三際

三際と言ふは、一に(三四)前際、二に(三五)後際、三に(三六)中際なり。卽ち、是れ、過と未と、及び、現との三生なり。

三世兩重の因果

云何が、十二支を三際に於いて建立する。(三七)謂はく、前と後との際に、各、二支を立て、中際に八支あるが故に、十二と成る。無明

【二二】 頌の舊譯
如ㇾ此緣生法、十二分三節。前後際二二、於ㇾ中八具生。
所謂十二因緣は上の如き輪轉に十二の位の別を立てしものにして、無明行以下生老死に至る十二を云ふ。その中無明行の二支は過去の因にして、識名色六處觸受は現在の果、愛取有は現在の因、生、老死の二は未來の果とす。
此れは欲界に於いて云ふものにして、色界には名色を除きて十一支、無色界には名色、六處の二支を除きて十支を具す。頌に「圓滿による」とあるは欲界に於ける完全なる系列といふ意なり。

【二三】 無明(Avidyā)。
【二三】 行(Saṃskāra)。
【二四】 識(Vijñāna)。
【二五】 名色(Nāmarūpa)。
【二六】 六處(六入、Ṣaḍāyatana)。
【二七】 觸(Sparśa)。
【二八】 受(Vedanā)。
【二九】 愛(Tṛṣṇā)。
【三〇】 取(Upādāna)。
【三一】 有(Bhava)。
【三二】 生(Jāti)。
【三三】 老死(Jarāmaraṇa)。
【三四】 前際(Pūrvānta)。過去。
【三五】 後際(Aparānta)。未來。
【三六】 中際(Madhyānta)。現在。
【三七】 謂はく云云。之れ卽ち有名なる有部の三世兩重の因果觀にして、十二系列を三世に配當して以て、輪廻無窮の相を明にせんとしたる說なり。試みに之を圖表すれば次ぎの如し。

と行とは、前際に有り、生と老死とは、後際に有り、所餘の八は、中際に在り。

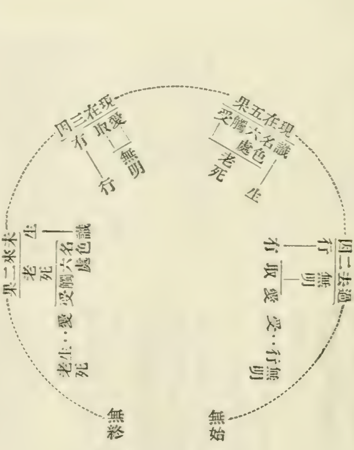
問 此の中際の八は、一切の有情が此の一生の中に、皆、具さに有するか、不か。

答 皆、具さに有するには非ず。

問 若し爾らば、何が故に、八支有りと說くか。

答 圓滿なる者に據る。

此の中の意の說かく、補特伽羅あり、一切の位を歷るを、圓滿なる者と名け、諸の(三八)中夭、及び、色、無色には非ず。[而も]、但だ欲界の補特伽羅に據るなり。(三九)大緣起經には「具さに有り」と說くが故に。「卽ち」、彼に說く。佛、阿難陀に告げて言はく、識、若し胎に入らざるとき、增して、廣大なることを得るか、不かと。[阿難陀、對へて曰はく]、不なり、世尊よと。乃至、廣く說く。



但しこの說明は、後の本文に到りて明となる。

【三八】中夭とは異熟の壽を完ふせざる早世のもの。

【三九】大緣起經。中阿含二十四大因經(Mahā-nidāna-sutta、Pali text No. 15)曰、阿難若識、不レ入ニ母胎ー者、有ニ名色ー成ニ此身ー耶、答曰、無也、阿難識若入レ胎卽出名色會レ精耶、答曰、不レ會、若幻童男童女識初斷壞、不レ有者、名色轉增長耶、答曰不也、云云。長阿含十、大緣方便經も亦同樣なり。

二世二重

有る時は、但だ、二分の縁起を說く。一には、前際の攝にして、二には、後際の攝なり。前の七支は、前際に攝す。謂はく、無明、乃至、受なり。後の五支は後際に攝す。謂はく、愛より老死に至る。【三〇】前と後と、因と果と、二分して攝するが故なり。

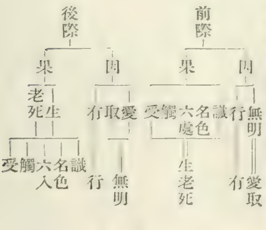
十二支の體

第二節　十二支の體

無明等の支は、何れの法を體と爲すか。頌に曰はく、

【三一】宿惑の位は無明なり。宿の諸業を行と名く。識は正しく生を結ぶ蘊なり。六處の前は名色なり。

【三〇】前と後と云云。こは即ち二世兩重の因果論にして、十二支を大別して前際(七支)後際(五支)とに分ち、更にその名を因果に分ちたるものなり。蓋し名目は十二支なりと雖も、觀察の立場によりて同一物を兩重に立てたるものなるを以て、かかる分類をなし得るなり。(唯識の二世一重の因果論は實にこの系統より發達したるものとす)試みに之を圖表すれば次の如し。



正理論第廿五卷參照。

【三一】頌の舊譯
宿惑位無明、及宿業名レ行、託生陰名レ識、此後稱二名色一、先三於六入一生、此先三三和合、觸先二樂苦捨一、能分二別因一智、受先二婬欲愛一、求二婬樂具一愛、四取謂生具、爲レ得故徧尋、當來有二果報一、能造レ業名レ有、更接レ有名レ生、老死乃至レ受。

(一)無名―宿生中の諸の煩惱ある位を總括して無名と名く。無明は煩惱の根本なるに由る。

(二)行―宿生中に於ける諸の業の位をいふ。

(三)識―母胎に於いて正しく結生する刹那の五蘊をいふ。

(四)名色―胎中の五位の中前四位をいふ。

(五)六處　第五鉢羅奢佉位をいふ。六處の具備する故に。

眼等の根を生ずるより、三の和する前は六處なり。三受の因の異に於いて、未だ了知せざるを觸と名く。婬愛の前に在るは受なり。資具と婬とを貪するは愛なり。諸の資具を得んが爲めに、遍ねく馳求するを取と名く。有は謂はく正しく能く、當有の果を牽く業を造る。當の有を結ぶを生と名く。當の受に至るまでは老死なり。

一、無明

論じて曰はく、【三三】宿生の中に於ける諸の煩惱の位より、今の果の熟するに至るまでを、總

(六)觸―根境識三事の接觸する位をいふ。
(七)受―三受を分科し、その差別の相を了する位、十三四歳迄をいふ。
(八)愛―婬愛現行する位、十六七歳の頃。
(九)取―上妙の資求を廣く馳求する位の年齢をいふ。
(十)有―馳走によりて未來次生を引くべき業を積集する位。
(十一)生―是の業力によりて未來次生を結ぶ位。
(十二)老死―生の刹那以後又、前の如き諸位を經て老死に至る迄を總括して名く。
此の十二支を取り扱ふ方法に刹那、連續、分位、遠續の四有り。刹那緣起とは十二支は刹那に具さに備ると說き、連縛とは無間に彼此の支に相關聯關係することを說き、分位とは十二支を以て、三世の五蘊の分位に約して說くもの、又遠續とは、無始以來相續し來りて、斷えず順後、不定等の諸業が遠く隔絕して果を招くに約して說くと解するものなり。然れども有部の主とする所は三世兩重の觀察なるを以て、今の頌文は、之を述べたるなり。

【三三】宿世云云。過去世に於て煩惱の起れる時の五蘊を無明の體とし、而もその無明煩惱の力によりて現在の五果の熟するまでを總じて無明と名くとなり。蓋し無明の本質に關しては、後に(十卷)述ぶるが如く、種種の異解あれど今は暫らく最も廣き意味に之を取扱へるものとす。

じて、無明と言ふ。〔三三〕彼れと無明と倶時に行ずるが故に。無明の力に由りて、彼れは現行するが故に。王行くと説くとき、導從〔者〕無きに非ざれども、王の、但、勝るが故に、總じて王行くと謂ふが如し。

二、行

宿生の中に於いて、〔三四〕福等の業の位より、今の果の熟するに至るまで、總じて行の名を得。

三、識

〔三五〕初句の位の言は、老死〔の句〕まで流至す。母胎等に於いて、正しく結生する時の一刹那の位の〔三六〕五蘊を識と名く。

四、名色

結生の識の後と、六處の生ずる前との、中間の諸位を、總じて、〔三七〕名色と稱す。〔三八〕此の中、應に、四處の生ずる前と説くべし。而も、六と言ふは、滿に據りて立つるが故なり。

五、六處

眼等已に生じてより、根、境識の未だ和合せざる位に至るまでに、六處の名を得。

【三三】彼れとは、有漏の五蘊をいふ。五蘊を離れて別に無明なきも、無明を離れて五蘊の集合あるを得ず。

【三四】福等云云。前世に於ける煩惱を因としての業、卽ち善不善等の行爲を起したる位より、現在の五果の熟するに到るまでの五蘊を總括して行と名くとなり。之も廣き意味にとれり。

【三五】初句の云云。頌文の初句に「宿惑の位は無明なり」とあり、その位といふ語は十二支全體につくといふ義。

以上の無明、行は過去の二支なり。以下、識より有までを現在の八支となす。

【三六】一刹那の位の五蘊云云。此の刹那の五蘊の中、識最勝なるが故に、假りに識支と名く。之れは唯意識にして、此の位には倶前五識無し。

【三七】名色とは胎中の五位の前四位を總じて名く。

【三八】此の中云云。第五の六處位は、胎内五位中に於ける鉢羅奢佉の位に當るものにして此位に六處具備するが故に六處と名くるなり。然ども六處中初の身處と意處とは、玆に具有しあるを以て、嚴格に云へば、この位の特徵は眼耳鼻舌の四處の生ずる位と名くべきなれど、前に生じたる身意をも加へて六處の完全せる位といふ意味にて命名したるなりとの斷りなり。

六、觸　已に(一三九)三の和するに至りて、未だ、三受の因の差別を了せざる位を、總じて名けて觸と爲す。

七、受　已に(一四〇)三受の因の差別の相を了ずるも、未だ、婬貪を起さず。此の位を受と名く。妙なる資具を

八、愛　貪して、婬愛現行すれども、未だ、廣く、追求せざる、此の位を(一四一)愛と名く。

九、取　種種上妙の資具を得んが爲めに、周遍馳求する、此の位を(一四二)取と名く。

十、有　馳求するに因るが故に、能く、(一四三)當有の果を牽くべき業を積集する、此の位を有と名く。

十一、生　(一四四)是の業力に由りて、此れより命を捨して、正しく當有を結ぶ。此の位を生と名く。當有の生支は、卽ち、今の識の如し。

十二、老死　生の刹那より後、漸く增して、乃至、當來の(一四五)受の位までを、總じて老死と名く。是の如き老死は、卽ち、今世の名色と六處と觸と受との四支の如し。

【一三九】三とは根境識なり。この三和合して生ずる感覺を觸といふ(詳しくは十卷)、卽ち此位は生後二三年の間、ただ單純なる感覺的感情のみありて、未だ苦樂の原因を辨別し得ざるをいふ。

【一四〇】三受とは苦、樂、捨なり、四五歲より十四五歲までをいふ。

【一四一】愛とは十六七已去をいふなり。

【一四二】取とは靑年期以後老年までなり。

【一四三】當有。未來の生活及び環境。以上識より有までは現在生活の樣式にして、有に到りて未來生活と連絡す。

【一四四】是の業力云云。以下生と老死の二支は未來生活の樣式を概括的に示したるもの、從つてここの生は現在の第一步たる識位に相當するなり。

【一四五】受の位云云。特に受位と限れるものは、老死に未來の果を總括して立てたる位なれば、現在の八支に引き直せば、名色以後受までに相當するが故なり。何んとなれば、現在の八支中、過去の因に酬いたる果は受位までにして、愛以後有までは未來の因と立つればなり。

十二支の體の別を辯ずること是の如し。

第三節　四種の緣起と佛陀の聖意

第一項　四種の緣起

四種の緣起の差別

又、諸の緣起の差別に、四を說く。一には【一四六】刹那、二には【一四七】連縛、三には【一四八】分位、四には遠續なり。

一、刹那緣起

云何んが刹那なる。

【一四九】謂はく、刹那の頃に、貪に由りて、殺を行ずるに、十二支を具するなり。〔卽ち〕癡は、謂はく、無明なり。思は、卽ち、是れ行なり。諸の境の事に於いて、了別するを、識と名く。識と俱なる【一五〇】三蘊を、總じて、名色と稱す。【一五一】名色に住する根を、說きて六處と爲す。六處、餘に對して、和合すれば觸有り。觸を領するを受と名く。貪は卽ち是れ愛なり。

【一四六】刹那緣起（Kṣaṇikaḥ pratītyasamutpādaḥ）。此說は設摩達多の說。

【一四七】連縛緣起（Sāmbandhikaḥ pratītyasamutpādaḥ）。

【一四八】分位緣起（Āvasthikaḥ pratītyasamutpādaḥ）。遠續緣起（Prākarṣikaḥ pratītyasamutpādaḥ）。

【一四九】謂はく云云。刹那の十二因緣とは要するに吾等の心的活動が一事件を始めて、それを完成するに到るまでの經過を十二支に分析せるものに外ならず。ここには例を殺生にとりたれど、必ずしも殺生に限らず、苟も所謂、有漏心にて行ずる限り、凡てにあてはまる經過なり。而もこは、或る意味に於て佛陀の因緣觀に最も近き解釋法なれば、たとひ有部は之を認めぬとしても、吾等研究者の度外視し得べからざる見方なり。

【一五〇】三蘊とは色想行三蘊。此の中想蘊は全を取り、色蘊は別に支と立つるものを除きて餘の扶根四境を取り、行蘊は無明、思、觸、貪、無慚、無愧、惛沈、掉擧、及び生異滅を除きて作意等を取る。

【一五一】名色に住す云云。六根の用は名色に繫屬するが故に、又は名色は六根の所依たる性質あるに由り、此の位の六根を六處と名づく。

此れと相應する諸の（一五二）纏を取と名く。（一五三）所起の身語二業を有と名く。是の如き諸法の起るを、即ち生と名く。（一五四）熟變するを、老と名け、滅壞するを死と名くるなり。

異說

（一五五）復た、有るものの說かく、刹那と（一五六）連縛とは、品類足の如し。倶に、（一五七）有爲に遍ずと。

分位緣起

遠續

十二支の位の有らゆる五蘊は、皆、（一五八）分位の攝なり。即ち、此れの懸に遠く相續して無始なるを、說きて（一五九）遠續と名く。

第二項　四種の緣起と佛陀の眞意

四種緣起に於ける佛意は分位にあり

世尊の、此れに於いて、意に說けるは何ぞ。頌に曰はく、

（一六〇）傳許すらく、位に約して說く。勝に從ひて支の名を立つ。

【一五二】纏とは無慚・無愧・惛沈・掉擧等。

【一五三】所起とは即ち愛の引起する業。

【一五四】熟變とは四相中の異相。

【一五五】復た有るもの云云。異說也、上の第一說が、唯有情のみに局り、說けるに對し、此の說は非情にも通ずと許す。

【一五六】連縛とは十二の各支が無間に次第に制約系聯する系列として十二支を說くもの。

【一五七】有爲とは一切有爲なる情非情、漏無漏。

【一五八】分位。婆沙論二十三に曰く、（收一、百丁右）此論所說十二有支皆具五蘊時分各異。施設論說……中略……云何無明、謂過去煩惱位、云何行、謂過去業位、云何識、謂續生心及彼助伴、云何名色、謂結生已未起眼等四種色根、六處未滿中間五位……云云。

【一五九】遠續とは上の分位の、順後受業及び不定受業に約して、多生を隔越して無始より遠續する因果なり。

【一六〇】頌の舊譯　此今約㆑位說、由㆑勝說爲㆑分。

分位說 論じて曰はく、(一六一)傳許すらく、世尊は唯、分位に約して、諸の緣起に十二支有りと說けりと。

問 若し、支支の中に、皆、五蘊を具せば、何に緣りて、但だ、無明等の名を立つるか。

釋 諸の位の中にて、無明等の勝るるを以ての故に、勝に就きて無明等の名を立つ。謂はく、若し位の中に、無明最も勝るるときは、此の位の五蘊を總じて無明と名け、乃至、位の中に、老死最も勝るるときは、此の位の五蘊を、總じて老死と名くるなり。故に、(一六二)體は總なりと雖も、名は別なること、失無し。

問 (一六三)何に緣りて、經の、此の十二支を說くと、品類足の所說と異有るか。彼の論に說くが如し。云何なるか爲れ緣起。謂はく、一切の有爲と。乃至、廣く說く。

答 (一六四)素怛纜の言ふ所は、別の意趣に因る。(一六五)阿毘達磨は、法相に依りて、說きて、是の如く宣說す。「謂はく」(一六六)分位と(一六七)刹那と(一六八)遠續と

【一六一】傳許云云。經部は有部の分位本位說を認めざるを論主が是認するを以て、例によりて不信の語を表したるなり。

【一六二】體は總云云。十二支の體は總じて五蘊なれど、種種の位に於てその五蘊を特徵づくる、その特徵によりて別名を附したるに過ぎず。

【一六三】何に緣りて云云。經は十二支を說くにただ有情に限るに反し、品類足論第六には、獨り有情に限らず一切有爲法といへるをいふ。

【一六四】素怛纜は sūtra の音譯。經の意也。別の意趣とは經は專ら斷惑を目的として說けるを以て有情に限りたれど、論は法相卽ち道理を主として說けるが爲なり。

【一六五】阿毘達磨。品類足論。

【一六六】分位は唯有情に局る。

【一六七】刹那は非情にも通ず。

【一六八】遠續は唯有情に局る。

(一六九)連縛とは、唯、有情數なると、「通じて」、情非情なると(一七〇)等なりと。

是れを「經と論との」差別と謂ふ。

第四節　何故に十二因緣は唯有情のみに關して說くか

經に十二因緣を唯有情に約して說く所以

契經には、何が故に唯、有情とのみ說けるか。

頌に曰はく、

(一七一)前後中の際に於いて、他の愚惑を遣らんが爲めなり。

論じて曰はく、三際の中にて、他の愚惑を遣らんが爲めなり。三際の差別は、唯、有情のみに在ればなり。

前際の愚惑

云何んが有情の前際の愚惑なる。

謂はく、前際に於いて、是の如き疑を生ず。(一七二)我れは、過去世に於いて、曾て有なりしとせんや、

【一六九】連縛は非情にも通ず。

【一七〇】等とは有漏無漏を等取す、刹那と連縛とは有漏無漏に通じ、分位と遠續とは有漏に局る。

【一七一】頌の舊譯　於二前後中際一。爲レ除二他無明一。此の十二因緣に關しては、佛は常に有情にのみ約して說き、非情に約して特說せる所無きが、之は蓋し、觀法の一形式たるに坐するものにして、佛は、他の有情をして此の十二因緣を順逆觀察して以て、三世に於ける無明長夜の闇を破せしめんと欲せるに出る。詳細は婆沙二十三(收一、百丁右參照)。

【一七二】我れは云云。こは三對の疑を表はしたる文なり。第一對は我の有情に關する疑、第二對は我の自性に關する疑、若し我が有なりしとすれば、そは人なりしや天なりしやと疑ふなり。第三對は我の存在の狀態に關する疑にして、我は如何樣にして在りしかと疑ふなり。

非有なりしとせんや。何等の我か、曾て有りしか。云何の我か曾て有りしかと。

後際の愚惑

云何んが有情の後際の愚惑なる。

謂はく、後際に於いて、是の如き疑を生ず。我れは、未來世に於いて、當有なりとせんや、非有なりとせんや。何等の我か當有なる。云何の我か當有なると。

中際の愚惑

如何なるか、有情の中際の愚惑なる。

謂はく、中際に於いて、是の如き疑を生ず。何等か是れ我なる。此の我は云何。(一七三)我は、誰が有せし所にして、我の當有は誰ぞと。

三際の愚惑と佛說緣起

是の如き三際の愚惑を除かんが爲めの故に、經には、唯、有情の緣起と說き、其の次第の如く、無明と行と及び生と老死と、幷びに識より有に至るまでを說けり。

引證

所以は何。

(一七四)契經に說くを以てなり。

比丘、諦らかに聽け。若し比丘有り。諸の(一七五)緣起及び(一七六)緣已生の法に於いて、能く如實の正慧

【一七三】此の句は舊譯には「今何我」と云ひ、稱友も亦倶舍の本文を引きて「我等は誰なるか」と云へり。されば眞諦所覽の本と稱友の所覽とは同一にして、玄奘所覽の本は改易されたるものなるべし。順正理論にも經文を引きて今の句を「我誰所有」と云へばなり。

【一七四】契經。雜含第十二。

【一七五】緣起(Pratītyasamutpāda)は能生の原理。

【一七六】緣已生（Pratītyasamutpanna）の法は、能生の原理による所生の法。雜阿含十二に曰はく、

聖弟子、於此緣生法、正智善見、不求前際言我過去世若有若無、我過去世何等類、我過去世何如と云云。

を以て觀見せば、彼れは、必らず、三際に於いて愚惑して、我れは過去世に於いて、曾て有なりしとせんや、非有なりしとせんや等と謂はずと。

異說

有る餘師は說く。愛取有の三は、亦他の後際の愚惑を除かんが爲めなり。此の三は、皆、是れ、後際の因なるが故にと。

第五節　十二因緣の略攝

十二因緣の略攝

又、應に知るべし、此の緣起門を說くに、十二支有りと雖も、而も、三と二とを性と爲す。三とは、謂はく、惑、業、(一七七)事。二とは、謂はく、果と因となり。

其の義云何。

頌に曰はく、

(一七八)三は煩惱なり、二は業なり。七は事なり、亦果と名く。
果を略し、及び因を略す。中に由りて二を比す可し。

【一七七】事(Vatu)とは、所依の義なり。

【一七八】頌の舊譯。

三惑、二分業、七分類爲レ果、略レ果及略レ因、由レ中可レ比レ二

十二支の中、無明、愛、取の三は煩惱にして、行、有の二は業、餘の七支は惑業の二の所依の事なり。その前の惑業の五支は惑業が輪廻轉生の因なるに由りて、又因と名け、准じて後の事の七支を果と名く。且つ、理實には老死等も亦廣く觸受愛取等と開き、無明行の前にもその因として愛取等有るべく、因は無限の過去に溯り、果は無窮の未來に下る可きなれども、煩を避けて果を略し因を省きて以つて無窮の始めより無極の終に至る重重の因果を示し、其の中にも中際に厚くして疎なる前後際を比知せしめんとせる圖式卽ち是れ十二因緣なり。

(一)惑の三
(二)業の二
(三)事の七

論じて曰はく、無明と愛と取とは、煩惱を性と爲し、行、及び、有の支は、業を以て性と爲し、餘の識等の七は、事を以て性と爲す。是れは煩惱と業との所依の事なるが故なり。

十二支中の因と果

是の如き七事を、卽ち、亦、果と名く。義準ずるに、餘の五は、卽ち、亦、因と名く。煩惱と業とを自性と爲るを以ての故なり。

中際に厚く、前後際に疎なる所以

何に緣りて、中際には、廣く果と因とを說くや。〔卽ち〕(一七九)事を開きて五となし、惑を二と爲すが故に、後際には、果を略す。事は唯だ二なるが故に、前際には、因を略す。惑は、唯、一なるが故に。

答　中際の廣〔く說く〕に由り、以て前後二際を比度す可し。廣き義の、已に成せるが故に、別に說かざるなり。說くも、便ち無用なり。

第六節　十二因緣の輪的相關關係

第一項　十二支の繼次的制約

問　(一八〇)若し緣起支にして、唯、十二ならば、老死の果を說かざれば、生死は應に終有るべく、無明の

【一七九】事を云云。現在の七支中識、名色、六處、觸、受は事卽ち所依にして、愛、取の二は煩惱なり、未來の生、老死、はただ事にして惑なく過去の無明、行中、惑はただ無明のみなるに由りて、此の疑起るなり。

【一八〇】若し云云。緣起支をただ十二として、生、老死に對して、其上の果を說かず、又無明に對して更にその因を求めざれば、遂に生死は有始有終といふことにならん。この難を免れんが爲めに更に別の緣起支を立つるならば無窮の過を來たさんとなり。

因を說かざれば、生死は、應に始有るべし。或は、應に更に餘の緣起支を立つべし。餘に、復た、餘有らば、無窮の失を成せん。更に立つべからず。然も、前の「如き」過無し。

答

此の中に、世尊は義に由りて、已に顯はせり。云何が、已に顯はしたるや。頌に曰はく、

十二支の輪的相關關係

（八二）惑より、惑と業とを生じ、業より事を生じ、
事より事と惑と生ず。有支の理は唯此れのみ。

【八二】頌の舊譯
從レ惑惑業生、從レ業更果類、從レ類類惑生、有分理如レ此、此の十二支は惑より業を生じ業より事を生じ、事より惑を生ずる過程を圖式化せるものにして、最初の無明は惑と事との果にて、最後の老死は惑事の因なるが故に、彼此又相關的に關係して、此の十二支は恰も輪の廻轉するが如く、支は唯十二と雖も意の代表する所は無始の初めより、無終の終に至る有情展轉の因果を明す。佛は此の理によりて、唯十二なのみ說けるなり。

惑より惑生す

論じて曰はく、惑より惑を生ずとは、謂はく、愛より取を生ずるなり。

惑より業生す

惑より業を生ずとは、謂はく、取より有を生じ、無明より行を生ずるなり。

業より事を生す

業より事を生ずとは、謂はく、行より識を生じ、及び、有より生を生ずるなり。

事より事を生す

事より事を生ずとは、謂はく、識支より名色を生じ、乃至、觸より受支を生じ、及び、生支より老死を生ずるなり。

事より惑を生す

事より惑を生ずとは、謂はく、受より愛を生ずるなり。

「世尊の」、(一八二)有支を立つること、其の理、唯、此れに由る。

結

已に老死は、事と惑との因たることを顯はし、及び、無明は、事と惑との果たることを顯はす。「爾れば」無明と老死とは、事と惑との性なるが故に、豈に、更に、餘の緣起支を立つることを假らん。故に、經には是の如く(一八三)純大苦蘊の集と言ふ。(一八四)若し爾らずんば、「經の」此の言は、何の用ぞ。

古世親の釋

(一八五)餘の釋して言ふ有り。餘の(一八六)契經に說く非理の作意を、無明の因と爲す。(一八七)無明復た非理の作意を生ず。(一八八)非理の作意は、亦、取支に攝するが故に、亦、說きて、(一八九)此の契經の中に在りと。

世親の問

此の非理の作爲は、如何にして、取支に攝す

【一八二】有支云云。ここに有支とは有卽ち存在の無窮輪廻を明にする爲めの支分といふ義。

【一八三】純大苦蘊集（Kevalasya mahato duḥkha-skandhasya samudayaḥ）云云。舊譯は、如レ此大苦聚緣和合生とし、中阿含二十四大因經には具足純生二大苦陰一とし、長阿含十大緣方便經には、大患所集是爲二此大苦陰緣一とし、雜阿含十三には無明緣レ行、行緣レ識、乃至純大苦聚集起とし、同十二には如レ是純大苦聚集とし、增一阿含三十には如レ是苦陰成となす。

【一八四】若し云云。經文には無明を緣として行あり、乃至生を緣として老死ありと說き、尙ほ其次に「是の如く彼の純大苦蘊の集」と言へり。若し先の頌文に言へるが如き意義無くんば、此の經に唯だ、無明を緣として行あり乃至生を緣として老死ありとのみ說くべし、是の如く彼の純大苦蘊の集の言ある可らず。集は卽ち生と同義なり。故に此の經文の如是純大苦蘊集の言は今論の頌文の意義を指示せる也。

【一八五】餘の釋して云云。光記に曰く是れ古世親の釋なりと。稱友亦曰く、如意阿遮梨耶の親教師なる長老世親（Sthavira-Vasubandhur ācārya-Manorathopādhyāyaḥ）此の說を爲すと。

【一八六】契經。雜含十三。

【一八七】無明復た云云は又た餘經の文なり。

【一八八】然らば何故に其の非理作意を此處に言はざるや、恐くは是は十二支の外のものならんと云ふ疑あれば、此を遣ら

るか。

愛無明に例して破す

(一九〇)若し、此れは、彼れと相應するに由ると言はば、(一九一)則ち、愛と無明とも、亦、應に彼れに攝すべし。

設ひ彼れに攝すと許すも、云何ぞ、能く非理の作意の、無明の因たることを證せんや。

(一九二)若し彼れに攝すること、卽ち、因果を證すといはば、愛と無明とも、亦、彼れに攝するが故に、應に別に立てて緣起支とは爲さざるべし。

室利羅多の說

(一九三)餘、復た釋して言はく、餘の契經に、非理の作意は無明の因と爲り、無明は、復た、非理の作意を生ずと說く。[而して]、非理の作意は說いて觸の時に在り。故に(一九四)餘經には、眼と色とを緣と爲して、癡所生の(一九五)染濁の作意を生ずと說けり。(一九六)此れは、受の位に於いて、必らず、

んがために亦た「非理の作意は」云云と言へり、取とは資具を得んがために煩惱の現行せる位を云ふ。而して非理作意は顚倒せる思惟の幻影なれば此の取の中に含まるる、故に無明は無因なるに非ず、又十二支の外に支を立つべきに非ず、又た非理作意は無明の因なるが故に無窮の失なしとなり。

【一八九】此の契經とは、十二因緣を說く緣起經 (Pratītyasamutpāda-sūtra)。

【一九〇】若し此れは彼れとは此れとは非理作意を指し、彼れとは取をいふ。

【一九一】則ち云云。若し非理作意が取中に攝せらるるとせば、愛と無明とも、亦取中に攝せらるるが故に、別立するの必要なきに至らんと。

【一九二】若し云云。非理作意が取中に攝せらるること自身が聽て無明の因たることを證明すと言はば、愛と無明とに關しては同樣に言ひ得べしとなり。

【一九三】餘復た云云。經部中の室利羅多(Śrīlāta)の說。尊者は佛滅四百年頃の出生なり。順正理論卅八には是れを上座の釋といふ。

【一九四】餘經とは雜阿含十一、參照。

【一九五】染濁云云。善の正思惟にあらざるが故に染濁といふ。

【一九六】此れはとは染濁の作意。

無明を引く。故に、(一九七)餘の經に、無明と觸とに由りて生ぜられたる諸の受を緣と爲して、愛を生ずと言ふ。(一九八)是の故に、觸の時の非理の作意は、受と俱に轉ずる無明に緣と爲る。

此れに由りて、無明には、無因の過なく、亦、餘の緣起支を立つることも須ゐず。又、緣起支無窮の失も無し。非理の作意は癡より生ずるが故なり。(一九九)契經に說くが如し。眼と色とを緣として、癡所生の染濁の作意を生ずと。

世親の難

答　餘の經に、(二〇〇)是の如き誠言有りと雖も、(二〇一)然も、此の經の中にて、應に、更に、須らく說くべし。

問　更に說くを須ゐず。

答　如何んが證知するか。

問　理に由りて證知す。

答　何等をか理と爲す。

【一九七】餘の經にとは雜阿含二、參照。

【一九八】是の故に云云。この師の意見を簡單に述ぶれば、非理の作意は、觸の成ずる位に生ずるものなり。卽ち根境識三和合の位に觸成ずとは、我宗(經部)の主張する所なるが、非理の作意は、此際、その觸と伴ひて無明を因として起るなり。而してこの觸と伴へる非理作意が、觸より受を起し、愛の活動する位に及ぶや、その受を指導して、ここに亦無明を起すの原動力となるに到るなり。經に非理作意は無明に因りて生じ、亦無明の因となるといへるは、實にこの事を指したるものにして、前師の如く之を取に關連して說明するは不可、宜しく觸受に關連してその因果を說明すべきなりと。

【一九九】契經とは、雜阿含十一、參照。

【二〇〇】是の如きとは、非理の作意は無明より生じ、無明は復た非理の作意を生ずといふ文を指す。

【二〇一】然も此の經云云。前の餘經の文證は、立派ならんも、餘の經なれば、更に此の經卽ち前に擧げし大緣起經に因りての無明と老死との間に連環的關係あること說明すべしと要求したるなり。

室利羅多答

(二〇二)無明を離れたる受は、能く愛の緣と爲るに非ず。阿羅漢の受は、愛を生ぜざるを以ての故なり。(二〇三)又、無倒の觸は、能く染受の緣と爲るに非らず。(二〇四)亦、無明を離れては、觸、顚倒と成る可きに非ず。阿羅漢の觸は、顚倒に非ざるが故なり。是の如き理を證と爲すに由るが故に知るなり。

世親破す

若し爾らば、便ち、應に大過の失有るべし。(二〇五)諸、正理に由りて、證知を得べくんば、一切、皆、應に、更に說くことを須ゐざるべし。故に、彼れの說く所は、釋難を成ぜず。

世親緣起經の意を釋す

然ども(二〇六)上に言ふ所の經に、別に老死に、果有り、無明に、因有ることを說かざれば、生死は、便ち、終始有ることを成ずといふ。此の難は、理に非ず。經の意は別なるが故なり。亦、所說の理は、圓滿せざるにも非ず。(二〇七)

【二〇二】無明を離れたる云云。無明を根本とする受にあらざれば愛(無明)を生ずる力なし。故に受は愛に緣たりといふ緣起觀中には、受の背後に無明を豫想すと見ざるべからず。卽ち無明を因とする非理作意は、觸受を通じて無明の緣たることは、道理上然るべきことなり。

【二〇三】又、無倒の觸云云。觸の位に非理の作意有ることを示す。

【二〇四】亦無明を離れては云云。觸の時に、無明有るに由りて顚倒を成ずることを示す。

【二〇五】諸正理に云云。若し單に理によりて證知すべくんば、十二因緣も亦、皆理を以て證すべく別に經證を要せざることとならん。かくして遂には一切の經文を度外視し去るの過失を來たさんと。之れ敵者たる上座(經部)が大緣起經によりて說明するを拒みたる點を擧げて、その非理を指摘せんとしたる論法なり。

【二〇六】上に言ふ所云云。緣起經等のただ十二支を說きたるものを指す。

【二〇七】論主は、前述の如く、古世親や室利羅多の提唱したる無始無終論の理由を駁したれど、併し、經の十二支の說は有始有終論にありとか、又は未だ不完全を免れずといふが如き結論にはならずといふにあり。

問　所以は何。

答　此の經は、但だ、所化の者の、三際の愚を除かんと欲するが故のみ。「謂く」、所化の者は、唯、是の疑を生ずるに由る。云何にして有情は、三世に連續するか。謂はく、前世なり今世生ずることを得、今世、復た、能く後世を生ずと。如來は、但だ、彼の疑情を除かんが爲めに、十二支を說く。「是れは」、前に、已に辯ぜるが如し。謂はく、前後中際に、他の愚惑を遣らんが爲めなりと。(二〇八)世尊の、諸比丘に告げて言ふが如し。吾れ、當に汝が爲めに、緣起法と緣已生法とを說くべしと。

第二項　緣起法と緣已生法

問　(二〇九)此の二は、何なる異あるか。

答　且らく、(二一〇)本論の文には、此の二は別なし。倶に、一切法を攝すと言ふを以ての故に。

難　如何にして、未來の、未だ、已に、起らざる法を、過現と同じく、緣已生と說く可きか。

【二〇八】世尊云云。雜阿含十二に曰はく、世尊告ニ諸比丘一、我今當レ說ニ緣起法法說義說一、諦聽善思、當ニ爲レ汝說一、云何緣起法法說、謂此有故彼有、此起故彼起、謂緣ニ無明一行乃至純大苦聚集是名ニ緣起法法說一、云何義說、謂緣ニ無明一行者、彼云何無明、若不レ知ニ前際一、不レ知ニ後際一、不レ知ニ前後際一、不レ知レ內、不レ知レ外云云。

【二〇九】此の二とは緣起法と緣已生法。

【二一〇】本論。品類足(六)言、云何緣起法、謂一切有爲法、云何緣已生法、謂一切有爲法、故此二無レ別(婆沙二十三、)

反難

云何にして、未來の、未だ、已に作さざる法を、過現と同じく、說きて(三一)有爲と名くることを得るか。

初難者釋

(三二)能作の思の力の、已に造するに由るが故なり。

世親復難

(三三)若し爾らば、無漏は、如何にして、有爲なるか。

答

(三四)彼れも、亦、善の思の力の、已に造するが故なり。

難

(三五)若し爾かく得に就かば、涅槃も、應に然るべし。

世親正釋

理實には、應に(三六)種類に依りて說くと言ふべし。未だ變壞せざるも、亦、色の名を得るが如し。種類の同じきに由りて、說く所に失なし。然るに、今、正しく契經の意を釋せば、

頌に曰はく、

【三一】有爲(Saṃskṛta)とは正しくは已作の義なり。緣已生と云ふと同轍なれば、有爲を例示して難ず。

【三二】能作云云。未來の異熟法は能已作に非ざれども、能く異熟を作る思の現の所造なるが故に、有ると名くとの意。

【三三】若し爾らば云云。若し思の異熟因の力の所造なるが故に、有爲と名くべくんば、未來の無漏は、異熟因の所造に非ず。云何にして、有爲と名けんかとの難意。

【三四】彼れも云云。彼の未來の無漏も行者の修善の思力の所造なるが故なりとの答意。

【三五】若し爾かく云云。若し汝の如く、無漏法を得するをも已造の義に解するならば、涅槃も亦た得せらるるものなれば是れ亦た已造卽ち有爲と云ふべし。

【三六】種類云云。未來の未已作の位を有爲と名くとは、未と過現と、種類の同じきが故なりとの意。

(二七)此の中の意は正しく說く、因は起、果は已生なり。

縁起　論じて曰はく、諸支の因分を說きて(二八)縁起と名く。此れを縁として、能く果を起すに由るが故なり。

縁已生　諸支の果分を(二九)縁已生と說く。此れ、皆、縁に從りて、生ずる所なるに由るが故なり。

是の如くにして、(三〇)一切の、二の義、倶に成ず。諸支に、皆、因と果との性有るが故なり。

外人の難　(三一)若し爾らば、安立すること、倶に成ぜざるべし。

答　爾らず。所觀に差別有るが故なり。謂はく、若し、此れを觀じて、縁已生と名くるときは、即ち、斯れを觀じて、復た、縁起と名くるには非ず。猶ほし、因と果と、父と子と等の名の如し。

【二七】頌の舊譯。
此中縁生因、所レ生已名レ果。
此の契經に縁起、縁已生といふに關して上の如く異說有るも、その正意は、十二支の各支が、能く後を生ずる點に於て因の義を有し(縁起)、又、前支より各生ずるが故に果の義を有するが故に(縁已生)、縁起、縁已生といふもの也。

【二八】縁起云云。十二支の、能く後支を生ずる義、之れを因と名け、此れを縁として能く後の果を生ずる故に縁起と名くるなり。

【二九】縁已生云云。前より生ずる義、之れを名けて果と爲す。此の果は皆縁より生ずるが故に縁已生といふ。

【三〇】一切の云云。是の如く、一切十二支は皆因果の義有るが故に、縁起、縁已生の二義は皆成ずと云云の意。

【三一】若し爾らば云云。十二支の各支は因となるときは果とならず、果となる時は因と爲らざるが故に、因となり、果となる二義は倶に成じ難しとの難意。

尊者望滿の說

(三二)尊者望滿の意は、謂はく、諸法の、是れ、緣起にして、緣已生に非ざる有り。應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、(三三)未來法。第二句は、謂はく、(三四)阿羅漢の最後心の位の過現の諸法。第三句は、(三五)餘の過現法。第四句は、(三六)諸の無爲法なりと。

經部の說

經部の諸師は、是の如きの(三七)白を作さく、(三八)此の中に說く所は、己れの情を述ぶると爲んか。是れ經義なりと爲んか。若し、是れ經義なりといはば、經義は然らず。

所以は何。

且らく、前に說く所の、(三九)分位の緣起十二の五蘊を十二支と爲すことは、契經に違背す。經に異說するが故に。(三〇)契經に說くが如し。云何が無明となす。謂はく、前際の(三一)無智なり。

【三二】尊者望滿（Pūrṇāśa）の意にては、因より已に生ずるを緣已生の法と名け、他の果の爲に因となるを緣起と名けるものなり（婆沙廿三、順正理論二十八等論）。

【三三】未來の有爲法は後に因となりて法を生ずる故に緣起と名く、（緣起にして緣已生にあらず）。

【三四】阿羅漢最後心の位の蘊は因より生ずるが故に緣已生なれど、後を生ぜざるが故に緣起と名けず。（緣已生にして緣起にあらず）

【三五】餘の過去現在の有爲法は緣より生ずるが故に緣已生にして、能く後の法を生ずるが故に緣起なり。（緣起にして緣已生なり）。

【三六】無爲法は二義俱に闕くるが故に何れとも名けず。

【三七】白とはJñapti にして世俗に云ふ「聲明」と同義なり。

【三八】分位緣起と望滿の四句とを指す。

【三九】分位云云。分位の緣起說にて五蘊を各支の體と解したるは、經に違すとなり。これ經部は無明を經的に見て智明に解して而も智のなきことと自身に外ならずと主張するによるなり。

【三〇】契經。雜阿含十二、（辰二）參照。

云何無明、若不レ知二前際一、不レ知二後際一、不レ知二前後際一、不レ知二於內一、不レ知二於外一、不レ知二內外一、不レ知レ業、不レ知レ報、不レ知二業報一、不レ知レ佛、不レ知レ法、不レ知レ僧、不レ知二苦集滅道一、因果、善不善、有罪無罪、……劣勝皆悉不レ知、是名二無明一、緣二無明一行、行者有二三種一、身行口行意行、識

と。乃至、廣く說けり。(三三一)此れは了義の說なり。抑へて不了義と成さしむ可からず。故に、前に說く所の分位の緣起は、經の義と相違すと。

有部の救

一切の經は皆、了義の說なるにあらず、(三三三)亦勝に隨ひて說くこと有り。(三三四)象迹喩經の如し。云何が內の地界なる。謂はく、髮毛爪等なりと。[卽ち]彼れには、餘の色等の法も無きに非ずと雖も、而も、勝に就いて說けるのみ。此れも、亦、應に爾るべし。

經部破す

引く所は證にあらず。(三三五)彼の經の中には、地界を以て、髮毛等を辯ぜんと欲して、非具[足]の說を成ずるにはあらず。然るに、彼の經の中には、髮毛等を以て、地界を分別するものにして、(三三六)地界は髮毛等を越ゆること有るにあらず。故に、(三三七)彼の契經は、是れ具足して說くも

者謂六識身、名色者受想行識四無色爲レ名、四大及所造名レ色、是名二名色一、六入處者眼耳鼻舌身意處、觸者六觸身、受者三受、苦樂不苦不樂受、愛者三愛、欲愛色愛無色愛、取者四取、欲取見取戒取我取、有者三有、欲有色有無色有、生者若彼彼衆生、彼彼身種類生、超越和合出生、得二陰界入所一、得二命根一、是名レ生、老死者、老謂髮白、支弱背僂、造行羸劣是名レ老、死謂彼彼衆生身壞壽盡名レ死、此死前老是名二老死一云云。

【三三一】唯だ無智とのみ言ひて其他の蘊を言はず。

【三三二】此れは了義云云。佛の眞意を完全に示したるを了義說といひ、一時の便宜的說明を不了義說といふ。無明を無智と說ける經說は佛陀の眞意なり、强ひて便宜的不了義說と推しつくべからずと主張す。

【三三三】亦勝云云。佛陀の說法は常に必ずしも完全を期したるものにあらずして、時には便宜的に特長のみを擧げて說明したることもあり。

【三三四】象迹喩經は、中含第七にあり、此中に內の地界（外の地界は大地、內の地界は肉體）を說くに髮毛等といへるは、暫らく便宜的に特長を擧げたるに過ぎず。

【三三五】彼の經云云。これ經部は、象迹喩經にある內の地界に關する說明の了義なることを證明して、依つて以て前の雜含第十二の無智說も亦、了義說なるを反證せんとしたるものなり。それによれば彼の象迹喩經の毛髮の例は、狹き地界を以て廣き毛髮（地界はただ一大なれど毛髮は四大よりなる）を辨別せんが爲めと解す

のなり。

(二三八)此の經の說く所の無明等の支も、亦、應に彼「の象迹喩經」の如く、具足の說と成るべし。(二三九)所說を除きて、外に、復た、餘有ること無し。

有部の難

豈に、地界は、髮毛等を越えて、涕淚等の中にも、(二四〇)其の體は、亦、有らずや。

經部の釋

涕淚等も、皆、亦、說きて、彼の經に在り。復た、身中の餘物有りと說くが如し。設し、復た、(二四一)彼れに同じとするも、「無明支を離れて」餘の無明有らば、今、應に、顯示すべし。

有部を責む

若し「經が」、(二四二)異類を引きて、無明の中に置かば、此れ何の益か有らん。

(二四三)諸の位に於いて、皆、五蘊有りと雖も、然も、此れの有無に隨ひて、彼れ、定んで、有無ならば、此の法をのみ立てて、(二四四)彼の法の支を爲す

れば不具足說となれど、實は廣き毛髮を以て、その一要素としての地界を辨別せんとしたるものなれば、完全說なりなりと。

【二三六】地界は毛髮云云。地界は狹く毛髮は廣き故、地界は毛髮の範圍以外に涉らぬといふ義。

【二三七】經部師所引の經。

【二三八】有部所用の緣起經。

【二三九】所說云云。無明、行、識等と說けるは完全無缺の說にして、此に足すべきもの更になし。故に此各支を一一五蘊と見るは不可なり。

【二四〇】其の體とは地界の體。地界は單に髮毛等に止まらず、涕淚等の中にも有り。故に上の經は理として了義の說に非ずとの意。

【二四一】彼れに同じくとは、有部が經を釋する如く、髮毛等の外に地大あるが如く、無明支の外に、他の無明有らば、それを示すべしとの意。

【二四二】異類云云。有部は上の如く、無明等十二支と倶なる五蘊を十二因緣と立つと說くが、斯の如きは無明と異れるものを無明の中に入れるものにして、何の益もなからん。

【二四三】諸の位に云云。例へば無明位に色等の蘊有りと雖も、行の生ずるは必ず唯無明によりて、無明あれば行あり、無明無ければ行なし。故に無明を立て、支と爲す。受等は然らず、例せば阿羅漢には受等ありと雖も、識等を生ずる行なきが故に、受を立てて行を生ずる支とは爲すべからず。

【二四四】彼の法とは、果たる法をいふ。

可し。(二四五)或は、五蘊有りとも。而も、行と、福と非福と不動との行に隨ふ識と、乃至、愛等と有ること無し。是の故に、經の義は、(二四六)即ち、我が說く所の如し。

經部望滿を破す

(二四七)所說の四句も、理、亦、然らず。若し、未來の諸法にして、緣已生にあらずんば、便ち、契經に違す。(二四八)經に說かく、云何んが緣已生の法なる。謂はく、無明行より(二四九)生老死に至ると。

(二五〇)或は、二は未來に在りと許さざるべきも。是れは、則ち、前に立つる所の三際を壞す。

分別說部の論を破す

(二五一)有るが說く、緣起は、是れ、無爲法なり。(二五二)契經に、如來、世に出づるも、若しくは世に出でざるも、是の如き緣起の法性は常住なりと言ふを以てなりと。

【二四五】或は云云。阿羅漢には五蘊ありとも煩惱無きが故に、行なく、福等の諸行の結果として再生するを無ければ、結生の識もなく、愛取有等皆無し。五蘊を無明等の體となし能はざる理由はここにも明ならんと。

【二四六】即ち云云。無明を無智と說く經義の了義なることをいふ。

【二四七】所說云云。先きに望滿は緣起と緣已生に關して四句分別を有したるが、それも非なりと駁するなり。

【二四八】經とは雜阿含第十二。

【二四九】生老死は已に未來に在り而も經は之れを緣已生と名く。これ望滿が未來法を緣起にして緣已生にあらずと分別したことの誤りを示す證ならずやとなり。

【二五〇】或は云云。假令救釋して生老死は未來に在るに非ずと轉計せんとも、之れは望滿の屬宗たる有部が、十一支を三際に配分することに悖る。

【二五一】有るが說く等。婆沙前二十三には、分別論者の說といふ。宗輪論には大衆部說くといふに當る。大衆部は緣起無爲といふを立つ。論事によれば之を主張したるは化地部及び東山部なり(K. V. 62)。稱友は化地部と云ふ。

【二五二】契經云云。雜阿含十二に曰はく、云何因緣法、謂此有故彼有、謂緣無明行、緣行識乃至如是、如是純大苦聚集、云何緣生法、謂無明行、若佛出世若不出世此法常住、法住法界、彼如來自所覺知、成等正覺、爲人演說開示顯發、謂緣無明有行、乃至緣

世親破す

（二五三）是の如き意に由らば、理は、則ち、然るべし。若し、別の意に由らば、理は、則ち、然らず。

分別論者徵

云何なるは是の如きの意にして、云何なるは別意と爲す。而して然るべく、及び然る可からずと說くか。

世親の答

謂はく、若し（二五四）意に、如來の、世に出づるも、若くは世に出でざるも、行等は、常に、無明等に緣りて起り、餘の法に緣るにあらず。（二五五）或は、復た、緣無きが故に、（二五六）常住と言ふと說かば、是の如き意にて說かば、理は則ち然る可し。（二五七）若し、意に、別の法體有り 名けて緣と爲す。湛然として常住なりと說くと謂はば、此の別の意にて說かば、理は、則ち、然らず。

分別論者の解の非理

所以は何。（二五八）生と起とは、倶に、是れ、有爲の相なるが故に、（二五九）別の常法は、無常の［物の］相と爲る

ｿ生有ニ老死ニ（辰二）、即ち之によれば緣起の法則によつて支配せらるる現象は有爲法なるも、緣起の法則は不變常住なるを以て無爲法とせざるべからずと。

【二五三】是の如き云云。理法といふ點よりは緣起法の不變常恆は認め得べきも、それを理體と解するは非なりといふ義。

【二五四】世親の意見。

【二五五】或は復た云云。逆に無明なれば、行苦の起る緣なきことなど云ふ。

【二五六】常住とは此の時には因果決定の義。

【二五七】大衆等等の意見。大衆部は九無爲を立て、その中に緣起無爲を列ね、十二支は法性常住なりと說く。但し十二支分は有爲なれば、各支をそのまま常住と說くには非ず、無明は常に行に緣となりて改變せざるところに無爲と立つるなり。

【二五八】生と起とは第一破。生と起とは同義にして、倶に有爲の相たる四相の隨一なり。此の有爲の相なる生と起とある

こと、正理に應ずべきに非ず。

(二六〇)又、起は必らず、應に起者に依つて立つべし。此の常住の法と、彼の無明等「無常の法」と、何ぞ相關預して、(二六一)此の法を、彼れに依りて、立てて彼れの縁起と爲すと說かんや。

(二六二)又、縁起と名くるは、而も、常に目くと謂ふ。是の如き句義は、(二六三)相應の理無し。

縁起の語の解說

此の中、(二六四)縁起とは、是れ、何の句義なるか。

一、Pratit-ya

(二六五)鉢剌底(Prati)は、是れ、至の義、翳底(Iti)界は、是れ、行の義。先きの助力に依りて、界の義、轉變す。故に、行は、至に由りて、轉變して縁と成る。

二、Samat-yāda

(二六六)參(Sam)は、是れ和合の義、嗢(Ut)は、是れ上昇の義、鉢地(Padi)界は、是れ有の義なり。有は、合と昇とに藉りて、轉

を無爲となすべからず。

【二五九】別の常法とは別體ある常法即ち無爲法。

【二六〇】又起は云云。第二破。物の起るは、必ず起る所の原因に依存す。然れば無常法の起るに、いかで常住法を本因と立つるを得んやとなり。

【二六一】此の法云云。此の法とは常住法を指し、彼れとは無常法を指す。

【二六二】又縁起云云。第三破。能詮所詮相乖反する破。即ち縁起といふは已に無常といふ意味を含み居るに、之を常といふは、言葉の用法に於て已に矛盾すといふ意。

【二六三】相應の理なしとは、語(句)と內容(義)と一致せずとの義。

【二六四】縁起を梵には、鉢剌底翳底參嗢鉢地(Pratityasamutpāda=Prati-itya-sam-ut-pāda)といふ。今はこの語の解剖によりて縁起の意味を明にせんとするなり。

【二六五】鉢剌底云云。先づPratītya より解釋するに、こはPrati (鉢剌底)といふ接頭辭(字縁といふ)と文典上の語としてはIti(翳底)といふ語根(字界といふ)より成る。其中、Prati は接頭辭なれば、獨立しては意味を有せざれど、語基と合する際は towards, near to, against などの意味を持たしむる語なれば、今は near to の意味をとりて至と解したるなり。次ぎには行の義。此に Tya (已りて)の語尾を加へたり、而して兩語の合したる Pratītya が縁といふ意味になる理由は I の行が Prati (經)によりて規定せられ Pratītiにて「至り行く」即ち「たよる」「縁る」と云ふ義とな

變して起と成る。〔而して〕、(二六七)此に依りて、有の法の、緣に至り已りて和合するに至るに昇起する、是れ、緣起の義なり。

聲論師(文法家)の難

(二六八)是の如き句義は、理、應に然るべからず。所以は何。

一の作者に依りて、(二六九)二の作用有らば、前の作用に於いて、應に已の言有るべし。一人有り。浴し已りて、方に食するが如し。

(二七〇)少しの行法の、起の前に有ること在りて、先きに緣に至りて、後時に、方に起ること無し。作者無くして、作用の有る可きにあらざるが故に。

頌を說きて曰はく、

(二七一)緣に至ること、若し起の先ならば、

れるなり。此に「ya を加ふれば、緣り已りて」の義となる。

【二六六】參は云云。次ぎに Samut-pāda を解するに、こは Sam (參) Ut (嗢) の二接頭辭と Pad (文典上の語としては Padi 鉢地)といふ字界とより成立したる語なり。而して Sam は總又は合の意味を持たしめ、Ut は上昇の意味を持たしむる語なることは、本論にある通り。Pad は有の義。この三字を合して起となる所以は、有が參(和合)と嗢(上昇)とに規定せられたる結果にして、物をして和合し上昇せしむることは聽て起なりといふこころより來たれるものとす。

【二六七】此に依りて有の云云。緣と起との合釋なり。緣起とは所詮、物(有)が緣りて和合上昇即ち生起することなり。

【二六八】是の如き句義云云。聲論師(Śābdika) 即ち文法家の難なり。

【二六九】緣る作用と起る作用とを云ふ。一に此の二作用あらば「緣り已りて起る」と云ふべしとなり。

【二七〇】少しの行法云云。前の理由なり。ここに起の前とは未來の義。文の意味は如何なる法なりとも起る以前にありて先づ緣に至り、次ぎにその力によりて現在化すとは許し得ずといふにあり。

【二七一】緣に至る、舊譯能至先ニ於生一、無レ有故不レ然、俱言亦不レ然、由下事約中前後上この頌文は、世親が聲論師の難意を取つて造れるなり。謂く、法の緣に至ることが、若し先に緣に至りて後に生ずと言はば、こは道理に合せず。何んとなれば作者なき作用は

有に非ざるをもつて、理に應ぜず。

若し倶ならば、便ち已を壞す。彼れ應に先きに說くべきが故に。

經部通守問

是の如きの過無し。且らく、應に、聲論の諸師を反詰すべし。法は、何れの時にか起る。現在に在りと爲せんや。〔將た又〕未來に在りと爲んや。

聲論師徵

設し爾らば、何の失かある。

經部出過

〔三三〕起、若し、現在ならば、起は、已生に非ず。如何ぞ現と成らん。現に、是れ、已生ならば、復た如何にして起らん。已に生ぜるもの、復た、起らば、便ち無窮を致すべし。起、若し、未來ならば、爾の時には未だ有らざる可し。何ぞ、作者を成ぜん。作者、既に、無くんば、何ぞ、作用有らん。

有にあらざるが故なり。若し緣に至ることと法の生起とが同時なりと言はば之も至當ならず。何んとなれば、同時なりとすれば、前に緣に至り已りて和合する云云といへる、「已」の意味が成立せざることになればなり。「已」といふ語は、必ず先きなることを說く語なり。これ即ち聲論が經部の緣起の解釋を破れる頌なり。

【三三】起若し云云。ここに起るといふは正しく起りつつある位にて、未だ完了せざるを意味し、現在とは已に生ぜる完了の位を意味す、論破の出發點は即ちこの兩者の關係にあるが故に、術語に注意するを要す。經部師謂へらく、物の生起せんとすることは、若し現在にありと言はば、こは非なり。何んとなれば起ることは、已に生じ了はれることにあらざれば現在といひ得ざればなり。已に現在といひ得るならばそは已生なるを以て、已生の法がいかにして、生起すといひ得べけん。若し已生法が起ると言はば、起を前提として已生あり、已生を前提として起ありといふことになり、結局循環論にならん、故に起は現在にありといふ說は成立せず。然らばそは未來にありと言はばいかにといふに之も亦非理なり。何んとなれば汝の宗に依るに、未來には作者の體未だ有らず、故に生起の作用あるべき筈なければなり。

〔二七三〕故に、起る位に於いて、卽ち、亦、緣に至る「と言ふべし」。

起る位とは何。

経部師釋

謂はく、未來世に、諸行の、正しく起るとき、卽ち、此の位に於いて、亦、緣に至ると說くなり。

聲論師を破す

又、聲論師の、妄に安立する所の、作者と作用とは、理實に成ぜず。「謂く」〔二七四〕是の作者有りて、是の作用を起すと。此の中に於いて、作者ありて、起の作用に異にして、眞實に得可きことを見るに非ず。

〔二七五〕故に、此の義言は、「世」俗に於いても、謬無し。

結歸

此の緣起の義は、卽ち、是れ說く所の、「此れ有るに依るが故に、彼れ有り。此れ生ずるが故に彼れ生ず」と云ふことなり。故に、應に彼れを引いて、緣起の義を釋すべし。故に、頌を說いて曰はく、

〔二七六〕有に非ざれども、而も起るが如く、

【二七三】故に云云。經部の自說にして、緣に至りて生起すといふは、所詮前後ある意味にあらずして、起ることと緣に至ることとは同時なり。つまり物の起ることを規定する所以の法則は緣なりと言はんとするなり。

【二七四】是の作者云云。作用以外に別に作者のあるといふことは、見得べからず、體用は一體不離なりといふ義

【二七五】故に此の義言云云。義言とは上の「諸行の正しく起るとき、卽ち此の位に於て、亦緣に至る」と說くと言ふを指す。此の言は、佛法よりすれば勿論、眞實なれど、世俗の文法的解釋よりしても謬りなしと結べるなり。

【二七六】頌の舊譯。

如不有得生、至於緣亦爾、
若已生得生、無窮由已有。

初の四句は、上來已に「起」と「緣に至る」とは同じきことを論證したるを以つて、此の宗義に坐して特色を頌したるなり。謂く非有が起ると云ふも非有が緣に至ると云ふも同じことなり。又た有は已生が生

縁に至るも、應に、亦、然るべし。或は先に生じ已りて起らば、無窮なり。或は先に有ると有に非ざるとあり。倶も亦已と言ふこと有り。燈至り已りて闇滅すといふ。及び口を開き已りて眠るといふ。若し後に眠らば應に閉づべし。

經部の上座の說

〔二七〕有るは執して、更に、「又」餘の義を以て難を釋す。

一、Pratit-ya

鉢刺底は、是れ、種種の義、醫底界は、是れ、不住の義なり。不住、種種の助に由るが故に、變して縁と成る。

二、Samut-pāda

參は、是れ、聚集の義。嗢は、是れ、上昇の義。鉢地界は、是れ、行の義なり。嗢を先と爲

ずと云はば、其の已生の有を生ずる已生無かる可らざるを以て斯くして無窮に至るの失あり、故に已生が生ずと云ふ可らず、然らば汝等は有が生ずと言はんか、我等も亦有が生ずと云はん。謂く毘婆沙の宗義に依れば未來實有なり、經部宗に依るも未來に生ずべき法の種子實有なるを以ての故に。然る時は汝等が先に言ふ所の「少しの行法の起る前に」云云の言は不當となる。或は有のみ生ずと云はば瓶は泥團等を須たずして先より有るべしと云ふ難あり。されば有のみ生ずと云ふ可らず。以上要を取つて言はば、起と至縁とは同義にして、其の生ずる法は必しも先より有るに局らず、縁和合に因りて新たに起るものもありと也。次の四句は經論師が先に「一の作者に依て、二の作用あらば前の作用に於て應に已の言あるべし」と言へるに對する通釋なり。第六句は梵文に據りて訂正したり。眞諦は「燈至闇滅」と云ふ、晴が先に燈を得て後に滅するに非れども燈至り已りてと云ふが如し、或は此は無間なれども同時には非ずと云ふ難を通じて、又一例を示し「口を開き已りて」云云と云ふ、此は先に口を開き後に眠るに非して、口を開きつゝ眠ることとなり、又或は此は先に口を開き後に眠るなりと云ふ難を通じて更に第八句を說く、若し後に眠れるならば彼は其の時口を閉づべし、然るに口を開きつゝ眠るを「口を開き已りて眠る」と云ふが如し。

【二七】有るは執して云云。經部中の上座卽ち室利羅多一派の

すに由り、行は變じて起と成ると。此れは、種種の緣、和合し已はりて、諸の行法として、聚集して、昇起せしむる、是れ、緣起の義なりと說くものなり。

世親破す

是の如く釋する所は、此[の十二因緣]に於いては、然るべし。(二七八)眼と色と、各、緣と爲りて、眼識を起す等は、此の中、種種の聚集、豈に、成ぜんや。

問、佛陀の緣起緣已生の二句を說ける理由

何が故ぞ、世尊は、前の二句を說けるか。謂はく、此れ有るに依りて、彼れ有り。及び、此れの生ずるが故に、彼れ生ずと。

論主の答

緣起に於いて、決定することを知らしむる爲めの故なり。餘の處に說くが如し。(二七九)無明有るに依りて、諸行、有ることを得、無明を離れては、諸行、有るべきに非ずと。(二八〇)又、諸支の傳生することを顯示せんが爲めなり。謂はく、此の支有るに依りて、彼の支有ることを得、彼の支の生ずるに由るが故に、餘の支生ずることを得と。

釋なりといふ。この派の釋に從へばPratiは種種の義、Iは不住の義、從てPratityaは、種種に動く卽ち物を生起する緣の義となる。次ぎにSamutpāda及びUtは前の解と同じけれどSamを聚集、Padを行、卽ち遷流する者と解したるは前と稍異る所にして、要するに行が聚集上昇するが軈て起の義なりといふにあり。

【二七八】眼と色と云云。種種の行法を聚集生起せしむるといふ解釋は、十二因緣のこの場合には、あてはまれど、凡てに適應する解釋にあらず、例へば眼と色とが各緣となりて眼識を起す際は眼根を緣とし、色を緣としての義なるが、其の眼根は唯一なり、聚集とは言ひ難かるべし。これも其の解釋にあらずとなり。

【二七九】無明有る云云。決定相の第一釋。十二支の各各相屬し相待つこと決定す。

【二八〇】又、諸支云云。決定相の第二釋。生有決定の相屬相待を明す。傳生とは展轉相生の義なり。

（二八一）又、三際の傳生を、顯示せんが爲めなり。謂はく、前際有るに依りて、中際有ることを得、中際の生ずるに由るが故に、後際生ずることを得と。

（二八二）又、親傳の二縁を顯示せんが爲めなり。謂はく、無明の、（二八三）無間に果を生ずる有り。或は、展轉の力によりて諸行方に生ず。

異説

有る（二八四）餘師の釋すらく、（二八五）是く如き二句は無因、常因の二論を破せんが爲なり。謂はく、（二八六）因無くして、諸行は有る可きにあらず。（二八七）亦、常なる（二八八）自性我等は、生因無きに由るが故に諸行は生ずることを得るには非ずと。

世親の破

（二八九）若し爾らば、便ち、前の句の、無用なることを成ず。但だ、後の句の、「此れ生ずるが故に、彼れ生ず」といふに由りて、能く、具さに、前の無因常因を破し「得」るが故なり。

【二八一】又、三際の云云。決定相第三釋。三世の相待相屬の決定せる相を明す。

【二八二】又、親傳の二縁云云〕決定相の第四釋。親（親縁とは無明の無間に染汙の行生ずるが如し、或は無明は行の親縁なるが如し）傳（傳縁とは無明より展轉して善の行生ずるが如し、或は無明は識等の傳縁なるが如し）の二縁の相待決定することを明す。

【二八三】無間とは親縁。展轉とは傳縁に約す。

【二八四】餘師とは經部の異師長老世鎧（Sthavira-Vasuvarman）の說。

【二八五】是の如き二句とは上の此有るが故に彼有り等の句。

【二八六】因なくして云云。初の此あるによりて彼ありの句は無因論に對すと解す。

【二八七】亦常なる云云。後の彼生ずるによりて之れ生ずは常因論に對すと見る。

【二八八】自性我等云云。數論は萬有は自性（Prakṛti）より生ずと說き、而も其自性を變化はすれども、自體は常恒なりと主張す。又多くの外道は、我（Ātman）を常住と說き、吠檀多派の如きは之より萬有開展すといふ。

【二八九】若し爾らば云云。前の常因無因に對すと見る解釋に對する論主の評破なり。

二句と勝

〔二九〇〕然も、或は、執する有り。我あり。依と爲りて、行等有ることを得。無明等の因分の生ずるに由るが故に、行等、生ずることを得と。是の故に、世尊は、彼れの執を、除かんが爲めに、〔二九一〕果有れば、即ち、生因に依る、〔我に由るに非ず〕と決判せり。

若し此れの生ずるが故に、彼れ生ぜば、即ち此れの有なるに依りて、彼れも有るなり。果は別に餘因に依ること有りと謂ふに非ず。謂はく、無明は行に緣たり。乃至、是の如くにして、純ら大なる苦蘊の集なり。

經部軌範師の說

軌範の諸師は、釋すらく、此の二句は、因果の〔二九二〕不斷と、及び、生とを顯はさんが爲めなり。

謂はく、無明の斷せざるに依りて、諸行も斷せず。即ち無明の生ずるに由るが故に、諸行生ずることを得、是の如く、展轉して、皆、應に廣く說く可しと。

室利羅多の說

〔二九三〕有るは釋すらく、因果の住と、生とを顯さんが爲めなり。謂はく、乃至、〔二九四〕因の相續して有なれば、果も、相續して、亦有なり。及び、即ち〔二九五〕因分生ずるに由るが故に、諸の果分も亦生ずと。

【二九〇】然も云云。兩句にて無因常因を破せりといふ解は必ずしも當らざれど、又その中に外道說を破するの意を寓するは事實なり。

【二九一】果あれば云云。前句の此れあれば彼ありといへるは、行の我に依りてあるといふ說を破したるもの、此れ生ずるにより彼生ずとは、行が無明を動力因として生ずといふ說を破したるものと解す。

【二九二】不斷は前句、生は後句。

【二九三】有るは云云。順正理論卅五には上座徒黨といひ、光師は上座同學解といひ、寶師は唯經部の異師の說といふ。稱友に依れば室利羅多なり。

【二九四】經の第一句の釋。

【二九五】經の第二句の釋。

世親破す

（二九六）此〔の縁起〕は、生を辯ぜんと欲するもの、何に縁りてか住を説かん。又、佛は何の故に、〔四相の〕次第の説を破り、先づ住を説き已りて、後に生を説かんや。

室利羅多の釋

（二九七）復た、有るが釋して言はく、此れ有るに依りて、彼れ有りとは、果の有るに依りて、因の滅すること有り。此れ生ずるが故に、彼れ生ずとは、果の、因有ること無くして生ずるかと疑はんことを恐れてなり。是の故に、復た、「因の生ずるに由るが故に、果、方に起ることを得」といふ。因無きことを謂ふに非ずと。

世親破す

（二九八）經の義にして、若し、然りとせば、應に是の説を作すべし。此れの有るに依りて、彼れは無と成ると。

（二九九）又、應に先づ因の生ずるが故に、果生ずと言ひ已りて、後、乃ち、果有るに依りて、因は無となると説くべし。

（三〇〇）是の如き次第を、方に善説と名く。若し此れに異らば、縁起を辯ぜんと欲するに、何の次第に

【二九六】此〔の縁起〕は云云。二破有り。

一、此經に縁生を説くは、生を轉ぜんとするものにして住を説かんとするものにあらず、汝は生の外に住を説かんとするにありといへるは非なり。

二、先にその生を説きて、次に住を説くとこそ云ふ可けれ、何ぞ先に住を説きて、然る後、生を説くことあらんや。

【二九七】復た有るが釋して云云。順正理論には上座といふ。寶師は經部の室利羅多の説と解す。

【二九八】經の義にして云云。(一)に前師が果有るに依りて因の滅すること有るを顯はすとの解に對す。

【二九九】又、應に等。(二)説き方の次第を難ず。

【三〇〇】是の如き次第云云。經の意味が、汝の解する如くならば、かかる順序にて説くべき筈なり。何んとなれば、それは善き順序の説なればなり。而も然らざるは汝の解するが如き意味にあらざればなりとの反意を含む。

依りてか、先づ因の滅を說かん。故に、彼れの釋する所は、此の經の義に非ず。

復た、次に、云何んが無明、行に緣たり、乃至、廣く說きて、生、老死に緣たるや。

第三項　世親の十二因緣

論主の正解

〔三〇一〕我れ、今略して、顯はして、經義に符順せん。

謂はく、諸の愚夫は、緣生の法に於いて、〔三〇二〕唯、行なるを知らず。妄りに我見と、及び、我慢との執を起し、自ら樂と非苦樂とを受けんが爲めの故に、〔三〇三〕身等、各、三種の業を造作す。謂はく、自身、當の樂を受けんが爲めの故に、諸の福業を造り、當來の樂、非苦樂を受けんとの故に、〔三〇四〕不動業を造り、〔三〇五〕現の樂を受けんとの故に、非福業を造る。是の如きを名けて、無明、行に緣たりと爲す。

無明—行

引業の力に由りて、〔三〇六〕識の相續して流るること、火焰の行くが如く、彼彼の趣に往いて中有に憑附し、所生に馳赴して、生有の身を結するを、行、識に緣たりと名く。

行—識

若し此の釋を作さば、善く契經に、識支を分別して、六識に通ずとするに順ず。

【三〇一】我れとは世親が自ら朋黨し、且つ代表せる經部の說を指す。

【三〇二】唯行云云。一切緣生の法は凡てただ無常遷流の五蘊なり、之を行といふ。この事を知らざるは卽ち無明なり。

【三〇三】身等云云。身語意の各福非福不動の三業。

【三〇四】不動業。禪定業をいふ。

【三〇五】現の樂云云。惡業をなして現在の快樂を受けんとすること。

【三〇六】識云云。經部にては中有に六識具備すと說き、之れを識支と立つ。(有部は結生の一刹那を識支と立つ。)

識—名色

識を先と爲すが故に、此の趣の中に於いて、名色、生ずること有り。(三〇七)五蘊を具足して展轉相續し、一期の生に遍ず。(三〇八)大因緣、(三〇九)辯緣起等の諸經に於いて、皆、是の如きの說有るが故なり。

名色—六處

是の如く、名色の、漸く、成熟する時、眼等の根を具するを、說きて六處と爲す、

六處—觸

次に、境と合して、卽ち識の生ずること有りて、(三一〇)三和の故に、順樂等の觸有り。此れに依りて、

觸—受—愛

便ち、樂等の三受を生じ、此の三受より、(三一一)三愛を引生す。謂はく、苦の逼るに由りて、樂受に於いて、欲愛を發生すること有り。或は、樂と、非苦樂との受に於いて、色愛を發生すること有り。或は、唯、非苦樂受に於いて、無色愛を生ずること有り。

愛—取

受を欣ぶ愛より、(三一二)欲等の取を起す。

四取

此の中、欲とは謂はく、(三一三)五妙欲なり。見とは謂はく、(三一四)六十二見なり。(三一五)梵網經に廣く說けるが如し。戒とは、謂はく、惡を遠離する戒なり。(三一六)禁とは、謂はく、狗牛等の禁にして、諸の(三一七)離繫、及び、婆羅門、(三一八)播輸鉢多、(三一九)般

【三〇七】五蘊を具足云云。經部にては、初生より、死有迄を皆名色と名け、その名色の上に更に餘の支を立つ。

【三〇八】大因緣經とは中阿含廿四初。

【三〇九】辯緣起の諸經とは雜阿含因品（第十二卷）巴利Saṃyutta Nikāya 12 Hetu Vagga. 等、一般に十二緣起を說く諸經のこと。

【三一〇】三和とは根境識、三の和合なり。

【三一一】三愛とは欲色無色の三界の受の不同なるによつて愛も三界に異有り。

【三一二】欲等の取とは四取。四取とは(一)欲取、(二)見取、(三)戒禁取、(四)我語取なり。次下の文に釋する如し。

【三一三】五妙欲とは色聲香味觸の五境。

【三一四】六十二見（Dvaṣaṣṭi dṛṣṭayaḥ）とは內外六十二種の異論なり。六十二は凡べて有身見を本とし、前際の見に十八、後際の見に四十四、合して六十二となる。前際の十八とは四遍常論、四一分常論、二無因生論、四有邊等論、四不死

利伐羅多迦等の異類の外道が、種種の(三〇)露形、拔髮、杖、鳥鹿の皮、持髻、塗灰、執三杖、剪鬚髮等無義の苦行を受持するが如し。

我語の異說

(三一)我語とは、謂はく、[三界の]内身。之れに依りて我を說くが故に。

有る餘師は說く、我見と我慢とを、名けて我語と爲すと。

云何にして、此の二をのみ、獨り我語とは名くるか。

答 此の二種に由りて、我有りと說くが故なり。[而も]、我、有るに非ざるが故に、說きて我語と名く。(三二)契經に說くが如し。比丘、當に知るべし、愚昧無聞の諸の異生の類は、假の言說に隨ひて、我執を起すも、中に於いて、實に我、及び、我所無しと。

矯亂論、後際の四十四見とは十六有想論、八無想論、八非有想非無想論、七斷滅論、五現法涅槃論なり。詳しくは婆沙論一百九十九及び二百、參照。(收八、九十二頁右以下。)

【二五】梵網經とは梵網六十二見經と稱す。長阿含、梵動經(Dīgha N. No. 1. Brahma jāla sutta)

【二六】禁とは云云。舊譯。猶如執狗牛等行云云。

【二七】離繫とは尼乾子(Nirgrantha)即ち耆那、又は邪命外道等のこと。

【二八】播輸鉢多(舊、波輸波多)(Pāśupata)とは牛主と翻す。シヴ派の一派也。此派の人は頭上に一髻子を持し、體に灰を塗る。故に塗灰外道とも名く。

【二九】般利伐羅多迦(舊、波立婆[Parivrājaka])譯して遍出といふ。出家の義を顯はす。三杖を執持し、衣服瓶盆等の物を擬安し、無義の苦行をなす。

【三〇】露形、拔髮は離繫。杖、鳥鹿(Black antelope)の皮は婆羅門。持髻、塗灰は播輸鉢多。執三杖、剪鬚髮は般利伐羅迦に屬す。

【三一】我語(Ātma-vāda)。之れは内の肉身にして、理實に我語たるに非ざれども、之れによりて我語の起るが故に我語と名く。

【三二】契經とは中阿含十一、王相應品牛末異喩經第四(長五、六十六右)、參照

取の體

前の四種に於いて、〔三三〕取は、謂はく、欲貪なり。故に、〔三四〕薄伽梵は、諸經の中に釋すらく、云何が取と爲す。所謂、欲貪なりと。

取―有

取を緣と爲すに由りて、種種の。後有を招く業を積集するを、說きて名けて有と爲す。世尊の阿難陀に告げて言へるが如し。後有を招く業を、說きて名けて有と爲すと。

有―生

有を緣と爲すが故に、識、相續し、流れて、未來の生に趣き、前の道理の如く、五蘊を具足するを、說きて名けて生と爲す。

生―老死

生を以て緣と爲して、便ち、老死有り。其の相の差別は、廣く說くこと經の如し。

純大苦蘊集

是の如くにして、「純ら」と言ふは、唯、行のみ有りて、我と我所との無きを顯はし、大苦蘊と言ふは、苦の積集に、初無く、後無きことを顯はし、集と言ふは、諸の苦蘊の生ずることを顯はさんが爲めなりと。

〔三五〕毘婆沙の宗は、前に已に說けるが如し。

【三三】取は云云。四取あれどその能取の體は唯貪欲（Chanda-rāga）なり、欲とは未得の妙境を希求すること、貪とは已得の妙境を希求すること。

【三四】薄伽梵（Bhagavān. Bhagavat の主格形）、具德者の義。諸經は雜阿含九等參照

【三五】毘婆沙云云。以上の解釋は經部によれるが故に、かく斷れるなり。

卷の第十（分別世品第三の三）【一】

第七節 無明に就て

第一項 無明の名義

十二支五 釋名 （一）無明

無明とは如なる義か。

謂はく、【二】體、明に非ざるなり。

難

【三】若し爾らば、無明は、之れ眼等なるべし。既に爾らば、此の義をば、明の無きなりと謂ふべし。若し爾らば、無明の體は應に非有なるべし。

答

體有りて［その］義、餘と濫せざることを顯はさんが爲めに、頌に曰はく、

【一】本卷は前卷に述べたる緣起論の引續きにして、言はば其餘論、又は雜論とも見るべきものなり。

【二】體、明に非ざるなり。これは無明を消極的方面より提示したるものにて、その體、明（Vidyā）にあらざるものと漠然と答へたるものとす。

【三】若し爾らば云云。前の體、明にあらずといへるに對する難にして、明は七十五法中、慧の一法なり、無明は明にあらずと言はば、七十五法中、慧を除きし以後の七十四法、卽ち眼等の七十四法なりと言はざるべからず。然らば無明とは畢竟するに、明なきことにして、從つて無明は非有に外ならざるべしとなり。蓋しこれ、經部の難にして、有部の無明を實有と見るに對して、無知の名なりとするが故に、この機會に自己の主張を推し

(四)明の所治は、無明なり。非親實等の如し。

論じて曰はく、諸の親友の所對の怨敵の、親友に相違するを、非親友と名くるが如し。(五)親友に異るにもあらず。親友の無きことにもあらず。

(六)諦語をば實と名け、此れが、對治する所の虛誑の言語をば、名けて非實と爲せども、(七)〔是は〕實と異るものにも非ず、〔又〕實の無きことにも非ず。

等

(八)等と言ふは、(九)非法と(一〇)非義と(一一)非事等の(一二)性の異るにも非ず、無きにも非ざることを顯はさんが爲めなり。

結

是の如く、無明も別に、實體有り。是れは明の所治にして、〔明と〕異なるにも非ず。〔明の〕無きに

立てんとしたるなり。

【四】 頌の舊譯

明翻ニ別無明一　如ニ非親實等一。

無明はその言ひ表はし方が消極的なれども、有部に從へばその體は無に非ずして、實に別體有りて、明(Vidyā)の對治する所となること、恰も非親友といふ時、單に親友に非ざる故に名くるにも非ず、親友の體無なるが故に名くるにも非ずして、實は敵に名くるが如く、乃至、實といふ時諦語に非ざる故に名くるにも非ず、諦語の體無き故に名くるにも非ずして、諦語の對治する所なる一種の別の虛誑語なるものの有るが如し。

【五】 親友に異る等。親友に異る故に非親友といふにも非ず、又親友の體無きが故に非ず、親友といふにも非ず、實は親友と相反する怨敵を意味す。

【六】 諦語(Satya-Vacana?)

【七】 實と異る云云。非實といへばとて、實語以外の凡ての言語を意味するにもあらず、又實なしといふ意味にもあらず、實に積極的に虛誑することを意味す。

【八】 等とは、頌に非親實等とある等の解釋なり。

【九】 非法。不善。

【一〇】 非義。不義。

【一一】 非事。不善の事。

【一二】 性の云云。非法、非義、非事も消極的言ひ表はしなれど、その意味の本性は法等と異るといふ意にも、法等なしといふ意にもあらず、直ちに非法等の特殊的事實ありといふ。

も非ず。

第二項　無明實有論

問　(一三)云何にして然ることを知るか。

答　行の緣なりと說くが故なり。復た、誠證有り。

無明實有體　頌に曰はく、

(一四)說きて結等と爲すが故に。惡慧には非ず。見なるが故に。見と相應するが故に。能く、慧を染すと說くが故に。

經證　論じて曰はく、經に、無明を說きて以て、(一五)結、(一六)縛、(一七)隨眠、及び、(一八)漏、(一九)軛、(二〇)暴流

【一三】云何にして云云。以下無明の別に體有ることを詳說す。蓋し、經量部は無明を染汙の慧の異名にして、無體なりと立て、他の異師の說にも、無明無實體と主張するもの有るが故に夫れ等に對して證を出して、無明實有別體を證す。

【一四】頌の解釋　由說爲結等、非惡明見故、見共相名故、說能染智故、經には無明を說きて、九結の一に數へ、三縛の一とし、十隨眠、四軛等にても常にその一種に數ふ。無體なるものをかく取扱ふべき筈なし。又一類の論者は無明を惡慧の異名に外ならずと解釋せんとすれど、それも非なり。惡慧とには見得ざる三種の理由あればなり。卽ち見なるが故に、見と相應するが故に、慧を染すと說くが故の三理由なり。(この事は長行を見よ)。

【一五】結(Saṃyojana)。

【一六】縛(Bandhana)。三縛。雜阿含三十二、參照。

【一七】隨眠(Anuśaya)。之に七種說と十種說と二說有り。七種說に雜阿含十八、十種說は對法(發智論五十一)說なり。

【一八】漏(Āsrava)

【一九】軛(Yoga)

【二〇】暴流(Ogha)(有の中、三縛を除く外は、

等と爲す。餘の眼等、及び、體の、全く無なるを、說きて結縛等の事と爲すことを得べきに非ず。故に、別法の、說きて無明と名くべきもの有り。

異說

(三一)惡しき妻子を、無妻子と名くるが如く、是の如く、惡慧を無明と名くべし。

世親異說を破す

(三二)彼れは無明にあらず。是れ、見なる有るが故なり。諸の染汚の慧を、名けて惡慧と爲す。中に於いて、見有るが故に、無明にあらず。

救

若し爾らば、(三三)見に非らざる慧を、是れ、無明と許すべし。

破

(三四)爾らず。無明は見と相應するが故に、無明にして、若し慧ならば、見と相應せざるべし。(三五)二慧の體、共に相應すること無きが故なり。又、無明は能く慧を染すと說くが故なり。(三六)契經に言ふが如し。貪欲は、心を染して、解脫せざらしむ。無明は、慧を染して、清淨ならざらしむと。

雜阿含十八、長阿含第八、集衆經、同第九、十等の經に出づ。詳細は隨眠品を見よ。)

【三一】惡しき云云。之れ無明を智的に解釋せんとする一派の主張なり。

【三二】彼れはとは惡慧を指す。此の惡慧の一分中に五見を含む。然るに無明は無智蒙昧を性とするが故に、推度を性とする見と兩立し得べからず。染汚の慧とは、有身、邊執、邪見取、戒禁取の五見をいふ。

【三三】見に非ざる云云。是を除ける以外の惡慧、例せば貪等相應の惡慧は卽ち無明なるべしと。

【三四】爾らずとは慧卽ち無明なること無きことを云ふ。中に二有り。

(一)無明は見と相應する故に、慧に非す。

(二)無明は能く慧を染するが故に、無明卽ち慧なるを無し。

【三五】二慧の體云云。同一聚の心心所中に同じ心所が二つ相應せざるは事平等の規則也。

【三六】契經とは、雜阿含二十六(辰二)參照。

(二七)慧の、還つて、能く、慧の體を染するに非ず。貪の、異類にして、能く、心を染するが如く、無明も、亦、慧と異りて、能く染すべし。

經部救

(二八)如何にして、諸の染汙の慧が、善慧に間雜して、清淨ならしめざるを、說きて能く染すと爲すと許さざるか。

(二九)貪の、心を染して、解脫せざらしむる如く、豈に、必らず、現起して、心と相應するのみを、方に能く、染すと說かんや。然るに、貪の力に由りて、心を損縛して解脫せざらしむ。後に彼の貪の熏習を轉滅せる時、心、便ち解脫す。(三〇)是の如く。無明は、慧を染汙して、清淨ならざらしむ。慧と相應するには非ず。但だ無明に由りて、慧を損濁するなり。

經部結

是の如く分別するに、何の理と相違するか。

世親經部を非し有部を取る

(三一)誰か、復た、能く自らの分別する所を遮せんや。然も、慧の類と異りて、別に無明有り、貪の

【二七】慧の還つて云云。無明が若し慧ならば、無明は慧を染すといふことは、所詮慧は慧を染すもいふことにならん。而もこは許さざる所なり、無明の慧を染し得る所以は、恰も貪等は心王と異るが故に心を染し得るが如く、慧と異るが爲めなり。

【二八】如何にして云云。染慧の種子が善慧に間雜するを名けて能く慧を染すと說き、或は現行の染慧が前後して善慧に間雜するを能く慧を染すと說く等としても可ならずやとの救意。

【二九】貪の云云。貪の種子の心に間雜するを、貪、心を染すと說き、又は前後の現行の貪の心に間雜するを、術りと說く云云の意。

【三〇】是の如く云云。無明が慧を染汙するも、慧と同時に相應するにあらずして、無明の種子が慧の間に雜り、又はその現行が慧の間に雜るが爲めなり。

【三一】誰か復た云云。自分の想像のみ、經說に依るに非ず、然樣に御考になるなら勝手に御考なさいと相手にならずにつき放したる形。

心に異るが如しといふ。此の説を善と爲す。

室利羅多の説

(三二)有るは執すらく、煩惱は、皆、是れ、無明なりと。

破

此れも、亦、前の理に同じく、遮遣すべし。若し諸の煩惱にして、皆是れ、無明ならば、(三三)結等の中に於いて、「無明を」別に説くべからず、(三四)亦、見等とも相應すべからず。見等は、自らと相應すべからざるが故に。(三五)或は、亦、無明は、心を染すとも説くべし。(三六)若し、此の〔經〕の中には、差別に就きて説くと謂はば、慧を染するに於いても、總名を説かざるべし。

外問ふ

既に、無明に別法を體と爲すと許す。應に此の體を説くべし。其の相云何。

答

謂はく、(三七)諦、(三八)寶、(三九)業、(四〇)果を了知せざるなり。

【三二】有るは云云。光師は單に異師と解せしが、林常はこれ成實宗の執と云ひ（成實第十無明品參照）、稱友は室利羅多と云へり。蓋し、成實論主訶梨跋摩は室利羅多の一名なれば林常の所見は正當なり。

【三三】結等云云。無明は九結中の一、三縛中の一、十隨眠中の一、四扼中の一なり。

【三四】亦、見等云云。見も煩惱の一種なるが故に卽ち無明の一種となるが故なり。

【三五】或は云云。經中に貪欲、心を染すとあるが、若し無明は煩惱の總名ならば、無明、心を染すといへる方可ならん、而もかく云ひ得ざるは、總名ならざるが爲なりと。

【三六】若し云云。貪欲、心を染すとあるは、亦無明、心を染すとも言ひ得べきも、特に狹く差別して貪欲といへるなりと、辯解するならば、同樣に無明慧を染とすなどと言はず、同じく差別して説くべき筈ならずやと。

【三七】諦。苦集滅道四諦、迷悟の因果、卽ち現實の實相と理想及びそれへの到達道。

【三八】寶。佛法僧の三寶。

【三九】業。善惡の身口意三用の招果の資格卽ち因たるべきこと（業因）。

【四〇】果。是の如き業因に對する報（業果）。

問　未だ測らず、何れの相を不了知と名くるかを。「そは」了知と異ることと爲さんか。（四一）此れの有るに非ざることなりと爲さんか。二倶に過有ることは、無明に說くが如し。

答　此れは、謂はく、了知が所知の別法なり。

難　此れも、復た、測り難し。其の相は、是れ何ぞ。

答　（四二）此の類は、法爾として、是の如く說くべし。（四三）餘處に言ふが如し。云何なるか爲れ眼。謂はく、清淨の色にして、眼識の所依なりと。無明も、亦、然なり。唯、用をのみ辯ずべし。

法救の說　大德法救は說かく、此の無明は、是れ、有情の、（四四）恃我の類性なりと。

世親の難　（四五）我慢に異る類の體は、是れ何ぞ。

法救の答　（四六）經に言ふ。我れ、今、是の如く知り已り、是の如く見已りて、諸の所有の愛と、諸の所有の見と、諸の所有の類性と、諸の我我所の執と、我慢の執と、隨眠と、斷遍知の故に、影無く寂滅すと。故に、知る、類性は、我慢に異る

【四一】此れのとは了知をいふ。

【四二】此の類云云。無明の如き體その者を得難きものは用に就て說くべしと。

【四三】餘處とは品類足一、參照。これ眼根の說明にして、根その者の體は分り難き故、組成要素と用に就て辯ずるなり。

【四四】恃我の類性（Asmiti-sattvamayatā）云云。恃我とは我慢のこと、無明は卽ち我慢の流類の性なりと。ここに到りて無明は正して盲目意志に似たものと解せられたるなり。

【四五】我慢云云、無明は我慢の流類なりと言へど、そは我慢と異るか明かならずと也。

【四六】經は雜阿含三十四、參照。此經に述べし各語の意味に關しては種種の異解あれど、今は暫らく正理論廿八によりて圖解すべし。

如是知、―四諦を知ること
如是見、―四諦を見る
所有愛、―一切の貪
所有見、―五見
諸所有類性、―無明
諸我我所執、―過重の故に別に立つ

を。

世親徵す 寧ぞ知らん、類性は即ち是れ無明なりと。

法救の答 說きて、餘の煩惱と爲す可からざるが故なり。

世親の難 豈に、說きて(四七)餘の慢等の爲す可からざらんや。

結—止諍 若し、更に、此れに於いて、巨細に研尋せば、言論繁雜す。故に、應に、且らく止むべし。

第八節　名色に就て

名色 (四八)名色とは何なる義か。

(四九)色は、先に辯じたるが如し。[故に]、今は、唯、名をのみ辯ぜん。

頌に曰はく、

(五〇)名は無色の四蘊なり。

隨眠、疑恚

斷遍知、—一切の結を盡して遍知を得ること

無影、無餘涅槃

寂滅、有餘涅槃

然れども、ここに引用したる目的は是等の事柄を說明するにあらずして、我慢以外に別に「諸のあらゆる類の性」を立つることを明にし、而もそは無明なることを證明せんとする所にあり。

【四七】 餘の慢とは過慢等六慢をいふ。隨眠品參照。餘の六慢の隨に非ざるか、然りとせば無明に非るべしとの意。

【四八】 無明に次で行、識を辯ずべきに此を略したるは或は先に已に說き或は後の品に說くべきを以てなり。後の頌文に見よ。

【四九】 色は先きとは卷第一、參照。亦又礙を色といふとなり。

【五〇】 頌の舊譯

名者無色陰。

無色四蘊を名といふ所以

論じて曰はく、（五一）無色の四蘊を、何の故に、名と稱するか。

（五二）所立の名と、「及び」、根と境との勢力に隨ひて、義に於いて、轉變す。故に、說きて名と爲す。

（五三）云何が、名の勢力に隨ひて轉變する。謂はく、（五四）「劫初の時」、種種「の法」において世に共に名を立つるに隨つて、（五五）彼彼の義に於いて、轉變して詮表す。卽ち、（五六）牛馬色味等の名の如し。

（五七）此れは、復た、何に緣りて、標するに名の稱を以てするか。

答

彼彼の境に於いて、（五八）轉變して緣ず。又、（五九）名に類似す。（六〇）名に隨ひて顯はるるが故なり。

異說

（六一）餘師有りて說かく、四の無色の蘊は、此

【五一】 無色の四蘊とは、色蘊を除いての餘の四蘊といふ義、無色界の四蘊といふ義にあらず、卽ち受想行識なり。

【五二】 名云云。「名」は不相應行中の名也。名(Nāman)と云ふ語は「轉變す(Nam)」と云ふ語より造られたるものとして解釋を施せる也，而して「義」とは色等の境を指す。さて名の勢力に隨つて義に於て轉變すとは名の勢力に隨つて實物又は、非實有物にも作用を起す，此名に此義ありと了解し得，併ら根と境との勢力に隨つては實有の色等に於て轉變す卽ち生ずと云ふ義なり。又境の勢力に隨つて名に於ても轉變す，謂く此義に此の名ありと了解す。

【五三】 云何が云云。前に二の勢力に隨つて轉變すと言へるが名の勢力に從つて轉變するとはいかなる義なりやとの問なり。特に四蘊にかけて問へるにあらず。

【五四】 「劫初の時」云云。大古に人人が相談して名を立てたりとの義。

【五五】 彼彼の義云云。種種の對象に對して變化をつけて表詮すといふ義。

【五六】 牛馬と云ふ語は集合體を詮表し、色味と云ふ語は個別體を詮するの例なり。

【五七】 此れはとは無色の四蘊，四蘊を何故に名と名くるか，此問に對して四釋あり。

【五八】 轉變して緣ず。第一釋なり。名が種種の對象に於て、各各異りて詮表するが如く、受想等の四蘊を、名が指示して、人をして緣ぜしむ。此の釋は名は轉變せしむるものと

の身を捨し已はりて、餘の生に轉趣し、轉變すること名の如し。故に、名の稱を標すと。

第九節　觸に就て

觸

觸は何を義と爲すか。

六觸

頌に曰はく、

（六二）觸に六あり。三、和して生ず。

論じて曰はく、觸に六種有り。所謂眼觸、乃至、意觸なり。

六觸の生起

此れは、復た、是れ何ぞ。

三の（六三）和して生ずる所なり。謂はく根、境、識の三の和合するが故に。別に、觸の生ずることあり。

問

且らく、五觸の生ずるは、三の和合するなる可し。根、境、識は、倶時に起ると許すが故なり。

云ふ見方なり。

【五九】名に類似す。之れ第二釋なり。之に從へば一切法を分類して色類（物質性）と非色類（非物質性）との二種となす。四蘊は名と同じく非色類に攝せらるるが故に名と名くと。

【六〇】名に隨ひて顯はる。第三釋なり。物質は粗なれば、此處にあり彼處にありと指示し得べし。心的現象は、ただ名によりてのみ顯はるるが故に名と名くと（ウパニシャッドにかかる解釋あり）。

【六一】餘師有り云云。第四釋なり。こは轉變を死後餘趣に轉ずる義にとりたる也。即ち此の肉體の色蘊は死して離散壞滅するも、心識等四蘊は修養の結果として次第に向上し發展し、或は不善を修習すれば墮落す、死後も尙ほ相續するが故なり。

【六二】頌の舊譯

觸六、和合生。

觸に眼觸以下意觸に至るまで六有り。蓋し、觸とは接觸の義にして、意識が對象と接觸して、最初に反應する作用なり、感覺といふべし。六觸はこの感覺の起る機關に就いて分類したるものとす。

【六三】和すといふに二義有り。一には倶生するを和合といひ、二には相違せずして一事を辨ずるをいふ。

(六四)意根は過去なり、法は或は未來なり意識は現在なり。如何にして和するか。

答

此れを、卽ち和合と名く。謂はく、(六五)因果の義成じ、或は(六六)同一果の故に、和合と名くるなり。謂はく、根境識の三は、同じく觸を生ずるに順ずるが故なり。

二家の爭

(六七)諸師、此れに於いて、覺慧同じからず。

經部異解

有るは說く、三の和するを、卽ち、名けて觸と爲すと。

彼れは、經を引きて證す。(六八)契經に言ふが如し。是の如き三法の聚集、和合するを、說きて名けて觸と爲すと。

有部の說

有るは說く、別法あり。心と相應して、三の和に生ぜらるるを、說きて名けて、觸と爲すと。

六六法經の文

彼れは經を引きて證す。(六九)經に言はく、云何が六六の法門なる。一に(七〇)六內處、二に(七一)六外處、三に六識身、四に六觸(七二)身、五に六受身、

【六四】意根は過去云云。意根は過去、意識の現在なることは言ふまでもなし。而してその境たる法は、時に未來に屬することもあり得るなり。然ればかかる際には、根境識はそれぞれ過去、未來、現在といふことになりて、和合といふ義に契はざるにあらずやとの問なり。

【六五】因果の義云云。根境識三和合とは必ずしも同時に和合するといふ義にあらず、此間に因果關係を生ずるも和合なりと。卽ち根と法とが因となりて識を生ずるは、三者の間に於ける因果關係なり。

【六六】同一果の故に云云。又、根と法と境が協同して觸といふ一現象を生ずるは、同一果を中心とする和合と名くとなり。

【六七】諸師云云。觸の體に就いて異論あり、經部は三和合の當體は直ちに觸なりといひ、有部は三和合の上に別に觸を生ずとなり。

【六八】契經。雜阿含三に曰く、緣二眼及色一眼識生、三事和合生レ觸。同十三に曰く、眼色緣生二眼識一、三事和合觸。

【六九】經。六六法經、雜阿含十三、參照。

【七〇】六內處。六根

【七一】六外處。六境

【七二】身(Kāya)とは積集の義、

六に六愛身なりと。此の契經の中に、根境識の外に別に、六觸を說くが故に、觸は別に有りと。

經部六六經を通ず

(七三)即ち三和を名けて觸と爲すと說く者、(七四)後の引く所の六六經を釋して曰はく、(七五)別に說くに由りて、便ち、別體有るには非ず。受と、及び、愛とは、法處に攝するに非ざること勿らんやと。

有部救

是の如きの失なし。(七六)愛と受と觸とを離れて別に所餘の法處の體あるが故なり。

(七七)汝が宗には、觸を離れて、別に三あること無し。觸、及び三を差別して說く可けんや。

(七八)根境の、識を發せざること有りと雖も、而も、識ありて、根境に託せざること無し。故に已に、三を說きて、更に別に觸を說くは、便ち、無用と成らん。

今は觸に六あれば此を身と名く。餘は準じて知れ。

【七三】即ち三和を名づけて觸と爲すと說く者とは、經部師をいふ。

【七四】後の引く所とは、後者即ち別體ありと說く有部師の引用したる經といふ義。

【七五】別に說く云云。六根六境六識以外に六觸を別に說きたりとて、必ずしも根境識以外に別にありといふ證明にはならず。例へば愛と受とを別に說きたりとて、六境中の法處以外に別にありといふ理にならざるが如し。

【七六】愛と受云云。我宗(有部)に從へば、法境の中には受・愛、觸などの外に不相應無爲などを含むが故に、受、愛、觸等を別立して尙ほ法境を說く餘地ありと。

【七七】汝が宗云云。經部によれば根境識の三和合して觸ありとて、觸と三とを別物と見ざる故、觸を立つる時は、根境識を別に說く必要なき筈ならずや、而も六六經に、六觸以外に、六內處(根)、六外處(境)六識身を說く所より判ずれば、根境識の外に觸ありとせざるべからず。

【七八】根境の識云云。右の難に對して經部は救釋していふべし。根境識和合して觸ありと雖も和合せぬ場合には根境識は觸以外に獨立のものなる故に之を別說したるなりと。然れどもそは非なり。根境には然る場合ありとするも、苟も識の起る際に根境と和合せぬことなければなり。

經部救ふ

(七九)餘あり。救ひて言はく、諸の眼と色とは、皆、諸の眼識の因たるには非ず。諸の眼識は、皆、諸の眼と色との果たるには非ず。因果に非ざる者は、別に說きて三と爲し、因果に收むる所は、總じて立てて觸と爲す。

有部經部所引の經を釋す

三の和を離れて、別の觸有りと說く者は、前に引ける所の、「是の如き三法の聚集、和合するを觸と名く」との經を釋して、言はく、我が部の誦する經の文は、此れに異なり。(八〇)或は、因の上に於いて、假りに果の名を說く。(八一)諸佛の出現するは樂なり等と說くが如しと。

止諍

是の如く、展轉して、更に、相難釋せば、言論繁多なるが故に、應に且らく止むべし。

歸宗

然るに、對法者は說く、別の觸有りと。

第一項　有對增語二觸

有對觸と增語觸二觸

即ち、前の六觸は、復た、合して二と爲す。

頌に曰はく、

(八二)五と相應するは、有對なり、
第六と倶なるは、增語なり。

【七九】餘あり云云。識なればとて必ずしも根境の和合によると定まらず、例へば身は欲界にありて、天眼を起す時の如きは、欲界の眼根・色境はその眼識の因たらざるが如し。

【八〇】或は云云。設ひ上の經を許すとも、その意味は、三の因の上に於いて假りに觸の果の名を說き、以て三法の聚集和合等といふものなり。

【八一】諸佛の出現云云とは此の論一、出曜經十八等參照。

【八二】頌の舊譯　五是有礙觸・第六依言觸。上の六觸を所依と所緣とに從ひて二となす。即ち前五觸は有對の根を所依として生ずるが故に有對觸(舊譯・有礙觸)と名け、意觸は、有表詮の名を所緣とするが故に、その所緣の別なるに從つて特に名けて增語觸(舊譯・依言觸)と爲す。增語とは名(Nāma)の異

有對觸

論じて曰はく、眼等の五の觸を說きて（八三）有對と名く。有對の根を所依と爲すが故なり。

增語觸

第六の意の觸を、說きて（八四）增語と名く。然る所以は、增語とは、謂はく、名なり。名は、是れ、意觸の「識相應の」所緣たる（八五）長境なるが故に、偏へに、此れに就きて增語觸と名く。

長

如ま、說く、眼識は、但だ、（八六）能く青を了じ、是れ青なりと了せず。意識は青を了じて、亦、是れ青なりと了ずるが故に。名けて長と爲す。故に、有對觸の名は所緣に從ひ。增語解の名は、所緣に就いて立つ。

異說

有るが說く、意識は、（八七）語を、（八八）增上と爲して、方に、境に於いて轉ずるも、五識は然らず。是の故に、意識を獨り增語と名け、此れと相應するをもつて、增語觸と名く。故に、有對觸の名は、所依に從ひ、增語觸の名は、相應に就きて立つと。

名なり。

【八三】有對觸（Pratigha-saṃsparśa）舊譯、有礙觸。

【八四】增語觸（Adhivacana-saṃsparśa）舊譯、依言觸。名を增語といふにつきて光に四釋あり、其の一釋に曰く、語は音聲にして表詮なきも、名は必ず表詮あるが故に、語に增し勝ると。

【八五】長境（Adhikamālambanam）。他の有せざる特長の境といふ義。

【八六】能く青を了じ云云。青なら青をただ感覺的に認識するを青を了ずといひ、それを概念化するを「是れ青なりと了ず」といふ。

【八七】語を增上云云、增語の一解釋にして、此師は語を增上と爲すが爲めと見るなり。

【八八】增上と爲して（Adhikṛtya）は標據と爲しての義。

即ち、前の六觸は、別の相應に從ひて、復た、八種と成る。

八觸及び三觸

頌に曰はく、

(八九)明と、無明と、非二とは、無漏と、
染汙と、餘となり。
愛と恚との二と相應すると、樂等の三受に
順ずるものとなり。

明等三觸

論じて曰はく、明と無明と等と相應して三を成ず。一に(九〇)明觸、二に(九一)無明觸、三に(九二)非明非無明觸なり。

此の三は、次の如く、應に知るべし、即ち、是れ、無漏と染汙と餘とと相應する觸なり。餘とは、謂はく、無漏と、及び、染汙との餘にして、即ち、有漏の善と無覆無記となり。

愛恚等三觸

無明觸の中の一分は、數數起るをもつて、彼れに依りて、愛と恚との二觸を立つ。愛、恚の隨眠と

【八九】頌の舊譯

明無明餘觸　無漏染汙餘
瞋恚貪欲觸　樂苦捨領三、

此の六觸を又、相應の不同によりて、八種に分つ。
(一)明、無明、非明非無明の三に相應するもの三。
(二)無明の一分を更に愛、恚の二隨眠となし、之と相應するもの二。
(三)觸と相應する受に樂苦捨の三有る點より又觸を分ちて三となす。

故に三、二、三、合して八觸有り。中に於いて明無明等に相應する觸を、これ自體に約して言はば、無漏の觸、染汙の觸、有漏善及び、無覆無記の觸なり。

【九〇】明觸(Vidyā-sparśa)とは明(Vidyā)に相應する觸の義以下も亦準ず。

【九一】無明觸(Avidyā-sparśa)。

【九二】非明非無明觸(Naiva-vidyānāvidyā-sparśa)。有漏善及び無覆無記なると相應するものを云ふ。

共に相應するが故なり。

順樂等三觸　總じて一切を攝して、復た、三觸と成す。一には(九三)順樂受觸、二には(九四)順苦受觸、三には(九五)順不苦不樂受觸なり。

此の三は、能く樂等の受を引くが故に、或は受の所領なるが故に、或は、能く受の行相の依と爲るが故に、名けて順受と爲す。

問　云何が、(九六)觸を受の所領と行相との依とするや。

答　(九七)行相、極めて、觸に似たればなり。觸に依りて生ずるが故なり。

是の如くにして、「觸は」合して(九八)十六種の觸と成る。

第十節　受に就きて

第一項　六受

【九三】順樂受觸(Sukha-vedaniya-sparśa)とは樂受と相應する觸の意。

【九四】順苦受觸(Duḥkha-vedaniya-sparśa)とは苦受と相應するもの。

【九五】順不苦不樂受觸(Aduḥkhāsukha-vedaniya-sparśa)とは捨受と相應するもの。

【九六】觸を受の云云。問意は、(一)、同時の觸が、如何にして、同時の受の所領となるか。(二)、同時の觸が、如何にして、同時の受の行相の依となるか。と云ふ意なり。

【九七】行相云云。受はそのスガタ極めて觸に似たるものにして上の觸より生ずればなりと。蓋し觸を感覺とすれば五は感覺と感情とをして合したるが如きものなればなり。

【九八】十六種とは、眼等六觸、有對等の二觸、明等三觸、受等二觸及び順樂受等三觸合して十六をいふ。

受は何をか義と爲す。

頌に曰はく、

（九九）此れより六受を生ず。　五は身に屬し、餘は心なり。

六受

論じて曰はく、前の六觸より、六受を生ず。謂はく、眼觸所生の受より意觸所生の受に至る。

身受

六の中にて、前の五を說きて、（一〇〇）身受と爲す。色根に依るが故なり。

心受

意觸の生ずる所を、說きて（一〇一）心受と爲す。但だ、心に依るが故なり。

第二項　附論　受及び觸の生起に關する時間的關係

受の生起と觸との時間的關係

受の生ずるは、觸より後と爲さんか、倶と爲さんか。

毘婆沙の說

毘婆沙師は說く、倶時に起る、觸と受とは、展轉して、倶有因なるが故なりと。

經部の難

云何にして、二法倶時に生ずるとき、能生所生の義、成立す可きか。

有部反問

如何にして、立たざるか。

【九九】頌の舊譯は今の頌と全く同じ。此れよりとは上の六觸を指す。六受とは眼以下意に至る六に應じ、所生の受を所依に從つて分ちしものなり。その中、前の五は末稍的にして、身受と稱し、意觸所生の受は中樞的にして心受と稱す。
【一〇〇】身受(Kāyikī vedanā)
【一〇一】心受(Caitosikī vedanā)

經部の答

（一〇二）功能無きが故なり。已生の法に於いては餘の法は能無きを以てなり。

有部の破

〔一〇三〕此れと立宗と義意に別無し。二法の倶時に生ずるとき、能生所生の義、成立せず。又其の因として已生の法に於いては、餘の法は能無しと言ふが如く、[その]義意は前に同じ。重ねて説くは何の用ぞ。

經部の難

〔一〇四〕若し爾らば、便ち互に相生ずる失有り。

有部の釋

許すが故に、失に非ず。我が宗にては、（一〇五）二は倶有因と爲り、亦、互に果と爲ると許す。

經部の難

仁は爾く許すと雖も、而も、契經の中には、此の二の互ひに因果と爲るを許さず。（一〇六）契經には、但だ、眼觸を縁と爲して、眼觸所生の受を生ずと説けども、曾て、經に眼受を縁と爲して、眼受所生の觸を生ずと説くこと

【一〇二】功能無しとは倶時に生ずるものは幷存的なる第三の原因によりて生ぜざるものとは考へ得るも、相互の間に因果となることは考へられぬといふ義。倶時に生ずる法が原因たるべき資格を得る迄には一の法は已生の法たり。爾れば一法は因としての資格を得るとも、他の法に已に生ぜる故に、それに對して能生の功能無しとの意。

【一〇三】此れ云云。前の經部の說に對して有部は之を其論證の形式より破するなり。經部は「二生の倶生する時、能生所生の別なしと」いふ宗(主張)を立て、その因(理由)として、「已生の法に於ては餘法能なきが故に」といへり。然れども、仔細にその論法を見るに、宗たる主張も因たる理由も畢竟するに同じ意味を重言したるに過ぎざれば能證の力を有せずと、卽ち因明論理の立場よりその過誤を指摘せんとしたるなり。

【一〇四】若し爾らば云云。前に述べし理由が薄弱といふならば、別の理由を擧ぐべし。謂はく二法倶起して、而も其間に能生所生の關係ありとすれば、所詮、互に生じ合ひ、何れか能生にして、何れか所生なるかを判じ難くなるの過あらんと。

【一〇五】二に云云。受と觸との二なり。

【一〇六】契經。雜阿含八(辰二)に曰はく、若色眼識眼觸、若眼觸因緣生受、苦覺樂覺不苦不樂覺。

無し。

又、此の義は理に非ず。能生の法を越ゆるが故なり。「謂はく」若し法あり、(一〇七)極成して、能く彼の法を生ずるは、此の法は、彼れと、時の別なること極成す。先に種ありて、後に芽あり。先に乳ありて、後に酪あり。先に擊ちて、後に聲あり、先に意ありて、後に識ある等の如し。

有部の釋

先因後果は極成せざるに非ざるも、亦、極成の同時の因果も有り。眼識等は眼色等と倶にして、四大種と倶に所造色有るが如し。

經部の釋

(一〇八)此の中、亦、前の根境の緣能く、後の識を發し、前の大造の聚、後の造色を生ずと許す。何の理ありて、能く遮せんや。

有部の難

(一〇九)影と芽との如きは、豈に、倶有にあらんや。

舍利羅多解

有るは說く、觸の後に、方に受の生ずること有り。「卽ち、先づ」(一一〇)根境を先きと爲し、次に識

【一〇七】極成とは、論理上、何人も知れること、卽ち一般に認むるといふ意に用ゐらる。

【一〇八】此の中云云。汝は同時因果の例として、根境因となりて識を生じ、能造の大種、因となりて所造の色を生ずることを擧げたり。然ども我宗よりすれば、そも同じく異時因果の關係に外ならず。卽ち根境識の場合に就て云へば、前念の根境が因となりて、後念の識を生じ、又物質の例に就て云へば前念の大種が後念の所造の色の因たるものにして、決して同時にあらず。而も同時の如く思はるるは後念の根境と後念の識と並に後念の大種と後念の所造色と併び存するに由る。

【一〇九】影と芽と云云。經部の之れに對して答へざるは已に倶有因の中にて前に破せるが故なり。

【一一〇】根境云云。此師の說に從へば先づ第一刹那に根境あり、之を緣として第二刹那に識生じ、かくして此三和合して觸を生じ、之を緣として第三刹那に受を生ずるなり。

起ること有り。此の三の合するが故に。卽ち、名けて觸と爲す。第三の刹那に、觸を緣として、受を生ずと。

有部の難

〔二一〕若し爾らば、識は、皆、受有るに非ざるべく、諸の識は、亦、皆、是れ觸に非ざるべし。

前師通ず

是の如き失無し。〔二二〕前位の觸を因とするが故に、後の觸の位に受は生ず。故に、諸の觸の時に、皆、悉く受有り。〔二三〕所有の識の體は、是れ觸に非ざること無し。

有部非ず

此れは理に應ぜず。

前師徵す

何の理と相違するか。

有部過を出す

謂はく、或は時有りて〔二四〕二の觸の境別なり。前の受の位の觸に因りて、後觸の位の受を生ぜば、如何にして、異境の受が異境の觸より生ずるや。〔二五〕或は、受は、此の心と相應して、此の心と同じく一境を緣ずるに非ずと許すべし。

【二一】若し爾らば云云。若し前後相生すと說かば、未だ受のなき識もあり得べく、又第三念の受を生ずる際の識は、觸にあらずといはざるべからざらんと。受と觸とは、十大地法にして、一切心品に通ずといふ說に反することとなるが故に此難を作る。

【二二】前位等。前の第一念の根境同時の觸に因るが故に第二念の觸の位に受有り。故に諸の觸の起るときは必ず皆悉く受有り。

【二三】所有の識云云。第三念の受の同時の所有の識は是れ觸に非ざること無し。識の起るときは必ず根に依り、境を緣じて起るを以つて、此の三を觸と名く。此の觸は同時の受を生ずること能はずと雖も、後の第四念の受を生ず。

【二四】二の觸とは例へば、一觸は色を緣じ、一觸は聲を緣ずるが如し。これに於いて、前念の色を緣ずる受の位の觸に因りて、後念の聲を緣ずる觸の位の受を生ぜば、如何にして、異境の受が、異境の觸より生ぜんやとの意。

【二五】或は云云。若し異境（例へば聲を緣ずる）の受が異境（例へば色を緣ずる）の觸より生ずと許すならば、次ぎの如き不都合を來たすことあらん。卽ち一の受が心と相應しながら、その心と同じ境を緣ぜずして別の境を緣ずるとい

前師轉計

（二六）既に爾らば、若し、觸を成ずる識是れ觸にして、受の無きこと有り。此の位に於いて、識の受有る有りて、而も體は觸に非ざる有り。緣の差ふが故に然りと許さば、斯れに何の過か有らん。

有部の難

（二七）若し爾らば、便ち、十大地法を壞す。彼れは、定んで、一切の心品と恆に俱なり。

前師の問

彼れは、定んで、恆に俱なりとは、何の敎に依りて立つるか。

有部の答

（二八）本論に依りて立つ。

前師の難

我れ等は、唯、契經を以て量と爲す。本論は量にあらず。之れを壞するに何の咎かあらん。故に、（二九）世尊の言はく、當に、經の量に依るべしと。

前師の大地法

或は、大地法の義は、要らずしも諸の心に遍ずるには非ず。

ふ所謂、同一所緣の規則を破るが如き、現象をも生じ得べし。何んとなれば、その際は例へば色を緣じつつありしとしても、之に相應する受は前念の色を緣ずる觸生じたる爲めに、この際も、亦色を緣ずといふこととなるべければなり。

【二六】既に爾らば云云。有部に難ぜられて經部はその論法を變へたるなり。卽ち觸と受と是非とも俱時なりといふ說を捨てて觸の時は受ならず、受の時は觸ならずと許したりとも、別段差し障へあるまじといふ論なり。卽ち觸は根境識三和合の位に生ずるものにして受は後識が境を領する位のものなれば、その緣異る故、之を別に見るも不都合ならずとなり。されど前生の識に受ありて此が觸なりと云はば、前に言ふが如く觸を因として受生ずと云ふ失あれば、說を改めて觸を成ずる識には受なくして、其前位の識に受ありて、此は觸に非ずと云ふなり。

【二七】若し爾らば等。有部に從へば觸も受も十六地法中に攝せらるるを以てなり。

【二八】本論とは品類足二、參照

【二九】世尊云云。毘奈耶雜事三十七に曰はく、世尊告阿難曰、如レ是應レ知、敎有二眞僞一、始レ從二今日一、當下依二經敎一不レ依二於人一云云、

有部の問

若し爾らば、何を大地法の義と名くるか。

前師の答

謂はく、三地あり、一に有尋有伺地、二に無尋唯伺地、三に無尋無伺地なり。復た、三地あり、一に善地、二に不善地、三に無記地なり。復た、三地有り、一に學地、二に無學地、三に非學非無學地なり。

若し法あり、前の諸地に於いて、皆、有るを大地法と名く。若し法あり、唯、法の善地の中に於いて有るを、大善地法と名く。若し法あり唯、諸の染地の中に有るを大煩惱地法と名く。是の如き等の法は、各、所應に隨ひて、更代して生ず。皆、幷起するに非ず。〔二〇〕餘の説くこと、是の如し。

論主大不善地法を釋せざる理由を辯ず

〔二一〕大不善地法は、誦するに因りて、引き來るなり　是れは、今、增益せる所にして、本「論」の誦する所に非ず。

有部經を引きて難ず

若し觸の後に於いて、方に受の生ずること有らば、「契經の説を云何にして釋するか。〔二二〕契經に説くが如し、眼、及び、色を緣と爲して、眼識を生ず。三和合の觸と倶に受想思を起すと。

【二〇】餘の云云。以上室利羅多の説を結ぶ。

【二一】大不善地法は經等に說かざる所にして後世の添加なり、善、不善、無記と言ふが如き一組の成語あるに准じて、今も大善地の反對にして而も同一組と見らるべき大不善地を加へたり。其の際には品類足論には大地、大善地、大煩惱地、小煩惱地の四地を出ぜるのみなり。

【二二】契經は雜阿含十一(辰二)の文に曰はく、

緣二眼色一生二眼識一、三事和合觸、觸俱生二受想思一

同十三(辰二)に曰はく、

眼色緣生二眼識一、三事和合觸、俱生二受想思一。

經部釋す

但だ倶起すと言ひて、觸と倶なりとは說かず。此れ我が宗に於いて、何ぞ違すとして、釋するを須ゐん。又、無間に於いても、亦、倶の聲有り。〔二三〕契經に說くが如し。慈と倶行して、念の覺支を修すと。故に、彼れは證に非ず。

有部又經を引き難す

若し爾らば、何が故に〔二四〕契經の中に言はん。是れ受、是れ想、是れ思、是れ識、是の如き諸法は、〔二五〕相雜りて離れずと。故に、識は受等を離るゝこと有ること無し。

經部通ず

今、應に審らかに思ふべし。相雜るときは何の義ぞと。此の經に、復た說く。諸の所受は、即ち所思 諸の所思は、即ち所想。諸の所想は即ち所識なりと。〔二六〕未だ了せず。此れに於いて、所緣に約すると爲んか。刹那に約して是の如きの說を作すと爲んかを。

論主釋す

「斯の經の」〔二七〕壽と煖との、倶時に起ることの中に於いて、亦、斯の如き「相雜る」の言有り。故に、例して知る。此の說も、定んで、刹那に約

【二三】契經云云は雜阿含廿七（辰三、五七）其文は曰はく、
是比丘心與レ慈倶修ニ念覺分一
云云。
これ有漏の慈定を修して直ちに有漏の念覺を修すといふ義にして同時の意にあらず。

【二四】契經の中云云。中阿含五十八法樂比丘尼經（晨七、八三）に曰はく、
覺想思此三法合不レ別、此三法不レ可ニ別施設一

【二五】即ち倶生の義也と見る。

【二六】未だ了ぜず云云。上經中の前後の二文は、同一所緣にして、漸漸に起るに約し名けて相雜ると說くと爲んか、同一刹那に倶時に起るに約し名けて相雜ると說くと爲んか、我等は所緣に約すと見るが故に違經の失なしとの意。

【二七】壽と煖と云云。前引中阿含五十八大拘絺羅經（晨七、八五に曰く、
賢者拘絺羅、壽及煖此二爲レ合爲レ別。此二法可レ得ニ別施設一耶、尊者大拘絺羅答曰、壽及煖此二法合不レ別、此二法不レ可ニ別施設一、所以者何、因レ壽故有レ煖、因レ煖故有レ壽、若無レ壽者別無レ煖、無レ煖者則無レ壽云云。

するものなるを。

又、契經に、三和合して觸有りと言へり。如何にして、識有りて、三の和すること非ざらん。或は、是の三の和して、而も觸と名けざらん。

論主結成

故に、應に、定んで、一切の識と俱なるは、悉く、皆、觸有り。諸所有觸は、皆、受等と俱生せざるもの無しと許すべし。

第三項　十八心受

傍論已に終る。應に本義を辯ずべし。

十八心受

頌に曰はく、

(二八)此れは復た十八と成る。　意近行の異るに依る。

論じて曰はく、前に略して說きたる一の心受の中に於いて、意の(二九)近行の異るに由りて、復た、分れて十八と成る。知るべし。此の(三〇)「復た」の聲は、前に乘じて後を起すことを顯はす。

【二八】頌の舊譯
此復成十八、由心分別行。
上に受を心身二受に分つ中、心受の一を十八に分つ。心受に喜憂捨有り。各六境を緣じて六の近行を起すが故に三六十八となる。

【二九】近行(Upavicāra)とは、謂はく、眼根が色を見て一向に可受可樂可欣可意の色に於いて、世に應ずる作意思惟をなし、之れによつて喜受を生ぜば、それを眼、色を見已りて喜處に順ずる色の近行と名くるが如し。

【三〇】此の「復た」云云。頌文に此れは復たとある復は、前の受を受けたものといふ斷り。

問 此の意近行の、十八なることは云何。

答 謂はく、喜憂捨に、各、六の近行あり。

問 此れは、復た、何に緣りて、立てて十八と爲すか。若し自性に因らば、應に但だ三有るのみなるべし。喜憂捨の三の自性の異るが故に。若し相應に由らば、應に、唯、一有るのみなるべし。〔三一〕一切は、皆、意と相應するものなるが故なり。若し所緣に由らば、應に但だ六有るのみなるべし。色等の六境を所緣と爲すが故なり。

答 雜緣と不雜緣

此れの十八と爲るは、具足して〔三二〕三に由る。中に於いて、十五の色等の近行を〔三三〕不雜緣と名く。境の各別なるが故なり。三の法近行は、皆、〔三四〕二種に通ず。

意近行

意の近行の名は、何れの義に目くと爲んか。

第一說

〔三五〕傳說すらく、喜等は、意を近緣と爲して、諸の境の中に於いて、數數遊行するが故にと。

第二說

有るは說く、喜等は、能く近緣と爲りて、意をして、境に於いて、數數遊行せしむるが故にと。

【三一】一切云云、意近行とは、喜等の三受が意と相應して、境に活動するをいふものなれば、何れも意の一に相應せざるはなし。

【三二】三に由るとは自性(喜憂捨)と、相應(意根と相應)と、所緣(六境を緣す)との三をいふなりふ。

【三三】不雜緣(Asambhinnāla-mbana)とは、兼ねて他を緣することなく、自の所緣の常に決定し居るをいふ。

【三四】二種とは、雜緣(Sambhinnālambana)及び不雜緣の二。若し色等の五境を離れたる法境を緣する法近行は、不雜緣と名け、色等六境の中二、三乃至六を緣するは皆雜緣と名くるなり。

尙ほ三の法近行とは法境に對する三五の近行をいふ。

【三五】傳說とは世親の取らざることを表す。

身受は意の近行に非ず

如何んぞ、〔三六〕身受は、意近行に非ざるか。

唯、意のみに依るに非ざるが故に、近と名けず。分別無きに由るが故に、亦、行にも非ず。

第三禪の意地の樂根

第三靜慮の意地の樂根は「亦、意に依るも」、意近行の中に、何故に攝せざるか。

傳說すらく、〔三七〕初界の意識の相應には樂根無きが故なり。又、〔三八〕所對の苦根に攝せらるる意近行無きが故なり。

難

〔三九〕若し、唯、意地のみならば、何が故に、經に、眼に色を見已はりて、順喜の色に於いて喜の近行を起すと言ふや。廣く說くこと經の如し。

通

五識身の引く所の意地の喜等の近行に依るが故に、是の說を作す。〔四〇〕眼識に依りて不淨觀を引き、此の不淨觀は、唯、意地に攝するが如し。

又、彼の經には、眼、〔四一〕色を見已はると言ふ。乃至、廣く說くが故に、難ずべからず。

【三六】身受云云。苦樂の二受は身體を主として起れる感情なるが故にかくいふ。順正理論卅九に曰はく、以意近行唯依意識、故名爲近、分別三世等自相共相境、故名爲行。一切身受、與此相違故、非意近亦不名行。

【三七】初界とは欲界のこと。有部にては三界の中欲界に有る者は上界にも、亦立つるを則とするも、欲界の意識に相應する樂根無きが故を以て、上界にも立てずとの意。

【三八】所對云云。又樂根に相對すべき苦根が第三靜慮になきが故に相對性なきを以て、之を意近行に立せず。

【三九】若し唯意地云云。唯意識相應をのみ近行と立つといふも、此の經には見已はりて等と云ひて前五識にも通ずる如く說くに非ざるかとの問意。

【四〇】眼識に依りて云云。四念住の一たる不淨觀は第六意識の作用なれど、初め眼識によりて助けらるるが如く前の經に說ける所も、初め五識身が出發點となりて後ち第六意識のみの活動となるに約して、爾か言へるなりと。

【四一】色を云云。特に已はるとあるは、已に意地の活動なることを明す。

【四二】若し見云云。上に見已り

(一四二)若し、見、乃至、觸し已はるにあらずと雖も、而も、喜憂捨を起さば、亦、是れ意の近行なり。若し此れに異らば、欲界の中に在りて應に色界の色等を縁ずる意近行は無かるべく、又、色界に在りても、欲の香味觸の境を縁ずる諸の意の近行は無かるべし。見已はりて等の言は、明了なるに隨ひて說くなり。

色等を見已はりて、聲等の中に於いて、喜憂捨を起すも、亦、意近行なり。(一四三)雜亂無きに隨ふが故に、是の說を作すのみ。中に於いて、根境の定まれるを建立するが故なり。

問　(一四四)色等は、喜等の三に於いて、唯、能く一の近行をのみ、順生するありと爲さんか、不か。

答　有り。(一四五)相續に就いていふ。所緣に約するには非ず。

てといへるに對して、意近行は必ず五識の引起を前提とすと解するものあるを恐れての注意なり。若し之に異りて、是非とも五識の引起を要すとすれば身は欲界にありて色界の色を縁ずる意近行あるべき筈なけん。何んとなれば、欲界の前五識は色界の對象を認得する力なく、從て五識の引起を前提とすといふ條件を缺くことになればなり。同樣に色界には鼻舌の兩識なく、身識あるも下を縁ぜず、從て五識の引起を經能はざるを以て色界にありて欲界の香味觸境に對して意近行を起し得ざるべき筈なり。而も實際は、起し得るを以て必ずしも前五識を藉らず。

【一四三】雜亂なき云云。終に見已りて順喜色に於て喜の近行云云といへるは亂雜を拒がん爲め、暫らく一方面について立論したるのみ。これ根境の定まれるにつきて說明すれば、紛はしきことなければなり。

【一四四】色等云云。色等の境は喜憂捨の三受に於て、ただ一近行のみを起すことありやとの問なり。

【一四五】相續云云。一個人よりすれば一定の境に對して定まれる一の意近行を起すことあれど、對象其者に就て言へば必ずしも定まれるにあらず、同一物と雖も人によりて異れる感情を惹起すればなり。

第四項　意の近行と界繫等

意の近行の界繫等

諸の意近行の中、幾くか欲界繫にして、欲界の意近行は、幾何の所緣あるか。色無色界に「就きて」も、問を爲すこと、亦、爾り。

頌に曰はく、

〔二四六〕欲と、欲を緣ずるとは十八なり。色は十二なり。上は三なり。二と欲を緣ずるとは十二なり。八は自なり、二は無色なり。後の二と欲を緣ずるとは六なり。四は自なり。一は上の緣なり。初の無色の近分と、色を緣ずるとは四なり。自は一なり。四本と及び三邊とは、唯一なり。自境を緣ず。

【二四六】頌の舊譯

一切緣欲界、　有色十二境、
三後於二定、　十二行欲界、
自八境無色、　二於二定六、
欲界六自四、　餘界一境界、
有四於色邊、　行色一行上、
一於本自境。

こは、三界に各各幾何づつの意近行ありやといふ問題と、其等各界の意近行は、各各三界を緣ずる上に於て幾何づつの能力あるやを分別したるものなり。之を繫緣分別といふ。此中初の二句は欲界の繫緣を明にしたるものにて、次の四句は色界のそれを、最後の四句は無色界の繫緣を說けるものとす。

(一)欲界の繫緣第二句

論じて曰はく、(二四七)欲界の所繫は、具さに十八有り。欲界の境を緣ずるも、其の數、亦、然り。

(二四八)色界の境を緣ずるは、唯、十二有り、香味の六を除く。彼には[香味の]境無きが故なり。

(二四九)無色の境を緣ずるは、唯だ、三のみ有ることを得。彼には色等五の所緣無きが故なり。

(二)色界の繫緣中四句

欲界繫を說き已る、當に色界繫を說くべし。

(二五〇)初と二との靜慮には、唯だ、十二有り。謂はく、六の憂を除く。欲界の境を緣ずるも、亦、(二五一)十二有り。(二五二)香味の四を除く餘の八は、自緣なり。(二五三)二は、無色を緣ず。謂はく、法近行なり。

三と四との靜慮は、唯、六なり。謂はく、(二五四)捨なり。

欲界の境を緣ずるも、亦六有ることを得。香味の二を除きて、餘の四は、自[界の所]緣なり。

【二四七】欲界の云云。十八意近行は欲界を基礎として割り出されたるものなれば、勿論全部、欲界にあるべき筈にて従つて亦その十八意近行も、全部欲界を緣ずべきこと言ふまでもなし。

【二四八】色界の云云。身、欲界にありて色界を緣じ得る意近行なり。然るに色界の境は色聲觸法の四のみにして香味なきが故に、之を喜憂捨三受が緣じて十二となる。

【二四九】無色の云云。同じく身、欲界にありて、之を緣ずるなり。然るに無色界には前五境なく、ただ法境のみなるを以つて、之を喜憂捨にて緣ずれば、ただ三意近行となる。

【二五〇】初と二云云。初禪と二禪とには喜捨あれど、憂受なきを以て、六喜六捨の十二意近行あり。

【二五一】十二とは喜捨の二が六境を緣ずるが故なり。

【二五二】香味云云。色界には、香味なきを以て、自緣の境界たらず、從つて喜捨と香味とを配したる四近行なきを以て、自界を緣ずるは八近行のみ。

【二五三】二は云云。二とは喜捨をいふ、初二禪にて無色を緣ずるはただ喜法近行、捨法近行の二のみ、前五境は無色にはなきを以てなり。

【二五四】捨とは六境を緣ずる捨。此の地の意識は唯捨受のみ有る故に。

一は無色を縁ず。謂はく、法近行なり。

色界繫を說き已はる。當さに無色繫を說くべし。

（ト）無色繫縁後四句

〔一五五〕空處の近分には、唯、四種有り。謂はく、捨なり。但だ色、聲、觸、法のみを縁ず。第四靜慮を縁ずるも亦、具さに四種有り。〔一五六〕此れは別縁有りと許す者に就きて說く。〔一五七〕若し、彼の地は、唯總じて下を縁ずと執せば、但だ雜縁の法意の近行のみ有り。

〔一五八〕無色界を縁ずるは、唯一あり。謂はく、法なり。〔一五九〕四根本地、及び、上の三邊は、唯、一なり。謂はく法なり。唯自境を縁ず。無色の根本は、下を縁ぜざるが故に。彼の上の三邊は色を縁ぜざるが故に。

【一五五】空處の近分云云。空無邊處の近分定は第四禪の染を遠離する位にて、第四禪の色等を觀じて麤苦障等の觀をなす。而もここにはただ捨受あるのみなれば、その對象たる色、聲、觸、法と對したただ四種あるのみなり。然れども婆沙百卅九によれば、此近分の繫縁に關して二說あり、色界を縁ずるに四近行（色、聲、觸、法）あり、自を縁ずるは唯捨法近行の一のみなりといふは其一說なり。他の一說は、色界を縁ずるに色、聲、觸、法と別別にせずして之を總括的に所謂雜縁するが故に、ただ一の雜縁の法意近行あるのみにして、自を縁ずるは捨法近行の一なりといふ說なり。論主は前說を採用したれど、亦後說をも紹介したるなり。

【一五六】此れは云云。之れ第一說を指す者にして、第四禪の色等の四境を別別に縁ずといふ說に從へばといふ義。

【一五七】若し云云。第二說を指す。

【一五八】無色界云云。近分定より空處以上の四無色界を縁ずる際なり。

【一五九】四根本地云云。無色の根本地と、識處以上の三無色の近分（之を上の三邊と名く）の繫縁なり。ここの繫は、ただ一の法近行のみにて、而もただ自境を縁ずるのみなれば、縁もただ法近行の一あるのみなり。

下を緣せざる義は、(二六〇)後に當に辯ずべし。

第五項　十八近行と有無漏の分別

十八近行の有無漏分別

此の意近行は、無漏にも通ずるや。

頌に曰はく、

(二六一)十八は、唯、有漏なり。

論じて曰はく、意近行には、(二六二)無漏に通ずる者無きが故に、十八は、唯、是れ有漏なりと言ふ。

意の近行の成就

(二六三)誰か幾の意近行を成就するか。

(二六四)謂はく、欲界に生れて、若し未だ色界の善心を獲得せざれば、欲の一切と、初二定の八と、三四定の四と、無色界の一とを成ず。所成

【二六〇】後にとは定品なり、第二十八卷參照。

此の四根本並びに上三近分は總じて說きて名けて除去色想と爲す。空處近分は、未だ此の名を得ず。下地の色を緣じて色想を起すが故に云云。

【二六一】頌の舊譯諸十八有流。

【二六二】無漏に云云。十八意近行は凡て三界繫なるが故に無漏に通ぜず。

【二六三】誰か云云。これ三界九地に生を受けたるものは、幾何づつの意近行を成就するかを明にせんとするものにして、婆沙百卅九には詳しく論じてあれど、今は略して二三を擧ぐるに止めたり。

【二六四】謂はく云云。欲界に生れたるものは、未だ色界定を得ずとも、上界の染汙の近行を成就す。故に彼等は、自地の十八意近行は勿論、初二定の八(四喜四捨)三四定の四(四捨)無色の一(一捨)を成就す。然ども上界のそれは染汙にして、善心にあらざるを以て、下地を緣ずるの能なし。初二定に十二意近行ある中、ただ八のみを成就する處にも、染汙の喜捨は、欲の香味を緣じ

の上界は、皆、下を緣せず。唯、染汙なるが故なり。

(一六五)若し已に色界の善心を獲得するも、未だ欲貪を離れずんば、欲の一切と初靜慮の十とを成ず。餘は說くこと前の如し。

(一六六)初靜慮の中には、唯、四の喜を成ず。染は下の香味の境を緣せざるが故なり。捨は具さに六を成ず。未至定の中の善心は、香味の境を緣することを得るが故なり。

(一六七)餘は此の理に隨ひて、應の如く當に知るべし。

(一六八)若し色界に生ぜば、唯、欲界の一の捨法近行を成ず。謂はく、通果心と俱なり。

意近行に對する論主の說

(一六九)有るが說く、是の如き、諸の意近行は、

能はざるを以て、之を除くに由る。

【一六五】若し已に云云。欲界の貪を離れずして色界の善心を獲得すとは、初禪の近分定卽ち未至定に入れるをいふ。之れ未至定は色界の一部分ながらも未だ欲界との連絡を斷たぬ位なればなり。此の位の人は欲界の十八意近行全體と、初定の十二意近行中、六捨四喜の十と、餘は前の欲界の場合の如く、二定の八(四喜四捨)三四定の四(四捨)無色の一(捨法意近行)を成就す。初靜慮の十を成就する所以は次ぎに說明す。

【一六六】初靜慮云云。これ前の未至定に入れる人が初禪の十意近行を成就する理由なり。未止定にはただ捨のみあり(喜なし)、而して其捨は善捨なるを以て下地の香味をも緣するが故に、六境に對する六捨意近行ある譯なり。然ども未だ根本地に入らざるを以て、根本地の喜は、染汙なるが故に、下を緣じ能はざる爲めに、香味を除いて四喜意近行を成就す。卽ち合して十意近行となるなり。

【一六七】餘は云云。已に欲貪を離れたる者などに關しては、此理によりて類推せよとなり。例せば已に欲貪を離れたるも未だ第二禪を得ざるものは欲界の十八と初禪の十二とを成就し、二禪以上に關しては前の欲界の場合と同じと知る可し(正理卅九參照)。

【一六八】若し云云。こは色界に生じて成就する欲界の十八意近行中の捨に關する注意なり。卽ち色界の人の成就する欲界の捨意近行は通果心の一のみにて、從つて色聲等の六境と

毘婆沙師が義に隨ひて立つるところなり。然るに、我が見る所の經の義には殊るもの有りと。所以は何ん。

（一七〇）此の地に於いて、已に染を離るることを得ば、此の境を縁じて、意近行を起す可きに非ず。故に、有漏の喜憂捨の三は、皆、近行に攝するに非ず。唯雜染の者のみ、意と相牽きて、數數所縁を行ずる、是れ意近行なり。

問　云何が、意と相牽きて、數數行ずるや。

論主の答　（一七一）或は愛、或は憎、或は不擇捨なり。

彼れを對治せんが爲めに、（一七二）六恆住を說く。謂はく、色を見已りて喜ばず、憂へず、心、恆に捨に住して、念正知を具すと。廣く說きて乃至法を知るも、亦爾なり。

（一七三）阿羅漢に、世間の、（一七四）善法を縁ずる喜の、有ること無きには非ず。但だ雜染の近行を遮止する

雖も實は總じて之を一法として緣ずることとなるが故に之を一の捨法近行といへる也。

【一六九】有るが說く云云。光師云ふ。此下叙異說。或是經部師說。寶曰師く、論主假爲異說破有部也。稱友も作論者の說と云ふ。

【一七〇】此の地に云云。近行は唯染にして、意と相牽きて數數所緣を行ず。若し已に離染せば、此の地の近行は必ず現行せず。故に唯是れ染にして、善又は無記に非ず。

【一七一】或は愛云云。愛（Anuniyate）貪、憎（Pratihanyate）瞋、不擇捨（Apratisamkhyayopeksate）癡。喜は愛と、憂は憎と、捨は癡と倶なり。

此の三は意と相牽きて數數所緣を行ずるが故に意の近行といふ。

【一七二】六恆住（Satatavihāra）。上の雜染の近行を對治せんが爲めに經の中に色を見已りて云云の六恆住を說く。即ち雜阿含十三に云ふ。若比丘、眼見色、不苦不樂捨心住正念正智、耳聲鼻香舌味身觸意法不苦不樂捨心住正智正念、是名比丘六常行云云。此の故に知る。上の三は唯染汚なるを。

【一七三】阿羅漢も喜及び捨あり。

【一七四】善法とは、法處若くは證法。阿羅漢が佛と共通なる功德を現起して喜を生ず、此の喜を遮するは理に應ぜず。

爲めの故に、(二七五)是の說を爲すなり。

論主近行の唯染に局ることを敍す

又、卽ち(二七六)喜等を、三十六の師句と爲す。謂はく、耽嗜と出離との依の別なるが爲めなり。此の句の差別は、大師の說なるが故なり。耽著の依とは、謂はく、(二七七)諸の染の受なり。出離の依とは、謂はく、(二七八)諸の善の受なり。

受支結語

(二七九)是の如く說く所の受有支の中にて、應に知るべし、義門に無量の差別あり。

第六項　附論　餘の支を略述する理由

諸他の支を今說かざる理由

何に緣りて、所餘の有支は說かざるが。

頌に曰はく、

(二八〇)餘は已に說きぬ。當に說かん。

略說の理由

論じて曰はく、所餘の有支は、或は已に說きたる有り、或は當に說くべき有るが故に、此には論せ

【二七五】是の說とは六恒住を說くことと名く。

【二七六】喜等とは喜憂捨の三。耽嗜の依の別に十八有り。之れは近行にして所對治出離の依に又十八有り。之れは近行に非ずして能對治なり。合して三十六となる。二種は各別なるが故に、知るべし唯染のみ意の近行なることを。附記。此の句の差別は是れ大師世尊の所說なるが故に師句と名く。

【二七七】諸の染の受は耽嗜煩惱の依と爲るが故に。

【二七八】諸の善の受は出離善法の依と爲るが故に。

【二七九】是の如く云云。受支を略說せば上の如し、廣說せば、無量の義門有れども今は略すとの意。

【二八〇】頌の舊譯　由二已說當レ說。

す。

識支

此の中にて、識支は、(一八一)先きに已に、説きたるが如し。識は、謂はく、各各了別す。此れを即ち意處と名く等と。

六處支

其の六處支も、〔亦〕(一八二)先きに已に、説きたるが如し。彼の識の依たる淨色を、眼等の五根と名づく等と。

行有愛取

行と有との二支は、業品に當に説くべく、愛と取との二支は、隨眠品に當に説くべし。

第十一節　惑業事としての十二因緣の喩說

此の諸の緣起を、略して立てて三と爲す。謂はく、煩惱と、業と、異熟果の事となり。應に外の喩に寄せて、別の功能を顯はすべし。頌に曰はく、

惑業事と比喩

(一八三)此の中に説く、煩惱は、種の如く、

【一八一】先きにとは、界品第一。
【一八二】六處支も界品第一、六根所明の下參照。
【一八三】頌の舊譯
於ㇾ中說諸惑、如種子及龍、如根樹及糠、如有糠米業、及如稻幷華、如熟飲食類。
煩惱業事の三の相互の功能的關係を喩說せる頌にて、煩惱が業事の根本原因たるとは恰も種子の芽莖に對する如く、龍の水を鎭めて池水のつきぬが如く、草の根有る限り苗を出すが如く、枝を無數に出す樹莖の如く米苗を出すに糠の必要なるが如し。又業の煩惱に發して、輪廻の眞因たることは、糠に裹まれたる米の如く、又業の招果を目的とし與果に終ることは草等の結實に終るが如く、又花の、果實に對して、近因たるが如く、業も果報に對する近因たり。又事は三者の最終位たることは恰も熟せる飲食の、方に唯受用すべくして、復た轉じて餘

の飲食と成る可からざるが如し。

【一六四】趣滅すとは五趣の現果の滅すること。

復た龍の如く、
草根と樹莖との如く、　及び、糠の米を裹むが如し。
業は糠を有する米の如く　草藥の如く、花の如し。
諸の異熟果の事は、成熟する飲食の如し。

論じて曰はく、如何が三種等と相似たる。

種子より芽莖等の生ずるが如く、煩惱より煩惱と業と事とを生ず。

龍の池を鎭れば、水の恆に竭きざるが如く、煩惱が業を鎭れば、生の續くこと無窮なり。

草の根を未だ拔かざれば、苗を剪れども剪りて還た生ずるが如く、未だ煩惱の根を拔かざれば、(一六四)趣滅すれども、滅して還た起る。

樹の莖より、頻りに枝と花と果とを生ずるが如く、諸の煩惱より數數惑と業と事とを起す。

糠の米を裹みて、能く芽等を生じ、獨り能く生ずるに非ざるが如く、惑と得と、業を裹みて、能く餘生を感ず。獨り能く感ずるには非ず。

惑は種等の如く、應に是の如しと知るべし。

業

米の糠を有して、能く芽等を生ずるが如く、業も煩惱を有して、能く異熟を招く。

諸の草藥の、果の熟するを、後邊と爲すが如く、業果も熟し已れば、更に果熟を招かず。

花の、果に於いて、生の近因爲るが如く、業も近因と爲りて能く異熟を生ず。

業は米等の如く、應に是の如しと知るべし。

事

熟せる飲食の、但だ受用すべくして、復た轉じて餘の飲食と成す可からざるが如く、異熟果たる事も、既に成熟し已はれば、更らに餘生の異熟を招くこと能はず。

若し諸の異熟にして、復た餘の生を感ぜんか、餘も復た餘を感じて、解脱無かるべし。

事は飲食の如く、應に是の如しと知るべし。

【一八五】當品の中。

第三章　有情に關する種種の問題

第一節　四有と其の染不染及び其の三界に對する關係

四有及び其染不染と三界との關係

是の如く、緣起の煩惱と業と事とは、生生、相續すれども、四有に過ぎず。「謂はく」、中と生と本と死となり。〔一八五〕前に已に釋したるが如し。

染、不染の義と、三界の有無とを、今、當に略して辯ずべし。

頌に曰はく、

〔一八六〕四種の有の中に於いて、生有は、唯、染汚なり。
自他の煩惱に由る。餘は三なり。無色には三なり。

生有唯染

論じて曰はく、四有の中に於いて、生有は、唯、染なり。

何の煩惱に由るか。

自地の〔一八七〕諸の惑なり。謂はく、此の地に生ぜば、此の地の一切の煩惱は、此の地の生有を染汚す。故に、〔一八八〕對法者は咸是の言を作す、諸の煩惱の中、一の煩惱として、結生の位に於いて、潤の功能無きは無しと。

〔一八九〕然れども、諸の結生は、唯だ、煩惱の力

【一八六】頌の舊譯「於二四種有中一、生有必染汚　由二自地諸惑一　餘三　無色三。」生、本、死、中の四有の中、生有は唯染汚の性にして、自地の煩惱の染汚を蒙れども、他の三有は三性に通す。此の四有を三界と關係して考ふれば、欲色二界には各四有具さに有れども、無色界には中有を必要とせざるによりて唯三有あり。

【一八七】諸の惑とは、貪、瞋、癡、慢、疑、身見、邊見、邪見、見取見、戒禁取見の十の本惑をいふ。然ども無慚無愧、惛沈掉擧等も、本惑に相應する煩惱なれども、亦潤生の能あるを以て、遂に一切の煩惱と言はざるべからざるに至る。但し是等は必ずしも凡て現起するにあらず、現起せざるものも染の能あるに就て言ふなり。

【一八八】對法者云云。婆沙論六十に曰く、一切煩惱皆令二有相續一、欲界一切處、三十六隨眠、一一現前令二生相續一、色無色

のみにして、自力に由りて、現起する纏垢には非ず。

【一九〇】此の位の中には、身心昧劣なりと雖も、而も數數起ると、或は近現行との引發力に由るが故に、煩惱は現起す。

中有の初刹那

　應に知るべし、中有の、初めて續く刹那も、亦、必らず染汚なり。猶ほし生有の如し。

三有三性

　然るに、餘の三有は、一一に三に通ず。謂はく、本〔有〕と死〔有〕と中〔有〕との三は、各、善と染と無記となり。

無色界には唯三有

　無色界に於いては、中有を除きて三のみあり。

【一九一】彼の界の中には、處の隔別なること有りて、餘處に往かんが爲めに、中有を立つべきに非ざればなり。

欲色二界は四有

【一九二】頌の中に、欲色二界を說かず。故に知る、中に於いては、四有を具すと許すを。

一切處各三十一隨眠、一一現前令生相續云云。

【一八九】然れども云云。この然どもより次句のこの位の云云に至る文は、前の說明に對する但し書なり。然れども云云とは、結生の位には、自地の一切煩惱によりて染せらるといひたれど、そはただ根本煩惱（十）とそれに相應する無慚惛沈等の力によるものにして、獨立に起り得る慳嫉後悔等の所謂纏や又は六垢によるものにあらず。何んとなれば纏と垢とは思擇によりて起るに反し、受生の時は身心昧劣なれば、思擇力なければなり。

【一九〇】此の位云云。結生時は身心昧劣ならば、根本煩惱はいかにして起り得るかといふ問に對する答なり。卽ち謂はく、無始以來煩惱が屢屢起り來れると、更に近因としては前生に於て之を現行せし（近現行といふ）その力によりて、結生時に根本煩惱と、之に相應する者とは、任運に現起するなりと。

【一九一】彼の界云云。無色界には特別の場所なければ、他處に行く爲めの中有を要せずとなり。

【一九二】頌の中云云。頌に欲色に關しては特別に何有ありとも說かざるは、言ふまでもなく、四有を全具し居ること豫想すればなりといふ義。

第二節　有情の住―四食

有情の住　有情の緣起を、已に廣く分別したり。是の諸の有情は、何に由りて住するか。

四食　頌に曰はく、

【一九三】有情は食によりて住す。段は欲にして體は唯だ三なり。色には非ず。自根と、解脱とを益すること能はざるが故に。觸と思と識との三食は、有漏にして三界に通ず。意成と及び求生と、食香と中有と起となり。

前の二は此の世の、所依及び能依を益し、

【一九三】頌の舊譯
世間以レ食住、
段食、於二欲界一、
以二三入一、爲レ體、
非二色入一由レ此、
不レ利二自根脱一
觸作意及識、
三有流通レ三、
意生尋求生、
乾闥婆中有、
對有、爲レ益レ此、
能依所依二、
能引二生別有一、
次第說二後二一。

一切有情は食(Ahāra)によりて住す。所謂食とは自の根と所依の大種とを益し、解脱者を益するをいふ。之れに段、觸、思、識の四を分つ。中に於いて、段食は分段して攝取する義にして、欲界のみに存し、體は香味觸の三に局る。色境は上の如き資格、條件を具備せざるが故に食に攝せず。觸思識の三食は唯有漏にして、三界に通ず。

此の四食は經に從へば已生(部多)求生の衆生を安住資益する所なり。玆に求生といふは、蓋し佛が中有を五種に命名したる中の一にして、五種とは一に意成、二に求生、三に食香身、四に中有、五に起之れなり。

此の四食のかくの如き功能作用の中、段觸二食は次の如く所依の有根身と能依の心心所とを益し、思識の二食は一は當來の有を引き、一は當來の有を起す。當來の有とは未來の生にして、思食がこれを引き、それを基として識食は又起る。

後の二は當有に於いて引と及び起と、次の如し。

食

論じて曰はく、〔一九四〕經に說く、世尊、自ら一法を悟り、正覺して正說せり。謂はく、諸の有情は、一切、食に由りて住するに非ずといふことなしと。

四食

何等を食と爲すか。

〔一九五〕食に四種有り。〔一九六〕一には段、〔一九七〕二には觸、〔一九八〕三には思、〔一九九〕四には識なり。

段食

段に二種有り、謂はく、細と、及び、麤となり。〔二〇〇〕細とは、謂はく、中有の食なり。香を食と爲すが故なり。及び、天と〔二〇一〕劫初の食となり。便穢無きが故に、油を沙に沃ぐが如くに支に散入するが故なり。或は〔二〇二〕細汗蟲、嬰兒等の食を、說きて名けて細と爲す。此れに翻ずるを麤と爲す。

【一九四】經とは雜阿含十七、爾時世尊告ニ諸比丘一、若於ニ一法一觀ニ察無常一、觀ニ察反易一觀ニ察離欲一、觀ニ察滅一、觀ニ察捨離一究ニ竟苦邊一、解ニ脫於苦一、謂一切衆生由レ食而存。

【一九五】食に四種云云。起世因本經七に曰く、諸比丘一切衆生有ニ四種食一以資ニ諸大一得ニ自住持一得レ成ニ諸有一得ニ相攝受一何等爲レ四、云云。

其の他、雜阿含十五、中阿含四十九、增一阿含廿一等を參照すべし。

【一九六】段食(Kavaḍīkārāhāra)

【一九七】觸食(Sparśāhāra)

【一九八】思食(Saṃcetanāhāra)

【一九九】識食(Vijñānāhāra)

【二〇〇】細と麤との分別に二種有り。(一)には無穢を細と爲し、有穢を麤と爲す。(二)には少煩を細と名け、多硬を麤と名く。

【二〇一】劫初の時の人(世界成立當初)は、地味地皮餅林藤を食して便穢無し(無穢)。而も香稻等を食ふに及びて以去は便穢有り(有穢＝麤)。

【二〇二】細汗蟲とは蟻虱等のこと。其の體細少にして汗より生ず。或は人身中に蟲有り汗を食とす。故に細汗蟲と名づく(光師)。

段食の界繫

是の如き段食は、唯だ欲界のみに在り。段食と貪とを離れて、上界に生ずるが故に、唯だ欲界繫なり。

段食の體

香味觸の三は、一切、皆、段食の自體と爲る。段別を成じて、飲噉す可きが故なり。謂はく、口と鼻とを以て、分分に之れを受くるなり。

問

〔二〇三〕光影炎涼は、如何にして、食と成るか。

答（一）

傳說すらく、此の語は、〔二〇四〕多に從ひて論を爲す、

答（二）

又、飲噉に非ずと雖も、能く身を持するは亦、細食の所攝なり。塗洗等の如しと。

問

〔二〇五〕色も、亦、段別を成じて、飲噉す可きに、何に緣りて、食に非ざるか。

答

〔二〇六〕此れは、自の對する所の〔眼〕根と、解脫者とを益すること能はざるが故なり。

食の資格

〔二〇七〕夫れ食と名くる者は、必らず先づ自の根と大種とを資益して、後に乃はち餘〔の根と大種と〕に及ぶ。〔而も〕色を飲噉する時は、自根と大〔種〕とに於いて、尙益をなさず。況んや、能く餘に及ばん

【二〇三】日光樹影火炎風涼等は觸に攝す。

【二〇四】多に從ひて云云。人の寒を患ふる時、日光火炎の觸に遇ひて便ち益有り、熱を患ふる者は樹影及び涼風の觸に遇ひて便ち益有り。是等を凡て食と名く、「段別を成して飲噉す」といひ、特に飲噉といへるは、唯だ多分に從つて說けるのみ。

【二〇五】色も亦云云。段食の體は、唯、香、味、觸の三なりといひ、色境を之に入れざるは何故なるか。色境も香味觸と必らず倶生すれば香味觸の段食中には必らず色あり。分段して味ひ得るに非ずやとの難なり。

【二〇六】此れは云云。色境を飲噉すといふことは、別段に眼根を生理的に資助することにもならず、又別段に身體上の利益にならざれば、食と名くる能はずとなり。

【二〇七】夫れ云云。食の資格に三條件あり、(一)其によりて自根を資益し、(二)其の依止する大種（生理的組織）を資益し、(三)次いで他の根と大種とを資益し得るといふことなり。

や。(二〇八)彼の諸の根の境は各別なるが故なり。

妨難通

(二〇九)有る時、色を見て、喜樂を生ずるは、色を縁じて觸の生ずればなり。是の食は、色にあらず。(二一〇)又不還の者と、及び、阿羅漢とは、食貪を解脱す。種種上妙の飲食を見ると雖も、而かも益すること無きが故なり。

觸食 思食 識食

觸は、謂はく、三和に生ぜられたる諸の觸なり。思は、謂はく、意業なり。識は、謂はく、識蘊なり。此の三は、唯だ有漏にして、三界に通じて、皆、有り。

食は無漏に非ず

如何にして、食の體は無漏に通ぜざるか。

第一説

毘婆沙師は、是の如き釋を作す。能く諸の有を資くる、是れ其の食の義なり。無漏を修生するは、諸の有を滅せんが爲めなればなりと。

第二説

又、契經に説く、食に四種有り。能く(二一一)部多の有情を安住せしめ、及び、能く諸の求生の者を資益す。無漏は然らざるが故に、食の體にあらずと。

【二〇八】彼の諸の根云云。色は耳等の境に非ざるを以て耳根等及び其等の大種を益することは能はず。

【二〇九】有る時。之れ妨難なり。好き物を見て心に喜樂を生ずるは身體を益することになるべきが故に色も亦食ならずやと。此難に對して、本論はかかる際の喜樂は、色を縁として生じたれど、その體は觸なれば觸食に攝すべしと答ふるなり。

【二一〇】又不還云云。見ることの食ならざる所以は羅漢等の如き食貪を解脱したる者の場合に於て最も能く明となる。彼等も美味を食すれば、それだけ榮養を增せど、單にそれを見たりとて喜樂を增すことなく、隨つて別段に身體を益することなきなり。

【二一一】部多(Bhūta)。舊譯には已生といふ。三界と有身とをいふ。

部多　部多と言へるは、〔二二〕已生の義を顯はす。諸趣に生じ已れば、皆、已生と謂ふ。

求生　復た〔二三〕求生と說くは何に目くる所と爲んか。

中有の五名　此れは、中有に目く。佛世尊の、五種の名を以て、中有を說くに由るが故なり。何等をか五と爲す。

(一)意成　一には〔二四〕意成、意より成ずるが故なり。〔卽ち〕精血等の所有外緣の合して成ずる所に非ざるが故なり。

(二)求生　二には求生、常に喜びて當に生ずべき處を尋察するが故なり。

(三)食香身　三には〔二五〕食香身、香食に資けられて生ずべき處に往くが故なり。

(四)中有　四には〔二六〕中有、二趣の中間に有る所の蘊なるが故なり。

(五)起　五には〔二七〕起と名く。當生に對向して、暫時起るが故なり。契經に說くが如し。〔二八〕有壞の自體起り、有壞の世間生ずと。起とは、謂はく、中有なり。

【二二】已生云云。部多卽ち Bhūta は、Bhū（ある、なる）の過去分詞にして「成れる者」といふ義なり。奥義書時代より已に有情又は世界の義に用ゐ來れり。

【二三】求生（Saṃbhavaiṣin）

【二四】意成（Manomaya）

【二五】食香身（Gandharva-kāya）

【二六】中有（Antarābhava）

【二七】起（Abhinirvṛtti）。當生とは未來の生との義。

【二八】有壞（Savyābādha）とは有惱壞、有苦の義なり。眞諦は有壞害と譯す。惱壞す可き身體が起りて、之れに坐して同樣なる世間が生ずといふ意にして、前の自體起るとは、中有のこと、後の世間生ずとは生有のこと。此の文の中「起」とは原文には使役法にて顯はして「起す」(Abhinirvartya)とす。兎に角此の「起」(Abhinirvartya)の字を以て今中有の一名を「起」(Abhinirvṛtti)とする證據とするなり。

又經に說かく、補特伽羅有り。已に(二九)起結を斷ずれども、未だ生結を斷ぜずと。

此の經の中に於いて、廣く四句を說く。(三〇)二界の貪を離れたる諸の上流の者を第一句と爲し、(三一)中般涅槃を第二句と爲し、(三二)諸の阿羅漢を第三句と爲し、(三三)前の諸相を除くを第四句と爲す。

異解

(三四)又、部多とは、謂はく、阿羅漢なり。「之に反し」、餘の有愛の者を說きて求生と名く。

問

幾食か、能く部多をして、安住せしめ、幾食か、求生の有情を資益する。

答

毘婆沙師は說かく、皆、四を具すと。

段食と有愛者

(三五)諸の有愛の者は、亦、段食を緣と爲すに由りて、資益して後有を招かしむ。(三六)世尊の四食は、皆、(三七)病と癰と箭との根と、老死の緣と

【二九】起結とは中有を潤益する惑。生結とは中有を潤す惑なり。卽ち最早中有に生ずることはなきも尙ほ生有を經ざるべからざる者をいふ。

【三〇】二界の貪云云。第一單句(起結を斷じて生結を斷ぜず)欲色二界の煩惱を斷じたるものは最早中有に往くことなし、中有は下二界に生ずる者に限ればなり。然ども無色界に上流する限り、尙ほ無色に對する生結あるが爲なり。

【三一】中般云云。第二單句(生結を斷じて起結を斷ぜず)中有にて涅槃すべき第三果の聖者は、已に生有を受くることなきも、中有を受くべき煩惱尙ほあり。

【三二】諸の阿羅漢云云。第三俱句(起結生結を俱に斷ず)。羅漢には生有も中有もなきこと說明を要せず。

【三三】前の諸相云云。第四非句(起結生結俱に斷ぜず)。凡ての異生なり。

【三四】又部多云云。部多の「去れる」と云ふ義邊を取りて、阿羅漢は三界の煩惱の去れる者なるより名を得たりとするなり。

【三五】諸の云云。且らく、思は業の自性なり、識は思と相應して種子なり、觸は識と相應すれば、思、識、觸の三が求生を資益するは見易けれども段食は如何にして求生を資益するや解し難ければ此處に是を說く。有愛の者とは段食を愛する者の意。

【三六】世尊の云云。雜阿含十五(辰二、八三左)に曰く、於二此四食一有レ喜有レ貪則識住增長、識住增長故入二名色一、乃

爲ると說くを以ての故なり。

思食と現身

例(一)　亦、(三八)思食の、現身を安任せしむるを見る。世に傳へて言ふ有り。昔、一の父有り。時に饑饉に遭ひ、他方に造らんと欲すれども、自ら飢に餒えて羸し。二子あり、嬰稚なり。意に、携へ去らんと欲するも、力の任へざる所なり。[乃ち]嚢に盛るに灰を以てし、壁上に掛け、二子を慰喩して云はく、是れ麨の嚢なりと。二子希望して、多時命を延べたり。後に人有り。至りて嚢を取り、爲めに開く。子、是れの灰なるを見て望絕えて便ち死せりと。

例(二)　又、大海に於いて、諸の商人有り。難に遭ひ、船は敗れて飲食倶に失ひしも、遙かに積沫を瞻、疑ひて海岸と爲し、意に速かに至ることを望んで、命延ることを得たり。時に觸るるに至りて非なるを知り、望絕え、便ち死せりと。

例(三)　(三九)集異門足論に說く。大海の中に大なる衆生有り。岸に登りて卵を産み、沙の内に埋め、還りて海中に入る。母若し常に思へば、卵は便ち壞せず。如し其れ、念を失へば、卵は便ち敗亡すと。

經部の難　(三〇)此れは、應さに然るべからず。食の義に違するが故に。豈に、他の思食能く自身を持せんや。

至當來有增長故生老病死憂悲惱苦集、云云」

【三七】病、癰、箭の三は何れも五取蘊に喩ふ。此の經文に由りて、段食は段食を愛する者の後有を益すること明らかなり。

【三八】思の語に由つて觸識二食を攝す。此二は思と相應するが故に。

【三九】集異門足論 (Saṃgīti-paryāya-pāda)第八、參照。

【三〇】此れはとは母の思が卵を能く持すること。

破

理として、實に應さに言ふべし。卵、常に母を思へば、爛壞せざることを得。忘るれば、則ち命終ると。母を念ふの思を起すは、觸の位に在ればなり。

食を唯四とする所以の問

諸の有漏の法は、皆、有を滋長するに、如何にして、世尊は、食は唯だ四と說けるか。

答

爾りと雖も、勝に就きて四と說くものなれば、失無し。謂はく、(三一)初の二食は、能く此の身の所依と能依とを益し、(三二)後の二食は、能く當有を引き、能く當有を起す。

四食とその功能――資益

所依と言ふは、謂はく、有根身なり。段食は、彼れに於いて、能く資益を爲す。能依と言ふは、謂はく、心心所なり。觸食は、彼れに於いて、能く資益を爲す。

是の如き二食は、(三三)已生の有に於いて、資益の功能最も殊勝なりとす。

當有と言ふは、謂はく、未來の生なり。彼の當生に於いて、思食、能く引く。思食引き已はりて、業の熏ずる所の識の種子の力に從ひて、後有起ることを得るなり。

是の如き二食は、未生の有に於いて、引起する功能最も殊勝なりとす。故に、有漏は、皆、有を滋長すと雖も、而も唯勝能に就きて、唯だ四食のみと說くなり。前の二は養母の如し。已生を養ふが故に。後の二は生母の如し。未生を生ずるが故に。

【三一】初めの二食とは段觸。
【三二】後の二食とは思識。
【三三】已生の有とは現在の有情の意。

段と食

諸の所有の段は、皆、是れ食なるか。

段にして食に非ざる有り。應に四句を作るべし。

(一)段にして食に非ず

〔三三四〕第一句は、謂はく、飲噉する所を緣と爲し、諸根と大種とを損壞す。

(二)食にして段に非ず

第二句は、謂はく、〔三三五〕餘の三食なり。

(三)段にして食

第三句は、謂はく、飲噉する所を緣と爲して、諸根と大種とを資益す。

(四)段に非ず又食に非ず

第四句は、前の諸相を除く。

是の如く、觸等も、其の所應に隨ひて、一一、當に知るべし、皆、四句有るを。

問　頗し觸等を緣と爲して、諸根と大種とを資益し、而も食にあらざる有りや。

答　有り。謂はく、〔三三六〕異地と無漏との觸等なり。

損する者も亦食たること有り

諸有の、食し已りて、食者の身を損ずるものも、亦、名けて食と爲す。初に資益するが故なり。

〔三三七〕毘婆沙は說く、食は二時に於いて、能く食の事を爲す。倶に食と名くるを得。一には初て食す

【三三四】第一句。食は資益を本質とするに、飲噉して却て身體を害するは、段なれど、食たるの資格を缺く。

【三三五】第二句。四食中、段食以外の餘の三は、段にあらざれど、生命を資益する點に於て食なり。

【三三六】異地。他界地に望めては有漏法と雖も、食に非ず。これ他界地の法は因と爲りて能く現有を資益するも、而も後有を牽く因と作ること能はざる故なり。

【三三七】毘婆沙卷百卅。

る時、能く饑渴を除き。二には消化し已はりて根、及び、大を資くと。

五趣と四生と四食との關係

何の趣の、何れの生には、各各幾の食を具するか。

五趣、四生、皆、四食を具す。

地獄の段食

問 如何にして、地獄に段食有るか。鐵丸鎔銅は豈に段食に非ざらんや。若し〔二三八〕能く害を爲すとも、亦、是れ食ならば、前に說きたる四句と相違せん。

又、〔二三九〕品類足に言はく、云何なるを段食と爲すか。謂はく、能く諸根と大種とを資益するなりと。廣く說きて、乃至、識も亦爾なり。

答 彼の說は、且らく能く資益する者に依り、說きて名けて食と爲す。故に相違せず。然るに地獄の中の熱鐵丸等は、食し已はるに於いて、能く損害を爲すと雖も、而も、能く暫時饑渴を解除し、食の相を得るが故に、亦名けて食と爲す。

又、〔二四〇〕孤地獄の段食は人の如し。故に、五趣の中には、皆、四食有るなり。

【二三八】能く害を爲すとは、地獄鐵丸等は依身を損する所なるが故に問ふ。之れに二意有り。一には前の四句と相違し、二には品類足の文に相違す。

【二三九】品類足を、舊譯(八)には分別道理論といふ。

【二四〇】孤地獄とは八寒八熱以外に諸處に孤立しある地獄のこと(論十一參照)。

食施と功德

問

〔二四一〕世尊の所說あり。人有りて、能く一百の外道の離欲の佛に食を施さんよりも、若し能く一の〔二四二〕贍部林中の異生者に食を施さば、其の果は彼れに勝さると。何をか贍部林中の異生と謂ふか。

第一說

有るは是の釋を爲す、所有一切の贍部洲に住する諸の〔二四三〕腹有る者なりと。

破

彼の釋は理に非ず。一の言を說くが故なり。又、此の〔經の〕中に於いて、無量の異生者に食を施すこと有れば、理として、食を以て、少しの外道の離欲の仙人に施すに勝る。何ぞ奇と爲して校量し、勝を歎ずるに足らんや。

第二說

有るは言はく、彼れは是れ〔二四四〕近佛の菩薩なりと。

破

理、亦、然らず。彼れに施さば、福を獲ること、〔二四五〕俱胝の阿羅漢に施すに勝るが故なり。

第三說

〔二四六〕毘婆沙は說く、此の異生は是れ已に〔二四七〕順決擇分を獲得せるものなりと。

私

此の名を義もと、亦、相應せず。曾て契經或は本論に、順決擇分を得して、贍部林中に居すと說くこと無ければなり。當に知るべし、〔二四八〕

【二四一】世尊とは毘奈耶四十四、「當レ知彼大潮婆羅門、以ニ如レ是等八萬四千奇妙物一施ニ婆羅門一、所レ獲福德、不レ如下有レ人但以ニ飲食一供ニ養外道離欲五通仙人其數滿上レ百……及施中一百隱人上、不レ如下有レ人但以ニ飲食一施中一贍部樹下未離欲染異生菩薩云云。婆沙論一百三十、參照。稱友の譯文及び今論の下の文に依るに今引く所の毘奈耶及び婆沙の文と異なれる經文を指すが如し、下文參照。

【二四二】贍部林(Jambusaṇḍa)。贍部洲と言ふに同じ、吾人の住せる國土なり。

【二四三】胎內に住する者を簡んで食し得る者を指す。

【二四四】近佛の菩薩とは目下百劫の間相好の業を修する中にある大覺に近き菩薩の意。

【二四五】俱胝(Koṭi)。千萬。

【二四六】毘婆沙云云の第三說は婆沙評家の正義。

【二四七】順決擇分云云。煖頂、忍、世第一の四善根を修し終り

彼れの唯だ自ら分別する所のみ。

(二四九)後身の菩薩の、贍部林中に居するを、彼の異生と名く。

此の說は理に應ず。爾の時、菩薩は離欲の仙に同ずるが故に、彼の仙に對し、校量して勝れたるを歎ぜるなり。菩薩に施すは福勝れること無邊なりと雖も、(二五〇)前の校量に乘じて、且らく百に勝ると言へるのみ。理必ず應に爾るべし。後に、世尊が、彼の(二五一)異生を除きて、還つて外道を將つて、預流向に對せしめて、勝劣を校量したるに由る。(二五二)若し爾らずんば、世尊は則ち彼の異生を將つて、預流向に對すべければなり。

第三節 有情の沒

て、方に見道に入らんとする者をいふ。

【二四八】彼れのとは毘婆沙師のこと。

【二四九】後身の菩薩とは釋迦菩薩即ち釋尊の成道以前をいふ。最後身を受けて、未來次生の後有有ることなきが故に後身といふ。

【二五〇】前の云云。經文には初より、次第に一百づつ增して校量せり。謂く人あり百の傍生に施し、又人あり一の破戒の人に施さんに、後者の異熟は前者に百倍す、乃至人あり一百の外道云云と、是の如くなるを前の校量に乘ずと云ふなり。(稱友)。

【二五一】毘奈耶の文は此の比較を爲すに異生を除かず。故に毘奈耶の文は今の所引の文と同じからざるを見るべし。

【二五二】若し爾らずして毘婆沙師の言ふが如く、順決擇分の異生を指すならば、此を以て預流向に對せしむべきなり。預流向は順決擇分より勝れたるが故に、菩薩は預流向よりは遙に勝れたれば、今は此を除きて外道を以て預流向に對比したりとの意。

有情の沒

已に有情の縁起及び住を說きつ。〔二三三〕先きに說きたる所の、壽盡きて死する等の如き、今應に正しく辯ずべし。

〔二三四〕何れの識現前し、何れの受相應して死生等有るか。

頌に曰はく、

〔二三五〕斷善根と續と、離染と退と死と生とは、

唯だ意識の中なりと許す。死と生とは唯だ捨受なり。

定と無心の二とにあらず。二無記に涅槃す。

漸死は足と臍と心とに、最後に意識滅す。

下と人と天と不生となり。斷末魔は水等なり。

六位は唯意識のみ功能あり

論じて曰はく、〔二三六〕斷善と續善と界地の染を離るると、離染より退すると、命終と、受生と、

【二三三】根品の中、命根を說明せる所を指す。

【二三四】何れの識云云。上の四有の中、死生二有は唯一刹那なるが、その刹那の中に於いては、
(一)何識が現前するか。
(二)此の識は復た何受と相應するか。
(三)定心無心にして死生し得るか不か。
(四)何の性の識に住して涅槃に入り得るか。
(五)命終時に於いては識は何れの處に滅すか。
(六)斷末魔とはその體奈何。
等の六問を含む。(順正理論十五、參照)

【二三五】頌の舊譯
斷接善離欲、退及死託生
此事於二意識一、於二捨受一死生
非一無心二、涅槃二無記
次第死脚臍、於レ心意識斷
下人天不レ生、末魔水等。

此の六位に於いては、法爾として、唯だ、意識にして、餘に非ずと許す。

生字の解

[頌の中に]説く所の（三五七）生の言は、應さに知るべし、亦、初結の中有をも攝するを。

死生二有の意識に相應する受

死と生とは、唯だ捨受とのみ相應すと許す。捨と相應する心は、明利ならざるが故なり。餘の受は明利なれば、死と生とに順ぜず。

死生二時は唯散心

又、此の二時には、唯だ散にして定に非ず。要らず、有心の位にして、必らず無心に非ざればなり。

定心には死生無し

在定の心には、死生の義有るに非ず。（三五八）界地別なるが故に。（三五九）加行生なるが故に。（三六〇）能く攝益するが故に。

無心にも死生の義無し

（三六一）亦無心にも、死生の義有るに非ず、無心の位には、命必ず損ずること無きを以つてな

第一問に答ふ。死生二有（斷善、續善、離染、退離染、命終、受生の六位を以て示す）は唯意識のみ有り。

第二問に答ふ。此の二有の刹那の意識は唯捨受とのみ相應す。

第三問に答ふ。二刹那は唯有心の散位にして、無心や定位に非ず。

第四問に答ふ。入涅槃心は唯威儀と異熟との二無記心に限る。

第五問に答ふ。惡趣に生ずる者の死時には意識は足處に於いて最後に滅し、人趣に往く者は、臍に、天趣に往く者は、心處に、又不往の羅漢も心處に、各最後に意識滅す。但之は漸死の者につきていふ。頓死の者に於いては意識と身根とは頓に欻然として滅す。

第六問に答ふ。末魔は身中の死穴（光師）にして、水火風の三の增上して之れに觸るる時に苦受起りて遂に死を致す。

【三五六】斷善以下第一問、死生二有の一刹那には、何の識が現前するかに答ふ。六位を擧げて、此の二有の畢竟意識のみ有ることを明す。故に命終と受生とを除いて他の四位は、直接にここに關係ある問題にあらず。

【三五七】生は、生有の結も、中有初念の結も、結の義同じきを以て、中有の初念即ち結の位を生の字の義中に收むとなり。

【三五八】界地別なりとは身、欲界に在りて、上界の定に入るが如し。

【三五九】加行生（Abhi saṃskārika）たとひ界地同一なりとしても、定心は加行より生じ極めて明利なれば、昧劣なる死生と一致せず。

り。

若し所依の身の將さに變壞せんと欲するときは、必定して、還つて所依に屬する心を起して然る後に命終す。更に餘の理無し。

又、無心の者は、受生すること能はず。因無きを以ての故に、煩惱を起すことを離れては、受生すること無きが故なり。

入涅槃心は二無記心

死有は、三性の心に通ずと說くと雖も、然も涅槃に入るものは、唯だ〔二六二〕二無記なり。

〔二六三〕若し欲界に捨〔受相應〕の異熟有りと說くは、彼れは、欲界の入涅槃の心は、亦威儀と異熟との無記を具すと說く。若し、欲界に捨〔受相應〕の異熟無しと說くは、彼れは、欲界の入涅槃の心は、但だ威儀のみ有りて、異熟無しと說くものなり。

無記入涅槃の理由

何が故に、唯だ無記のみ涅槃に入ることを得るか。

無記は勢力微にして、〔二六四〕心の斷に順ずるが故なり。

命終位の最後滅の

命終の位に於いて、〔二六五〕何れの身分の中に、〔意〕識は最後に滅するか。

【二六〇】能く攝益(Anugrāhaka)。定心は身心を攝益するが故に、そのまま死生することなし。

【二六一】亦無心云云。二無心定なり。

【二六二】二無記とは異熟と威儀との二無記。煩惱無きが故に染心無く、工巧通果二心有りと雖も、强盛なれば入涅槃心とはならず。

【二六三】若し云云。下三定以下に捨の異熟ありといふ說と、之なしといふ說とあり。今ここに欲界に捨の異熟あり云云といへるは、前說を豫想するものにして、若し欲界の捨の異熟なし云云といへるは後說を指す。今は前說を正義とす。

【二六四】心の斷云云。涅槃は心心所の斷じたる位なるを以て爾か言ふ也。

【二六五】何れの身分とは、身體の何處の部分かといふ義。蓋し最後まで熱氣あり活動ある部位を以て識の最後に滅したる所と見るなり。

意識の所處

頓に命終する者は、意識と身根と、欻然として、總じて滅す。若し漸に死する者ならば・下と人と天とに往くものは足と臍と心とに於いて、次〔第〕の如く識は滅す。

(一)惡趣に生ずる者

(二)人趣に生ずるもの

(三)天趣に生ずる者

謂はく、惡趣に墮するを、說きて下に往くと名く、彼れの識は最後に足處に於いて滅す。若し人趣に往くものならば、識の滅は臍に於いてす。若し往いて天に生ずる者ならば識は（二六六）心處に滅す。

(四)阿羅漢異說

諸の阿羅漢を說きて、不生と名く。彼れの最後の心も、亦、心處に滅す。

有る餘師は說かく、（二六七）彼れの滅は頂に在りと。

身根滅する故に意識滅す

正しく命終する時、足等の處に於いて、身根の滅するが故に、意識も隨つて滅す。

命終の時に臨みて、身根漸く滅し、足等の處に至りて、欻然として、都べて滅す。少水を以て、炎石の上に置くとき、漸く滅じ、漸く消えて、一處に都べて盡くるが如し。

漸命終者と斷末魔

末魔

又、漸に命終する者は、命終の時に臨みて、多く（二六八）斷末魔の苦受の爲めに逼まらる。別物の、名けて、（二六九）末魔と爲すもの有ること無し。然れども、身中に於いて、異の支節有りて、觸るれば、便ち死を致す。是れを末魔と謂ふ。

【二六六】心處とは臟部をいふ。
【二六七】彼れとは阿羅漢。
【二六八】斷末魔（Marma-cheda）。
【二六九】末魔（Marman）。死穴と譯し、其量極少にして身中に百處ありといふ。

水火風の增上と末魔

若し水と火と風との隨一增盛せば、利刀の刃の如く、彼の末魔に觸れ、此れに因りて、便ち增上の苦受を生じ、斯れより久しからずして、遂に命終を致す、薪を斬るが如きを、說きて名けて斷と爲すには非ず。

斷

〔頭を〕斷たれて、覺〔知〕無きが如くなるが故に、斷の名を得。

地界は斷の用無し

〔二〇〕地界は、何に緣りて、斯の斷の用無きか。

〔二一〕第四の內〔身〕の災患無きを以ての故なり。

內の三災

內の三災患とは、謂はく、〔二二〕風と熱と痰とにして、〔逆次に〕水と、火と、風との增すとき、所應に隨ひて起る。

外の三災

〔二三〕有るは說く、此れは外器の三災に似たりと。

斷末魔は天に無し

此の斷末魔は、天の中には有るに非ず。然れども、諸の天子の、將に命終せんとする時には、先づ、五種の小の衰相の現ずること有り。

天子の衰相

(一)五種の小衰相

一には衣服嚴具、非愛の聲を出す。二には自身の光明、忽然として昧劣となる。三には沐浴の位に於いて水滴身に著く。四には、本性囂馳なれども、〔今は〕一境に滯る。五には眼、本と、凝寂なるに、〔今は〕數數瞬動す。

此の五相の、現ずるとも、定んで當に死すべきには非ず。

【二〇】地界は云云。斷末魔の作用あるは水火風のみにて地の增盛によることなきを以て此問あり。

【二一】第四云云。普光明には內の三災を說けど、第四災患を立てざるをいふ。

【二二】水增すとき痰病起り、火增すとき熱病起り、風增すとき風病起る。

【二三】有るは云云。外器の三災とは、同じく火水風の三にして、之れは物器世間を壞す。地界は此外器の災に於いても災を立てず。故に今の內身の場合にも之れに順ずとの意。

（二）五種の大衰相

復た五種の大の衰相の現ずることあり。一には衣埃塵に染む、二には花鬘萎悴す、三には兩腋に汗出づ、四には臭氣身に入る、五には本座を樂まず。

此の五相現ずれば、必定して當に死すべし。

第四節　有情世間の生住沒に於ける三聚

三聚の有情

世尊は此の有情世間の生じ、住し、沒する中に於いて、三聚を建立す。

何をか三聚とは謂ふか。

頌に曰はく、

（二七四）正と邪と不定との聚は、聖と、無間を造ると、餘となり。

三聚

論じて曰はく、一には（二七五）正性定聚、二には（二七六）邪性定聚、三には（二七七）不定性定聚なり。

【二七四】頌の舊譯
正定邪定聚　聖人無間作。
かくの如くにして生じ、住し沒する有情を通覽して、之れを修道滅惑の見地より三聚分類す。
その第一は正性定聚にして、貪瞋癡の毒を除すと斷じ、無漏法已に生じて諸の惡を遠離せるもの。
その第二は五無間業（業品參照、造業の無間に地獄に墮する極惡の業）を造りて定んで地獄に落つる者。
その第三は不定性定聚の有情にして、善惡の緣を待ちて初めて善又は惡性の定聚に記せらるべき有情をいふ。

【二七五】正性定聚（Samyaktva-niyatarāśi）。

【二七六】邪性定聚（Mithyātva-niyatarāśi）。

【二七七】不定性定聚（Aniyatatva-niyatarāśi）。
集異門足論四に曰はく、
云何邪性定聚、答五無間業。
云何正性定聚、答學無學法。
云何不定聚、答除五無間業、餘有漏法及無爲。

正性

何をか正性と名くる。

謂はく、契經に言ふ、貪無餘斷、瞋無餘斷、癡無餘斷、一切の煩惱を、皆、餘すこと無く斷せる、是れを正性と名くと。

定聚　正定

定とは、謂はく、聖なり。聖とは、謂はく、已に無漏道の生ずること有りて、諸の惡法を遠ざかるが故に、名けて聖と爲す。〔二七八〕畢竟じて、離繫得を獲得せるが故に、定んで煩惱を盡すが故に、正定とは名くるなり。

問

諸の、已に、順解脫分を獲得したる者も、亦、定んで、涅槃を得するに何にして、正定に非ざるか。

彼れは、後に、或は、〔二七九〕邪定聚に墮するが故に、又、涅槃を得るに、時、未だ定まらざるが故に。〔二八〇〕預流の者の、極七返有等の如きには非ず。又彼れは未だ能く邪性を捨てざるが故に、正定と名けず。

邪性

何をか邪性と名くる。

謂はく、諸の地獄と傍生と餓鬼と、是れを邪性と名く。定とは、謂はく、〔五〕無間なり。無間を造る者は、必らず地獄に墮するが故に、邪定と名く。

不定性

正と邪との定の餘を、不定性と名く。彼れは〔善惡の〕二緣を待ちて、二と成る可きが故なり。

〔二七八〕畢竟じて云云。見道已前の離繫果は退有りて畢竟に非ず。

〔二七九〕邪定聚とは五無間業を造るもの。

〔二八〇〕預流の者云云。預流果の者は如何に遲くとも七生には必らず涅槃に入ることを得。論第二十三、賢聖品に委し。

巻の第十一（二）（分別世品第三の四）

第四章　器世間（世界）

第一節　三界の根本――三輪

器世間

是の如く有情世間を説きつ。（三）器世間を、今、當に説くべし。

頌に曰はく、

世界の基礎―三輪

（三）器世間を安立すること、風輪最も下に居る。其の量は、廣さ無數にして厚さ十六洛叉なり。

【一】分別世品第三の四。此卷は宇宙形態論（Cosmography）を明にし、その中に住する諸有情の種と相を説明したる部分なり。

【二】器世間（Bhājana-loka）生物の住止する外界（Physical world）を云ふ。

【三】頌の舊譯

此中器世界、説於下依住、深十六洛沙、風輪廣無數、水輪深十一、復有二十千、水厚八洛沙、所餘皆是金、徑量有三千、復有四百半、有十二洛沙、水金輪廣徧、若周圍三倍、

俱舍の世界形態論は何れの國にも古代に於いて認められし如く上下的、左右的の見方にして、それによれば、最下に廣さ無數厚さ十六億踰繕那の風輪あり。極めて緊密堅牢にして、虚空に依止す。その上に大雲雨起りて水を澍ぎ積水積んで輪を成す。その全體の厚さ十一億二萬踰繕那なり。その中の三億二萬踰繕那は更に凝結して金輪となる。此水金二輪は廣さ相同じく、徑十二億三千四百半踰繕那有り。その周邊に至つては徑に三倍して、三十六億一萬三百五十踰繕那有り。

次上に水輪あり深きこと、十一億二萬にして、下八洛叉は水なり。餘は凝結して金と成る。此の水と金との輪の廣さは、徑十二洛叉と、三千四百半にして、周圍は此れに三倍す。

此の三輪は何れも有情の業力の成ずる所なり。參考。三輪に關して異說多し（法義第十一卷參照）。圖解せば左の如し。

	風輪	水輪	金輪
長阿含經十八	深六千四十由旬、邊無際	深三千二十、邊無際	地深十六萬八千、邊無際
起世因本一 起世經一	厚三十六萬、潤無量	厚六十萬、潤無量	地深四千八萬、周潤無量
樓炭經一	二百三十萬、邊無限	四百六十萬、邊無限	六百八十萬、邊無限
立世毘曇一	九億六萬、廣十二萬三千四百五十	四億八萬、廣十二萬三千四百五十	二億四萬、廣同上
俱舍論十一	十六億、廣無數	八億、廣十二萬三千四百半	三億二萬、廣同上

【四】許すとは、例によりて毘婆沙師はかく說くといふ義。

【五】增上力云云。阿毘達磨論師に從へば有情の種種相は別業の所感にして、世界の種種相は有情の協同的に感じたるもの、卽ち共業所感也といふ。

【六】風輪（Vāyu-maṇḍala）。

【七】踰繕那（舊、由旬 Yojana）に關しては種種の異說あり。智度論に從へば八十里を大由旬といひ、六十里を中由旬といひ、四十里を下由旬といふと。頌疏には、十六里を一踰繕那となすと、今は十六里說をとる。但しその里といふは六丁一里なり。詳くは十一卷。

三千大千世界の施設

論じて曰はく、此の三千大千世界は、是の如く、安立と形量とに不同ありと（四）許す。謂はく、諸の有情の業の（五）增上力をもつて、先づ最下に於いて、虛空に依止して、（六）風輪の生ずる有り。

風輪

廣さ、無數にして、厚さ十六億（七）踰繕那なり。是の如き、風輪は、其の體、緊密にして、假設ひ、一

の(八)大諸健那有り。(九)金剛輪を以て、威を奮ひて、懸かに擊つに、金剛は碎くること有らんとも、風輪は損ずること無し。

水輪

又、諸の有情の業の增上力は、大雲雨を起して、風輪の上に澍ぎ、滴、車軸の如くにして、積れて水輪と成る。是の如き(一〇)水輪は、未だ凝結せざる位に於いては、深さ十一億二萬踰繕那なり。

問

如何にして、水輪は傍に流散せざるか。

第一說

有る餘師說く、一切有情の業力の持するところ、流散せざらしむ。飲食する所のもの、未だ熟變せざる時には、終に流移して、(一一)熟藏に墮せざるが如しと。

第二說

有る餘部は說く、(一二)風の持する所に由りて流散せざらしむ。篅の、穀を持するが如しと。

金輪

有情の業力は、別の風の起るを感じて、此の水を搏擊し、〔その〕上は、結して金〔輪〕と成る。熟乳の停つて、上凝り、膜を成ずるが如し。故に、水輪は減じて、唯だ厚さ八(一三)洛叉なり。餘は轉じて、金〔輪〕と成る。厚さ三億二萬なり。

水金二輪の量

〔水金〕二輪の、廣さの量は、其の數、是れ同じ。謂はく、徑十二億三千四百半なり。其の邊を周圍

【八】大諸健那（舊、大諸那力人Mahā-nagna）。譯して露形といふ。人趣中の神名にして大力有り。

【九】金剛輪（舊、金剛杵Vajra-cakra）。印度の武器。

【一〇】水輪（Jala-maṇḍala）。

【一一】熟藏云云。消化器の上部を生藏（Amāśaya）といひ、下腹部（腸の部分）を熟藏Pakvāśaya）といふ。

【一二】風の云云。引力現象を解して、古代印度の物理學者は風力によると說明するを通例とす。

【一三】洛叉（Lakṣa）億（十萬）なり。

すれば、數三倍と成る。謂はく、周圍の量は、三十六億一萬三百五十踰繕那と成る。

第二節　九山

頌に曰はく、

〔四〕蘇迷盧は中に處り、次には踰健達羅と
伊沙駄羅山と、佉地洛迦山と、
蘇達梨舍那と、頞濕縛羯拏と、
毘那怛迦山と、尼民達羅山となり。
大洲等の外に於いて、鐵輪圍山有り。
前の七は金の所成にして、蘇迷盧は四寶なり。
水に入ると皆八萬にして　妙高は出づ

【四】頌の舊譯　須彌婁山王、由乾陀羅山、伊沙陀羅山、佉持羅柯山、修騰婆那山、阿輪割那山、毗那多柯山、尼旻陀羅山、於四大洲外、復有ニ輪圍山ー、七金此是鐵、四寶須彌婁、入レ水八十千、此山出ニ水上ー、亦八萬由旬、八山半半下、高廣量平等。是の如き金輪の上に更に雨りて九山を形成す。妙高山は最も中に居り鐵圍山最も外に居る。水中に入ること八萬踰繕那なり。妙高山は水上に突出することも亦八萬由旬なるが、他の八山は半半に漸減す。その體に至りても、他は金の所成なるも妙高山は所謂四寶の成する所なり。尙ほ之に關する諸異說を圖表すれば下の如し（法義第十一卷）。

長阿含十八	起世經一	樓炭經第一	尼曇二
須彌山	須彌山——	須彌山〔水出入八萬四千、又云三百三十六萬里、廣亦爾也〕—	並八萬、廣亦出廣皆半半下〕—
佉提羅	佉提羅——	阿多利—高百六十八萬里——	——
伊沙陀羅	伊沙多羅—	伊沙多—高百三十四萬里——	——
樹陀羅	遊乾多羅—	遼安多—高廣並四十八萬里——	——
善見	善見——	善見—縱廣二十四萬里——	——
馬食	馬半頭——	阿波尼—高廣十二萬里——	——
尼民陀羅	尼民陀羅—	尼彌陀羅—高徑四萬四千里——	——
調伏山	毘那耶迦—	維那兜—高徑二萬二千里——	——
金剛圍	斫迦羅——	遮加和—高徑一萬二千里是鐵圍山也—	——

ること亦然り。
餘の八は半半に下り、廣さは、皆、高さの量に等し。

九山の施設

論じて曰はく、金輪の上に於いて、九の大山有り。(一五)妙高山王は中に處して住し、餘の八は、周匝して妙高山を遶れり。八山の中に於いて、前の七を內と名く、第七山の外に、大洲等有りて、此の外に、復た、鐵輪圍山有り。周匝して、輪の如くに、一世界を圍れり。

九山の體

持雙等の七は、唯だ金の所成にして、妙高山は(一六)四寶を體と爲す。謂はく、次の如く、四面の北東南西は、金、銀、(一七)吠瑠璃、(一八)頗胝迦なり。寶の威德に隨ひて、色、

【一五】 妙高山に蘇迷盧(Sumeru)の譯、舊に須彌と云ふ。諸山中の最大なるものなるを以て王といへるなり。

【一六】 四寶類に關し經論異說あり。

	北	西	南	東
長阿含十八、起世經一及論	天金	天玻璃	天瑠璃	天銀
立世毘曇二	瑠璃	白銀	玻璃	黄金
正法念經十八、瑜伽(二)	玻璃	眞金	毘瑠璃	白銀
法苑珠林引大論	玻璃	白銀	瑠璃	黄金

九山原語	倶舍論十一(婆沙、百三十三)	立世
Sumeru	蘇迷盧山〔此云妙高、入水皆八萬、妙高出亦八萬、餘半減、廣皆同高〕—	須彌山〔入水出然餘入
Yugaṁdhara	踰健達羅山—此云持雙——	乾陀山——
Iṣādhara	伊沙馱羅山—此云持軸——	伊沙陀——
Khadiraka	竭地洛迦山—此云檐木——	訶羅置——
Sudarśana	蘇達梨舍那山—此云善見——	修騰娑——
Aśvakarṇa	頞濕縛羯拏山—此云馬耳——	阿沙山——
Vinataka	毗那怛迦山—此云象耳、應師云有障礙——	毘那多——
Nimindhara	尼民達羅山—應云此云持山、或魚名——	尼民陀——
Cakravāda	鐵輪圍山—但此廣三億二萬二千由旬—	鐵圍山——

空に顯はる。故に、贍部洲の空は、吠瑠璃の色に似たり。

寶等の生起

是の如き寶等は、何れより生ずるか。

答

亦、諸の有情の業の增上力もて、復た大雲起り、金輪上に雨る。滴、車軸の如く、積水奔りて濤つ。其の水即ち衆寶の（一九）種藏と爲る。種種の威德を具するに由り、猛風、鑽擊して、衆くの寶類等を發生す。

寶等の生起に於ける因果の關係

是の如く、水を變じて、寶等を生ずる時に、（二〇）因滅して果生ず。體は倶有ならず。數論の轉變して成ずる所の如きには非ず。

數論の自性轉變說

數論は、云何にして、轉變の義を執するか。

（二一）謂はく、有法たる自性が、常に存して、餘法生ずることあり。餘法滅することありと執す。

數論の非理

是の如き轉變は、何の理と相違するか。

【一七】 吠瑠璃(Vaiḍūrya)。

【一八】 頗胝迦(Sphaṭika)。水晶なり。

【一九】 種藏とは、寶の種たるべきものといふ義。

【二〇】 因滅して果生ず云云。水が變じて寶となる時、水の要素を具備しながら、寶となるにあらずして、此際水は滅して寶が新に生ずるといふ義。蓋し、若し水の性を有しながら寶と變轉すといへば、寶も再び水に還元するの義を含み、數論師が、自性より覺等を轉變し、覺等は再び自性に戻るといふ、所謂轉變說(Pariṇāma vāda)を主張すると區別なきに至るを恐れての注意なりとす。

【二一】 謂はく云云。自性(Prakṛti)は萬有の太源として、それ自身は常住なれど、その中に萬有たるべき種種の法（廿三諦）を含み、それ等の法は自性に依止して或は自性より展開し或は自性に還元すとは數論の世界觀なり、（木村著、印度六派哲學一四一―一五〇同一六四―一七〇參照）。ここに有法(Dharmin)といへるは本體といふ位の義にして法(Dharma)といへるは現象の義と解すべし。

(三二)謂はく、必らず有法の常住なるに、別に法の滅し、法の生ずること有りと執す可きことある容き無し。

數論の問 誰か、法の外に、別に有法有りと言ふや。(三三)唯だ即ち此の法の轉變する時に於いて、異相の所依たるを、名けて有法と爲すのみ。

難 此れも、亦、理に非ず。

問 理に非ずとは何ん。

答 「自性」即ち是れ(三四)此の物にして、而も此の「物の」如くならずと。是の如き言義は、曾て、未だ聞かざる所なり。

金寶等以後の世界生成 是の如く、變じて金寶等を生じ已りて、復た業力に由りて、別風を引起し、寶等を簡別して攝めて、聚集して山と成り、洲と成らしめ、水の甘鹹を分ちて、別して、內海、外海を成立せしむ。

九山の量 是の如きの九山は金輪の上に住し、水に入る量は、皆、等しく八萬踰繕那なり。

【三二】謂はく云云。本體常住なるに、その屬性のみ生滅するといふは矛盾なりとなり。

【三三】唯だ云云。吾等數論教徒は有法たる自性以外に法たる現象ありて、有法が湛然としてゐるにも拘らず、法のみ生滅すとは說かず。有法たる自性は言はば金の如きものにて、法たる覺我慢以下の現象は言はば金器の如きものなり。金器はいかに變化しても常に金に依存するが如きを名けて、法は有法によると說くのみ。故に汝の難は我宗義を誤解しての攻擊に過ぎずといふなり。蓋しこは確かに數論の正意なれど、元來數論の自性といふは極めて曖昧なるものにして、一面よりは非難者のいへるが如き意味もあるを以て、强ち論師は初め數論を誤解したりと言ふべからず。

【三四】此の物とは萬法。派生の萬法は無常にして、本體たる自性が無事ならずといふことの如き理として許す可からずとの意。

蘇迷盧山は、水を出づることも、(二五)亦、爾なれども、餘の八は水を出づること半半に漸やく卑る。謂はく、初の持雙は、水を出づること四萬にして、乃至、最後の鐵輪圍山は、水を出づること。三百一十二半「踰繕那」なり。

須彌山の高及び深

(二六)是の如き九山の、一一の廣さの量は、各各自らの水を出づる量と同じ。

第三節　八海

頌に曰はく、

八海

(二七)山の間に八海有り。前の七を名けて内と爲す。
最初の廣さは八萬にして　四邊は各各三倍せり。
餘の六は半半に陿し。　第八を名けて外と爲す。
三洛叉二萬、二千踰繕那なり。

【二五】　亦爾なれど云云、須彌山は水中にある部分の八萬由旬なるが如く、水面に出づる部分も亦八萬由旬なりとの義。

【二六】　是の如き九山云云。須彌山の廣さは八萬由旬、持雙山のそれは四萬由旬、持軸山のそれは二萬由旬、乃至鐵圍山のそれは三百十二半由旬也。

【二七】　頌の舊譯

其中間七海、初海八十千、說此名二內海一、一一邊三倍、餘海半半狹、所餘名二外海一、三洛沙二萬、及二千。

以上九山卽ち妙高山より鐵輪圍山に至る中間に八の海有り。その前の七を內海と稱し各八功德水を湛ふ。その量は初內海は廣さ八萬踰繕那にして、圍邊は二億四萬踰繕那あり。餘の六海は次第を追ひて邊に至るに從ひ、其の廣さ半減す。第八の海を外海と稱し、鹹水充滿し、量は廣さ三億二萬二千踰繕那なり。

八海と七內海

妙高を初めと爲し、(二八)輪圍を最後として中間に八海有り。前の七を內と名く。

八功德水

七の中に、皆、(二九)八功德水を具す。一には甘、二には冷、三には輭、四には輕、五には清淨、六には臭からず、七には飲む時、喉を損せず、八には飲み已りて、腹を傷めざるなり。

初內海の量積

是の如き七海は、(三〇)初の廣さ八萬なり。(三一)持雙山の、內邊の周量に約して、其の四面に於いて、數ふること各三倍なり。謂はく、各二億四萬踰繕那と成る。

餘の六內海の量積

其の餘の六海の量は、半半に陿し。謂はく、第二の海の量は、廣さ四萬にして、乃至、第七の量は、廣さ、一千二百五十〔踰繕那〕なり。此れ等の周圍の量を說かざるは、煩多なるを以ての故なり。

第八外海

第八を外と名け、鹹水盈滿す。量は、廣さ三億二萬二千〔踰繕那〕なり。

第四節　四大洲

四大洲

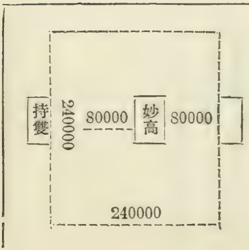
頌に曰はく、

〔二八〕輪圍とは鐵輪圍山。

〔二九〕八功德水（Aṣṭāṅgopeta-vāri）。

〔三〇〕初の廣さ云云。妙高山より持雙山の間の距りが八萬由旬との義。

〔三一〕持雙山云云。持雙山の須彌に向へる方を內面といふ。ここを基礎として第一內海の横の廣を計れば八萬由旬の三倍、即ち二億四萬となる（但し十進數なり）之を圖にて示せば次の如くになる。



（三二）中に於ける大洲の相は、南贍部は車の如くにして、
三邊各二千あり、南邊は三半有り。
東毘提訶洲は其の相、半月の如くにして、
三邊は贍部の如く、東邊は三百半なり。
西瞿陀尼洲は其の相圓くして缺くること
無く、
徑は二千五百にして、周圍は此れに三倍
す。
北倶盧は菱方なり。面は各二千にして
均し。
中洲に復た八有り。四洲の邊に各二有
り。

論じて曰はく、外海の中に於いて、大洲に四有り。謂はく、四面に於て妙高山に對す。（三三）南

南贍部洲

【三二】頌の舊譯
於中、剡浮洲二千、三邊相如車
一三由旬半、東洲如二半月一、
三邊如一邊、三百半由旬、
瞿陀尼相圓、七千半由旬、
經量二千半、鳩婁八千等、
二提訶鳩婁、遮摩羅遮羅、
中間爲二八洲一、捨訶北瞞陀。
第八外海の中に四大洲有り。卽ち左の如し。
南贍部洲は廣さ南邊は三踰繕那、他の三邊は各二千踰繕那あり。唯此洲にのみ菩薩成道の座所たる金剛座あり。
東勝身洲は形半月の如く、東邊三百五十踰繕那、三邊は二千踰繕那有り。
西牛貨洲は形圓く徑二千五百踰繕那、周圍七千半踰繕那有り。
北倶盧洲は方座の如き形を成し四邊等しくして各二千踰繕那有り。
此の四大洲に各眷屬として二中洲づつ有り。之れ等は何れも人の住む所にしてその中、北倶盧洲の人はその洲の方形なるに從つて人の顏も亦同樣なり。

【三三】**南贍部洲**（舊譯、剡浮洲 Jambudvipa)。もと全印度の名稱なりしが、世界觀の擴大

贍部洲は、北は廣く、南は陋く、三邊は量等し。其の相は、〔三四〕車の如く、南邊は、唯だ廣さ三踰繕那半にして、三邊は各二千踰繕有り。

金剛座

唯だ此の洲の中にのみ、〔三五〕金剛座有り。上は〔三六〕地際を窮め、下は金輪に據る。一切の菩薩の將に正覺に登らんとするや、皆、此の座の上に坐して、〔三七〕金剛喩定を起す。〔三八〕餘の依、及び、餘の處所には、堅固なる力の、能く〔三九〕此れを持するもの有ること無きを以ての故なり。

東勝身洲

〔四〇〕東勝身洲は、東は陋く、西は廣く、三邊の量は等し。形は半月の如くにして、東は三百五十。三邊は各二千〔踰繕那〕なり。

西牛貨洲

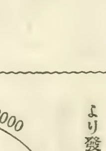
〔四一〕西牛貨洲は、圓くして、滿月の如く、徑二千五百、周圍七千半〔踰繕那〕なり。

北倶盧洲

〔四二〕北倶盧洲は形、方座の如く、四邊の量は

につれて遂に吾等の住む世界全體の意義に移れるなり、從てその形狀を説くにも印度半島を模型とするなり。

【三四】車の如くとは印度の車は前狹く後濶し(光師)。



【三五】金剛座(Vajrāsana)。佛成道の時の座處。

【三六】地際を窮むとは上は地面に達しといふに同じ。

【三七】金剛喩定(Vajropama-samādhi)、菩薩の最後位に最極微細の煩惱を斷ずる禪定の名、又金剛三昧といふ。其の智用の堅利なるによりて金剛と名く。

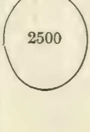
【三八】餘の依。餘の依身。

【三九】此れをとは金剛喩定。

【四〇】東勝身洲又は東毗提訶洲(舊、弗婆毗提訶 Pūrvavideha dvīpa)。贍部洲思想は半島地より發達したるものとすれば、東勝身洲思想は、その名の示すが如く、東方毗提訶國より發達したるものならん。



【四一】西牛貨洲又は西瞿陀尼洲(舊、阿婆羅瞿陀尼 Avaragodāniya) 西方、恐らく五河地方邊より發達したる思想ならん。



【四二】北倶盧洲(舊、鬱多羅越

等しくして、面ごとに、各二千〔踰繕那〕なり。等しと言ふは少しの增減も無きことを明さんが爲めなり。

北洲の人の顏形

其の洲の相に隨つて、人の面も、亦、然なり。

八中洲

復た八の中洲有り。是れは大洲の眷屬なり。謂はく、四大洲の側に各二の中洲有り。

贍部の二中洲

贍部洲の邊の二の中洲とは、一に〔四三〕遮末羅洲、二に〔四四〕筏羅遮末羅洲なり。

勝身洲の二中洲

勝身洲の邊の二の中洲とは、一に〔四五〕提訶洲、二に〔四六〕毘提訶洲なり。

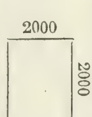
西洲の二中洲

牛貨洲の邊の二の中洲とは、一に〔四七〕舍擲洲、二に〔四八〕嗢怛羅漫怛里拏洲なり。

北洲の二中洲

俱盧洲の邊の二の中洲とは、一に〔四九〕矩拉婆洲、二に〔五〇〕憍拉婆洲なり。此の一切の洲は、皆、人の住する所なり。

洲 Uttarakuru dvīpa) 即ちもと婆羅門文明の中心地たるクル地方を世界化せる思想也。四洲中、此處を以て樂土視する所以もここにあらん。



【四三】遮末羅洲(舊、遮摩羅 Cāmara)。譯して猛牛といふ。

【四四】筏羅遮末羅(Varacāmara)は舊、摩羅阿婆羅遮羅(Avaracāmara)。譯して勝猛牛といふ。是は新譯。蓋し是等は今のセイロン島より發達したるものならん。

【四五】提訶(Deha)。譯して身といふ。

【四六】毘提訶(Videha)。譯して勝身といふ。

【四七】舍擲洲(舊、舍陀訶 śāṭhī)譯して諂といふ。

【四八】嗢怛羅漫怛里拏。(Uttaramantriṇa) 舊譯鬱多羅瞞陀。譯して上義といふ。

【四九】矩拉婆洲 (Kaurava)。舊譯、鳩婁。譯して勝邊といふなり。

【五〇】憍拉婆(Kaurava)舊譯、高羅婆。譯して有勝邊といふなり。

異說　有るは說く。(五一)唯、一のみ羅刹娑居すと。

第五節　贍部洲の山河

頌に曰はく、

黑山等　(五二)此の北に九の黑山有り、雪と香醉との山の内に、無熱池あり。縱廣、五十踰繕那あり。

三重の三黑山　論じて曰はく、(五三)此の贍部洲の中より、北に向へる三處に、各、三重の黑山有り。

大雪山と香醉山　(五四)大雪山有りて、黑山の北に在り。大雪山の北に、(五五)香醉山有り。

無熱惱　雪の北、香の南に大池水有り。(五六)無熱惱と名け、

四大河　四大河を出す。一には(五七)殑伽河、二には

【五一】唯一とは、眞諦譯には阿婆羅遮摩羅とあり、稱友は遮摩羅と阿婆羅の隨一とす。羅刹娑(舊譯、羅刹 Rākṣasa)。惡鬼の通名なり。

【五二】頌の舊譯

此中向二地地一、九山邊雪山、香雪二山間、五十由旬池。

贍部洲の中より北に向ひて三黑山三重に存在し、合して九山有り、九山の北に雪山有り。雪山の北に香醉山有り。此の雪山と香山との間に無熱惱池有り。通を得たる人のみ能く至り得る處にして、之より殑伽、信度、徙多、縛芻の四大河を出す。池側に贍部樹林有り。之れによりて洲に名く。

【五三】此の贍部洲云云。舊譯に曰はく、此剡浮洲中、向二北地一有二三黑山一、度二三黑山一復有二三黑山一、度二三黑山一復有二三黑山一、此山悉下故名二蟻山一、九山北邊有二雪山一、從二雪山一向二北地一、

【五四】大雪山(Mahāhimālaya-giri)。

【五五】香醉山(舊譯、香山 Gandhamādana-giri)。

【五六】無熱惱(舊譯、阿那婆恒多 Anavatapta, Pāli, Anotatta)。阿耨達池ともいふ。

(五八)信度河、三には(五九)徙多河、四には(六〇)縛芻河なり。

無熱惱池の量

無熱惱池は、縱廣、正等にして、面ごとに、各、五十踰繕那の量あり。八功徳水、其の中に盈滿し、通[力]を得たる人に非ざれば、能く至るに由無し。

贍部樹林

此の池の側りに於いて、贍部林あり。樹の形、高大にして、其の果は、甘美なり。

贍部洲の洲名の起

此の林に依るが故に、贍部洲と名く。或は、此の果に依りて以て洲の號を立つ。

第六節　地　獄(捺落迦)

第一項　八熱地獄

地獄

復た、何れの處に於いて、捺落迦、大捺落迦を置くや。何れの量にして、幾くあるや。

頌に曰はく、

(六一)此の下、二萬を過ぎて、無間あり。深さと廣さと同じ。

【五七】殑伽河。舊譯、恆河(Gaṅgā)。

【五八】信度河。舊譯、辛頭(Sindhu)。

【五九】徙多河。舊譯、私多(Sitā)

【六〇】縛芻河。舊、薄搜(Avksu)此の順次に無熱惱池の東南北西より流出す。

【六一】頌の舊譯
上有二七地獄一、此八十六園、
向レ下二十千、阿毗指廣爾、
熱灰及死屍、刄路幷烈江、

上に七捺落迦あり。八の増あり。皆十六あり。

謂はく、熔煨と屍糞と、鋒刄と烈河との増なり。

各彼の四方に住す。餘の八は寒地獄なり。

阿鼻旨捺落迦

論じて曰はく、此の贍部洲の下、二萬を過ぎて、(六三)阿鼻旨大捺落迦有り。深さと廣さと前に同じ。謂はく、各各二萬なり。(六四)故に彼れの底は、此を去ること、四萬踰繕那なりとす。其の中に於いては、苦を受くること、間無く、餘の七大捺落迦の苦を受くること、恆に非ざるが如きに非ざるを以ての故に、無間と名く。

無間の名

且らく、等活捺落迦の中の如き、諸の有情の、身に種種の斫刺磨擣を被ると雖も、而も、彼れは、暫らく、涼風の吹かるるに逢へば、還た活くること、本の如し。此の理に由るが故に、等活の名を立つ。

於二彼四方一異、八寒頞浮等。此の南贍洲の下二萬踰繕那の處に無間地獄有り。深と廣と相同じく、其の上は七の地獄あり。之れ等の八の四面の内外に各四増あり。熔煨、屍糞、鋒刄、河の四にして、有情が本地獄を出で已りて、更に苦を受くる所なるが故に増と名け、四門に各四あれば合して十六となる故に、十六増と稱する也。上の八は熱地獄にして、有情の之れに生ずるや、熱によつて苦を受くるも、その傍に更に八の寒によつて苦を受くる地獄有り。之を八寒地獄と名くる也。

【六三】阿鼻旨大捺落迦(舊譯、阿毘指 Avici)。譯して無間といふなり。

【六四】故に云云。この南贍部より二萬由旬あり、更に阿鼻地獄の深さ二萬由旬あるを以て、南贍部の表面より阿鼻の底まで四萬由旬ある譯なり。

阿鼻旨の中には、是の如き事無し。

（無間釋名の異說）有る餘師の說く、阿鼻旨の中には、樂の苦に間ること無きが故に、無間と名く。餘の地獄の中には、樂の間り起ること有り。（六四）異熟は無しと雖も、而も等流有るなり。

（七捺落迦）七捺落迦は無間の上に在り。重累して住す。その七とは一には（六五）極熱、二には（六六）炎熱、三には（六七）大叫、四には（六八）號叫、五には（六九）衆合、六には（七〇）黑繩、七には（七一）等活なり。有るが說く、此の七は、無間の傍に有りと。

第二項　八捺落迦の十六增

（八捺落迦の十六增）八捺落迦の（七二）增に、各、十六有り。故に、（七三）薄伽梵は此の頌を說く。言はく、

【六四】異熟云云。地獄の中には前世の業に酬いたる果報としての樂なきも、苦受の薄らぐことによりて、消極的に生ずる樂の交ることはあるとの意なり。

【六五】極熱（舊譯、大燒Pratāpana）。

【六六】炎熱（舊譯、燒Tapana）。

【六七】大叫（舊譯、大叫喚Mahāraurava）。

【六八】號叫（舊譯、叫喚Raurava）。

【六九】衆合（舊譯、衆礚Saiṅghāta）。

【七〇】黑繩（舊譯、同じKālasūtra）。

【七一】等活（舊譯、更活Saiṅjīva）。

【七二】增（Utsada）とは、本地獄に屬する言はば、庭園の如きものにて、四面に四增づつ附屬するを以て、一地獄に十六增あることになる。之を增といふ所以は、種種の解釋あれど、本地獄の外に重ねて、ここにて、苦を受くるといふ理由に基くものと解して大差なし。

【七三】薄伽梵等。立世經八、地獄品。雜阿含四十七、增一阿含三十六。中阿含十二、天使經等參照。偈頌の舊譯は

如レ此八地獄、我說難レ可レ度、滿極惡業人、各有二十六園一、四面有二四門一、害具及量等、鐵城所圍繞、六方皆鐵板、鐵地悉燃熱、猛火恆洞燃、無數百由旬、徧滿焰交徹。

此の八の捺落迦は、我れ、甚だ越え難しと說く。
熱鐵を以つて地と爲し、周匝して鐵墻有り。
四面に四門有り。關閉するに鐵扇を以てし
巧みに分量を安布せり。各各十六の增有り。
多百踰繕那なり、中に造惡の者を滿つ。
周徧して焔交徹し、猛火恆に洞然たり。

十六增

十六の增とは、八捺落迦の四面の門の外に、各各四所有り。

一、煻煨增

一には(七四)煻煨增。謂はく、此の增の內には、煻煨、膝を沒し、有情の彼れに遊びて、纔に足を下す時、皮肉と血と、倶に燋爛して墮つ。足を擧ぐれば、還た生じて、平復すること、本の如し。

二、屍糞增

二には(七五)屍糞增。謂はく、此の增の內には、屍糞の泥滿ち、中に於て、多くの(七六)娘矩吒蟲有り。觜、利きこと針の如く、身は白くして、頭は黑し。有情、彼こに遊ぶに、皆、此の蟲の爲めに、皮を鑽ぶり、骨を破り、其の髓を唼食せらる。

三、鋒刃增

三には(七七)鋒刃增。謂はく、此の增の內に、復た三種有り。

【七四】煻煨增（舊譯・熱灰園 Kukūla）。煻煨とは熱灰（アツバヒ）の義なり。
【七五】屍糞增（舊譯・死屍園 Kuṇapa）。
【七六】娘矩吒蟲（舊譯、褢鳩多 Nyaṭkuṭa）觜快利の蟲にして、針口蟲ともいふ。
【七七】鋒刃增（舊譯、刃路園 Asidhāra）。

（イ）刀刃路　一には（七八）刀刃路。謂はく、此の中に於いて、仰に刀刃を布きて、以て大道と爲し、有情、彼に遊ぶに、纔に足を下す時、皮肉と血と、倶に斷碎して墜つ。足を擧ぐれば、還た生じて平復すること本の如し。

（ロ）劍葉林　二には（七九）劍葉林。謂はく、此の林の上には、純ら銛利なる劍刃を以て葉と爲し、有情の、彼に遊ぶに、風葉を吹きて墜し、股體を斬刺し、骨肉零落し。（八〇）烏駮狗有り。齷掣して之を食ふ。

（ハ）鐵刺林　三には、（八一）鐵刺林。謂はく、此の林の上に、利き鐵の刺有り。長きこと十六指、有情の、逼められて、樹に上下する時、其の刺の銛鋒は、上下して鑱刺し、（八二）鐵觜烏有りて、有情の眼睛、心肝を探り啄み、爭ひ競うて食ふ。

刀刃路等の三種は、殊りと雖も、鐵仗同じきが故に、一增に攝す。

四、烈河增　四には（八三）烈河增。謂はく、此の增の量は、廣くして、中に熱鹹水を滿て、有情、中に入りて、或は浮び、或は沒し、或は逆に、或は順に、或は橫に、或は轉じて、蒸され煮られ、骨肉糜爛す。大なる鑊の中に灰汁を滿盛し、麻米等を置き、猛火の、下に燃ゆる時、麻等が中に於いて、上下に迴轉し、擧體糜爛するが如く、有情も亦然り。設ひ、逃亡せんと欲すとも、兩岸

【七八】刀刃路（舊譯、刀刃路園 Kṣura-mārga）。
【七九】劍葉林（舊譯、劍葉林園 Asipatravana）。
【八〇】烏駮狗（Śyāmala-śabaḷa śvāna）とは、くろまだらなる狗のこと。
【八一】鐵刺林。舊譯、鐵（一本銛）摩利林（Śālmalivana）。
【八二】鐵觜烏（Ayastuṇḍā vāyasāḥ）。鐵の觜ある烏なり。
【八三】烈河增（舊譯、烈江園 Kṣāra-nadī）。

結—增の意義

の上に於いて、諸の（八四）獄卒有りて、手に刀鎗を執り、禦捍して、廻らしめ、出づることを得るに由無し。此の河は壍の如く、前の三は園に似たり。

四面に各各四の增あり、故に皆十六と言ふ。此れは是れ（八五）增上に刑害せらるる處なるが故に、說きて增と名く。本地獄の中にも適しく害せられ已りて、重ねて害に遭ふが故なり。有るは說く、有情、地獄より出でて、更に此の苦に遭ふが故に、說きて增と爲すと。

第三項　傍論、獄卒に就きて

今、此の中に於いて、論に因りて論を生ず。

獄卒

問　（八六）諸の地獄の卒は、是れ有情なるか、不か。

答　有るは說かく、非情なりと。

問　如何にして、動作するぞ。

答　有情の業力は成劫の風の如ければなり。

[illegible]　若し爾らば、云何にして、彼の（八七）大德法善現の說を通せんか。彼れが頌に言ふが如し。

【八四】獄卒（Naraka-pāla）。

【八五】增の意義に三あり。㈠苦が本地獄より重きが故に（度の强き義）。㈡本地獄にて苦を受け更に苦を受くるが故に（度の重なる義）。㈢本地獄を出でて復た苦に遭ふが故に（更に復たの義）。此第三說は長老如意（Sthavira-Manoratha）の義。

【八六】諸の地獄の卒云云。小乘各派の中、大衆部、正量部は卒是れ有情なりと說き、有部にては有情に非ざれども、心外の惡業所感の增上の大種の轉變して生ずる所の造色の形顯量力の差別なりと說き、經部師は、同じく有情に非ずして、心外に業を造る時唯內識を熏じ、其の果を受くるに及び、乃ち心外にある、大種の轉變して、形顯等を起すもの是れなりと說く。（參考、大乘に於いても亦有情に非ずと說く。二十論疏上、參照）。

【八七】大德法善現（舊譯、達磨須部吼底）。婆沙論百七十二、參

（八八）心に常に忿毒を懷き、好んで諸の惡業を集め、
他の苦を見て欣悅するものは、死して琰魔の卒と作る。

答　琰魔王の使なる諸の（八九）邏刹娑の、諸の有情を擲ちて、地獄に置くものを琰魔の卒と名く。是れ、實の有情なり。地獄の中にて、有情を害するものには非ず。故に、地獄の卒は、實の有情に非ず。

異說　（九〇）有るが說く、有情なりと。

難　（九一）若し爾らば、此の惡業は、何れの處にて異熟を受くるか。

答　卽ち地獄の中なり。地獄の中にも、尙、（九二）無間所感の異熟ある容きを以てなり。此れは、何の理か遮せん。

難　若し爾らば、何に緣りて、火は彼れを燒かざるか。

答　此れは、定んで、業力に隔礙せらるるに由るが故なり。或は、〔又〕異れる大種を、感ずるが故に燒

照。

【八八】心に云云の頌の舊譯　恆瞋最麤業、於レ惡起ニ愛樂一、見ニ他苦一生レ樂、必作ニ閻魔卒一。

【八九】邏刹娑。（舊、羅刹 Rākṣasa）。

【九〇】有るが云云。大衆部及び正量部の說。前註參照。

【九一】若し爾らば云云。獄卒は有情なりとせば、彼等は地獄にて亡者を苦めたる惡業の酬いを何處にて受くるかとの問なり。

【九二】無間とは五無間業のこと。地獄の中には五無間業の感ずる所の異熟を入れ得るにあらずや、況して獄卒の作れる惡業の小果を入れ得ざる理あらんやとなり。

かれずと。

第四項　八寒捺落迦

八寒捺落迦

熱の捺落迦は、已に、八有りと說きたり。復た、餘に、八の寒の捺落迦有り。

其の八とは何ぞ。

一には（九三）頞部陀、二には（九四）尼刺部陀、三には（九五）頞哳吒、四には（九六）臛臛婆、五には（九七）虎虎婆、六には（九八）嗢鉢羅、七には（九九）鉢特摩、八には（一〇〇）摩訶鉢特摩なり。

此の中、有情の、嚴寒に逼められて、（一〇一）身と聲との變ずるに隨ひ、以て、其の名を立つ。此の八は、贍部洲の下の、（一〇二）前に說きたる如き大地獄の傍に居す。

洲と地獄問

此の贍部洲は其の量幾も無し。下に寧ぞ無間等を容受せんか。

【九三】頞部陀（舊譯、頞浮陀、Arbuda）。譯して皰といふ。嚴寒身に迫りて其の身に皰を生ずればなり。

【九四】尼刺部陀（舊譯、尼刺浮陀 Nirarbuda）。譯して皰裂といふ。嚴寒身に迫るとき身皰裂すればなり。

【九五】頞哳吒（舊譯、阿吒吒 Aṭaṭa）。苦みに堪へずして發する聲より來れる名。

【九六】臛臛婆（舊譯、阿波波 Hahara）。同じく苦みの聲。

【九七】虎虎婆（舊譯、漚睺睺 Huhuva）。同じく苦聲。

【九八】嗢鉢羅（舊譯、昆波羅 Utpala）。譯して青蓮華といふ。嚴寒身に迫り、身變じて折裂すること青蓮華の如くなればなり。

【九九】鉢特摩（舊譯、波頭摩 Padma）。譯して紅蓮華といふ。嚴寒身に迫り身變じて折裂すること紅蓮華の如き故にいふ。

【一〇〇】摩訶鉢特摩（舊譯、分陀利 Mahāpadma）。譯して大紅蓮華といふ。身の寒の爲めに折烈すること大紅蓮華の如きをいふ。

【一〇一】身と聲と云云。聲の變ずるは頞哳吒、臛臛婆、虎虎婆の三にして、他の五は皆身の變ずること上の註の如し。

【一〇二】前に說きたる大地獄とは八熱地獄。

洲は穀聚の如し。上は尖りて、下は闊し。是の故に、大海は漸く陿く、漸く深し。

答　上に論ずる所の〔一〇三〕十六の地獄の如きは、一切有情の増上業の〔所〕感なり。

孤地獄

餘の孤地獄は各別の業の招くところなり。或は多、或は二、或は一〔の有情〕の止まる所の差別は、多種にして、處所定まらず。或は江河山邊曠野に近きあり。或は地下、空、及び、餘處に在るあり。諸の地獄の器の安布は、是の如くにして、本處は下に在れども支派は定まらず。

傍生及び鬼の住處

傍生の住處は、謂はく、水と陸と空となり。本處は大海なれども、後に餘處に流〔至〕せるなり。

琰魔王の國

諸の鬼の本處は〔一〇四〕琰魔王の國なり。此の贍部洲の下に於いて、五百踰繕那を過ぎて琰魔王の國あり。縱と廣さとの量も、亦、爾なり。此れより、展轉して、餘處に散居し、或は端嚴にして大威德を具し、諸の富樂を受け、自在なること、〔諸〕天の如し。或は、飢羸して顏貌醜陋なるも有り。是の如き等の類は、廣く說くこと、〔一〇五〕經の如し。

【一〇三】十六の地獄。八の熱地獄と八の寒地獄。

【一〇四】琰魔王(Yamarāja)。琰魔王は、もと梨俱吠陀時代にありては死者の行く、天國極樂の主なりしも、次第に其地位を變じて、遂に地下に於ける鬼界の主とせらるゝに至れるなり。

【一〇五】經の如し。舊譯には、所餘諸鬼神如二餓鬼本業經說一云云。正法念經十六七卷參照。

第七節 日と月

日月所居の量

日月の居る所の量等の義とは、

頌に曰はく、

〔一〇六〕日月は迷盧の半にあり。五十一と五十となり。

夜半と日沒と中と、日出と四洲等し。

雨際第二月の、後の九より夜漸く增す。

寒の第四も、亦、然り。夜減ずれば晝此れに翻ず。

晝夜に臘縛を增す、南北の路を行く時なり。

日に近きて、自ら影覆ふ。故に月輪の缺くるを見る。

【一〇六】頌の舊譯

日月彌婁半、五十一由旬、
夜半日沒中、日出同一時、
雨際二後九、夜則漸漸長、
寒際第四月、夜短日翻レ此、
日夜長羅婆、日行二南北一時、
由二自影近一レ日、故見二月不圓一。

扨て上の如き世間に對して一の日月と衆星と有りて、日月は須彌山卽ち妙高山の半に居し、前者は徑五十一踰繕那有り。後者は五十踰繕那有り。已に四洲に一日月なるが故に、日月の作用は四洲各別にして、北洲の夜半は東洲の日沒に當り、南洲の日中は西洲の日出に當る。而して、日の又、此の南洲を行くにも差別有りて、之れが爲に晝夜の別を生じ雨期の第二月の後半の第九日以後は夜漸次に增し、寒期第四月の後半第九日以後は夜漸次に減ず。晝の增減は知るべし、夜の減增に相違して相應す。

かくの如き晝夜促伸の相違と共に又日行の路の南北の相違によりて月に盈昃あり。

日月等の住する依

論じて曰はく、日、月、衆星は何に依りて住するか。
風に依りて住す。謂はく、諸の有情の業の増上力は、共に風を引起し、［風は］妙高山を遶り、空中に旋環し、日等を運持して停墜せざらしむ。

住所への距離

彼れの住する所は、此を去ること幾踰繕那なるか。
〔一〇七〕持雙山の頂にして、妙高山の半に齊し。

日月等の徑

日月の徑の量は幾踰繕那なるか。
日は五十一にして、月は、唯、五十［踰繕那］なり。星の最も小なるは、唯、一〔一〇八〕倶盧舍にして、其の最も大なるは、十六踰繕那なり。
日輪の下面の〔一〇九〕頗胝迦寶は、火珠の所成にして、能く熱し、能く照らす。
月輪の下面の頗胝迦寶は、水珠の所成にして、能く冷し、能く照らす。
［日月の二は］、有情の業増上に隨ひて、生ずる所にして、能く〔一一〇〕眼身果華稼穡藥草等の物に於て、其の所應の如く、益を爲し、損を爲す。

四洲唯一日月

唯、一の日と月と普く四洲に於て、所作の事を作す。

一日の所作と四洲

一日の作す所の事は、四洲同時と爲さんか、不か。

【一〇七】持雙山の頂は高さ四萬由旬なり。

【一〇八】倶盧舍（Krośa）。五百尺即ち五十丈をいふ。

【一〇九】頗胝迦寶（舊譯・頗梨柯寶Sphaṭika）。譯して水晶といふ。

【一一〇】眼……に於て益をなす。日光に遇ひて、眼の能く色を見るが如く、損をなすとは日光に遇ひて見ること能はざるが如きをいふ。其の他は身の冷き時に熱暖を得（月は冷氣を得）乃至果の熟し、華開き稼穡等の成熟するが如きを益と名け、又は熱を患ひて身損じ、果壞し華萎凋し、稼穡等の皆枯死する如きを損といふなり。

に於ける差別

日行の相異と晝夜の長短促伸

爾らず。

云何。

北洲夜半は東洲の日沒、南洲の日中は西洲の日出なり。

〔二〕此の四〔の事〕は時等し。餘は例して知るべし。

日の、此の洲を行くや、路に差別有り。故に、晝夜をして、減あり、增有らしむ。

〔三〕雨際第二月の後半の第九日よりは、夜漸く增し、寒際の

【二】此の四〔の事〕とは、夜半日沒、日生、日出の四。

【三】雨際云云。印度にては一ヶ年を大分して三となす。熱際(Grīṣma)と雨際（Varṣa)と寒際（Śiśira)是なり、而して各際に四ヶ月宛あり。一年ば十二ヶ月なり。然ども、三際に各月を配する仕方となれば異說ありて、容易に一定し難し。蓋し印度は廣き國なれば場所によりて氣候に相違あるが爲めなりとす。光記は數說を紹介し居れど、今は眞諦の所傳と言はれ、又西域記にも採用されある說を圖表せば次の如し。

熱際 Grīṣma	Caitra	制 呾 羅	陰正、二 月(正月後半より二月前半に到る)	陽三、四 月
	Vaiśākha	吠 舍 佉	陰二、三 月	陽四、五 月
	gyaiṣṭha	逝 瑟 吒	陰三、四 月	陽五、六 月
	Āṣaḍha	頞 沙 荼	陰四、五 月	陽六、七 月
雨際 Varṣa	Śrāvaṇa	室 羅 伐 拏	陰五、六 月	陽七、八 月
	Bhādrapada	婆達羅鉢陀	陰六、七 月	陽八、九 月
	Āśvayuja	頞濕縛庾闍	陰七、八 月	陽九、十 月
	Kārttika	迦 剌 底 迦	陰八、九 月	陽十、十一 月
寒際 Śiśira	Mārgaśīrṣa	末 加 始 羅	陰九、十 月	陽十一、十二月
	Pausa	報 沙	陰十、十一 月	陽十二、一 月
	Māgha	磨 佉	陰十一、十二月	陽 一、二 月
	Phālguna	頗 勒 窶 那	陰十二、正 月	陽二、三 月

扨て、今、論に雨際第二月とあるは卽ち婆達羅鉢陀月（舊六―七月）の義にして、其後半とあるは吾等の舊七月十五日までを指す。故に後半の第九日といへるは舊七月九日に相當する譯なり。卽ち論師の地方(乾陀羅、迦濕彌羅地方)は、此日が秋彼岸の中日に當り、晝夜平分し、之より漸やく夜の分が長くなるなり。又論に、寒際の第四月の後半の

第四月の後半の第九日より夜漸く減ず。

晝夜増減と一晝夜の増減

晝の増減する位は、此れと相違し、夜の漸く増す時、晝は便ち漸く減じ、夜若し漸く減ずれば、晝は則ち漸く増す。

晝と夜との増す時

一晝夜は増すこと幾なるか。

一の(二三)臘縛を増す。晝夜の減ずることも、亦然り。

日行と晝夜の増減

(二四)日の此の洲を行くに、南に向ふと、北に向ふとにて、其の次第の如く、夜増し、晝増す。

月輪缺盈の原因

何の故に、月輪は、(二五)黒半の末(二六)白半の初位に於いて、缺くること有るを見るか。

(二七)世の施設の中に、是の如くの釋を作す。

月の宮殿、行いて、日輪に近づくを以て、月は

九日とあるは、頞勒窶那月(舊十二月—正月)の後半の義にて即ち正月九日に相當す。此日は所謂、春彼岸の中日にて晝夜平分し、之より晝の方が次第に長くなるものとす。隨てこの計算によれば、冬至(夜最も長き時)は末加始羅月の後半、即ち舊十月の初旬に當り、夏至(晝の最長時)は逝瑟吒月の後半、即ち舊四月初旬に當ろや言ふまでもなし。尙ほ印度は一晝夜を卅時間に分ちて、一時間を牟呼栗多(Muhūrta)とよび、晝夜共に最大長時には十八牟呼栗多あり、從て最短時には十二牟呼栗多なりといふ。(一牟呼栗多は今の$\frac{24}{30}$時)

【二三】臘縛(Lava)。一牟呼栗多の$\frac{1}{30}$なり、即ち之を今の時間に換算すれば($\frac{24}{30}\div30$)時なり。

【二四】日の此の洲を云云。日南に向へば中心の須彌山を距ること遠ざかるを以て南洲に須彌の影を投ぐること即ち夜増すなり、之と反對に日北に向へば須彌に近づくを以て南洲に其影を投ぐること即ち夜減ずるなり。

【二五】黒半とは、一月の前十五日にして、吾等の立て方よりすれば、舊の十六日以後を云ふなり。

【二六】白半とは、一月の後十五日をいふものにして、吾等よりすれば、前十五日に相當するなり。

【二七】世の施設とは所謂施設論には非ず。舊譯には分別世經說と記す。起世因本經十に日はく、此月宮殿、於二黑月分第

日輪の光を被りて、侵照せられ、餘の邊は影を發して、自ら月輪を覆ひ、爾の時に於いて、見ること圓滿ならざらしむと。

（二八）先舊の師は釋す。日月輪は、行度同じからずして、圓缺有ることを現すと。

第八節　天器及び諸天

日等の宮殿には、何の有情居するか。

（二九）四大天王所部の天衆なり。

此の諸の天衆は、唯、此れにのみ住するか。

若し（三〇）空居天ならば、唯、是の如き（三一）日等の宮殿に住し、若し、（三二）地居天ならば、妙高山の諸の（三三）層級等に住す。

第一項　妙高山の四層級

十五日ニ、最近ニ日宮ニ、由ニ彼日光所ニ覆翳ー故一切不レ現。

【二八】先舊の師とは、瑜伽師卽ち無著一派の學者なり。此師は、日は月の横にありて或時は月より高く、或時は月より低し、其時は月盈つ、其の時は月昃し、光の毘婆沙師の說は月が日に近きと遠きとを以て說明し、瑜伽師は遠近を云はずして高低にて說明す。

【二九】四大天王所部多聞天（Vaiśravaṇa）、持國天（Dhṛtarāṣṭra）增長天（Virūḍhaka）廣目天（Virūpākṣaka）を、四天王と名く。所部の天衆とはこの四天王に屬する天衆を云ふなり。

【三〇】空居天（Āntarikṣa-vāsin）とは空に居する天の謂。地居天に對す。欲界の夜摩、兜率、化樂、他化自在の四天及び色界の諸天を云ふ。

【三一】日等とは月日衆星をいふなり。

【三二】地居天（Bhaumā devāḥ）とは地上に居する天の意。六欲天の中に四王天忉利天の二は須彌山に居するを以て、これを地居天と云ふ。餘の四天は卽ち空居天なり。

【三三】層級等とは須彌山を圍繞する山が四層を成し外側になるほど低し。

幾くの層級有るか。其の量は云何。何等の諸天が、何れの層級に住するか。
頌に曰はく、

（二四）妙高の層に四有り。相去ること、各、十千なり。
傍に出づること、十六千と、八と四と二千との量なり。
堅手と、及び、持鬘と、恆憍と大王衆と
次の如く、四級に居す。亦、餘の七山にも住す。

妙高山の四層級

論じて曰はく、蘇迷盧山に、四の層級有り。初は、水際より、第一層を盡すまで、相去ること、十千踰繕那の量あり。是の如くにして、乃至、第三層より、第四層を盡すまでも、亦、十千の量あり。

此の四の層級は、妙高山より、傍に出で、周遶して、（二五）其の下半を盡す。最初の層級は、

【二四】頌の舊譯
山王層有レ四、相去各十千、十六、八、四、二千、出旬傍出。倶盧多波尼、持鬘恆醉山、諸四大王天、於二餘山一亦爾。傍出して妙高山に四層級有り。妙高山の下半を周遶し、初層は水際より頂上迄相去ること一萬踰繕那有り。他の三層級は次第に高くく各一萬踰繕那を增す。而して其傍出の長さに至りては、初級は一萬六千、他の三は次第の如、八千、四千、二千等順次に半減す。此の四層級は初より順次に堅手、持鬘、恆憍、四天王及び眷屬等の諸天神居止す。其他の七金山は同じく四天王の封邑にして、四天王の眷屬の依止する所なり。故に之を依地住の四天王衆天と名く。須彌山縱斷面（冠注頌疏世間品の初の圖は正しからず）を示めせば次の加し。

〔傍に〕出づること（二二六）十六千なり。第二、第三、第四の層級は、其の次第の如く、八〔千〕と、四〔千〕と二千となり。

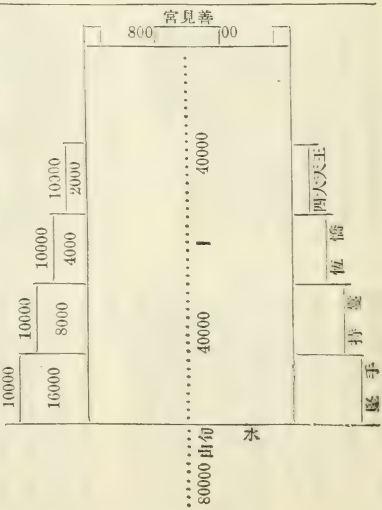
四層級の所居天

（二二七）薬叉神有り。名けて、（二二八）堅手と爲し、初の層級に住す。（二二九）持鬘と名くる有り、第二の級に住す。（二三〇）恆憍と名づくる有り、第三の級に住す。

此の三は皆、是れ四大天王所部の天衆なり。第四の層級は、四大天王、及び、諸の眷屬の、共に居止する所なり。故に、（二三一）經には、此れに依りて（二三二）四大王衆天と説く。

七金山

妙高山の四の外の層級に、四大天衆、及び、眷屬の居するが如く、是の如く、持雙、持軸山等の七金山の上にも、亦、天の居する有り。是れは、四大天の所部の封邑なり。是れを地に依



【二二五】其下半云云。四層全體を合して、高さ四萬由旬ありといふ義。

【二二六】十六千とは一萬六千のこと。

【二二七】薬叉舊（譯夜叉 Yakṣa）。

【二二八】堅手（舊譯、倶盧多波尼 Kuruta-pāṇi; Karoṭa-pāṇi; Kaloṭa-pāṇi）。

【二二九】持鬘（舊譯、同上 Mālādhāra）。

【二三〇】恆憍（舊譯、恆醉 Sadāmatta）。

【二三一】經とは、長阿含卷二十、世記經四天王品、忉利天品、參照。

【二三二】四大王衆天（Cāturmahārājikā devāḥ）。起世因本經六

りて住する四大王衆天と名く。欲の天の中に於いて、此の天は、最も廣し。

第二項　三十三天

三十三天

三十三天は、何れの處に住在するか。

頌に曰はく、

(一三三)妙高の頂は八萬にして、三十三天居す。
四の角に四峯有り。金剛手の住する所なり。
中に宮有り、善見と名く。周り萬踰繕那あり。
高さ一半の金城あり。地を雜飾して柔軟なり。

に曰く、須彌山東南半有レ山名二由乾陀一、山頂去レ地四萬二千由旬、其上有二提頭賴吒（持國）天王城一、城名二賢上一、縱廣正等六百由旬（樓炭經、二十四萬里）、又須彌山南面半去レ地如レ上、於二乾陀巓一有二毘婁勒迦（增長）天王城一、名二善見一、又西面半有二毘婁樓叉（廣目）天王城一、名二善觀一、此二縱廣如レ上、又北面半有二毘舍門（多聞）天王三大城一、一名二毘舍羅婆一、二名二伽婆鉢帝一、三名二阿荼槃多一、皆縱廣六百由旬云云。

【一三三】頌の舊譯
三十三住レ頂、縱廣二十千、方角有二四峯一、金剛神所レ住、中央二千半、高一由旬半、有レ城名二善見一、金軟多二愛相一、一邊二百半、皮闍延多殿、外衆車、惡口、雜、喜園莊嚴、中二十由旬、四善地四方、

東北波利園、西南善法堂。

上の如き四層級の上に位する妙高山の頂は四邊の量八萬踰繕那有り。之れは三十三天の居る所にして、山頂四隅に各一峯有り、高さ廣さ各五百踰繕那有り。之れに金剛手と名くる藥叉神有り。

山頂中間に善見宮と稱する宮有り。四面每に二千五百踰繕那有り、その中の金城は地柔軟、種種の寶を以て莊嚴し寶樹華果多し。之れ帝釋のなる所なり。

城中に殊勝殿と稱する有り。種種莊嚴すること餘の天宮の及ぶ所にあらず。

以上城內の莊嚴に對して、城外の四面には衆車、麤惡、雜林、喜林の四苑有り。各苑には又四妙池有り。それ等は諸天の殊妙の遊戲處なり。

城外の東北に圓生樹といふあ

中に殊勝の殿有りて、周り千踰繕那なり。外に四の苑莊嚴す。衆車と、麤と、雜と喜となり。妙地、四方に居して、相去ること各二十なり。東北に圓生樹あり。西南には善法堂あり。

三十三天の住處とその量

論じて曰はく、三十三天は、迷盧の頂に住す。其の頂の四面は、各(二三四)八十千にして、下の四邊と其の量、別無し。

異説

餘師有り、說く。(二三五)周は八十千なり。別に四邊を說けば、各各唯、二萬なりと。

山頂金剛手善見宮

山頂の四の角に、各、一峯有り。其の高と廣との量は、各、五百「踰繕那」有り。藥叉神有り。(二三六)金剛手と名け、中に於いて、止住し、諸天を守護す。山頂の中に於いて、宮有り。(二三七)善見と名く。面ごとに、二千半「踰繕那」にして、周は萬踰繕那なり。

金城

金城の量は、高さ一踰繕那半あり。其の地は平坦にして、亦、眞金の所成なり。倶に、(二三八)百一の雜寶を用て嚴飾し、地は、觸るるに、柔軟なること、(二三九)妬羅綿の如く、踐蹋する時に於いて、足に隨ひ

り。三十三天の欲樂を受くる所にして、芳香四邊に偏し。又西南には善法堂といふ有り。三十三天が半月の八日、十四日、十五日に共に集會して、如法、不如法のことを決する處なり。

【二三四】八十千とは八萬のこと。

【二三五】周は云云。此師の解によれば八萬といへるは各邊に就て言へることにあらずして、四邊全體を合していふ義なり。從て各邊は二萬由旬づつなりと。

【二三六】金剛手(Vajrapāṇi)。

【二三七】善見宮(Sudarśana)。

【二三八】百一の雜寶とは一百種の色の寶。

【二三九】妬羅綿(Tūlapicu)。舊譯には、綿桊の如しといふ。綿なり。

て高下す。是れ、〔二四〇〕天帝釋の所都の大城なり。

殊勝殿

其の城の中に於いて、殊勝の殿有り。種種の妙寶具足し、莊嚴し、餘の天宮を蔽ふ。故に、〔二四一〕殊勝と名く。面ごとに二百五十「踰繕那」にして、周は千踰繕那あり。

是れを城中の、諸の可愛の事と謂ふ。

城外の四苑

城外の四面に、四苑あつて莊嚴す。是れ、彼の諸天の共に遊戲する處なり。一に〔二四二〕衆車苑、二に〔二四三〕麤惡苑、三に〔二四四〕雜林苑。四に〔二四五〕喜林苑なり。

此れを外飾と爲して、大城を莊嚴す。

四妙地

四苑の四邊に、四の〔二四六〕妙地有り。中間に、各苑を去ること、二十踰繕那なり。是れは彼の諸天の勝れたる遊戲の處なり。諸天は、彼に於いて、角勝し歡娛す。

圓生樹

城外の東北に、〔二四七〕圓生樹有り。是れは、三十三天の欲樂を受くる勝處なり。盤根、深くして、廣く、五踰繕那あり。聳幹上に昇り、枝條傍に布く。高さと廣さとの量は等しく、百踰繕那なり。挺葉開華妙香芬馥として、風に順ひて、薰ずること百踰繕那に滿ち、若し風に迷ふ時も、猶、五十に遍し。

【二四〇】天帝釋（Śakro devānām indraḥ）。
【二四一】殊勝殿（舊譯、皮闍延多殿 Vaijayantaḥ prāsādaḥ）。
【二四二】衆車苑（舊譯、衆車園 Citraratha-vana）。
【二四三】麤惡苑（舊譯、惡口園 Pāruṣyaka-vana）。
【二四四】雜林苑（舊譯、相雜園 Miśraka-vana）。
【二四五】喜林苑（舊譯、雜喜園 Nandana-vana）。
【二四六】妙地（舊譯、善地 Subhūmi）。
【二四七】圓生樹（舊譯、波利闍多 Pārijāta）。

難　風に順はば、爾るべし。云何にして逆うて薫ずるか。有る餘師言はく、香は、逆薫の義無し【一四八】樹の界を越えざるに依るが故に、逆薫と說くと。

釋　**正釋**　【一四九】理として、實に、園生には、是の如き德ありて、流す所の香氣は、能く風に逆うても薫ず。天の和風の力に擁遏せらると雖も、然も能く相續して、餘方に流趣し、漸く劣に、漸く微にして、【一五〇】近處に便ち歇む。能く遠く至ること、順風に薫ずるが如くには非ず。

問　是の如き、華香は、【一五一】自の地に依りて、風に隨ひ、相續して、餘方に、轉至すと爲さんか。［或は叉］但だ、薫せる風、別に、香氣を生ずと爲さんか。

答　此の義は定無し。【一五二】諸の軌範師は、此の二門に於いて、倶に失無しと許す。

引經難　若し、爾らば、何の故にか。【一五三】薄伽梵は言

【一四八】樹の界とは界はかぎりの意にして、樹枝の擴がれる範圍をいふ。卽ちこの樹の枝は樹幹を距たること五十由旬四方に及ぶを以て、逆風の時にも其枝のある範圍だけは匂ふといふ義。

【一四九】理として云云。之れ論主の正解なり。逆風にも五十由旬を薫ずといへるは、必ずしも、その枝の五十由旬に及ぶが爲めにあらずして、樹德の然らしむる所なりといふにあり。

【一五〇】近處とは五十由旬のことを云ふ。

【一五一】自の地云云。舊譯、爲下依二止自四大一能薫中餘處上に作る。自の地とは華中の地大のこと。卽ち問意は、香の薫ずるといふことは、花の要素が碎けて四方に散る爲めか、將た薫ぜる風によりて花の要素以外に別に香氣生ずるかといふにあり。

【一五二】諸の軌範師。經部にては

へるや。

華香は風に逆うて薫ずる能はず。根莖等の
香も亦復た爾り。
善士の功德の香は芬馥として、風に逆う
ても美を流して諸方に遍ず。

通釋

(一五四)人間の香に據るが故に、是の說を作す。世に、共に、是の如きの能無しと了ずるを以てなり。

化地部の異說

化地部の經は說く、此の「圓生樹の」香氣は、風に順じて薫せば、百踰繕那に滿ち、若し風無き時んば、唯、五十に遍ず。

善法堂

「城」外の、西南の角に、(一五五)善法堂有り。三十三天、(一五六)時に集りて彼に於いて、如法、不如法の事を詳論す。

何れに解しても可なりといふ。

【一五三】薄伽梵とは雜阿含卅八、曰、世尊說レ偈言、非二根莖華香、能逆レ風而薫一、唯有二善士女、持戒淸淨香一、逆順滿二諸方一、無レ不二普聞知一、云云。(增一阿含十三、參照。)頌の舊譯

華香非二能逆レ風薫一、
根實諸香亦皆爾。
善人戒香逆レ風薫、
正行芳流遍二國界一。

この引文の目的は華香は逆風に薫ずる能はずといふ一句を引かんが爲なり。

【一五四】人間の香云云。經に華香の逆風に薫ぜずといへるは人間界の香に就て云へるのみ。人間界の香には、逆風に薫ずるの力なきことは何人も了知する處なればなり。然ども天界にある圓生樹も然りといふ意味は此頌文に含まれ居らずといふこと會通の趣意なり。

【一五五】善法堂(Sudharma-sabhā)

【一五六】時にとは半月の八日、十四日、十五日の三日。

空居天

是の如く、已に三十三天所居の外器を辯じつ。(二五七)餘の有色の天衆所住の器は云何。

頌に曰はく、

(二五八)此の上に有色の天あり。空に依れる空殿に住す。

有色の諸天

論じて曰はく、此の前に説く所の三十三天の上に、有色の諸天ありて、空に依れる宮殿に住す。

云何なるものを、上の有色の諸天と名づくるか。

謂はく、(二五九)夜摩天、覩史多天、樂變化天、他化自在天、及び、(二六〇)前に説く所の梵衆天等にして、十六處有り。(二六一)前に并せて、合して二十二

【二五七】餘の有色云云、三十三天までは地上なり。此上更に空居天あり、言はゞ雲上の住處なり。こは欲界の六欲天中の四天と色界の十六天上を含む。無色界に擇んで有色といふ。

【二五八】頌の舊譯 從レ此上宮殿、天住。上の三十三天の上に有色の諸天有り。各空に依る所の宮殿に住す。所謂有色の諸天とは夜摩天覩史多天以下（欲界六天）と、梵衆天以下十六處（色界）と合して二十二天をいふ。

【二五九】夜摩天云云。四天王、三十三天（忉利天）夜摩天乃至他化自在天を欲界の六欲天と名く。その中、四天王と忉利天とは地居天にして、他の四は空居天なり。

【二六〇】前に説くとは論第八卷參照、即ち色界の十六天なり。但し十六天といへるは迦濕彌

天有り。(二六二)皆、外器に依る。

第四項　六欲天行婬の相

六欲天行婬の相

是の如く説く所の諸の天衆の中にて、

頌に曰はく、

(二六三)六の欲を受くるは交と抱と、執手と笑と視との婬なり。

論じて曰はく、唯、六欲天のみ妙欲の境を受く。中に於いて、(二六四)初の二の地に依りて居する天は、

交形行婬

形、交はりて婬を成ずること人と別無し。然れども、風氣泄らば、執惱便ち除く。人間の如く、餘の不淨有るには非ず。

抱婬行
執手行婬
相笑行婬
相視行婬

夜摩天の衆は、纔かに抱きて、婬を成ず。覩史多天は、但だ手を執るに由る。樂變化天は、相向ひて笑む。他化自在は、相視て、婬を成ず。

(二六五)毘婆沙師は、是の如き釋を作す。六天は

羅の説に從へる數へ方とす。

【二六一】前にとは欲界の六天。

【二六二】皆外器によるとは、四無色界はただ精神生活のみにて物質的所依なきに反し、廿二天は凡て所依の外器あるをいふ。然ども廿二天中、空居は廿天のみにて他の二天（四天王と忉利天）の地居なることを忘るべからず。

【二六三】頌の舊譯

六受レ欲、身交、抱、捉レ手、笑、相視、爲レ婬。

以上二十二天の中、欲界に屬する六天即ち所謂六欲天のみ婬を行す。その中、四天王衆天と三十三天とは人間の如く形を交へて婬を行じ、夜摩天は、唯相抱き、覩史多天は唯手を執り、樂變化天は唯相笑み、他化自在天は唯相視て各婬を行す。

【二六四】初の二とは四天王と三十三天。

【二六五】毘婆沙師云云。婆沙論一百十三に曰く、如二施設論説一

皆形交はるを以て婬を成ず。(一六六)世施設の中に、相抱く等と說くは、但だ彼の時の量の差別を顯はさんが爲めなりと。

(一六七)以上の諸天は、欲境轉た妙に、貪心轉た捷し。故に、之をして然らしむ。

第五項　諸天の初生

諸天の初生

彼の諸天の男女の膝の上に童男童女、欻爾として化生する有るに隨ひて、即ち說きて、彼の天の所生の男女と爲す。

初生の天衆の身の量は云何。頌に曰はく、

(一六八)初は五より十に至るが如く、色は圓滿にして衣有り。

贍部洲人交レ形成レ婬。東毘提訶、西瞿陀尼、北拘盧洲、四天王衆天、三十三天亦爾。夜摩相抱、覩史多執レ手、樂變化歡笑、他化相顧成レ婬。問、何故地居形交、空居不レ爾。答、有二煩惱麤細一故。有說、以上諸天近二離欲道一、是故於レ彼、欲火漸微。如レ是說者、一切婬事必二形交、欲火方息。問、若爾施設論說、當二云何通一。答、彼說二時量遲速差別一、謂夜摩天如二相抱時量一、欲火方息、乃至他化自在天、如二顧眄時量一、欲火方息。因に記す。舊譯俱舍には毘婆沙師作二如レ是釋一の八字無く、其の代りに、分別世經說レ如レ此と記す。

【一六六】世施設とは施設足論の中の一部門なり。

【一六七】以上の諸天云云の文は、何故に居地の天は形を交へ、空居天は爾らざるかの所以を示す。

【一六八】頌の舊譯

譬五年乃至、譬十年初生、生中皆具レ根、有レ衣色界爾。

此の二十二天の初生は、四天王衆天のは五歲の兒の如く、三十三天は、六歲、夜摩天は七歲、覩史多天は八歲、樂變化天は九歲、他化自在天は十歲の兒の如し。又色界十六處の天は初生の時身量圓滿にして、妙服を具せり。

六欲天の初生

論じて曰はく、且らく六欲の諸天の初生は、次の如く、五、六、七、八、九、十歳の人の如く、生じ已りて、身形、速かに成滿することを得。

色界の初生

色界の天衆は、初生の時に於いて、身量周圓にして、妙なる衣服を具ふ。

天衆の言語

一切の天衆は、皆、(一六九)聖言を作す。謂はく、彼の言詞は中印度に同じ。

第六項　欲生と樂生

欲生と樂生

(一七〇)欲と樂との生の別は、云何が、知るべき。

頌に曰はく、

(一七一)欲生の三は人と天となり。　樂生の三は九處なり。

欲生の三種(一)

論じて曰はく、「欲界の人と天なる」欲生の三とは、諸の有情の、樂うて　(一七二)現前の諸の妙欲の境を受くる有り。

【一六九】聖言(Ārya-bhāsā?)。舊譯に曰はく、一切の天は中國の語に同じく、婆羅門の語を說く云云、中國とは中印度を指す。

【一七〇】欲と樂と云云。欲界の人と天とを欲生(Kāmotpatti?)、色界の第四靜慮を除く下三靜慮を樂生(Sukhotpatti)と名くるなり。

【一七一】頌の舊譯

於二欲生一有レ三、欲界天及人、
樂生亦有レ三、於二三定九地一。

人趣及び下四天(四天王衆天、三十三天、夜摩天、覩史多天)と樂變化天と他化自在天との三は欲境を受るに三種の差別あり。又下三靜慮中の各三處、合して九處の天は、離生喜樂(初禪)、定生喜樂(第二禪)、離喜樂(第三禪)等各樂を受くるに差別有り。

【一七二】現前のとは人趣及び下四天は(下註參照)自ら五欲を化

彼れは、是の如き現[前]の欲境の中に於て、自在に轉す。謂はく、全べての人趣、及び、(二七三)下の四天なり。

欲生の三種(二)

諸の有情の、楽うて、(二七四)自化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは、自化の妙欲の境の中に於いて自在に轉す。謂はく、唯、第五の楽変化なり。

欲生の三種(三)

諸の有情の、楽うて(二七五)他化の諸の妙欲の境を受くる有り。彼れは他化の妙欲の境の中に於いて、自在に轉す。謂はく、第六の他化自在天なり。

結文

(二七六)「本所」生の如き現前の欲境を受くるに依るが故に、(二七七)楽の如きの自化の欲境を受くるに依るが故に、楽の如きの他化の欲境を受くるに依るが故に、「是の故に」、欲界の中に於いて、欲生の差別三種を分建す。

楽生の三種

楽生の三とは、三静慮の中の九處の生に於いて、三種の楽を受く。謂はく、彼れは離[生]喜楽と、定より生ずる喜楽と、喜を離れたる楽とに安住するが故に、長時安住し、長時離苦し、長時受楽するが故に、楽生と名く。

作することを能はず、又他をして化作せしむることも能はず、自己の宿業善業の現在の妙欲の境の中にて自在に欲境を受用す。

【二七三】下の四天とは四天王衆天、三十三天、夜摩天、覩史多天の四。

【二七四】自化とは自己の神通力によりて化作せる意。

【二七五】他化とは自己の神力によつて他をして化作せしめたる意。

【二七六】[本所]生とは宿業力に依りて本より生ずる欲境、即ち過去の業の果報たる現在の欲境のこと。

【二七七】楽とは欲するの意にして、自らの意志の儘にするの意。

靜慮の中間に生じては、都べて、喜樂無し。〔爾れば〕應に思ふべし。何が故に、亦、樂生天と號けんや。

中間定は樂生に非ず

第七項　天器の遠近

と説く所の諸天の二十二處は、上下相去ること、其の量云何。

頌に曰はく、

天器の遠近

（二七八）彼の下を去る量の如く、上を去る數も、亦、然り。

論じて曰はく、一一の中間の踰繕那の量は、易く數ふべきに非ず。但だ總じて彼れの下を去る量を擧ぐ可し。上を去ることも、亦、例して然なり。

諸天中間の距離は算すること難し

何れの天よりも下海を去る、量に隨つて、彼れの上に至る所、下を去ると同じ。謂はく、妙高山の第四の層級より、下の大海を去ること、四萬踰繕那なり。是れは四大王の本所住の處にして、彼より上の三十三天を去ることも、亦、彼の天の下海を去るが如し。三十三天の下の大海を去るが如く、上、夜摩天を去ることも、其の量は、亦、爾り。

下大海を去る量と上次上の天を去る量と相同じ

【二七八】頌の舊譯

如二此至レ彼量一、向レ上例皆爾。

上の如き二十二天の相互相距る量は易く數ふべきに非ず。之を概言せば一の天が下方の大海を去る距離と同樣の距離だけ次上の天より距つ。

是の如くにして、乃至、善見天の、下の大海を去る踰繕那の量の如く、彼より、上、色究竟天を去ることも、亦、彼の天の下海を去る「量」と等し。

此れより上に向ひては、復た、所居無し。此の處は、最も高ければ（二七九）色究竟と名く。

異說

有る餘師は說く、彼れを（二八〇）礙究竟天と名くと。彼「の師」は、礙の名は、積集の色に目け、彼の礙の盡くるに至りて、究竟の名を得と謂ふものなり。

第八項　下天の上昇

下天の上に昇ると

下處に生れて、昇つて上を見るか、不か。

頌に曰はく、

（二八一）通力と他に依るとを離れては、下は昇りて上を見ること無し。

昇上天の因緣

論じて曰はく、三十三天は、自の通力に由りて、能く本處より夜摩天に昇る。或は復た他に依る。謂はく、得通の者、及び、上天の衆に接れて、夜摩に往くなり。所餘の諸天の、上に昇るも、例して

【二七九】色究竟(Akaniṣṭha)。
【二八〇】礙究竟(Aghaniṣṭha)。
【二八一】頌の舊譯
下天無能昇、離通慧依他。
下天の上天に上るに三の因緣あり。
一には自ら通を得て能く往くこと。
二には得通の者に接かれて往くこと。
三には上天に接かれて往くこと。

爾なり。

〔一八二〕若しくは來り、若しくは至るときは、下なりとも上天を見る。

下眼は上界上地を見ず

然るに下の眼は、上界上地を觀ること能はず。其の境界に非ざるが故なり。「下地の身の」彼の「上界の」觸を覺せざるが如し。

是の故に、上地より下地に來る時は、自身來るに非ず。要らず、下地の化を作すなり。

異説

〔一八三〕有る餘部は説く、彼の下地の天は、〔一八四〕樂〔欲に〕隨ひて、亦能く上地の色を見ること、〔一八五〕此の界に生じて、下より上天を見るが如しと。

第九項　夜摩等の天宮の量

夜摩等の天宮の量

夜摩等の天宮の依處の量は幾く有るか。

第一説

有る餘師は説く、〔一八六〕此の〔欲界の〕上の四天の依處の量は、妙高山の頂に同じと。

第二説

有る餘師は説く、上は倍倍に増すと。

第三説

有る餘師は言ふ、初靜慮地の宮殿の依所は、一の四洲に等しく、第二靜

〔一八二〕若しくは來りとは上天が下處に來ること、若しくは至るとは下天が上天に至ると。何れも同地の場合に見るものにして、下地の者が上地の者を見るに非ず。

〔一八三〕有る餘師とは大衆部を指す。

〔一八四〕上地に生じたる者の樂欲に隨うての意。

〔一八五〕此の界云云。欲界に於て下天たる四天王が上天たる卅三天を見得る（蓋し上に言へる所の上地を見るべき三因緣に由りて）を例としたるなり。正理第三十一には之を破し居れり。

〔一八六〕此の上の四天とは夜摩天乃至他化自在天をいふ。

慮は〔一八七〕小千界に等しく、第三靜慮は〔一八八〕中千界に等しく、第四靜慮は〔一八九〕大千界に等しと。

第四說

有る餘師は言ふ。下の三靜慮は次の如く、量、小中大千に等しく、第四靜慮の量は無邊際なりと。

第九節　千世界

小中大千世界

何の量に齊しきを、小、中、大千と說くか。

頌に曰はく、

〔一九〇〕四大洲と日月と、蘇迷盧と欲天と、
梵世と各一千なるを、一小千界と名け、
此の小千の千倍を、說きて一中千と名け、
此れの千倍は大千なり。皆、同一に成壞す。

小千世界

論じて曰はく、千の四大洲と、乃至、梵世と、是の如きを、總じて說きて一の小千と名く。

【一八七】小千界 (Sāhasra-cūḍiko-loka-dhātuḥ)。

【一八八】中千世界 (Dvisāhasro-madhyamo loka-dhātuḥ)。

【一八九】大千世界 (Mahāsāhasro loka-dhātuḥ)。その意義は次下の釋の如し。

【一九〇】頌の舊譯

四洲及月日、須彌婁欲界、梵處各一千、名二小千世界一、千二倍此小千一、二千中世界、千倍三大千、共同一壞成。

千の四大洲と日月と須彌山と欲界と梵世とを一小千世界と名け、之れを千倍して、一中千世界と名け、中千世界を千倍して一大千世界と名く。之れ等は凡べて同一時に生じ、同一時に壞す。

中千世界

小千を千倍せるを、一の中千界を名く。

大千世界

千の中千界を、總じて、一の大千と名く。是の如き大千は、同じく成じ、同じく壞す。同じく成じ壞する相は、(一九一)後に、當に廣く辯ずべし。

第十節　有情の身量

能居者の量

外器の量の別なるが如く、身量も、亦、別なるか。

亦、別なり。

云何。

頌に曰はく、

(一九二)贍部洲の人の量は、三肘半と四肘となり。
東、西、北洲の人は、倍倍に增すこと次の如し。

【一九一】後とは第十二卷。

【一九二】頌の舊譯

剡浮洲人量、四肘三肘半。後後倍倍增、東西北洲人。身量四分增、乃至倶盧舍。半欲界色界、初半由次第、半半增向上、從少光上身、倍倍增唯除無雲三由旬。

上の如き千世界に居する有情の身量は又不同にして、且らく四大洲の中、贍部洲の人は三肘半を常則とし、時に四肘の者も有り。東勝身には八肘西牛貨洲には十六肘、北倶盧洲には三十二肘を算す。六欲界の最下の天は一倶盧舍の四分の一の長を有し、次後以上の天は次第に一分を增して、第六天には一倶盧舍半有り。色界諸天の身量は梵衆天は半踰繕那、梵輔天は一踰繕那、大梵天は一踰繕那半、少光天は二踰繕那の量有り。其の上の諸天は皆次次倍を增すの身量有れども、唯無雲天のみはかくの如くにして數へたる數量中、三踰繕那だけ減じたる程の身量有り。

欲天は倶盧舍の、四分にして一一に增す。色天は踰繕那にして、初の四は半半を增し、此の上は倍倍を增す。唯、無雲は三を減ず。

四大洲の人の身量

論じて曰はく、贍部洲の人の身は、多くは（一九三）長け、三肘半なれども、中に於いて、少分は長け四肘有り。東勝身の人の身は、長け八肘にして、西牛貨の人は、長け十六肘、北倶盧の人は、長け三十二肘あり。

六欲天の身量

欲界の六天の（一九四）最下の身量は、（一九五）一倶盧舍の四分の一なり。是の如く、後後は、一一に、分に增して第六天に至りては、身は一倶盧舍半あり。

色天の身量

色天の身量は、初の梵衆天は半踰繕那なり。梵輔は（一九六）全の一なり、大梵は一半なり。少光は二の全なり。

所餘の諸天及び無雲天

此の上の餘の天は、皆增すこと倍倍なるも、（一九七）唯、無雲のみ三踰繕那を減ず。謂はく、無量

【一九三】長け三肘半云云。一尺八寸を一肘となす。故に三肘半は五尺四寸に當る譯なり。

【一九四】最下とは四天王天をいふ。

【一九五】一倶盧舍(Krośa)とは二里八町廿間(旭雅本、傍註)。

【一九六】全の一とは全一踰繕那。他も此に準ず。

【一九七】唯、無雲のみ云云。無雲天の三由旬を減する理由に就ては異說あり。或は言はく、無雲天は、變異地たる第三禪を脫して不動地たる第四禪に生ずる初の位なるを以て、その修業の苦勞のために三由旬を減少したりと。或は色究竟天の一萬六千由旬說を成立せしむる爲には、無雲天にて三由旬を減ぜしめざれば不都合

光天は、倍增して、二より四に至り、乃至色究竟は、增して萬六千に滿つ。

第十一節　有情の壽量

第一項　善趣の有情

善趣の壽量

身量既に、殊り、壽量も別なりや、不や。

頌に曰はく、

（一九八）北洲は定んで千歲なり。　西と東とは半半に減ず。
此の洲は壽不定なり。　後は十にて初は量り難し。
人間の五十年は　下天の一晝夜なり。
斯れに乘じて壽五百なり。　上の五は倍倍に增す。

なるが故なりと、或は曰く自然に爾りと。恐らく第二說は正直にして可ならん。

【一九八】頌の舊譯
北鳩婁千年、於レ二離ニ半半一、
此不定最後、十歲初難レ量、
人中五十年、彼天一日夜、
欲下天以レ此、彼壽五百年、
向レ上後倍增、色界無ニ日月一、
由レ劫判ニ彼壽一、劫數如ニ身量一、
無色二十千、劫後二二增。
從ニ少光ニ大劫、從レ此下半劫。

一切有情の壽量に關しては、先づ欲界の中、四大洲につきては曰はば、北倶盧洲は人壽千歲、西牛貨洲の人は五百歲、東勝身洲の人は二百五十歲、南贍部洲の人は定限なし。天上に至りては四天王衆天は人の五十歲をその一晝夜として、此の計算によりて五百年を定壽とし、上の五欲天は漸次に倍增して壽は千歲なり。夜摩天以上の四天は人の二、四、八百及び千六百歲を一晝夜とし、其の計算によりて、その壽は次第の如く、二、四、八千、及び一萬六千歲なり。持雙以上には日月無く從つて晝夜の別無く唯華の開合等によつて晝夜を分ち、自身の光明によりて光明の事を辨ず。色界に至りては亦晝夜の別無く、但だ劫數を以て壽量とし、無色界の四天に至りては次第の如く、下より二、四、六、八萬劫を以て壽とす。少光天以上は六劫(八十中劫)を以て劫として計算、其以下は大劫の半を劫として計算す。大梵天は一劫半、下三天は半劫を以て壽量とす。

色には晝夜の殊り無し。劫數は身量に等し。
無色は初に二萬なり。後後は二二を增す。
少光の上と下との天は、大の全と半とを劫と爲す。

人間の壽量

論じて曰はく、北倶盧洲の人は、定壽千歲なり。西牛貨の人は壽五百歲なり。東勝身の人は壽二百五十歲なり。南贍部の人の壽には、定限無し。劫滅の最後には、極壽十年なるも、劫初の時に於いては、人壽無量にして、百千等の數、計量すること能はず。

天上の晝夜

已に、人間の壽量の長短を說きたり。要らず、先づ天上の晝夜を建立して、方に天の壽の長短を算計す可し。

天上には、云何に晝夜を建立するか。

四天王衆天の晝夜月及び壽

人の五十歲を、(一九九)六天の中にて、(二〇〇)最も下に在る天の一晝一夜と爲す。斯の晝夜を乘ずること三十にして、月と爲し、十二ヶ月を歲と爲して、彼れの壽は五百年なり。

五欲天の晝夜等

上の五の欲天は、漸く倶に、倍增す。謂はく、人の百歲を、第二天の一晝一夜とし、此の晝夜に乘じて、月及び年を成じて彼れの壽は千歲なり。

【一九九】六天とは六欲天のこと。
【二〇〇】最も下に在る天とは四天王衆天

夜摩等四天の晝夜等

（二〇一）夜摩等の四は、次に隨ひて、如、人の二、四、八百と千六百との歳を、一晝夜と爲し、此の晝夜に乘じて、月、及び、年を成じて次の如く、彼れの壽は二、四、八千と萬六千歳となり。

持雙以上の晝夜及び光明

持雙以上には、日月、幷びに無し。彼の天は云何にして晝夜を建立するか。及び光明の事は、何に依りて、成ずることを得るか。

答

華の開くと合するとに依りて晝夜を建立す。（二〇二）拘物陀、（二〇三）鉢特摩等の如し。又は諸の鳥の鳴くと、靜まるとの差別に依り、或は天衆の寤と寐との不同に依る。自身の光明に依りて、外の光明の事を成ず。

色界の壽

已に欲界の天の壽の長短を説きつ。色界の天の中には、晝夜の別無し。但だ劫數を以て、壽の短長を知る。彼の劫壽の短長は、身量の數と等し。謂はく、若し身量半踰繕那ならば、壽量も半劫、若し彼れの身量、一踰繕那ならば、壽量も一劫にして、乃至身量の長け萬六千ならば、壽量も亦同じく萬六千劫なり。

【二〇一】夜摩等の四とは夜摩天、覩史多天、樂變化天、他化自在天をいふ。

【二〇二】拘物陀（Kumuda）。舊譯、倶牟頭。譯して黄蓮華といふ。夜開く蓮なり。

【二〇三】鉢特摩（Padma）。舊譯、波頭摩。譯して紅蓮華といふ。晝開く。

無色界の四天の壽

已に色界の天の壽の短長を說きつ。

無色の四天は、下より、次の如く壽量、二、四、六、八萬劫なり。

所謂劫の意義及び諸天の壽量

上に說く所の(二〇四)劫は、其の量云何。壞〔劫〕と爲んか、成〔劫〕と爲んか、中〔劫〕と爲んか、大劫と爲んか。

答

少光以上は、(二〇五)大の全を劫と爲し、自下の諸天は大の半を劫と爲す。卽ち此れに由るが故に、大梵王は梵輔天に過ぐること壽一劫半なり、謂はく、成、住、壞各二十中劫なるを以て、〔畢竟〕六十中劫を、一劫半と爲すなり。故に大の半の四十中劫を以て、下の三天の所壽の劫量と爲す。

【二〇四】劫 (Kalpa) には種種の別有り。先づ成住壞空の四劫と稱する有り。成劫とは物器有情二世間成立の時にして、住劫とはそれが變化しつつ相續する期間、壞劫とは二世間が壞する期間、空劫とは壞し終りて虛無の期間なり。その中、且らく住劫につきて云はば、劫初の有情は壽無量なれども漸次に減じて八萬歲に至る。それを一中劫と稱し、かくの如き變化あること全體にして二十度有りて壞劫に入る。卽ち住劫は二十中劫より成立す。他の三劫も同樣二十中劫より成り、合して八十中劫を一大劫 (Mahā kalpa) と稱す。

【二〇五】大の全とは大劫の全體の意にして、卽ち八十中劫をいふなり。

第二項　惡趣の有情

惡趣の壽量

已に善趣の壽量の短長を說きつ。惡趣の〔壽量〕は云何。

頌に曰はく、

（二〇六）等活等の上の六は、次の如く欲天の壽を以て、一晝夜と爲す。壽量も亦彼に同じ。極熱は半中劫なり。無間は中劫の全なり。傍生の極は一の中なり。鬼は月を日として五百なり。

頞部陀の壽量は、一の（二〇七）婆訶の麻の、百年に一を除きて盡くるが如く、後後は倍すること二十なり。

六捺落迦の晝夜及壽

論じて曰はく、四大王等の六欲天の壽を、其の次第の如く、（二〇八）等活等六捺落迦の一晝一夜と爲し、壽量は次第の如く、亦、彼の天に同じ。謂はく、四大王の壽量の五百を、等活地獄に於いては、一晝一夜と爲し、此の晝夜に乘じて月及び年を成じ、

【二〇六】頌の舊譯

與欲界天壽、日夜次第等、於更活等六、壽量如欲天、於大燒半劫、阿毗指別劫、畜生極別劫、鬼日月五百、從婆訶百年、除麻盡爲壽、頞浮陀二十、倍倍後餘壽。

以上、善趣の壽量に對して、惡趣の壽量を説かんに、等活地獄より炎熱地獄に至る六は恰も四天王衆天等六欲天の壽を各一晝夜とし、その全體の壽量の數は、又四天王衆天等の壽量の數と等し。極熱地獄の壽量は中劫の半、無間地獄の壽は一中劫に當る。又傍生の壽は定限無く、鬼は人間の一月を一日として、その壽はかくの如き計算によりての五百年なり。八寒地獄に至りては、その壽量殆んど無數にして、頞浮陀に於いて已に無量なるが、後には次第に前に倍す。

【二〇七】婆訶（Vāha）。

【二〇八】等活等六捺落迦とは、(一)等活地獄、(二)黑繩地獄、(三)衆合地獄、(四)號叫地獄、(五)大叫地獄、(六)炎熱地獄。

極熱地獄及び無間地獄の壽量

是の如き年を以てして、彼れの壽は五百なり。乃至、他化の壽の萬六千を炎熱地獄に於いては、一晝一夜と爲し、此の晝夜に乘じて、月及び年を成じ、彼の壽は斯の如くにして、萬六千歳なり。極熱地獄の壽は、半中劫なり。無間地獄の壽は一中劫なり。

傍生の壽量

傍生の壽量は、多くは、定限無し。若し壽の極めて長きにありては、亦、一中劫なり。謂はく、難陀等の諸大龍王なり。故に、世尊の言はく、大龍に（二〇九）八有り。皆、住すること一劫にして、能く大地を持すと。

鬼の壽量

鬼は、人間の一月を以て、一日と爲し、此に乘じて、月と歳とを成じ、壽は五百年なり。

寒地獄の壽量

寒那落迦は壽量云何。（二一〇）世尊、喩に寄せて、彼れの壽を顯はして言はく、此の人の間の如き、（二一一）佉梨二十にして（二一二）摩竭陀國の一（二一三）麻婆訶の量を成じ、（二一四）巨勝を置きて、其の中に平滿する有らんに、設し

【二〇九】八大龍王とは
一、難陀龍王(Nanda-nāga-rāja)。
二、跋難陀龍王（Upananda-nāga-rāja)。
三、娑伽羅龍王（Sāgara-nāga-rāja)。
四、和修吉龍王(Vāsuki-nāga-rāja)。
五、德叉迦龍王(Takṣaka-nāga-rāja)。
六、阿那婆達多龍王（Anavatapta-nāga-rāja)。
七、摩那斯龍王(Manasvi-nāga-rāja)。
八、優鉢羅龍王(Utpala-nāga-rāja)。
以上は法華經に出で光師の引く所なれども、稱友の擧る所は此と異れり。謂く、
1. Nando nāga-rāja
2. Upanando nāga-rāja
3. Aśvatari nāga-rāja
4. Mucilindo nāga-rāja
5. Manasvi nāga-rāja
6. Dhṛtarāṣṭro nāga-rāja
7. Mahākāro nāga-rāja
8. Elapattro naga-raja

【二一〇】世尊喩に寄せ云云。長阿含十九、地獄品に云ふ。喩如有篅受六十四斛滿胡麻云云。起世因本經四に曰く、譬如憍薩羅國中二十佉羅迦（註曰佉羅迦 Khārika とは譯して二十斛といふ）烏摩胥滿不槩令平云云。

復た、人有りて、百年に一を除かんに、是の如き亙勝は、盡くる期あること易し。[而も]頞部陀に生ぜるものの壽量は、盡き難しと。

此れが二十倍を、第二の壽と爲し、後後は、二十倍を増す。是れを、八寒地獄の壽量と謂ふ。

第三項　中夭

中夭

此の諸の壽量に中夭有りや。

頌に曰はく、

（二五）諸處は中夭有り。　北俱盧洲を除く。

論じて曰はく、諸處の壽量は、皆、中夭有り。唯、北俱盧のみは、定んで、壽千歳なり。

此れは處に約して説くものにして、別の有情[に約して]には非ず。別の有情には、中夭せざるもの

【二一】佉梨(Khāre=Khārikā)。

【二二】摩竭陀國(Magadha)。

【二三】麻婆訶(Tila-vāha vahā)。譯して箭といふ。容量の名なり。

【二四】亙勝(Tila)は胡麻の異名なり。

【二五】頌の舊譯　除二鳩婁一中夭。中夭とは定壽を完うせず、半にして死するをいふものにして、北俱盧洲が人壽定んで恆に千歳なるを除きて餘は皆中夭有り

有るが故なり。謂はく覩史多天に住する（二六）一生所繫の菩薩と及び（二七）最後有と、（二八）佛の記したると（二九）佛の使と（三〇）隨信法行と（三一）菩薩と輪王との母の、彼の二を懷める時と、此れ（三二）等は、應の如く、皆、中天無し。

【二六】一生所繫の菩薩（Eka-jāti-pratibaddha）とは、覩史多天に住して、その一生だけの繫縛によりて未だ成佛し得ざる菩薩をいふ。定壽四千歲とす。

【二七】最後有（Carama-bhavika）とは此の依身を以て必ず無學果を得、小乘の理想たる灰身滅智に入るべき有をいふ。

【二八】佛の記したるとは、佛が記別して、例へば彼は今生中にかくかくの事を經驗すなど言ひ給へるものは、それを實現せざる限りは途中に死せず。

【二九】佛の使もその使命を果さざる限り、途中に死ぬことなし。

【三〇】隨信法行とは見道位にある人をいふ。見道十五心中に死なし。

【三一】最後身菩薩と轉輪王たるべき嬰兒とを孕める母は、その責任が非常に重きために、未だ出產に及ばずして死することなし。

【三二】等とは無想、滅盡、又は慈等の定に入れる者を指す、此等は定を出ですして死することなし。

(一)卷の第十二（分別世品第三の五）

第五章　有情物器世間の變化及び運命

第一節　變化の基礎（色及び時の量）

是の如くにして、已に、踰繕那等に約して、器世間と身との量の差別を辯じ、年等に約して、壽量に殊有ることを辯じたれども、(二)二量の不同は、未だ說かず。應に說くべし。此の二の建立は、名に依らずと云ふこと無し。

第一項　色名時の最少限

形式及び時の最少限

(三)前の二及び名「に關して」未だ極少を詳にせず。今、應に、先づ三の極少の量を辯ずべし。

頌に曰はく、

【一】此の卷は初に先づ數量の分限を明にし、次いで此の數量に基いて世界の成立破壞の有樣を說きたる部門なり。

【二】二量とは踰繕那等と年等の二、卽ち時空の二量。

【三】前の二云云。器世間と身との量は形色の量のこと、年等の量は時の量のこと。

(四)極微と字と刹那とは、色と名と時との極少なり。

極微

論じて曰はく、諸の色を分析して、一極微に至る。故に、一極微は、色の極少と爲す。

字及び刹那

是の如く、諸の名と及び時とを分析して、一の字と刹那とに至るを、名と時との極少と爲す。

(五)一字の名とは、瞿の名を說くが如し。

一刹那

何等を名けて、一刹那の量と爲すか。

經部の說

(六)衆緣の和合して、法の自體を得る頃なり。

(七)或は、動法有りて、一極微を行度す「る頃なり」。

毘婆沙師の說

(八)對法の諸師は說く、壯士の一の疾く彈指する頃の如き、六十五の刹那ありと。

是の如きを、名けて一刹那の量と爲す。

【四】極微(Paramāṇu)。舊譯・鄰虛。字(Akṣara)。刹那(Kṣaṇa)。頌の舊譯
鄰虛字刹那、色名時最極。
上來所說の物器、有情二世間。從つて年等の時間を差別的に說明するに先立ちて其等の最少限を明す。而して、その物質方面の最少限を極微と名け名句文等の中の表詮の名の最少限を字(syllable)と名け、時間の最少限を刹那と名く。

【五】一字の名云云。名には一字より成るあり二字より成るあり、乃至多字よりなるあり。其中、一字の名とは、瞿(Go)の如しといふなり。(瞿の意義は根品を見よ)。

【六】衆緣和合云云。未來未生の法が、今自體生じて未だ過去に落謝せざる程の時間を刹那といふ義。

【七】或は云云。今假りに一物質に位置の變化を許すならば其の法が一極微を過ぎるに要する時間を刹那といふ。或は生處に滅しつつ位置を變じ行くを行度といひ、その行度の一極微に互る間の時を刹那といふ。(光記云、諸法實無二行動一、相續道中、假說ヲ動。)

【八】對法の諸師は說云云。有部の說。

第二項　空間（色の量）

空間の量

已に、三の極少を知りたり。前の二量は云何。

今、且らく、前の踰繕那等を辯ぜん。

頌に曰はく、

(九)極微と微と金と水と、　兎と羊と牛と隙塵と、
蟣と蝨と麥と指節と、　後後は七倍を增す。
二十四指は肘なり。　四肘を弓の量とす。
五百は倶盧舍なり。　此れの八は踰繕那なり。

極微の七增　微　金塵　水塵　兎毛塵

論じて曰はく、極微を初と爲し、指節を後と爲し、應に知るべし、後後は、皆、七倍にして增す。謂はく、七極微を一の微の量と爲し、(一〇)微を積みて七に至るを、一の(一一)金塵と爲し、七の金塵を積みて、(一二)水塵の量と爲し、水塵を積みて、七に至るを、一の(一三)兎毛塵と爲し。七の兎毛塵を

【九】頌の舊譯
七鄰虛阿耨、鐵塵水兎羊、牛隙塵蟣蝨、麥指節應レ知。後後七倍增、二十四指肘、四肘名二一弓一、五百倶盧舍、此名二阿蘭若一、此八一由旬、
上の如く極微を最少限として出發しての色の量は次第に前を七倍して次に至りて指大の量に至り、指大より以後は二十四指の量を肘、四肘を尋、五百尋を倶盧舍、八倶盧舍を踰繕那と稱す。

【一〇】微(Aṇu)舊譯、阿耨。

【一一】金塵(Lolarajas)。舊譯、鐵塵雜心論に銅塵といふ。

【一二】水塵 (Abrajas) 舊譯、水塵。

【一三】兎毛塵 (śaśarajas)。舊譯、兎塵

羊毛塵 牛毛塵 隙遊塵 蟣 蝨 麵麥 指節 一指

積みて、一の(二四)羊毛塵の量と爲し。羊毛塵七を積みて、一の牛毛塵と爲し、七の(二五)牛毛塵を積みて、(二六)隙遊塵の量と爲し、隙塵の七を(二七)蟣と爲し、七の蟣を一の(二八)蝨と爲し、七の蝨を麵麥と爲し、七の麥を(三〇)指節と爲し、三節を(三一)一指と爲す。〔是れは〕世に極成する所なり。是の故に、頌の中に於いて、別に分別せず。

肘 弓 尋

二十四指を、横に布きて、(三二)肘と爲し、竪に四肘を積みて(三三)弓と爲す。謂はく、(三四)尋なり。

倶盧舎

竪に五百の弓を積みて、(三五)一倶盧舎と爲す。一倶盧舎は、是れ、村より(三六)阿練若に至る中間の道の量なりと許す。

踰繕那

八倶盧舎を説きて、(三七)一踰繕那と爲す。

第三項 時間の量

時量

是の如く、已に、踰繕那等を説きつ。今、當に、後の年等の量の別を辯ずべし。

頌に曰はく、

【二四】羊毛塵（Avirajas）。舊譯、羊塵。
【二五】牛毛塵（Gorajas）。舊譯、牛塵。
【二六】隙遊塵（Vātayanacchidrarajas）。舊譯、隙光中塵。
【二七】蟣（Likṣā）。舊譯、同。
【二八】蝨（Yūkā）。舊譯、同。
【二九】麵麥（Yava）。舊譯、麥。
【三〇】指節（Aṅguliparvan）。舊譯、指一節。
【三一】指（Aṅgula）。舊譯、指。
【三二】肘（Hasta）一尺六寸、賓疏二尺、尺有レ別故爾。
【三三】弓（Dhanus）。
【三四】尋 Vyāma）。
【三五】倶盧舎（Krośa）。
【三六】阿練若（阿蘭若 Araṇya）。此云、無喧雜。舊譯云、弓五百爲二一倶盧舎一、亦名レ村、亦名二阿練若一、
【三七】一踰繕那云云。光記に依るに一肘は一尺六寸なるを以て、夫より計算する時は八倶盧舎には二萬五千六百尺あり、五尺を以て一歩と爲して計れば五千百二十歩あり、三百六十歩を以て一里と爲して計れば一踰繕那は十四里と八十歩なり。

百二十の(二八)刹那を、(二九)怛刹那の量と爲し、(三〇)臘縛は此れの六十なり。此れの三十は(三一)須臾なり。此れが三十は晝夜なり、三十の晝夜は月なり。十二月を年と爲す。中に於いて半は夜を減ず。

怛刹那　**臘縛**　**牟呼栗多**　**晝夜**　**一月**　**一年**　**三際**

論じて曰はく、刹那の百二十を一の怛刹那と爲し、六十の怛刹那を一の臘縛と爲し、三十の臘縛を(三二)一の牟呼栗多と爲し、三十の牟呼栗多を一の(三三)晝夜と爲す。(三四)此の晝夜は、有る時には增し、有る時には減じ、有る時には齊し。三十の晝夜を(三五)一月と爲し、十二月を總じて(三六)一年と爲す。

一年の中に於いて、分つて(三七)三際と爲す。謂はく、寒、熱、雨なり。各四月有り。

【二八】刹那(Kṣaṇa)。

【二九】怛刹那(Tatkṣaṇa)。舊譯亦同。

【三〇】臘縛(Lava)。舊譯、羅婆。

【三一】須臾(Muhūrta)。舊譯、牟休多。

頌の舊譯

百二十刹那、怛刹那、六十、說名二一羅婆。後三三十增。是一牟休多、及一日夜、月、十二月一年、一年若減レ夜。

次に時間を刹那に出發して、計算せんに刹那百二十を積みて怛刹那、六十怛刹那を臘縛、三十臘縛を須臾、三十須臾を一晝夜、三十晝夜を一月、十二ケ月を一年とす。その中、六月は大、他の六月は小にして、一晝夜を減ず。

【三二】一牟呼栗多は須臾の原語。

【三三】一晝夜(Ahorātra)。

【三四】此の晝夜は云云。その理由は前卷を見よ。

【三五】一月(Māsa)。

【三六】一年(Varṣa)。

【三七】一年を三季に分つは佛教に用ゐる所にして、世俗にては六季に分つ。

十二月の中にて、(三八)六月は夜を減ず。一年の內、夜は、總じて、六を減ずるを以てなり。

第四項　一年中の六月に一晝夜を減ずる理由

(三九)有る頌に曰はく、

是の如くなる故は如何。

(四〇)寒と熱と雨との際の中に、(四一)一月と半と已に度して、
所餘の半月に於いて、(四二)智者は夜の減ずるを知ると。

一年中の六月に一晝夜宛減する所以

(四三)第二節　劫及び四劫

劫と四劫

是の如く、已に、刹那より年に至るまでを辯

【三八】六月は夜を減ず云云。普通の月は上の如く三十日なれども、十二ヶ月中の六月は叉一晝夜を減じて小の月と名け、一年の剩り六月を積むこと五年にして潤月とす。從二夏至一、至二冬至一、夜增、晝減、從二冬至一至二夏至一、晝增、夜減、又解、時長名レ增、時短名レ減、若作二此釋一、從二秋分一、至二春分一夜增晝減、從二春分一、至二秋分一、晝增夜減、春分秋分晝夜停等…於此寒熱雨際、十二月中、一月更半月已度於二餘半月一應レ知減レ夜、如レ是乃至第六度一月更半月已度、於二餘半月一復減二一夜一、以二此頌一證、故減二六夜一、由二此減夜一擬作二潤月一、論主所三以不二廣明二諸曆數一者、恐三人耽二著邪命自活一(光記)。

【三九】有る頌云云。舊譯には無く、「云何如レ法。」として次下に答として偈を揭げたり。故に俱舍論稽古には、此の頌を論主の作とするも、諸論疏の多くは今の譯に順じて引用頌とせり。思ふに世親が古來の佛敎徒の頌を引用し、一夜を減ずるその減じ方を說明する方便に資せるものなり。

【四〇】頌の舊譯
寒熱雨三際、中月半已度、於二餘半月中一、智人知レ減レ夜。

【四一】一月と半云云。三際の中にて、初の一ヶ月と半を過ぎて、第二月の後半に於て一日を減すといふ義。

【四二】智者とは佛敎徒を指す。

【四三】第二節は以上の如き時間の推移に基く如上世間一般の變化を說く。

じつ。劫の量の不同を今當に辯ずべし、

頌に曰はく、

(四四)應に知るべし四劫有り。　謂はく壞と成と中と大となり。
壞は獄に生ぜざるより、　外器の、都べて、盡くるに至る。
成劫は風の起るより、　地獄に初めて生ずるに至る。
中劫は無量より、　減じて壽の、唯、十なるに至る。
次に增減に十八あり。　後は增して八萬に至る。
是の如く成じ已りて住するを、　中の二十劫と名く。
成と壞と、壞し已りて空なるとは、　時、皆、住劫に等し。

【四四】 頌の舊譯

說レ劫有二多種一、壞劫地獄盡、乃至器世滅、成劫先於風、乃至地獄有、別劫從二無量一、乃至成二十歲一、初下二一別劫一、次上下十八、後一上別劫、乃至壽八萬、世間如レ此成、住經二二十劫一、壞成及破壞、壞住皆平等、八十名二大劫一、大劫三僧祇。

玆に劫といふは上述の如く時間を示す名詞なるが、所謂時間はそれ自體が特別の實在には非ずして、法の無常遷流する上に假立するものの故に、劫の體卽ち時の體は法のそれにして卽ち五蘊也。何れにしても、此の所謂劫を有情物器二世間の變化生滅に約して四分し成住壞空と名け、それを各二十の中劫に分つ。所謂中劫(Antara-kalpa)は、住劫の最初有情の壽量の無數より次第に減じて十歲に至る間に、經過せる時間を標準として名けしものなり。かくて、一世間の一期住の期間は八十中劫となるべし。之れを大劫(Mahā-kalpa)と名け、此の大劫を基本として幾つかを累ねて所謂三無數劫の大數に至る。

八十の中は大劫なり。大劫の三無數なるあり。

第一項　壞劫

壞劫

論じて曰はく、(四五)壞劫と云ふは、謂はく、(四六)地獄に有情の、復た、生ぜざるときより、外器の都べて盡くるに至るまでなり。

二種の壞

壞に二種有り。一は(四七)趣壞にして、二は(四八)界壞なり。復た二種有り。一は(四九)有情壞にして、二は(五〇)外器壞なり。

謂はく、此の世間は、二十中劫の住を過ぎ已はれば、此れより、復た住の二十に等しき壞劫、便ち、至ることあり。

地獄の壞

若し時に、地獄の有情の、命終して、復た、新に、生ずること無きを、壞劫の初となし、乃至地獄に、一の有情無ければ、爾の時を名けて、地獄已に壞せりと爲す。諸の、地獄の定受業有る者は、業力〔是れを〕引きて、(五一)他方の獄中に置く。

【四五】壞劫(Saṃvartakalpa)。

【四六】地獄云云。世界の壞するには先づ初めに有情界破壞し次いで器界に及ぶ、而して其有情界の中にても、下界下處より次第に上上界に及ぶを以て、先づ最下處たる地獄に有情生ぜざるを壞劫の初となすなり。

【四七】趣壞(Gati-saṃvartani)。

【四八】界壞(Dhātu-saṃvartani)。

【四九】有情壞(Sattva-saṃvartani)。

【五〇】外器壞(Bhājana-saṃvartani)。右兩重の分類の特質を述ぶれば、初の二種は趣界門にて五趣の壞する時は天趣の一趣中に合同す、界は欲の全と色の一分とを壞す。後の二種は情非情門にて有情の壞する時は皆な定を得、器世界は壞せず、器世界の壞する時は有情は壞せず、已に壞せるが故に。是の如く右兩重の分類には五趣、三界、有情、器世界、各各見方の異なれるものあるを以て壞の分類の仕方として二種を擧げたるものとす。

【五一】他方の獄云云。三千大千世界あるを以て、此世界の地獄破壞するも、他世界には破壞せられざる地獄あり。

傍生、鬼趣の壞

此れに由りて、傍生鬼趣を准知せよ。(五二)然れども、各、先づ、本處に住する者を壞す。人天雜居の者は、人天と同じく壞す。

人趣の壞

若し時に、人趣にて、此の洲に一人ありて、(五三)無師、法然に、初靜慮を得、靜慮より起ちて、是の如きの言を唱ふ。(五四)離生喜樂甚だ樂し。甚だ靜なりと。

餘人聞き已はりて、皆、靜慮に入り、命終して、幷びに、梵世の中に生ずることを得、乃至、此の洲に、有情、都べて盡きなば、是れを、已に、贍部洲の人を壞すと名く。

東西二洲は、此れに例して說くべし。

(五五)北洲にては、命盡きて、欲界の天に生ず。彼れには、能く、定に入りて、欲を離るること無きに由る。

乃至、人趣に、一の有情、無きときは、爾の時を、名けて、人趣、已に、壞すと爲す。

四大王天の壞

若し時に、天趣にて、四大王天の隨一が、法然に、初靜慮を得、乃至、幷びに、梵世の中に生ずるとを得、爾の時、彼の天の有情は、都べて盡

【五二】然れども云云。先づ地獄を破壞し次いで、鬼趣、傍生に及ぶとするならば、牛馬の如きも、人間に先ちて凡て滅し去る譯なるべし。然らば人間が耕作し、採乳するには、いかにするかとの問題起るべし。然れども云云は之に對する辯解にて、動物にても人間と別に一定の本處に住する者は先づ破壞せらるれど、人天と雜居する者は、人天と一所に破壞せらるといふなり。

【五三】無師法然云云。壞劫に際して必ずしも師なくも自然に上界に生ずるやうになる。

【五四】離生喜樂云云。初禪定の特質なり。

【五五】北洲は鈍根にして、離欲のこと無く、欲の天に生じて靜慮現前し勝依を得、始めて能く離欲す。

く。是れを、已に、四大王衆天を壞すと名く。

餘の五欲天は、之れに例同して說くべし。

乃至、欲界に、一の有情も無きを、欲界の中の有情已に壞すと名く。

梵天壞

若し時に。梵世の隨一の有情が、無師法然に、二靜慮を得、彼の定より起ちて、是の如き言を唱ふ。(五六)定生の喜樂は、甚だ樂しく、甚だ靜かなりと。

餘の天、聞き已はりて、皆、彼の靜慮に入り、命終して、並びに、極光淨天に生ずることを得、乃至、梵世の中に、有情の、都べて、盡くれば、是の如きを、已に有情を壞すと名く。

器世間壞

(五七)唯器世間のみは、空曠にして住す。然るに餘の十方界の有情の、此の三千世界を感ずる業の盡くれば、此に於いて、漸く七の日輪の現ずること有り。諸海、乾き竭き、衆山洞然として、洲渚(五八)三輪、並びに、焚燎するに從ふ。風、猛焰を吹きて、上の天宮を燒き、乃至、梵宮も、灰燼を遺すこと無し。

其の方法

(五九)「但し」、自地の火焰のみ、自地の宮を燒く。他地の災の、能く、他地を壞するに非ず。相ひ引起するに由るが故に、是の言を作すのみ。

「下の火風、飃へりて、上地を焚燒すこと。謂はく、欲界の火の猛焰、上に昇りて界の火緣と爲り、色

【五六】定生喜樂は二禪の特質。

【五七】唯、器世間のみ云云。廿中劫の間にて有情の壞は初の十九劫の間に行はれ、最後の一劫に器世間の破壞行はるるが故に、有情滅するも、尙ほ器世間は存在し居るなり。

【五八】三輪とは風水金の三輪なり。

【五九】是言破二外道(勝論)散極微常一(光記)。

焔を引生す。餘の災も、亦爾り。應の如く當に知るべし。
是の如くにして、始め、地獄の、漸く減ずるより、乃至、器の盡くるまでを、總じて壞劫と名く。

第二項　成劫

成劫

言ふ所の【六〇】成劫とは、謂はく、風の起るより、乃至、地獄に、始めて有情の生ずるまでなり。

空劫

謂はく、此の世間の、災に壞せられ已はりてより、二十の中劫は、唯、虛空のみ有り。此の長時を過ぎて、次に應に復た、住の二十に等しき成劫の、便ち、至ること有るべし。

三輪

一切の有情の、業の增上力にて、空中に、漸く微細の風の生ずること有り。是れ、器世間の、將に成ぜんとする前相なり。風、漸く、增盛して、前に說きたる所の如き風輪水金輪等を成立す。

世間成立の次第

然るに、初めに、大梵王宮、乃至、夜摩宮を成立して、後に風輪等を起す。是れを、外の器世間を成立すと謂ふ。

有性の下生

初めに、一の有情の、極光淨より沒して、大梵の處に生じ、大梵王と爲る。後、諸の有情も、亦、彼れより歿して、梵輔に生ずる有り。梵衆に生ずる有り。他化自在天宮に生ずる有り。漸漸に、乃至下りて、八趣の倶盧と、牛貨と、勝身と、贍部とに生じ、後に餓鬼、傍生、地獄に生ず。

【六〇】成劫(Vivartakalpa)。

（六一）法爾として、後に壞するものは、必ず最初に成ず。若し、初めて、一の有情の、無間獄に生ずるとき、二十の中の成劫は、應に知るべし、已に滿ちぬと。

第三項　住劫

住劫

此の後、復た、二十の（六二）中劫有るを、成じ已はりて住すと名く。而も（六三）次第にして起る。謂はく、風起り、器世間を造りてより、乃至、後時に、有情、漸く住す。此の洲の人の壽、無量の時を經。

第一中劫

住劫の初めに至り、壽、方に、漸く減じ、無量より減じて、極、十年たるに至るを、即ち名けて初の一の住中劫と爲す。

中の十八中劫

此の後の十八〔中劫に〕は、皆、增減有り。謂はく、十年より增して、八萬に至り、復た、八萬より減じて、十年に至る。爾るを乃ち名けて、第二

【六一】　法爾として云云。壞する際には下界より次第に上界に及ぶも成ずる際は逆に上界より下界に及ぶ。こは說法として自然に然りといふなり。

【六二】　中劫（Antarakalpa）。

【六三】　舊譯云、此成劫應レ知已度、更二十別劫、世間應レ住、此住是時應レ知次第復至云云。因光記云、準ニ此論文一、壽漸減時、方名ニ住劫一、壽未レ減時、成劫攝云云と。尙ほ之を、少し說明すれば、住劫の間には世界には變動なしと雖も、人間の壽命には增減あり、減する際には、初八萬歲なりしものが、減じて遂に十歲に到り、この時刀兵（七日間）疾病（七ケ月七日間）饑饉（七年七ケ月七日間）等あり、之より漸やく增して再び八萬歲に到る。この一減一增を名けて一中劫といふなり。かくしてこの一中劫の經過の繰り返へさるること、二十回に及ぶは即ち住劫なり。但し初の一劫は成のみにして、後の一劫は唯だ增のみなるが故に廿劫といふも、一增一減を單位として勘定すれば、實數に於て十九回の增減に過ぎず。

の中劫と爲す。

次後の十七は、例して、皆、是の如し。

第二十の中劫

十八の後に於いて、十歲より增して、極八萬歲に至るを、第二十劫と名く。

劫增の極限

一切の劫增は、八萬を過ぐること無く、一切の劫減は、唯、極、十年なり。

二十の中劫は各相等し

(六四)十八劫の中の一增一減の時量は、方に、初の減と、後の增とに等し。故に、二十劫の時量は、皆、等し。此れを、總じて、名けて成じ已はりての(六五)住劫と爲す。

例釋

(六六)所餘の成と壞と及び壞し已はりての空なるとは、減と增との二十の差別無しと雖も、然も、時量の、住劫と同じきに由りて、住に准じて、各二十の中劫を成ずるなり。

成の中の初の劫に、器世間を起し、後の十九の中に、有情漸く住す。壞の中の後の劫の、器世間を

【六四】十八劫の云云。前に述べた如く一增一減を一中劫とすれど、初の第一中劫は減のみにして增なく、前後の第廿中は劫增のみにして減なきを以て、實數に於て十九回增減なり。然るを廿劫と名くる所以は、第一の減劫と第廿の增劫とは、各その時間に於て、中間の一增一減に相當するを以て、時間の長さよりすれば、廿劫は凡て相等しきが爲めなりといふなり。慧暉は此理を說いて、初劫は衆生の業勝れて減し難く、第廿劫は衆生の業劣りて增し難きによるといへり。

【六五】住劫(Sthiti-kalpa ?)。

【六六】所餘の成云云。成劫壞劫殊に空劫の如きは、住劫に於ての如く、週期的(Periodical)に變化して照準となるものの無きが故に、依りてもつて中劫のきれ目を明白に區劃し難しと雖も、實際に於いては、その時の長さは住劫と(全體として)變り無きを以つて、住劫に順じて、餘の三も便宜上二十に分ち、二十中劫より成るといふとの意。

滅し、前の十九の中に、有情漸く捨す。

大劫

是の如く說く所の成、住、壞、空各二十の中〔劫〕を、積みて八十と成し、此の八十は〔六七〕大劫の量を成ず。

第四項　劫

劫の體

劫の性は、是れ何ぞ。

謂はく、唯、〔六八〕五蘊なり。

阿僧企耶とは云何

〔六九〕經に說かく、三劫〔七〇〕阿僧企耶「の間」、精進修行して、方に、佛と成るを得たりと。前に說きたる所の四種の劫の中に於いて、何の劫を積みてか、「今」三劫無數を成ぜん。

三無數といふことの意義

前の大劫を累ねて、十百千と爲し、乃至、積みて三劫無數を成ず。既に無數と稱す。何ぞ、復た三と言ふや。無數の言は、數ふ可からざることを顯はすにあらず。〔七一〕解脫經に、六十數を說く中、阿僧企耶は、

【六七】大劫(Mahākalpa)。

【六八】五蘊とは、蓋し時は自體が獨立的實體に非ずとして、法に卽してその照準の爲めに立つる範疇なれば茲に法に約して時の體を五蘊といふ。界品に、有爲(五蘊)を世路と名くとあり。

【六九】增一阿含經十六、云、如我於三阿僧祇劫(Trayo saṃkhyeya-kalpāḥ)所行勤苦成無上道。

【七〇】阿僧企耶(Asaṃkhyeya)。無數と譯す。

【七一】解脫(Muktaka)經云云。舊譯には「餘經」と云ひ、婆沙論には「有契經」と云ひ(百七十七)、順正理論には有經(三十二)と云ふ。元來Muktakaとは「別の、餘の」と云ふ形容詞なれば、玄奘の如く解脫として固有の經名と見ず、眞諦の如く餘經を意味する普通名詞と見るが至當なるが如し、稱友はMuktakaとは四阿含の中に在らざる義なりと言へり。佛經大數を明す經二三にして足らず、方廣大莊嚴經、華嚴經等に更に大なる數を出す。

經說の六十數

是れ、其の一數なり。

云何なるか六十なる。

彼の經に言ふが如し。一のみ有りて、餘無き數を。始めて一と爲し、十の一を十と爲し、十の十を百と爲し、十の百を千と爲し、十の千を萬と爲し。十の萬を（七二）洛叉と爲し、十の洛叉を（七三）度洛叉と爲し、十の度洛叉を（七四）俱胝と爲し、十の俱胝を（七五）末陀と爲し、十の末陀を（七六）阿庾多と爲し十の阿庾多を大阿庾多と爲し、十の大阿庾多を（七七）那庾多と爲し、十の那庾多を大那庾多と爲し、十の大那庾多を（七八）鉢羅庾多と爲し、十の鉢羅瘦多を大鉢羅庾多と爲し、十の大鉢羅庾多を（七九）矜羯羅と爲し、十の矜羯羅を大矜羯羅と爲し、十の大矜羯羅を（八〇）頻跋羅と爲し、十の頻跋羅を大頻跋羅と爲し、十の大頻跋羅を（八一）阿芻婆と爲し、十の阿芻婆を大阿芻婆と爲し、十の大阿芻婆を（八二）毘婆訶と爲し、十の毘婆訶を大毘婆訶と爲し、十の大毘婆訶を（八三）嗢蹭伽と爲し、十の嗢蹭伽を大嗢蹭伽と爲し、十の大嗢蹭伽を（八四）婆喝那と爲し、十の婆喝那を大婆喝那と爲し、十の大婆喝

【七二】洛叉（Lakṣa）。
【七三】度洛叉。眞諦は阿底洛沙（Atilakṣa）に作る。
【七四】俱胝（Koṭi）。
【七五】末陀（Madhya）此云二千億一。
【七六】阿庾多（舊譯、阿由多 Ayuta）。此云二萬億一。
【七七】那庾多（舊譯、那由多 Nayuta）。此云二百萬億一。
【七八】鉢羅庾多（舊譯、波由多 Prayuta）。此云二萬萬億一。
【七九】矜羯羅（舊譯? Kaṅkara）。
【八〇】頻跋羅（舊譯? Bimbara）。
【八一】阿芻婆（舊譯? Akṣobhya）。
【八二】毘婆訶（舊譯? Vivaha）。
【八三】嗢蹭伽（舊譯、鬱僧伽 Utsaṅga）。
【八四】婆喝那（舊譯、婆訶那 Vahana）。

那を（八五）地致婆と爲し、十の地致婆を大地致婆と爲し、十の大地致婆を（八六）醯都と爲し、十の醯都を大醯都と爲し、十の大醯都を（八七）羯臘婆と爲し、十の羯臘婆を大羯臘婆と爲し、十の大羯臘婆を（八八）印達羅と爲し、十の印達羅を大印達羅と爲し、十の大印達羅を（八九）三磨鉢眈と爲し、十の三磨鉢眈を大三磨鉢眈と爲し、十の大三磨鉢眈を（九〇）掲底と爲し、十の掲底を大掲底と爲し、十の大掲底を（九一）拈筏羅闍と爲し、十の拈筏羅闍を大拈筏羅闍と爲し、十の大拈筏羅闍を（九二）姥達羅と爲し、十の姥達羅を大姥達羅と爲し、十の大姥達羅を（九三）跋藍と爲し、十の跋藍を大跋藍を爲し、十の大跋藍を（九四）珊若と爲し、十の珊若を大珊若と爲し、十の大珊若を（九五）毘歩多と爲し、十の毘歩多を大毘歩多と爲し、十の大毘歩多を（九六）跋羅攙と爲し、十の跋羅攙を大跋羅攙と爲し、十の大跋羅攙を阿僧企耶と爲す。

此の數の中に於いて、（九七）餘の八を忘失したり。若し大劫を數へて、此の數の中の阿僧企耶に至らば、

【八五】地致婆（舊譯、知知婆 Titibha）。

【八六】醯都（舊譯、醯兜 Hetu）。

【八七】羯臘婆（舊譯、柯羅婆 Karabha）。

【八八】印達羅（舊譯、因陀 Indra）。

【八九】三磨鉢眈（舊譯、婆末多？Samāpta）。

【九〇】掲底（舊譯、伽知 Gati）。

【九一】拈筏羅闍（舊譯、紐婆 Nimbaraja）。

【九二】姥達羅（舊譯、物陀 Mudra）。

【九三】跋藍（舊譯、婆羅 Bala）。

【九四】珊若（舊譯、社那 Sañjña）。

【九五】毘歩多（舊譯、毗休多 Vibhūta）。

【九六】跋羅攙（舊譯、婆洛沙 Balakṣa）。

【九七】或る地方にては餘の八を忘失して人人誦せずと云ふ義なり。故に論主此處に其名を擧げず、但し Mahāvyutpatti には阿毘達磨中に出づとして此の六十數の名を出せり。

劫無數と名け、此の劫無數を。復た、積みて三に至るを、經の中には、說きて三劫無數と爲す。諸の算計の、數へ知ること能はざるにあらざるが故に、說きて三劫無數と爲すを得。

第三節　諸佛菩薩

第一項　菩薩の長時を期して佛果を希望する所以

問　何に緣りて菩薩は發願して、長時に精進修行し、方に、佛果を期するか。如何にして、長時修することを許さざるか。

答　〔九八〕無上菩提は、甚だ、得可きこと、難く、多くの願行に非ざれば、成し得容きこと無し。菩薩は要らず、三劫無數を經、大福德智慧の資糧たる〔九九〕六波羅蜜多の多百千の〔一〇〇〕苦行を修して、方に、無上正等菩提を證す。是の故に、定んで、應に、長時の願を發すべし。

難　〔一〇一〕若し餘の方便も、亦、涅槃を得ば、何を用つてか、菩提の爲めに、久しく、多くの苦行を修す

【九八】無上菩提（Anuttara-samyaksaṃ bodhi）。

【九九】六波羅蜜多（Ṣaṭ pāramitā）は施波羅蜜（Dāna-pāramita）戒波羅蜜（Śīla-paramita）忍波羅蜜（Kṣānti-pāramitā）精進波羅蜜（Virya-pāramitā）禪波羅蜜（Dhyā-na-pāramitā）慧波羅蜜（Prajñā-pa-ramita）波羅蜜多は六度ともいふ。舊譯に度、新譯に到彼岸と云ふ。波羅蜜多（Pa-rami）とは最勝なる行の義、taは種類の義にして此の二語を合成してPāramitāとなれるものなれば正しくは「最勝なる行の種類」と云ふ義なりと心得べし。

【一〇〇】苦行（Tapas ?）。證を開かん爲め又は願望を達せん爲めに心身二位に亙り苦しき修行を爲すこと。

【一〇一】若し餘の云云。單に涅槃を得る爲ならば、聲聞、緣覺の如く、少方便の修行にて事足るにあらずやとの難なり。

るや。

一切有情を利樂せんと欲するが爲めの故に、(一〇二)菩提を求めて、長時の願を發す。云何にして、我れをして、大堪能を具せしめ、苦の瀑流に於いて、諸の(一〇三)含識を濟はんかと。故に、涅槃の道を捨てて、無上菩提を求むるなり。(一〇四)

利他と利己との關係

他の有情を濟ひて、己れに於いて、何の益あるか。

菩薩は、物を濟ひて、己れの悲心を遂ぐ。故に、他を濟ふを以て、卽ち己れの益と爲す。

難問

誰か、菩薩に是の如き事有りと信ずるか。

釋答信器

懷に己れを潤すことのみ有りて、大慈悲無きものは、(一〇五)是の如きの有情に於いて、此の事實信じ難きも、心に、已れを潤すこと無く、大慈悲あるものは、是の如きの有情に於いて、此の事信じ難きに非ず。(一〇六)

菩薩の利他行は、利己の目的無し

如、久習して哀愍なき者あり。己れを益すると無しと雖も、而も樂うて他を損するは世の同じく悉くする所なり。是の如く、菩薩は、久しく、慈悲を習へり。己れを利すること無しと雖も、而も、他の益「あらんこと」を樂ふ。如何

【一〇二】菩提を求めて云云。單に利己の一面に由りて涅槃のみを求めずして、利他のために無上正等の菩提を願求すとの意。

【一〇三】含識。衆生と同じ意味。

【一〇四】此の文舊譯に云ふ。若由二別方便一、有二解脫理一、何用三久修二此大難道一、爲レ他故、須二如レ此大功用一、云何我等從二大苦流一、有レ能爲レ拔二濟他一、由二此忍一故久劫修行。

【一〇五】是の如きの有情とは菩薩のこと。

【一〇六】如久習云云。世には多年の習慣上、全く慈悲心を缺き、たとひ、自己に利益することなきも、更に他の苦しむを欣ぶ、所謂Schadensfreudeなるもののあることは、何人も知り居る所ならん。菩薩は其反對なりといはんとするにあり。

菩薩の利他行は數習力に依る

ぞ信ぜざらん。

又、如、有情あり。數習力に由り、無我の行に於いて、有爲を了せず。執して以て我と爲し、愛著を生じ、此れを因と爲すに由りて、甘じて衆苦を負ふことは、智者の同じく悉くするところなり。是の如く菩薩は、數習力の故に、自の我愛を捨てて、他を憐むの心を增し、此れを因と爲すに由りて、甘じて衆苦を負ふ。如何ぞ信ぜざらん。

自他平等

又、種姓の、異なるに由りて、此の志願起ること有り。他の苦を以て、己れの苦と爲し、他の樂を以って己れの樂と爲し、自の苦樂を以て己れの苦樂の事と爲さず。他を益するに異にして、別に、自ら益すること有るを見ざるなり。

是の如き義に由るが故に、有る頌に言はく、

〔一〇七〕下士は勤めて方便し、　恆に自身の樂を求む。
中士は求めて苦を滅し、　樂には非ず、苦の依の故に。
上士は恆に勤めて自は、　苦にして、他の安樂なると、

【一〇七】頌の舊譯
下人求㆓自樂㆒、作㆓種種方便㆒、
中人求滅㆑苦、非㆑樂苦依故、
上人由㆓自苦㆒、樂㆘他得㆓安樂㆒
及他苦永滅㆖、他苦自苦故。
この頌文の大要を言へば、初の二句は異生を述べたるものにして、下士の異生は常に自己の快樂のみを求むと。次ぎの二句は二乘を述べたるもの、二乘は滅苦を主として有漏の樂みを求めず、有樂の樂みは頓て苦の所依たることを知ればなりと。次ぎの四句は菩薩のことを述べたるもの、菩薩は、他を以て自となすが爲に、自らは苦みても、他をして安樂を得せしめ、永く苦を滅せしめんと願ふとなり。尚ほ此の偈は雜阿含六、智度論廿九、參照。

及び、他の苦の永く滅せんことを求む。他を以て己れと爲すが故なり。

第二項　諸佛菩薩の世に出現する時

是の如く、已に、劫量の差別を辯じつ。

諸佛と獨覺との世に出現する時

諸佛と獨覺との、世間に出現するは、劫增の時と爲んか。劫滅の位と爲んか。

頌に曰はく、

(一〇八) 八萬を減じて百に至るまでに、諸佛世間に現ず。獨覺は增減の時なり。麟角喩は百劫なり。

諸佛の出現

論じて曰はく、(一〇九)此の洲の人壽、八萬歲より漸く減じて、乃し、壽の極、百年に至る。此の

【一〇八】頌の舊譯
成佛於劫下、減八萬至百。
上下時獨覺、犀角喩百劫。
此の一段は諸佛及獨覺の出世する時を明す」それに依れば、此の洲の人壽が八萬歲より次第に減じて百歲に至る迄の間に佛は出世し、獨覺は增位にも減位にも通じて出世す。獨覺とは、無師にして獨悟するものを云ひ部行と麟角との二種有り。その中麟角喩の獨覺は先づ百大劫の間菩提に至る豫備的修行を積集して初めて獨覺と成る。

【一〇九】佛の出世に關しては衆說有り。增一阿含四十四によれば、次圖の如し

一、毘婆尸佛
- 婆羅利華樹下成道
- 九十一劫に於て出世
- 三會聖衆
- 壽八萬四千歲
- 法門百歲清淨

二、尸結(棄)佛
- 芬陀利樹下
- 三十一劫中に出世
- 三會聖衆
- 壽七萬歲
- 八十年清淨

増位に佛の出現せざる理由

百年以下に佛の出現せざる理由

中間に於いて、諸佛、出現す。

何に縁りて増位には、佛の出づること無きか。有情の樂み増して、厭を教へんことの難きが故なり。

何に縁りて、百より減じて、佛の出づること無きか。

五濁

(二〇)五濁極増して、化すべきことの難きが故なり。

五濁と言ふは、一に(二一)壽濁、二に(二二)劫濁、三に(二三)煩惱濁、四に(二四)見濁、五に(二五)有情濁なり。

濁

劫の減じて、將に、末ならんとするや、壽等は鄙下して、滓穢の如くなるが故に、説きて名けて濁と爲す。

五濁の用

前の二濁に由りて、其の次第の如く、壽命資

三、毘舍羅羅
- 波羅樹下(劫不說)
- 三會聖衆
- 壽七萬歲
- 七十年清淨

四、拘樓孫佛
- 尸利沙樹賢劫中に出世
- 二會聖衆
- 壽六萬歲
- 六十年清淨

五、拘那含佛
- 優頭跋羅樹下成道
- 賢劫中出世
- 二會聖衆
- 壽四萬劫
- 三十年清淨下

六、加葉佛
- 尼拘婁樹
- 賢劫に於て出世
- 二會聖衆
- 壽二萬歲
- 二十年清淨

七、釋迦佛
- 吉祥樹下
- 一會聖衆
- 壽百歲時
- 十二年清淨

【二〇】五濁(Pañcakaṣāyāḥ)。一劫減じて漸やく末ならんとす

具、極めて衰損せられ、次の二濁に由りて、善品衰損す。欲樂に耽り、(二六)自ら苦行するを以ての故なり。或は、「次の如く」、在家、出家の善を損ずるが故なり。

後の一濁に由りて、自身を衰損す。謂はく、自身の身量、色、力、念、智、勤勇、及び無病を壞するが故なり。

獨覺の出現

獨覺の出現は、劫の增減に通ず。然るに、諸の獨覺に、二種の殊有り。一には部行、二には麟角喩なり。

三種の獨覺

部行獨覺

(二七)部行獨覺は、先には、是れ聲聞にして、勝果を得る時、轉じて獨勝と名く。

異說

(二八)餘有り、說かく、彼れは先には、是れ異生なり。嘗て、聲聞の順決擇分を修し、今、自ら道を證するによつて、獨勝の名を得たり。「この事は」、(二九)本事の中に說くに由る。一の山處に、

る時は、凡ての方面に於て、世は濁り、腐敗し來る。五濁は是を總括したるもの也。

【二二】壽濁(舊譯、命濁Āyuṣ-kaṣāya)は命を以て體とす。壽命極めて劣等となるをいふ。

【二三】劫濁(Kalpa-kaṣāya)。時勢の腐敗をいふ。

【二三】煩惱濁(舊譯、惑濁Kleśa-kaṣāya)。煩惱の熾盛になるをいふ。

【二四】見濁(Dṛṣṭi-kaṣāya)。邪見の盛になるをいふ。

【二五】有情濁(舊譯、衆生濁Sattva-kaṣāya)。身量短少、無氣力などになるをいふ。

【二六】單に自身を苦しむるは何の利益もなきなり。

【二七】部行獨覺(Vargacārī pratyekabuddhaḥ)。獨覺とは他教を須たずして自悟するが故に名く。部行獨覺とは先には聲聞にして前三果の人なりしも、後に第四果を得する時、自ら勝果を證れるもの。衆類の相隨ふに由り部行と名く。

【二八】餘有り云云。異說にては本事所說によれば戒取を起して、嘗て苦行を修したりといふ。之れによりて見るに、若し彼れにして先に聖者なりせば、戒取を起して苦行を修する筈無し。故に是れは先には異生なりと知るべしとの意。

【二九】本事(Itivṛttaka)。舊譯には本行經。婆沙論四十六には曰く、如是、說者、彼法備成佛弟子相乃得極果、如五百仙人在仙師趣山中修道云云。(賢愚經參照)

總じて五百の苦行外仙有り。一の獼猴有りて、曾て獨覺と相近くして住し、彼れの威儀を見、展轉遊行して外仙の所に至り、先に見たる所の獨覺の威儀を現ぜしに、諸仙、之れを覩て、咸な敬慕を生じ、須臾にして、皆、獨覺の菩提を證したりと。

若し先に是れ聖人ならば、應に苦行を修すべからずと。

麟角喩獨覺

〔三〇〕麟角喩とは、謂はく、必ず獨居す。二の獨覺の中にて、麟角喩の者は、要らず、百大劫に、菩提の資糧を修して、然る後、方に、麟角喩獨覺と成る。

獨覺（釋名）

〔三一〕獨覺と言ふは、謂はく、現身の中に、至教を稟くることを離れて、唯、自ら道を悟り、能く自ら調して、他を調せざるが故に、〔其の名を得たり。〕

難—獨覺の他を調せずといふ意義

何に縁りて、獨覺は、他を調せずと云ふか。

彼れは、能く、正法を演說すること無きにあらず。彼れは、亦、〔三二〕無礙解を得るを以ての故に。又、能く、過去に聞ける所の諸佛所宣の聖教の理を憶念するが故に。

又、彼れには、慈悲無しと說くべからず。有情を攝せんが爲めに、神通を現ずるが故に。

又、受法の機無しとも說くべからず。爾の時の有情も、亦、能く、世間離欲の對治道を起すこと有

【三〇】麟角喩（舊譯、犀角喩 Khaḍgaviṣāṇa kalpaḥ pratyekabuddha）麟の唯一角のみ有りて、曾て二の並生すること無きが如く、此の獨覺の獨居して悟道する故に名く。

【三一】獨覺 Pratyekabuddha。

【三二】無礙解（Pratisaṃvid）とは、所謂四辨をいふ。卽ち法無礙解、義無礙解、詞無礙解、辯無礙解なり。

るが故に。

此の理有りと雖も、〔三三〕彼の宿習に由り、欣樂の勝解を少き、說かんとの希望無きが故に。 釋答

又、有情の深法を受け難きを知る。「生死の」流れに順ふこと旣に久しくして、逆流せしめ難きを以ての故に。

又、〔三四〕衆を攝することを避くるが故に、他の爲めに、正法を宣說せず。諠雜を怖るるが故に。

第三項　輪王の出世

輪王の出世等

〔三五〕輪王の出世は、何れの時に在りとやせん。幾種ありや。幾と倶なるや。何の威ぞ。何の相ありや。

頌に曰はく、

〔三六〕輪王は八萬より上にあり。金、銀、銅、鐵の輪なり。

一、二、三、四洲の、逆次なり。獨たる

【三三】彼の宿習、宿習とは前世よりの習慣。欣樂(Utsuka)とは或る事を爲さんと欲すること。勝解(Adhimukta)とは好むこと。以上擧ぐるが如き道理あるも、彼は前世よりの習慣によりて、緣覺の希望を缺き說法せんとの意志なしといふ義。

【三四】衆を攝導すること。

【三五】輪王、詳しくは轉輪聖王(Cakra-varti-raja)といふ。四方統一の理想的王者にして、吠陀や、梵書等に於けるマシャトリの時に當る、佛時代に、廣く、剎帝利の間に起れる理想にて、遂には、太古時代に、かかる大王の實際に現出したることを信ずるに到れるものなり。

【三六】頌の原語

輪王八萬上、金、銀、銅鐵輪、一二三四洲、非二倶生佛、

こと佛の如し。他の迎ふると、自ら往いて伏すと、諍と陣との勝にして、害無し。相は正しく圓明なるにあらず。故に、佛と等しきに非ず。

出世の時

論じて曰はく、此の洲の人壽無量歲なるより、乃し八萬歲に至るまでに、轉輪王の生ずる有り、八萬より減ずる時は、有情の富樂と壽量と損減し、衆惡漸く盛にして、大人の器に非ざるが故に、輪王無し。

名義の理由

此の王は、輪の旋轉應導して、一切を威伏するに由りて、轉輪王と名く。

輪王の四種

施設足の中には、四種有りと說けり。(二七)金と銀と銅と鐵との輪、別なるべきが故なり。

其の支配治領

其の次第の如く、勝と、上と、中と、下とにして、逆次に、能く王として一、二、三、四の洲を領す。謂はく、(二八)鐵輪王は一洲の界に王たり。(二九)銅輪王は二に王たり。(三〇)銀輪王は三に王たり。若し(三一)金

するや、有部に從へば佛と同じく二王の俱生すること無し、且つ佛として同樣に生時より三十二大人の相(Dvātriṃśan Mahā-puruṣa-Lakṣaṇāni)を有すれども其の間に於いて佛の具相の常に圓滿なるに對して、王の具相は必ずしも常に圓滿すること無きの相違有り。

此の王に四種有り。その命名の根據たる所屬の輪の金と銀と銅と鐵となるに從つて名も亦分れ、其所領の範圍及び方法も亦差別す。其中金輪王最も秀れ鐵王最も劣る。

【二七】金と銀と云云。輪王は四方統一の王者なれど、その統一の範圍に相違あり。これその德の大小による。而してその德を表號するものは輪なるを以て、輪にも、金銀銅鐵の相違あるなり。

【二八】鐵輪王(Loha-cakravartin)。是れ贍部洲に王たり。

【二九】銅輪王(Tāmra-cakravartin ?)。贍部勝身に王たり。

【三〇】銀輪王(Rūpya-cakravartin ?)。是れ贍部、勝身、牛貨に王たり。

【三一】金輪王(Suvarṇa-cakravartin)。全四洲に王たり。

輪王ならば、四洲の界に王たり。契經には、勝に就きて、但だ金輪のみを說けり。故に（一三二）契經に言はく、若し王、生るれば刹帝利種に在り。灌頂の位を紹ぎ、十五日に於いて、齋戒を受くる時、首身を沐浴して勝齋戒を受け、高臺殿に升り、臣僚輔翼す。東方に、忽にして、金の輪寶の現ずる有り。其の輪は、千輻にして、轂輞を具足し、衆相圓淨なること、巧匠の成すが如し。妙なる光明を舒べて、王の所に來應す。此の王は、定んで、是れ金輪王なり。

餘の轉輪王も知るべし、亦爾り。

輪王に倶生無し

輪王は、佛の如くにて、二の、倶生すること無し。故に（一三三）契經に言ふ、處も無く、位も無く、前に非ず、後に非ず。二の如來應正等覺の世に出現すること有らんことは、處有り、位有り、唯だ一如來ならんことは、如來を說くが如く、輪王も、亦、爾りと。

輪王論に附して一佛多佛を論ず

應に（一三四）審かに思擇すべし、此の唯だ一の

【一三二】長阿含十八、轉輪聖王品云、若輪王出閻浮提地刹帝利水澆頭種、以十五日月滿時、沐浴香湯、上高臺上、與婇女衆、共相娛樂、自然金輪忽現在前、輪有千輻、光色具足、天金所造非世所有、輪徑大四、是則名爲轉輪聖王。（中阿含十五。樓炭經。起世經。雜阿含廿七。增一、卅三。大體同文）。

【一三三】中阿含四七、多界經云、阿難若世中有二轉輪王並治者、終無是處、若世中有一轉輪王治者、必有是處、阿難若世中有二如來者、終無是處、若世中有一如來者、必有是處。本文の處（Sthāna）とはコトワリ卽ち道理の事、位（Avakāśa）とは可能性の事。

【一三四】審かに思擇すべし云云。以下十方界佛一多兩說を述ぶ。初の有部は十方界一佛說を、次の有る餘部は十方界多佛出世說を執る。後說は則ち經部の計なり。今大乘の所執

有部の説

言は、一の三千〔世界〕に據ると爲さんか。〔十方〕一切の〔三千世〕界に約すと爲さんかを。

有るが説く、〔三五〕餘の界には、定んで、佛の生ずること無しと。

所以は何。

〔三六〕薄伽梵の功能に礙有ること勿きがためなり。唯だ一の世尊の、普く、十方に於いて、能く教化するが故に。若し一處たりとも、一佛の、中に於いて、教化の能無きこと有らば、餘も、亦、應に爾るべし。又、〔三七〕世尊、舍利子に告げて言はく、設し、復た、人有り、汝が所に來至し、問ひて、「頗し〔三八〕梵志、〔三九〕沙門有り、正しく今の時に於て、〔四〇〕喬答摩氏と平等平等にして、無上覺を得んや」と言はば、汝は彼れの問を得て、當に、云何に答へんとするかと。時に舍利子、世尊に白して言さく、我れ、彼れの問を得ば、當に、是の如く答ふべし、「今の時に、梵志、沙門の無上菩提を得ること我が世尊と等しきもの有ること無し。然る所以は、我れ世尊に從ひて、親しく聞き、親しく持す。處も無く、位も無く、前に非ず、後に非ず、二の如來應正等覺の世に出現すること有らんことは。處有り、位有り、唯だ一如來ならんことはと。

は亦經部に同す。

【三五】餘の界云云。此世界に佛出世したる時なり。

【三六】薄伽梵云云。佛の功能は無邊際なるを以て、一佛さへあれば十方にその化及ぶが故に二佛を要せずとなり。

【三七】世尊云云。長阿含、十二、自歡喜經、參照。

【三八】梵志(Brāhmaṇa)。婆羅門教の修業者。

【三九】沙門(śramaṇa)。一般の出家者、特に主として婆門以外の出家者を指すが如し。

【四〇】喬答摩(舊譯、瞿曇(Gautama))。佛の姓にして卽ち佛を指す代名詞なり。

難　若し爾りとせば、何に緣りて〔四一〕梵王經に、我れ、今、此の三千大千の諸の世界の中に於いて、自在に轉ずることを得と說くか。

答　彼れには密意有り。

密意とは何ぞ。

謂はく、若し、世尊にして、〔四二〕加行を起さざれば、唯、能く、此の三千大千〔界〕を觀るのみなるも、若し、時ありて、世尊の、加行を發起することあらば、無邊の世界は、皆、佛眼の境なり。天耳通等も、此れに例して應に知るべし。

經部の說十方界多佛說　〔四三〕有る餘部の師說かく、餘の世界にも、亦、別に、佛有りて、世間に出現すと。

多佛說の根據(其の一)　所以は何。

多くの菩薩有りて、現に、倶に、菩提の資粮を修習す。一界に、一時に、多佛無かるべきも、多界に多佛あらんは、何の、理か能く遮せん。故に、無邊の界中には、無邊の佛の現ずる有り。

一佛說の困難　若し、唯、一佛ならば、設ひ住すること一劫時なりとも、尚、遍く、一世界の佛事を爲さず。況ん

【四一】梵王經とは中阿含十九、梵天請佛經、云、世尊告云、梵天如三日自在明ニ照諸方一、是爲ニ千世界一、於ニ千世界中一、我得ニ自在一、亦知ニ彼彼處一、無レ有ニ晝夜一云云。
此の文より見れば佛は自ら唯「此」の三千大千世界に於いてのみ自在に轉ずることを得とのみ云ひ、他の三千世界には及ぶと說かず。故に礙有るに非ざるかとの問。

【四二】加行云云。努力せざれば唯だこの三千界のみを範圍とすれど、努力すれば無邊界に及ぶとなり。

【四三】大衆部等。

や、人壽に同じて、能く、無邊を益せんや。

多佛說の根據（其の二）

然るに、諸の有情は、無邊の界に居して、時、處、根性の差別無邊なり。佛は、應に、遍く、此の有情類を觀ずべし。是の如き時處に、世尊を見るべくんば、佛は、便ち、機に應じて、通を現じ、法を說き、其の過失の未だ生ぜざるをば、生ぜざらしめ、諸有の、已に、生ぜるをば、能く、斷滅せしめ、其の功德の、未だ生ぜざるをば、生ずることを得せしめ、諸有の、已に、生ぜるをば、能く、圓滿せしむ。如何ぞ、一佛にして、此の事頓に成ぜんや。是の故に、同時に、定んで、多佛有り。

多佛說より前の舍利子經を通ず

然るに、彼の引く所の、「處も無し、位も無く、前に非ず、後に非ず、二の如來の世に出づること有らんことは」等は、應に、共に、思擇すべし、

舍利子經は一界に約すか多界に約すか

此の言は、一界を說くとせんや、多界なりとせんや。

多界に約すことの困難

若し、多界を說くとせば、則ち、轉輪王も餘の世界の中に、亦、有るにあらざるべし。佛の如しと說きて、俱に、生ずることを遮するを以ての故なり。若し輪王は餘界にも、別に有りと許さば、如何にして、別界の佛を許さざるか。

多佛說の標成

佛の無間に出づるや、吉祥の福を具す。多界に多佛なること、何の過ありてか遮せん。謂はく、多界の中に、諸佛俱に現じて、便ち、能く、無量の有情を饒益し、（二四）增上の生と及び決定の勝道を得しむるなり。

【二四】增上の生云云。人天の果報を增上の生といひ。三乘の無漏道を決定の勝道といふ。

有部の難

若し爾らば、何が故に、一世界中に、二の如來の、俱時に、出現すること無きか。

釋答。

(一)無用

無用なるを以ての故なり。謂はく、一界の中に一佛あらば、能く、一切を饒益するに足る。

(二)願力

又、願力の故なり。謂はく、諸の如來は、菩薩たりし時、先づ、誓願を發す。願くは、我れ、當に、無救、無依、盲闇の界の中に在りて、等正覺を成じ、一切の有情を利益して、安樂ならしめ、救と爲り、依と爲り、眼と爲り、導と爲らんと。

(三)敬重

又、敬重せしむるが故なり。謂はく、一界の中に、唯、一の如來のみ有れば、便ち、深く敬重す。

(四)速に行ぜしむ

又、速かに行ぜしむるが〔爲めの〕故なり。謂はく、是の如く知らしむ。一切智尊は、甚だ遇ひ難しと爲す、彼れの立つる所の教を、應に、速に修行すべし。般涅槃し、或は、餘處に往いて、便ち、我等をして、無救無依ならしむること勿れと。

結文

故に、一界の中に、二佛の現はるること無し。

四種の輪王の治領の差別

是の如く說く所の四種の輪王の威の、諸方を定むるに、亦、差別有り。

金輪王

謂はく、金輪にありては諸の小國の王が各自ら來り迎へて、是の如き請を作す。我等が國土は、寛廣豐饒、安穩富樂にして、諸の人衆多し。唯、願くは、天尊、親しく教勅を垂れ給へ。我れ等は、皆、是れ天尊の翼從なりと。

銀輪王　若し、銀輪王ならば、自ら彼の土に往く。威嚴、近く至れば、彼れ方に臣伏す。

銅輪王　若し銅輪王ならば、彼の國に至り已りて、威を宣べ、德を競ひて、彼れ方に勝を推る。

鐵輪王　若し鐵輪王ならば、亦、彼の國に至りて、威を現じ、陣を列ね、尅勝して便ち止む。

輪王の尅伏と無害　一切の輪王は、皆、傷害すること無し。伏せしめて、勝つことを得已はれば、各、其の居る所に安せしめ、勸化して、(四五)十善業道を修せしむ。故に、輪王は、死して、定んで、天に生ずることを得。

七寶　(四六)經に說かく、輪王世に出現すれば、便ち、七寶有りて世間に出現すと。其の七とは何ぞ。

一には、輪寶、二には象寶、三には馬寶、四には珠寶、五には女寶、六には主藏臣寶、七には主兵臣寶なり。

(四七)象等の五寶は有情數の攝なり。如何にして、他の業が、他の有情を生ずるか。

【四五】十善業道。業品參照。

【四六】經とは、中阿含十一、七寶經、增一阿含三十三、雜阿含二十七等なり。其の所說に異あり。これを圖示すれば次の如し。

賢愚經十三、雜含廿七、又增一含三十三、藏臣云ニ居士ニ餘同、中含十一、七寶經、亦爾	金輪	象	馬	神珠	玉女	藏臣	兵臣
長含十八、新華嚴、因果經	輪	白象	紺馬	神珠	玉女	居士藏	主兵
佛本行集經	輪	珠	女	象	馬	藏	兵

【四七】象等五寶云云。七の中、輪珠の二を除く外五は、凡べて有情數に攝す。而して今の難意は七寶を輪王の過去世の業の異熟と見るものにして。從つて、輪王の業が今世に至

釋答

他の有情が、他の業より起るには非ず。然れども、先きに、互に、相ひ屬する業を造るに由りて、中に於いて、若し、一が、自業を稟けて生ずれば、餘も、亦、倶時に、自業に乘じて起るなり。

三十二大士の相

是の如く說く所の諸の轉輪王は、唯、七寶のみありて、餘の王と別なるのみに非ず。亦（一四八）三十二大士の相ありて殊る。

輪王と佛との相異

若し爾らば、輪王は、佛と何の異あるか。

（一四九）佛の大士の相は處正しく、明圓なれども、王の相は然らず。故に差別有り。

第四節　劫初の有情と國王の協立

國王の起源

劫初の人衆に、王有りと爲んか、無しと爲んか。

頌に曰はく、

（一五〇）劫初は色天の如し。後に漸く貪味を

りて、象など他の有情を異熟果と爲ること有りや、其の理云何との難問なり。

【一四八】三十二大士の相（Dvātriṃśan-mahā-puruṣa-lakṣaṇāni）

【一四九】此の文舊譯には更に詳し。即云、佛三十二相有二三德一、與二王相一不レ同、一處極正不レ偏、二極明了不二隱昧一、三極圓滿無二減缺一。

【一五〇】頌の舊譯

初生如二色界一、衆生漸貪レ味、爲二懶惰一儲レ畜、由レ財雇守レ田

衆生界の初より國王ありしにあらず。初め劫初の有情は恰も色界の諸天の如かりしも、漸やく地味に愛著するに及びて、ここに田地を分ち私有せ

増す。

貯ふるに由り、賊起り、惰にして防がんが爲めに雇うて田を守る。

劫初の有情

論じて曰はく、劫初の時の人は、皆、色界の如し。故に（一五一）契經に說かく、劫初の時の人は、（一五二）有色意成なり。肢體、圓滿にて諸根、缺くること無く、形色端嚴にして、身に光明を帶び、空に騰ること自在に、喜樂を飲食とし、長壽にして、久住すと。

段食の初め

是の如き類の、（一五三）地味漸く生ずることあり。其の味甘美に、其の香、鬱馥たり。時に一人有り。稟性、味に耽り、香を嗅ぎて愛を起し、取り嘗めて、便ち、食ふ。餘人も隨ひ學び、競ひ取りて之を食ふ。爾の時を、方に、初めて、段食を受くと名く。

日月の出現

段食に資けらるるが故に身漸く堅重にして、光明隱沒し、黑闇便ち生ず。日月衆星茲より出現す。

爾後の變化と男女の別

漸く味に耽るに由りて、地味、便ち隱れ、斯れより復た（一五四）地皮餅の生ずる有り。競ひ耽りて之を

産の制度を見るに至る。然るにその中には怠惰の者あり他の物を盗みて之を蓄ふる等の事起りしを以て、遂に人人協定して、國王を立てて、その非事を防がしむることとなりたるは、軈て世に國王あるの起源なりといふ。その君主機械論の說き方の、ホッブスの「レビアザン」(Leviathan)に於ける議論を想起せしむるものあるを注意せよ。

【一五一】契經とは長阿含廿二、世本緣經。

【一五二】有色意成(Rūpiṇo manomayāḥ)。意成と云ふは化生の意なり。

【一五三】地味(Pṛthivī-rasa)。

【一五四】地皮餅(PṛthivīParpa-ṭakaḥ)。舊譯、地皮乾。謂地中出、猶如ニ融餳一、地皮餅生者、地味漸乾成レ餅、名ニ地皮餅一(光記)。

食ふ。地餅、復た、隱れて、爾の時、復た、(一五五)林藤の出現する有り。競ひ耽りて食ふが故に、林藤も、復た、隱る。耕種するに非ざる(一五六)香稻自ら生ずること有り。衆共に之を取りて、以て所食に充つ、此の食、麤なるが故に、殘穢身に在り。蠲除せんと欲するが爲めに便ち、二道を生ず。斯れに因りて遂に男女根の生ずる有り。

非梵行

二根の殊あるに由りて、形相も、亦、異り。宿習力の故に、便ち、相ひ瞻視し、此れに因りて、遂に(一五七)非理の作意を生じ、欲貪の鬼魅に身心を惑亂せられ、意を失ひて猖狂し、(一五八)非梵行を行じ、人中の(一五九)欲鬼、初めて、此の時に發す。

私有財產と國王

爾の時に、諸人は食の早晩に隨ひ、隨つて香稻を取り、貯積する所無かりき。後時に人有り。性を稟くること懶惰にして、長く香稻を取り、貯へて後の食に擬す。餘人も隨ひて學び、漸く多く停貯し、此れに由りて、稻に於いて、(一六〇)我所の心を生じ、各貪情を縱にし、多く收めて厭ふこと無し。故に隨つて收むる處は、復た、再び、生ずること無し。遂に共に田を分ち、遠く盡きんことを慮防して、己が田分に於いては、悋護の心を生じ、他の分の田に於いては、侵奪を懷ふこと有り。劫盜の過の起ること、此の時に始まる。［これを］遮防せんと欲するが爲めに、共に聚り、詳議して衆の内に、一の有德の人を銓量

【一五五】林藤(Vana-latā)。葡萄の如き蔓草なり。
【一五六】香稻(Śāli)諸種の稻を指す。
【一五七】非理の作意とは婬心をいふ。
【一五八】非梵行とは男女交接のこと。
【一五九】欲鬼。舊譯、婬欲鬼。
【一六〇】我所(Ātmīya)とは「我のものと云ふ義。

し、各収むる所の六分の一を以つて、雇うて防護せしめ、封じて田主と爲す。(二六一)斯れに因るが故に、刹帝利の名を立つ。大衆欽承して、恩、率土に流る。故に復た、(二六二)大三末多王とも名く、自後の諸王は此の王を首と爲す。

婆羅門の初め

時の人に或は、情に居家を厭ひ、樂みて空閑に在りて、戒行を精修する有り。斯れに因るが故に、婆羅門の名を得。

財事と刑罰

後時に王有り。財物を貪悋して、均しく國土の人民に給する能はず。故に貧匱の人、多くは賊事を行ふ。王、[之を]禁止せんが爲めに輕重の罰を行ふ。殺害の業を爲すこと、此の時に初まる。

虚誑語の初め

時に罪人有り。心に刑罰を怖れて、其の過を覆藏し、想と異にして、言を發す。(二六三)虚誑語の生ずるは、此の時を首と爲す。

第五節　劫減時の大小の三災

第一項　小の三災

小の三災

劫減の位に於いて小の三災有り。

其の相は云何。

【二六一】斯れに因る云云。刹帝利の原語Kṣatriyaは田主の原語。kṣatriyaは實はKṣi(支配す)てふ語根より來り、「支配する」と云ふ形容詞を名詞として「支配者」の義に使ふものなるも、今はKṣi(住む)てふ語根より來れる語と見て斯く田主と解せるなり。

【二六二】大三末多王。舊譯、摩訶先摩多王。大三末多(Mahā-sammata)とは共許協立の謂なり。倘、舊譯には異有り云く、共雇二此人一爲二守田主一、彼說二此人一爲二差多羅莎末一、差多羅莎末(Kṣetra-svāmin)故得二刹帝利名一、大人共所レ許、能染二世間心一、是故初生二名摩訶先摩多王一。

【二六三】虚誑語(Mṛṣāvāda)舊譯、妄語。

頌に曰はく、

(一六四)業道增し、壽減じて、十に至り三災現ず。

刀、疾、飢、次の如く、七の日と月と年とに止む。

小三災の現

論じて曰はく、諸の有情の虚誑語を起してより、諸の惡業道は、後後、轉た增す。故に、此の洲の人壽は、漸く、減じて、乃し極十に至るとき、(一六五)小の三災現ず。故に、諸の災患は二法を本と爲す。一には美食に耽り、二には性懶惰なり。

三災

此の小の三災は、中劫の末に起る。三災とは、一に(一六六)刀兵、二に(一六七)疾疫、三に(一六八)饑饉なり。

(一)刀兵災

謂はく、中劫の末、「人壽」十歲の時に、人は、(一六九)非法の貪の相續を染汙し、(一七〇)不平等の愛、其の心

【一六四】頌の舊譯

次由㆓十惡增㆒、壽減至㆓十歲㆒、是劫由㆓杖疾、及饑災故出㆒、七日及七月、七年次第盡。

此の一段は以上虚誑語の生じたる以後の有情の變化と、其に伴ふ劫減に至る道程を説く一段なり。その叙述は例に依りて、機械的にして、上の如く業道の端を發したる有情は次第に益益罪障多く南洲の人壽の次第に減じて極少十歲に至るとき、刀兵、疾疫、饑饉の三災起り、多くの有情失命す。三災の期間は、刀兵七日、疾疫は七月七日間、饑饉は七年七月七日間にして、此の期を越ゆれば人壽は又增して增劫に向ふ。但し此三災は不殺生(刀兵)、布施(後二)等を修するによりて未來のそれを防ぐことを得と。

【一六五】小の三災とは、後に説く世界大破壞に際しての水火風の大の三災に對して、小といふなり。

【一六六】刀兵(Śastra)舊譯、刀杖。

【一六七】疾疫 Roga) 舊譯、同。

【一六八】饑饉(Durbhikṣa) 舊譯、饑餓。

【一六九】非法の貪とは姦通の欲。

【一七〇】不平等の愛とは或は偸盗し、或は劫奪して他の物を己の有とせんと欲すること。

を映蔽し、(一七一)邪法縈纏して瞋毒増上なるに爲りて、相見れば、便ち猛利の害心を起すこと、今の獵師の、野の禽獸を見るが如し。手に隨つて執る所、皆利刀と成り、各、兇狂を逞うして、互に相殘害す。

(二)疾疫災

又、中劫の末、十歳の時、人は、前の如き諸の過失を具するに由るが故に、(一七二)非人、毒を吐きて、疾疫流行し、遇へば、輒ち命終して救療す可きこと難し。

(三)饑饉災

又、中劫の末、十歳の時、人は、亦、前の如き諸の過失を具するが故に、天龍忿責して、甘雨を降さず。是れに由りて、世間は久しく饑饉に遭ふも、既に支濟するもの無ければ、多分は命終す。

世紀經の文

是の故に、(一七三)説きて言はく、饑饉に由るが故に、便ち、聚集と白骨と運籌と有りと。

經文の說明

聚集の意義及び其の二條

二種の因に由りて聚集有りと名く。一には人聚集、謂はく、彼の時の人は、極めて、飢羸するに由りて、聚集して死す。二には種聚集、謂はく、彼の時の人は、後の人を益せんが爲めに、其の所食を斂め、小篋に置きて擬して種子と爲す。故に饑饉の時を聚集有りと名く。

白骨

白骨有りと言ふも、亦、二因に由る。一には彼の時の人は身形枯燥し、命終して未だ久しからざる

【一七一】邪法縈纏とは顚倒せる思想を有すること即ち兩親の恩を知らざる等を云ふ。

【一七二】非人とは、惡靈惡鬼の如きを云ふ。

【一七三】長阿含廿二(第四分世記經三中劫品)云、云何名二飢餓一、爾時人民收二掃田里街巷道陌糞土遺穀一以自存レ命、是爲二飢餓(是當二運籌一)、復次飢餓劫時其人於二街巷市里屠殺之處及丘塚間一拾二諸骸骨一煮レ汁飲レ之、以レ此自活、是名二白骨飢餓、此文舊譯云、是時有二三糧一、一旃遮糧、二白骨糧、三籌糧、云云。

に、白骨便ち現ず。二には彼の時の人は、饑饉に逼られて、白骨を聚集し、汁を煎じて之を飲む。

運籌

運籌有りと言ふも、亦、二の因の故なり。一には粮の少なきに由りて、(一七四)籌を行じて之を食ふ。謂はく、一家中、長より幼に至るまで、籌の至る日に隨ひて少しの麤食を得。二には、謂はく、籌を以つて(一七五)故き場の蘊を挑て、少しの穀粒を得、多くの水を用つて煎じ、分けて共に之れを飲み、以つて餘命を濟ふ。

三災豫防の經說

然るに、(一七六)至教に、彼れを治する方を說ける有り。謂はく、若し能く一晝一夜不殺戒を持すること有らば、未來の生に於て、決定して、刀兵の災の起るに逢はず。若し能く、一の(一七七)訶梨怛鷄を以つて、殷淨の心を起し、僧衆に奉施せば、當來の世に於て、決定して、疾疫の災の起るに逢はず。若し能く一摶の食を以つて、殷淨の心を起して、僧衆に奉施すること有らば、當來の世に於て、決定して、饑饉の災の起るに逢はずと。

三災の期間

此の三災は起りて、各、幾の時を經るか。

【一七四】籌を行じてとは、くじ引にての義。

【一七五】故き場云云。光記云、場是積二聚穀麥一處、故名二場蘊一。舊譯云、昔時曾有二穀處一、開析以レ籌挑取、隨得二穀粒一、以二多水一煮レ之、飢以爲レ糧。

【一七六】至教云云。舊譯云、於經中傳說。順正理論(三十二)與レ之同。婆沙論曰二聖言說一(百三十四)。中阿含十二。

【一七七】訶梨怛鷄(Haritaki)。舊譯、訶梨勒。果の名なり、以て藥となすべし。最勝王經除病品云、訶梨勒一種具足有二六味一、能除二一切病一、無レ忌、藥中王。南海傳(廿右)云訶梨勒若能每日嚼二一顆一咽レ汁、亦終身無レ病云云。付法藏經三云、昔過去九十一劫、毘婆尸佛入涅槃後有二比丘一、甚患二頭痛一、薄拘羅、爾時作二一貧人一、見二病比丘一、施二一訶梨勒果一、比丘服訖病即除愈。緣レ施レ藥故九十一劫天上人中受二福快樂一未二曾有一レ病。

刀兵災の起るは、極は、唯、七日なり。疾疫災の起るは七月七日なり、饑饉は七年七月七日なり。此れを度せば便ち止みて、人壽は漸く增す。

東西二洲の似の災と北洲の無災

東西二洲には、似の災の起ること有り。謂はく、瞋增盛と、身力羸劣とにして、數飢渴せしむ。北洲には、總じて無し。

第二項　大の三災

大の三災

前に、「火災、世界を焚燒す。餘の災も、亦、爾り。應の如く、當に知るべし」と說きたり。何者をか、餘とするや。今、當に、具に「是れを」辯ずべし。

頌に曰はく、

〔一七八〕三災とは火、水、風なり。上の三定を頂とす。

次の如く、內災と等し。四には無し。不

【一七八】頌の舊譯
散集劫有レ三、由ニ火水風起一、三定二定等、次第三災頭、由レ等ニ彼內災一、四無不動故、無常衆生共、宮殿生滅故、七火一水災、然後風災起。
扨て上の如くにして漸く下り坂に向へる世界は、壞劫の初め所謂大の三災に遭ひて悉く壞せらる。三災とは火災水災風災の三にして、之れを外の三災と稱するなり。その中、火災は初禪まで破壞する力あり、水災は第二禪まで破壞する力あり、風災は第三禪まで破壞する力あり。これこの三災は、初禪二禪三禪の內にある內災たる心的動搖に應ずるが爲めなり。從つて不動地と稱せらるる第四禪に對しては火水風の三災も及ぶ所にあらざれども、ここの處も必ずしも常恆界にはあらず、何んとなれば、有情の生滅に伴ふが故なり。
但し、この火、水、風三災の世界を破壞するや、一時に三災起るものにあらずして、或時は火災のみ起りて、初禪までを破壞するに止まり、或時は水災のみ起りて二禪までに止め、或時は風災のみ起りて三禪まで及ぶことあり。而も之に亦順序ありて、火災七度引き續きし後に初めて第八度目に一度に水災來り、水災七

動なるが故に。
然れども、彼の器は常に非ず。情と共に
生滅するが故に。
要らず、七火にして一水あり。七の水火
の後に風あり。

大の三災の目的

論じて曰はく、此の大の三災は、有情類を逼めて、下地を捨てて、上天の中に集らしむるものなり。

三災の由縁

初めに火災の興ることは、七の日の現はるるに由り、次に水災の起るは、雨の霖淫に由り、後に風災の生ずるは、風の相撃つに由る。

三災と劫壊

此の三災の力は、器世間を壞す。乃至(一七九)極微も、亦餘り在ること無し。

度(從て火災はこの間に七八、五十六回ある譯なり)の後、風災生じて初めて第三禪を壞すといふ順序なり。故に、一には壞劫といふも、第三禪までを破壞するには六十四回の壞劫を經ざるべからず、之を六十四轉劫と名く。詳しくは長行を見よ。

【一七九】極微も亦云云。已に界品に於いて明せる如く、佛教殊に有部等に於いては、獨立的(散在)極微の存在を許さず、(之を許すは佛教中にては正量部。)唯組成的和合的物質の上に於いて可分析の究竟として之を說くに過ぎず。故に此の意味よりして劫壞に際して一般物質が物質としての存在を失ふ以上は、その物質の上に約してのみ其存在を說かるる佛教の極微が、剩り無く壞し去るは畢竟論理的に當然の歸結といはざるべからず。然るに勝論の極微は之れを立する目的が已に異るもの有り。蓋し佛教はその世界說明の所謂自然哲學に於いては、原始佛教以來、かの十二因緣の系列が示す如く主意論にして、從つて、之を更に形而上學的に力說せる有部の業力中心の自然哲學も、自ら業力を唯一中心としての一元的主意論にして、所謂極微は此の間に於いて殆んど與かる所無く、恐らくは他派等に起れる極微の名を繼承し來りて、物質はかくの如き者に分析し得と說くもの殊に無我論解明の必要より之を說くものに過ぎず。然るに勝論は所謂六句義の論に明なるが如く、多元論を取りて自然哲學を立つるものにして、極微も亦靜的なる物質元素の一役を其の間に演ずるも

劫壞論に附して勝論の極微常住論を駁す

〔然るに〕、一類の外道は、極微を以て常なりと執す。彼れは謂ふ。爾の時、餘の極微は〔散〕在すと。

勝論の極微の常なる所以

何に緣りて、彼れは、猶、餘の極微有りと執するか。

後の麤聚の生ずるに、種子の無きこと勿れとの故なり。

佛家の業力一元說を以ての難

豈に、前に、「諸の有情の業に由りて生ぜる風が、能く種子と爲る」と說きたるに非ずや。

佛家の別說

或は、此「の麤色」は、卽ち、(一八〇)前の災頂の風を以て緣と爲し、風を引生して、種子と爲す。

化地部の說

(一八一)又、化地部の契經の中には言はく、風の他方より種を飄して、此に來ると。

勝論の答

(一八二)爾りと雖も、芽等の生ずる時、是れ種等の因が、親しく引起する所なりとは許さず。

のなり。故に世界の壞時に萬有が極微に還元せられ、從つて極微自身の常住なるべきことは、その根本出發點より當然の歸結なり。(井上圓了博士の佛教活論序論には俱舍を以て、業力對極微の二元論の如く說き有るも、之れ正しき見解に非ず)。尙ほ以下の問答は、凡てこの考の下に相互に交換されたるものなれど、その立場の異るに應じて、其術語やそれに對する槪念に異るものあるを以て、嚴格に云へば、ねらひ所を失して、稍もすれば、言葉尻を捕へて、枝より枝に飛び行くが如き感あるを免れざるものあるを忘るべからず。

【一八〇】前の災頂の風とは前の世間の壞劫の時の風を用て緣となし、下地の風を引きて其の種子と爲し、諸の世界を生ずる意。

【一八一】又化地部(舊譯、彌嬉沙塞部Mahīśāsaka)云云。長含二十二、世本緣品云、有二何因緣一、世間有二五種子一、有二大亂風一、從二不敗世間一吹二種子一來生二此國一、一者根子、二者莖子、三者節子、四者虛子、五者子子、是爲二五種子一、以二此因緣一世間有二五種子一。增一阿含三十四云、爾時有二此殺盜心一、無三復有二此自然粳米一、爾時有二五種穀子一、一者根子、二者莖子、三者華子、四者果子、五者枝子、及餘所生之種子、是謂二五種子一、皆是他方刹土風吹使レ來取用作レ種云云。

【一八二】爾りと雖も云云。勝論の答なり。佛敎にては爾かく說くやも知れざれど、我宗にては之れを認めず。例へば麥芽の生ずる時、麥種がその親因緣となるとは說かず。麥芽

論主の問 若し爾らば、芽等は、何より生ずるか。

勝論の答 (一八三)自の分より生ず。如是の自分は、復た自分よりし、展轉して、乃至、最細の有分は、極微より生ず。

論主の問 芽等の生ずる中に於いて、種等は何の力有るか。

勝論の答 能く芽等の極微を引集することを除きては、種等は、更に、芽等を生ずる力無し。

有部を以て徴す 何に縁りて、定んで、是の如き執を爲すか。

勝論は異類相生を許さず (一八四)異類より生ずることは、定んで、理に應ぜざればなり。

徴 何の理に應ぜざるか。

勝論の根據 (一八五)定まり無かるべきが故なり。

論主異類相生の例を出す (一八六)功能の定るが故に、不定の失無し。(一八七)聲や熟變等の異類より、定んで、生ずるが如し。

と麥種とは、それぞれ異れる要素(細分すれば極微)より成立し、其間にはただ助因關係あるに過ぎずと說く。從つて汝の言ふが如く、業風が親因緣となりし異れる種子を生ずとは、我宗の許さざる所なりと。蓋し勝論の主張は、所謂、因中無果論(Asat-kāryavāda)にて、果の生ずるためには、種種の因(和合因、不和因、助因)に依存すべく、決して因中に(例へば麥種中に)法爾として果(麥芽)を內存するものにあらずといふ意見に基く議論なり。

【一八三】自の分。自分とは芽は芽の組成要素、種は種の組成要素といふ義。かくして各各の組織要素を分解して最後の要素となれば、遂に父母の二極微に歸着すといふなり。(有分とは、その中に尙ほ分ち得べきものを有するといふこと、卽ち集合體をいふ)、但し勝論にては芽には芽極微あり、種は種極微より成立すと說くには非ず、極微の種類は地水火風の四に過ぎずといへど、今の爭ふ所は種を組織する極微は直ちに芽の極微なりといふことを認めざる點にあり。

【一八四】異類云云。勝論にては芽は芽、種は種とその概念の異るに應じてその體も異ると考ふるを以て、種より芽を生ずと許せば、異れる者より異れる者を生ずといふ不合理を來たすと考ふるなり。

【一八五】定まり云云。異類相生を許さば、因果關係の規定なきに至らんとなり。

【一八六】功能云云。異類なりと雖も、麥種には必ず麥芽を生ずる功能あるが故に、不定の失なからん。

【一八七】聲や熟變云云。この異類

勝論の答
(一八八)德法には殊ること有るも、實法は爾らず。現見するに、實法は唯だ同類より生ず。藤の枝を生じ、及び縷の衣を生ずる等の如し。

論主の非難
此れは理に應ずるに非ず。

理に非ずとは何ぞ。

(一八九)極成せざる[喩]を引きて、能立と爲すが故なり。

勝論問
今、此に引く所は、何にして極成せざるか。

論主答
(一九〇)藤と枝と、縷と衣とは、別なりと許すに非ざるが故に。卽ち、藤と縷と、[各]、合して安布することの同じからざるとき、枝と、衣との名を得。蟻行等の如し。

勝論徵
云何にして爾るを知るか。

論主答
(一九一)一縷の合する中には、曾て衣を得ず。唯、縷をのみ得るが故に。誰か有りて、障を爲し、

相生の間に一定の規定あることを勝論の宗義にて指摘す。勝論の説に從へば色、聲、香味、觸等又は合は德句義(屬性的原理)に攝せられ、火又は眼等は實句義(實體的原理)に攝せらる。而して、聲は相繫等(合等)の異類より生じ、決して香觸等の異類より生ぜず、異類の相繫等のみが聲の生ずるに功能あり。又熟變とは、卽ち熟より生ぜるものにして、色等を指す。此の熟變の色等は異類の火等より生じ、決して異類の眼等より生ぜず、火等のみが熟變を生ずるに功能あり。

【一八八】德法云云。德句義中に攝せらるるものは、いかにも異類より生ずることあるも、實體に屬するものは然らず、必ず同類相生なり。

【一八九】極成せざる云云。汝は藤と枝、縷と衣とを例となして同類相生の主張を推し立てんとしたれど、之の喩は、吾等の認めざるものなれば、能證たるの力を失ふとなり、ここにて、又再び喩に議論が移ることとなれるなり。

【一九〇】藤と枝云云。汝は藤より枝を生ずといへるが、いかにも藤と藤枝と別物ならば同類相生の例となし得べきも、元來、藤と枝とは、全體と部分に過ぎざれば、本來、別物にあらざるを以て、之を相生の例に引くは誤りなり、例へば蟻を離れて蟻の行列なきが如しとなり。然ども勝論にては、全體と部分、衣と縷との間に、所謂和合因緣(Samavāyi-kāraṇam)の因果關係を認むるを以て、勝論の宗義よりすれば、その例は必ずしも不適當なるにあらず(勝論の因果

衣を得ざらしむるものぞ。

（一九二）若し一縷の中に、全衣の轉ずること無くんば、則ち一縷の上には衣の分有しども、衣は無かるべく、全衣は、唯、諸の分を集めしのみにて、更に、別に、有分の、衣と名くるもの有るに非ずと許すべし。

衣分と縷との關係に關しての疑義

（一九三）又、如何にして、衣分の縷に異ることを知らん。若し、衣は、要らず、多くの所依の合するを待つと謂はば、唯、多縷の合するに於いても、亦、衣を得べきなり。

（一九四）或は、應に、畢竟じて、衣を得る理無かるべし。中と及び餘邊とは、根に對せざるが故なり。

（一九五）若し漸次に、皆、根に對す可しと謂はば、則ち、眼と身とは、唯、諸の分をのみ得すべ

觀に就ては、木村著印度六派哲學三六〇―三六六を見よ）

【一九一】一縷云云。之れ論主は、勝論が全體と部分とを別に見、而も部分は全體に依存すといふ説を、縷と衣との例によりて破せんとしたるものなり。

一縷の合する中にはとは、其の縷が眼及び觸と合せること卽ち一縷を見たる時と云ふ義なり。若し部分としての縷が全衣に依存すとせば、何の故に、それが直ちに衣と見られぬか。衣たらしめざる障礙は何物か。

【一九二】若し云云。若し汝は、縷はいかにも全衣に依存すれども、一縷のみにては、ただ衣の一部分のみにて未だ全衣の概念を得る能はずと言はば、畢竟するに、全衣は、卻て部分の集合體にして、部分を離れて、別に有分、卽ち部分を有する全衣なるものなしとせざるべからず。

【一九三】又如何にして云云。勝論者が若し之に答へて「一體、縷と全衣との關係を考ふるに、我は飽くまで之を全體と部分といふ立場より見るに反し、汝佛者の方にては、一縷の具體物に就て云爲し、之を概念化して考ふることをせざるが故に、我が主張の眞理を理解し得ず」と言はん。然ども我はその辯解を承認せず。何んとなれば全衣の部分としての縷と、一つ一つに離しての縷との間に相異なければなり。更に亦、汝勝論者が轉救して、全衣は全衣として各縷の外に存すれど、その具體的の全衣たる爲めには多縷を所依とせざるべからずと言はば、單に

く、彼れは有分の衣を得ずとは說くべからず。故に、卽ち諸分に於いて、漸次に了別して、總じて有分の覺を起すこと旋火輪の如し。謂はく、若し縷の異れる色と類と業とを離れては、衣の色等の三は、得可からざるが故に。

衣と縷と其の色等との關係

〔一九六〕若し、錦衣の上の色等は、衣に屬すといはば、則ち、實は、異類より起ると許すべし。一一の縷の色等には、種種の異なきが故なり。或は、一分の異の色等の無き邊に於いては、衣を見ざるべし。彼れは衣を顯はすに由るが故なり。或は、卽ち彼れの分にも、異の色等を見るべし。衣は、必ず、異の色等の相有るを以ての故なり。

〔一九七〕彼れは、有分の體は、唯、是れ、一にして、而も種種の色と類と業との殊ること有りと

多縷を集合して別に織ることをせざるも全衣を得べき筈ならずや。而も實際に於て、然らざるは、畢竟、全衣なるものは多縷を織つて初めて成立するものなるが爲めなり。

【一九四】以上は縷を立場として、縷以外に全衣なきことを論じたるものなるが、更に之を認識論の方面よりするも――この認識論的方面は勝論の主張の据わり場なり――同じく全衣といふ認識を得難し。何んとなれば、吾等は衣の一邊を見てゐる時は、その中邊や餘邊に及ばず、部分部分を漸次に見て行くも、畢竟部分の認識のみを得て、全體の認識を得ざればなり。故に吾等の有する全體なる觀念は、要するに旋火輪の如きものにて、部分の認識が連續して一體を爲すに外ならざるべからず。從つて各縷に備はる色彩、種類、作用などを離れて、別に全衣の其等を得べからざるも勿論なりとす。

【一九五】若し漸次に云云。或は斯くしても尙ほ根と衣の中等の部分は相應せず、故に唯だ縷を合しても衣を得ずと言ふならば、畢竟じて衣を得る理無かるべし、衣を得しむる中、及び餘の部分が根に對することは、畢竟じてあらざるべきが故に。

【一九六】若し錦衣云云。勝論者は之を救ひて、部分の色彩等を離れて別に全體の色彩等なしといふは不當なり。例へば錦の如きは、その色彩業用等、錦衣として初めてあるものにして個個の縷に具備するにあらずと。然れども此說には次ぎの如き難點あり。

第一には、その主張は總て、

許す。審にするに、斯の如きこと有るは、甚だ靈異と爲すべし。

義便に勝論の火大を破す

（一九八）又、一火の光明界の中に於いて、遠近同じからざれば、燒照に異有りて、觸と色との差別することは、成ずることを得ざるべし。

伏難を通す

（一九九）「又」、各別の極微には、根の境たることを越ゆと雖も、共に聚集すれば現に根證すべし。彼れの宗とする所の、合して能く果を生ずといふが如し。或は、眼等の、合して、能く、識を發するが如く、又、翳目の、散髮を視る時、若し多く相隣れば、彼れ、則ち能く見るも、一一、遠く住せば、便ち見の能無きが如し。極微の根に對する理も、亦、爾るべし。

色の壞と極微

（二〇〇）又、卽ち色等に於いて、極微の名を立つるが故に、色等の壞する時は、極微も亦壞すべ

先きに汝が拒否したる實類の間に於ける異類相生を認むるの矛盾を來たすべし。何となれば一一の縷になきものが全衣に於て顯はるとせば、異類より、異類を生ずるといふこととなるべければなり。

第二に、錦衣の上に顯はるる色彩等を錦衣の特徴とすれば、錦衣中にて其等の色彩の顯はれざる部分に對しては、衣の觀念を宛てはめ得ざるに到るべし。何んとなれば色彩等は聽て錦衣を代表すと主張すればなり。

第三に、色彩等のなき部分をも衣と認むと言はば前の說と遂に色彩等なき所にも色彩等を見るといふ不都合を起さざるべからず。何んとなれば色彩等を錦衣の代表とする限り、而して苟も或物を錦衣と認むる限り、その物と色彩等と離すべからざればなり。

【一九七】彼れは云云。彼れ勝論者が有分卽ち全衣の體は唯一なれど、種種異れる色類等を生じ、而もそは同類性なりと主張す。併し、能く考へて見れば、若しかかることありとすれば、そは實に摩訶不思議と言はざるべからずと嘲笑したるなり。

【一九八】又一火の云云。勝論は個個の縷以外に、別に全衣ありと說くが如く、又、個個の火極微以外に全體としての一光明ありと說く。今論主は、全衣を破したる序でに亦之を破せんとするなり。卽ち謂へらく、若し一火の光明は部分以外に全體としてあるものならば、同じ光明にても遠く燒觸する時は痛み少く、近く燒觸する時は痛み多く、又、遠く照らす時は昧く、近く照らす

し。

勝論の救

〔二〇一〕極微は、實に攝し、色等は德に收む。體を異にするを以て、定んで、俱時に滅すべからず。

有部を以て極微と色等との別體說を破す

此の二の體の別なること、理として必ず然らず。審らかに觀る時は、色等を離れて、別に地等の有るに非ざるを以てなり。故に、體は別に非ず。

認識關係より見ての地等の極卽ち微色

又、〔二〇二〕彼の宗の中には、自ら地等を、眼と身との取る所なりと許す。寧ぞ、色と觸とに異らんや。

色を離れて別の地大等無し

又、〔二〇三〕毛氈紅花等を燒く時、彼の覺は、則ち、無し、故に、毛等の覺は、但だ、色等の差別を緣じて起るのみ。熟變して生ずる時は形量等しきが故に、〔二〇四〕猶、行伍を「記識するが」如く、瓶

時は、明なり等の區別はいかにして起り得るか。是等の起り得るは、所詮、光明は全體として一なるものにあらずして、火極微より成立するが爲めに、その極微の厚薄によるとせざるべからず。

【一九九】〔又〕各別の極微云云、勝論にては、各別の極微は感官的知覺以上なるを以て、感官知覺に屬する光明、衣等の物は各極微以外の存在なりと主張す。然どもこは非なり。何んとなれば個個の極微は、いかにも感覺的認識以上ならんも合すれば感官(根)にて現得し得べければなり。之れ勝論にても微細物の集合によりて麤果生ずと立つる所の考へ方に合するものにして、眼と色と光明と作意と合すれば、能く眼識を發し、又、瞖目の人が一本一本の毛髮は見能はざる」集合したるものをば見得ると同班なり。豈に、個個の根證以上なりとて、その個個の集合體まで、根證以上と片附くる理由あらんやと。

【二〇〇】又卽ち云云、又勝論は色味香觸に就て色の極微、味の極微などと說くが故に、色味等の現象破壞し去るべしとなり。蓋し勝論は色味香觸を以てそれぞれ地水火風の屬性(德)なりと說き、而もその地水火風は極微より成ると說くを以て、論主はこの難を呈出したるなり。

【二〇一】極微は云云。極微は實句の攝、色味等は德句の攝なり。

【二〇二】彼の宗云云。若し汝は、地等は根の境を越ゆるが故に眞に此は地等の色等なりと、確定すること能はずと云ふならば、然らば言ふべし、勝論に於ては自ら實句義中の地等

盆を記識す。(二〇五)若し形を觀ずんば、記識せざるが故にり。

論諍を止む

(二〇六)誰か愚類の狂言を採錄すべき。故に彼の宗に對して廣く諍ふことは應に止むべし。

大の三災の頂點
火災の頂

此の三災の頂は、何れの處に在りとせんか。第二靜慮を火災の(二〇七)頂と爲す。此れより下は火の爲めに焚燒せらるるが故なり。

水災の頂

第三靜慮を水災の頂と爲す。此れより下は水の爲めに浸潤せらるるが故なり。

風災の頂

第四靜慮を風災の頂と爲す。此より下は風の爲に飄散せらるるが故なり。

下三定の災に遭ふ所以

何に縁りて下の三定は、火、水、風の災に遭ふに隨つて何れの炎の上をも彼の災の頂と名くるか。

內災

初、二、三の定の中には(二〇八)內災「の」彼れに

は、眼根の所取と許すは德句の色と同じく、身根所取と許すは德句の觸に同じとの意。

【二〇三】毛氈云云、毛等は地大を體とす。燒かぬ以前には唯毛等と見るも燒けば其の覺無し。爾れば毛等は唯靑黃等の色の差別を緣じて起るものにして、從つて毛等の體は卽ち色を離れて別體あるに非ずとの謂。

【二〇四】若し色等の識の起るは毛等の實あるが故なりと言ふならば、破して言ふべし、泥團の熟變して生ぜるときに是れ瓶なりと記識するは、其の色等の形が他の瓶と等しければなり。色等の外に別に瓶の實あるに非ず、猶ほし、蟻の行伍と云ふ時に蟻を離れて別に行伍無きも、以前の行伍の形と其の形が等しきを以て、其を蟻の行伍なりと記識するが如し。

【二〇五】云何にして、記識するは、實が形の等しきが故にして、實が依然として存するが故に非ずと云ふやと言はば答へて曰ふべし、人が瓶を記識するは、其の缺損の個處高低等の形を觀るが故にして、此の形を觀て、其の等しきより此を記識するなり、此の事を離れては畢竟じて記識すること能はざるが故なり。

【二〇六】誰か云云。遂に勝論師の說を狂言に過ぎずと結べるなり。要するに斯く復雜なる議論を重ねたる所以は、勝論の方にては例の概念を實在化するの哲學に立ちて、全體と部分との異ることを主張し、依つて以て、全體が破壞したるも部分の終極たる極微の破壞せざることを立證せんとしたるに對し、論主の方にては全

初定の尋伺内災

等しき「ものある」が故なり。謂はく、初靜慮は尋伺を内災と爲す。能く心を燒惱すること、外の火災に等しきが故なり。

二定の喜受の内災

第二靜慮は喜受を内災と爲すに輕安と倶に身を潤すこと、水の如くなるが故に。〔二〇九〕遍身の麤重は、此れに由りて、皆、除くが故に。〔二一〇〕經に説く、苦根は第二靜慮に滅すと。

三定の動息の内災

第三靜慮は〔二一一〕動息を内災と爲す。息は、亦、是れ、風なり。外の風災に等しきが故に。若し此「れ等」の靜慮に入るとき、是の如き内災有れば、此の靜慮に生ずる時は、是の外の災壞に遭ふ。

地災無き所以

何に縁りて、地を立てて、亦、災と爲さざるか。器世間は、卽ち、是れ、地なるを以ての故なり。但だ、火等は地と相違すべし。說きて地は、還た、地に違すとは言ふべからず。

第四定には外災無し

第四靜慮は何を外災と爲すか。彼れには外災無し。内災を離るるが故に。此れに由りて、佛は、彼「の靜慮」を說きて、不動と名け

體と部分とは不離の者故、全體が破壞すれば部分も破壞し從て極微も破壞し去ることを證明せんとしたるものなり。

【二〇七】頂といふは、そこ以下といふ義。それをも含めたる意味にあらず。

【二〇八】内災 Ādhyātmikāpakṣala とは自己身中の災患の義。

【二〇九】遍身の麤重云云。欲界の苦受は不調柔性なるが爲めに名けて麤重といふ。之れ身中に遍在する所なり。二定の喜受は之れを除き得。

【二一〇】經とは中阿含五十八法樂比丘尼經。

【二一一】動息とは、出入二息のことなり。

たり。内外の三災の及ばざる所なるが故なり。

異譯

有るは說く、彼の地には、淨居天有るが故に、彼れは、諸災の壞する所に逢はず。(三二)彼れは無色天に生ずべからず。亦、復た、更に、(三三)餘の處にも往くべからざるに由ると。

第四定は常か

若し爾らば、彼の地の器は、是れ、常なるべし。

答

爾らず。有情と俱に生じ、俱に滅するが故なり。謂はく、彼の天處には、總じて、地形無く、但だ衆星の居る處の各別なるが如し。有情の彼れに於いて生ずる時と、死する時とに、所住の天宮は隨つて起り、隨つて滅す。是の故に、彼の器の體も、亦、常に非ず。

三災の次第

說く所の三災は云何んが次第する。

(三四)要らず、先づ、無間に、七の火災を起し、其の次に、定んで、一の水災起るべし。此の後、無

【三二】彼れは云云。舊譯云、由二淨居天威力一故無レ災、何以故、彼無下能得レ入二無色界一、及住二餘處一受生上、定於レ彼般涅槃故、於レ彼無レ災。彼の淨居天は毘波奢那(Vipaśyana觀)の行者にして、奢摩他(Samatha止)の行者に非ず、無色は止のみ現行する所なり。

【三三】餘の處とは下他を指す。彼は勝進する者にして、退還する者に非ざればなり。

【三四】要らず云云。以下に述ぶる順序は、前にも說明し置けるが如く、同一壞劫の現象を述べるものにあらず。成住壞空の無限循環の間に於ける順序なり。卽ち、壞劫の終りをなすに、火災を以てすること七回續いて第八回目には水災を以てし、更に此順序を繰返へすこと七回、第八回の時に、初めて風災起るなり。卽ち火災五十六回に對して水災七回、風災一回といふ割合になるなり。從つて火災を以てする壞劫の時には初禪を限りとして、其以下のみに行はれ、水災を以てする際は二禪を限りとし、風災を以てする際は三禪を限りとし、以下凡てに及ぶといふ順序なるも勿論なりとす。之を六十四轉劫と名く。

間に、復た、七の火災有り。七の火災を度りて、還た、一の水「災」有り。是の如くにして、乃至、七の水災を滿して、復た、七の火災あり。後に風災起る。是の如くにして、總じて、八の七の火災と、」一の七の水災と、一の風災との起る有り。

其の所以

何に緣りて、是の如くなるか。

彼の有情の修する所の定の因の、上に於いては、漸に勝るに由るが故に、身壽を感ずることも、其の量は漸に長し。是れに由りて、居する所も、亦、漸に久しく住す。此れに由りて、善く施設足論の文に、「遍淨天の壽は、六十四「大」劫なり」といふを釋す。

大正九年十一月十日印刷
大正九年十一月十三日發行
昭和二年五月十五日再版發行
昭和四年一月廿五日三版發行

國譯大藏經 論部第十一卷

【非賣品】

（岡山製本）

編輯兼發行者 東京市神田區小川町一番地 國民文庫刊行會
右代表者 東京市本郷區西片町十番地 鶴田久作
印刷者 東京市小石川區久堅町百八番地 君島潔
印刷所 東京市小石川區久堅町百八番地 共同印刷株式會社

發行所 電話神田一五三五番 一八三八番 振替東京一八五七二番 國民文庫刊行會



